

福岡市地域防災計画

(風水害対策編)

平成24年6月

福岡市防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節 風水害対策編の目的	1
第2節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱	2
第3節 市民及び事業所の責務	7
第4節 災害の想定	7
第5節 防災計画の修正	7
第6節 計画の周知徹底	7

第2章 災害予防計画

第1節 災害予防	9
第1 風水害予防	9
第2 都市防災	11
第3 高潮災害予防	12
第4 土砂災害予防	13
第5 建築物災害予防	15
第6 地下空間浸水対策	15
第7 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	20
第2節 防災体制の整備	28
第1 災害予防及び災害時活動体制の整備	28
第2 情報収集・伝達体制の整備	29
第3 消防、医療体制の整備	30
第4 道路交通体制の整備	31
第5 防災訓練	32
第6 災害ボランティア等への支援対策の推進	33
第7 防災に関する調査研究	33
第3節 自主防災体制の整備	35
第4節 被災者支援対策	39
第1 生活支援対策	39
第2 避難対策	40
第3 要援護者対策	41

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制	43
第1 福岡市災害対策本部等	43
第2 職員の動員・配備	46
第3 応援要請	48
第4 災害救助法の適用	53
第2節 情報の収集・伝達	54

第3節	災害時の広報	60
第1	実施機関及び広報事項	60
第2	広報の方法	60
第3	生活関連情報等	62
第4節	救出，救急計画	63
第5節	保健医療及び助産計画	64
第6節	避難対策	67
第7節	警備・交通対策	75
第8節	輸送計画	76
第1	輸送計画	76
第2	緊急輸送対策	78
第9節	生活救援対策	83
第1	食料の供給	83
第2	飲料水，生活用水等の応急給水	84
第3	生活必需品の供給	84
第4	愛玩動物対策	85
第5	義援金等の受け入れ，配分計画	86
第6	住宅対策	86
第7	家屋等資産被害に関する調査及びり災証明の発行	87
第10節	民間団体，ボランティアとの連携	90
第1	民間団体等との協力体制	90
第2	ボランティアとの連携	90
第11節	要援護者対策	92
第1	基本方針	92
第2	在宅要援護者安全確保，支援	92
第3	社会福祉施設入所者の安全確保	93
第4	外国人の安全確保，支援	93
第12節	防疫計画	94
第13節	清掃計画	96
第14節	行方不明者の捜索，遺体の処置・埋火葬	97
第1	行方不明者の捜索	97
第2	遺体の収容・処遇	97
第15節	応急教育対策	99
第1	実施体制	99
第2	災害発生時の緊急措置	99
第3	応急教育の実施	101
第4	教育施設が避難場所となった場合の対策	103
第5	文化財，社会教育施設等の対策	103
第16節	障害物の除去	104

第17節	在港船舶対策	106
第18節	ライフライン施設の応急対策	107
第1	電話施設	107
第2	電力施設	108
第3	都市ガス施設	109
第19節	石油事故対策	112
第20節	放射線災害応急対策	117
第21節	農畜産物応急対策	120
第22節	地下埋設工事等に伴う事故対策	121
第23節	その他災害応急対策に必要な事項	123
第4章	災害復旧計画	
第1節	災害復旧計画の基本方針	125
第1	災害復旧・復興の方針	125
第2	災害復旧・復興の組織等	125
第3	災害復旧・復興計画の策定	125
第4	災害復旧・復興本部の設置に至らない場合の体制	125
第5	災害復旧・復興事業からの暴力団排除活動	125
第2節	市民生活再建のための施策	126
第1	各種施策の決定, 周知	126
第2	被災市民に対する生活援護・災害復旧援助措置	126
第3	租税等の減免等	126
第3節	災害復旧事業に伴う国の財政援助	131
第4節	災害対策基金に関する計画	133
福岡市水防計画		135

第1章 総 則

- 第1節 風水害対策編の目的
- 第2節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱
- 第3節 市民及び事業所等の責務
- 第4節 災害の想定
- 第5節 防災計画の修正
- 第6節 計画の周知徹底

《 第 1 章 総 則 》

第 1 節 風水害対策編の目的

市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、福岡市の地域（石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 2 条第 2 号に規定する石油コンビナート等特別防災区域を除く。（以下「福岡市の地域」という。））に係る災害対策に関して防災活動の万全を期し、社会の秩序と公共の福祉の確保に資するものである。

第2節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱

各防災関係機関は、それぞれの役割に応じ、相互に協力して、災害の防止、応急対策の実施に努めるものとする。

1 福岡市防災会議

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び福岡市防災会議条例（昭和38年福岡市条例第21号）に基づいて設置された機関であり、本市における防災に関する基本方針及び基本計画を作成し、その実施を推進する。

(1) 所掌事務

- ① 福岡市地域防災計画を作成しその実施を推進する。
- ② 福岡市の地域にかかる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- ③ 福岡市の地域にかかる災害が発生した場合において、当該災害にかかる災害応急対策及び災害復旧に関し、福岡市、福岡県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。
- ④ 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進する。
- ⑤ 水防法（昭和24年法律第193号）第25条に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。
 福岡市防災会議条例 (資料編39頁)
 福岡市防災会議運営規定 (資料編41頁)
 福岡市防災会議委員・幹事名簿 (資料編42頁)

(2) 組織

- ① 会長 福岡市長
- ② 会長代理 福岡市副市長
- ③ 組織機関
 - 1) 福岡市
 - 2) 福岡県
 - 3) 福岡県警察
 - 4) 指定地方行政機関
 - 5) 陸上自衛隊第19普通科連隊
 - 6) 指定公共機関
 - 7) 指定地方公共機関
 - 8) 消防団
 - 9) その他防災関係機関

2 事務の大綱

(1) 福岡市

市域内の住民の生命，身体，財産等を市民から保護する直接の責務を有し，各関係機関と連携して，防災に関する施策を実施する。

福 岡 市	<ul style="list-style-type: none"> ① 福岡市防災会議に関する事項 ② 防災組織の整備に関する事項 ③ 防災に必要な施設及び資材の点検，整備に関する事項 ④ 市域内の災害危険区域等防災情報の把握に関する事項 ⑤ 防災知識の普及，防災に関する訓練及び自主防災組織等の地域住民組織の活動支援に関する事項 ⑥ 予・警報の伝達及び避難準備・勧告又は指示に関する事項 ⑦ 災害に関する情報の収集，伝達及び被害状況の調査に関する事項 ⑧ 消防，水防，避難者の救護，救助，その他市民の保護に関する事項 ⑨ 避難所の開設・運営，被災者への食糧，水，日用品等の物資の供給に関する事項 ⑩ 被災地の清掃，防疫等保健衛生，文教，交通等の対策に関する事項 ⑪ 災害復旧・復興の実施に関する事項
-------	--

(2) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は，関係機関と連携・協力しながらその防災活動を実施するとともに，市，県等の活動が円滑に行われるよう，連絡・調整に当たる。

福岡財務支局	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事項 ② 国有財産の無償貸付け等の措置に関する事項 ③ 地方公共団体への災害融資に関する事項 ④ 災害復旧事業等の査定立会等に関する事項
九州厚生局	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害状況の情報収集 ② 関係職員の現地派遣 ③ 関係機関との連絡調整
九州農政局福岡地域センター	災害時における主要食糧の需給対策に関する事項
九州運輸局福岡運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における陸上及び海上輸送の調査，指導に関する事項 ② 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令に関する事項 ③ 災害時における船舶運航事業者に対する航海命令に関する事項 ④ 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整に関する事項
九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> ① 港湾，海岸災害対策に関する事項 ② 高潮，津波災害等に対する港湾，海岸予防計画に関する事項
大阪航空局福岡空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> ① 飛行場及びその周辺における事故その他飛行場における事故に関する消火及び救助に関する事項 ② 遭難航空機の捜索及び救助に関する事項
福岡海上保安部	災害時海上における人命，財産の救助，その他救済を必要とする場合の援助並びに海上の治安警備に関する事項

福岡管区気象台	<ul style="list-style-type: none"> ① 気象，地象（地震及び火山現象を除く），水象の観測及びその成果の収集，発表に関する事項 ② 気象，地象，水象の予報及び警報・注意報，並びに台風，大雨，竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに，これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。 ③ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に対する，技術的な支援・協力に関する事項 ④ 災害の発生が予想されるときや，災害発生時において，都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。 ⑤ 都道府県や市町村，その他の防災関係機関と連携し，防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発活動に努める。
九州地方整備局福岡国道事務所	一般国道の指定区間内における防災対策に関する事項

(3) 自衛隊

陸上自衛隊 第19普通科連隊	平素からの災害状況把握の連携及び県知事等の災害派遣の要請に基づく人命救助，生活救援，被害の拡大の防止その他の市等の災害応急対策の支援・協力に関する事項
-------------------	---

(4) 福岡県警察

福岡県警察	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害予防 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害警備計画に関すること イ 警察通信確保に関すること ウ 関係機関との連絡協調に関すること エ 災害装備資機材の整備に関すること オ 危険物等の保安確保に必要な指導，助言に関すること カ 地下街等の保安確保に必要な指導，助言に関すること キ 防災知識の普及に関すること ② 災害応急対策 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害情報の収集及び伝達に関すること イ 被害実態の把握に関すること ウ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること エ 行方不明者の調査に関すること オ 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示，誘導に関すること カ 不法事案等の予防及び取締りに関すること キ 被災地，避難場所，重要施設等の警戒に関すること ク 避難路及び緊急交通路の確保に関すること ケ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること コ 広報活動に関すること サ 死体の見分・検視に関すること
-------	--

(5) 福岡県

福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害予警報等情報の収集・伝達に関する事項 ② 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事項 ③ 災害救助法に基づく被災者の援助に関する事項 ④ 自衛隊の災害派遣要請に関する事項 ⑤ その他所掌事務についての防災対策に関する事項
-----	--

(6) 消防団

消防団	災害の防護及び災害応急復旧対策に関する事項
-----	-----------------------

(7) 指定公共機関

九州旅客鉄道株式会社	鉄道施設の防災対策及び災害救助物資の緊急輸送対策に関する事項
西日本旅客鉄道株式会社 (新幹線管理本部福岡支社)	道施設の防災対策に関する事項
西日本高速道路株式会社(九州支社)	九州自動車道の防災対策及び災害時の輸送路の確保等に関する事項
西日本電信電話株式会社 (福岡支店)	電信電話施設の保全, 災害非常通話の調整に関する事項
日本赤十字社福岡県支部	① 災害時における医療, 助産及び死体の処理に関する事項 ② 災害救助の連絡調整に関する事項③ 義援金品の募集, 配分業務に関する事項
日本放送協会福岡放送	① 気象予報, 警報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及に関する事項 ② 被害状況等の広報対策に関する事項
日本通運株式会社(福岡支店)	災害時における救助物資等の輸送の確保に関する事項
九州電力株式会社(福岡支店)	① 電力施設の整備と防災対策に関する事項 ② 災害時における電力供給確保に関する事項
郵便事業株式会社福岡支店	① 災害時における郵便事業に係る特別事務取扱い及び援護対策に関する事項 ② 災害時における郵便事業運営の確保に関する事項 ③ 施設・用地の避難所や物資集積場所等として相互利用, 被災市民の避難先や被災状況等に係る情報の相互提供など, 災害時における相互協力に関する事項
郵便局株式会社 福岡中央郵便局	① 災害時における郵便局が取扱う業務に係る特別事務取扱い及び援護対策に関する事項 ② 災害時における郵便局業務運営の確保に関する事項 ③ 施設・用地の避難所や物資集積場所等として相互利用, 被災市民の避難先や被災状況等に係る情報の相互提供など, 災害時における相互協力に関する事項

(8) 指定地方公共機関

西部ガス株式会社	① ガス施設の整備と防災対策に関する事項 ② 災害時におけるガス供給確保に関する事項
(社)福岡県LPガス協会 福岡支部	災害時における緊急連絡、避難所(場所)への供給及びガス復旧に関する事項
西日本鉄道株式会社 自動車局営業部	鉄道施設の防災対策及び災害救助物資の緊急輸送対策に関する事項
社団法人福岡県水難救済会	水難による人命、船舶及び積荷の救済に関する事項
株式会社西日本新聞社	① 気象予報、警報等の報道等による周知徹底及び防災知識の普及に関する事項 ② 被害状況等の広報対策に関する事項
福岡県医師会	災害時における医療、助産に関する事項

(9) その他の防災関係機関

独立行政法人都市再生機構	管理する住宅等の防災対策及び災害時の被災住民への住宅の供給の協力等に関する事項
福岡北九州高速道路公社	福岡都市高速道路の防災対策及び災害時の輸送路の確保等に関する事項
社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会 及び区社会福祉協議会	災害時における災害ボランティアセンターの運営に関する事項
その他の団体	本市が実施する防災活動についての協力に関する事項

第3節 市民及び事業所の責務

1 市民の責務

市民は、自らの安全は自らが守るとの観点に立って、日常から災害時の家族の連絡方法、避難先、避難経路等を確認し、非常時の食料・水・日用品等の非常持ち出し品を確保しておくとともに、地域での自主防災組織などによる防災訓練等に参加するなど、風水害等に備える。

災害時には、地域において相互に助け合い、市その他の関係機関が行う防災活動と連携し、協力するよう努める。

2 事業者等の責務

事業者は、日常から防災体制の整備、従業員などの安全確保に関して準備するほか、事業所内での水防活動や避難等に関する訓練等を行うなど、風水害等への備えに努める。また、災害時には、地域住民と協力して防災活動を行い、地域の経済活動の維持に協力するとともに、市その他の関係機関が行う防災活動と連携し、協力するように努める。

第4節 災害の想定

福岡市域に発生する可能性のある災害は、台風、大雨を要因とする風水害と、地震、大火災、危険物の爆発、毒劇物事故、不発弾、大規模な交通事故、列車・地下鉄事故等に大別することができる。

このうち、本市の気象、地勢その他の特性を考慮すると、最も発生頻度の高い災害は台風と大雨による風水害である。

その想定される災害の規模は、過去において被害の大きかった昭和28年、38年、47年、48年、平成11年、平成15年及び平成21年の梅雨前線による集中豪雨及び昭和55年の大雨、平成3年の台風災害を基準とするものとする。

このほか、大火災、爆発、大規模な事故等にも対処し得るようこの計画を策定する。

第5節 防災計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年定期的に検討を加え、必要があると認められるときは修正する。

その際には、男女共同参画の視点や高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に対する配慮に留意するなど、人権尊重の視点に立って検討を行う。

第6節 計画の周知徹底

この計画は、福岡市の職員及び関係地方行政機関、関係公共機関その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるとともに、計画のうち必要な事項については地域住民にも周知徹底を図る。

http://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/bousai/bousai/bousai-keikaku_2_4_2.html

第2章 災害予防計画

- 第1節 災害予防
- 第2節 防災体制の整備
- 第3節 自主防災体制の整備
- 第4節 被災者支援対策

《 第2章 災害予防計画 》

第1節 災害予防

第1 風水害予防（道路下水道局，農林水産局）

この計画は風水害による災害を予防するために必要な事業又は施設の整備を図るための計画である。

1 河川整備計画

本市を流れる河川については，一級河川を除く二級河川，準用河川，普通河川の131河川，257.9kmがあり，雨水排水の根幹を担っている。

近年の局地的・記録的豪雨や市街地の進展などにより，雨水の流出量が増大し，今後も引き続き水害が懸念される状態となっている。

このため，主要河川である二級河川については県管理河川であるが，本市においても，きめ細かい治水対策を進めるために，都市基盤河川として20河川（約54.2km）の整備を推進している。

さらに，本市の管理河川である準用河川の整備推進や県事業との連携を図り，今後とも甚大な浸水被害を及ぼすおそれのある河川の優先的な整備や周辺のまちづくりとの連携による事業の効率化を図るとともに，雨水流出抑制施設として効果の高いため池の活用や既存治水池の貯留能力の拡充を行い，下水道整備とも連携した総合的な浸水対策を推進していく必要がある。

なお，平成21年7月の中国・九州北部豪雨により甚大な浸水被害を受けた那珂川及び樋井川については，平成22年4月福岡県において緊急かつ集中的に河川整備を行う「床上浸水対策特別緊急事業」の採択を受け，平成26年度までの5年間の予定にて事業を実施しており，本市も県との連携体制を強化することで，事業の促進を図っていく。

2 下水道整備計画

(1) 全体計画

本市の行政面積は34,170haであるが，マスタープランに基づき市街化区域を中心として，市街化調整区域内の集落も含め18,212haの区域を将来計画区域とし，地勢と水系等から西戸崎，和白，東部，中部，西部，南部，新西部の7処理区に分割し公共下水道の排水計画をたて整備を進めている。

なお，南部処理区の処理場と汚水幹線は流域下水道として県の施行になっている。

全体計画表

区 分	面積(ha)	備 考
市 域 面 積	34,170	
平成23年度末下水道整備面積	16,627	
平成27年度末下水道整備計画面積	18,212	農業集落排水事業(54ha)及び漁業集落整備事業(51ha)で行なう区域を含まない。

処理区別排水区域一覧表（※印は流域関連公共下水道）

処 理 区	計画処理面積	区 域	域内の主な用途地域	域内主要河川及び水路
西戸崎	161	西戸崎，大岳，志賀島	住居地域	
和 白	1,421	香住ヶ丘以東	〃	唐の原川
東 部	3,690	御笠川以東，香住ヶ丘迄	住居・工業・準工業地域	多々良川，宇美川，御笠川
中 部	2,713	御笠川以西，金屑川迄	商業・住居地域	御笠川，樋井川，金屑川，那珂川
西 部	4,999	樋井川以西(草ヶ江，西新部を除く)の長垂山以東	住居地域	金屑川，室見川，名柄川，十郎川
※南部	3,351	山王川，野間，長丘以南	〃	御笠川，那珂川
新西部	1,877	長垂山以西	〃	瑞梅寺川，七寺川，江の口川
計	18,212			

(2) 実施計画

① 都市計画と事業認可

新都市計画法の施行により各都市は土地利用計画等との整合を図り、都市施設の一つである下水道等について定めるものとされている。

本市では市街化調整区域の集落を含め下水道計画区域を 18,212ha にまで拡大し整備する目標で計画を進めている。

なお、上記区域の中で下水道法による事業認可の面積（いわゆる認可区域）は 17,306ha である。

処理区	平成23年度までの都市計画決定済面積(ha)	平成23年度までの許可面積(ha)
西戸崎	154	154
和白	1,335	1,335
東部	3,689	3,685
中部	2,715	2,715
西部	5,648	5,644
南部	3,322	3,322
新西部	451	451
計	17,314	17,306

② 浸水対策

本市は、博多湾に面し地形的にも平坦地が多く、博多湾の満潮と降雨時が重なった場合、一部低地で浸水が生じる地域や既に下水道整備が終っている地区でもその後の再開発等により、雨水の流出量が増加し、既設の下水道管の能力を越えて浸水する地域があるため、浸水対策を重点施策として取り組んできた。

現在、早期の浸水被害軽減を目指し、平成 11 年 6 月 29 日の浸水被害を踏まえた「雨水整備Dプラン」に基づき、被害が重大であった 59 地区について、早期の浸水被害軽減を目指し、重点的に浸水対策を推進している（平成 23 年度末で 38 地区の対策が完了）。さらに、平成 15 年 7 月 19 日の大雨により二度目の浸水被害が発生した博多駅周辺地区については、「雨水整備レインボープラン博多」を策定し、これまでの流下型による雨水対策に加えて、貯留・浸透により雨水流出抑制を図ることとし、平成 16 年度より緊急的、重点的に進めている。

天神周辺地区については、地下空間が高度に発達し、都市機能や都市資産が集積しており、浸水被害が発生した場合の影響が甚大であるため、「雨水整備レインボープラン天神」を策定し、平成 21 年度より本格的に着手しており、博多駅周辺と同様、貯留及び浸透施設を導入するとともに、分流化事業と連携し、整備を行う。

3 まるごとまちごとハザードマップ事業

浸水被害に関する情報提供を強化し、迅速な水防活動の支援を行うため、ソフト事業として現地に関連標識の設置を行い水害時の安全かつ迅速な避難活動等を支援する。

また、市民と連携し早期対応を行うことで水災時の減災に効果的な水防資材（土のう袋等）の配布を行う。

4 市街地浸水対策

市街地において、かんがい面積が減少した農業用井堰については、水中ポンプ等の代替施設を設置することで井堰を廃止し、河川等の排水能力を強化する。

事業箇所

年度	井堰名	河川名等
平成 23 年度	高田井堰	多々良新川
平成 24 年度	壁新開井堰	綿打川

5 風害防止事業計画

風害を防止するためには風に抵抗する保安林等を形成して、風を阻止かく乱し、風のエネルギーを減殺し風害を防止する。

(1) 防風保安林の現況

志賀，和白，今宿，今津，西浦地域の海岸線に 255.9ha の防風保安林及び 67.8ha の飛砂防備保安林が指定されている。

(2) 農作物の風害防止

農作物，畜舎，ハウス，果樹園等を風害から防止するため，防風林，防風垣の育成及び防風網の設置等を促進し農協等関係団体の協力を得て農家に対し技術指導を行う。

第2 都市防災（住宅都市局，道路下水道局，区役所，港湾局，福岡県）

1 土地利用計画

土地利用計画は，無秩序な市街化を防止し，計画的な市街地整備を進めるとともに，都市災害にも対応できる都市づくりを推進するため，都市計画区域を，市街化を促進する市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域に区分し，建物の用途，形態などに一定の制限を課す用途地域等の地域地区を指定するものであり，それにより良好な市街地形成を誘導するものである。

(1) 市街化区域及び市街化調整区域

無秩序な市街化を防止し，計画的な市街化を図るため，都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分している。

市街化区域と市街化調整区域の区域区分については，昭和45年の当初決定の後，当該都市計画区域の人口及び産業の将来の見通し等を勘案して，定期的（概ね5年に一度）に見直しを行っている。

(2) 用途地域

用途地域は，機能的かつ安全な都市活動の場を確保するとともに，防災にも配慮した建築密度，形態等を誘導し良好な市街地環境の形成を図るため，本市の都市構造，土地利用及び都市基盤整備の動向を踏まえ指定しており，建築基準法と合わせて，建築物の用途や容積率・建ぺい率・高さ等を規制・誘導するものである。

用途地域については，昭和6年の当初決定の後，都市の発展と土地利用の動向等を勘案して，定期的（概ね5年に一度）に見直しを行っている。

(3) 防火地域・準防火地域

防火地域・準防火地域は，市街地における火災の危険を防ぐため，火災発生時における延焼防止帯としての役割を担う地域として，都心部などの指定容積率の高い地区やこれに隣接した建築密度の高い地域及び避難路となる主要な幹線道路沿道等を対象に指定することにより，建築基準法と合わせて建築物の不燃化を誘導するものである。

昭和23年に中心市街地に準防火地域を決定した後，都市の発展の動向を踏まえ，必要な見直しを行っている。

また，防火地域，準防火地域を除く市街化区域内において建築基準法に基づき，法第22条の指定を行い，木造建築物の屋根の不燃化及びその延焼のおそれのある外壁の部分に対し，一定レベルの防火性能を誘導している。

防火地域及び準防火地域の指定状況

区 分	面積 (ha)	市街化区域における割合	備 考
防火地域	160	0.98%	(1) 集団的な指定 公共施設が整備された都心部の容積率500%以上の地区及び歓楽街等で人口集中度が高い地区
			(2) 路線的な指定 主要幹線道路沿道で，建築物の耐火化がすすんでいる容積率500%以上の地区（公園等防災拠点となる地区との接続を考慮した指定とする。）
準防火地域	2,493	15.3%	(1) 商業地域及び近隣商業地域
			(2) 都心部の商業地域に接続して，建築密度が高い地区

2 道路整備計画

道路は災害時の避難経路となり、応急救助活動の交通輸送路としても重要な役割を果たすものであり、道路整備アクションプランに基づき、次のように整備を進める。

(1) 自動車専用道路ネットワークの形成

九州縦貫自動車道や西九州自動車道と都市高速道路の連絡により、自動車専用道路ネットワークの形成を図る。

(2) 幹線道路ネットワークの形成

幹線道路の整備を推進し、スムーズに車が流れるような幹線道路ネットワークの形成を図る。

3 都市公園整備計画

公園は、災害時には避難地・避難路となるほか、救援活動の拠点として機能するなど、重要な役割を果たす。

身近な公園の整備を図るとともに、災害時に一次避難地として機能する近隣公園や、地区の救援活動の拠点としても利用可能な地区公園・総合公園・運動公園等の確保を進める。

	公園名	公園計画面積(ha)	整備予定年度
広域避難地	西南杜の湖畔公園(総合公園)	19.2	平成23～27年度
	舞鶴公園(総合公園)	42.4	平成23～27年度
	アイランドシティ中央公園(総合公園)	17.3	平成23, 26, 27年度
	今津運動公園(運動公園)	33.0	平成23～26年度
	かなたけの里公園(風致公園)	14.0	平成23～25年度
一時避難地	飯原中央公園(近隣公園)	1.1	平成23年度
	伊都1号公園(近隣公園)	1.7	平成23～25年度
	伊都2号公園(近隣公園)	1.1	平成24～26年度
	賀茂中央公園(近隣公園)	1.7	平成28年度以降
	片江風致公園(風致公園)	4.7	平成24年度
	油山桜公園(仮称)	4.9	平成24～27年度

4 港湾緑地

香椎パークポートに整備した港湾緑地については、臨海部における避難地及び一時居住地として機能する避難緑地として活用する。

公園名	公園計画面積(ha)	整備完了年度
みなと100年公園	12.2	平成11年7月 一部供用開始 平成22年度完了

また、都心に近い中央ふ頭地区については、災害時における海上からの物資・人員の輸送や避難地として活用する防災拠点とするため、緊急物資輸送対応の耐震強化岸壁の整備を計画している。

第3 高潮災害予防(港湾局, 農林水産局, 区役所)

高潮等による災害を予防するために必要な施設の整備を図るための計画である。

1 海岸事業

海岸線背後に人家が密集しており地盤が低い地区については、高潮等の被害を防止する護岸を整備する。

2 漁港漁場整備事業

漁港漁場整備長期計画

漁港名	種別	事業主体	事業内容	整備完了予定年度
弘	1	福岡市	突堤外	平成24年度完了予定
奈多	1	〃	防波堤	平成23年度
志賀島	2	〃	沖防波堤	平成22年度完了
浜崎今津	1	〃	導流堤	平成22年度
西浦	2	〃	沖防波堤	平成21年度
玄界	2	〃	防波堤	平成23年度完了

第4 土砂災害予防（農林水産局，住宅都市局，道路下水道局，区役所）

地すべり，山崩れ，がけ崩れ，土石流により危険区域の災害を防止するための必要な事業についての計画である。

1 山地災害対策

集中豪雨等による，山地災害を未然に防止するため，県は治山治水緊急措置法，森林法及び地すべり等防止法により，山地災害危険地を指定し，治山事業を推進する。

林地及び林道については，切面崩壊，落石防止，法面保護などを施工して危険箇所の安全を図る。

- 治山対象地区（資料編 33 頁）
- 林地防災対象地区（資料編 33 頁）
- 林道防災対象路線（資料編 34 頁）

2 地すべり，山崩れ防止等保安対策

(1) 土砂流出防備保安林

林木及び地表植生，その他地被物の直接，間接の作用によって，表土の流出及び林地の崩壊を防止するための指定地区である。

(2) 土砂崩壊防備保安林

地中に張りめぐらされた樹木の根により山地の崩壊を防ぎ，住宅や道路，鉄道などを災害から守るための指定地区である。

(3) 水源かん養保安林

田畑における農作物及び民生安定のため水資源を確保し，土砂崩壊を防止するための指定地区である。

事業名	指定面積 (ha)	市域面積 (ha)	面積比
土砂流出防備保安林	890	34,060	2.6%
土砂崩壊防備保安林	99		0.3%
水源かん養保安林	2,643		7.6%

3 がけ崩れ災害予防計画

(1) 急傾斜地対策

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により，県は相当数の居住者に危害が予想される急傾斜地を崩壊危険区域に指定し，崩壊防止工事を施行する。

また，行為の制限，防災措置の勧告，改善措置の命令等の防災指導を行うものとする。

急傾斜地崩壊危険区域

地域名称	箇所	指定年月日
弘・堂山	東区大字弘	昭和56年 4月18日
神松寺	城南区神松寺一丁目	昭和56年 4月18日
北浦(2)	西区大字能古字大瀬, 丸山	昭和57年 2月27日
野芥四区	早良区大字野芥字宮ノ下	昭和58年 2月15日
唐泊	西区大字宮浦字泊, 若ノ浦	昭和58年 5月26日
		昭和63年12月17日
脇山・谷②	早良区大字脇山字谷	昭和60年 3月16日
香住ヶ丘二丁目②	東区香住ヶ丘二丁目	昭和62年 2月17日
唐泊(3)	西区大字宮ノ浦字小泊外	昭和62年10月25日
名島四丁目	東区名島四丁目	平成 3年 2月20日
唐泊	西区大字宮ノ浦	平成 3年 4月17日
原町	早良区東入部	平成 5年 2月15日
石釜	早良区大字石釜	平成 8年 3月29日
弘	東区大字弘	平成 9年 3月31日
		平成10年 7月17日
松崎三丁目	東区松崎三丁目	平成12年 1月28日
		平成10年 7月17日
今津城	西区大字今津字城	平成10年 7月17日
愛宕三丁目(4)	西区愛宕三丁目	平成11年 1月 8日
弘(1)	東区大字弘	平成11年12月17日
		平成13年 2月 2日
野多目四丁目	南区野多目四丁目	平成11年12月17日
和田二丁目	南区和田二丁目	平成13年 2月 2日
今宿青木(1)	西区今宿青木	平成14年11月27日
東平尾	博多区東平尾二丁目	平成15年 2月19日
勝馬	東区大字勝馬字寺浦	平成17年10月28日
弘(2)	東区大字弘字赤石, 弘	平成17年12月28日
志賀島	東区大字志賀島	平成19年 2月16日
元岡	西区大字元岡字汐除, 字舟引	平成20年 9月26日

(2) 宅地災害防止のための規制

災害の発生が予想される危険な宅地については、土地所有者、管理者、占有者等に対し、災害対策基本法、宅地造成等規制法及び建築基準法の規定に基づき必要に応じ、がけ地等の改善勧告又は措置命令を行うものとする。

宅地造成工事規制区

事業名	市域面積 (ha)	規制区域面積 (ha)	面積比 規制区域面積/市域面積
宅地造成工事規則区域	33,681	1,530	4.5%

(3) 宅地災害防止のための措置

がけ崩れ等による宅地災害防止のための技術指導を行うと共に、住宅金融支援機構宅地防災工事資金制度の活用並びに福岡市宅地防災工事金融融資制度による貸付を行い、防災対策の強化を図る。

4 土石流対策

(1) 砂防事業の推進

土石流災害を未然に防止，又は軽減するため，県は砂防事業を推進する。

(2) 住民に対する周知等

土石流対策については，国・県の指導に基づき，関係住民への周知に努め，住民の土石流に対する危険性・避難等について，防災意識の徹底を図る。

(3) 土石流危険溪流

土石流危険溪流とは，土石流の発生の危険性があり，5戸以上の人家（5戸以下でも官公署，学校，病院，駅，旅館，発電所等のある場合を含む。）に被害を生ずるおそれがある溪流である。（資料編 35 頁）

5 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定

福岡県において「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）（平成 12 年法律第 57 号）」に基づき，平成 22 年度から，福岡市域での区域指定に向けての基礎調査が進められることとなっている。指定を受けた場合，本市では情報伝達・警戒避難体制に関する事項を定め，円滑な避難が行われるために必要な事項を住民に周知させるための措置を行う。

(1) 土砂災害警戒区域

がけ崩れなどの土砂災害が発生した場合に，住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域である。

(2) 土砂災害特別警戒区域

警戒区域のうち，がけ崩れなどの土砂災害が発生した場合に，建築物に損壊が生じ，住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で，一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域である。

第5 建築物災害予防（住宅都市局，消防局，区役所）

建築物の安全を期すため，建築基準法による防災上，構造上の検査，指導を行い，火災等による災害を予防するための計画である。

1 建築物の災害予防対策

建築物の敷地・構造の安全，並びに災害時の避難に関する建築基準法の技術基準を十分に生かし，災害に対してより安全な建築物が建築されるよう建築確認業務の中で指導し，災害予防を図る。

2 建築物防災週間の実施

特殊建築物等の防災対策の重要性を周知徹底させ，適法に維持管理がなされるよう指導するとともに，特殊建築物等の防火，避難施設の設置及び管理の状況について防災査察を年 2 回実施する。

3 地下施設における浸水対策

地下施設を有する建築物について建築確認を行うとき等に，避難・誘導及び止水方策等を充分配慮するよう指導を行い，地下施設での浸水に対する危険性の周知及び啓発を図る。

第6 地下空間浸水対策（市民局，道路下水道局，区役所，交通局）

1 危険性の事前周知啓発の実施

(1) 地下空間浸水対策のための水防体制づくりを行う。

- ① 地下空間施設管理者は、水防マニュアルを作成し従業員や関係者に周知徹底させる。
- ② 行政及び地下空間施設管理者は、それぞれが地下空間浸水対策に対処するための水防体制を整える。
- ③ 行政は「水防計画書」に基づき、地下空間施設管理者が作成する水防マニュアルの原案を作成し提示する。
- ④ 水防マニュアルは、関連する地下空間施設と共通のものを作成し、一体となった浸水防止活動が可能となるよう配慮する。

(2) 浸水危険区域の公表を行う。

- ① 河川のはん濫、内水はん濫に係わる浸水実績と浸水予想区域の公表を行う。
- ② 地下空間水害の危険区域を抽出し、区域指定することを検討する。
- ③ はん濫特性に応じたシナリオ毎の洪水ハザードマップを作成、配布し、その周知を図る。
- ④ 市民が自身で豪雨の状況を推察し判断するための目安となる情報を、洪水ハザードマップ等に記載し通知する。

(3) 浸水による地下空間の危険性を公開する。

- ① 地下空間水害の危険性について、啓発ポスターを地下街及びそれに接続する個別ビルや個別ビルに配布し掲示する。
- ② マスコミやメディアを通じて地下空間水害の危険性を広報する。

(4) 河川、下水道の整備状況を公開する。

市民に河川、下水道の豪雨に対する危険性を周知してもらうため、福岡県や福岡市で進めている河川、下水道の整備状況を公開する。

2 はん濫発生情報の的確かつ迅速な収集・伝達手段について

(1) 水防災情報システムの検討を行う。

- ① 国、県、市、水防団、地下空間施設管理者、地下施設来訪者等で情報の共有化を図り、災害時に的確に対応するため光ファイバーやインターネット等、ITを活用した水防災情報システムの検討を行う。

(2) 行政は、わかりやすい情報を正しく迅速に伝達する。

- ① 福岡市は、地下空間施設管理者及び不特定多数の地下施設来訪者に、リアルタイム情報を正しく伝達するシステムを整える。
- ② 地下空間施設管理者は、福岡市からの情報を受信するシステムを整える。
- ③ 福岡市は、地下空間施設管理者等からの問い合わせや連絡に応じる。

(3) リアルタイム情報の収集、予測システムの整備を行う。

- ① 行政は、雨量計・河川水位計・内水位計・河川監視カメラ・地上監視カメラ等の整備を行い、リアルタイムで雨量や水位情報及び浸水状況等のはん濫発生情報を収集するシステムを整える。
- ② 行政は、速やかな浸水防止活動が可能となるように、洪水到達時間が短い都市型水害の特性に応じて、河川水位予測、内水はん濫予測を組み込んだシステム整備を行う。

(4) 地下街及びそれに接続する個別ビルの地下空間施設管理者への情報伝達システムについて

- ① 福岡市は、地下街・地下鉄に一斉FAXにより情報を伝達する。
- ② 一斉FAXは、伝達内容が限られるために、リアルタイムで多様な情報が伝達できるシステムを検討し整備する。

(5) 個別ビルの地下空間施設管理者への情報伝達システムについて

- ① 福岡市は、(社)ビルメンテナンス協会に一斉FAXにより情報を伝達する。
- ② 福岡市は、市のホームページの防災情報WEBサイトにより情報が得られることを広報し、インターネットでの情報伝達を行う。また、市の防災担当部局の電話番号を広報し、電話での問い合わせや連絡に応じる。
- ③ 個別ビルへの情報伝達は、水害危険区域の個別ビルを抽出し、行政から危険区域内の個別ビルに、ダイレクトに伝達するシステムや地域の自主防災組織との連携づくりについても検討する。

(6) 不特定多数の地下施設来訪者等への情報伝達システムについて

- ① 施設内放送や非常ベル等の使用を緊急防災用にシステム化する。
- ② 既存のサブネットビジョン等の商業用システムを、緊急防災情報通報用に使用できるよう関係機関と調整・整備し、情報の伝達を行う。
- ③ ITを活用した情報伝達システムについて検討を行う。

3 地下空間施設から安全に避難するための方策の確立

(1) 避難が確実に実施されるような体制を整える。

- ① 地下空間施設管理者は、地下空間から迅速かつ安全に避難ができるよう避難誘導マニュアルを作成し、従業員や関係者に周知徹底させる。
- ② 特に、個別ビルについては地下空間に浸水する前に全員が避難できる体制を整える。
- ③ 地下街及びそれに接続する個別ビルの地下空間施設管理者は、関連する地下街全体の管理者からなる共同防災管理協会等を組織し避難体制の確立を図る。
- ④ 個別ビルの地下空間施設管理者は、校区毎に結成が進められている自主防災組織との連携を図るとともに、隣接ビルや地域と一体となった避難体制の確立を図る。

(2) 地下空間施設管理者が独自の判断で避難誘導を行える体制を整える。

- ① 地下空間施設管理者は、福岡市からの避難勧告が発令されない場合でも、危険が急迫し緊急を要する場合は、地下施設内の来訪者、関係者や従業員の避難誘導を行う。

(3) 避難口、避難路を明示する。

- ① 地下空間施設管理者は、福岡市と共同で水害に対して安全な避難口、避難路の選定を行い、誘導表示等を設置し広報する。

(4) 地下空間施設から安全に避難するための避難勧告発令基準を検討する。

行政は地下空間施設から安全に避難するための避難勧告発令基準を検討し作成する。

4 地下空間浸水対策に臨むための連携方策及び訓練の実施

(1) 行政と地下空間施設管理者は、地下空間浸水対策を念頭に置いた訓練を行う。

- ① 地下空間浸水対策を念頭に水防訓練（浸水防止、情報伝達、避難等の各種訓練）を行う。
- ② 訓練は増水期前に、図上訓練を踏まえ実地訓練を行うものとする。
- ③ 水防訓練を定期的に行い、有事の浸水防止活動を円滑にするとともに水防意識が形骸化しないようにする。

(2) 地下空間施設管理者は、日頃より行政をはじめとして地域との連携を図る。

- ① 浸水防止活動は、地下街及びそれに接続する個別ビルや個別ビルの地下空間施設管理者が単独でなく、共同でことにあたり始めて効力を発揮するものである。
この実現の為には、関連する人々が日頃より一体で活動できる環境をつくることが望ましい。
- ② 地下街及びそれに接続する個別ビルでは、関連する店舗等で催事やイベント等を行い共同で活動できる機会を設ける。
- ③ 個別ビルでは、町内会の催しや山笠等の祭りを通じてお互いの「顔」を日頃より知ることによって地域の連携を一層深め浸水防止活動を円滑にする。
- ④ 福岡市は、自主防災組織の結成や活動等に対して支援を行い、地域住民が自主的に防災活動を行う地域の基盤を形成する。

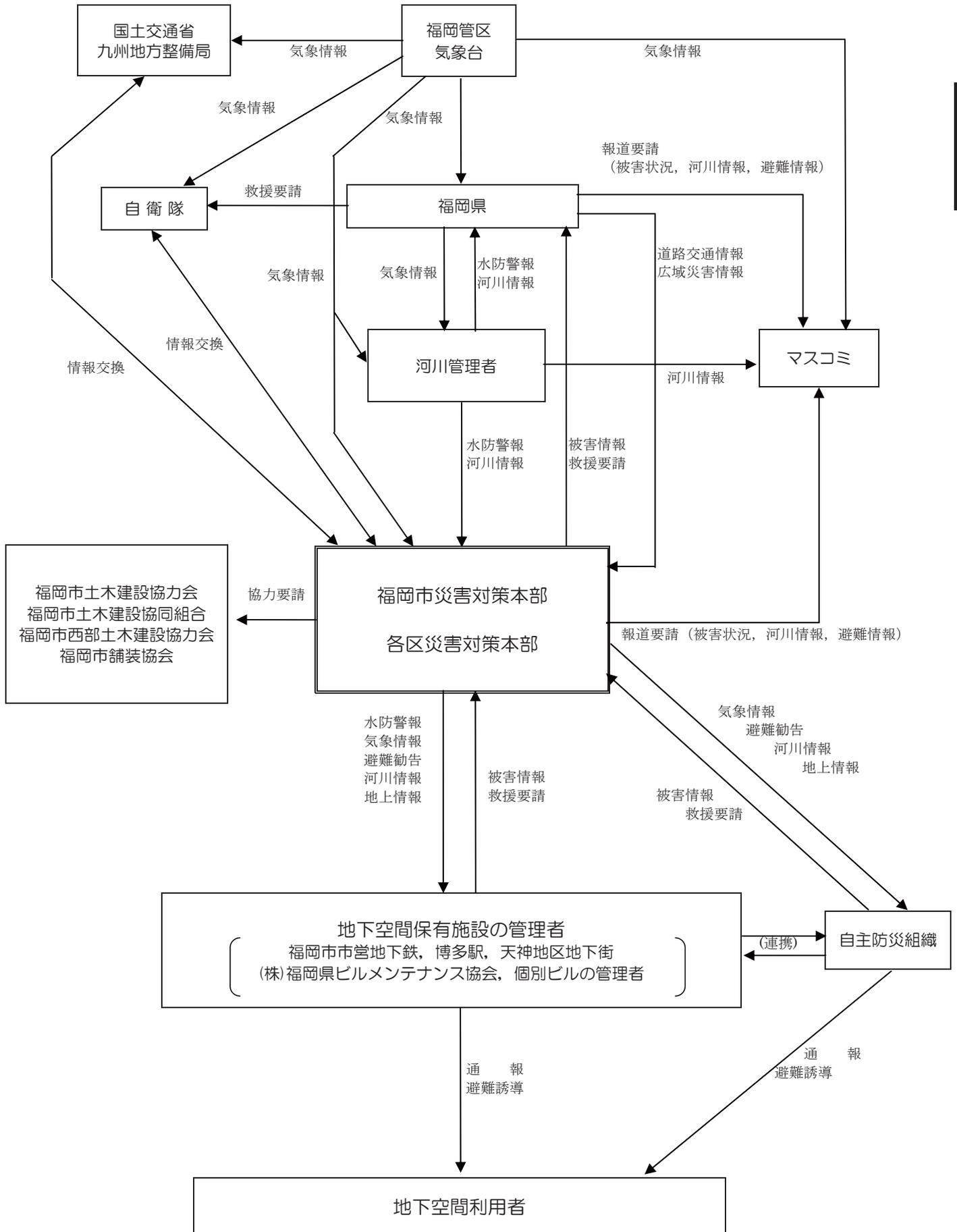
5 浸水被害軽減対策の促進

(1) 行政は、浸水被害軽減対策を積極的に進める。

- ① 河川や下水道整備等浸水対策に係わる整備を鋭意進める。
- ② 福岡市は浸水防止対策や施設の耐水化対策の指導を強化し、地下空間施設管理者からの相談に応じるものとする。
- ③ 移動ポンプ車の配備を行い地下空間浸水時の緊急排水に備える。

- (2) 地下空間施設管理者は、浸水防止のため土嚢や水防パックを備蓄するとともに、止水板や水防扉等の浸水防止施設を設置する。
- ① 地下空間施設の浸水防止施設は、全ての場所注) に設置して始めて効力を発揮するので、関連する地下空間施設管理者の連携を図り計画的に設置を行う。
注) 全ての場所とは、地上との連絡通路・換気口・接続する個別ビルの出入口や地下駐車場入口等、地上が浸水した場合に地下施設に流入してくる場所を指す。
 - ② 福岡市は、地盤標高が低い箇所や浸水危険区域を公表し、効果的に止水板等が配置されるための情報を提供する。地下空間施設管理者はそれに基づいて優先的に配置する箇所を選定する。
 - ③ 行政は、有事に浸水防止活動にあたる人が、土嚢や水防パックを利用できるように、水防倉庫の配置箇所や備蓄されている水防資器材の内容を公表する。
- (3) 地下空間施設管理者は二次災害の発生防止対策を行う。
- 地下空間への浸水により、漏電や危険物流出等により二次災害が発生する危険性があるので、地下空間施設管理者は行政の指導に基づきその防止対策を図る。

地下空間浸水対策のための情報伝達系統図



第7 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

(市民局, 保健福祉局, こども未来局, 交通局, 教育委員会)

福岡市内の河川について、水防法第14条の規定に基づき福岡県が浸水想定区域を指定した場合は、福岡市は水防法第15条の規定及び福岡市が作成する浸水ハザードマップに基づき、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するため、次に掲げる措置を実施するものとする。

1 地下街等における措置

(1) 浸水想定区域内の地下街等及び所在

- ① 博多駅地区地下街（福岡市博多区博多駅中央街1丁目外 ※博多駅地下街と地下で繋がる不特定多数の者が利用するビル）
- ② 天神地区地下街（福岡市中央区天神1丁目外 ※天神地下街と地下で繋がる不特定多数の者が利用するビル）

(2) 避難確保計画書の作成

上記地下街の所有者または管理者は、単独または共同で当該地下街の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な確保を図るために、次に掲げる事項を定めた計画を作成する。

- ① 地下街等における洪水時の防災体制に関する事項
 - ② 地下街等の利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項
 - ③ 地下街等における洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
 - ④ 地下街等における洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
 - ⑤ そのほか、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項
- ※ 避難確保計画の作成にあたっては、(財)日本建築防災協会の「地下街等浸水時避難計画の策定の手引き」を参考とする。

(3) 避難確保計画の報告と公表

地下街等の所有者または管理者が避難確保計画を作成した場合においては、当該避難確保計画を福岡市に報告するとともに、公表する。

2 災害時要援護者等が主に利用する施設における措置

(1) 災害時要援護者等が主に利用する施設の名称及び所在地

浸水想定区域内にある災害時要援護者等が主に利用する施設の名称及び所在地は別表に定める。

(2) 洪水予報等の伝達方法

福岡市は浸水想定区域内にある災害時要援護者等が主に利用する施設に対し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、インターネットFAXや防災メール等により、洪水予報等の伝達を行なう。

- ① インターネットFAX配信基準
 - ・福岡地方に大雨、洪水警報が発表され、福岡市災害対策本部が設置された場合
 - ・河川水位が避難判断水位（避難判断水位が設定されていない観測点については、はん濫危険水位）を超えた場合
 - ・避難勧告など、緊急情報が発表された場合
 - ・福岡地方の大雨、洪水警報が解除され、福岡市災害対策本部が解除された場合
- ② 防災メール配信基準
 - ・福岡地方に大雨、洪水等の各気象警報が発表された場合
 - ・雨量観測所の前1時間雨量が40mmを超えた場合
 - ・河川水位が避難判断水位（避難判断水位が設定されていない観測点については、はん濫危険水位）を超えた場合
 - ・避難勧告など、緊急情報が発表された場合

3 浸水想定避難図の作成

福岡県から浸水想定区域図が公表された6河川については、浸水想定避難図（浸水ハザードマップ）を作成し、市内全世帯に配布するとともに、区役所、本庁舎でも配布する。

なお、浸水ハザードマップの作成については、「平成21年7月中国・九州北部豪雨」災害における課題等を踏まえ、河川のはん濫区域に内水被害も含め、市民にとって、よりわかりやすく災害時の避難行動や自主防災組織の活動などに、より一層役立つものとした。

浸水想定区域内にある主に災害時要援護者が利用する施設

対象河川					実績※	施設種別	施設名称	住所	電話番号	FAX	伝達方法	
多々良川	御笠川	那珂川	樋井川	室見川							瑞梅寺川	FAX
○						介護老人保健施設	光	博多区吉塚7-6-40	629-1631	629-1635		○
		○				介護老人保健施設	友愛苑	博多区住吉1-1-5	271-3335	271-0101	○	
		○				介護老人保健施設	湯乃里まとは	南区的場2-32-17	501-3100	501-5005	○	
		○				介護老人福祉施設	おおはし徳巣	南区大橋団地5-1	557-8117	557-8119	○	
			○		○	介護老人保健施設	とりかい	城南区鳥飼6-3-7	831-6062	831-6071	○	
○						特別養護老人ホーム ケアハウス	サンシャイン	東区原田1-41-1	623-6525	623-6526	○	
		○				認知症グループホーム 特別養護老人ホーム ケアハウス	ライフケア大手門	中央区大手門2-5-15	726-6333	726-6336	○	
		○				ケアハウス	ビハーラ今泉	中央区今泉1-18-15	738-1113	738-1116	○	
			○			特別養護老人ホーム ケアハウス	はなみずき園	中央区鳥飼2-4-8	739-3910	732-6765	○	
			○		○	ケアハウス	しらさぎ	城南区鳥飼6-2-16	841-6701	841-6730	○	
		○				小規模多機能型居宅介護施設	スマイルサポート・警弥郷倶楽部	南区警弥郷1-7-6	501-8715	501-8725	○	
			○			小規模多機能型居宅介護施設	小規模多機能 たんぼぼ村	早良区田村7-25-18	866-0593	866-0598	○	
			○		○	小規模多機能型居宅介護施設	小規模多機能ホームとりかい	城南区鳥飼6-7-14	851-9608	400-5151	○	
				○		小規模多機能型居宅介護施設	小規模多機能型居宅介護ホーム さくらの里	早良区原1-6-24	833-5200	845-5077	○	
				○		小規模多機能型居宅介護	たんぼぼ村	早良区田村7-25-18	866-0593	866-0598	○	
○						特別養護老人ホーム	いきいき八田	東区八田1-4-15	691-5089	691-5254	○	
		○				特別養護老人ホーム	シティケア博多	博多区博多駅前4-22-2	452-2294	452-2290	○	
			○		○	特別養護老人ホーム	飛鳥	城南区鳥飼6-2-16	841-6701	841-6730	○	
				○		特別養護老人ホーム	マイネスハウス福重	西区福重2-34-5	892-3315	892-3344	○	
				○		特別養護老人ホーム	美の里	西区大字田尻2535	807-3366	807-3365	○	
		○				有料老人ホーム	エリーゼロイヤル	南区向新町2-9-21	566-2000	566-0033	○	
				○		有料老人ホーム 老人デイサービスセン	高齢者在宅複合施設サザン3	西区橋本1-34-40	812-3341	812-3340	○	
○						認知症グループホーム	愛の家グループホーム管松	東区管松新町3-3	626-8030	626-8032	○	
○						認知症グループホーム	グループホームウイング	東区原田4-16-1	629-5100	629-5100	○	
		○				認知症グループホーム	グループホーム月華	博多区比恵町12-21	477-3123	477-3122		○
		○				認知症グループホーム	ふれあいの家住吉	博多区住吉5-10-24	472-2444	472-2446	○	
		○				認知症グループホーム	平尾宅老所	中央区平尾1-10-6	522-1121	521-7222	○	
			○			認知症グループホーム	グループホーム花うさぎ	南区塩原2-2-8	511-1111	511-1113	○	
				○		認知症グループホーム	グループホームソレイユ	南区老司1-11-11	565-8436	565-8437	○	
		○				認知症グループホーム	グループホーム清水の里	南区清水3-5-13	551-0008	551-0022	○	
			○		○	認知症グループホーム	グループホームとりかい	城南区鳥飼6-7-14	831-6088	831-6088	○	
		○			○	認知症グループホーム	ウィズライフ西新	早良区城西2-9-18	841-8377	841-8410	○	
			○			認知症グループホーム	グループホーム第二幸せの枝	早良区田村7-24-84	874-3185	874-3186	○	
				○		認知症グループホーム	すこやかいほむ有住	早良区有田7-24-7	833-8810	833-8811	○	
				○		認知症グループホーム	ふれあいの家百道	早良区百道3-13-30	833-8081	833-8053	○	
				○		認知症グループホーム	グループホームさくらの家	西区福重1-5-13	882-3999	883-1851	○	
				○		認知症グループホーム	グループホームかけはし	西区愛宕南2-13-23	882-1000	881-1111	○	
		○				認知症グループホーム	グループホームふぁみりー那珂	博多区那珂3-14-6	483-2335	284-7934		○
○						認知症対応型通所介護施設	いきいき八田 デイサービスゆとり	東区八田1-4-15	691-5110	691-5122	○	
○						認知症対応型通所介護施設	デイサービスセンター たのしい家博多	博多区堅粕3-5-5	436-7233	433-4173	○	
			○		○	老人デイサービスセンター	城西デイサービスセンター	早良区城西2-1-12	843-8380	843-8390	○	
				○		老人デイサービスセンター	姪浜デイサービスセンター	西区姪の浜3-1-7	885-8323	885-8324	○	
		○				老人デイサービスセンター	博多おほようクラブ	博多区博多駅前1-13-31 7F	473-6116	473-6119		○
				○		老人デイサービスセンター	デイサービスセンター イコロの家 南天神	中央区清川1-3-1 3F	534-3260	534-3261	○	
		○				老人デイサービスセンター	宅老所 青空	南区警弥郷3-25-23	515-5214	515-5214	○	
				○		老人デイサービスセンター	デイサービスセンターあいあい高木	南区高木1-7-19	433-0071	433-0078	○	
				○		老人デイサービスセンター	機能回復センター さかいの樹	南区向新町1-13-43 B-1F	554-5772	554-5773	○	
				○		老人デイサービスセンター	エリーゼデイサービス	南区向新町2-9-21	566-2000	566-0033	○	
			○		○	老人デイサービスセンター	デイサービス 花歌	城南区友丘2-1-64	874-3330	874-3331	○	
				○		老人デイサービスセンター	リハビリデイサービスnagomi姪浜店	西区大町団地3-1	834-8461	882-8890	○	
				○		老人デイサービスセンター	宅幼老所ハッピーライフ	西区福重2-3-14	834-7419	834-7429	○	
				○		老人デイサービスセンター	さかいの樹 福重	西区福重5-1-43	407-0031	407-0032		○
				○		老人デイサービスセンター	デイサービスセンター ちろりん村 姪の浜	西区姪の浜4-7-2	515-6949	516-0452	○	
		○				児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	心身障がい福祉センター	中央区長浜1-2-8	721-1611	721-5918	○	
				○		児童発達支援センター	西部療育センター	西区内浜1-5-54	883-7161	883-7163	○	

浸水想定区域内にある主に災害時要援護者が利用する施設

対象河川					実績※	施設種別	施設名称	住所	電話番号	FAX	伝達方法	
多々良川	御笠川	那珂川	樋井川	室見川							瑞梅寺川	FAX
○					○	障がい者グループホーム ブルーム多々良	ブルーム多々良	東区多々良1-21-26	692-5478	692-5478	○	○
		○				小規模作業所	ビッグママ	博多区美野島2-5-31	471-5140	471-5140	○	
		○				障がい者グループホーム	あおぞら1	中央区高砂2-13-15	531-2158	531-2158	○	
		○				障がい者グループホーム	あおぞら2	中央区高砂2-10-12	531-2158	531-2158	○	
		○				障がい者グループホーム	クローバーハウス	南区高木1-16-15	431-3031	431-3190	○	
				○		障がい者グループホーム	第一福重ホーム・第二福重ホーム 第三福重ホーム	西区福重5-20-15 101・102・301	806-2059	806-4978	○	
○						障がい福祉サービス事業所	障害者のはたらく拠点ジョブサポート(郷口)	東区郷口町7-7	624-1773	624-1774	○	
○					○	障がい福祉サービス事業所	福岡市立ふよう学園	東区松島3-15-1	611-0122	611-0129		○
○					○	障がい福祉サービス事業所	福岡市立東障がい者フレンドホーム	東区松島3-15-2	621-8840	621-8863	○	
	○					障がい福祉サービス事業所	自立の里 大地	博多区西月隈5-12-5	581-9767	581-9757	○	
	○					障がい福祉サービス事業所	福岡市立博多障がい者フレンドホーム	博多区西月隈5-6-1	586-1360	586-1397	○	
		○				障がい福祉サービス事業所	ほのぼのHaKaTa	博多区吉塚1-12-53	409-8318	409-8319	○	
		○				障がい福祉サービス事業所	カフェさくら	中央区白金2-15-12	525-4482	525-4482	○	
		○				障がい福祉サービス事業所	アトリエのぞみ	中央区白金2-4-2	522-0525	522-0525		○
		○				地域活動支援センター	そよかぜのまち	中央区大宮2-5-30	400-5281	400-5284	○	
			○			障がい福祉サービス事業所	おおほり苑	中央区鳥飼2-4-16	738-3311	738-3313	○	
			○			障がい福祉サービス事業所	福岡市立南障がい者フレンドホーム	南区清水1-16-22	541-5858	541-5856	○	
			○			障がい福祉サービス事業所	みらい	南区大楠1-35-17	524-4121	524-4122	○	
			○			地域活動支援センター	心の春希望	南区大楠1-35-17	524-4153	524-4166	○	
			○			障がい福祉サービス事業所	福岡市立なのみ学園	南区清水1-13-19	511-1128	511-1107	○	
			○			障がい福祉サービス事業所	福岡市立清水ワークプラザ	南区清水1-16-22	511-1135	511-1287	○	
			○		○	障がい福祉サービス事業所	福岡市立つくし学園	城南区鳥飼5-16-12	821-6171	821-6175	○	
			○			障がい福祉サービス事業所	しのめ共同作業所	城南区鳥飼7-17-4	851-7528	851-7528		○
				○		障がい福祉サービス事業所	福岡市立西障がい者フレンドホーム	西区内浜1-5-54	883-7017	883-7037	○	
				○		障がい福祉サービス事業所	ひまわり園	西区姪浜駅南4-10-13	882-0432	885-3860	○	
				○		障がい福祉サービス事業所	レストランゆずのき	西区姪浜駅南1-10-11	894-5555	894-5550	○	
				○		障がい福祉サービス事業所	あかり作業所	西区福重1-6-22	883-7089	883-7091	○	
○						障がい福祉サービス事業所	ブルーム多々良	東区多々良1-21-26	692-5478	692-5478	○	
		○				障がい福祉サービス事業所	グループホーム てん	南区塩原3-16-13	050-3410-0083	050-3410-0083		○
			○			障がい福祉サービス事業所	グループホーム ソレイユ	城南区別府3-4-28	407-1303	407-1303	○	
○					○	障がい福祉サービス事業所	野の花学園グループホーム東	東区松島3-15-1	611-0122	611-0129		○
				○		障がい福祉サービス事業所	ノーブルジョブアシスト	中央区薬院3-3-5	406-4113	406-4232	○	
				○		障がい福祉サービス事業所	グループホーム ほっこり	南区玉川町15-4	080-3902-0235	775-8410		○
				○	○	小規模作業所	地域共同作業所クロス	城南区鳥飼5-6-38	841-3188	841-3188	○	
				○	○	小規模作業所	ステップ福岡	早良区高取2-17-49-303	843-3801	843-3801	○	
				○		地域活動支援センター	喫茶レストラン オアシス	中央区舞鶴2-5-1あいれふ1F	713-3484	713-3484	○	
				○		地域活動支援センター	地域活動支援センターA・R・C福岡	南区大楠1-24-3	554-0377	554-0378	○	
				○		地域活動支援センター	地域活動支援センター 太陽・M	西区姪の浜4-2-15	895-5920	895-5921	○	
				○		地域活動支援センター	地域活動支援センターどりーむいほうす	西区石丸2-14-3	883-7119	883-7119		○
○						地域活動支援センター	サンサンはかた	博多区吉塚3-21-27	409-2471	409-2472	○	
○						病院	貝塚病院	東区箱崎7-7-27	632-3333	632-2230	○	
○						病院	たたらりハビリテーション病院	東区八田1-4-66	691-5508	691-5634	○	
					○	病院	福岡共立病院	東区管松1-3-9	621-2258	621-2258	○	
○						病院	医療法人 相生会 新吉塚病院	博多区吉塚7-6-29	621-3706	622-8752	○	
					○	病院	医療法人博腎会博腎会病院	博多区住吉2-21-21	272-0565	272-1092	○	
					○	病院	医療法人敬仁会友愛病院	博多区住吉1-1-5	271-3221	271-0101	○	
					○	病院	医療法人小野病院	博多区美野島3-5-21	431-1788	474-7497	○	
					○	病院	成田整形外科病院	博多区住吉4-30-42	431-0306	431-0363	○	
					○	病院	林眼科病院	博多区博多駅前4-23-35	431-1680	414-1372	○	
					○	病院	秋本病院	中央区警固1-8-3	771-6361	771-9984	○	
					○	病院	けご病院	中央区警固1-14-8	741-6074	741-6531	○	
					○	病院	国家公務員共済組合連合会 浜の町病院	中央区舞鶴3-5-27	721-0831	714-3262	○	
					○	病院	医療法人佐田厚生会佐田病院	中央区渡辺通2-4-28	781-6381	781-6381		○
					○	病院	堤病院	中央区清川3-17-11	531-3131	526-8721	○	
					○	病院	医療法人社団広仁会広瀬病院	中央区渡辺通1-12-11	731-2345	771-6517	○	
					○	病院 助産施設	福岡県済生会福岡総合病院	中央区天神1-3-46	771-8151	716-0185	○	

浸水想定区域内にある主に災害時要援護者が利用する施設

対象河川					実績※	施設種別	施設名称	住所	電話番号	FAX	伝達方法	
多々良川	御笠川	那珂川	樋井川	室見川							瑞梅寺川	FAX
						病院	福岡城南病院	中央区薬院4-6-9	531-7031	521-5158	○	
						病院	福岡通信病院	中央区薬院2-6-11	741-8452	781-2563	○	
						病院	薬院ひ尿器科病院	中央区薬院2-5-20	761-3001	761-3716	○	
						病院	那珂川病院	南区向新町2-17-17	565-3531	566-6460	○	
						病院	公立学校共済組合九州中央病院	南区塩原3-23-1	541-4936	541-4540	○	
						病院	西岡病院	南区老司2-3-34	565-5651	565-5652	○	
						病院 助産施設	福岡赤十字病院	南区大楠3-1-1	521-1211	522-3066	○	
						病院	福岡保養院	南区高木1-17-5	431-3031	431-3190	○	
					○	病院	福岡島飼病院	城南区鳥飼6-8-5	831-6031	822-9772	○	
					○	病院	医療法人原信会 原口病院循環器科内科	早良区小田部6-11-15	822-0112	841-8988	○	
					○	病院	医療法人社団福光会福田眼科病院	早良区藤崎1-24-1	841-2345	841-2649	○	
					○	病院	医療法人南川整形外科病院	西区姪の浜4-14-17	891-1234	881-0200	○	
					○	病院	茂木病院	西区姪の浜6-1-20	881-0638	884-0222	○	
○						一般診療所	(医)井本クリニック	東区原田1-41-15	621-3455	621-3705	○	
○						一般診療所	(医)神戸整形外科医院	東区原田1-2-23	621-4934	623-9017	○	
○						一般診療所	(医)祥知会はこぎ公園内科医院	東区原田4-34-26	624-3531	624-3532	○	
○						一般診療所	木村こうけん医院	博多区吉塚3-28-29	621-0043	622-6530	○	
○						一般診療所	内科小児科大西医院	博多区吉塚本町10-28	621-0716	621-5764	○	
	○					一般診療所	医療法人岸本内科小児科医院	博多区住吉4-8-24	474-1448	474-1455	○	
	○					一般診療所	医療法人幸雄会古原医院	博多区比恵町18-1	431-5622	431-0374	○	
	○					一般診療所	山口整形外科医院	博多区那珂3-11-15	411-3205	482-8756	○	
	○					一般診療所	安部整形外科	博多区住吉5-29-13	431-1901	472-0013	○	
	○					一般診療所	医療法人悦可会杉野眼科医院	博多区美野島4-5-3	411-0315	483-0278	○	
	○					一般診療所	医療法人池田産婦人科医院	中央区西中洲4-14	761-4826	761-8908	○	
	○					一般診療所	イリスモリウィメンズ	中央区大名2-6-39 5F	738-5180	738-5181	○	
	○					一般診療所	医療法人いわさき教クリニック	中央区大名2-7-11-201	781-3255	781-9431	○	
	○					一般診療所	植木外科クリニック	中央区白金2-11-9	534-5200	534-5207	○	
	○					一般診療所	おだクリニック日帰り手術外科	中央区高砂1-8-8 3F, 4F	534-7507	534-7508	○	
	○					一般診療所	医療法人梶山医院	中央区春吉2-15-18	731-2233	731-2234	○	
	○					一般診療所	医療法人清沢眼科医院	中央区渡辺通2-2-2	761-1824	713-2529	○	
	○					一般診療所	医療法人久保田産婦人科医院	中央区平尾2-12-18	531-7530	531-9840	○	○
	○					一般診療所	医療法人後藤クリニック	中央区舞鶴3-6-17	714-3250	771-9177	○	
	○					一般診療所	古森整形外科・外科医院	中央区大手門2-7-15	741-4496	741-4498	○	
	○					一般診療所	医療法人坂本内科医院	中央区大名1-3-9	713-7005	715-5225	○	
	○					一般診療所	下野クリニック	中央区高砂1-22-1	531-4516	531-4520	○	
	○					一般診療所	医療法人高橋循環器科・内科医院	中央区大名1-15-31	714-0696	714-0696	○	
	○					一般診療所	河野耳鼻咽喉科 Ear Surge Clinic	中央区高砂1-21-28	531-0281	531-0283	○	
	○					一般診療所	中山医院	中央区舞鶴3-1-16	741-3181	741-3182	○	
	○					一般診療所	野田産婦人科クリニック	中央区春吉2-11-14	781-1861	781-1862	○	
	○					一般診療所	医療法人社団清和会 はちすが産婦人科小児科医院	中央区清川3-20-9	531-0282	531-7157	○	
	○					一般診療所	濱崎産婦人科医院	中央区大名1-9-39	741-3004	741-3004	○	
	○					一般診療所	林産婦人科医院	中央区白金2-3-14	521-8520	521-8556	○	
	○					一般診療所	福田肛門科医院	中央区渡辺通1-9-6	752-2527	752-2527	○	
	○					一般診療所	医療法人別府外科医院	中央区平尾2-3-14	531-3502	522-4724	○	
	○					一般診療所	守永クリニック	中央区清川3-13-6	522-4321	522-4329	○	
	○					一般診療所	森レディースクリニック	中央区高砂1-4-3	521-5868	521-2563	○	
	○					一般診療所	医療法人恵臣会吉村内科	中央区平尾3-7-16	534-0088	534-0089	○	
	○					一般診療所	福岡浦添クリニック	中央区六本松2-12-19 9F	737-2111	737-2113	○	
	○					一般診療所	医療法人あんどう医院	中央区梅光園2-10-20	741-2410	734-1197	○	
	○					一般診療所	荒木眼科医院	中央区笹丘1-36-13	731-0337	731-0338	○	
	○					一般診療所	萱島外科胃腸科クリニック	中央区荒戸2-2-40	751-6886	751-6887	○	
	○					一般診療所	(医)大石整形外科・眼科クリニック	南区大楠3-25-1	521-2250	521-2270	○	
	○					一般診療所	華笑クリニック	南区大楠2-10-9	533-6523	533-6514	○	
	○					一般診療所	(医)久保整形外科医院	南区塩原3-9-26	511-1340	511-1373	○	
	○					一般診療所	(医)くろかわみちこ小児科クリニック	南区大楠1-4-24 2F	557-2555	557-2556	○	
	○					一般診療所	(医)堺整形外科医院	南区向新町1-13-43B 2F	557-1201	557-1202	○	

浸水想定区域内にある主に災害時要援護者が利用する施設

対象河川					実績※	施設種別	施設名称	住所	電話番号	FAX	伝達方法	
多々良川	御笠川	那珂川	樋井川	室見川							瑞梅寺川	FAX
		○				一般診療所	(医)堺整形外科医院 福岡スポーツクリニック	南区向新町1-13-43A	557-8886	557-8836	○	
		○				一般診療所	佐藤外科医院	南区警弥郷1-17-15	581-3893	581-1116	○	
		○				一般診療所	椎名マタニティクリニック	南区向新町1-6-22	403-1188	403-1131	○	
		○				一般診療所	福岡労働研診療所	南区那の川1-11-27	526-1033	526-8473	○	
		○				一般診療所	(医)南島整形外科	南区警弥郷3-2-3	581-0033	581-3358	○	
		○				一般診療所	(医)紫雲会 桃崎レディースクリニック	南区塩原3-17-5	557-2111	512-1001	○	
		○				一般診療所	山下整形外科医院	南区玉川町18-7	511-5046	511-5046	○	
		○				一般診療所	山田耳鼻咽喉科医院	南区大橋1-15-12	541-2353	512-2747	○	
					○	一般診療所	矢田部内科循環器科医院	南区横手2-38-20	583-6796	583-6794	○	
			○			一般診療所	西南泌尿器科クリニック	城南区別府3-1-6	852-2131	852-2252	○	
				○		一般診療所	大木整形・リハビリ医院	早良区藤崎1-21-19	843-1715	843-1716	○	
				○		一般診療所	岡田こどもクリニック	早良区藤崎2-11-35	821-0169	851-2627		○
				○		一般診療所	(医)田中クリニック	早良区有田8-1-5	831-3003	822-0398	○	
				○		一般診療所	(医)脳神経外科クリニック高木	早良区弥生1-4-8	844-1211	844-1315	○	
				○		一般診療所	(医)牟田口整形外科医院	早良区四箇1-6-1	812-0088	812-1926	○	
				○		一般診療所	医療法人いわや小児科クリニック	西区姪浜駅南2-1-37	892-1585	884-2070	○	
				○		一般診療所	医療法人SSC坂口耳鼻咽喉科	西区石丸2-40-26	894-1115	894-1120	○	
				○		一般診療所	かけはし産婦人科医院	西区愛宕南2-13-23	882-1000	881-1111	○	
				○		一般診療所	医療法人三聖会岸田内科医院	西区姪浜駅南2-19-22	892-3030	892-3031	○	
				○		一般診療所	北野クリニック	西区姪浜駅南2-19-16	881-6868	881-6492	○	
				○		一般診療所	医療法人社団 天佑会 きむらしろクリニック	西区福重5-1-41	892-4600	892-4611	○	
				○		一般診療所	医療法人下村小児科医院	西区姪の浜4-19-25	883-5232	883-3343	○	
				○		一般診療所	医療法人南谷レディースクリニック	西区姪浜駅南2-1-37-2F	892-3020	892-3066	○	
				○		一般診療所	もとやま小児科クリニック	西区姪浜駅南2-31-2	883-7415	883-7423	○	
				○		一般診療所	医療法人栄樹会東内科医院	西区姪の浜1-13-31	891-5334	881-0002	○	
				○		一般診療所	ふなこしクリニック	西区福重1-3-1	883-7711	884-0887	○	
				○		一般診療所	福岡バースクリニック	西区姪浜駅南3-18-21	883-0530	883-0550	○	
				○		一般診療所	分山眼科医院	西区姪浜駅南2-1-33	883-1700	883-1701	○	
				○		一般診療所	森本医院	西区大字田尻1539-1	806-3434	806-3469	○	
○					○	一般診療所	宮崎内科クリニック	東区多々良1-25-23	681-6777	681-8759	○	
	○					一般診療所	NAGAIクリニック福岡博多院	博多区博多駅前2-12-10 7F	483-7575	483-7580		○
	○					一般診療所	ABCクリニック美容外科福岡院	博多区博多駅前2-15-5-301	432-5028	432-5029	○	
	○					一般診療所	医療法人社団輝生会 美容外科・形成外科ヴェリテクリニック	博多区博多駅前3-26-5 8F	436-3200	436-3220	○	
	○					一般診療所	エストクリニック福岡	博多区博多駅前4-4-20 1F	432-3467	432-3466		○
	○					一般診療所	風の街よしだ外科・内科クリニック	博多区博多駅前中央街5-14	473-1873	473-1883		○
	○					一般診療所	スカルプクリニック福岡	博多区博多駅前3-23-18 3F	432-4656	432-4657	○	
	○					一般診療所	のむら内科・神経内科クリニック	博多区博多駅前中央街1-1 5F	402-0112	402-0113	○	
	○					一般診療所	はかたペインクリニック外科・麻酔科	博多区博多駅前2-1-1 6F	474-2409	474-2509	○	
	○					一般診療所	ヒルズタワークリニック福岡院	博多区博多駅前3-23-18-401	481-0836	481-0837	○	
	○					一般診療所	福岡県メディカルセンタークリニック	博多区博多駅前2-9-30 2F	471-8599	415-3126		○
	○					一般診療所	ふじ養生クリニック福岡	博多区博多駅前3-7-34 3F	409-1345	409-1346	○	
	○					一般診療所	山本診療所 YAMAMOTO CLINIC	博多区博多駅前3-9-1	414-7063	414-7060		○
	○					一般診療所	医療法人 SSC 赤坂サージクリニック	中央区赤坂1-14-35 2F	718-7511	718-7521	○	
	○					一般診療所	赤坂メディカルケアクリニック	中央区大名2-4-19 3F	791-6010	791-6017	○	
	○					一般診療所	都レディースクリニック	中央区警固2-17-30 3F	406-3019	406-3025	○	
	○					一般診療所	ウィメンズウェルネス天神クリニック	中央区天神1-14-4	738-8323	738-8171		○
	○					一般診療所	大濠パーククリニック	中央区大濠公園2-35 2F	724-5520	724-5521	○	
	○					一般診療所	くまもとクリニック	中央区天神1-11-17 7F	737-5117	737-5118	○	
	○					一般診療所	島村眼科	中央区天神2-11-1 6F	235-7338	235-7338	○	
	○					一般診療所	天神皮ふ科	中央区天神2-4-20 3F	733-0871	733-0877	○	
	○					一般診療所	はるかなクリニック	中央区薬院2-4-15-603	791-6615	791-6623	○	
	○					一般診療所	ふくおか睡眠クリニック	中央区大名2-10-2-B1301	400-2007	401-2037	○	
	○					一般診療所	福岡天神クリニック	中央区天神2-4-11	739-0211	716-0221	○	
	○					一般診療所	福岡みみ・はなのどクリニック	中央区高砂1-2-4-101	532-5010	532-5015	○	
	○					一般診療所	プラスチックサージェリークリニック	中央区天神1-9-17 12F	737-2302	737-2303	○	
	○					一般診療所	メディカル美容クリニック福岡	中央区大名1-14-8 6F	737-5505	716-7660	○	

浸水想定区域内にある主に災害時要援護者が利用する施設

対象河川					実績※	施設種別	施設名称	住所	電話番号	FAX	伝達方法	
多々良川	御笠川	那珂川	樋井川	室見川							瑞梅寺川	FAX
						一般診療所	森田クリニック	中央区大手門1-4-21-201	751-1188	751-1199	○	
						一般診療所	医療法人社団 予防会 福岡クリニック	中央区西中洲1-4 4F	718-7633	718-7634		○
						一般診療所	医療法人光竹会 大橋 ごう脳神経外科・神経内科クリニック	南区大橋1-9-16	511-5219	511-5222	○	
						一般診療所	大橋駅前アイクリニック	南区大橋1-2-18 3F	557-2311	557-2322	○	
						一般診療所	(医)文月会 くすの木クリニック	南区大橋1-7-12-201	562-7234	562-7234	○	
						一般診療所	山下整形外科医院	南区玉川町18-7	511-5046	511-5046	○	
						一般診療所	医療法人かわもと胃腸内科クリニック	城南区別府3-1-11	851-6010	851-6191	○	
					○	一般診療所	あさひ整形外科クリニック	西区富士見2-14-7	805-8558	805-8559		○
○						幼稚園	貝塚幼稚園	東区貝塚団地5-1	651-6672	651-6689		○
○						幼稚園	吉塚ゆりの樹幼稚園	博多区吉塚5-5-39	621-1055	621-1087		○
						幼稚園	サルナート幼稚園	博多区博多駅南3-18-28	431-3101	481-9309	○	
						幼稚園	山王幼稚園	博多区山王1-5-36	441-2800	472-1390	○	
						幼稚園	那珂幼稚園	博多区那珂1-18-12	431-2602	481-7430	○	
						幼稚園	淡水幼稚園	博多区諸岡1-18-3	581-1461	581-1793	○	
					○	幼稚園	舞鶴幼稚園	中央区鳥飼1-6-1	751-6650	751-4350	○	
						幼稚園	大濠聖母幼稚園	中央区大濠1-7-16	751-5688	725-0773	○	
						幼稚園	春吉幼稚園	中央区春吉1-12-16	761-4958	761-4958	○	
						幼稚園	草ヶ江幼稚園	中央区草香江2-9-22	751-3388	751-3388	○	
						幼稚園	しろがね幼稚園	中央区白金1-15-10	531-5656	531-5676	○	
						幼稚園	みやこ幼稚園	南区塩原3-8-21	541-6901	541-6901	○	
						幼稚園	香蘭女子短期大学附属香蘭幼稚園	南区横手1-12-35	571-3441	513-1813	○	
						幼稚園	塩原幼稚園	南区塩原2-4-30	541-1547	541-1547	○	
						幼稚園	カトリック聖クララ幼稚園	南区大楠2-7-10	531-5798	531-7942	○	
						幼稚園	聖心ウルスラ幼稚園	南区塩原4-25-20	541-2428	541-2463	○	
						幼稚園	大橋幼稚園	南区大橋3-8-22	541-3072	541-3143	○	
						幼稚園	あすなろ幼稚園	南区弥永2-13-7	571-2400	571-2478	○	
					○	幼稚園	中村学園大学付属あさひ幼稚園	城南区城西団地9-1	831-6291	831-6317	○	
						幼稚園	弥生幼稚園	早良区弥生2-3-12	821-6157	821-6626	○	
						幼稚園	むろずみ幼稚園	早良区室住団地48-1	831-8463	831-8102		○
						幼稚園	はらきた幼稚園	早良区南庄5-3-1	843-9522	834-0112	○	
						幼稚園	室見幼稚園	早良区室見1-13-16	851-9834	851-9834	○	
						幼稚園	せふり幼稚園	早良区四箇田団地6-1	811-4950	811-4950	○	
						幼稚園	西福岡幼稚園	早良区次郎丸2-21-33	801-1229	801-1229		○
						幼稚園	福岡いずみ幼稚園	西区福重1-4-20	881-1452	881-5159	○	
						幼稚園	ときわ幼稚園	西区姪の浜4-3-18	881-0471	892-3242	○	
						幼稚園	姪浜幼稚園	西区内浜1-5-8	891-5720	891-6293	○	
○					○	保育所	多々良保育園	東区多の津5-43-1	621-8117	629-7339	○	
○						保育所	ちどり保育園	東区原田2-15-18	621-6331	621-6370	○	
○						保育所	まごころ保育園	東区馬出6-7-29	621-6989	629-4383	○	
○						保育所	大井保育園	博多区大井2-7-12	621-3057	621-3057	○	
○						保育所	東清水保育園	博多区吉塚4-8-16	611-7861	611-7862	○	
○						保育所	堅粕保育園	博多区堅粕3-16-10	411-2298	411-2563	○	
○						保育所	吉塚カトリック保育園	博多区吉塚5-17-42	621-3928	621-3929	○	
○						保育所	福岡リズム保育園	博多区吉塚7-12-35	622-6727	611-6520	○	
						保育所	月隈保育園	博多区立花寺2-12-6	504-1519	504-1829	○	
						保育所	わかば保育園	博多区板付3-15-2	582-9235	582-7611	○	
						保育所	つくし保育園	博多区板付7-3-16	571-2572	571-2573	○	
						保育所	隅田保育園	博多区西月隈5-19-15	582-1520	582-9860	○	
						保育所	五十川保育園	博多区諸岡3-22-7	585-8501	572-2311	○	
					○	保育所	板付保育園	博多区諸岡5-13-11	581-1282	581-1382	○	
						保育所	松月保育園	博多区博多駅前3-11-6	441-4570	441-4570	○	
						保育所	どろんこ保育園	博多区住吉1-2-50	271-3343	271-3463	○	
						保育所	第2どろんこ夜間保育園	博多区住吉1-2-50	271-3343	271-3463	○	
						保育所	光應寺保育園	博多区美野島2-6-31	441-9715	441-9718	○	
						保育所	しあわせな木保育園	博多区竹下1-15-40-103	483-4353	483-4353	○	
						保育所	城北保育園	中央区大手門2-2-6	751-3607	751-3619		○

浸水想定区域内にある主に災害時要援護者が利用する施設

対象河川					実績※	施設種別	施設名称	住所	電話番号	FAX	伝達方法	
多々良川	御笠川	那珂川	樋井川	室見川							瑞梅寺川	FAX
		○				保育所	新星保育園	中央区白金2-15-31	524-3155	524-5245	○	
		○				保育所	中央保育園	中央区今泉1-19-22	771-6010	711-0014		○
		○				保育所	のぞみ保育園	中央区薬院3-12-35	524-2360	524-2362	○	
		○				保育所	舞鶴保育園	中央区長浜1-2-15	771-7884	771-7663		○
		○				保育所	大手門保育園	中央区大手門2-5-15	715-8816	715-8820	○	
			○		○	保育所	早緑子供の園	中央区鳥飼1-6-5	761-3408	739-5988	○	
		○				保育所	あすなろ保育園	南区弥永2-13-3	582-4040	582-4042	○	
		○				保育所	恵美保育園	南区大橋2-23-20	551-2548	554-6530	○	
		○				保育所	玉川保育園	南区向野1-7-23	541-7007	541-7015	○	
		○				保育所	ひかり保育園	南区大楠3-25-27	521-6449	521-7120	○	
		○				保育所	みやげ保育園	南区向新町2-16-1	565-6455	565-6739	○	
		○				保育所	やまびこ保育園	南区清水3-5-6	512-4301	512-4390	○	
		○				保育所	みやたけ保育園	南区高木2-16-5	572-4585	572-4586	○	
			○			保育所	荒江保育園	城南区別府3-2-18	831-2655	843-9403	○	
				○		保育所	ふたば保育園	早良区百道3-10-58	831-2969	845-9707	○	
				○		保育所	エミール保育園	早良区有田8-14-22	801-1911	801-1944	○	
				○		保育所	こぐま保育園有住小学校内分園	早良区有田7-17-1	831-5637	831-5639	○	
				○		保育所	豊庄保育園	早良区南庄2-26-13	843-5551	843-9396	○	
				○		保育所	むろずみ保育園	早良区室住団地48-1	831-8555	831-8102		○
				○		保育所	姪浜保育所	西区姪の浜3-27-3	881-0322	881-0322	○	
				○		保育所	成徳保育園	西区大町団地1135-6	891-7908	883-2501	○	
				○		保育所	中村学園大学付属おひさま保育園	西区姪浜駅南2-31-6	894-3456	894-3457	○	
				○		保育所	太郎保育園	西区太郎丸2-7-3	806-2821	806-2874	○	
○						保育所	松島りすの森保育園	東区松島2-10-7	621-5700	621-5733	○	
		○				保育所	恵愛ソレイユ保育園	博多区比恵町14-11	433-8817	433-8837		○
			○			家庭的保育室	つつじA,つつじB	早良区曙6-16-106	821-7981	821-7981	○	
			○			家庭的保育室	なのはな	早良区曙2-5-27	821-7970	821-7970	○	
				○		家庭的保育室	おはな	愛宕3-3-57-103	881-3703	881-3703	○	
				○		家庭的保育室	ファーストチャイルド	姪浜駅南4-4-37-102	892-6265	892-6265	○	
○						児童養護施設	福岡育児院	福岡市東区原田2-11-13	621-2241	629-5529	○	
				○		母子生活支援施設	室見寮					○
				○		母子生活支援施設	百道寮					○
	○					特別支援学校	南福岡特別支援学校	博多区西月隈5-6-1	581-2242	581-2988	○	

第2節 防災体制の整備

災害に備え、市の災害予防及び災害時の体制を充実するため、職員の能力の向上、組織等の運用方法の充実、情報収集・伝達体制の整備を行う。

第1 災害予防及び災害時活動体制の整備

災害に備え、市の災害予防及び災害時の対応体制を充実するため、職員の防災活動能力の向上、災害対策本部体制の充実、広域応援体制の充実を図っていく。

1 災害予防対策会議

(1) 災害予防対策会議

危機管理監は、風水害・震災への事前対策として、年度当初など定期的に、福岡市災害対策本部等実施要綱第4条（資料編 397 頁）に基づく災害予防対策会議を開催する。

災害予防対策会議では、主に各部における担当業務の確認及び役割分担等に関することや地域防災計画の実施推進及び内容の検討、修正事項に関することなどについて、協議する。

(2) 防災主任及び防災副主任

防災主任は所管の部（区においては班）の被害状況、応急対策の実施状況その他災害対策活動に必要な情報等を取りまとめ、本部長へ報告するとともに各部の防災主任と相互に連絡共同して防災態勢の確立を図ることを任務とする。

また、防災副主任は、部長及び区本部長の指示のもとに防災主任と協力して防災態勢の確立を図り、必要に応じ総括部に職員を常駐させ、本部長の指令その他連絡事項を所属の部長へ伝達するとともに各部門の連絡を任務とする。

2 職員の防災活動能力の向上

(1) 計画の習熟

市職員は、日常から自らの災害時の役割、業務内容等を確認し、防災計画に習熟しておく。

(2) 災害時の職員配備計画の整備

災害時の職員の動員に備え、毎年、各所属において災害時の職員配備計画を作成し、各職員に徹底する。

(3) 訓練の実施

① 各局・区・室における防災に関する訓練・研修

職員の防災活動能力の向上を図るため、各局・区・室において「防災に関する訓練・研修」を年度当初や梅雨時期前などに年1回以上実施し、意識啓発、初動対応の確認等を行う。

② 緊急時職員参集システム運用訓練

毎年、梅雨時期前などに職員の災害対応への意識向上を図るとともに、災害発生時の初動態勢の円滑な立ち上げを図るため、緊急時職員参集メール操作確認訓練を実施する。

③ 災害対応支援システム運用訓練

災害時に迅速な情報収集・情報共有や災害対応の効率化を図るため、福岡市災害対策本部総括部職員及び各局・区・室のシステム入力担当職員に対し、災害対応支援システム操作研修を行うとともに、シミュレーション訓練を実施する。

(4) 職員研修の実施等

① 各局・区・室における防災担当職員を対象に災害に即した防災・危機管理研修を実施する。

② 新規採用職員や新任係長、新任課長など、職位に応じた防災・危機管理研修を実施する。

③ 職員の防災意識・活動能力の向上を図るため、すべての職員を対象とした防災・危機管理研修を年間1,000人を目標に実施する。

④ 日頃からの防災意識の向上及び迅速な初動体制の確立を図るため、全職員に対して、ポケット版「防災のてびき」を随時更新し、配布する。

3 災害対策本部体制及び運営環境の整備

(1) 防災拠点代替施設の整備

災害発生時に区役所において区災害対策本部の設置が困難になった場合、代替施設を指定する。

(2) 防災資機材の整備

災害応急活動に必要な防災資機材等の整備計画を策定する。

(3) 災害対策本部運営計画

災害対策本部の設置手順、本部会議の招集、運営に関する基準について必要に応じ見直しを行う。

(4) 各業務の運営計画の整備

防災計画の各計画項目について、具体的、詳細な運営計画（マニュアル）を順次整備する。

4 広域応援体制の整備

(1) 応援協定締結都市との連携

「21大都市災害時相互応援協定」及び「九州九都市災害時相互応援協定」の実効性を確保するため、各締結都市との間で、防災計画等防災に関し必要な情報を交換するなど、日常から密接な連携をとっていく。

(2) 防災関係機関との連携

自衛隊、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関と、防災計画の周知、市の防災体制等必要な情報を交換するなど、日常から密接な連携をとっていく。

(3) 各業務における広域協力体制の推進

関係各部局において、他の自治体、団体等との協議会その他を通じて、防災に関する情報交換を行うなど日常の協力関係を確立するほか、必要に応じて各業務に関する災害時の協力内容等について協議していく。

また、各種応援協定等に基づく対応について、その成果と課題等の検証を行い、より円滑かつ効果的な運用ができるよう、各協定の更なる充実を図っていく。

5 広域防災拠点の整備

緊急時に大量の救援物資を集積・配送したり応援要員の集結、出動などを行う広域防災拠点のあり方について検討する。

第2 情報収集・伝達体制の整備

災害時の通信手段を確保するため、防災行政無線の保守・点検を定期的実施する。また、防災行政無線の使用に支障を来さないよう、無線機の使用訓練等を実施するとともに必要な設備の整備を行う。

1 防災行政無線の保守、運用（市民局）

(1) 防災行政無線の保守

防災行政無線の使用に支障を来さないよう、機器の保守点検を定期的に行う。

(2) 日常業務での使用

防災行政無線の使用に習熟し、また無線機の状況を把握するために、日常の業務のなかで積極的に無線を使用する。

防災行政無線ファクシミリを設置している所属においては、その利用を積極的に行う。

なお、携帯型無線機は、各局・区に配備しているので、屋外での行事等において積極的に利用する。

(3) 使用訓練等

総合防災訓練その他の訓練、防災に関する研修等の機会において、防災行政無線の使用訓練、無線を使用した情報伝達訓練等を行う。

また、公民館等に設置している無線機を、公民館職員、自主防災組織役員、その他の地域住民が使用できるように、地域での防災講習等の機会に無線機取扱いの講習、実習等を行う。

2 他の通信手段の確保

(1) 災害時優先電話の周知

N T Tの災害時優先電話の所在を職員に周知する。

(2) 関係機関との通信手段

市に設置されている県防災行政無線について、県が主催する講習、情報伝達訓練に参加するとともに、県との連絡において積極的に使用する。

3 情報処理体制の整備

(1) 情報処理の習熟

情報の受信、発信、情報集約方法、報告等の災害時の情報処理について、総合防災訓練、その他の情報伝達訓練や防災に関する研修等において、訓練を行い、業務に習熟する。

(2) 様式等の整備

情報処理に要する様式等についていつでも使えるよう必要な準備を整える。

4 無線等の整備計画

(1) 防災行政無線

① 無線機の整備

緊急時の通信手段として、平成4年度から整備し、平成7年度から全面運用を開始したアナログ式防災行政無線が、電波法の周波数割当計画に基づき、平成23年5月に使用期限を迎えたが、デジタル化による更なる利便性の向上、並びに災害時の情報収集・伝達体制のより一層の強化を図るため、平成20年度から22年度の3か年でデジタル式防災行政無線の整備工事を実施・完了した。

また、整備工事に併せて、災害発生時の避難所となる全小学校に防災行政無線を配備した。

現在、平成23年度末で722局にて運用しており、有線途絶時の通信の確保や災害時の迅速・的確な情報伝達を図る。

② 弱不感地帯の地域については、衛星携帯電話を配備し、非常時の連絡手段を確保している。

③ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)と防災行政無線設備を連動させ、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を無線設置箇所に対して発信する。(平成22年度設備工事完了、平成23年度運用開始)

④ 平常時の活用を促進したり、訓練研修の実施により、デジタル式防災行政無線の利便性、機能性を十分発揮できる運用・管理体制を整備する。

(2) 福岡県防災行政無線

消防局及び市民局(保健福祉局、道路下水道局に子機を設置)に設置し、運用している。

第3 消防、医療体制の整備

災害応急活動に備え、消防体制・医療体制を整備する。

1 消防体制の整備

(1) 消防職員及び消防団員の教養・訓練

消防学校における教養課程や消防団教養等で実施していく。

(2) 災害時火災予防対策

(3) 災害時危険物等の予防対策

2 医療体制の整備

(1) 医療機関の状況の把握・連携の確保

災害時の医療を確保するため、必要な医療機関に関する情報を把握し、災害時の協力体制を確立するなど連携を保つ。

(2) 救護班の編成の整備・訓練等

救護班の編成計画を整備し、職員に周知するとともに、総合防災訓練等において班編成の訓練を行うなど、職員の習熟を図る。

(3) 通信手段等の確保

保健福祉センター、市立病院（地方独立行政法人福岡市立病院機構が経営する「福岡市立こども病院・感染症センター」及び「福岡市民病院」をいう。以下同じ。）、福岡市医師会、及び災害拠点病院、その他医療関係機関との連携、連絡体制を確保するとともに、福岡市医師会及び災害拠点病院に防災行政無線を設置するなど災害時の通信手段を確保する。

(4) 医薬品等の確保

災害時の医薬品の調達について、調達の予定先の状況の把握に努め、災害時の協力体制を確立するなど連携を保つ。

第4 道路交通体制の整備

1 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理する。

2 事前届出の対象とする車両

事前届出の対象とする車両は、次に掲げるいずれにも該当する車両とする。

(1) 災害時において災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

3 事前届出の申請

(1) 申請者

災害対策基本法施行令第33条第1項に基づく緊急通行車両の緊急通行を実施することについて責任を有する者。（代行者を含む。）

(2) 申請先

申請に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は県警察本部交通規制課。

4 申請書類

緊急通行車両事前届出書2通に次の書類を添付の上申請する。

- (1) 申請者が緊急通行車両として使用することを疎明する書類1通
- (2) 自動車検査証の写し等

5 事前届出済証の保管及び車両変更申請

関係機関は、事前届出済証を適正に保管するとともに事前届出済証の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合は、速やかに事前届出済証の返還、変更の申請を行う。

第5 防災訓練（各機関）

災害対策基本法に基づき、災害応急対策の安全遂行を図るため、関係機関が緊密な連携をとり、総合的かつ計画的に、多くの職員、市民が参加できる訓練を実施する。

1 実地訓練

自然災害を想定して5～6月に区役所が主体となり、防災関係機関・団体及び地域と連携し、災害に迅速・的確な活動ができるよう個別訓練あるいは総合訓練を実施する。

(1) 訓練内容

① 水防訓練

増水期に備え関係機関と合同して水防工法、水門等の操作、水位雨量観測、消防機関及び消防団員の動員、一般住民の協力応援、器材の輸送、広報、通信伝達等を適宜折り込んで訓練をする。

② 避難訓練

学校、病院、福祉施設、工場、ビル、デパート等を対象に、水防訓練と合わせて避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水、給食等の訓練を実施する。

③ 救出、救護訓練

風水害、交通事故、海難事故等により現に生命、身体が危険な状態にあることを想定し訓練を実施する。

④ 通信連絡訓練

災害時の通信、情報、連絡確保のため、有線、無線等の通信訓練を実施する。

⑤ 輸送訓練

災害応急対策のための資材、器材の輸送、避難者の移送、救助物資の輸送等それぞれの訓練と併合して訓練を実施する。

⑥ 給水、炊き出し訓練

町内会等地域住民の協力を得て、り災者への給水、炊き出し訓練をそれぞれの訓練と併合して実施する。

⑦ 非常招集（参集）訓練

災害時に迅速な配備態勢を整えるため、早朝等に非常招集を発令し、参集及び情報伝達についての訓練を実施する。

(2) 訓練参加機関

訓練参加機関は、自衛隊、福岡海上保安部、福岡市、福岡県、福岡県警察、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他防災関係機関及び地域住民とする。

(3) 訓練実施要領の作成

訓練を実施する場合には、あらかじめ訓練実施要領を作成し関係機関に周知する。

2 図上訓練

災害の発生が予測される時期から災害応急対策の総合態勢を確立するまでの間における市及び関係機関の活動要領をマスターし、防災態勢の充実を図る訓練を実施する。

(1) 訓練内容

① 福岡市災害対策本部の設置、運営

② 情報の収集及び報告通報

③ 災害予防のための措置及び手順

④ 災害応急対策のための措置及び手順

(2) 研究会

訓練終了後災害対策本部長が指名する者の司会により、訓練実施機関、防災関係機関、見学者が参加して研究会を実施する。

(3) 訓練参加機関

訓練参加機関は、福岡市、福岡県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他自衛隊等防災関係機関及び地域住民とする。

(4) 訓練実施要領の作成

訓練を実施する場合には、あらかじめ訓練実施要領を作成し関係機関に周知する。

3 地域単位で行う市民中心の防災訓練

区役所、消防署、消防団などの連携により、自治協議会、校区等の単位で市民が中心となって実施できる初期消火、応急救護手当、浸水防止、避難訓練や各種講習などを行う。

4 本庁舎の防災訓練

本庁舎における防災訓練を定期的実施する。

第6 災害ボランティア等への支援対策の推進

市、市・区社会福祉協議会及びNPO・ボランティア交流センターは、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、連携を図りながら、災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成及びボランティアネットワークの構築を行う。

1 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの育成・支援

災害ボランティアコーディネーター養成講座等を実施し、災害時に迅速に対応できる人材を育成する。また、定期的に研修・訓練等を実施するなど、継続的な支援を行う。

2 ボランティアネットワークの構築

災害ボランティア活動が円滑に行えるよう、災害ボランティア団体や自主防災組織、防災士等と共働して、イベント等を実施するなど、平常時からのネットワークを構築する。

また、県内の各種ボランティア団体等の情報等を収集するため、災害ボランティア団体登録制度を検討する。

3 ボランティアが参加しやすい環境づくり

ボランティアが安心してボランティア活動に従事できるような環境づくりを行う。

第7 防災に関する調査研究（各局、区）

災害の多様化、複雑化、大規模化に対処するため、自然災害及び都市災害等に関する基礎的な資料を収集整理するとともに、被害想定、予防対策、応急対策等の防災体制について調査研究を実施する。

また、調査研究を推進するため、学識経験者から技術指導や助言等を受けることができる「福岡市技術ナレッジ・アライアンス制度」の活用についても検討する。

調査研究事項

- 1 被害想定に関すること
- 2 災害時の情報収集，伝達に関すること
- 3 住民の避難に関すること
- 4 都市の安全に関すること
- 5 地質，地盤に関すること
- 6 防災対策のシステム化に関すること
- 7 高齢者や障がい者などの居所把握調査など災害時の要援護者対策に関すること
- 8 地下空間浸水対策に関すること
- 9 都市における保水機能向上の方策（雨水貯留・浸透システム等）に関すること

第3節 自主防災体制の整備

「自らの安全は自らが守る」ことを原則として、市民自らの災害時の対応能力の向上を図るため、自主防災組織の結成促進、活動支援、防災訓練、防災知識の普及を図る。

また、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 自主防災組織の結成促進・活動支援

(1) 組織の結成促進

市民局、消防局、各区役所及び消防団との連携により、自治協議会等を通じ、住民に対し自主防災組織結成マニュアル等を活用して自主防災体制整備への理解を求めるとともに、校区・地区における組織の結成を支援する。

	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末
小学校区・地区数	147	149	149	149	149	149
組織数	114	129	138	142	146	147
組織率	77.6%	86.6%	92.6%	96.0%	98.0%	98.7%

注) 博多小学校校区については、統合前の旧4小学校区を各1組織として計上

(2) 組織への防災資機材購入補助金の交付

結成された自主防災組織に対しては、防災資機材の購入補助として1組織10万円を限度として補助を行う。

(3) 組織への指導等

自主防災組織による自発的な防災活動を支援するため、訓練等の指導を行うとともに、組織リーダー用マニュアルを配付し、自主防災組織などは地域の実情に応じた初動対応マニュアルの作成を推進する。

また、自主防災組織など地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進する。

(4) 組織への活動支援策等

自主防災組織が作成する防災計画を検証し、活動支援策を検討するなど、市民局、道路下水道局、区役所及び消防局が連携し、地域における自主防災活動を活性化させるための具体的な活動支援策を実施する。

① 情報支援

地域における先進的な取り組みなどを、出前講座や自主防災組織リーダー研修会などにおいて、積極的に各組織に情報提供を行う。

② 防災訓練実施時の支援

自主防災組織による防災訓練の実施を支援するため、各校区に担架を配備するとともに、防災訓練時には、区役所、消防署と連携した訓練指導や、必要な物資を現物支給する。

③ 地域への土のう及び水防資材の配備

災害に備えるための身近な地域の初動対応として、希望する地域には、土のう及び水防資材をあらかじめ配備する。

2 地域・企業の防災リーダーの養成等

(1) 防災リーダーの養成

地域や企業における防災リーダー養成のため平成17年度から「博多あんぜん・あんしん塾(博多あん・あん塾)」を開講し、毎年100名程度、10年間で1,000名の「防災リーダー」(防災士)を養成する。また、塾修了者を「博多あん・あんリーダー」として認定する。

博多あん・あんリーダー（博多あん・あん塾修了者）	防災士資格取得試験合格者
572名	553名

（平成24年3月末現在）

(2) 博多あん・あんリーダー（博多あん・あん塾修了者）に関する情報提供

博多あん・あんリーダーのうち、庁内や地域への情報提供に、本人の同意が得られた者については、区役所や消防局等に毎年度、名簿を提供し、庁内で情報の共有と活用の促進を図る。また、自治協議会及び自主防災組織については、区役所の窓口での名簿閲覧により修了者情報を提供し、地域防災力の向上のために積極的な活用を促進する。

(3) 博多あん・あんリーダー会との共働事業の実施

博多あん・あんリーダーにより結成された防災ボランティア団体「博多あん・あんリーダー会」と、平成23年度から共働で、市民や子どもたちに対する防災知識の普及・啓発事業として「出前講座」や「ジュニア防災士養成講座」など、「地域みんなで防災力向上事業」を実施している。共働することにより、スタッフの確保に伴う学習・啓発機会の拡充や地域性を考慮したプログラムの研究・開発が進むとともに、当団体の会員が地域の防災リーダーとして、日頃から地元の自主防災組織等の活動への参画が進むなど、地域のマンパワーが強化されることも期待できることから、今後も創意工夫しながら、事業の推進を図っていく。

3 地域での防災講習等の実施

自主防災組織をはじめ地域住民による避難・初期消火・応急救護等の防災講習を実施する。

(1) 総合防災訓練への参加

総合防災訓練において、訓練種目への参加、見学等を実施する。

(2) 「市民防災の日」、 「防災とボランティア週間」における諸行事の実施

「市民防災の日」、 「防災とボランティア週間」において防災訓練や防災講習会等を実施する。

(3) 「災害に強い地域づくり講座」の実施

小学校区を単位として、避難・初期消火・応急救護等の防災に関する講習会を実施する。

(4) 情報収集・伝達訓練の実施

全校区を対象として、自主防災組織が地域の実情に応じて作成する初動対応マニュアルに基づき、情報収集・伝達訓練を実施する。

4 公民館を拠点とした防災活動体制の整備

地域コミュニティの核となる公民館を地域と行政との情報受発信拠点と位置づけし、防災行政無線デジタル化の推進や、自治協議会、自主防災組織の責任者による地域の安否状況の把握を行うなど、行政と連携した防災活動体制の整備を図る。

5 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

このため、市は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

6 防災知識の普及

広く市民に対し、災害時の対応、事前の備え等について理解の増進を図る。

(1) 主な普及事項

- ① 避難場所等地域防災計画の概要
- ② 災害時の身の守り方、備え
- ③ その他の防災に関する事項

(2) 防災講習会の開催

市又は関係機関の実施する防災に関する講習会の積極的利用を図る。

(3) 印刷物・ホームページ等による広報及び情報提供

- ① 市政だよりの記事（年1～2回）
自主防災活動や災害常備品等の必要な情報を市政だよりで広報する。
- ② 「ふくおか市生活ガイド」での情報提供
避難場所その他の防災に関する情報を「ふくおか市生活ガイド」に掲載する。
- ③ 「防災マップ」の作成
行政区毎に、避難所・避難場所、防災関係機関、施設、災害危険想定箇所などを掲載した「防災マップ」を配布し、またホームページに掲載して、市民の防災意識の向上を図る。また、視覚障がい者用として「点字版防災マップ」を平成17年度に作成し、情報プラザ等で閲覧等を行っており、希望者には、個別に配布を行っている。
なお、校区単位の防災マップの作成については、自主防災組織の活動の中で働きかけていくとともに、区所、消防署、消防団等の連携のもと結成への働きかけの中からも作成に向け取り組む。

④ 防災ホームページによる情報提供

福岡市地下空間浸水対策検討委員会の報告も踏まえ、防災啓発と地下空間等への迅速な情報伝達のひとつとして、ホームページによる河川水位や市内雨量をはじめとした防災情報を平成14年度から提供している。

⑤ 福岡市防災メールによる情報提供

平成14年度から福岡市防災メール登録者に対して電子メールによる防災情報の提供を行っている。現在は、気象警報・注意報、地震情報、津波警報・注意報等の津波情報、雨量情報、河川水位情報、光化学オキシダント情報、熱中症情報、天気予報、避難勧告など、福岡市で必要と判断した情報を電子メールにより提供している。

また、市民のみならず来訪者への情報提供にも配慮するなど、防災メールを補完する手段として、防災メールで提供している避難勧告などの緊急情報を市全域又は行政区域内にあるNTTドコモの携帯電話へ発信できる「エリアメール」サービスを平成23年9月から活用するとともに、KDDI及びソフトバンクモバイルによるエリアメールと同様のサービス（緊急速報メール）についても平成24年3月に導入している。

さらに、平成24年1月からは、ソーシャルネットワークサービスのツイッターによる緊急情報の提供を開始している。

(4) 福岡市民防災センターの活用

福岡市民防災センターにおいて、各種災害の体験、火災その他の災害時の対応方法の訓練、各種の防災講習会により、市民の防災知識の普及を図る。

(5) ラジオ、テレビによる防災知識の普及

放送各社の協力を得て必要事項について放送を依頼する。

(6) ビデオ・DVD等による防災知識の普及

防災に関するビデオ・DVD等を活用し、学校、公民館等の学校教育、社会教育並びに防災関係職員、市民の防災知識の高揚に資する。

(7) 防災に関する主な運動期間

防災運動週間に際して、市及び防災関係機関は防災知識の普及に努めるものとする。

市民防火の日	毎月1日
防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
防災とボランティアの日	1月17日
文化財防火運動	1月26日～2月1日
春の火災予防運動	3月1日～3月7日
市民防災の日	3月20日
土砂災害防止月間	6月
危険物安全週間	6月第2週
国民安全の日	7月1日
海上災害防止運動	5月～10月
全国海難防止強調運動	7月16日～7月31日
道路防災週間	8月25日～8月31日
防災週間	8月30日～9月5日
防災の日	9月1日
救急の日	9月9日
津波防災の日	11月5日
秋の火災予防運動	11月9日～11月15日
119番の日	11月9日

7 防災教育の充実

「子どもたちのセーフティプラン事業」や、市民団体との共働事業による「地域みんなで防災力向上事業」などにより、地域や学校における幅広い年齢層への学習・啓発機会の拡充や地域性を考慮した講座・訓練等プログラムを実施し、基礎的な災害対応能力の育成を図るとともに、地域防災力の向上を図る。

特に学校教育においては、地震・津波を想定した避難訓練の実施、東日本大震災の被害や避難の成功例などを示すことによる児童生徒の防災意識の向上など、地震・津波を想定した防災教育の充実を図る。

8 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第4節 被災者支援対策

被災者への支援対策を充実するため、食料や生活物資の備蓄・調達、避難対策、要援護者対策等について必要な整備を行う。その際、男女のニーズの違い等、男女の双方の視点に十分配慮するものとする。

第1 生活支援対策

災害に備え、災害時に必要となる食料・日用品に関して、市民に対して必要な備えを呼びかける。

また、公的備蓄は、企業等との災害時応援協定に基づく流通備蓄の活用を基本とし、調達に必要な情報等の収集に努めるとともに、災害発生直後における対応に備え、必要最低限の食料や物資等を備える。

1 自主的備蓄の促進

(1) 3日分の食料等の備蓄

- ① 災害に備え、市民一人ひとりが食料、水を最低3日分備えておくことを呼びかけ、周知・普及を図る。
- ② 食物アレルギー等、食事に特別な配慮が必要な場合の3日分程度の分量の確保を呼びかける。

(2) 日用必需品の持ち出し準備

食料、水のほか、懐中電灯、ラジオ、衣類その他必要な日用品をまとめ、いつでも持ち出せるように備えておくこと等を呼びかけ、周知・普及を図る。

2 食料等の確保

(1) 調達先の情報収集

市において、災害時に調達すべき食料、日用品、その他の物資について、調達先、調達能力等の情報を定期的に把握しておく。

(2) 公的備蓄の実施

大規模災害時に、食料などの調達が困難な状況になった場合に備え、防災倉庫、防災センター、各校区（公民館）に計画的に非常食、水の備蓄を行うとともに、市立小・中学校等への配備拡充を検討する。

また、大規模災害が発生し、水洗トイレが使用できなくなった場合、各避難所に仮設トイレが設置されるまでの間の対応が必要となることから、防災倉庫、各校区（公民館）に簡易トイレの備蓄を行う。

なお、その他必要な備蓄品目及び量については、今後、関係各局と検討を行う。

① 非常食、水

備蓄数量については、国、他都道府県及び他市町村からの早期支援の実施や民間業者との生活物資応援協定の締結による支援等を考慮し、平成19年に県から公表された警固断層直下型地震の被害想定者、1日目約46,500人、2日目約23,000人の半数である34,750食分の備蓄を平成21年度末に完了している。今後は、5年間の消費期限が切れる分について、計画的に補充を行う。

また、食物アレルギー体質者や離乳食の摂取者対応食として、地震被害想定避難者1日目約46,500人、2日目約23,000人のうちの約3%（アレルギー体質をもつ者2%+離乳食が必要な者1%）にあたる1日目約1,395人、2日目690人の3食分約6,255食分を平成26年度までに備える。

② 簡易トイレ

平成19年に県から公表された警固断層直下型地震の被害想定者、1日目約46,500人の半数である23,250式を平成24年度に備える。

(3) 市内部組織の所有品の活用

こども病院や市立保育所が所有する粉ミルク等（アレルギー対応含む）を災害時に活用する。

(4) 協力関係の樹立

本市に店舗を有する事業所等に、災害時の対応について理解、協力を求め、情報交換に努めるとともに、災害時の生活必要物資等供給協定の締結を推進する。（資料編 162 頁）

第2章 避難対策

避難対策として、避難場所等を指定するとともに、市民への周知を行う。

1 避難場所等の指定

避難場所、避難所については、あらかじめ指定する。

(1) 避難場所

避難場所は、次の2種類を指定する。

① 地区避難場所

災害発生時に、家屋の倒壊、地盤の崩壊、火災の発生等の危険を避けるため、住民が一時的に避難する場所であり、容易に避難できる至近距離にある場所とする。

指定に際しては、概ね次の点に留意する。

- 1) 災害時の安全が確保されていること。
- 2) 地区の住民の避難が容易であり、概ね500mの圏内に配置する。
- 3) 地区の住民の相当数が避難可能な面積を有していることとし、原則1ha以上とする。ただし、周辺の土地利用状況、避難人口等を考慮し、1ha未満でも避難上有効な場合は指定する。
- 4) 原則として次の施設から選定する。
 - ・ 小学校のグラウンド
 - ・ 中学校のグラウンド
 - ・ 公園
 - ・ 大学のグラウンド・寺院等の民間施設

② 広域避難場所

大規模な災害発生時、大火災の発生、危険物の爆発等のおそれがある場合に、最終的な避難場所となる、地区避難場所よりさらに安全性が高い場所とする。

指定に際しては、概ね次の点に留意する。

- 1) 災害時の安全が確保されていること。
- 2) 避難が容易であり、概ね2kmの圏内に配置する。
- 3) 避難上有効な面積10ha以上を有することとし、一人当たりの面積は、1㎡/人以上とする。ただし、周辺の土地利用状況、避難人口等を考慮し、10ha未満でも避難上有効な場合は指定する。
- 4) 原則として次の施設から選定する。
 - ・ 大規模な公園
 - ・ 大学のグラウンド等の民間施設
 - ・ その他広い面積の空間を有する施設等

(2) 避難所

① 一時避難所

災害により自宅で生活できなくなった被災者を収容し、一時的に生活する場を提供する施設で、比較的軽微の災害時に優先して開設を予定する。

指定に際しては、概ね次の点に留意する。

- 1) 避難者が宿泊することが可能な屋内のスペースがある施設であること。
- 2) 避難者を収容する場所の面積は、避難者一人当たり2㎡を基準として50人以上を収容できること。有効面積は、施設面積の内、倉庫、トイレ、事務室その他の避難者が居住することが不適当な場所を除く。
- 3) 原則として次の施設を選定する。
 - ・ 公民館、空港周辺共同利用会館、市民センター、市民体育館など

② 収容避難所

災害により自宅で生活できなくなった被災者を収容し、一時的に生活する場を提供する施設で、比較的大規模な災害時において多数の被災者が発生したときに開設を予定する。

指定に際しては、概ね次の点に留意する。

- 1) 避難者が宿泊することが可能な屋内のスペースがある施設であること。
- 2) 避難者を収容する区域の面積は、避難者一人当たり4㎡を基準として100人以上を収容できること。有効面積は、施設面積の内、倉庫、トイレ、事務室その他の避難者が居住することが不適当な場所を除く。

- 3) 給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設であること。
 - 4) 原則として次の施設を選定する。
 - ・ 小・中学校（講堂，体育館等）など
- ③ その他の避難所
- 1) 福祉避難所
高齢者，障がい者等の要援護者で通常の避難所での生活が困難な者を収容するための避難所として指定する。指定にあたっては，予め福祉避難所として適当な社会福祉施設等の設置者と協定を締結するものとする。
 - 2) 臨時避難所
大規模な災害時において多数の被災者が発生し，指定の避難施設では不足する場合や避難所の開設が困難な場合等の対策として，大規模展示場やスポーツ施設などを避難所として，活用することについて施設管理者と協議を進める。
このほか，臨時の避難場所としてグラウンド，公園等の空き地での支障のないものについてテント等を設置して，緊急の避難所とする。

2 市民への周知

- (1) 指定避難場所，避難所の名称，所在等及び災害時の避難方法等について，市民へ広報し，周知する。
- (2) 住民又は自主防災組織等において，緊急に一時避難する近隣の児童公園や空き地等を確認しておくよう，市民へ広報し，周知する。
- (3) 家庭，自主防災組織，町内会などにおいて，非常時の避難場所の確認，避難経路，非常時の連絡先等の打合せを行っておくよう，市民へ広報し，周知する。

3 避難誘導等に関する習熟

常時，災害時の避難誘導及び避難施設の開設手順について確認しておくとともに，訓練で習熟しておく。

4 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから，次に掲げる帰宅困難者対策を講じる。

- (1) 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報する。
- (2) 企業等に対して，従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう，必要な物資の備蓄等を促す。
- (3) 天神，博多駅地区などにおいて，帰宅困難者の避難スペースを確保するため，企業等に対して，施設提供協力の働きかけを積極的に行う。
- (4) 避難場所等への円滑な誘導を行うため，集客施設などの民間事業者との協力体制を構築する。

第3 要援護者対策

災害発生時の要援護者の避難支援に備え，状況の把握を行うほか，情報伝達方法，地域の「共助」による避難支援対策の推進について必要な整備を行う。

また，要援護者には，防火訪問などを通じて防災意識の向上を図るとともに，地域住民には防災講習会等を通じて要援護者への配慮について啓発していく。

さらに，「福岡市災害時要援護者避難支援対策に関する取り組み方針」（以下「避難支援全体計画」という。）に基づき，地域の各種団体の連携により，高齢者や障がい者等と地域住民の日常的なふれあいの中で，災害時に備えた避難支援に関する具体的な計画を策定するしくみづくりを進めていく。

1 要援護者の把握・情報共有

(1) 状況の把握

高齢者、障がい者等の要援護者について、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、自力避難が困難な要援護者をリストアップし、「災害時要援護者台帳」の整備を行う。

(2) 自治協議会等への個人情報の提供

災害時における要援護者の安否確認や避難支援に活用することを目的として、災害時要援護者に関する情報の提供を希望する校区については、市と自治協議会等とが覚書を締結したうえで、自治協議会への情報提供を同意した要援護者の個人情報を「災害時要援護者情報提供同意者名簿」として提供する。

(3) 要援護者や地域への定期的な制度の周知

地域の「共助」による要援護者の避難支援を拡充するため、「災害時要援護者支援ハンドブック」等を活用し、高齢者・障がい者に対して「災害時要援護者台帳」への登録や地域への情報提供に同意を呼びかけるとともに、自治協議会等への定期的な制度の周知を図り、全校区での覚書の締結を目指す。

2 避難所の整備と防災訓練の実施

(1) 避難所の整備

学校、公民館など避難所に指定している施設については、要援護者の使用に支障がないよう、施設の整備に努める。

(2) 防災訓練の実施

自主防災組織等において、要援護者の支援に関する防災訓練を実施するなど、要援護者に対する地域での協力体制の確立を図っていく。

3 「避難支援全体計画」に基づく避難支援対策の充実・強化

国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、地域の住民や各種団体が参画・協力した「共助」による避難支援が適切かつ円滑に実施されるよう、「避難支援全体計画」に基づき、災害時要援護者避難支援対策の充実・強化を図る。

(1) 地域ぐるみの取り組みを促進

地域の住民や各種団体が連携した「地域の支援組織」による取り組みを充実・強化していく。なお、地域の実情を踏まえた取り組みが実施可能となるよう、支援組織の構成・形態は地域の判断に委ねる。

(2) 災害時要援護者情報の地域との共有を拡充

平成23年12月の福岡市個人情報保護審議会の答申を踏まえ、個人情報の保護に配慮しつつ、「災害時要援護者台帳」登録者で地域への個人情報の提供に関する同意書を提出していない者の情報を含めた要援護者情報を地域の支援組織と共有する。

ただし、情報提供同意書未提出者の情報提供は、校区単位で災害時要援護者の避難支援対策に取り組む地域支援組織の代表者に限る。

(3) 災害時要援護者個人ごとの「避難支援計画」（個別計画）の策定

地域の支援組織は、地域への個人情報の提供に関する同意書を提出した者について、要援護者本人やその家族、また、区役所や関係機関等と協力・連携して、災害時の具体的な避難支援の方法や内容等を定める「避難支援計画」（個別計画）の策定を進める。

(4) 実施可能な地域から段階的に拡大

当該取り組みは、実施可能な地域から開始し、その実施状況を十分に検証しながら、段階的に全市に拡大していく。

4 高齢者・障がい者以外の災害時要援護者対策の研究

高齢者・障がい者以外の乳幼児、妊産婦、外国人などの災害時要援護者についても、関係各局、関係機関、地域及び福祉関係団体等が連携し、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づく、具体的な支援対策の研究を行う。

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 情報の収集・伝達
- 第3節 災害時の広報
- 第4節 救出，救急計画
- 第5節 保健医療及び助産計画
- 第6節 避難対策
- 第7節 警備・交通対策
- 第8節 輸送計画
- 第9節 生活救援対策
- 第10節 民間団体・ボランティアとの連携
- 第11節 要援護者対策
- 第12節 防疫計画
- 第13節 清掃計画
- 第14節 行方不明者の搜索，遺体の処置・埋火葬
- 第15節 応急教育対策
- 第16節 障害物の除去
- 第17節 在港船舶対策
- 第18節 ライフライン施設の応急対策
- 第19節 石油事故対策
- 第20節 放射線災害応急対策
- 第21節 農畜産物応急対策
- 第22節 地下埋設工事等に伴う事故対策
- 第23節 その他災害応急対策に必要な事項

《 第3章 災害応急対策計画 》

第1節 応急活動体制

市が災害応急対策を実施するに当たって、早期に指揮命令系統を確立するとともに、活動を行う組織体制の確立、職員等の動員・柔軟な配備、関係機関等への速やかな応援要請等を行う。

第1 福岡市災害対策本部等

福岡市災害対策本部（以下「対策本部」という。）は、災害対策基本法及び福岡市災害対策本部条例（昭和38年福岡市条例第22号）に基づいて、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において防災活動の強力な推進を図るため臨時に設置される市の機関の一つである。

なお、対策本部の設置を迅速に行うため、情報収集態勢又は福岡市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、情報の収集などの業務にあたるものとする。

1 情報収集態勢

(1) 配備態勢

市民局防災・危機管理課内で、災害に備えるための情報収集等を行う。

- ① 責任者 市民局防災・危機管理課長
- ② 配備 市民局防災・危機管理課職員2名を置く。

(2) 設置基準

- ① 風水（雪）害
 - ・大雨注意報発表時
 - ・洪水注意報発表時
 - ・暴風雪警報発表時
 - ・大雪警報等発表時
- ② 台風接近時
 - ・強風注意報発表時
 - ・高潮警報，注意報発表時
- ③ 地震
 - ・市域内に震度3の地震が発生したとき。
- ④ その他
 - ・大規模な火災，爆発その他災害が発生し，又は発生するおそれがある場合で，情報収集などの対応が必要なとき。

(3) 廃止基準

対象となる警報・注意報等が解除され、市域内における情報収集など、特段の対応が必要なくなったとき。

2 警戒本部

(1) 配備態勢

- ① 警戒本部本部長 危機管理監
- ② 警戒本部副本部長 市民局長
- ③ 配備 必要に応じ災害対策本部の一部の部を置く。

(2) 設置基準

- ① 津波注意報が発表されたとき。
- ② 台風接近時における高潮警報・注意報発表時において、被害が発生するおそれがあるとき。
- ③ その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、部分的な応急対応を必要とするとき。

(3) 廃止基準

対象となる警報・注意報等が解除され、市域内における応急対応など、特段の対応が必要なくなったとき。

3 対策本部

(1) 本部の設置

本部は、福岡市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、具体的には警報等が発表されたとき、市長の権限において設置する。

(2) 設置基準

- ① 風水（雪）害
 - ・大雨警報発表時
 - ・洪水警報発表時
 - ・暴風雪警報、大雪警報等が発表され、総合的な対策が必要であると判断される時。
- ② 台風接近時
 - ・高潮警報、暴風警報が発表され、総合的な対策が必要であると判断される時。
 - ・台風の勢力・コース等、気象台による台風説明会を受け、台風の状況によっては、避難所開設等を考慮し、事前に設置するとき。
- ③ 地震
 - ・市域内に震度4の地震が発生したとき。（第1配備）
 - ・福岡県日本海沿岸に大津波警報、津波警報が発表されたとき。（第2配備）
 - ・市域内に震度5弱以上の地震が発生したとき。（第3配備）
- ④ その他
 - ・大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生し、総合的な応急対策を必要とする時。
 - ・その他災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で特にその対策又は防災の推進を図る必要があるとき。

(3) 廃止基準

災害応急対策が終結したと判断されたとき。（災害の規模、種類等によっては、部分的廃止もある。）

(4) 本部設置及び廃止の周知

本部を設置又は廃止したときは、各区その他の本市の機関並びに県、関係地方行政機関、指定公共機関、報道機関等へ通知する。

4 対策本部の組織及び運営

(1) 対策本部の編成

- ① 対策本部長及び職務権限の代行
 - 市長を対策本部長、副市長を対策副本部長とする。対策本部長不在時は、対策副本部長が職務を代理し、その順序は、福岡市長職務代理者規則に定める順序とする。なお、対策本部長、対策副本部長不在時の順序は、別に定める。
- ② 対策本部会議
 - 1) 構 成 員
 - 対策本部長、対策副本部長、各部長
 - その他本部長が必要と認める者
 - 2) 所掌事務
 - 対策本部の活動の重要事項について協議し、決定し、全体活動の統一を保持する。
 - 3) 会 議
 - ・災害状況等に応じて、本部長が招集し、対策本部長が議長となる。
 - ・災害状況・被害状況の把握、応急活動の方針、応援要請等について決定する。
- ③ 対策本部の構成
 - 対策本部に、部及び区本部を置き、部は部長、副部長、班長及び班員を、区本部は区本部長、区副本

部長，班長及び班員をもって各々構成する。

- 福岡市災害対策本部組織表（資料編 46 頁）
- 福岡市災害対策本部事務分掌表（資料編 48 頁）

④ 防災主任及び防災副主任

- 1) 防災主任及び防災副主任は，各部及び区災害対策本部ごとにあらかじめ指名する職員を以て充てる。
- 2) 防災主任及び防災副主任は，その属する部の被害状況，応急対策の実施状況，その他災害対策活動に必要な情報を取りまとめて総括部に報告し，及び対策指令その他連絡事項を部内に伝達する。

⑤ 各部連絡員

本庁舎7階に「災害対策本部室」を設置し，水防第2配備に移行した段階で，災害対策本部の警備部（消防局）職員を，第3配備からは各部の職員1名を本部要員として配置し，本部と各部との連絡調整にあたる。

区本部との連絡調整については，総括部の職員を各区毎に本部要員として配置する。

(2) 関係機関との調整

① 連絡会議

- 1) 市全体の防災活動の遂行のため，必要に応じて連絡会議を召集する。
- 2) 連絡会議は，福岡市防災会議委員のうち，必要と認める者をもって組織し，災害に関する情報の収集，関係機関との連絡調整，緊急措置に関する計画の作成・実施等を行う。

② 防災関係機関

- 1) 福岡県，指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関，関係地方公共団体等との連絡・調整を行う。

5 区災害対策本部

(1) 区災害対策本部の設置

災害対策本部を設置したときは，各区の区域内の災害応急活動を実施するため，区災害対策本部を設置する。

(2) 区災害対策本部の設置場所

区災害対策本部は，各区役所庁舎内に設置する。

(3) 区災害対策本部の組織

① 区災害対策本部長 区長

② 区災害対策副本部長，区政推進部長，市民部長，地域整備部長，保健福祉センター所長及び保健福祉センター副所長（博多区においては総務部長，地域支援部長，地域整備部長，保健福祉センター所長及び保健福祉センター副所長）

③ 区災害対策本部会議

1) 構成

- ・ 区災害対策本部長
- ・ 区災害対策本部副本部長
- ・ 区災害対策本部各班長

2) 所掌事務

- ・ 区災害対策本部の活動の重要事項について協議し，決定し，区災害対策本部全体の活動の統一を保持する。

3) 会議

- ・ 会議は，区災害対策本部長が召集する。
- ・ 区災害対策本部を設置したときは，速やかに開催するものとし，災害状況・被害状況の把握，応急活動の方針，応援要請等について決定する。
- ・ 災害状況に応じて，随時又は定期に開催する。

④ 区災害対策本部の構成

1) 区災害対策本部に各班をおく。

2) 区災害対策本部の各班は，災害対策本部の統轄のもと，区災害対策本部長の指揮により，各区の区域内の災害応急事務を遂行する。

⑤ 地区連絡会議

- 1) 区域内の災害対策について協議するため、必要に応じて、地区連絡会議を招集する。
- 2) 地区連絡会議は、必要と認める者をもって組織し、災害に関する情報の収集、関係機関との連絡調整、緊急措置に関する計画の作成・実施等を行う。
- 3) 会議における議決事項は速やかに本部長に報告を行う。

第2 職員の動員・配備（各局・区）

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するため、災害対策本部の組織態勢が確立できるように本部職員（以下「職員」という。）の動員を図るための計画である。

1 災害対策本部の配備態勢

態勢	項目	気象業務法に基づく場合	台風接近時	地震関係
水防第1 ・ 地震第1	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報発表時 ・洪水警報発表時 ・暴風雪警報、大雪警報等が発令され、総合的な対策が必要であると判断されるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮警報、暴風警報が発令され、総合的な対策が必要であると判断されるとき。 ・大雨警報発表時 ・洪水警報発表時 ・台風の勢力・コース等、気象台による台風説明会を受け、台風の状況によっては、避難所開設等を考慮し、事前に災害対策本部を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震が発生し、管区気象台から、市域内での震度が4以上と発表されたとき。
	配備につく職員	(特定の部を対象) <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集及び伝達に必要な人員 ・上位態勢移行への動員が速やかに実施できる人員 		
	業務例示	<ul style="list-style-type: none"> ・動員計画の準備 ・所属ごとの通知 ・災害対策に関する注意 ・連絡業務全般 		
水防第2	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・被害発生が予想され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 		
	配備につく職員	(特定の部を対象) <ul style="list-style-type: none"> ・警戒パトロール等の事前対策及び単発的な災害現場活動などの初動体制がとれる人員 (第2配備から態勢を組む部を対象) ・情報収集及び伝達に必要な人員 ・上位態勢移行への動員が速やかに実施できる人員 		
	業務例示	(特定の部を対象) <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策資機材の確認、調達 ・災害危険箇所の事前調査 ・市民広報 (第2配備から態勢を組む部を対象) ・動員計画準備 ・所属ごとの通知 ・災害対策に関する注意 ・連絡業務全般 		

態勢	項目	気象業務法に基づく場合	台風接近時	地震関係
水防第3 ・ 地震第2	発令基準	・現に災害が発生しつつあり、かつ被害が拡大するおそれがある場合	・現に災害が発生しつつあり、かつ被害が拡大するおそれがある場合 ・台風の勢力・コース等、気象台による台風説明会を受け、台風の状態によっては、避難所開設を考慮し、事前に災害対策本部を設置する。	・福岡県日本海沿岸に大津波警報、津波警報が発表された場合（福岡管区気象台発表）
	配備につく職員	・複数の災害現場活動に必要な人員 ・複数の避難所開設準備等大規模災害に備えた具体的応急活動が可能な人員		
	業務例示	・災害応急活動 ・避難勧告 ・避難所開設準備		
水防第4	発令基準	・全市的に相当の被害が発生しつつある場合、又はそのおそれがある場合	・全市的に相当の被害が発生しつつある場合、又はそのおそれがある場合	
	配備につく職員	・相当の災害被害に対する 応急活動全般に十分対応できる人員		
	業務例示	・災害対策全般		
水防第5 ・ 地震第3	発令基準	・市内全域にわたる災害被害、又は特に甚大な局地的災害が発生した場合で、自衛隊派遣要請を含め、他機関への応援要請が必要とされるとき	・市内全域にわたる災害被害、又は特に甚大な局地的災害が発生した場合で、自衛隊派遣要請を含め、他機関への応援要請が必要とされるとき	・市域内に震度5弱以上の地震が発生した場合（福岡管区気象台発表）
	配備につく職員	・全職員		
	業務例示	・災害対策全般		

※ その他の配備目安

大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。また、その他の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であって、特にその対策又は対応を図る必要があるとき。

※ 配備の強化・縮小

災害対策本部長が災害の規模及び特殊性により上表の配備態勢により難しいと認めたときは、その都度臨機応変の配備態勢を指令する。

- 災害対策本部配備人員（資料編 81 頁）

2 配備の方法

市長は、気象台等から災害発生のおそれのある気象情報、又は異常現象のおそれのある情報の通報を收受した場合、あるいは災害が発生し直ちに応急対策を実施する必要がある場合、災害対策本部設置基準に基づき災害対策本部を設置するが、この場合各部長及び各区本部長（以下「各部長」という。）に対し緊急時職員参集システム、電話、防災行政無線、庁内放送、その他適当な方法により配備態勢を指令する。

(1) 緊急時職員参集システムの運用

- ① 災害対策本部設置時の職員配備計画に基づく職員参集は、緊急時職員参集システムにより行う。
- ② 職員は、職員配備計画に基づき、緊急時職員参集システムに、「氏名」、「所属」、「参集グループ」を登録し、災害対策本部が設置され、配備計画に基づいた参集メールを受信した場合は、指定された URL にアクセスし、安否及び参集の可否を入力し返信する。
- ③ 緊急時職員参集システムを利用することができない職員がある場合は、各部において必ず連絡が取れるよう体制を整備する。

(2) 職員に対する伝達

- ① 職員の配備は、配備編成表に基づき各部長が配備態勢に応じて行う。
なお、災害状況により、各局・区・室において配備態勢を強化する場合は、総務担当課が緊急時職員参集システムにより行う。また、その際は、必ず市災害対策本部総括部との協議を行う。
- ② 各部長は、配備された職員に対し、災害状況の周知を図るとともに所属職員の指揮監督を行い災害情報の収集、伝達、調査その他応急対策を実施する態勢を整備確立する。
- ③ 緊急時職員参集システムを利用することができない職員がある場合は、各部においてあらかじめ職員への連絡方法等を定めておき近隣在住の職員を優先的に配備するなど、災害の際、直ちに動員できるよう配備態勢を整備確立する。

(3) 職員の非常動員

- ① 職員は、勤務時間外又は休日等において災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある情報等を察知したときは、所属の部長、班長等との連絡のうえ、又は自らの判断により災害応急対策活動のため登庁しなければならない。
なお、本来の職場へ登庁できない場合は、最寄りの区役所等に登庁し、その区本部等の指揮命令下に入ることにする。
- ② 市長（災害対策本部長）は、突発災害等のため緊急に災害応急対策の必要があると認めた場合には、緊急時職員参集システムにより職員の参集を行う。また、災害対策本部の設置について放送機関に依頼し、ラジオ、テレビで放送するので、職員は、察知後速やかに自ら登庁しなければならない。

(4) 報 告

- ① 登庁した職員は、登庁時に口頭又は文書により、氏名、所属及び登庁途上に得た災害に関する情報を上司に報告する。
- ② 登庁職員の状況は、各部及び区災害対策本部において把握し、その人員数及び活動人員の過不足について定時に総括部に報告する。（出動人員報告書：資料編 82 頁）

第3 応援要請（各局、県、自衛隊）

1 自衛隊災害派遣要請（市民局・県・自衛隊）

人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合に、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条及び災害対策基本法第 68 条の 2 の規定に基づき自衛隊の災害派遣を要請する。

(1) 派遣要請の実施

福岡県知事への派遣要請は、対策本部総括部が行う。

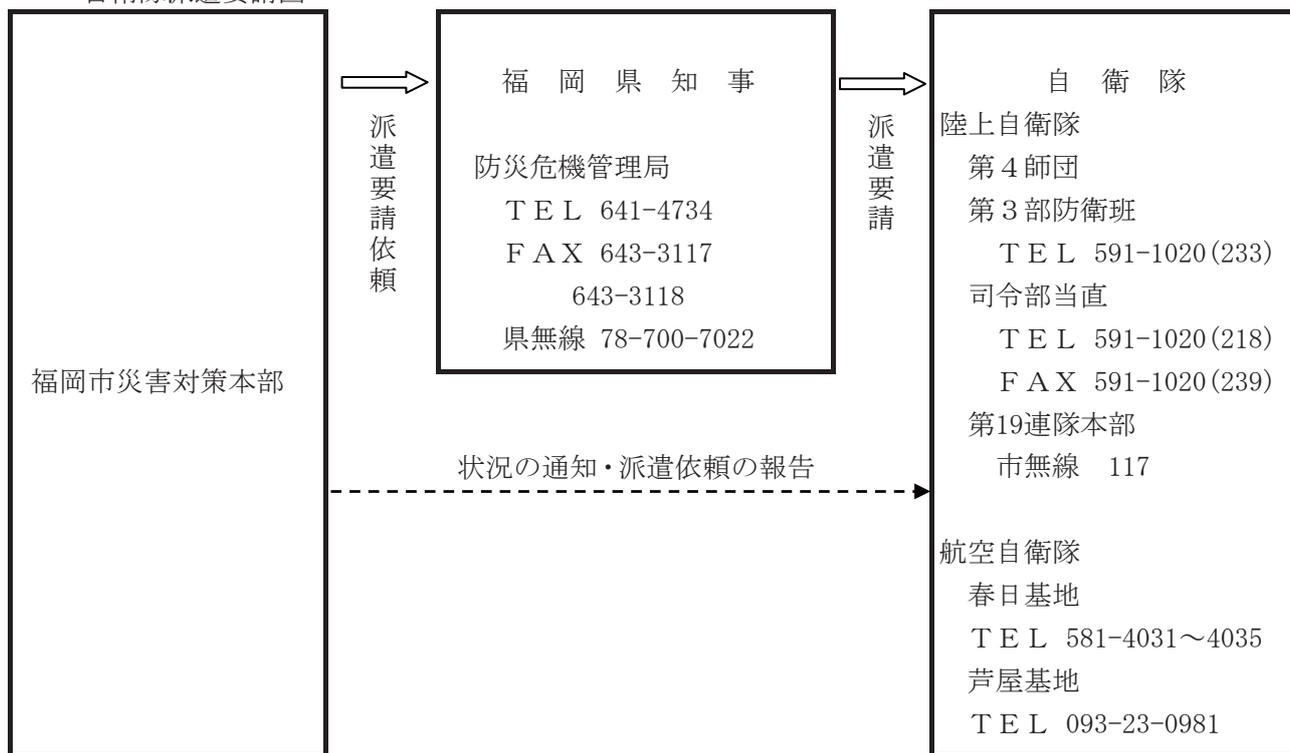
(2) 派遣要請基準

- ① 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため急を要し、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- ② 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

(3) 派遣要請依頼手続

① 要請系統

自衛隊派遣要請図



- ② 自衛隊の派遣を必要とすると判断したときは、災害対策本部長の指示により直ちに福岡県知事（県防災危機管理局）に自衛隊の災害派遣を依頼する。
- ③ 福岡県知事へ依頼する場合は、次の次項を電話又は口頭により明確にする。文書による依頼は、電話又は口頭による依頼の後に整える。
 - 1) 災害の情况及び派遣を要請する理由
 - 2) 派遣を希望する期間
 - 3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - 4) その他参考となるべき事項
- ④ 福岡県知事へ派遣の依頼を行ったときは、陸上自衛隊第4師団（第3部防衛班）へもその旨を連絡する。
 この場合において、必要に応じて、その旨及び必要とする地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。
- ⑤ 福岡県知事への依頼をすることが困難である場合は、直接陸上自衛隊第4師団（第3部防衛班）に対し、福岡県知事へ依頼することができない旨及びその時点での災害の状況等を連絡する。

(4) 自衛隊の活動内容

① 一般任務

- 1) 自衛隊は主として「人命救助及び生活救援」のため関係公共機関等と協力して行動する。
- 2) 派遣要請を受けた指定部隊等の長は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等の派遣その他必要な措置をとる。
 また、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し要請をまついとまがないときは、指定部隊等の長は、独自の判断に基づいて派遣することがある。

② 災害派遣時に実施する作業

災害派遣時に実施する作業等は災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、派遣要請の内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりである。

1) 被害状況の把握

福岡県知事等からの要請があったとき又は指定部隊等の長が必要と認めた場合は、所要の車両、航空機等状況に適した手段によって調査を行って被害等の状況を把握する。

- 2) 避難救助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
- 3) 避難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、他の救援作業等に優先して捜索救助を行う。
- 4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊等に対しては、土のう作成、運搬、積込等の水防活動を行う。
- 5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車、その他の防火用具をもって消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は通常市町村が負担する。
- 6) 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
- 7) 通信支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の遂行に支障をきたさない限度において部外の通信を支援する。
- 8) 診察、防疫、病虫害防除等の支援

特に要請があった場合には、被災者の応急診察、防疫、病虫害防除の支援を行うが、薬剤等は県市町村が負担する。
- 9) 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援物資の緊急輸送を支援する。この場合、航空機による輸送は特に緊急と認めるものについて行う。
- 10) 炊飯及び給水の支援

要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は炊飯及び給水の支援を行う。
- 11) 救援物資の無償又は譲与

要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は「防衛庁の管理に属する物品の無償及び譲渡等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき救援物資を無償貸付し又は譲与する。
- 12) 交通規制の支援

主として救援中の自衛隊車両の交通がふくそうする地点において自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
- 13) その他

その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能なものについては協議のうえ所要の措置をとる。
- ③ 出動部隊の勢力、編成、装備

自衛隊は、陸、海、空、自衛隊相互に連絡調整し、災害派遣の任務及び作業の内容に適する勢力、編成、装備をもって出動する。
- ④ 自衛隊の部隊等相互の関係
 - 1) 自衛隊相互の関係は「協力関係」である。
 - 2) 陸上自衛隊

ア 第4師団長は、師団長の行う災害派遣（計画、準備及び実施）に関し、福岡、佐賀、長崎及び大分の各県の所在する陸上自衛隊の部隊等を指揮する。

イ 各指定部隊等の長は、その駐とん地に所在する部隊等を指揮する。
 - 3) 航空自衛隊

芦屋及び築城基地司令は、それぞれ芦屋及び築城基地に所在する全部隊を指揮する。

西部航空方面隊司令官は春日基地に所在する全部隊を指揮する。
- ⑤ 災害の規模等に応ずる部隊等の行動
 - 1) 陸上自衛隊

ア 小規模な災害に対して各地域に駐とんする部隊をもって対処する。

イ 大規模な災害に対しては、まず各地域に駐とんする部隊をもって対処し所要によって他部隊等をもって増援するとともに必要に応じ第4師団長が統一指揮する。状況により、他師団の部隊の増援をうける。
 - 2) 海上自衛隊

海上の警備及び人員作業資材の輸送を行う（海上自衛隊佐世保地方総監部-佐世保市）

3) 航空自衛隊

航空機の派遣を要する場合

ア 芦屋又は築城基地司令に要請する。

イ 要請先部隊の選択が困難な場合は、もよりの部隊(西部航空方面隊司令部, 芦屋基地, 築城基地)に連絡する。連絡を受けた部隊が最も適当と認める部隊に要請を伝達する。

(5) 災害派遣部隊に対する協力

- ① 自衛隊の災害派遣を要請した場合、派遣部隊が他の救援に任ずる機関と密接に協力して円滑効率的な活動ができるよう措置する。
- ② 派遣部隊の行動等に必要な施設資材等は準備して提供する。
- ③ 要請者側の準備する主要資器材の基準(資料編 118 頁)

(6) 災害派遣の撤収要請

災害の救援が他の機関をもって実施できる状況となり、派遣部隊の救援を要しないと認められる場合は、派遣部隊の長と協議のうえ撤収を要請する。

① 「撤収要請書」記載事項

- ア 撤収の日時
平成 年 月 日 時 分
- イ 撤収要請の事由
- ウ 事故の有無
- エ 派遣人員, 機材及び従事作業内容
(人員機材)
(作業内容)
- オ その他

(7) 経費の負担区分

自衛隊の災害派遣に伴う経費はおおむね次の事項について派遣を受けた市町村が負担するものとし、細部については派遣を命じた部隊等の長と福岡県知事, 市町村長と協議して定める。

- ① 派遣部隊の宿舎に必要な土地建物等の借上料
- ② 派遣部隊の宿舎及び救援活動に伴う光熱, 水道, 汲取料, 電話及び入浴料等
- ③ 派遣部隊の救援活動に提供する器材等の購入借上げ又は修理費
- ④ 無作為による損害の補償
- ⑤ その他協議により決定したもの

2 広域応援体制

(1) 応援要請先及び主たる応援活動内容

- ① 災害時相互応援協定(本市が当事者となっているもの)
 - 1) 「21大都市災害時相互応援に関する協定」政令指定都市及び東京都(資料編 356 頁)
 - ・食料, 飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
 - ・被災者の救出, 医療, 防疫, 施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
 - ・救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
 - ・救助及び応急復旧に必要な医療系職, 技術系職, 技能系職等職員の派遣
 - ・特に要請があった事項
 - 2) 「九州九都市災害時相互応援に関する協定」九州内県庁所在都市及び政令指定都市(資料編 360 頁)
 - ・食糧, 飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
 - ・被災者の救出, 医療, 防疫, 施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
 - ・救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
 - ・救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
 - ・特に要請があった事項
 - 3) 「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」福岡県内の市町村(資料編 362 頁)
 - ・食糧, 飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
 - ・被災者の救出, 医療, 防疫, 施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

- ・ 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- ・ 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- ・ 被災者の一時収容のための施設の提供
- ・ 被災傷病者の受け入れ
- ・ 遺体の火葬のための施設の提供
- ・ ごみ・し尿等の処理のための施設の提供
- ・ ボランティアの受付及び活動調整
- ・ 特に要請のあった事項

4) 九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ（資料編 365 頁）

② 消防に関する応援体制

1) 消防組織法第39条に基づくもの

2) 消防組織法第44条に基づくもの

③ 各業務関係協定（本市が当事者になっているもの）

1) 「18大都市水道局災害相互応援に関する覚書」（①—1）に基づくもの（資料編 151 頁）

2) 「九州九都市水道局災害時相互応援に関する覚書」（①—2）に基づくもの（資料編 153 頁）

④ 福岡県の応援協定（福岡県が当事者になっているもの）

1) 「九州・山口9県災害時相互応援協定」

- ・ 災害応急措置に必要な職員の派遣
- ・ 食糧，飲料水及び生活必需品の提供
- ・ 避難・収容施設及び住宅の提供
- ・ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ・ 医療支援
- ・ その他災害応急措置の応援のため必要な事項

2) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

（ブロック協定のみで対応ができないときの全国的な応援体制）

⑤ 法律に基づく応援要請

1) 指定地方行政機関の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条第2項）

2) 他の市町村又は県の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

3) 知事に対する職員の派遣の斡旋（災害対策基本法第30条）

4) 他の市町村長等に対する応援の要求（災害対策基本法第67条）

5) 都道府県知事に対する応援の要求（災害対策基本法第68条）

⑥ 福岡都市圏構成市町村（9市8町）との連携

災害予防についての連絡調整をはじめ，災害情報の交換と応急対策について連携ができる体制の構築を図る。

一般廃棄物（ごみ，し尿）の処理については，状況に応じ，本市近郊市町との相互協力のもとに実施する。

(2) 応援要請基準

災害発生時において，本市のみでは対応が困難な場合に行う。

(3) 応援を求める活動の概要

応援を要請する業務内容はおおむね次のとおりとし，応援要請先の活動に応じて要請する。

- ① 救助，救出活動
- ② 消火活動
- ③ 食料，日用品等の提供
- ④ 医療・保健活動
- ⑤ 給水活動
- ⑥ ライフラインの応急復旧活動
- ⑦ 被災建築物応急危険度判定
- ⑧ その他必要な活動

(4) 応援要請の手順

- ① 災害対策本部の各部署は，その担当する災害応急対策について他都市等の応援を必要とするときは，直ちに災害対策本部総括部に対し，応援を必要とする業務の概要を報告する。

- ② 災害対策本部総括部は、全体の被害状況及び市の活動状況を推測・勘案し、応援要請の可否を判断する。
- ③ 応援要請を行う場合は、概ね次の事項を明らかにし、電話等によって要請を行う。文書によって要請する必要がある場合は、後日速やかに整える。
 - 1) 被害の状況，その時点での対応状況
 - 2) 必要な物資の品目名，数量
 - 3) 必要な人員
 - 4) 応援物資，人員の集結場所，経路
 - 5) 応援を必要とする期間の見込み
- (5) 応援の受入れ
 - ① 応援活動の調整
他都市等の活動の調整は、その活動内容に応じて各部において行う。
 - ② 応援の活動拠点等
応援隊の職員の宿泊，活動の拠点は、被害が軽微な地域にある市の宿泊可能施設をもって充て、不足する場合は周辺市町村を含む公共施設，公的宿泊施設の借上等によって対応する。そのほか消防車両等の受入については、各消防署はもとより市の施設（図書館，博物館等）を活用するとともに、民間施設の活用や燃料の補給など民間企業等への協力を積極的に求める。
応援職員の食料，飲料水等については、対策本部において準備する。
 - ③ 活動に要する資機材等
応援活動に必要な資機材等については、活動内容に応じて各部において準備する。

第4 災害救助法の適用（保健福祉局，市民局，各局，県）

災害救助法は、市町村からの被害情報に基づき、都道府県が適用する。

本市で災害が発生した場合、迅速かつ正確に管内の被害状況を収集把握の上、福岡県に報告しなければならない。

- 災害救助法の適用基準等について（資料編 421 頁）

1 報告を必要とする災害

- (1) 災害救助法の適用基準に該当するもの
- (2) 災害による被害は当初は軽微であっても、その被害が拡大するおそれがあり災害救助法の適用基準に該当する見込みのある程度のもの
- (3) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められる程度のもの。
- (4) その他特に報告の指示があったもの。

2 報告の時期，内容，要領及び方法

災害救助法の適用にあたっては、発生報告，中間報告，決定報告等，災害の経過に応じて、適宜状況を県に報告しなければならない。

とくに、災害の発生時に行う発生報告は、迅速に行う必要がある。

3 災害救助法適用に係る帳票類の整備

災害救助法の適用にあたっては、り災者名簿，避難所設置及び収容状況に関する書類，炊出し給与状況書類等，救助の種類ごとに帳票類の整備が必要である。

各部においては、救助の実施とあわせ、それぞれ適切な書類の整備に努めなければならない。

第2節 情報の収集・伝達

(市民局, 消防局, 財政局, 道路下水道局, 水道局, 港湾局, 区役所, 気象台, 県警察本部, 福岡県, 九州電力, JR九州, JR西日本, 九州地方整備局, NTT, 西日本高速道路株式会社, 福岡北九州高速道路公社, 海上保安部)

災害時における気象通報, 災害情報及び災害応急対策上の指令, 命令等の収集, 伝達, 報告通知及び要請等を迅速, 確実に実施し, 通信の確保を期するための計画である。

1 福岡管区気象台が発表する注意報・警報・情報等

気象, 水防, 火災等に関する注意報・警報・情報等の収集, 伝達は次の伝達要領, 伝達系統をもって行う。

(1) 収集, 伝達要領

- ① 福岡管区気象台から通報される注意報・警報・情報等は別紙系統図により伝達される。(資料編 83 頁)
- ② 消防局で収集, 受信した災害情報等は直ちに総括部(市民局防災・危機管理課)へ伝達する。
- ③ 総括部長(市民局長)は, 注意報・警報・情報等を受信した場合は速かに本部長(市長)に報告し, それに対応する必要な防災指令を各部(局)及び各区本部へ伝達する。
解除された場合もこの要領による。
- ④ 総括部から各部及び各区本部への伝達は, 電話, 防災行政無線, 庁内放送又は文書等をもって行う。
- ⑤ 注意報・警報・情報等の伝達を受けた各部長(各局長)及び各区本部長は速かにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに関係出先機関へも伝達, 指令する。
- ⑥ その他各区本部, 班の職員は総括部長より注意報・警報・情報等の伝達を受けた後は, 刻々と推移する状況について報道機関等の報道を聴取するよう努め, その内容に応じた適切な措置を講ずる。

2 防災気象情報システムからの情報等

福岡県との連携を強化し, 雨量・河川水位(自動監視), ダムの放流等に関する情報を即時に収集できる体制を整備する。

収集した情報については, 迅速的確な防災活動や住民の避難準備行動を支援するため, ホームページや防災メール, インターネットFAXなどにより, 適切に情報提供を行う。

(1) 防災気象情報システム

福岡市防災気象情報システムにより, 雨量(30箇所)や河川水位(20箇所), 河川監視カメラ(21箇所)の情報を収集する。

(2) 防災・危機管理ホームページ

5分毎の雨量, 市内主要河川の水位及びライブカメラ情報を提供するとともに, 気象注意報・警報や気象レーダー等の情報提供を行う。

(3) 防災メール

平常時のお知らせ情報や災害時避難勧告等の緊急情報, 気象情報, 地震情報, 津波予報, 河川水位情報, 光化学オキシダント情報等を携帯電話やパソコンへ自動配信する。

(4) 緊急速報メール

防災メールの情報のうち, 避難勧告などの特に緊急を要する情報については「エリアメール(NTTドコモ)」をはじめとする緊急速報メールサービスによって情報提供する。

(5) ツイッター(ソーシャルネットワークサービス)

情報伝達の多重化の一つとして, ソーシャルネットワークサービスのツイッターにより緊急情報を提供する。

(6) インターネットFAX

各区役所・出張所に設置しているインターネットFAXの活用を促進し, 区役所から地域等への避難勧告等の情報伝達を強化する。

3 災害映像情報の収集

福岡タワー高所監視カメラ，ヘリコプター画像伝送システムを活用し，災害に関する映像情報を収集し，災害対策に資する。

4 被害情報等の収集・伝達

(1) 収集・報告の要領

災害に伴う災害情報，被害状況の収集及び報告については法令等に特別の定めがある場合のほか，以下に定めるところによる。従って，各部の防災主任は，あらゆる手段を用いて状況を収集把握し，被害状況が確定するまでの間，福岡市災害対応支援システム等により災害対策本部あて報告するものである。

なお，これら収集及び報告は，災害対策の基礎資料となるものであるから迅速かつ的確に実施することを要する。

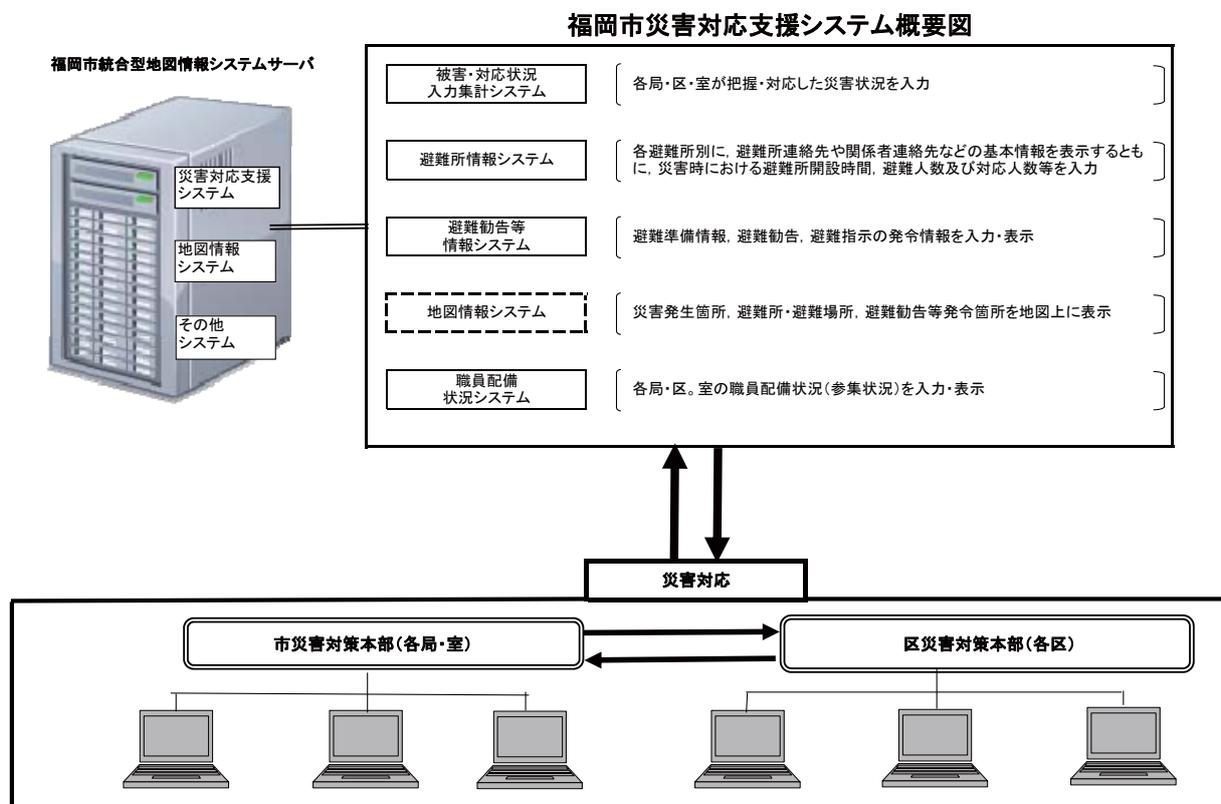
次に掲げる事項についても調査報告を行う。

- ① 災害の概況（原因，とき，ところ）
- ② 消防，水防機関等の出動状況
- ③ 避難の準備勧告又は指示の状況
- ④ 住民の避難の状況
- ⑤ 救助活動の状況
- ⑥ 応急措置の状況
- ⑦ その他必要な事項

(2) 情報の入力

各部及び各区災害対策本部は，それぞれが所管する被害状況等を「災害対応支援システム」に入力する。

なお，入力の際は，「災害対応支援システム」の入力情報を確認するとともに，関係部署と連携し情報の重複入力とならないよう努める。



(3) 県等への報告

災害対策本部において集約した被害情報等については，定期的に又は必要に応じ随時県へ報告する。

(4) 災害による被害・収集マニュアル

区役所所管分については、被害集計を区役所と消防署とが連携して相互に情報交換を行うとともに区役所（区本部）で取りまとめ、被害・収集マニュアルに基づき、災害対策本部に伝達する。

5 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて福岡管区気象台長が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。火災気象通報を行う場合の基準は、おおむね次のどちらかを満たす場合である。

- (1) 実効湿度が60%以下でかつ最小湿度が40%以下となり最大風速が7m/s を超える見込みのとき
- (2) 平均風速10m/s 以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨、降雪中は通報しないこともある。）

「火災警報」とは、前項に掲げる火災気象通報を市長が受けたとき又は市長が火災の予防上危険であると認めるときに警報を発することができるものである。

6 福岡県が発表する警報・情報等

(1) 水防警報

「水防警報」とは、国土交通大臣又は県知事がそれぞれの指定する河川、海岸又は湖沼に洪水又は、高潮による災害の発生が予想される場合において水防を必要とする旨の警告を発するものをいう。

県知事が水防警報を行う河川

河川名	観測所名	第一段階 待 機	第二段階 準 備	第三段階 出 勤	第四段階 解 除	水防警報 発令者
多々良川	雨水橋 (粕屋町)	はん濫注意水位 (1.4m)に達する と思われるとき	はん濫注意水位 (1.4m)を突破する と思われるとき	はん濫注意水位 (1.4m)に達し、な お上昇見込のある とき	はん濫注意水位 (1.4m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われる とき	福岡水防 地方本部長
宇美川	片峰新橋 (志免町)	はん濫注意水位 (2.8m)に達する と思われるとき	はん濫注意水位 (2.8m)を突破する と思われるとき	はん濫注意水位 (2.8m)に達し、な お上昇見込のある とき	はん濫注意水位 (2.8m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われる とき	福岡水防 地方本部長
樋井川	田島橋 (城南区)	はん濫注意水位 (2.6m)に達する と思われるとき	はん濫注意水位 (2.6m)を突破する と思われるとき	はん濫注意水位 (2.6m)に達し、な お上昇見込のある とき	はん濫注意水位 (2.6m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われる とき	福岡水防 地方本部長
室見川	橋本橋 (西区)	はん濫注意水位 (3.5m)に達する と思われるとき	はん濫注意水位 (3.5m)を突破する と思われるとき	はん濫注意水位 (3.5m)に達し、な お上昇見込のある とき	はん濫注意水位 (3.5m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われる とき	福岡水防 地方本部長
御笠川	隅田橋 (博多区)	はん濫注意水位 (1.0m)に達する と思われるとき	はん濫注意水位 (1.0m)を突破する と思われるとき	はん濫注意水位 (1.0m)に達し、な お上昇見込のある とき	はん濫注意水位 (1.0m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われる とき	那珂水防 地方本部長
御笠川	山王橋 (博多区)	はん濫注意水位 (3.5m)に達する と思われるとき	はん濫注意水位 (3.5m)を突破する と思われるとき	はん濫注意水位 (3.5m)に達し、な お上昇見込のある とき	はん濫注意水位 (3.5m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われる とき	那珂水防 地方本部長
那珂川	下日佐 (南区)	はん濫注意水位 (4.29m)に達する と思われるとき	はん濫注意水位 (4.29m)を突破す ると思われるとき	はん濫注意水位 (4.29m)に達し、な お上昇見込のある とき	はん濫注意水位 (4.29m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われる とき	那珂水防 地方本部長

(2) その他の情報

福岡市及び福岡市に係る広域の気象情報をきめ細かく把握するため、潮位情報等を収集し、その変化に即応した防災対策を行う。

- ① 潮位の観測については、海上保安庁第七管区海上保安本部の検潮器（別表）の記録を収集する。
波浪の観測については暴風時移動観測器を使用する。

(別表)

地区名	観測位置	器種	観測者	備考
玄界灘	福岡市東区 東浜二丁目9番 65号地先	フース型 (長期間)	福岡海上保安部	基準面 平均水面下 -1.10m 既往最高潮位 +2.84m H3.9.27

7 福岡県と気象庁が共同して行う洪水予報・警報

水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定による洪水予報及び警報は、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。

- (1) 指定河川洪水予報とは、福岡県と気象庁が共同し、河川を特定して発表する雨量・水位の状況や予測をいう。
(2) 洪水予報の種類

洪水予報には警報・注意報があり、以下のときに発表する。

はん濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報実施区間内ではん濫が発生したときに発表する。
はん濫危険情報 (洪水警報)	洪水予報実施区間内の基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき
はん濫警戒情報 (洪水警報)	洪水予報実施区間内の基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが予想される時、あるいは、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が予想される時
はん濫注意情報 (洪水注意報)	洪水予報実施区間内の基準地点の水位が一定時間後にはん濫注意水位を超えることが予想される時、あるいは、はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が予想される時

(3) 洪水予報指定河川

水系名	河川名	実施区間	基準点
御笠川	御笠川	左岸：福岡県福岡市博多区東光寺町2丁目7番地先から海まで 右岸：福岡県福岡市博多区東那珂1丁目6番地先から海まで	山王橋

河川	観測所名	位置 (緯度経度)	所在地	平常水位 m	水防団 待機水位 m	はん濫 注意水位 m	避難判 断水位 m	はん濫 危険水位 m
御笠川	山王橋 さんのうばし	N 33° 35' 05" E 130° 26' 01"	博多区東比恵4 丁目地内	0.46	2.60	3.50	4.10	4.70

8 福岡県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報

福岡県と気象庁は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条の規定に基づく大雨警報の解説と、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条及び第55条に基づく地域防災活動に即した市町村への通知を統合した土砂災害警戒情報を関係機関へ通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

(1) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

(2) 土砂災害警戒情報の特徴及び利用にあたっての留意点

土砂災害に対する避難勧告・避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にする。しかしながら、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではなく、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

9 雨量情報

集中豪雨の例にみる局地的な雨の降り方をいち早く地域的にとらえ、防災対策に役立てるため、中小河川の上流域及び各区役所等に雨量観測所を設定し、雨量観測を行う。

10 通信

(1) 防災行政無線

災害時における情報の収集、緊急指令等、災害応急対策を迅速、的確に行うため、公民館等設置の防災行政無線の有効活用とともに一般電話の不通状態における情報収集等に活用する。

(2) 全庁LANの活用

行政情報通信網を活用して、県からの防災気象情報等（一般気象、降雨、台風、高潮）を、リアルタイムで机上のパソコンへ画像等の情報を送り、災害に即応できる態勢づくりを推進する。

(3) 他機関の通信設備の優先利用

災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、次の機関と協定により通信設備を優先利用することができる。

災害時における緊急通信対象機関名一覧

機 関 名	備 考
福 岡 県 庁	
県 出 先 機 関	
警 察 機 関	
消 防 機 関	
陸 上 自 衛 隊	第四師団司令部・各駐屯部隊
第七管区海上保安本部	申込み窓口・福岡海上保安部
隣 接 市 町 村	
航 空 自 衛 隊	
指 定 地 方 行 政 機 関	災害対策基本法第2条第2項第4号に規定する機関
指 定 地 方 公 共 機 関	〃 第5号に規定する機関

(4) その他の通信施設

- ① 有線通信途絶時の場合には、市関係の無線局を開局し、有線通信途絶地域に移動局を派遣し連絡にあたる。
- ② 福岡地区非常無線通信協議会（事務局、福岡県消防防災課）福岡市内無線局、アマチュア無線局に協力を要請する。

(5) 非常無線通信の利用

非常災害で有線通信が途絶したとき、又は自己の無線局が不通になったときは、最寄りの無線局に非常通報等の発信を依頼することができるので、平常から最寄りの官公署、会社、アマチュア等の無線局と十分協議を行い、非常無線通信が円滑に運用されるよう配慮しておくものとする。

① 非常無線通信をすることができる通信内容は次のとおりである。

- 1) 人命の救助に関するもの。
- 2) 水火災の予報（主要河川の水位に関するものを含む。）及び天災その他の災害状況に関するもの。
- 3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料。
- 4) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常無線通信を行わせる場合の指令及びその他指令（電波法第74条）
- 5) 非常事態に際して事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- 6) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- 7) 遭難者の救助に関するもの。
- 8) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- 9) 鉄道線路、道路、電力設備、通信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- 10) 災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達配分輸送に関するもの。
- 11) 災害救助法第24条に基づき都道府県知事から、医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。
- 12) 災害の救援に必要な関係を有し、人心安定上必要な緊急を要するニュースを新聞社、通信所又は放送局が発表するもの。

② 非常通報の頼信手続

非常災害時には、各無線とも自局の業務に忙殺されることが多いので、頼信する場合は、電文は簡単明りょうにすることが肝要である。このため1通の電文字数は200字以内とし、必要によっては何通でも頼信することができる。

頼信にあつては、次の事項を電報頼信紙その他適宜用紙「かたかな」で無線局に依頼するものとする。

- 1) あて先の住所、氏名（電話があれば番号）
- 2) 本文
- 3) 発信人の住所、氏名（電話があれば番号）
- 4) 余白に「非常」（ヒジョウ）と必ず記入すること。

(6) 災害時優先電話

災害時に重要な防災関係機関へ電話をかけるときは、指定された回線を使用するとともに、今後優先携帯電話の活用や防災担当箇所での災害時優先電話の充実を図る。

第3節 災害時の広報

市民等に対し、災害の状況、応急対策実施の状況、生活情報等を通知し、混乱を防止し、市民生活の安定を図る。

広報に当たっては、速やかな伝達、混乱の回避、市民ニーズ、要援護者に留意して行うとともに、様々なメディアの活用を図る。

また、市外への援助等の呼びかけ等のために情報を発信する。

第1 実施機関及び広報事項（市民局、市長室、区役所）

被災者等が必要とする情報を、関係機関の協力を得ながら広報を行う。

1 実施方針

- (1) 災害対策本部は、市民生活に必要な事項を中心として総合的な広報活動を行う。
- (2) 各防災関係機関等は、それぞれの活動に関連して必要な事項を広報する。

2 広報事項

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (1) 災害情報 | (7) 本市施設の開閉状況 |
| (2) 被害状況(断水状況含む) | (8) 市立学校の状況(休校等) |
| (3) 避難場所の情報 | (9) 避難状況 |
| (4) 本市の防災態勢 | (10) 災害復旧状況 |
| (5) 医療機関の情報 | (11) その他 |
| (6) 市営交通機関及び都市高速の運行状況 | |

3 市外への情報提供

市外各地に対して、被害の状況、復旧の状況、支援の呼びかけ等の広報を行う。

第2 広報の方法（市民局、市長室、保健福祉局、総務企画局、区役所）

広報に当たっては、報道機関の協力のほか、広報車、広報紙、ホームページ等により行う。

1 広報の種類等

(1) 緊急時の広報

初動活動時その他緊急時において、避難情報、住民への指示事項等を住民等へ広報を必要とするときは、総括部の指示により、報道機関への情報提供及び放送要請、広報車、ホームページ、防災メール、インターネットFAX等により住民への周知を行う。

(2) 随時又は臨時の広報

被害状況、応急復旧状況、生活関連情報等については、定期的に、又は必要により随時に報道機関への情報提供、広報車、広報紙、ホームページ、防災メール等により住民等へ広報を行う。

2 広報の手順

- (1) 災害対策本部総括部において、広報活動に必要な情報を集約し、広報を行う。
- (2) 各部又は区災害対策本部は、応急対策活動、支援活動により必要となる市民等への周知事項、被災者への支援措置等について、災害対策本部総括部へ依頼する。依頼は、原則として文書により行うものとし、緊急を要する場合は口頭で行う。
- (3) 事態が切迫している場合は、NHKに対し緊急警報放送の要請を行う。

3 広報の手段

(1) 報道機関への情報提供、広報の要請

- ① 定期的に又は随時に、記者発表又は資料提供等により報道機関に情報を提供する。
- ② 「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、市内各放送局に対し、電話で放送要請を予告したのち、放送依頼を行う。

(2) 広報車等による広報

避難勧告、警戒区域の設定等、緊急に地域住民に広報の必要がある場合、その他必要に応じて、市広報車、その他の車両等により巡回して周知する。

なお、広報車両については、「災害警戒中」等の表示を行い、地域住民等への注意喚起を行う。

(3) 災害広報紙等の発行

- ① 災害状況等により必要な場合は、被害状況、応急対策状況、市民への留意事項、生活関連情報、復旧状況等を市民に周知するため、臨時広報誌を発行する。
- ② 災害広報紙は、避難所、その他避難者等の集まる場所で配布するほか、必要な場合は各住戸に配布する。

(4) その他の広報の手段

- ① 掲示板等の掲示
市災害対策本部、区災害対策本部その他必要な場所において、生活関連情報、応急対策状況等について掲示するほか、有線放送施設を活用する。
- ② 防災ホームページによる情報発信
防災ホームページにより、被害状況、応急対策状況、復旧状況、生活関連情報等を発信する。
- ③ 防災メールによる情報配信
防災メール登録者へ避難勧告など福岡市で必要と判断した緊急情報を配信する。
- ④ 緊急速報メール
防災メールの情報のうち、避難勧告などの特に緊急を要する情報については「エリアメール（NTTドコモ）」をはじめとする緊急速報メールサービスによって情報提供する。
- ⑤ ツイッター（ソーシャルネットワークサービス）
防災メールの情報のうち、地震速報や気象警報その他の緊急情報をツイッターによって自動発信する。
- ⑥ 危険が想定される河川流域（御笠川、宇美川）へ平成15年度に設置した有線放送（屋外拡声器）やサイレンの有効活用を図る。
また、上記設備の一部移設も含め、樋井川や多々良川へ警報装置を設置する。
- ⑦ 街頭ビジョンによる情報の発信
大規模災害時に天神地区・博多駅地区に設置された街頭ビジョンを活用し、来街者等への避難場所等の防災情報を放映する。
情報提供にあたっては、外国人への配慮から多言語化を行う。
- ⑧ インターネットFAX
各区役所・出張所に設置しているインターネットFAXの活用を促進し、区役所から地域等へ、避難勧告等の情報伝達を強化する。

4 要援護者への配慮

災害時に音声又は文字による情報伝達や情報の理解が困難な人々に対する情報の伝達方法の確立を図っていく。

(1) 広報の方法及び内容上の配慮

広報に当たっては、手話、点字、要約筆記、外国語等による広報の実施に配慮するとともに、その内容についても、要援護者が必要とする情報を広報する。

(2) 情報窓口等の設置

障がい者、外国人等に対する情報提供のため、各種機関、団体、ボランティアの協力を得て、必要に応じて、情報提供窓口、相談窓口に通訳等を配置する。

(3) ボランティア等の協力

要援護者への広報の実施に当たっては、各種ボランティア、関係機関・団体、近隣住民等の協力を得る

ものとする。

(4) 人材の確保

手話、点字、要約筆記、外国語等の能力を持った人材の協力が必要不可欠であるため、そのような人材の把握、養成、連携の確保に努める。

5 災害の記録

(1) 災害状況の記録

被害の状況、応急対策の状況等の記録を行い、災害時の広報の資料とするとともに、今後の防災対策に資する。災害の記録は、写真、ビデオのほか、各部における文書の記録を収集する。

(2) 記録の方法

各災害応急対策の実施に際して、必要に応じ写真・ビデオ撮影を行うものとする。活動状況等については、後日報告書を作成する。

第3 生活関連情報等（市長室、各局）

被害を受けた被災者、避難者その他の市民等に対し、必要な情報を提供し、各種の問い合わせ・相談に応じる。

1 災害時情報相談窓口

災害の程度に応じ、災害対策本部に市民等からの相談等に応じるため情報相談窓口を設置する。

(1) 情報提供事項

- ① 被災状況、安否確認情報
- ② 支援措置の状況
- ③ 生活関連情報

(2) 相談事項

- ① 住宅に関する事項
- ② 法律問題に関する事項

2 安否確認情報

(1) 安否情報の集約

安否情報は、避難状況、行方不明者等の状況等から確認する。

- ① 避難者
避難所の避難者名簿を集約する。
- ② 行方不明者
避難所、区役所等に寄せられた行方不明者の情報を集約する。
- ③ 警察等の行方不明者等の情報
警察署等が調査した行方不明者等の情報を集約する。

(2) 安否情報の提供

- ① 報道機関等への避難者名簿等の提供
- ② 避難者名簿等の閲覧
- ③ その他の方法により提供

3 災害ボランティア情報

災害の程度に応じ、ボランティアの必要性を判断し、ボランティアの要請等のボランティアに関する広報を行う。

(1) 情報提供事項

- ① ボランティアの要請情報（活動内容、期間、人数、場所等）
- ② ボランティア活動実績

第4節 救出、救急計画

(消防局、保健福祉局、財政局、港湾局、海上保安部、県警察、日赤、水難救済会、自衛隊)

風水害又はそれに伴う災害により、次に掲げる状態にある者を救出、救護及び保護するための計画である。

1 対象

- (1) 災害により生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 災害により生死不明の状態にある者

2 救出救護活動

災害のため救出、救護を要する者が生じた場合、各機関は協力して救出救護活動を行うものとする。なお、救出作業に特殊機械器具、特殊技能者及び瓦礫の下の医療を要する場合には、その旨知事に要請し、自衛隊、海上保安部、福岡県災害派遣医療チーム(以下、「福岡県 DMAT」という。)等関係機関の協力を得る。

3 集団救急事故対策

風水害等より多数の傷病者が集団的に発生したとき、円滑な救急活動が遂行でき、傷病者を迅速に医療機関に搬送し、適切な救急医療が施されるよう関係機関と連絡、協調を図り、有効適切な救護、救命の措置を行う。

(1) 救急医療体制

突発的に発生する集団救急事故に対し迅速かつ適正な医療を行うため、災害拠点病院や福岡市救急病院協会などにおいて、現場に出動する医師及び傷病者を収容する病院を確保するとともに、必要に応じ福岡県 DMAT の現場派遣を知事に要請し、救急医療体制の確立を図る。

(2) 事前措置

救急活動の推進を図るため、医療機関及び防災関係機関と連絡を密にし、必要事項については調整を行い、救急体制を確立する。

(3) 現場消防本部の措置

救急活動を円滑に実施するため、現場消防本部を設置し、活動部隊の指揮、応援部隊の派遣要請、関係機関との連絡、情報の収集、資器材の調整等を行う。

(4) 現場救護所の設置

傷病者の救護、救命を迅速に行うため、現場救護所を設置し、傷病者の受付分類、応急処置、搬送先医療機関の指示等を行う。

(5) 隊別活動要領は、別に定める「災害防ぎょ活動の指針」による。

4 救急空輸搬送先医療機関

救急空輸搬送先医療機関 (災害拠点病院) (資料編 145 頁)

5 特殊技能者

- (1) 潜水夫を要請する場合 (資料編 146 頁)
- (2) 水難救助技能者を要請する場合 (資料編 146 頁)

6 福岡県 DMAT

福岡県 DMAT 指定病院一覧表 (資料編 146 頁)

7 救出

- (1) 車両等一覧表 (資料編 147 頁)
- (2) 舟艇一覧表 (資料編 148 頁)

8 惨事ストレス対策

- (1) 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第5節 保健医療及び助産計画（保健福祉局，こども未来局，消防局，区役所，日赤）

災害等のため医療機能が混乱したり，り災地の住民が医療を受けられなくなった場合に，り災者に対し応急的に医療又は助産を行うための計画である。

1 医療及び助産の対象

医療又は助産を必要とする状態にもかかわらず災害等のため医療及び助産を受けられなくなった者

2 医療及び助産の範囲

(1) 医療の範囲

- ① 診 察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置，手術その他の治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看 護

(2) 助産の範囲

- ① 分べんの介助
- ② 分べん前後の処置
- ③ 脱脂綿，ガーゼその他衛生材料の支給
- ④ 病院，診療所又は助産所への収容
- ⑤ 看 護

3 医療及び助産活動

(1) 救護班の編成基準

医師，看護師，保健師又は，助産師，薬剤師等により編成するものとし，各班の人数は災害の規模等により適宜定める。

(2) 救護班の編成表（資料編 191 頁）

(3) 救護所の設置

被災現場等での医療及び助産活動などを行うため，次に掲げる場所に救護所を設置する。

- ① 避難所において救護所の設置を必要とする場合（「第6節 避難対策」を参照）
- ② 被災地の中心点

(4) 医療機関の協力

救護班による応急手当後又は救護班による救護ができない者は，救急病院，官公立病院・災害拠点病院及びその他の病院，診療所の協力による救護活動を行う。

- ① 救急告示病院等一覧表（資料編 195 頁）
- ② 官公立等主要病院一覧表（資料編 196 頁）
- ③ 現場派遣病院及び収容病院編成表（資料編 145 頁）
- ④ 福岡市救急病院協会班編成表（資料編 144 頁）
- ⑤ 福岡県内の災害拠点病院及び施設，設備の状況（資料編 197 頁）

(5) 医療及び助産の指示

救護班活動以外の医療機関への委託は原則として災害対策本部長の発行する「入院（通院）指示書」により救護活動を行う。

(6) 医療及び助産の期間

- ① 医療については，災害発生の日から 14 日以内
- ② 助産については，分べんの日から 7 日以内
但し，災害対策本部長が必要と認めるときは，その期間を延長することができる。

(7) 医療及び助産のための費用

医療及び助産に要する経費は原則として災害対策本部の負担とするが、その範囲は概ね次のとおりとする。

- ① 救護活動により使用した薬剤，治療材料及び医療器具破損等の実費
- ② 医療機関による治療は，社会保険診療報酬による額以内
- ③ 施術者による場合は，地域における協定料金の額以内
- ④ 産院，その他の医療機関及び助産師による場合は，地域における慣行料金の8割以内の額

4 医療助産活動に要する携行器材等

- (1) 福岡市救急病院協会器具表 (資料編 193 頁)
- (2) 医療用装備基準 (資料編 194 頁)
- (3) 助産用装備基準 (資料編 196 頁)
- (4) 救護班装備基準 (資料編 196 頁)

5 医薬品及び医療機器取扱店一覧表 (資料編 197 頁)

6 血液センター一覧表 (資料編 198 頁)

- 7 救護班に必要な車輛 24 台
- (内訳) 1 班当たり 1 台 22 台
- 連絡用 2 台

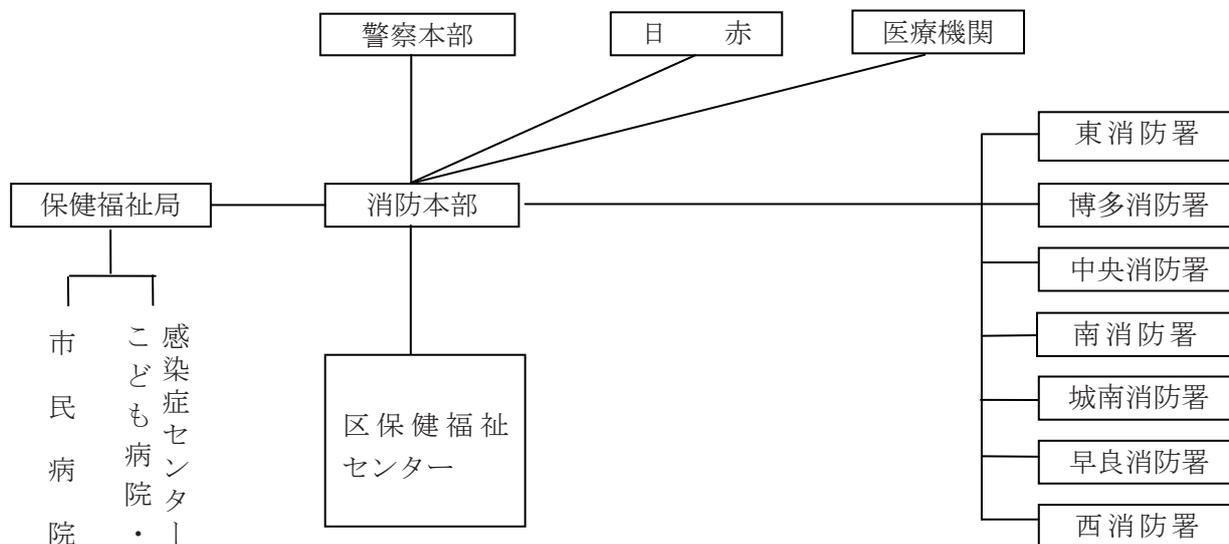
不足車輛については，「輸送計画」による車輛を借上げる。

8 避難所における健康管理，健康相談等

- (1) 避難所での衛生の確保，健康の維持のため，保健師等の巡回派遣等による健康相談を行う。
- (2) 被災者及び従事職員のストレス等のメンタルヘルス対策のため，精神科医等の相談活動を行う。
- (3) 服薬治療中の精神障がい者のために，精神医療の確保に努める。

9 救急業務

(1) 救急体制及び連絡系統



(2) 救急隊の編成

救急隊は消防法施行令第44条に基づき、原則として、救急車1台及び救急隊員3人以上、又は、ヘリコプター1機及び救急隊員2人以上をもって編成する。

(3) 医療機関等との協調

- ① 救急業務を迅速、的確に運用できるよう災害拠点病院や福岡市救急病院協会（事務局は消防局救急課）の協力体制を確立している。
- ② 救急指定医療機関以外の医療機関についてもその所在地等の実態は握に努め、大災害の場合の救急業務体制を確立する。
- ③ 「日赤」と連携を保ち、災害現場における救護所の設営及び医療活動の実施に必要な医療品等の搬送について対策を講じる。

(4) 救急活動

上記のほか、救急活動については「第4節 救出、救急計画」による。

第6節 避難対策

(保健福祉局, 住宅都市局, 道路下水道局, 消防局, 教育委員会, 区役所, 県警察, 海上保安部, 自衛隊)

災害のために住民の生命, 身体が危険な状態にある場合, これを保護するため避難を勧告, 指示し, 安全に避難させるとともに避難者及び居住の場所を失った者を一時的に収容するための計画である。

1 避難の勧告・指示権者

指示権者	勧告権者	根拠法	対象となる災害の内容 (要件・時期)	勧告又は指示の対象	勧告又は指示の内容	取るべき措置
市長 (委任を受けた吏員)	市長 (委任を受けた吏員)	災対法第60条	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し, その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき	必要と認める地域の居住者, 滞在者, その他の者	①立ち退きの勧告・指示 ②立ち退き先の指示	県知事に報告
知事 (委任を受けた吏員)		災対法第60条	・災害が発生した場合において, 当該災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同 上	同 上	事務代行の公示
警察官		災対法第61条 警察官職務執行法第4条第1項	全災害 ・市町村長が避難のため立ち退きを指示することができないと警察官が認めるとき又は市町村長から要求があったとき ・危険な事態がある場合において, 特に急を要する場合	必要と認める地域の居住者, 滞在者, その他の者・危害を受けるおそれのある者	①立ち退きの指示 ②避難の措置 (特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は, 市長に通知(市長は知事に報告)
海上保安官		災対法第61条	全災害 ・市町村長が避難のため立ち退きを指示することができないと海上保安官が認めるとき又は市町村長から要求があったとき	必要と認める地域の居住者, 滞在者, その他の者	立ち退き指示	市町村長に通知(市長は知事に報告)
自衛官		自衛隊法第94条	・危険な事態がある場合において, 特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	避難について必要な措置(*1)	警察官職務執行法第4条の規定の準用
知事 (その命を受けた職員)		地すべり等防止法第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認めるとき	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事 (その命を受けた職員) 水防管理者		水防法第29条	洪水又は高潮による災害 ・洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同 上	同 上	その区域を管轄する警察署長に通知(*2)

※1 警察官がその場にはない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。

※2 水防管理者が行った場合に限る。

(注) 1 「勧告」とは, その地域の住民が, その「勧告」を尊重することを期待して, 避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。
2 「指示」とは, 被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ, 「勧告」よりも拘束力が強く, 住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

2 避難勧告等の発令の判断基準

避難準備情報、避難の勧告及び指示を行う場合、気象警報等や水位状況等を参考に、災害の推移によって、次のように基準を定める。

(1) 避難勧告等を行う場合の判断基準を次のとおり定める。

区分	水 害	土砂災害
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 避難勧告・指示の発令には至らないものの、人的被害の発生する可能性が高まっており、避難に時間のかかる者に避難を促す必要がある場合。 <input type="checkbox"/> 時間降雨量40mm以上が2時間以上継続し、河川に設置した各水位観測箇所の水位がはん濫注意水位に到達し（洪水予報河川で「はん濫注意情報」が発表）、かつ今後の気象情報等を勘案して、水位の上昇が見込まれる場合。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 土砂災害の前兆現象が発見された場合 ※前兆現象は、斜面から小石がぱらぱら落ちる、湧き水が濁る、溪流が急に濁る、雨が降っているのに水位が下がるなどの現象。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 通常の行動を行うことができる者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった場合 <input type="checkbox"/> 水位情報周知河川の水位が避難判断水位に到達し（洪水予報河川で「はん濫警戒情報」が発表）、さらに水位の上昇が予想される場合。 <input type="checkbox"/> 河川監視、地域、消防署・団等からの浸水情報を確認した場合。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 前兆現象が発見された場合。 <input type="checkbox"/> 福岡市内の地域に記録的短時間大雨情報が発表された場合。 <input type="checkbox"/> 福岡市に土砂災害警戒情報が発表された場合。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 河川に設置した各水位観測箇所の水位がはん濫危険水位に達した場合に堤防の隣接地等、地域の特性等から、人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された場合。 <input type="checkbox"/> 流域の排水ポンプ場が停止した場合や堤防本体の亀裂、大規模漏水等を確認した場合。 <input type="checkbox"/> 人的被害の発生した状況など。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 近隣で土砂災害が発生し、被害拡大のおそれがあるとき。

【留意すべき事項】

※「平成21年7月中国・九州北部豪雨」時、市内各河川では、はん濫注意水位到達からはん濫危険水位到達までの時間が20分から40分と短時間で急激な上昇を示した状況もあることから、避難勧告等は、水位・雨量情報や地域からの情報などの情報収集を迅速かつ的確に行い総合的に判断して発令する。

※流域面積が小さな河川ほど水位の上昇が早く出るため、本川でははん濫注意水位に達した時刻に支川の流域で避難勧告を発令する場合がある。

(2) 避難勧告等の発令の参考とする情報

① 洪水予報河川※1・水位情報周知河川※2の水位基準点

水系名	河川名	水位観測所	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
多々良川	多々良川※2	多々良橋	2.89m	3.56m	4.07m	4.57m
		雨水橋	1.02m	1.41m	1.68m	2.18m
	須恵川	原田橋		2.78m		3.41m
		津屋本町橋	1.31m	2.00m	2.34m	2.69m
	綿打川※2	綿打橋	カメラのみ設置			
	宇美川※2	田富橋	カメラのみ設置			
		二又瀬橋		1.60m		2.50m
片峰新橋		2.00m	2.80m	3.20m	4.20m	
御笠川	御笠川 ※1※2	山王橋	2.60m	3.50m	4.10m	4.70m
		隅田橋	0.30m	1.00m	1.60m	2.00m
		筒井橋	2.70m	3.50m	4.10m	4.65m
		那珂大橋	カメラのみ設置			
	東光橋	カメラのみ設置				
諸岡川	那珂下原橋		3.30m		3.90m	
那珂川	那珂川※2	博多橋	0.73m	1.65m	1.67m	2.13m
		稲荷橋	2.25m	2.82m	3.01m	3.26m
樋井川	樋井川※2	草香江新橋	1.94m	2.28m	2.71m	3.17m
		田島橋	1.80m	2.60m	2.70m	3.30m
		樋井川橋	2.24m	3.31m	3.74m	4.20m
室見川	室見川※2	橋本橋	3.00m	3.50m	3.70m	3.90m
	金屑川	大原橋		1.62m		2.22m
瑞梅寺川	瑞梅寺川※2	太郎丸橋		2.80m		3.87m

※1 洪水予報河川とは、流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川で、御笠川を洪水予報河川に指定し、県と福岡管区气象台と共同で洪水予報を発表する。
 ※2 水位情報周知河川とは、洪水予報河川以外の河川で、県が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川である。

3 避難準備情報、勧告、指示の伝達

避難準備情報又は避難勧告、指示は関係機関、特に県、市、警察、消防、自衛隊、海上保安部、放送局等と密接なる連絡のもとに災害の実情に即した方法で地域住民に周知徹底を図る。

また、1の実施責任者は、避難準備情報又は避難勧告、指示を発令した場合若しくは、解除した場合は、ただちに、他の実施責任者へも連絡を行うものとする。

(1) 伝達事項

- ① 避難先とその場所
- ② 避難経路
- ③ 避難勧告、指示の理由
- ④ 避難にあたっての注意事項
 - 1) 避難に際しては必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと。
 - 2) 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。
 - 3) 避難誘導者は避難者の携帯品を必要最少限度（現金、貴重品、食糧2食程度、タオル、石けん、チリ紙、着替え、懐中電灯、救急薬品、携帯ラジオ等）に制限し避難秩序を乱すことのないように注意すること。
 - 4) 避難者はできるだけ個人の識別が可能となる事項を記したカード等（住所、本籍、氏名、年齢、血液型を記入したもので水にぬれてもよいもの）を直接身につけておくこと。
 - 5) 家屋の補強及び家財の整理をする。

(2) 伝達方法

- ① 信号による伝達
 - 1) 警鐘信号
 - 2) サイレン信号

水 系	サイレン設置箇所	箇所数
御笠川水系	博多消防署堅粕出張所，堅粕小学校，博多体育館，御笠川浄化センター，博多消防署板付出張所，隅田集会所，博多消防団金隈格納庫	7カ所
多々良川水系	筥松北公園，原田ポンプ場，社領南公園	3カ所

※避難勧告発表時にサイレンを鳴らす。

- ② 広報車による伝達
必要に応じて広報車を出勤させ避難地域を巡回して伝達する。（「第5災害時の広報」参照）
- ③ ラジオ、テレビ放送による伝達
NHK、RKB、KBC、TNC、FBS、TVQ等の協力を得、地域住民に伝達する。
- ④ 有線放送による伝達
有線放送を有する地域は、有線放送を利用して伝達する。
- ⑤ 自治協議会等の伝達員による伝達
避難を勧告、指示したときが、夜間、停電時、又は風雨が激しい場合等において各戸に対し完全に周知徹底することが困難なときは、自治協議会等において伝達する。

(3) 要援護者等への配慮

- ① 地域の支援組織への伝達
避難準備情報、避難勧告又は避難指示の発表に関する情報は、インターネットFAXにより地域の支援組織へ伝達する。
- ② 音声若しくは文字による情報伝達が困難な者又は日本語の理解が困難な外国人などに対しては、他国語又は適宜な方法による情報伝達に配慮する。

4 避難誘導

- (1) 避難の誘導者は原則として、市長又は福岡県知事の命を受けた職員等、警察官、海上保安官、消防団員、自衛官とし、実施要員が不足する場合には、自主防災組織要員その他地域住民に協力を求める。
- (2) 避難場所の表示
 避難場所及びその位置を避難住民に徹底させるため、避難場所の標識板を設置する。なお、避難所の標識板については、日本語、英語、中国語、韓国語で表記する。
- (3) 避難順位
 病人、高齢者、乳幼児、妊産婦、子ども、障がい者等を先に避難させる。
- (4) 避難者の移送
 避難者の生命の安全を図るため移送を必要とするときは、「第8輸送計画」により避難救助班が車両、舟艇により移送する。
- (5) 市街地の浸水が始まっている場合など、あらかじめ指定した避難所等に避難することが必ずしも適切でない場合は、事態の状況等に応じて自宅や隣接建物の2階以上の安全な場所に避難誘導する。

5 避難所

避難所は、避難者を避難又は収容するに足る安全なものである建物、もしくは公園、広場等のうちからあらかじめ定めて置くものとする。

(1) 避難所の選定

避難所は、災害時に避難者を収容する一時避難所及び収容避難所と大火災等における避難に適する広場を有する地区避難場所及び広域避難場所とし、次の区分により選定する。

区 分	用 途	備 考
一時避難所	1人につき2㎡程度の面積を基準として50人以上を収容できる施設	災害時の収容施設
収容避難所	給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設があるものであって1人につき4㎡程度の面積を基準として100人以上を収容することができる施設	
地区避難場所	震災及び大火災により、特定の地域において人命に大きな被害が予測される場合、住民が容易に避難し得る至近距離にある場所	震災、大火災時の避難広場
広域避難場所	震災及び大火災により、広域にわたって人命に大きな被害が予測される場合の大規模な避難に適する場所	
その他緊急の場合で、あらかじめ指定された避難所を使用できない場合は、もよりの民間施設、応急仮設テント等を使用する。		

(2) 避難所に収容する者

- ① 災害によって現に被害を受けている者
- ② 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(3) 避難所開設の期間

災害発生の日から7日以内とする。

但し、災害対策本部長が必要と認める場合は、その期間を延長することができる。

避難所として開設した施設について、避難所としての必要がなくなった場合は、区災害対策本部は、ただちに施設管理者に連絡をする。

(4) 避難所・避難場所

- ① 一時避難所 (187 か所)
- ② 収容避難所 (213 か所)
- ③ 地区避難場所 (355 か所)
- ④ 広域避難場所 (24 か所)

(5) 避難所の開設

公民館（合築の場合は老人いこいの家を含む）、学校等の避難所開設をスムーズに行えるよう施設管理者との連絡網の整備に努めるとともに、避難所開設・運営及び避難勧告マニュアルの整備を図る。

なお、避難所の点検・改善を適宜行い、被災状況（大規模な避難等）に応じて避難所等に現地対策本部や臨時の市民相談窓口を開設する。

- ① 開設の手順
 - 1) 災害が発生し、住民の避難が必要であるときは、災害対策本部総括部又は区災害対策本部が、施設管理者の了解を得て、区災害対策本部が開設ができる者へ連絡を取りその協力を得て、開設する。
 - 2) 1)により開設することができない場合、又はそのいとまがないときは、施設管理者が地域住民等の協力を得て、避難所を避難者に開放し、区災害対策本部要員が到着するまでの間避難所としての管理運営行う。
- ② 開設する避難所
 - 1) 災害時に開設する避難所は、あらかじめ指定した避難所のうち、災害の状況、施設の被害状況、周囲の状況等から安全を確認し、開設する。
 - 2) 災害の規模が小さく、避難者数が少ないと判断されるときは、一時避難所を優先して開設し、不足する場合に収容避難所を開設する。
 - 3) 指定避難所だけでは収容できない場合又は、災害の状況や施設の被害状況、周囲の状況等から、市の指定避難所が使用できない場合は、次の施設・場所をその管理者の了解を得て、臨時避難所として使用する。なお、イの取扱いは、別途定める運用基準によることとする。
 - ア 公共施設で、避難者の収容が可能な施設等の借上
 - イ 地域の集会所で避難者の収容が可能な施設
 - ウ テント等の仮設施設の設置が可能な公園等で、安全が確保されている場所
- ③ 避難所受入れ対象者
 - 1) 住家に被害を受け、又は避難勧告等により、日常起居する居住の場所がない者
 - 2) 市内の滞在者で、帰宅が困難な者
- ④ 受入れ期間等
 - 1) 避難所への受入れ期間は、避難者が自己の住宅等に帰宅し、又は仮設住宅等へ入居するまでの間とする。
 - 2) 私立の施設、小・中学校等の教育施設については、原則として施設の本来の用途、応急教育の実施に支障がない範囲及び期間で開設するものとし、優先して他の避難所への移転移送を行うものとする。
- ⑤ 福祉避難所

高齢者や障がい者等、通常の避難所での生活をするのが困難であり、特別な配慮を要する者を収容するための避難所で、事前に市と協定を締結した社会福祉施設の中から、必要に応じ開設を行うものとする。
- ⑥ 災害発生後、住民が自主的に避難所へ避難をしたときは、避難施設の管理者は直ちに区災害対策本部へ連絡し、区災害対策本部の指示を受けて開設する。

(6) 避難所運営の体制

- ① 区災害対策本部要員
 - 1) 避難所運営の統括
 - 2) 災害対策本部各部等との連絡・調整
- ② 施設管理者

避難施設の維持管理、区災害対策本部の職務の補助、協力
- ③ 自主防災組織、ボランティア等の地域住民による自主運営組織

区災害対策本部は、地域住民による自主運営組織が組織されるよう、自主防災組織、町内会長、ボランティア等へ働きかけるものとする。また、女性の視点や声を反映させるため、男性と女性両方の代表者を配置するなど運営体制への女性の参画を図る。

 - 1) 組織の例
 - ア 運営会議（各班の代表者）
 - イ 各班（地域割り、部屋割り）
 - ウ 役割担当班
 - ・食料等配分等担当
 - ・清掃等担当
 - ・警備等担当
 - ・その他
 - 2) 自主運営組織の役割
 - ア 避難施設内の秩序の維持
 - イ 食料、物資の配分、炊き出し等

- ウ 避難所内の衛生の保持
- エ 避難者のニーズの把握
- オ 物資の運搬，炊き出し等避難生活の維持のための援助
- カ 高齢者，障がい者の介護，児童等のケア等

(7) 避難所の設備

災害対策本部は，大規模な災害時など，避難が長期化することが予想される場合には，避難者の食料，日用品，水等のほか，下記の設備・備品等のうち必要なものを調達して各避難所に備える。その際，男女のニーズの違い等，男女の双方の視点に十分配慮するものとする。

- ① 畳，マット，カーペット等
- ② 間仕切り
- ③ 仮設トイレ
- ④ テレビ・ラジオ
- ⑤ 簡易台所，調理用具
- ⑥ エンジン発電機，カセットコンロ，燃料
- ⑦ その他必要な設備，備品（冷暖房機器，洗濯機，シャワー・仮設風呂等）

(8) 避難所の運営

- ① 避難者の把握・報告等
 - 1) 各避難所は，災害発生後，区災害対策本部に対し，避難所に避難をしている人数（概数）及び不足物資等を速報する。ただし，避難者に大きな増減があった場合は，随時報告する。
 - 2) 各避難所において，世帯単位に避難者の状況を調査する。
 - 3) 「避難所開設状況報告書」に基づき，原則として避難者の居住地の町名ごとに「避難者名簿」を作成する。
 - 4) 区災害対策本部に対し，「避難所開設状況報告書」及び「避難者名簿」の写しを送付する。
- ② 避難所内の秩序の維持
避難者の自主運営により，次の事項を処理する。
 - 1) 避難所内での避難者居住区画を画する。その際，プライバシーを確保できる仕切りの工夫を行う。
 - 2) 生活サイクルの確立
 - 3) 男女別の更衣室や仮設トイレ，物干し場の確保
 - 4) 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保
 - 5) その他避難者間の協力体制の確保等
- ③ 避難生活の維持
 - 1) 食料，水，日用品等の配分
(食料，飲料水の配分)
毎食の配布者名簿を作成し，原則一人あたり1日千円以内を目途に，弁当業者に避難所への弁当・お茶の配達を依頼する。（弁当業者は，市内広域に多数の店舗を展開し安定した供給が見込める弁当業者に協力依頼し，店舗一覧を各区に送付している。）
(毛布等の配布)
公民館で保管している毛布に不足がある場合は，区内で保管している毛布を利用する。なおも不足した場合は，日赤福岡市地区本部に協力依頼する。
また，長期の本格避難となる場合は，契約業者へ寝具セットの配送を依頼する。（事前に保健福祉局地域福祉課へ連絡のこと）
(日赤救援物資)
日赤からの救援物資である毛布，緊急セット，タオルセット，医薬品セットについて，必要数を確認の上，日赤福岡市地区本部に依頼し，配布する。
 - 2) 必要物資及び女性，子育てニーズを踏まえた物資等の把握
 - 3) 避難所内の清掃，衛生管理
 - 4) 性犯罪やDV等を防ぐための措置
 - 5) 各種相談窓口，意見箱の設置
- ④ 要援護者への配慮
 - 1) 要援護者の把握
避難者名簿の作成時において，高齢者，障がい者，乳幼児，妊産婦，病弱者等の有無及びその心身の状況を把握する。

また、要援護者が必要とする用具・用品等の把握をし、調達の依頼を行う。

2) 状況の留意

避難所内での要援護者については、区災害対策本部要員、施設管理者が留意するほか、近隣の避難者等の協力を得て、その状況に留意し、必要な介護・援助をする。

3) 必要な措置

避難所での生活が困難であると認められる場合は、ホームヘルパー、保健師等の派遣を行うほか、状況により病院・産院への迅速な搬送や社会福祉施設への入所又は「福祉避難所」への移転を行う。

6 在宅避難者対策

居宅で生活可能な者のうち、食料、水、日用品等の入手が困難な者（在宅避難者）については、避難所入所者に準じた援護措置をとる。

(1) 在宅避難者の把握については、避難所での避難者の把握に準じて、原則として最寄りの避難所で状況を把握する。

(2) 食料等の配給

① 在宅避難者への食料等の配給は、各避難所又は状況により地区の要所で行う。

② 配給の実施期間は、配給の種類に応じて、近隣商店等の再開、水道の供給開始までの期間とする。

第7節 警備・交通対策（県警察，海上保安部）

災害が発生した場合は，直ちに警備体制を確立し，福岡市及びその他の防災関係機関と緊密な連携を図り，次に掲げる事項を重点にして，被災地における治安に万全を期することを基本方針とする。

1 警察の任務の内容

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 被災者の救出救助
- (5) 行方不明者の捜索
- (6) 被災地，危険箇所等の警戒
- (7) 住民に対する避難指示及び誘導
- (8) 不法事案等の予防及び取締り
- (9) 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集
- (10) 避難路及び緊急輸送路の確保
- (11) 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- (12) 民心の安定に必要な広報活動
- (13) 関係機関の応急対策等に対する協力

2 警備体制

- 警察における警備体制及び所掌事務については，各警察署長が別に定める。
- 警察連絡体制（資料編 256 頁）

3 第七管区海上保安本部の任務内容

海上の災害から市民の生命財産を保護し，社会公共の秩序を図るため，災害発生と同時に必要な箇所に巡視船艇等を派遣して，次の措置を講ずる。

- (1) 船舶交通の制限等による海上交通の安全確保
- (2) 犯罪の予防，取締り
- (3) 関係機関との情報連絡の強化

4 災害防ぎょ活動及び災害救助活動に対する協力

災害が発生し，又は，災害の発生のおそれのある場合，関係機関が行う災害防ぎょ活動及び災害救助活動に対して必要な場合，全面的に協力する。

第8節 輸送計画

第1 輸送計画

（ 財政局，港湾局，道路下水道局，農林水産局，消防局，海上保安部，九州運輸局，福岡空港事務所，JR九州，西鉄，日通，自衛隊 ）

災害のため，り災者の避難及び災害応急対策並びに災害救助活動に従事する者の移送，物資，機械器具の輸送の確保を図るため，車両，舟艇等を確保し，これを有効適切に利用し各作業に万全を期するための計画である。

1 災害輸送の実施

災害輸送は，災害対策実施各区本部並びに各部が行い，財政部及び港湾部はその輸送手段の調達確保を行う。

2 輸送の種別

災害時における輸送は，災害の状況，輸送路の状況，輸送物資の内容等を十分確かめて，次の種別のうち最も迅速，確実に輸送できる適切な方法をもって行う。

- (1) 乗用自動車，貨物自動車による輸送
- (2) 船舶，舟艇による輸送
- (3) 鉄道，軌道による輸送
- (4) 航空機による輸送
- (5) 人力による輸送

3 輸送力の確保

(1) 災害輸送のための自動車等輸送力の確保は，おおむね次の方法によるものとする。

- ① 市所有の車両等……「第4 救出，救急計画」救出に要する車両等
- ② 公共団体の車両等
- ③ 営業者所有の車両等
- ④ その他の自家用車両等

(2) 調達の方法

- ① 原則として各部保有車（船）による。不足するときは，待機中の他の部保有車（船）から配車（船）使用する。
- ② なお不足する時一時に多数の車両等を必要とする時は，財政部及び港湾部が営業者より調達し各部へ配車する。
- ③ 各部は必要事項を明示の上調達し，用務終了後は，直ちに報告するものとする。
- ④ なお不足する場合には次の機関に依頼し確保する。
 - 1) 日本通運株式会社
 - 2) 九州旅客鉄道株式会社
 - 3) 西日本鉄道株式会社
 - 4) 九州運輸局福岡運輸支局
 - 5) 自衛隊

4 輸 送 力

輸送のための輸送力は，次のとおりである。

(1) 自 動 車

- ① 乗用自動車
- ② 貨物及び特殊自動車（福岡県トラック協会）

(2) 船舶及び舟艇

(3) 鉄道車両

- ① 西日本鉄道株式会社（福岡市地区内）
大牟田線 電車 294 両
貝塚線 〃 35 両
- ② 九州旅客鉄道株式会社（福岡地区内）
気動車 33 両
電車 661 両

(4) 航空機

- ① ヘリコプター保有機関（資料編 223 頁）
- ② ヘリコプター離着陸場（資料編 224 頁）
- ③ 臨時ヘリポートの標示
 - 1) 石灰等を用い、接地帯の中央に直径 5 m 程度の円を書き、中にHの字を標示する。
 - 2) 旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。
- ④ 応援航空機の受援対策（資料編 225 頁）
- ⑤ 危険防止上の留意事項
 - 1) ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。
 - 2) 離着陸地帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。
 - 3) 砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。
 - 4) 航空機を中心として半径 20m以内は、火気厳禁とする。

5 費用の基準

- (1) 輸送業者による輸送又は車両等の借上げは、福岡市の地域における国土交通省の認可料金とする。
- (2) 自家用車等の借上げについては、借上謝礼金として、(1)に準じて災害対策本部長が定める。
- (3) 官公庁及び公共機関の所有する車両等の使用については、燃料費負担程度の費用とする。

第2 緊急輸送対策

道路下水道局，交通局，港湾局，消防局，財政局，区役所，県警察，
国道事務所，海上保安部，空港事務所，JR九州，JR西日本，西鉄，
西日本高速道路（株），福岡北九州高速道路公社

災害のため、道路、橋梁、航路及び空路の交通が危険であると認められる場合又は災害が発生するおそれがある場合、交通の安全と施設の保全及び災害時の交通を規制し、市民の交通、輸送の便を図るための計画である。

1 交通規制

災害の発生により、道路等が危険な状態にあるとき又は危険が予想されるとき若しくは危険を予知したときは、被災地及びその附近の状況により市長、警察官その他の関係機関で次の区分により交通制限、迂回等措置を行う。

区 分	実 施 者	範 囲	根 拠 法
道 路	国土交通大臣 知 事 市 長	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道 路 法 第 4 6 条
	公安委員会 警察官 (自衛官、消防吏員)	交通の安全と円滑を図り、又は災害応急対策を行う救急通行車両の通行を確保するための必要があると認められる場合	災害対策基本法 第 7 6 条～ 第 7 6 条の 3
	公安委員会 警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	道 路 交 通 法 第 4 条，第 5 条
	警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生ずるおそれがある場合	道 路 交 通 法 第 6 条
航 路	港 長 海上保安部長	海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合	港 則 法 第 3 7 条
空 路	国土交通大臣	ヘリポート	航 空 法

2 一般交通の確保

(1) 道路、橋梁等

- ① 警察官、道路下水道部等において随時巡視し、危険箇所、災害箇所の早期発見につとめる。
- ② 危険箇所、災害箇所を発見した場合、被害状況を調査させるとともに直ちに所轄警察署又は道路下水道部等において必要な交通規制を行い、これにかわる迂回路等を指定して交通を確保する。
- ③ 危険箇所、災害箇所については道路下水道部等関係機関において応急措置を行い速やかに交通を確保する。

なお、交通の確保の優先順位は緊急輸送道路の第1次ネットワーク・第2次ネットワーク、その他の道路の順に行うものとする。

- ④ 電力、ガス、通信、水道その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発見された場合は、直ちに関係機関に通報するとともに、所轄警察署において必要な交通規制を行う。通報を受けた関係機関は、それぞれ機関の定める業務計画により応急措置を行い速やかに交通を確保する。

(2) 緊急輸送道路

緊急輸送道路は大規模地震の発生直後より、被災地の応急対策に従事する者、または災害応急対策に必要な物資の輸送、その他応急措置を実施するために必要な道路であり、路線の重要性から、第1次・第2次に分類し、ネットワーク化を図っている。

(3) 航 路

災害のため、港湾施設の被害及び流木等の障害物のため港内の交通が規制された場合、港湾部、海上保安部等関係機関で協議し安全な水路等を利用し交通を確保する。

3 交通機関による交通の確保

(1) 福岡市交通局（地下鉄）

① 交通施設の種別、名称、所在地（資料編 231 頁）

- 1) 種 別 鉄道による運送事業
- 2) 名 称 福岡市交通局
- 3) 所 在 地 福岡市中央区大名 2 丁目 5 番 31 号

② 施設の状況（資料編 231 頁）

③ 災害予防対策

1) 防災設備の設置基準

「福岡市高速鉄道防災基本計画」による。

2) 防災システム

ア 集中防災監視システム

駅防災監視制御盤及び中央総合防災システムにより、火災等の早期発見及び応急処置の迅速化を図る。

イ 通信設備

駅、保守事務所と中央制御所間は、指令電話、業務電話、沿線電話等により、また、列車と中央制御所間は、列車無線装置により通信網を確立し、異常時の情報伝達の迅速化を図る。

ウ 火災対策

列車及び駅構内施設は、すべて不燃性、難燃性の材料を使用して火災発生の危険を少なくするとともに、各施設には、関係法令の基準により消防用設備を設置して火災発生時の処置に万全を期す。

エ 浸水対策

各駅舎の地表面出入口には、地盤のかさ上げを行い、低地域の出入口には、それぞれの地盤に応じた止水板を装着する。

オ 停電対策

九州電力の変電所の事故、ケーブル事故等により地下鉄施設が全停電し、列車が運転不能となった場合は、直流電源装置及び非常用発電機により、列車内照明、駅構内及びずい道内の照明、通信設備等へ電気を供給する。

カ 地震対策

気象庁から配信される「緊急地震速報システム」により、事前に地下鉄全列車を停車あるいは減速させ、地震発生後は、姪浜変電所・赤坂交通局庁舎内・貝塚駅構内・橋本車両基地に設置した地震計による震度階を中央制御所に表示し、これに基づき全列車に対して、運転規制等の指示を与え、安全を確保する。

④ 災害応急対策

1) 災害発生時の緊急措置計画

ア 運輸指令長

災害を感知し、又は災害の通報を受けたときは、ただちに、全列車の運転中止を指令する等適宜の処置をとる。

イ 電力指令長

災害を感知し、又は災害の通報を受けたときは、ただちに、送電停止をする等適宜の処置をとる。

ウ 管区駅長

災害が発生したとき、又は災害の通報を受けたときは、乗客の避難誘導を行う等適宜の処置をとる。

エ 乗務員

運転中災害を感知又は運輸指令長からの指令により列車の運転が危険と認めたときは、ただちに列車を停止する等適宜の処置をし、乗客に対しては適切な状況説明を行う等、乗客の不安感から生ずる心理的動揺と混乱を防止し、車内秩序の維持に努める。

オ 保守事務所長

災害が発生したとき、又は運輸指令長から災害発生の通報若しくは点検の要請を受けたときは、各管理施設の点検を行いその状況を報告するとともに応急措置を行う等適宜の処置をとる。

2) 災害対策本部

ア 福岡市災害対策本部が設置されていない場合で、交通局独自で災害対策の必要があるときなどは、福岡市高速鉄道災害対策規程に基づき、交通局独自の災害対策本部を設置する。（資料編 238 頁）

- イ 災害に対処するため、必要に応じ鉄道防災指令を発令し、職員の動員、配備を行う。
- ウ 災害発生時の拡大防止及び二次災害の防止を図るため、迅速、適確なる災害通報連絡体制を確立する。

3) 運転事故復旧対策本部

- ア 災害により運転事故等が発生したとき、福岡市高速鉄道運転事故復旧規程に基づき、必要に応じ交通局に運転事故復旧対策本部を設置する。(資料編 235 頁)
- イ 運転事故等発生時の円滑な事故処理と迅速な復旧を図るため、適確なる運転事故通報連絡体制を確立する。

(2) 九州旅客鉄道株式会社

- ① 交通施設の種別、名称、所在地(資料編 237 頁)
- ② 施設の状況(資料編 237 頁)
- ③ 九州旅客鉄道株式会社の災害応急体制
 - 1) 福岡管区气象台より警報を受け、これを各現場にFAX又は電話で周知させるほかの観測機器で観測する。
 - 2) 災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には各駅区で定められた警備を行うが、特に保線区、電力区、信号通信区では警備を強化する。
 - 3) 災害その他による不通の場合のほか、別に定める規制値に達した場合は、全面的に列車の運転を一旦中止する。
 - 4) 大規模な列車事故が発生した場合は直ちに関係機関に通報する一方、併発事故防止手配を行うとともに、復旧現場本部を設置する。
なお、市役所、警察署、消防署との連絡は総務班があたる。
 - 5) その他九州旅客鉄道株式会社に所属する建造物、車両及び構内における火災、風水害、その他の災害の防止及び災害発生の場合の応急措置については「運転事故並びに災害応急処理標準」「大災害応急処理標準」「防災規程」等により行う。

(3) 西日本旅客鉄道株式会社(新幹線管理本部福岡支社)

- ① 交通施設の種別、名称、所在地(資料編 238 頁)
- ② 施設の状況(資料編 238 頁)
- ③ 西日本旅客鉄道株式会社の災害応急体制
 - 1) 福岡管区气象台より地区指令が警報等を受け、これを各現場にFAX又は電話で周知させるほか観測計機器(資料編 238 頁)で観測する。
 - 2) 災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には各駅区で定められた警備を行うが、特に工務関係区所では警備を強化する。
 - 3) 災害その他による不通の場合のほか、主なものとして、別に定める規制値に達した場合は、運転規制区間において列車の運転を中止する。
 - 4) 大規模な列車事故が発生した場合は直ちに関係機関に通報する一方、併発事故防止手配を行うとともに、現場対策本部を設置する。
なお、市役所、警察署、消防署との連絡は総務班があたる。
 - 5) その他西日本旅客鉄道株式会社に所属する建造物、車両及び構内における火災、風水害、その他の災害の防止及び災害発生の場合の応急措置については「防災管理規程昭和62年4月社達第23号、新幹線災害時運転規制等取扱手続昭和62年4月安達第6号、鉄道事故及び災害応急処置準則平成5年3月18日安対第325号、新幹線管理本部鉄道事故及び災害応急処置要項平成19年7月2日幹本安第1号等により行う。

(4) 西日本鉄道株式会社

- ① 交通施設の種別、名称、所在地(資料編 239 頁)
- ② 施設の状況(資料編 239 頁)
- ③ 西日本鉄道株式会社の災害応急体制
 - 災害要注意箇所(資料編 239 頁)
 - 1) 災害が発生し、重大な影響を及ぼす場合は本社内に西日本鉄道株式会社災害対策本部を設置する。
 - 2) 電車部門
 - 災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、本社内に連絡室を置き気象及び災害情報の収集、伝達、被害状況調査及び渉外事務等に関し各営業部門の体制一体化を図る。

(運行管理規定に定める「緊急時の救急体制要綱」により行う。)

3) バス部門

災害が発生し又は発生するおそれがある場合には調査連絡体制を確立し、各路線別に路線の状況及びバス到着時刻等の確認を行い、連絡責任者、連絡所在地を決定し、総合的な応急対策を行う。

(運行管理規定に定める「異常気象時の処置要領」により行う。)

(5) 大阪航空局福岡空港事務所

- ① 空港の施設概要
- ② 福岡空港事務所の災害応急体制

滑走路、エプロンその他空港又は空港周辺で重大な航空機事故が発生した場合は消火及び救助を迅速かつ的確に行う。

- 1) 福岡空港における航空機遭難事故についての捜索、救難時の応急対策を実施するにあたって福岡空港事務所は事故応急対策本部を空港事務所内に設置し、関係機関への応急対策活動を有効に促進するため必要な調整を行う。
- 2) 事故応急対策本部の活動体制及び援助要請機関への連絡は、あらかじめ定めた方法により行う。
- 3) 福岡空港及びその周辺における消火救難活動については別添、消火救難活動に関する協定、同覚書並びに医療救護活動を適切に実施することを目的に定めた協定による。
- 4) 関係機関への出動要請
関係機関への出動要請は本部長の指示を得た後、下記機関へ連絡する。
- 5) 空港又は、空港周辺で航空機事故が発生した場合、救助に関する救急医療資器材は別に定める。
- 6) 航空機事故における緊急事態発生の際の救難活動図(福岡空港平面図)。

(6) 西日本高速道路株式会社(九州支社)

- ① 交通施設の種別、名称、所在地(資料編 251 頁)
- ② 施設の状況(資料編 251 頁)
- ③ 西日本高速道路株式会社九州支社の災害対策体制
 - 1) 災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、被害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐために防災体制及び情報連絡活動並びに災害応急対策について必要な事項を定め、もって防災業務の有効かつ適切な推進を図る。
 - 2) 防災体制は、警戒体制、緊急体制及び非常体制とし、各体制の発令の指示は、支社にあっては支社長、管理事務所にあっては事務所長が行うものとする。なお、防災体制下において社員は、体制の強化に努めるとともに、受託・請負会社等との協力体制を整えるものとする。
 - 3) 支社及び管理事務所は、おおむね次に定める発令基準により、警戒体制及び緊急体制に入るものとする。

ア 管理事務所

地震		異常降雨				強風		その他災害	
警戒体制	緊急体制	警戒体制		緊急体制		警戒体制	緊急体制	警戒体制	緊急体制
		連続雨量(mm)	連続雨量(mm)	連続雨量が下記の数値に達した時(mm)	連続雨量が既に下記の数値に達し、かつ時間雨量が下記の数値に達した場合(mm)	最大風速(m/s)	最大風速(m/s)		
計測震度4.0以上	計測震度4.5以上	150	30	350	連続・時間200・50	15	20	災害のおそれがある時	点検の結果通行止めを必要とする時

イ 支社

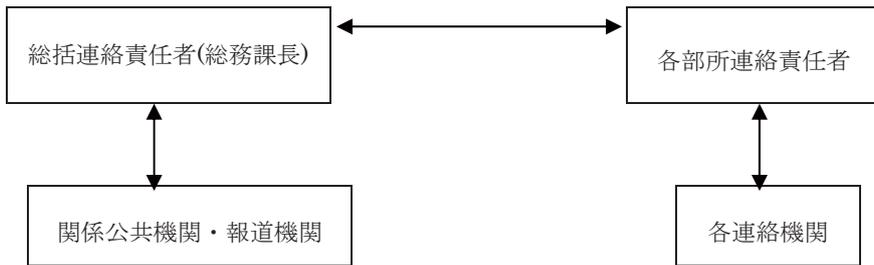
警戒体制	緊急体制
3以上の管理事務所が警戒体制に入った場合又は必要と認められる場合	3以上の事務所が緊急体制に入った場合又は必要と認められる場合

- 4) 支社及び管理事務所は、それぞれおおむね次に定める基準により非常体制に入るものとする。
非常体制に入った場合には、直ちに災害対策本部を設置するものとする。

		異常降雨	強風及びその他
支社及び管理事務所	点検の結果、次の各号の一つに該当する場合 1 広範囲かつ長時間にわたり通行止めを必要とする場合 2 死傷者が多数にのぼった場合、その他の社会的影響が甚大で在る場合	同左	同左

(7) 福岡北九州高速道路公社

- ① 交通施設の種別、名称、所在地（資料編 251 頁）
- ② 施設の状況（資料編 251 頁）
- ③ 福岡北九州高速道路公社の防災体制
 - 1) 災害時における体制は、注意体制、警戒体制及び非常体制とし、それぞれの段階に応じて適切な警戒措置及び情報連絡を行い、速やかに応急対策を講ずるものとする。
 - 2) 災害の発生のおそれがあるときは、関係各部・室・所はそれぞれの所掌に応じて高速道路等の巡回点検を行い、必要な応急補修等の災害予防措置を行うものとする。
 - 3) 災害その他による通行止めの場合のほか、風速 25m/s 以上の場合通行止めとする。
 - 4) その他災害に関しては、「防災業務計画」、「災害対策要綱」、「災害対策基本要領」及び「災害対策実施要領」等を行う。
 - 5) 非常時の関係機関等との情報については下記による。



4 交通規制の通報及び交通情報の収集

- (1) 交通規制を実施した場合の市民、交通機関及び関係機関への通報は、「第4通信情報計画」及び「第5広報広聴計画」により実施する。
- (2) 道路及び交通の状況等を交通関係機関から収集し、必要に応じて市民、関係機関への広報、通報を「第4通信情報計画」及び「第5広報広聴計画」により実施する。

5 災害応急対策に従事する者及び物質の緊急輸送のための交通の確保

知事又は福岡県公安委員会は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条に基づく通行の禁止又は制限が行われた場合において、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するための車両の使用者からの申出により緊急通行車両の確認を行い、証明書及び標章を交付する。

なお、一定の要件を備えた車両について「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けたものについては、速やかに証明書及び標章が交付される。

6 交通注意箇所

- 道路交通要注意箇所（資料編 254 頁）
- 橋梁要注意箇所（資料編 255 頁）

第9節 生活救援対策

避難者などの被災者に対し、食料等の必要物資の供給を行うとともに、住宅の確保その他の支援措置、被害に関する調査・証明を行う。

また、災害発生直後においては、物資確保及び道路障害等による物資輸送の困難性を勘案し、市民生活にかかわる食料、水の計画的な備蓄を進める。

第1 食料の供給（こども未来局，農林水産局，区役所，九州農政局福岡地域センター）

災害により食料の調達ができなくなった避難者その他の被災者に対し、必要な食料を調達し、配給する。

1 食料の調達

(1) 調達方法

① 必要量の把握

災害発生当初においては、全体の被害状況の程度から避難者数を推計して、1人当たり3食の割合で確保をする。

状況が落ちつき、避難者数の集計ができた段階においては、これを基礎として1日に必要な食料を算定する。

② 調達先，手順

各区ごとに避難者数の概数を集計し、必要量を算出する。

政府管理米穀，日赤備蓄食糧の提供を依頼するとともに，市内の食糧取扱業者に必要量を発注する。災害発生当初においては，主として調理済み食料の発注を優先する。

このほか食料の調達に当たっては，農協，漁協等，中央卸売市場の協力を求め，生鮮食料品等の確保に努めるとともに，災害時の食料供給協定締結の推進を図る。

(2) 調達品目

① 主食

米飯（調理済み），乾パン，調理パン，米穀（炊き出し用），その他（カップラーメン等）

② 副食

野菜類，肉類，その他

③ その他

粉ミルク，牛乳，清涼飲料水，その他

2 食料の配給，炊き出し

(1) 供給の対象

① 避難所等へ避難している避難者

② 災害により食料の調達が困難となっている自宅生活者

(2) 供給量の基準

① 1人1日3食

② 1食は米穀換算で200グラムを基準とする。

(3) 調達食料の配給

① 配給の実施

調達した食料は，こども未来部の統括の下に区を単位として配分し，区から各避難所に配分する。

② 供給方法

災害発生当初は，調理済み食料を中心として配給し，状況の推移により給食業者による弁当の配給等の体制を整えていく。

(4) 炊き出し

① 炊き出しは，避難者の多数集まっている避難所等において実施する。

② 炊き出しは，自治協議会，自衛隊等の応援又は協力を求め，こども未来部の統括の下に行う。

第2 飲料水、生活用水等の応急給水（水道局、保健福祉局、自衛隊）

災害により水道施設が被災した場合に、「福岡市水道局災害応急対策計画」等に基づき必要な飲料水等を給水する。

- (1) 飲料水の供給を受ける者
災害のため飲料水を得ることができない者
- (2) 応急給水の方法
 - ① 給水は消火栓から取水し給水する。
 - ② 消火栓からの取水が困難な場合、ろ水器によるろ過水、飲用水中に直接投入する浄水剤により浄化し給水する。
 - ③ 被災地の実情に応じて、タンク車、給水船等による搬送給水を行う。
 - ④ 消毒及び水質検査を強化し、水質の保持に努める。なお、給水に使用する器具は衛生的処理を行う。
- (3) 応急給水量
り災者に対する1日1人当りの給水量は、発災後3日間は3リットル程度とする。
- (4) 応急給水の期間
災害発生の日から給水の必要がなくなるまで
- (5) 家庭用水の確保
 - ① 災害の発生が予測される場合には、事前に各家庭においてできるだけ必要量を貯水するよう努める。
 - ② 各家庭には、報道機関等を通じて節水、貯水をよびかける。
- (6) 給水施設の応急措置
 - ① 給水施設が破壊された場合には、重要度、修理可能性等を勘案して迅速かつ最も効果的に応急復旧を行う。
 - ② 本市の能力をもってのみでは効果的な応急復旧が困難な場合は、福岡市水道局指定給水装置工事事業者の応援を求める。
 - ③ 浸水井戸については早急に水替えを行い、消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム、カルキ等）により消毒を行うよう防疫班を動員し指導する。
- (7) 搬送給水用機器及び応急給水の水源
 - ① 搬送給水用機器の種別等（資料編 150 頁）
 - ② 応急給水の水源となる給水施設（資料編 150 頁）（参考）
 - 18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書（資料編 151 頁）
 - 九州九都市水道局災害時相互応援に関する覚書（資料編 153 頁）

第3 生活必需品の供給（こども未来局、区役所、日本赤十字社、県）

災害により日用生活用品その他生活必需品の調達ができなくなった避難者その他の被災者に対し、必要な物資を調達し、配給する。

1 生活必需品の調達

- (1) 調達方法
 - ① 必要量の把握
災害発生当初においては、全体の被害状況の程度から避難者数を推計して、緊急を要する毛布、防寒具、懐中電灯等の照明器具、電池、ラジオ、紙おむつ等の必要量を概算する。
状況が落ちつき、避難者数の集計ができた段階においては、各避難所から必要な品目・推量をとりまとめる。
 - ② 調達先、手順
調達は、原則として業者から購入するほか、県への調達要請、日赤等に保管する物資の交付申請、救援物資の配布等により行う。

(2) 調達予定品目の例

- ① 寝具類
毛布，布団等
- ② 衣類
下着，防寒具等
- ③ 光熱材料等
懐中電灯（ろうそく），ライター（マッチ），ラジオ，電池，暖房具等
- ④ 日用雑貨
タオル，石けん，歯磨き粉，歯ブラシ，ちり紙，バケツ，筆記用具等
- ⑤ その他
紙おむつ，哺乳びん，生理用品，化粧品等

2 生活必需品の配給

(1) 供給対象者

- ① 避難所生活者で自宅が損壊し日用品が持ち出せない者
- ② その他災害により日用品の調達が困難な者

(2) 供給・配分

- ① 配給場所
日用品の配給は，原則として避難所において行う。
- ② 供給手順
各区毎の必要数を積算調達し各区災害対策本部を通じて各避難所に配布する。

第4 愛玩動物対策（保健福祉局）

災害により避難者その他の被災者による適正飼育が困難となった愛玩動物の保護を行う。また，被災者と愛玩動物が同行できる避難のあり方について検討を行う。

1 実施体制

災害対策本部保健福祉部が統括し，各部及び獣医師会，動物愛護団体等の協力を得て行う。

2 愛玩動物の保護

(1) 一時預かり場所の確保

避難等により飼い主による飼育が困難となった愛玩動物の一時預かり場所を確保する。

(2) 住居等に残されている愛玩動物への対応

動物愛護団体などに寄せられた愛玩動物の情報を取りまとめ，必要に応じ，保護，給餌等の対応を行う。

(3) 飼い主不明愛玩動物への対応

飼い主からはぐれた愛玩動物については，保護するとともに，飼い主が判明するよう努める。

(4) ボランティアの活用

災害発生時には，効率的にボランティアのマンパワーを活用する。

(5) 負傷動物の治療

被災地域に飼い主不明の負傷した愛玩動物がいる場合には，動物管理センターで保護収容し応急処置を行う。

(6) 愛玩動物の相談窓口の設置

大規模災害発生に伴う愛玩動物の健康等の問い合わせに対応するために，動物愛護団体等の協力を得て相談窓口を設置する。

3 被災者と愛玩動物が同行できる避難のあり方

被災者と愛玩動物が同行避難できる避難所や避難所における適正飼育など、愛玩動物の受け入れに関する対策について、以下の検討を行う。

- (1) 同行できる避難所
- (2) 避難所における愛玩動物の適正飼育
- (3) 必要物資の調達

第5 義援金等の受け入れ、配分計画（市民局、会計室、こども未来局、保健福祉局）

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金・義援物資（以下、「義援金等」という。）の受付及びこれらの配分は、次のとおり行うものとする。

1 義援金等の受付

義援金等の受付窓口を開設して受付を行うとともに、災害の状況によっては義援金等の募集を行う。

(1) 義援金の受付

総括部は、寄託者に対して必要に応じ、領収書を交付し、当該現金を市会計管理者所管の歳入歳出外現金に受け入れる。

(2) 義援物資の受付

総括部は、寄託者に対して必要に応じ、領収書を交付するとともに、当該物資の保管を行う。

2 義援金等の配分

義援金の配分計画は総括部が、義援物資の配分計画はこども未来部が行うものとする。配分計画の作成に当たっては、被災状況等を勘案して配分委員会又は協議会を設置し、配分方法等を決定し、これに基づき、保健福祉部及び区災害対策本部において罹災者に対する円滑な配分を行う。

その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第6 住宅対策（市民局、財政局、住宅都市局、保健福祉局）

災害による住宅の倒壊、破損のため住宅に居住できない者に対して、応急仮設住宅の設置、住宅の修理等の対策を行い災害時の住宅の確保を図る。

1 実施体制

福岡県と協議をしながら、総括部、財政部、保健福祉部、住宅都市部を中心に実施する。

2 住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理の対象となる者

住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

(2) 応急修理の基準

- ① 修理の範囲 居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分に限る。
- ② 限度額 災害救助法に定める費用の限度額とする。
- ③ 修理期間 原則として、災害発生の日から1カ月以内とする。

3 応急仮設住宅の建設

災害により、住宅の全壊等で避難生活を余儀なくされている者に対して、居住の安定を図るため、応急仮設住宅を提供する。

(1) 仮設住宅の基準

- ① 住宅の設置戸数は被災状況など供与対象の要件を満たす世帯数などを基に総合的に検討する。
- ② 仮設住宅は、1戸当たり29.7平方メートルを基準とし、世帯構成人員を考慮して増減できる。
- ③ 必要に応じて障がい者、高齢者等向けの仕様等に配慮した「福祉仮設住宅」を設置する。
- ④ 概ね50戸以上を設置する仮設住宅については、必要に応じて居住者の集会等に利用するための施設を設置する。

(2) 建設場所

仮設住宅の建設場所は、原則として市有地とし、これにより難しいときは公有地又は私有地を借り上げて設置する。

(3) 建設の実施

- ① 仮設住宅の建設に当たっては、県と協議の上、設置計画の策定、仮設住宅用地の確保、設計の後、建設を行う。
- ② 建設に当たっては、福岡県を通じて「社団法人プレハブ建築協会」等の協力を求めるものとする。

(4) 応急仮設住宅の入居者の選定方法

- ① 応急仮設住宅への入居資格は、住宅が全焼、全壊又は流失し居住する住宅がなく、自らの資力では住宅を確保することができない者とし、関係機関と協議の上、入居者を選定する。なお、この場合、以下のことに留意するものとする。
 - 1) 選定にあたっては、一般世帯と高齢者・障がい者等の世帯の構成に考慮するものとする。
 - 2) 従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。

(5) 供与期間

原則として、建築工事完了後2年以内とする。

4 一時的避難先としての市営住宅の提供

被災者の状況等により、一時的避難先として市営住宅を提供する。

(1) 一時的避難を要する者

災害のため住宅が居住不能となり、当該住宅が復旧するまでの間、自らの資力では住宅の確保が困難である者

(2) 認定方法

区に設置する区災害対策本部が認定し、り災証明書を発行する。

(3) 供与

使用可能な市営住宅の空家を供与する。

供与にあたっては、高齢者、障がい者等の世帯はでき得る限り配慮する。

また、供与期間は基本として3ヶ月とするが、必要に応じて最長1年間の範囲内で延長できるものとする。

第7 家屋等資産被害に関する調査及びり災証明の発行

(市民局、総務企画局、財政局、保健福祉局、住宅都市局、消防局、区役所)

大規模な災害時において、被災者に対する各種救援措置等を円滑に進めるため、家屋の被害調査を行い、り災証明を迅速に発行する。

証明書は、救援対策を所管する各部局において、その基礎資料又は参考資料として活用する。

1 家屋の被害調査

(1) 実施体制

- ① 市災害対策本部の統括の下、家屋の被害調査を実施するに当たり、関係各局は下記の組織体制を整える。
 - ・ 財政部 家屋被害調査の運営に係る統括
 - ・ 保健福祉部 被災者に対する各種支援に係る統括，連絡調整
 - ・ 住宅都市部 家屋調査の技術的支援に係る統括，連絡調整
 - ・ 総務企画部 調査応援職員の人員体制の構築
- ② 調査は、各区災害対策本部調査救助班が行う。
- ③ 調査要員は各部からの要員を動員するとともに、必要に応じて他自治体・民間からの応援を要請する。

(2) 調査の実施

- ① 調査の時期等
救命救急活動・消火活動が一段落した時点で速やかに家屋被害調査計画を策定した調査を行う。
家屋被害調査は、原則として、固定資産税（家屋）の課税客体の確認業務を兼ねるものとする。
- ② 調査内容
家屋被害調査は、内閣府が定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号）」に基づき実施する。
 - 1) 第1次・第2次判定調査
 - ・ 第1次判定
木造・プレハブ，非木造の別なく，外観からの目視調査により判定する。
外観目視の結果，浸水が床上まで達していないものについては，原則として調査は終了する。
 - ・ 第2次判定
第2次判定は，第1次判定において，浸水が床上まで達しているとされた住家及び第1次判定の結果に対して再調査の申請があった住家について，外観目視調査及び内部立入調査を行う。
- ③ 家屋被害調査計画
第1次・第2次判定調査については，次に沿って家屋被害調査計画を策定した上で実施する。
 - 1) 各区災害対策本部は市災害対策本部に集約された被害情報から第1次・第2次判定調査の区域を決定し，対象家屋概数を把握する。
 - 2) 市災害対策本部は，調査開始日及びり災証明発行開始日について上記1－(1)－①の関係各部と協議を行った上で決定するとともに，他自治体・民間からの応援の要否及び要応援者数を算定する。
 - 3) 市災害対策本部は，各区災害対策本部から区内の被害状況に応じた区家屋被害調査計画書（案）を集約する。
 - 4) 市災害対策本部は，上記の区家屋被害調査計画書（案）に基づき，全市分の家屋被害調査計画書を策定する。また，調査期間について，上記1－(1)－①の関係各部と協議を行った上で決定する。
- ④ 調査の実施及び結果報告
区災害対策本部は，上記③－4)に基づき家屋被害調査を実施するものとし，その結果を定期又は随時に市災害対策本部に報告する。

(3) り災台帳の整備

第1次・第2次判定調査 家屋り災台帳(第1次・第2次判定住家被害調査表)及び家屋り災地図

2 り災証明の発行

(1) 実施体制

- ① 証明書発行の統括・連絡調整は，市災害対策本部が行う。
- ② 証明書の発行は，区ごとに窓口を設けて行う。
- ③ 証明書の発行は，区災害対策本部総務・情報班の統括のもと，次の係を設置する。
 - 1) 家屋に関するり災証明の申請受付及び発行
 - 2) 家屋以外の資産り災の届出受付及び証明発行
 - 3) 家屋被害判定結果への異議申出対応
 - 4) り災証明申請手続等の相談

(2) 証明書発行の時期

- | | |
|-------------------------|--------------------------------|
| ① 第1次・第2次判定調査分（一斉調査分） | り災台帳等の整備が終了後，速やかに発行開始 |
| ② 第1次・第2次判定調査分（個別随時調査分） | 個別随時の現地調査終了し，り災台帳等を整備した後であれば発行 |
| ③ 家屋以外の資産 | 被害の受付後であれば，受付当日からでも発行 |

(3) 家屋被害の損害程度

火災に関連しない家屋被害の程度は，次のとおりである。

- | | |
|------------|--|
| 「全壊」 | 家屋としての使用が不可能と判断されるもの
(損壊割合50%以上) |
| 「大規模半壊」 | 大規模な補修を行わなければ居住が困難と判断されるもの
(損壊割合40%以上50%未満) |
| 「半壊」 | 相当の補修をすれば再使用できると判断されるもの
(損壊割合20%以上40%未満) |
| 「半壊にいたらない」 | 家屋としての使用は可能であるもの
(損壊割合20%未満) |

(4) 証明交付対象者等

- ① 証明書は，自然災害を受けた者又は，これと利害関係を有している者に対して交付する。
- ② 証明書を受けることができる枚数は，原則として，1個の家屋につき一枚とする。

(5) 補足調査

家屋被害について，調査結果に反映されていない要因等が発生し，補足調査を行う必要があると区災害対策本部が決定した場合は，上記1-(1)-①の関係各局と協議を行った上で必要に応じて補足調査を行う。

(6) 被害調査・り災証明に関する広報

被害調査の実施及びり災証明の発行の時期，手続等については，報道機関，広報紙等により，広報する。

第10節 民間団体、ボランティアとの連携

大規模災害が発生した場合、市職員及び防災関係機関の活動とともに、民間の協力等を積極的に得て、連携を保つとともに、一般のボランティア等との協力関係を確立する。

第1 民間団体等との協力体制（市民局、保健福祉局、消防局）

災害時には、各種民間団体等の協力を得て、災害応急対策を実施する。

1 日赤奉仕団

(1) 協力の依頼

- ① 災害救護に関する奉仕その他社会福祉施設及び援護を要する者への奉仕等を目的として設置されている日赤奉仕団に協力を依頼する。
- ② 日赤奉仕団の協力依頼は、日赤福岡市地区本部事務局、日本赤十字社福岡県支部等を通じて行う。

連絡先	所在地	電話
日赤福岡市地区本部	福岡市中央区天神1丁目8-1	711-4947
日赤福岡県支部	福岡市南区大楠3丁目1-1	523-1171

(2) 協力内容

- ① り災者への炊き出し
- ② 医療、助産及び清掃等
- ③ その他の救護活動

2 自主防災組織

(1) 校区単位で組織されている自主防災組織は、地域住民の相互扶助の観点から、災害時の地域の初期的な応急活動を行い、地域住民の安全を確保する。

(2) 活動内容

- ① 住民の安否確認
- ② 被害状況の把握、住民への情報の伝達
- ③ 負傷者等の救出、救護措置、医療機関等への搬送
- ④ 避難誘導
- ⑤ 給食、給水等
- ⑥ 避難所の運営

(3) 関係機関等との連携・協力

自主防災組織は、地域での応急活動を自主的に行うほか、消防、区災害対策本部その他の関係機関と連携してその活動に協力する。

3 民生委員児童委員協議会

要援護者の把握にあたっては、災害時要援護者台帳等に基づく安否の確認等について協力を依頼する。

第2 ボランティアとの連携（市民局、区役所、各局、社会福祉協議会）

災害時にボランティア活動が円滑に行えるよう市、社会福祉協議会及びNPO・ボランティア交流センターと連携を図り、活動・支援等を行っていく。

1 災害ボランティアセンター

(1) 災害ボランティアセンターの設置・運営

災害が発生し、ボランティアの支援の必要性があるときは、「災害時におけるボランティア活動に関する協定」（資料編 415 頁）に基づき、市災害対策本部と市社会福祉協議会で協議し、災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターの運営については、市社会福祉協議会を主体とし、市災害対策本部と連携を図りながら、各種団体、個人ボランティアの協力を得て行う。

(2) 設置場所

災害ボランティアセンターは、原則として福岡市市民福祉プラザ内（市社会福祉協議会）に設置する。

(3) 所掌事務

- ① 市災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整に関すること
- ② ボランティア需給状況の把握及び調整に関すること
- ③ ボランティア募集等の情報発信
- ④ センター及びボランティアに関する各種相談、問い合わせに関すること
- ⑤ ボランティア活動に必要な資機材等の調達に関すること
- ⑥ 関係機関及び団体等との連絡調整及び職員派遣の要請に関すること
- ⑦ その他、センター運営にあたり必要と認められる業務

2 ボランティアへの対応

(1) 専門ボランティア（専門的な知識を有するボランティア）への対応

災害ボランティアセンターは、被災状況を直接把握できる各応急活動の実施部局と状況に応じて、活動調整を行う。

（活動例示）

- ① 医師、看護師、保健師、助産師、歯科医師、薬剤師、カウンセラー、保育士
- ② 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- ③ 通訳（外国語、手話、要約筆記、点訳、音声訳等）
- ④ 建築物応急危険度判定士

(2) 一般ボランティア（特別の資格、技能等を要しないボランティア）への対応

災害ボランティアセンターは、災害対策本部と情報交換を行いながら、ニーズに応じて、活動調整を行う。

（活動例示）

【総務的分野】

- ① ボランティアニーズの把握・活動調整

【行政補助】

- ② 避難所運営
- ③ 物資の仕訳、配送、分配
- ④ 炊き出し
- ⑤ 給水活動

【自主的活動】

- ⑥ 避難者の介助、支援
- ⑦ 清掃、家屋等の片づけ、引っ越し手伝い

3 区災害ボランティアセンターの設置

災害ボランティアセンターは、被災状況に応じ、各区災害ボランティアセンターの設置を行うものとする。各区災害ボランティアセンターは、主として地元中心のコーディネートとし、各区災害対策本部と連携して活動調整を行うものとする。

また、活動内容等については、必要に応じ、災害ボランティアセンターへ報告するものとする。

第11節 要援護者対策

災害時に情報伝達や行動に制約を受けやすい高齢者、障がい者、乳幼児、疾病者、外国人などに配慮した応急対策を行う。

第1 基本方針（各局）

災害応急対策の実施に当たっては、地域住民やボランティア等の協力を得ながら、要援護者に配慮して行う。

1 実施体制

要援護者への配慮は、各応急対策の実施担当において行う。

要援護者に対する配慮の統括は、災害対策本部総括部、保健福祉部において行う。

2 要援護者への配慮の基本

(1) 応急対策活動全般における配慮

要援護者への配慮は、救助活動、医療活動、避難対策、広報活動、生活支援その他あらゆる応急対策の遂行の中で、可能な限り行うものとする。

(2) 地域住民等との協力

要援護者への配慮は、本市災害対策本部、各関係機関が実施するほか、自治協議会など地域住民、ボランティアなどの協力を得て行う。

(3) 情報伝達の配慮

必要な生活情報、被害情報等が確実に伝達されるよう配慮する。

第2 在宅要援護者の安全確保、支援（保健福祉局、各局）

要援護者に対応した防災行動マニュアルを作成するとともに、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民、ボランティア等の協力を得ながら、要援護者の安否確認や災害状況に応じた支援を行う。

1 安否確認

高齢者、障がい者等の要援護者世帯については、介護事業者や障がい福祉サービス事業者等の協力を得、また要援護者台帳等を活用して、民生委員・児童委員、地域住民、校区社会福祉協議会を実施主体としたふれあいネットワーク活動などのボランティアの協力を得ながら、その安否確認を行う。

2 避難における配慮

避難勧告の発令により、避難をする場合には、地域住民の協力を得て、自ら避難が困難なものについて介助を行う。

3 状況把握等

災害発生後、居宅で生活している高齢者、障がい者等の世帯について、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民及びボランティア等の協力を得て、その世帯の状況、必要な用具・用品等の把握に努めるとともに、必要に応じて保健師等を派遣する。

4 居宅生活世帯への食料、飲料水及び生活必需品等の確保

高齢者、障がい者世帯等で自ら食料、飲料水の確保、運搬等が困難なものについては、地域住民やボランティア等の協力等を得て、援護する。

5 生活支援

被災後の住居のあとかたづけ、清掃等が困難な高齢者、障がい者世帯に対し、地域住民やボランティア等の協力を得て、生活支援を行う。

6 福祉避難所等への移送

居宅生活が困難な者等については、保健師等の派遣を行うほか、避難所での生活が困難な場合は、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への移送等を行う。

第3 社会福祉施設入所者の安全確保（保健福祉局）

1 安否確認

社会福祉施設の施設長は、入所者と職員の安否確認を行う。

2 避難

災害等により施設が危険な状態にある場合は、指定された避難所に速やかに避難させる。

第4 外国人の安全確保、支援（総務企画局、各局）

外国人に対しては、在福領事館、その他の関係団体等との連携をとり、情報提供等について配慮を行う。

1 外国人への配慮の基本

応急活動、各種支援措置の実施に際して、外国語による情報提供のほか、可能な限りで生活習慣、その他の状況に応じて配慮を行う。

外国人への配慮については、領事館の協力のほか、留学生団体その他の団体、ボランティア団体等の協力を得て行う。

2 在福領事館、関係団体等との連携

市災害対策本部は、災害発生後、在福領事館、関係団体等との連絡を密にし、情報交換、応急活動の調整その他の活動を実施する。

3 情報の提供

(1) 外国人への情報提供に当たっては、ボランティア等の協力を得ながら、英語その他の言語による情報提供について、情報誌、張り紙、本市関連ホームページ、外国語FM放送局などにより行う。

(2) 生活関連情報の提供等については、各種機関、団体、ボランティアの協力を得て、必要に応じて、相談窓口へ通訳を配置する。

第12節 防疫計画 (保健福祉局, 環境局, 区役所, 日本赤十字社)

災害のため急速に蔓延するおそれのある感染症の発生を防止するための計画である。

1 防疫態勢の強化

災害時における防疫措置の徹底を図るため、福岡市災害対策本部の設置後、県、日赤及び医師会等の関係機関と連携を図りながら、災害防疫活動態勢の強化及び情報連絡ならびに周知の徹底を図る。

2 防 疫

災害時は生活環境の悪化、り災者の病原菌に対する抵抗力の低下など悪条件下にあるので、感染症患者の早期発見につとめるとともに入院勧告等の措置をとり、感染症流行の未然防止に万全を期する。

(1) 防疫班の編成基準

医師1名、看護師・保健師又は助産師2～3名、事務2名をもって編成するが、状況によって人員等を増強する。

班数は各区保健福祉センターで被災の状況に応じて編成する。

(2) 防疫班の業務及び実施の方法

- ① 感染症発生状況等の調査
被災地域において住民の協力を得て、感染症の発生状況、衛生状況等を調査する。
- ② 避難所の防疫・衛生指導
避難所における衛生状況の維持のため、各避難所に対し、次の防疫上の措置を講じ、必要な指導を行う。
 - 1) 衛生教育の実施
 - 2) トイレその他の清潔の保持、消毒方法の指導及び実施
 - 3) 給食その他の食料及び飲料水の取り扱い上の注意
 - 4) 空気環境その他の環境衛生指導
 - 5) 消毒薬等(次亜塩素酸ソーダ、逆性石けん、マスク、殺虫剤)の使用指導
- ③ 臨時予防接種の実施
災害の状況、被災地の感染症発生状況により、予防接種、予防内服等を実施する。
- ④ 患者の入院等
入院勧告等
災害地に第1類(保菌者含む)及び第2類の感染症患者が発見されたときはすみやかに入院勧告等の措置をとり、感染症指定医療機関に入院することが困難な場合は、適当と認める医療機関に入院させる。

感染症指定医療機関

病 院 名	所 在 地	収容病床数	電 話
福岡市立こども病院・感染症センター	福岡市中央区唐人町2丁目5-1	第1種2床 第2種22床	713-3111

- ⑤ 予防についての教育及び広報活動
 - 1) 職員の防疫訓練(実習)等を実施し、防疫技術の向上を図る。
 - 2) 「第5広報広聴計画」に基づき市民の防疫知識の普及徹底を図る。
 - 3) その他災害発生時においてあらゆる機会をとらえ、り災者に対し衛生指導を行う。

3 消毒の実施

- (1) 感染症が発生し、又は発生するおそれがある地域においては、消毒を実施する。
- (2) 清潔の保持のため、必要に応じて消毒薬の配布又は消毒を実施する。

4 防疫及び衛生確保

- (1) 食品衛生確保のため、飲食業者その他の食品取り扱い業者に対し、必要な衛生上の措置を指導するとともに、必要に応じて食品検査を実施する。また、災害時に飲料のため使用する井戸等について、水質検査体制を確保し、検査を実施する。
- (2) 感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合は、蔓延防止のために必要な検査を行う。
- (3) 家庭の風呂が使用できない被災者のために、福岡県公衆浴場生活衛生同業組合福岡市支部等の協力を得て、入浴施設を確保する。

第13節 清掃計画（環境局，保健福祉局，区役所）

災害のため排出したごみ，し尿及び浸水等により処理量の増加したし尿を迅速に収集処理し，環境衛生の万全を期するための計画である。

なお，状況に応じ，本市近郊市町との相互協力のもとに実施する。

一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書（資料編 202 頁）

1 作業計画

各区役所の職員により被災地の状況を速やかに調査し，作業計画を立てる。

2 ごみの収集処理

(1) ごみの集積

排出したごみは地区ごとに集積場を定めて集積するものとし，その場所については被災地区の地域住民（自治協議会等）と協議の上，定めるものとする。

(2) ごみの収集運搬

集積場に集積されたごみの収集運搬は，市直営及び委託・許可業者により収集運搬する。

① 収集車

市の保有するごみ収集車両及び委託業者等により収集・運搬する。

② 不足車両の措置

ごみの収集にあたり車両に不足を生じた場合は，他市町村等に応援を要請するほか，民間等から車両を借り上げる。

(3) ごみの処理

被災地から収集したごみは焼却・破砕処理及び埋立処分を行う。

3 し尿の収集処理

(1) し尿の収集

し尿の収集は災害後直ちに実施し，業者委託により速やかに行うが，被災地が広範囲なため処理能力が及ばない場合は，とりあえずの措置として便槽内容の5割～6割程度の収集を実施し，各戸の便所の使用を可能にする。

(2) し尿処理

し尿の終末処理は，陸上処理による処分とする。

4 死亡獣畜の処理

死亡獣畜（牛，馬，豚，めん羊及び山羊）の処理は，死亡獣畜取扱場で行うほか市長の許可を受けて次の方法で処理するものとする。

(1) 集中焼却

死亡獣畜を移動し得るものは適当な場所に集めて集中して埋却，焼却等の方法で処理する。

(2) その他

移動し難いものについては，その場で他に影響を及ぼさないよう個々に処理する。

第14節 行方不明者の捜索、遺体の処置・埋火葬

(消防局、保健福祉局、区役所、自衛隊、海上保安部、県警察)

災害時は、多数の行方不明者、死亡者が発生する可能性があることから、関係機関相互の連携体制の整備を図り、行方不明者の捜索、遺体の処置・収容、埋火葬等の一連の業務を遅滞なく実施する。

第1 行方不明者の捜索（市民局、区役所、県警、自衛隊、海上保安部）

消防、警察その他の関係機関及び地域住民等の協力により、行方不明者を捜索する。

1 実施体制

行方不明者の捜索は、消防、消防団、警察、自衛隊、海上保安部、地域住民等の協力の下に行う。

2 捜索を行う場合

行方不明者の捜索は、地域の被害状況、行方不明者の情報に基づき実施する。

3 捜索の方法

(1) 行方不明者の把握

捜索を行う行方不明者については、警察、地域住民等からの情報に基づき市が行方不明者名簿等を作成し把握する。

(2) 捜索の実施

捜索は、警備部、消防団、警察、自衛隊、海上保安部により実施するほか、地域住民の協力を得て行う。

第2 遺体の収容・処置（保健福祉局、区役所、県警、海上保安部）

捜索等により発見された遺体について、収容、身元確認、遺族等へ引渡しを行うとともに、火葬等の措置を行う。

1 遺体が発見されたときの取り扱い

(1) 遺体を発見した場合は、警察官、海上保安官等の見分及び検視並びに医師による医学的検査（検案）を受ける。

(2) 身元が不明な遺体については、地域住民等の協力を得て身元確認を行う。

2 遺体の収容等

(1) 身元確認に時間を要する場合又は遺族がすぐに引き取ることができない遺体については、一時遺体を収容する。

(2) 遺体の収容場所として、避難場所となっていない体育館、市民センター、その他の公共施設のほか、寺院等、葬祭業者その他の施設管理者の協力を得て、収容場所を確保する。

なお、多数の死者が集中的に発生した場合の遺体安置所の設置基準について、関係局・区及び関係機関と協議し策定する。

(3) 収容された遺体については、必要に応じて医師、葬祭業者等の協力を得て、洗浄、縫合、消毒、保存に必要な措置を施す。

(4) 身元が確認された遺体については、遺族等に引き渡すものとし、身元が確認されない場合は行旅病人及行旅死亡人取扱法の手続きにより処置する。

また、遺体の身元は判明したものの、引き取り者が不明な場合、或いは身元が判明したものの、引き取り者がこれを拒否した場合は、死亡地又は死者の本籍地を管轄する市区町村長等がこれを引き取り、行旅病人及行旅死亡人取扱法の手続きにより処置する。

(5) 多数の死者が集中的に発生した場合の遺体の収容・安置に必要な資機材の調達等や遺体搬送について、市内の葬祭業者のみで確保できない場合は、「災害時における協力に関する協定書」等に基づき、社団法人全日本冠婚葬祭互助協会、全日本葬祭業協同組合連合会福岡県葬祭業協同組合及び社団法人全国霊柩自動車協会に要請する。

3 遺体の火葬等

- (1) 遺体の火葬は、火葬場で行ない、処理能力を超える場合は、周辺市町村等の協力を得る。
- (2) 火葬場の被害状況の把握及び応急復旧等
発災後、火葬施設の安全及び機能の確認を行う。
- (3) 災害による混乱のため、遺族による火葬ができない場合は、火葬を行うほか、棺又は骨つぼを支給する。

第15節 応急教育対策（教育委員会）

災害発生時において、各学校・園（以下各学校）においては幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒」）の安全確保のための措置を行い、災害時の応急教育の実施をするとともに、学校施設の避難場所としての運営に対する協力等を行う。

第1 実施体制

災害発生時において、学校に防災対策委員会を招集し、必要な応急措置を行うとともに、避難所としての運営に協力する。

1 平時における緊急時対応組織の整備

(1) 防災対策委員会(仮称)の組織

- ① 教職員，P T A地域委員等からなる組織を設置
- ② 各地区担当者の明確化
- ③ 緊急時の連絡網を電話，直接の伝言体制で整備

(2) 学校等の災害訓練との連携活動

点検箇所の分担の明確化，危険個所の点検，点検連絡体制の確認等について，災害を想定した集団下校等の訓練時に委員会活動の具体化を推進する。

2 災害時の対応

- (1) 学校長は，災害が発生した場合，速やかに防災対策委員会を招集し，災害対策活動に当たる。
- (2) 臨時休校，応急教育等の措置をとる。

3 避難所としての対応

(1) 平時における対応

避難者の安全な避難を誘導するため，避難誘導先を避難規模に応じて設定しておく。

(2) 災害時の対応

- ① 教育委員会，区災害対策本部と連絡調整を行い，避難所の開設，運営の協力を行う。
- ② 避難所への避難者の誘導を行う。

(3) 避難区域

学校内の避難所としての利用区域は，原則として体育館，講堂及び空き教室とし，避難者の誘導に際しては，次に留意して行う。

- ① 建物等の倒壊による危険性がないこと。
- ② 付近で火災が発生しても安全が確保されること。
- ③ 安全確保に必要な広さのあること。

第2 災害発生時の緊急措置

災害発生時において，児童・生徒の安全を確保し，及び安否を確認するとともに，施設等の被害状況の把握その他の必要な措置をとる。

1 在校時間内の場合

(1) 児童・生徒の安全確保

- ① 児童・生徒が落下物等により負傷しないよう安全の確保に努めるとともに，安全な場所に避難誘導する。学校内が危険となった場合は，区災害対策本部等とも連絡の上，他の避難場所等へ避難・誘導する。

- ② 児童・生徒の安否を確認し、負傷した児童生徒の応急手当等を行うとともに、その保護者に連絡する。
- ③ 児童・生徒の下校に際しては、周囲の状況、通学路の安全、児童・生徒の自宅の安全等を確認する。状況により、集団下校、保護者の迎え又は、一時学校内の安全な場所での待機措置をとる。

(2) 被害状況の把握及び学校施設の安全確保

- ① 学校施設の被害状況を把握するとともに、安全点検を行い、必要に応じて危険箇所への立入り禁止等の措置をとる。
- ② 通学路の被害状況を把握し、必要に応じて通学路の臨時変更の措置をとる。

(3) 臨時休校等の措置

学校長は、教育委員会とも協議のうえ、学校及び校区等の被害状況に応じて次の措置を決定する。

- ① 臨時休校
学校機能を継続することができない程度の甚大な被害を受けた場合
- ② 教育実施場所の変更
登校が不可能な地区の児童生徒に対する臨時的応急教育の実施が必要な場合
- ③ 教育実施時間の変更
学校機能を持続し、学習活動を継続するために必要な施設若しくは職員等が被害を受け、又は学校給食を実施できない被害を受けた場合
- ④ 集団登下校
教職員等の引率により通学路等の安全確保が可能な場合

(4) その他の緊急措置

- ① 学校長の不在時の対応
教頭が学校長に代わって教育委員会等との連絡を取りながら防災対策委員会の招集その他の必要な指示・措置を行う。
- ② 被害状況等の報告
児童・生徒の状況、学校施設の被害状況及び実施した措置について、教育委員会に報告する。

2 在校時間外の場合

(1) 学校施設等の被害状況の把握

登校した教職員が、学校施設等の被災状況を確認する。

- ① 学校施設
 - 1) 校舎、各教室等の損壊状況（立入りの可否、応急修理の要否）
 - 2) 給食室の損壊状況（給食実施の可否）
 - 3) 電気、水道、ガス等の使用の可否
- ② 学校周辺の被害状況の把握
 - 1) 通学路等の状況
 - 2) 交通手段の状況
 - 3) 民家等の被害状況
 - 4) 火災、崖崩れその他の状況

(2) 児童・生徒等の安否確認等

状況に応じて、教職員が電話等により児童・生徒の安否及び避難先等を確認する。電話の不通時には、家庭訪問等により早期に確認する。

(3) 臨時休校等の措置

学校長は、教育委員会とも協議のうえ、学校及び校区等の被害状況に応じて、次の措置を決定する。教育委員会は、区役所等と連携し、情報収集を行いながら、当該学校や近隣校へ必要な情報提供を行う。

- ① 臨時休校
学校機能を継続することができない程度の甚大な被害を受けた場合
- ② 教育実施場所の変更
登校が不可能な地区の児童・生徒に対する臨時的応急教育の実施が必要な場合

- ③ 教育実施時間の変更
学校機能を持続し、学習活動を継続するために必要な施設若しくは職員等が被害を受け、又は学校給食を実施できない被害を受けた場合

(4) その他の緊急措置

- ① 学校長の不在時の対応
副校長・教頭が学校長に代わって教育委員会等との連絡を取りながら防災対策委員会の招集その他必要な指示・措置を行う。
- ② 被害状況等の報告
児童・生徒の状況、学校施設の被害状況、及び実施した措置について、教育委員会に報告する。

第3 応急教育の実施

学校施設の被害程度及び復旧状況、避難者の状況、児童・生徒及びその家族の被災状況、教職員の確保状況、道路・交通機関の復旧状況等を勘案して、応急教育を実施する。

1 教育施設の確保、応急教育の実施

(1) 学校施設等が被災している場合

- ① 施設・設備の被害状況に応じた措置
 - 1) 施設の損壊が軽微な場合
学校長は、損壊の程度を調査・検討し、応急修理その他必要な措置を行い、教育委員会へ報告のうえ、応急教育を実施する。
 - 2) 一部に相当の被害を受け、復旧に相当の日時を要する場合
被害が軽微な教室等で使用可能なもの又は早期に応急修理が可能なものがある場合は、次の方法等により応急教育を実施する。
 - ア 応急教育の可能な教室等の床面積に一律に児童生徒を割り振ることによる実施
 - イ 応急教育が可能な教室等で教育時間を変更し、2部制による実施
 - ウ 付近の公民館等を臨時教室として借り上げ、児童生徒を割り当てての実施
 - 3) 学校給食が実施できない場合
 - ア 教育時間を変更し、一律午前中までの実施
 - イ 2部制による実施
 - ウ 他の学校の給食施設の利用
 - エ 弁当の持参
 - 4) 甚大な被害を受けた場合
 - ア 仮設校舎による実施
 - イ 損壊の程度が軽微な近隣の学校等への臨時編入
- ② 必要な教職員の確保ができない場合
 - 1) 教員の被災程度等を勘案し、必要な臨時教員の配置を教育委員会へ申請する。
 - 2) 臨時教員の配置まで、応急教育を実施する。

(2) 道路・交通機関が被害を受けている場合

児童・生徒の通学に係る道路又は交通機関が被災している場合、教育委員会と連絡・調整を行いながら、必要に応じて次の応急措置を行う。

- ① 通学路の臨時変更
児童・生徒の通学上の安全、通学上の便宜等を十分確認の上実施する。
- ② 集団登下校
PTA、地域との連絡、協力のもとに実施する。この場合、時間的余裕を持たせ、二次災害の発生に留意する。
- ③ 教育実施時間の臨時変更
通学路の臨時変更、集団登下校等に伴い、必要に応じ教育実施時間の臨時変更を行う。

④ 応急教育実施場所の設置

児童・生徒の登校が困難な場合、当該区域又は近接する区域に応急教育実施場所を設定し、教職員を分担派遣することにより応急教育を実施する。

被災程度が大きく危険が想定される区域での児童・生徒の移動を避けるため、近隣に安全な施設等を確保できる場合は、その施設等での応急教育の実施を検討する。この場合、社会教育施設等の管理者との連携をとり、応急教育を実施する。

(3) 児童・生徒が被災し、避難した場合の措置

児童・生徒が他の校区に避難している場合は、避難先の校区へ臨時編入等の措置をとる。

2 学用品の調達及び支給等

(1) 学用品の給与

災害救助法の適用された災害により、住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水等の被害を受け、学用品を喪失又は毀損し、就学に支障を生じている小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校小学部及び中学部含む）に対して必要な学用品を支給する。

(2) 支給学用品の品目

教科書

教材（教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材）

文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、絵の具、画筆、下敷、定規等）

通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

(3) 授業料の減免等

- ① 市立高等学校の生徒で、被災により就学が著しく困難になった者に対しては授業料の減免を行う。
- ② 市立幼稚園の園児については、被災の状況に応じて、保育料等の補助の措置をとる。

3 学校給食に関する臨時措置

(1) 応急給食の臨時措置

給食施設が使用できない場合には、次の方法により学校給食を実施する。

- ① 他の学校の給食施設の利用による実施
- ② 簡易給食（パン、牛乳、一食小袋等）による実施
- ③ 業者からの弁当の配給による実施

(2) 給食の中止

次の場合において、(1)の応急給食の臨時措置も実施できない場合は、給食を一時中止する。

- ① 給食施設が被害を受け、給食を実施できないとき。
- ② 給食施設が応急の災害救助に使用されているとき。
- ③ 感染症の発生のおそれその他衛生上管理上の支障があるとき。
- ④ 給食物資の確保が困難なとき。
- ⑤ その他給食を継続することができない事情があるとき。

4 学校における衛生の保持

学校において衛生管理を徹底するとともに、児童・生徒、教職員等について、保健福祉センターや子ども総合相談センター等の関係機関の協力を得ながら、予防接種、健康診断、心のケア等を実施する。

第4 教育施設が避難場所となった場合の対策

学校は、災害時においては教育の場としての機能とともに避難所としての機能をも果たすため、災害時に学校が避難所となったときは、教職員はその運営に協力する。

1 災害発生初期の運営支援

災害発生後数日間は、避難所運営の業務が混乱することが予想されるため、教職員は、区災害対策本部要員等に協力し、避難者の自主運営組織の立ち上げ、避難所のボランティアの組織化その他の避難所運営を支援する。

2 応急教育の実施

避難所の運営体制が確立された後は、応急教育の実施に支障のない範囲で、避難所運営に協力する。

第5 文化財、社会教育施設等の対策

災害により被害を受け、又は二次災害を受けるおそれのある文化財の保護・応急措置、社会教育施設等の安全確保措置を実施する。

1 文化財の保護

- (1) 災害発生後、文化財の所有者又は管理者は、初期消火活動等の実施、消防機関等への通報を行うとともに、経済観光文化局へ報告を行う。
- (2) 経済観光文化局においては、文化財の被害拡大を防止するため必要な応急措置を指示し、又は実施する。

2 社会教育施設の応急対策

- (1) 災害発生後、催物の一時中止し、施設内の安全を確認の上、利用者を安全な場所に避難誘導する。
- (2) 施設の被害状況の確認を行い、自衛消防組織による防災活動を行うとともに、立入禁止その他の必要な措置をとる。

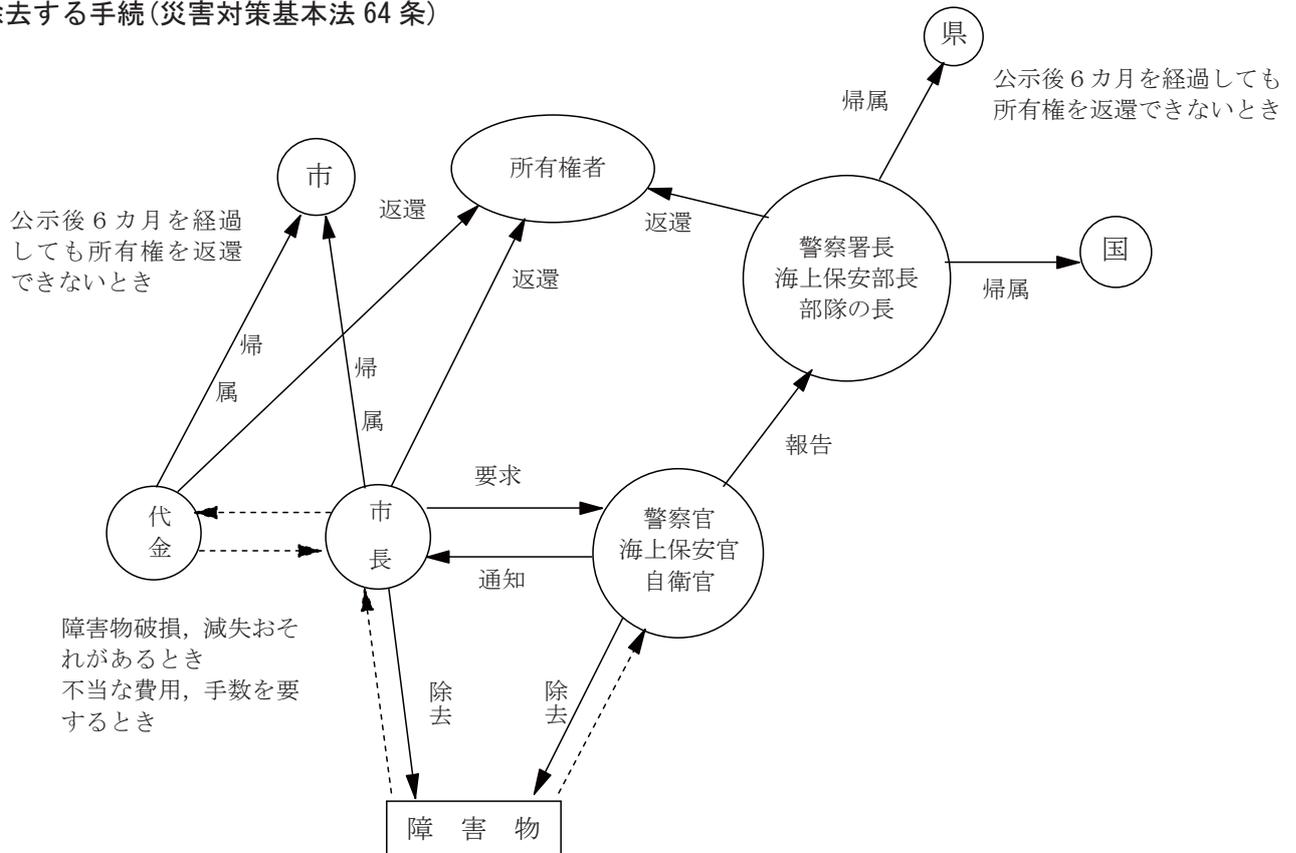
第16節 障害物の除去（住宅都市局，道路下水道局，港湾局，農林水産局，環境局，区役所）

災害のため排出された岩石，土砂，竹木等障害物により住民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合，障害物を除去して住民の生活の安定と，交通路を確保して必要物資の輸送を円滑に行う。

1 除去する障害物

- (1) 住居に流入した障害物
岩石，土砂，竹木の被覆
- (2) 交通遮断の障害物
 - ① 道 路
 - 1) 崖崩れ等による岩石，土砂等
 - 2) 街路樹，竹木，棚等
 - 3) 工作物等
 - ② 橋梁，河川，漁港
流木，流塵等
 - ③ 港湾，漁港
 - 1) ラワン材等の輸入木材の流失
 - 2) 埋立工事用の排砂管，排砂管受枠の流失
 - 3) 埋没土砂
 - 4) 工作物

2 除去する手続(災害対策基本法 64 条)



- (1) 障害物（工作物等）を除去したときは，市長又は警察署長（海上保安部長，部隊の長）が障害物を一時保管する。
- (2) 障害物を保管した場合は，必要な事項を公示する。
- (3) 障害物の売却手続は，原則として競争入札とする。

3 除去の方法

(1) 住居に運び込まれた障害物

- ① 住居に運び込まれた障害物については、自らの力をもってしては障害物の除去を実施し得ないものに限って、居室、炊事場、便所など日常生活を可能にする程度の除去を行う。
- ② 特殊機械器具等の応援を要する場合には、関係機関に応援を求める。

(2) 交通遮断の障害物

- ① 災害の発生が予想される主要箇所を適宜巡視し、災害が発生した場合は速やかに除去する。
- ② 道路上の障害物は、国道のうち指定区間については九州地方整備局が、その他の国道、県道及び市道については市がそれぞれ除去するが、相互に連絡し協力して行う。
- ③ 航路における流木等の障害物は、清掃船等で収集する。
- ④ 河川、橋梁における流木等の障害物は、必要機材をもって除去する。

4 障害物の一時集積場所

- (1) 校区毎に定め、原則として公立学校の運動場等公有地を利用する。
- (2) 港内は適当な野積場、物揚場等を利用する。

5 障害物の終末処理

一時集積された障害物は道路の高上げ、埋立地等に処理する。

6 障害物の発生が予想される箇所

- (1) 崖崩れ等により岩石、土砂の被覆が予想される箇所「第18 緊急輸送対策」に定める。
- (2) 流木、流塵等の被覆が予想される箇所「第18 緊急輸送対策」に定める。

第17節 在港船舶対策（港湾局，農林水産局，海上保安部）

災害発生時に際し，流木による被害及び在港船の危険を防止する。

1 貯木対策

貯木場における流木防止及び流木による航路，海上交通等海難防止のため次の対策を行う。

(1) 災害防止の措置

- ① 災害が発生し，又は発生するおそれがある場合，博多港輸入木材対策協議会を緊急に開催し貯木場の応急対策について協議する。
- ② 台風時には，博多港長（福岡海上保安部長）を中心とする博多港台風・津波対策委員会（事務局福岡海上保安部）において災害の状況に応じ応急対策を行う。
- ③ 台風情報により水面貯木場を巡回し，係留中の木材に対する補強等について各木材取扱者に次のような流木防止の措置を連絡する。
 - 1) 貯木場内の係留杭にワイヤ等で係留を補強する。
 - 2) 木材にU字釘等を打ち込み，個々の木材の動揺を防ぐ。
 - 3) その他必要な措置
- ④ 陸上に集積中の木材について高潮時の危険がある場合には，各荷役業者に連絡してワイヤー結束等により流木防止の措置をとらせる。

2 在港船舶対策

災害の発生による船舶の損壊を防止し，船舶による港湾施設の損害を軽減するため次の対策を行う。

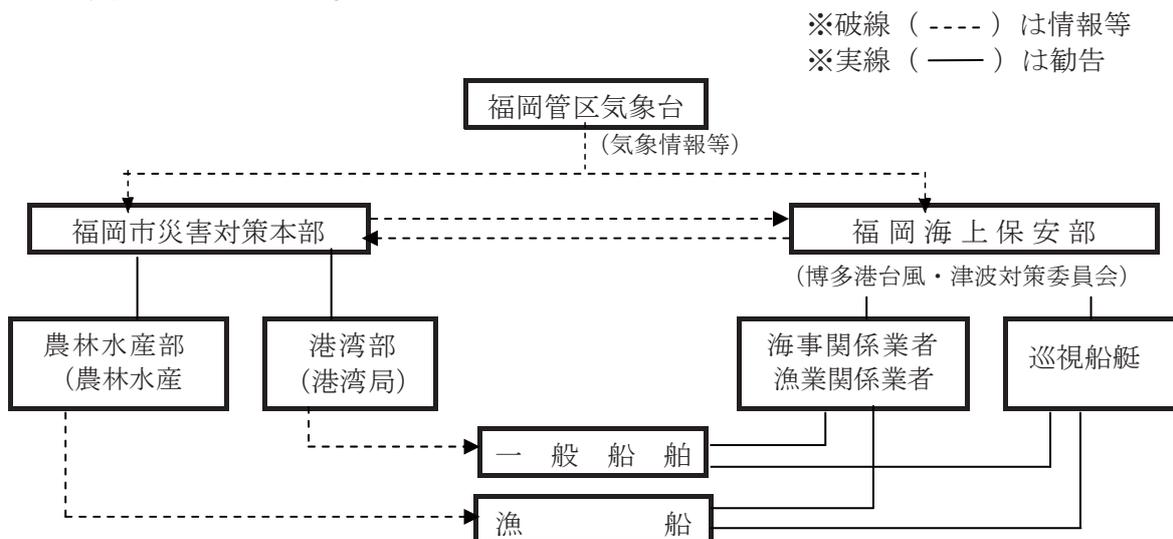
(1) 博多港台風・津波対策委員会における措置

- ① 台風情報により適時港内を巡回し，係留中の船舶の保船状況を確認する。
- ② 台風の強度に応じ，被害のおそれがある場合には，博多港長，水先人会，港湾管理者等関係者協議の上，離岸及び転錨等の措置をする。
- ③ 避泊地への誘導及び係留索の補強については，臨船指導を行う。

(2) 船舶に対する勧告

避難等の指示

台風情報，気象情報等により一般船舶及び漁船に対する出港の見合せ，避難の指示等は次の経路で行う。（ただし，福岡管区气象台から，福岡市災害対策本部及び福岡海上保安部に至る破線(----)は台風情報・気象情報等の流れを示す。）



(3) 避泊地，有効泊地，収容能力等（資料編 219 頁）

(4) 引船の隻数及び能力（資料編 220 頁）

第18節 ライフライン施設の応急対策

第1 電話施設 (NTT西日本)

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、電気通信施設等の被害の防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るための計画である。

1 災害応急対策

(1) 動員体制

災害の状況・規模等、必要に応じた体制をとることとする。

(2) 災害対策本部

災害が発生し、また発生のおそれがある場合において、当該災害の規模、その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要があると認めたときは、福岡市内に災害対策本部を設置する。

(3) 本部の名称

「福岡支店災害対策本部」とし、その上に当該災害の名称を付するものとする。

(4) 福岡支店災害対策本部の構成 (資料編 369 頁)

(5) 情報連絡系統 (資料編 369 頁)

(6) 電気通信サービスの復旧順位表 (資料編 370 頁)

2 応急臨時回線作成用無線機等概要

災害のため不通となった場合、次の無線機等を使用し最小限の電話回線を確保する。

(1) 孤立化防止対策用衛星電話 (Ku-1)

孤立防止用衛星電話は、災害発生に伴う設備故障などにより一般電話が不通になった時に、通信衛星を利用して孤立を防止し、重要通信を確保するために、公共施設等に設置しており、一般加入電話の途絶に際して衛星電話を利用する。

電話をかける時は「102」をダイヤルしオペレータに衛星電話からの通話であることを告げ、非常扱い又は緊急扱いの通話であることを申し出る。

(2) TZ-403 可搬型移動無線機

TZ-68 形無線機と同様、臨時回線を作成するときに使用し、最大 24 回線が作成可能であり、災害用特設公衆電話の作成等にも使用する。

都市部の局所的な孤立が発生した場合等、移動無線車に搭載したTZ-403 可搬型移動無線機を被災地に移動させ、基地局との間に臨時回線を作成し、臨時の特設公衆電話として通信を確保する。

(3) ポータブル衛星通信

被災地域の地形状況に影響されず、回線作成ができる衛星通信方式を利用し、人手により迅速に運搬ができ、迅速に通信回線が最大 16 回線作成が可能である。

3 災害用伝言ダイヤル『171』、災害用ブロードバンド伝言板『web171』の提供

(1) 震等の災害時において、通信がふくそうした場合に被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル『171』を提供する。

なお、災害用伝言ダイヤル『171』の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡市災害対策本部と協力して実施する。

利用方法については『171』をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言・録音・再生を行う。

(2) 地震等の災害時において、通信がふくそうした場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、新たにブロードバンド時代にふさわしい伝言情報(テキスト、音声、画像)の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言板『web171』を提供する。

なお、災害用ブロードバンド伝言板『web171』の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡市災害対策本部と協力して実施する。

利用方法については西日本電信電話株式会社 HP 上の災害用ブロードバンド伝言板『web171』利用方法に従って、(テキスト、音声、画像)の登録、閲覧を行う。

第2 電力施設 (九州電力)

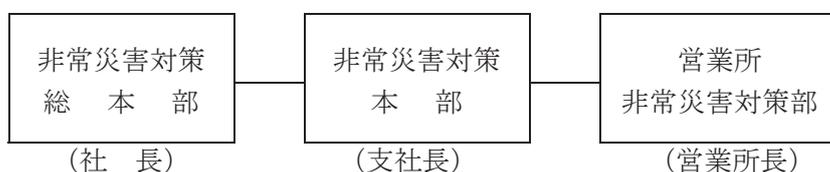
1 電力施設の名称

福岡地域の電力施設は、九州電力株式会社(以下「九州電力」という。)が所有管理している。九州電力の福岡市地域に施設されている電力施設の名称は資料編 372 頁のとおり。

2 応急対策方法

(1) 九州電力の災害防止体制

九州電力の福岡市地域における災害対策の内部組織は次のとおりで、情報の伝達及び連絡、必要な指令、状況の集約、復旧処置等を行い災害対策の一元化、迅速化を図っている。



福岡市地域の災害対策組織。(資料編 373 頁)

(2) 人員計画

① 九州電力の動員計画

災害の発生するおそれがある場合の人員の配置は、配備計画に基づき社員全員出動の態勢をとり、状況に応じて一部は自宅待機とする。

なお、日頃工事等を実施している委託請負工事会社に対しても、状況に応じて動員又は待機を依頼する。

② 不足人員の調達方法

災害が発生した場合は、社員及び委託請負工事会社の社員を充当して復旧その他の処置を講ずるが、不足する場合は他地区の社員又は委託請負工事会社の社員を動員する。

(3) 機動力計画

① 九州電力内の機動力計画

人員配置計画と同様災害発生のおそれがある場合は、配備計画に基づき、九州電力の車両はすべて動員態勢をとり待機するとともに、状況によっては各委託請負工事会社の車両についても待機を依頼する。

② 不足機動力の調達方法

不足機動力の調達については、(2)②「不足人員の調達方法」と同様な要領により行うものとする。なお、水害等により浸水はなはだしく舟艇を要する場合等には、全面的に県下市町村に協力応援を求めることがある。

③ 路線等の災害情報の収集

九州電力は下部機関により災害情報を収集するが、なお県、市町村と緊密な連絡をとり路線の災害状況及び復旧見込等について情報の確保に努める。

(4) 通信の確保

① 九州電力の通信施設の状況

通信回線の確保は、電力供給において平常時、災害時を問わず特に重要なものである。したがって電力保安用通信回線は無線及び有線をもって回線網を構成することで確保している。

② 九州電力と他機関との通信の協力関係

九州地方非常通信協議会の一員として非常時における通信確保のため協力するとともに九州電力の通信回線途絶の場合は、NTT西日本、警察電話等他機関の通信施設の利用を依頼する場合もある。

(5) 電力施設被災状況のお客さまに対する周知

① 停電地帯に対する復旧見込及び事故防止の広報

災害により停電を生じたお客さま及びその地域に対しては、営業所のサービスカー等を巡回させて災害の状況、復旧見込等の広報を行うとともに、全域にわたり断線等による事故防止のPRを行う。

なお、被災地が広範囲に及ぶ場合は、県、市町村に連絡し広報車、有線放送等による周知方を依頼するとともに、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関やホームページを通じて更に周知徹底を図る。

② 負荷抑制等お客さまに対する協力依頼

災害のため電力施設に被害を受けて需給に不均衡を生じ、やむを得ず負荷制限を行う必要がある場合は、①と同じ方法で一般お客さまに電力節約の協力を要請する。また、大口お客さまに対しては、九州電力から直接電話等により連絡し協力を要請する。

(6) 電力施設の復旧順位

被害が広範囲に及ぶ場合は、電力の需給状況、復旧の難易、その効果等より総合的に判断して九州電力非常災害対策総本部と連絡のうえ、福岡支社非常災害対策本部において方針を決定し、重点的に復旧工事を実施する。

(7) 復旧資材の確保

① 災害が予想される場合・発生した場合

基準数を設定している災害復旧用資材の在庫状況とメーカーの在庫状況を把握し、復旧資材供給体制を整えている。

② 不足分が発生した場合の調達方法

電力施設の復旧資材は特殊であるので、この確保には九州電力内で確保できない場合、他電力会社、メーカー等と連絡をとり補充に努める。また、一般的な資材で近傍で調達可能なものは、指定地方行政機関、県、市町村に応援を依頼することがある。

(8) その他

電力施設の復旧要員に対する食糧並びに宿泊施設は九州電力において確保に努めるが、大災害又は被災地が広範囲に及び動員人員が多い場合は県、市町村の応援をもとめることがある。

第3 都市ガス施設 (西部ガス)

風水害等災害によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給に係る設備、体制および運用について総合的な災害防止対策を推進する。

1 非常体制

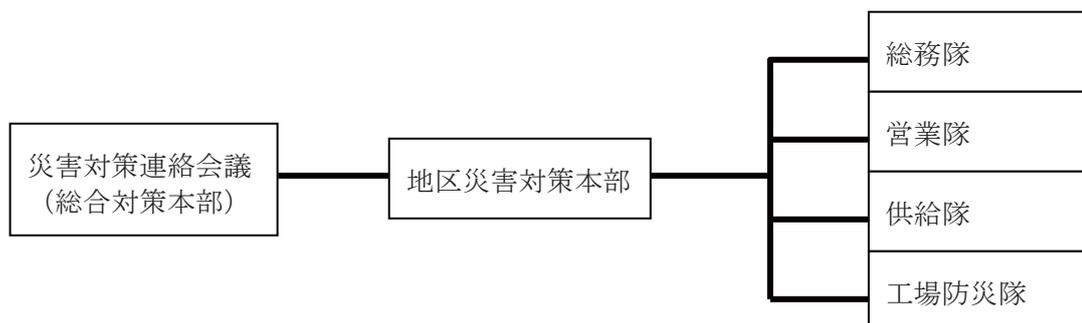
本社及び各製造所、導管を管理する事業所(供給所を含む)において、「保安規程」及び「災害対策基本法」に基づき定められた「防災に関する計画」、「防災活動要領(福岡地区編)」などにより、非常体制の具体的措置を定める。

(1) 非常体制の種別及び目安

体制種別	目 安
第1非常体制	(1) ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度又は局地の場合 (2) 福岡地区に大雨、洪水、台風等の気象警報が発令され、被害予想又は被害発生が軽度又は局地の場合
第2非常体制	(1) ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合 (2) 福岡地区に大雨、洪水、台風等の気象警報が発令され、被害予想又は被害発生が中程度の場合
第3非常体制	(1) ガス施設の損壊等による被害又は被害予想がはなはだしい場合 (2) 福岡地区に大雨、洪水、台風等の気象警報が発令され、被害予想又は被害発生がはなはだしい場合
総合非常体制	(1) ガス施設の損壊等により広域、大規模な災害が発生し、ガスの供給支障等が考えられ、福岡地区災害対策本部では対応が不可能な場合 (2) 福岡地区に大雨、洪水、台風等の気象警報が発令され、広域、大規模な災害が発生し、福岡地区災害対策本部では対応が不可能な場合

(2) 非常体制の整備

災害が発生したときに災害対策本部を設置し、非常体制が有効に機能するよう動員基準、組織、業務分担及び通報連絡体制を整備し、社員等関係者に周知徹底を図る。



2 ガス施設の災害予防措置

(1) 導管網のブロック化

ガス工作物の被害による二次災害の防止と被害の著しい地域へのガス供給を停止するための単位ブロック、統合ブロック、並びに、復旧活動を円滑に推進するための復旧ブロック等の災害発生直後から復旧完了まで安全・的確に作業を遂行するためのガス導管の面的整備を推進する。

(2) 圧力監視システム

災害発生時にガスの供給圧力や流量等を、災害対策本部で迅速に集中監視するためのシステムを整備する。

(3) マイコンメーター

二次災害の発生を防止するためマイコンメーター等の設置を推進する。

(4) ガス設備の耐震性の向上

災害発生時（地震等含む）にガス導管への被害を最小にとどめるよう、不等沈下や応力に強いポリエチレン管や鋼管、耐震継手の採用を推進する。

3 その他の設備

(1) 連絡・通信設備

災害発生時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の整備を行う。

(2) 自家発電設備等

常用電力が停電した際にも防災業務設備の機能を維持するために、自家発電設備等を整備する。

(3) 臨時供給設備

ガスの供給が停止した場合に備え、社会的優先度が高い救急病院などに一時的にガスを供給するための移動式ガス発生設備の導入を推進する。

(4) 資機材等

製造設備、供給設備の配管材料、工具等の資機材等は平常時からその確保に努めると共に、定期敵に保管状況を点検整備する。

4 広報活動

需要家に対して、災害発生時における都市ガス使用についての注意事項、ガス事業者の保安対策、広報体制についてチラシ、パンフレット、新聞、テレビ等の広告、検針票領収書、学校教育の場等を利用してPRしておく。

また、新聞・テレビ・ラジオ等の報道機関に対して、災害等の情報を速やかに連絡できるルートを確認しておくと共に、放送例文等を預託するなど、ガスの保安確保に関する市民PRへの協力を依頼しておく。

5 教育訓練計画

(1) 製造部門

ア 教育

各製造所等では、災害によるガス工作物の被害の低減を図るため、火災原因、危険物可燃物、高圧ガス、気象と火災、建物・構築物の特性、消火設備・消火器、避難・救援方法、作業標準の徹底等について、計画的に防災教育を実施する。

イ 訓練

各製造所等では、保安委員会の計画により様々な災害想定訓練を実施する。

なお、停電その他の緊急時における迅速、的確な措置をとれるよう緊急時措置訓練についても日常反復実施する。

(ア) 現場訓練

作業員の分担を具体的に定め、反復実施する。

(イ) 総合訓練

原則として、年2回以上実施する。(消防機関との合同訓練を適宜実施する)

(2) 営業・供給部門（導管保安センター，支社）

ア 教育

各事業所（導管保安センター，支社）従業員及び関係工事会社従業員に対し、風水害等によるガス工作物の被害による二次災害の防止及び早期復旧を期すため、ガス漏洩及び導管事故等の緊急措置を重点に教育を実施し、保安意識の向上を図るものとする。

イ 訓練

災害想定訓練

緊急措置及び復旧活動を迅速・確実に行うため、災害を想定し各事業所単位、または地方自治体と合同で定期的に訓練を実施する。

6 広報活動計画

ガスによる二次災害を防止するため、平常時から需要家に対し、防災知識の普及を図るものとする。

(1) 需要家に対するガス安全使用のためPR

需要家に対しあらゆる機会をとらえてガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項の周知徹底を図るものとする。

(2) 土木建設関係者に対するPR

土木建設関係者に対しては、建設工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガス管の敷設状況、埋設深度、ガス事故防止にあたっての注意事項の周知徹底を図るものとする。

第19節 石油事故対策（消防局、港湾局、農林水産局、福岡県、海上保安部、水難救済会）

危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所をいい、石油コンビナート等災害防止法第2条第2号によって指定された「石油コンビナート等特別防災区域」を除く。以下同じ）の火災、爆発並びに海上における油槽船の火災、油流出事故等が発生した場合において、その被害を最小限に防止し、よって市民の生命、身体及び財産を保護する。

1 陸上における危険物等の事故対策計画

危険物施設及びその周辺における災害を未然に防止するため、消防体制の充実、強化を図るとともに、危険物施設及びその周辺において、火災その他の危険物等の災害が発生した場合、関係機関の協力を得ながら保有消防力の全機能を発揮して、その被害を最小限度に防止するための計画である。

（1）空港及び港湾区域における危険物施設の位置図（資料編 340 頁）

- ① 福岡給油施設 博多区大字青木 457-1 福岡空港内
- ② 西部瓦斯福北工場 東区東浜 2 丁目 9-118
- ③ 志賀島漁港 東区大字志賀島
- ④ 弘 漁 港 東区大字弘
- ⑤ 玄 界 漁 港 西区大字玄界島
- ⑥ 浜崎今津漁港 西区今津
- ⑦ 西 浦 漁 港 西区大字西浦
- ⑧ 唐 泊 漁 港 西区大字宮浦
- ⑨ 小 呂 島 漁 港 西区大字小呂島
- ⑩ 姪 浜 船 溜 西区愛宕浜 4 丁目
- ⑪ 能 古 船 溜 西区能古
- ⑫ 奈 多 漁 港 東区奈多 2 丁目

（2）危険物施設の現況

- 危険物施設現況表（資料編 342 頁）
- 危険物施設状況（資料編 344 頁）

（3）組織計画に関する事項

「第1節 応急活動体制」のとおり

（4）災害予防に関する事項

災害の発生を未然に防止するため、次の各号により災害予防の徹底を図る。

- ① 危険物施設の予防対策
危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）別表で定める指定数量以上の危険物は、製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）以外の場所においては貯蔵や取扱いができないこととされ、また製造所等を設置する場合は、市長の許可を要することとなっており、その位置・構造及び設備は政令に定める技術上の基準により規制されている。
- ② 危険物の保安管理
 - 1) 製造所等における危険物の管理については、危険物保安監督者の監督のもとに都道府県知事の行う危険物取扱者試験に合格した危険物取扱者の責任においてなされている。
 - 2) 製造所等の火災を予防するため予防規程を定め、これを市長が認可して、災害予防の実効性を確保することとしている。
 - 3) 特定の大規模な製造所等には、自衛消防組織を設けており、火災予防、初期消火活動に備えている。
 - 4) 設置者等には、危険物施設等の定期点検が義務付けられており、製造所等における施設の安全が確保されている。
- ③ 製造所等の査察
当該製造所等を管轄する消防署において年間査察計画を樹立し、製造所等の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵・取り扱いについて、定期的に査察を実施し、不備事項については、指導、勧告、命令

等の措置を講じて火災予防の徹底を図る。幹事会

④ 危険物関係船舶に対する措置

- 1) 船舶安全法第2条第1項の規定の適用を受けない船舶，又は船きょ若しくはふ頭に繋留された船舶については「③製造所等の査察」に準じて査察を実施し，災害予防の徹底を図る。
- 2) 上記以外の船舶については，海上保安部において必要な措置を講じ，災害予防の徹底を図る。

⑤ 液化石油ガスに対する措置

液化石油ガスの施設については，国又は県において，法令上の規制を行うとともに定期的に査察を実施し，災害防止の徹底を図る。

⑥ 防災訓練の実施

各製造所等に対しては，毎月1回の自主訓練を実施するよう指導を行い，必要に応じては消防局，海上保安部，その他の関係機関の協力による総合的な防災訓練を実施し，災害発生時における非常措置体制の確立を図る。

(5) 災害応急措置に関する事項

災害が発生した場合に，救助，避難及び災害の局限防止措置，又は拡大防止措置を迅速，的確に実施するため，次の各号により応急措置の徹底を図る。

① 通信，情報収集

「第2節 情報の収集・伝達」を準用するほか，次の各号により通信情報収集の徹底を図る。

1) 通報，連絡系統の確立

災害情報が迅速，確実に得られるよう，次に掲げる関係機関は相互に通報，連絡するものとし，災害の状況によっては，その他の関係機関，団体等に連絡するものとする。

福岡市
福岡県
福岡海上保安部
福岡県警察本部

2) 通報の内容

災害発生を覚知した関係機関が通報する事項はおおむね次のとおりである。

- ア 災害発生の日時，場所
- イ 災害の概要
- ウ 付近の状況
- エ 流出油の状況
- オ 船名，総トン数，乗組員数，搭載油量及び種類
- カ 気象，海象の状況
- キ 今後予想される災害
- ク その他必要な事項

3) 関係機関は，災害の拡大状況，応急措置状況等，応急対策に必要な災害情報を相互に連絡する。

② 災害広報

「第3節 災害時の広報」を準用するほか，次の各号により，災害広報の徹底を図る。

1) 広報の方法

広報車，有線放送，ラジオ，テレビ及び船舶の拡声装置等最も適切な方法により速やかに行う。

2) 広報の内容

広報する事項は，おおむね次のとおりである。

- ア 災害発生時の日時，場所
- イ 被害状況
- ウ 応急措置状況
- エ 救助状況
- オ 油流出状況及び流出油拡散状況
- カ 船名，総トン数，乗組員数，積載量及び品名
- キ 火気使用制限又は禁止区域
- ク 立入，航行制限，又は禁止区域
- ケ 住民及び船舶に対する避難勧告，指示等の状況
- コ 一般住民及び船舶に対する注意事項

③ 災害時の避難

1) 陸上における避難については，「第6節 避難対策」による。

2) 海上にある船舶の避難については，海上保安部において必要な措置をとる。

- ④ 救出及び救助
「第4節 救出，救急計画」による。
- ⑤ 災害防ぎょ活動
災害防ぎょにあたっては，関係機関は連携を緊密にし，円滑な活動を行うとともに，次の各号により災害防ぎょ及び応急措置の徹底を図る。

1) 現場統合指揮本部の設置

関係機関が総合的かつ有機的な活動を円滑に実施するため，次により現場統合指揮本部を設置する。

ア 設置基準

関係機関が総合的な災害応急対策をとる必要があるとき

イ 設置者

設置者は次のとおりとし，現場統合指揮本部を設置しようとするときは，関係機関にその旨を連絡する。

警 備 部 長（主として陸上災害の場合）

福岡海上保安部長（主として海上災害の場合）

ウ 設置場所

現場統合指揮本部は，災害応急対策の円滑な実施と災害情報の把握が容易な場所に設置する。

エ 現場統合指揮本部の所掌事項

- 応急対策を実施する関係機関の相互連絡，調整
- 応急対策に必要な情報の収集，分析及び検討
- 応急対策の諸方策についての協議
- 応急対策実施方法の調整
- 災害状況及び応急対策の広報
- その他応急対策実施について必要とする事項

2) 災害初期の措置

災害を覚知した関係機関は自己の保存する船艇及び資機材でもって災害の局限防止に努める。

3) 災害の拡大防止

関係機関は相互に連携を図り，流出油の拡散防止，火災の予防又は火災の鎮圧，その他必要な措置を実施し，災害の拡大防止に努める。

4) 二次災害の防止

災害の様相及び流出油の拡散状況に応じて，次の各号により二次災害の防止を図る。

ア 警戒区域の設定

二次災害の防止に必要な範囲を定め，警戒区域を設定し，警戒員及び警戒船艇を配置して警戒する。

イ 火気等の使用制限又は禁止区域の設定

二次災害の防止に必要な範囲を定め，火気等の使用について制限又は禁止する。

5) 陸上施設防ぎょ

災害防ぎょにあたっては，当該施設を管轄する消防署において作成する「防ぎょ計画」による。

6) 備蓄資機材の活用

災害の防ぎょ，鎮圧にあたっては，各関係機関において，備蓄している必要な資機材の最高限度の活用を図るとともに，不足をきたす場合には，関係業者等と連絡をとり，その補給を図る。

7) 自衛消防隊の活用

災害が発生した場合に，初期消火及び災害の局限防止を行うため，自衛消防隊の活用を図る。

(6) 交通輸送に関する事項

災害の応急対策を円滑に実施するため，次により交通の確保及び緊急輸送を行う。

① 交通の確保

福岡県公安委員会等が行う交通規則により，交通の確保を図るとともに，緊急輸送を行うにあたっては警察車両等による先導を求め輸送の安全迅速を図る。

② 緊急輸送

緊急輸送は「第8節 輸送計画」による。

(7) 関係機関への応援要請

① 隣接市町村への応援要請

災害が拡大し、本市消防力のみにては、災害の防ぎよ、鎮圧にそごをきたすおそれがある場合には他都市への応援派遣を要請する。

② 自衛隊の派遣要請

災害がなお大規模なものとなるおそれがある場合には、「第1節第3 応援要請」に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

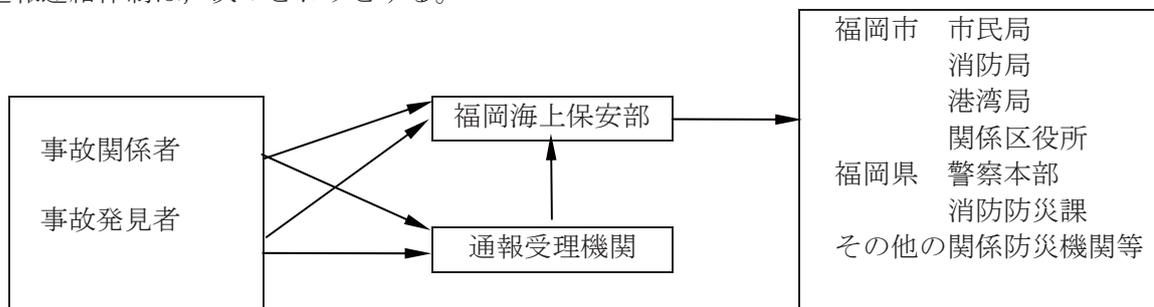
2 海上における石油事故対策

(1) 計画方針

この計画は、福岡湾及びその周辺海域において、大量の油の海上流出事故、あるいは、油類の大規模火災が発生した場合、人命救助、消火活動、油濁防除、付近の船舶及び沿岸住民の安全確保並びに、海洋環境への被害防止等を図るため、関係機関のとるべき措置について定める。

(2) 通報連絡体制

① 通報連絡体制は、次のとおりとする。



② 災害発生の通報を受けた第1通報受理機関は、直ちに福岡海上保安部へ、通報するものとする。

③ 災害の発生を知った機関は、直ちに関係機関へ通報し、その後関係機関は調整のうえ、通報連絡体制を確立し、防災活動の推進を図る。

(3) 災害予防

① 防災活動を、適切かつ効果的に実施するため、防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

② 防災に必要な指導を、関係機関等に行うとともに、随時研修、訓練を行う。

③ 防災に関し、海難防止運動、講習会の開催、参考資料の配付及び福岡海上保安部職員の一般船舶への訪船指導等を実施して、関係者の指導啓もうをするものとする。

(4) 災害応急対策

① 通信の確保

通信施設の保全に努め、関係機関と緊密な連絡を確保するため、非常通信波の聴取（北九州統制通信事務所・福岡県、福岡市防災機関）、市長等からの重要通信発信依頼の場合の伝達、及び携帯無線機の供用等の措置をとる。

② 警報の伝達

大量の油の流出等により、船舶、水産資源、陸上施設、公衆衛生等に重大な影響も及ぼす事態を知った場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビ放送、巡視船艇等による巡回等により周知する。

③ 災害状況の把握、情報の収集等

航空機、又は巡視船艇等を現場に派遣し、又は関係機関からの通報を求め、災害状況を迅速、的確に把握するとともに、情報の収集にあたり、必要に応じ関係機関へ通報する。

④ 救助活動

1) 避難命令等が発令された場合に、必要があれば避難者の誘導、海上の輸送を実施し、また船舶に危険が生ずるおそれのある場合は、適当な場所に避難するよう指導勧告する。

2) 遭難船が発生した場合は、その救助及び火災の消火活動を行う。

3) 人員及び資器材等、防災活動に必要な場合は、関係各機関が協力して、緊急輸送にあたる。

4) 人命救助、被害の拡大防止等のため、必要がある場合自衛隊への出動要請をする。

⑤ 海上交通安全の確保

- 1) 災害発生のため、船舶の航行に危険があると思われる場合は、出入港の禁止、航行の制限及び禁止の措置をとる。
- 2) 関係機関が協力して、危険水域付近の警戒、船舶の通航の停止、又は変更及び指導を行う。
- 3) 港内における危険物積載船舶に、移動を命じ又は、航行の制限、禁止及び危険物荷役の制限、又は禁止を行う。
- 4) 応急資材集積地付近（ふ頭）の交通制限を行う。
- 5) 福岡空港事務所を通じて、災害現場上空の飛行制限を行う。

⑥ 治安の維持

治安を維持するため、巡視船艇等による、現場付近の警戒を強化するとともに、各種事犯の発生状況の実態把握に努め、関係法令違反の取締りを強化する。

⑦ 応急措置の実施に必要な物資の収用等

災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定による処分は、特に必要があると認めるときに行う。

この処分は、真に止むを得ない場合に限り、できるだけ行政指導により、関係者の協力を得て、必要物資等の供給の確保に努めるものとする。

⑧ 広 報

市民の民心安定に重点を置き、災害、治安、救助及び復旧の状況等について、必要があれば関係機関と連絡調整のうえ、積極的に報道機関に連絡して広報を行う。

(5) 水難救助船の活用

災害状況に応じて、日本水難救済会、市内各救難所所属の救助船に小型ポンプを積載し、消防団においてこれを運用、石油基地海岸線及び海面の警戒、防ぎよに当らせる。

- ① 救助船及びポンプ（資料編 352 頁）
- ② 水難救済会所属救難所装備一覧表（資料編 352 頁）
- ③ 災害状況により、ポンプの使用を必要としない場合は、オイルフェンスの展張、その他の油処理作業に従事させる。

第20節 放射線災害応急対策（市民局、消防局、保健福祉局、環境局、区役所）

放射線源の露出（密閉線源）、流出（非密閉線源）等による人命危険の排除のため、放射性物質の大量の放出に係る防災対策に関し必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、迅速かつ組織的に住民の安全を図ることを目的とする。

1 放射性物質に係る災害応急対策

放射性同位元素等に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、福岡市は、国から派遣される専門家と協力して次の措置を講ずる。

（1）情報連絡体制

放射性同位元素等取扱事業者の設置者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに国（文部科学省）及び県、市町村、警察本部等に対し通報連絡し、その後の状況についても逐次通報連絡する。情報連絡の系統は、下記の図のとおりとする。

（2）防災体制

福岡市は、次の場合、原則として県又は国の指示（指導又は助言）を受けて災害対策本部を設置する。放射性同位元素等取扱事業所の周辺モニタリングポスト等で実測された空間放射線量率が毎時10マイクログレイ以上の値、又は周辺住民の予測線量当量が5ミリシーベルト以上の値になった場合。

（3）住民に対する指示伝達等

被害が予想される地区住民に対し、広報車、テレビ、ラジオ等あらゆる広報手段を通じて的確かつ迅速に次の事項を指示伝達する。

- ① 異常事態が生じた施設、場所及び発生時刻
- ② 異常事態の状況と今後の予想
- ③ 地区住民のとるべき行動

（4）放射性物質の汚染状況調査

- ① モニタリング組織
国や県のモニタリングと連携し、適切な監視を行うため、モニタリング班を構成する。
- ② モニタリング方法
「福岡県地域防災計画（事故対策編）」放射線災害対策編災害応急対策計画（以下「福岡県地域防災計画」）に準ずる。
- ③ 気象情報の収集
福岡市は、福岡管区気象台及び施設等の協力を得て、風向、風速、降雨量、大気安定度等についての気象情報を数時間後の予想も併せて随時収集する。

（5）住民の避難等及び立入制限

- ① 避難及び避難に関する基準
福岡市は、原則として放射性物質による汚染状況調査等により、予測線量当量が、次表の「屋内避難及び避難等に関する指標」に掲げる線量区分に該当すると認められる場合は、国や国から派遣される専門家と協議し、被害予測地区の住民に対し、屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難の区分に応じた措置をとる。

屋内避難及び避難等に関する指標

予測線量(単位：mSv)		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	<ul style="list-style-type: none"> ・内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量 	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。

- (注) 1 予測線量当量は、災害対策本部等において算定し、これに基づく住民の防護対策措置についての指示とあわせて防災業務関係者から住民に連絡される。
- 2 予測線量当量は、放出期間中、屋外に居続け、何らの措置も講じなければ受けると予測される線量当量である。
- 3 全身外部線量及び甲状腺線量が同一レベルにないときは、いずれか高いレベルの線量に応じた防護対策をとるものとする。

② 退避等の方法

「第6節 避難対策」に基づき、地区住民を退避避難させるものとする。

③ 立入制限、交通規制及び警備措置

被害予想地区における立入制限等必要な措置をとるとともに、関係機関にも同措置を要請する。

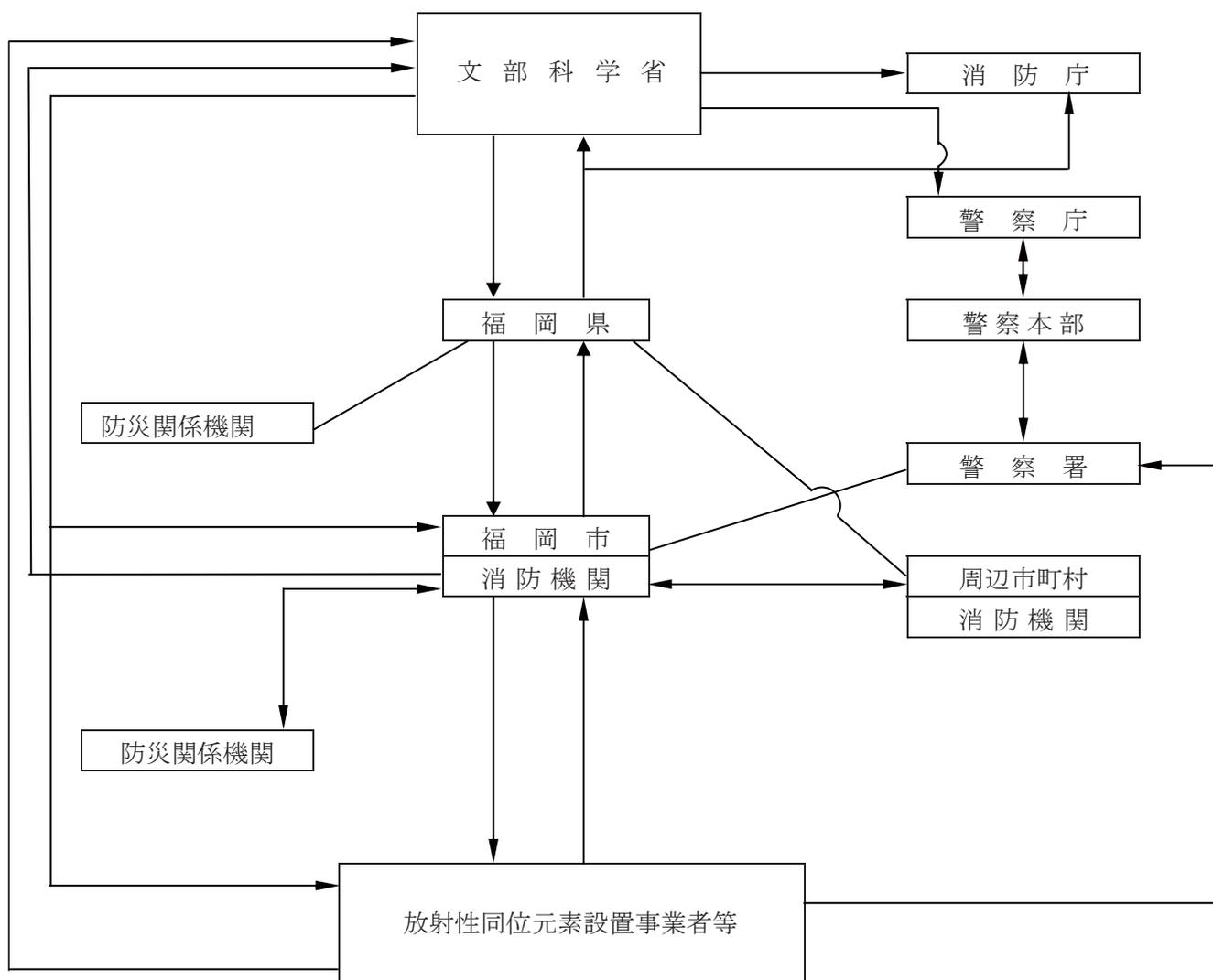
(6) 緊急時医療措置

医療班を編成し、国（文部科学省）の派遣する緊急被爆医療派遣チームの助言を受ける。また、福岡市医師会に対し協力を要請し、救護所において放射線による被曝を受けた者又はそのおそれのある者の検査及び救護にあたるものとする。また、日赤福岡県支部に対し救護班の出動要請を行う。なお、救護所は、公民館等の公共的施設又は医療機関に開設するものとする。（その他、医療機関への移送等については、「福岡県地域防災計画」に準じる。）

(7) その他

飲食物の摂取制限等、損害調査等に必要な資料の作成については、「福岡県地域防災計画」に準じる。

放射線物質施設等に係る災害時の情報連絡系統



第21節 農畜産物応急対策（農林水産局）

災害のため農畜産物に被害を受けた場合における農業経営の安定を図るための計画である。

1 農産物応急対策

（1）種苗の確保

災害により農作物（飼料作物含む）が被害を受け、再生産・代作用種苗の供給の必要がある場合は、当該農協を通じてその必要量を調査把握し、JAふくれん等に種苗確保の協力要請をするとともに県に対しても種苗の確保措置の要請を行う。

（2）病虫害の防除対策

農作物が病虫害の異常発生によって被害を受けた場合は、緊急に福岡市農業指導センターにより防除方法についてチラシ等を配布し、緊急防除を実施するとともに、農作物に対する管理指導を行う。

2 畜産応急対策

（1）飼料の確保

災害により保管飼料及び作付飼料が被災を受けた場合は、当該農協等を通じてその必要量を調査把握し、速やかにこれの確保調整を行い、不足分については県に対して飼料確保措置の要請を行うとともに、農協等を通じて稲わら等の抛出計画をたて補給措置を行う。

（2）家畜伝染病の予防

災害によって発生する家畜伝染病の予防に重点を置き、必要ある場合は、県に対して予防注射の実施を要請し被害の防止に努めるとともに、畜舎の汚染に起因する疾病に対する飼養管理指導を行う。

（3）畜舎の消毒の実施

災害により畜舎消毒の必要が生じた場合は、速やかに県に対して畜舎の緊急消毒措置を要請し被災畜舎の消毒指導を行う。

（4）化製場の確保

災害によって獣畜の死亡事故が大量に発生した場合は、速やかに県に対して化製場の確保を要請し、被災農家に死亡獣畜に対する処分の指導を行う。

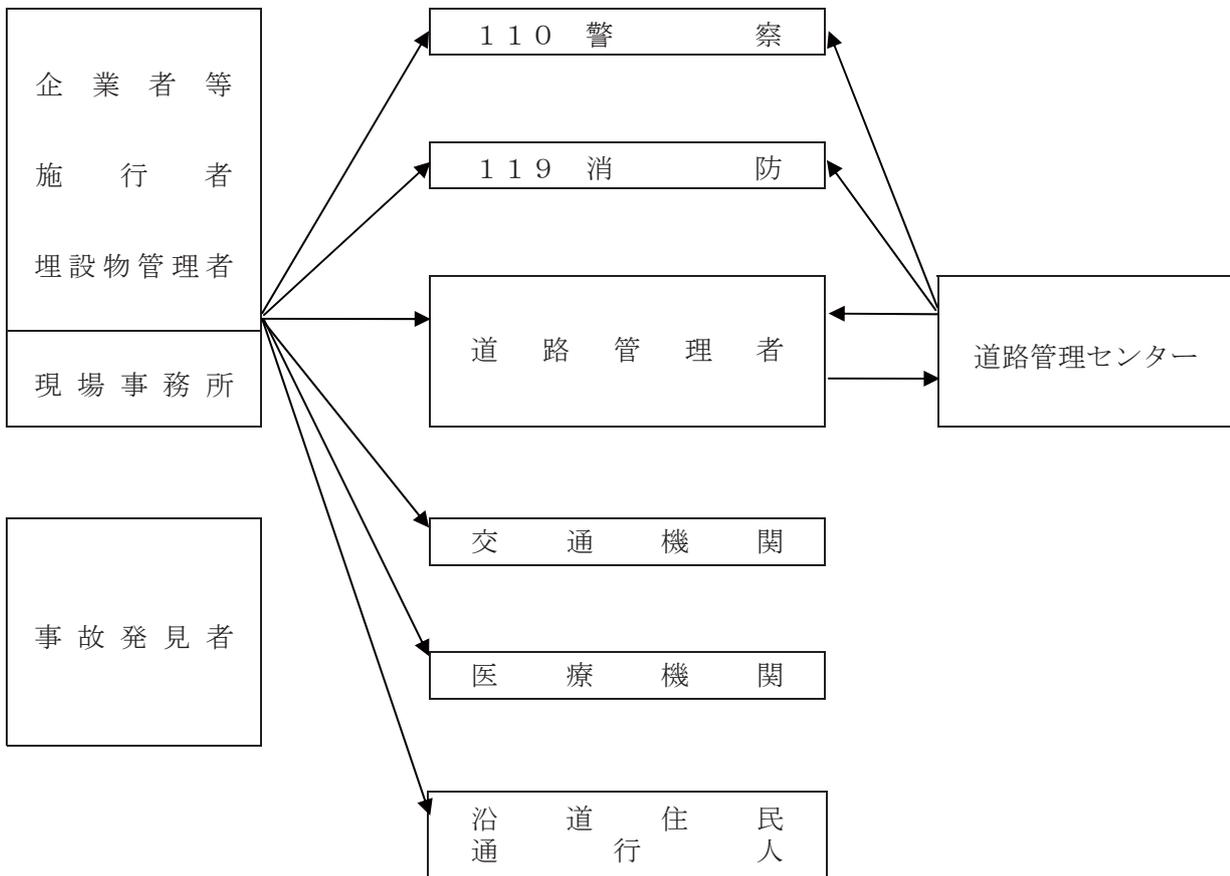
第22節 地下埋設工事等に伴う事故対策（各局・区役所）

地下埋設工事，その他の道路の掘削を伴う占用工事，（以下「地下工事という。）の工事現場において，ガス施設その他の地下埋設施設に係る大規模な事故の発生を未然に防止し，また大規模な事故が発生し，若しくは発生するおそれがある場合に応急対策を行い，もって沿道住民及び歩行者の安全確保を図るための計画である。

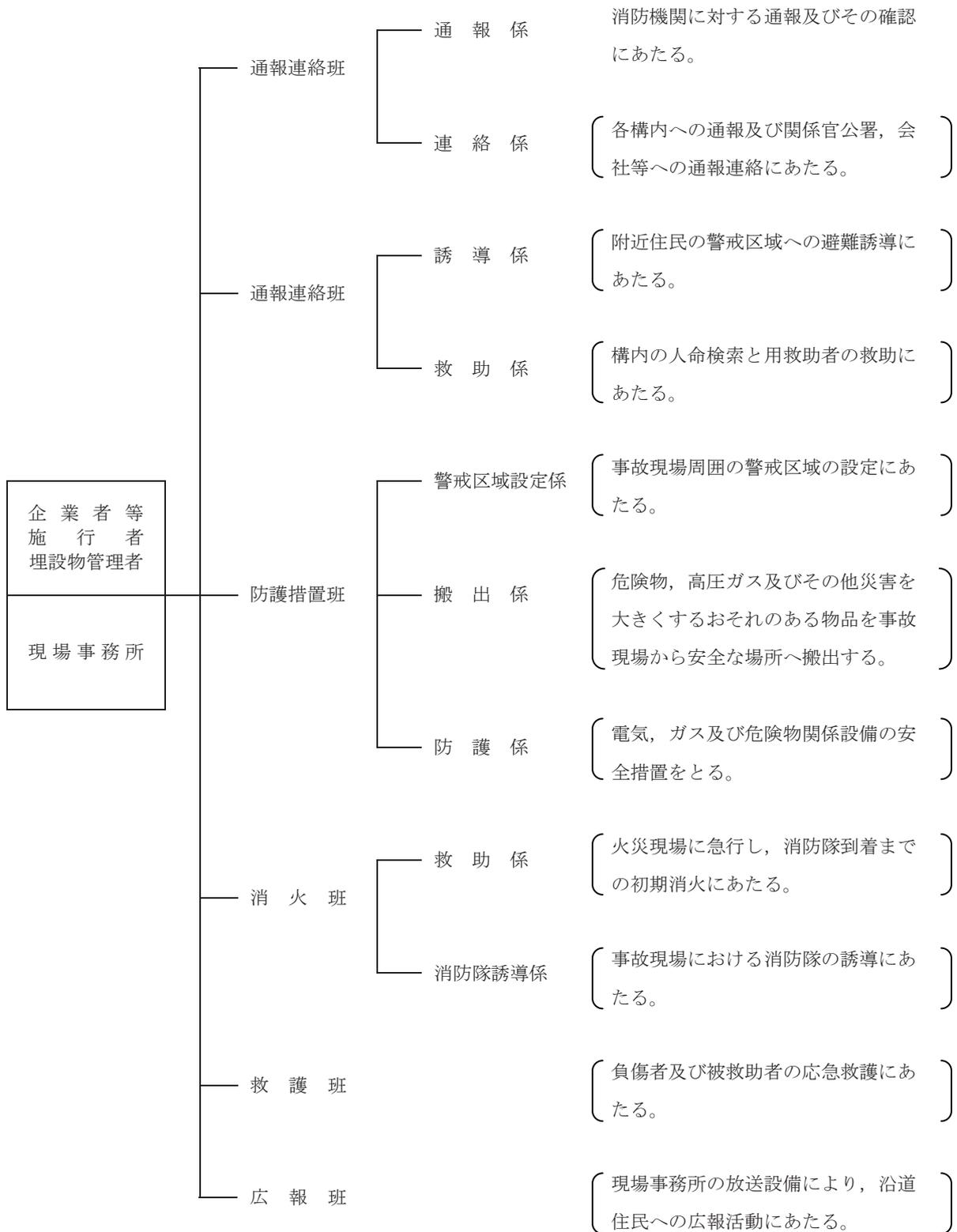
1 事故防止対策

関係官公署及び関係公益事業者においては，地下工事による事故を防止するため，次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 当該工事の施行に伴う既存の地下埋設物件の移設等の措置及び掘削により露出することとなる地下埋設物件の防護方法
- (2) 当該工事の施行に伴い必要となる関係公益物件管理者の立会い，巡視及び点検の方法
- (3) 事故発生の際における関係者に対する通報及び工事現場付近の住民に対する警報体制
- (4) その他事故防止に関し必要な事項は，各埋設管理者の防災業務計画により万全の措置を行う。



2 防災組織



第23節 その他災害応急対策に必要な事項（各局，区役所）

1 応急公用負担

（災害対策基本法第 64 条，65 条，71 条，78 条，水防法第 17 条，21 条，消防法第 29 条，36 条）

（1）公用負担を行使できる者

- | | | |
|-------|--------------|--------|
| ① 知事 | ④ 海上保安官 | ⑦ 消防吏員 |
| ② 市長 | ⑤ 指定地方行政機関の長 | ⑧ 消防団員 |
| ③ 警察官 | ⑥ 消防長・消防署長 | ⑨ 自衛官 |

（2）物的公用負担

応急措置を実施するため，緊急を要する場合当該地域内の他人の土地，建物その他の工作物を一時使用し，又は土石，竹木その他の物件をもって使用し，もしくは収用することができる。（災害対策基本法第 71 条，78 条の公用負担にあたっては公用令書の交付を要する。次号において同じ）

（3）人的公用負担

応急措置を実施するため緊急を要する場合，当該地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。

2 警戒区域の設定権

（災害対策基本法第 63 条，水防法第 21 条，消防法第 23 条の 2，28 条）

警戒区域の設定権は，災害が発生し，又は発生しようとしている場合において，人の生命，又は身体に対する危険防止及び災害応急対策を迅速的確に実施するため一定区域内への立ち入り制限，禁止又はその地域からの退去を命ずる権限である。

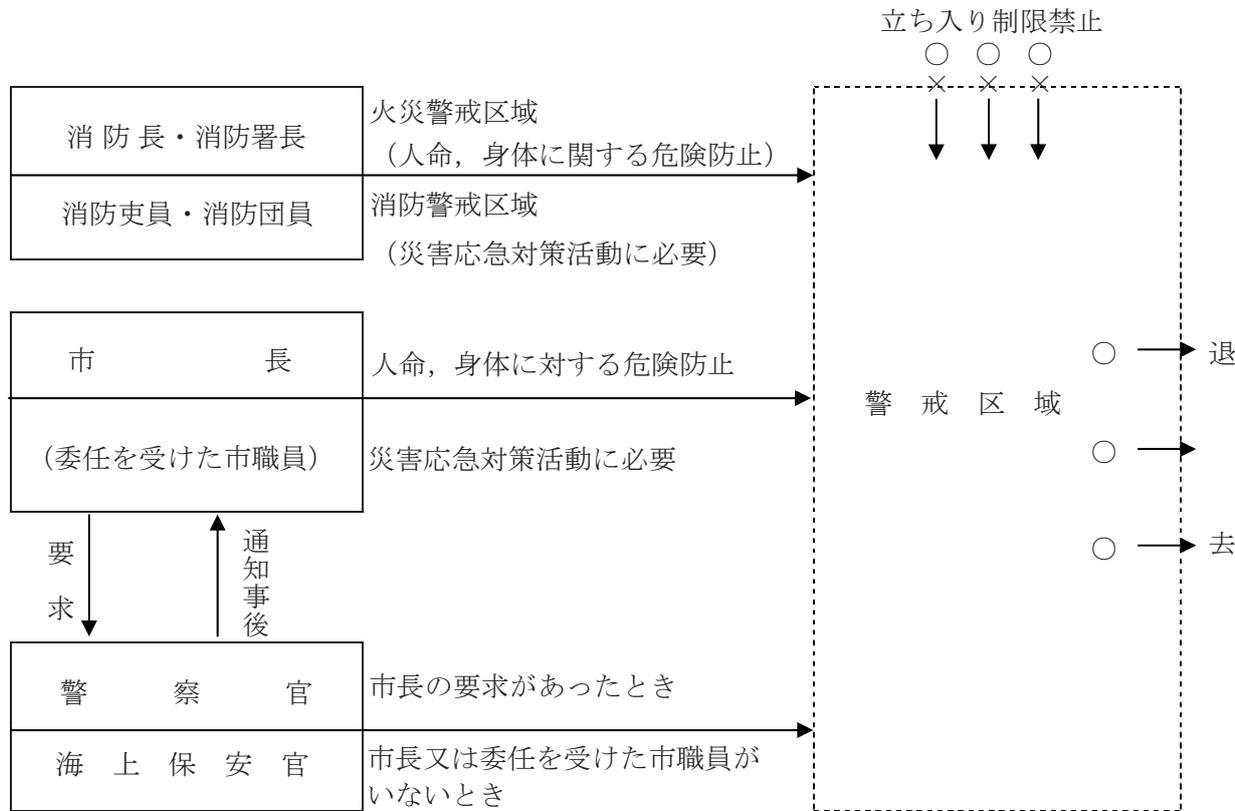
なお，知事は，市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは，災害対策基本法第 63 条第 1 項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。

（1）警戒区域の設定権を有する者

- ① 市長
- ② 市長の委任を受けた市職員
- ③ 警察官又は海上保安官
- ④ 消防長又は消防署長
- ⑤ 消防吏員又は消防団員
- ⑥ 自衛官
- ⑦ 水防団長・水防団員

(2) 警戒区域設定の要件

- ① 災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、人命又は身体に対する危険防止のため特に必要である場合。
- ② 災害応急対策を特に迅速かつ円滑に行う必要がある場合。



(3) 罰 則

警戒区域設定に基づく禁止、制限又は退去命令について違反した者は 10 万円以下の罰金、又は拘留に処せられる。

3 証 標

(1) 災害対策本部に従事する者の腕章

災害対策本部に従事する者は、左上腕に腕章をする。

(2) 災害応急対策に使用する車両の標示

災害応急対策に使用する車両は、当該車両の前面左側窓に標章を標示する。

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画の基本方針

第2節 災害復旧計画の種類

第3節 災害復旧事業に伴う国の財政援助

第4節 災害対策基金に関する計画

《 第4章 災害復旧計画 》

第1節 災害復旧計画の基本方針

第1 災害復旧・復興の方針

災害状況・応急対策の実施状況等を総合的に勘案して方針を決定し実施する。

災害復旧・復興は、市民生活の回復・安定と、都市施設等の復旧・復興とにより、福岡市の復興を目的とする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

第2 災害復旧・復興の組織等

- 1 状況等に応じて「災害復旧・復興本部」を設置する。
- 2 災害復旧・復興本部は原則として、市長を本部長とし、副市長を副本部長とする。
- 3 組織及び所掌事務は災害対策本部を基本とし、特に次の事項を迅速・確実に実施するため状況に応じて別に定める。
 - (1) 被災者生活再建のための支援策の実施
 - (2) 農林水産業や中小企業者等の事業活動と早期の経営安定のための支援策の実施
 - (3) 公共施設等の早期の復旧
 - (4) その他、被害の種類・性質等に応じて緊急に復旧・復興を図る必要がある事項

第3 災害復旧・復興計画の策定

第1の方針に基づき、必要に応じて施策・施設ごとに復旧・復興計画を策定する。

第4 災害復旧・復興本部の設置に至らない場合の体制

危機管理監は、災害状況、応急対策の実施状況等を総合的に勘案し、「災害復旧・復興本部」の設置に至らない場合は、被害の種類・性質等に応じて緊急に復旧を図る必要がある事項等について、福岡市災害対策本部等実施要綱第21条（資料編 397頁）に基づき「災害復旧・支援対策会議」を開催し、対応を図るものとする。

第5 災害復旧・復興事業からの暴力団排除活動

警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、福岡市、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第2節 市民生活再建のための施策

災害により被害を受けた者に対し、生活等の再建のための必要な施策を行う。

第1 各種施策の決定、周知

1 施策の決定

市民生活の再建等のための施策は、被害状況、被災者の状況等から速やかに決定する。

2 市民への周知、相談

各種施策の概要、要件、手続きについて、市民に周知させる措置をとるとともに、市民の相談窓口を設ける。

第2 被災市民に対する生活援護・災害復旧援助措置

1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

被災者援護のために災害弔慰金、見舞金等の支給及び援護資金等の貸付を行う。

- 災害弔慰金の支給等に関する法律によるもの（資料編 377 頁）
 - ・ 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給
 - ・ 災害援護資金の貸付
- 被災者生活再建支援法によるもの（資料編 378 頁）
- 災害見舞金及び災害援護臨時貸付金（資料編 379 頁）
- 生活福祉資金貸付制度要綱によるもの（資料編 379 頁）

2 住宅関連融資

災害によって住宅が滅失又は損傷した者に対し住宅の新築補修及び宅地の整備等もしくは、がけ崩れ等の宅地災害を防止するための防災工事に必要な資金の融資制度である。（資料編 380 頁）

3 経営資金融資

災害により被害を受けた中小企業者、農林水産業者及びその他の団体等に対する災害復旧のための融資制度である。（資料編 381 頁）

第3 租税等の減免等

被災者に対する応急措置として災害対策基本法第85条の規定により、被災者はそれぞれの法律又は条例の規定に基づき、次のような公的徴収金の減免措置を受けることができる。

1 租税の減免・徴収猶予等

(1) 所得税の減免

① 減免措置を受けられる者

災害により自己の所有にかかる住宅又は家財につき生じた損害金額（保険金等により補てんされた額を除く。）が、その住宅又は家財の10分の5以上（以下「被災」という。）の者で被害を受けた当該年分の合計所得金額が1,000万円以下のもの

- ② 減免額
- | | |
|--------------------------------------|--------------------|
| 1) 合計所得金額が 500 万円以下であるとき | 当該所得税の額の全部 |
| 2) 合計所得金額が 500 万円を超え 750 万円以下であるとき | 当該所得税の額の 10 分の 5 |
| 3) 合計所得金額が 750 万円を超え 1,000 万円以下であるとき | 当該所得税の額の 10 分の 2.5 |

③ 減免手続

減免措置を受けようとする者は、確定申告書に、その旨、被害の状況及び損害金額を記載してこれを納税地の所轄税務署に提出する。

(2) 所得税の還付又は徴収猶予

① 還付又は徴収猶予を受けられる者

所得税の減免措置を受けられる者に同じ。

② 還付又は徴収猶予額

1) 合計所得金額の見積額が 500 万円以下であるとき

ア 災害のあった日以後徴収を受くべきその年分の所得税の徴収を猶予する。

イ その年すでに徴収された税相当額を還付する。

2) 合計所得金額の見積額が 500 万円を超え 750 万円以下であるとき

ア 6月30日以前に災害を受けたときは、災害のあった日から6月を経過する日の前日までの間の所得税の徴収を猶予する。

イ 7月1日以後に災害を受けたときは、災害のあった日以後徴収を受くべきその年分の所得税を徴収猶予し、かつその年の7月1日以後災害のあった日までの間に徴収された税相当額を還付する。

ウ 被災給与所得者が災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和22年政令第268号）第3条の2第4項の規定の適用を受ける旨の申請をしたときは、災害のあった日以後に徴収を受けるべきその年分の所得税額の2分の1の額を徴収猶予し、かつ、その年の1月1日から災害のあった日までの間に徴収された税額の2分の1額を還付する。

3) 合計所得金額の見積額が 750 万円を超え 1,000 万円以下であるとき

災害のあった日から3月を経過する日の前日（その日が災害のあった日に属する年の12月31日後であるときはその年12月31日）までの間の所得税の徴収を猶予する。

③ 還付又は徴収猶予の手続

1) 還 付

還付を受けようとする者は、その旨、被害の状況、損害金額及び災害のあった日において見積もったその年分の合計所得額の見積額等を記載した申請書に還付を受けようとする税額が徴収されたことを証する証明書を添付して所轄税務署に提出する。

2) 徴収猶予

徴収猶予を受けようとする者は、その旨、被害の状況、損害金額及び災害のあった日において見積もったその年分の合計所得金額の見積書等を記載した申請書を、徴収猶予を受けようとする所得税を徴収されるべき給与等の最初に支払を受ける日の前日までに当該給与等の支払者を経由して所轄税務署に提出する。

(3) その他報酬、料金等の支払を受ける者の徴収猶予、相続税又は贈与税の免除及び控除、酒税等の控除又は還付等の制度がある。

2 市税又は手数料等の減免、徴収猶予等

(1) 市民税・県民税

① 所得控除

風水害、火災その他の災害により資産について損失を受けた場合、又は、その災害に関連して一定のやむを得ない支出をした場合において、地方税法に定める一定金額を雑損控除として所得金額から控除する。

② 軽減又は免除

風水害、火災その他の被害を受けた納税義務者で特に納付困難なものについて軽減又は免除する。

(2) 固定資産税の軽減又は免除

災害により滅失又は甚大な損害を受けた土地、家屋又は償却資産に対しては、その損害の程度に応じて災害の発生した日の属する年度分の固定資産税のうち、納期のまだ到来していない納付額を軽減又は免除する。

(3) その他、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税についても天災等の場合の減免の制度がある。

(4) 災害等による期限の延長

災害により甚大な被害があった場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）又は福岡州市税条例（昭和36年条例第53号）に定める申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付もしくは納入の期限を必要に応じて延長する。

(5) 徴収猶予

納税者又は特別徴収義務者がその財産につき震災、風水害、火災その他の災害を受けた場合において、市税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき1年以内の期間に限り、その徴収を猶予する。

(6) 手数料又は使用料の減免

災害により甚大な被害を受けた者に対し他の条例規則等に特別の規定の適用がある場合において、市長が適当と認めるとき手数料又は使用料を減免する。

3 国民健康保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、一部負担金の減免、徴収猶予等

(1) 国民健康保険料の減免

震災、風水害、火災などの災害により住宅、家財又はその他の財産に著しい損害を受け、生活が困難となり、保険料を完納することができなくなった者については、申請により、災害の発生した日の属する月以降の納期に係る保険料額に、前年の所得金額及び損害の程度に応じ一定の割合を乗じた額の保険料を減免する。なお、減免の期間は、災害の発生した日の属する月から1カ年以内の範囲とする。

(2) 国民健康保険料の徴収猶予

被災世帯のうち、減免の対象とならない納付義務者で、納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、申請により、その徴収を猶予する。

なお、徴収猶予の期間は、災害を受けた日から6ヶ月以内の範囲とし、徴収猶予した期間に対応する延滞金については免除する。

(3) 国民健康保険の一部負担金の減免

震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財又はその他の財産に著しい損害を受け、生活が困難となり、一部負担金の支払いができなくなった者については、申請により、災害の程度に応じ一定の割合を乗じた額の一部負担金を減免する。なお、減免の期間は、災害の発生した日の属する月から起算して6ヶ月以内の範囲とする。

(4) 国民年金保険料の免除等

① 申請免除

災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員が所有する住宅、家財などの財産につき損害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けたときは、申請に基づき、納付すべき保険料を免除する。（日本年金機構の審査により決定）

② 福祉年金等の特例取扱い

老齢福祉年金・障害基礎年金を所得制限により支給停止されていた受給権者が、災害により自己又は所得税法に規定する扶養親族等の所有する住宅、家財などの財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けたときは、申請に基づき支給停止を解除する。（日本年金機構の審査により決定）

(5) 後期高齢者医療保険料の減免

震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け、生活が困難となり、保険料を完納することができなくなった者については、申請により、損害の程度に応じ一定の割合を乗じた額の保険料を減免する。

なお、減免の期間は、災害の発生した日の属する月から1カ年以内の範囲とする。

(6) 後期高齢者医療保険料の徴収猶予

被災者のうち、減免の対象とならない被保険者で、納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、申請により、その徴収を猶予する。

なお、徴収猶予の期間は、災害が発生した日の属する月から6ヶ月以内の範囲とし、徴収猶予した期間に対応する延滞金については免除する。

(7) 後期高齢者医療一部負担金の減免

震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け、一部負担金の支払いができなくなった者については、申請により、損害の程度に応じ一定の割合を乗じた額の一部負担金を減免する。

なお、減免の期間は、申請した日の属する月から6ヶ月以内の範囲とする。

(8) 後期高齢者医療一部負担金の徴収猶予

被災者のうち、減免の対象とならない被保険者で、一定の損害を受け、一部負担金の支払いができなくなった者については、申請により、その徴収を猶予する。

なお、徴収猶予の期間は、申請した日の属する月から6ヶ月以内の範囲とし、徴収猶予した期間に対応する延滞金については免除する。

4 介護保険第1号被保険者保険料の軽減及び住居（介護予防）サービス費等の額の特例（利用者負担軽減）

災害等で一時的に負担能力が著しく低下した場合に、「保険料の軽減」及び「居宅（介護予防）サービス費等の額の特例（利用者負担軽減）」を行う。

(1) 第1号被保険者又は世帯の生計を維持する者。

○ 震災、風水害、火災等により、住宅、家財等著しい損害を受けたこと。

(2) 世帯の生計を主として維持する者

○ 干ばつ、冷害、凍霜害等で農作物の不作、不漁による収入の著しい減少。

5 特定非常災害の被害者の権利利益等の保全

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）に基づき、行政上の権利利益に係る権限等の満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等を行う。

(1) 市税又は手数料等の減免、徴収猶予等

① 市民税・県民税

ア 所得控除

イ 軽減又は免除

② 固定資産税の軽減又は免除

③ その他

軽自動車税、特別土地保有税、事業所税

④ 災害による期限の延長

⑤ 徴収猶予

⑥ 手数料又は使用料の減免

(2) 国税

(3) 国民健康保険料，国民年金保険料の減免，徴収猶予等

- ① 国民健康保険料の減免
- ② 国民健康保険料の徴収猶予
- ③ 国民年金保険料一部負担金の減免
- ④ 国民年金保険料の免除
- ⑤ 後期高齢者医療保険料の減免
- ⑥ 後期高齢者医療保険料の徴収猶予
- ⑦ 後期高齢者医療一部負担金の減免
- ⑧ 後期高齢者医療一部負担金の徴収猶予

(4) その他の措置

- ① 「特定非常災害の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく必要な措置
 - 1) 期限の延長
 - 2) 義務の免責
- ② 手数料その他の賦課金等についても，状況等に応じて減免等の措置を講じる。

第3節 災害復旧事業に伴う国の財政援助（財政局）

災害のため被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に対する国の財政援助については法律に基づいて国が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に基づく特別の財政援助

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置は次のとおりである。

（1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

（対象事業）

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅災害復旧事業
- ⑤ 改良住宅災害復旧事業
- ⑥ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑦ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム施設災害復旧事業
- ⑨ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ⑩ 精神薄弱者更生施設又は精神薄弱者授産施設災害復旧事業
- ⑪ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑫ 伝染病予防施設災害復旧事業
- ⑬ 伝染病予防事業
- ⑭ 堆積土砂排除事業
- ⑮ 湛水排除事業

（2）農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ⑧ 森林災害復旧事業に対する補助

（3）中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）による災害関係保証の特例
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和 31 年法律第 115 条）による貸付金等の償還期間等の特例（県）
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 中小企業者に対する資金の融資に関する特例

（4）その他の特別の財政援助及び助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
- ⑤ 水防資材費の補助の特例
- ⑥ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑦ 産業労働者住宅建設資金融通の特例

- ⑧ 公共土木施設，農地及び農業用施設等小災害にかかる地方債の元利補給等（基準財政需要額への算入等）
- ⑨ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）による求職者給付の支給に関する特例

2 災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）に基づく起債の特例

激甚災害が発生した場合に災害の発生した日の属する年度に限り，次にあげる場合において地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条の規定にかかわらず地方債をもって財源とすることができる。

- (1) 地方税，使用料，手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの減免で生ずる財政収入の不足を補う場合
- (2) 次にあげる災害予防，災害応急対策又は災害復旧に通常要する経費で市町村の負担に属するものの財源とする場合
 - ① 水防対策
 - ② 災害救助対策
 - ③ 伝染病予防対策
 - ④ 病虫害駆除対策
 - ⑤ 農作物種子対策
 - ⑥ 湛水排除対策
 - ⑦ その他これらに類する対策
- (3) 地方債は資金事情の許す限り，国が財政融資資金をもって引き受ける。

第4節 災害対策基金に関する計画（市民局・財政局）

1 目的

福岡県内の市町村が災害に伴う費用に充てるため互助共済の方式によって積立を行い、相互の福利増進と財政運営の円滑化をはかることを目的とする。

2 組織

災害共済基金の積立及びその運用の事務を共同で処理するため、福岡県内の市町村によって一部事務組合を設置する。

3 基金の造成

(1) 基金は、各市町村の納付金とその運用によって造成する。

(2) 納付金額

各市町村の納付金の額は、当該市町村の基準財政需要額の100分の0.5に相当する額（ただし、その額が1千万円を越えるときは、1千万円）とする。

なお、市町村はこの額を越えて任意に納付することができる。

(3) 納付の停止

市町村は、その納付金の累積額（配分金を含む。）が基準財政需要額の100分の5（ただし、その額が1億円を越えるときは1億円）に達したときは、それ以降納付しないことができる。

なお、市町村は引き続き任意に納付することができる。

4 基金の取りくずし

(1) 取りくずしの条件

① 市町村は、次の要件の1に該当するときは組合条例で定めるところにより基金の取りくずしを行うことができる。

- 1) 災害による減収補填を要するとき
- 2) 災害応急事業費の支出を要するとき
- 3) 災害復旧事業費の支出を要するとき
- 4) その他災害に伴う費用の支出を要するとき

② 3の(2)、(3)において市町村が任意に納付した額については、当該市町村は必要に応じて取りくずすことができる。

(2) 取りくずしの限度

取りくずしの限度は、市町村の納付金の累計額の10倍の範囲内とする。

ただし、基金の造成の程度に応じ取りくずしの限度について所要の経過措置を講ずる。

(3) 取りくずし額の決定

取りくずし金額は、災害に要する経費の額から補助金、起債等の特定財源及び被災物件に係る損害保険金を控除した額を基準とし、組合議会の議決を経て決定される。

(4) 取りくずし後の納付金の特例

市町村が自己の納付金の累積額を越えて取りくずした場合においては、その超過額に相当する額に達するまでの間におけるその市町村の納付金額は、3の(2)の規定にかかわらず基準財政需要額の100分の1に相当する額とする。

ただし、その額が2千万円を越えるときは2千万円とする。

5 基金の運用

この基金は、災害による取りくずし金として交付するほか次の各号に掲げる運用を行う。この場合において運用によって生ずる収益については、年度末において基金に繰り入れる。

(1) 財政資金のあっせん

資金用途	市町村の財政運営に要する資金
利 率	金融機関と組合との契約による
期 間	6 カ月以内 特認当該年度出納閉鎖期日まで
限 度 額	当該市町村の納付金の累積額に相当する額の3倍以内（その額が3億円に満たないときは3億円以内）特認により増額

(2) 災害応急事業資金の貸付

資金用途	災害復旧事業、災害応急対策事業に要する資金
利 率	財政資金の融資あっせん利率の50%
期 間	6 カ月以内
限 度 額	・災害救助法等の適用を受けた市町村 当該市町村納付金累積額に相当する額の5倍以内（その額が3億円に満たないときは3億円以内） ・その他の市長村 当該市長村の納付金の累積額に相当する額（その額が1億円に満たないときは1億円以内）

6 組合の組織及び運営

(1) 議 会

組合構成市町村の長によって構成される議会を設置する。

(2) 執行機関

- ① 組合長、副組合長、会計管理者を置く
- ② 事務局長及び職員数名を置く

(3) 基金運用委員会

基金の運用に関し、組合長の諮問に応ずるため議員と学識経験者とからなる基金運用委員会を設置する。

(4) 経 費

組合の運営に要する経費は、基金の運用によって得た収益をもって充てる。

福岡市水防計画

《 福岡市水防計画 》

(道路下水道局, 農林水産局, 区役所, 消防局, 港湾局, 県)

1 目的

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)の趣旨及び水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 32 条の規定に基づいて福岡市域にかかる洪水又は高潮, 津波に対し, 水災を警戒し, 防御し, 及びこれによる被害を軽減し公共の安全を保持することを目的として概ね次の事項について定め, もって水防活動の万全を期する。

- (1) 水防上必要な組織の整備と活動態勢の確立等
- (2) 水災に関する監視, 警戒, 通信, 連絡, 輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作等
- (3) 水防活動に要する器具, 資材, 設備及び運用等
- (4) 水防活動に要する排水ポンプ車の運営等

2 水防責務

- (1) 福岡市は, その区域内における水防を十分果たすべき責務を有する。
- (2) 福岡市民は, 水災が予想される場合には進んで水防活動に協力しなければならない。

3 主要河川の現況

- 福岡市内河川位置図(資料編 260 頁)

4 水防組織

洪水又は高潮のおそれがある気象等の状況を察知したとき, 又は水防法第 11 条, 13 条の規定に基づく知事からの洪水予報の通知を受けたときの水防組織(水防本部)は災害対策本部の組織に組み入れる。

5 水防活動

災害時における災害復旧を含めた水防活動は, 災害対策本部の各水防・災害復旧所管部, 警備部及び各区本部等が連携し対応する。

(1) 水防活動の基準

- ① 第 1 配備(注意態勢)
随時河川の堤防等危険が予想される箇所を巡視し, 早期予防等必要な措置を講ずるとともに異常が発見されれば直ちに本部長へ報告し, 本部長の命によりその対策を講ずる。
- ② 第 2 配備(警戒態勢)
発生した災害の応急措置並びに拡大防止に努めるとともに, より一層警戒を厳重にし, さらに異常があれば直ちに本部長に報告し, 本部長の命によりその対策を講ずる。
- ③ 第 3 配備(厳戒態勢)
全市的に相当の被害が発生しつつある災害の応急措置並びに拡大防止に努めるとともに, 厳戒態勢で対策を講ずる。
- ④ 第 4 配備(非常態勢)
全員が出動し, 災害を防止するとともに必要な人員, 資器材について他の関係機関に応援を求める。

(2) 巡 視

水災が発生し, 又は発生するおそれがある場合に各部は, 所轄区域内の河川等を巡視し, 特に重要な水防区域については次の点について監視を厳重に行う。

- ① 堤防の裏法の漏水又は飽水による亀裂及び決壊
- ② 堤防の表法で水当りの強い場所の亀裂及び決壊
- ③ 堤防の上端の亀裂及び沈下
- ④ 堤防の水があふれる
- ⑤ 水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合(池沼のみ)
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常
- ⑦ 取入口の閉鎖状況(池沼のみ)
- ⑧ 流域の山崩れの状態
- ⑨ 他からの流入水並びに浮遊物の状態

- ⑩ 余水吐及び放水路付近の状態（池沼のみ）
- ⑪ 重ね池の場合その上部ため池の状態（池沼のみ）
- ⑫ 水門の漏水による亀裂及び決壊（池沼のみ）

(3) 水位観測（県水防計画による）

① 通報基準

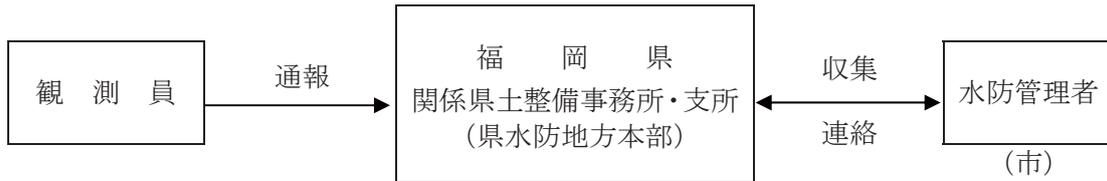
1) 水位の通報

観測員は通報水位を越えてから、通報水位以下となるまで毎時観測し、水防地方本部へ通報するものとする。

2) はん濫注意水位の通報

観測員ははん濫注意水位、はん濫危険水位を越えた時は、直ちにそのむねを水防地方本部へ通報するものとする。

② 通報経路



(4) 水防工法

河川の増水や高潮等により堤防等の決壊又は決壊のおそれがある場合に、次の水防工法により堤防等の補強又は応急措置を行う。工法を選定するにあたって堤防の組成、流速、堤防斜面、護岸の状況等を考慮して最も有効で、かつ資材が調達できる工法を選定する。

(5) 排水ポンプ車配備

都市型災害における公共施設等の浸水に対応するため排水ポンプ車を活用する。（図 139, 140 頁）

(6) 都市型水害用機材整備

簡易土のうや止水用合板等の水防資機材を整備するとともに、拠点となる所署に配置している救命ボートの活用を図る。

(7) 避難

水災の発生に際し、人命、身体、財産に著しい危険又は被害を生ずるおそれがある地域の住民に対して、避難を勧告又は立退きの指示を行い居住者の人命、身体、財産の安全を図る。

① 避難の勧告又は立退き

洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫しているとき、危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難の勧告又は立退き指示をする。

② 避難の伝達

避難の伝達は、次の系統で有線、無線、通信施設、水防信号、広報車、又は報道関係機関等の最も適切な方法で行い、地域住民に周知徹底を図る。

③ 水防信号

洪水又は高潮による水災の危険を居住者に周知すべく水防法第 20 条の規定により知事の定めた水防信号。

排水ポンプ車について

◎排水ポンプ車の仕様

○自動車本体（8 t 車ベース）

- ・寸法 全長 8.90m
全高 3.75m
全幅 2.49m
- ・エンジン 水冷ディーゼル機関
総排気量 15.2ℓ
- ・乗車定員 3人

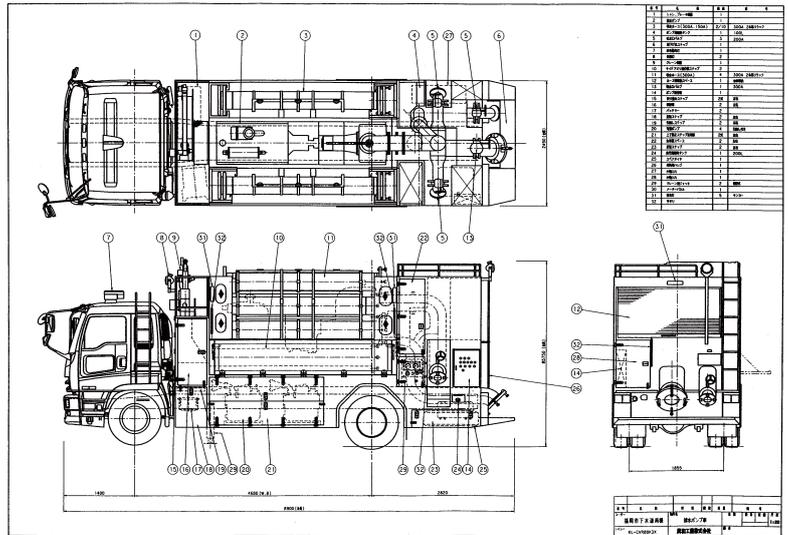
○ポンプ仕様（総排水量 32 m³/min 級）

主ポンプ（車載固定型）

- ・台数 1台
- ・種類 自吸式うず巻ポンプ
- ・吐出量 20 m³/min
- ・揚程 10m

可搬式ポンプ（車載型）

- ・台数 4台
- ・種類 片吸込1段タービンポンプ
- ・吐出量 3 m³/min（×4台=12 m³/min）
- ・揚程 40m



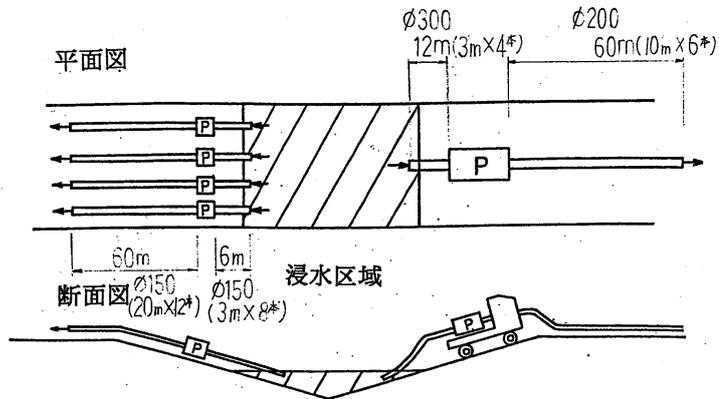
◎排水ポンプ車の保管場所

福岡市中央区荒津2丁目13-4

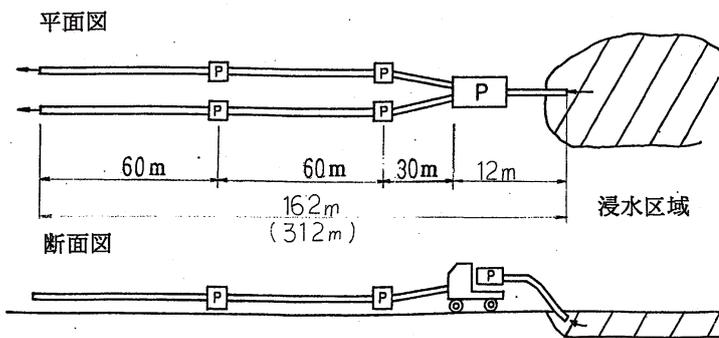
中部水処理センター 再生水資材センター内

◎排水ポンプ車運用イメージ図

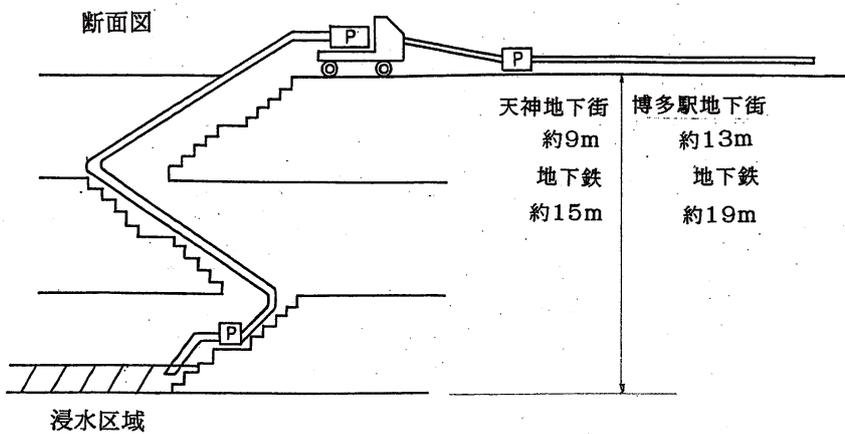
○浸水地区排水のケース



○遠隔地排水のケース



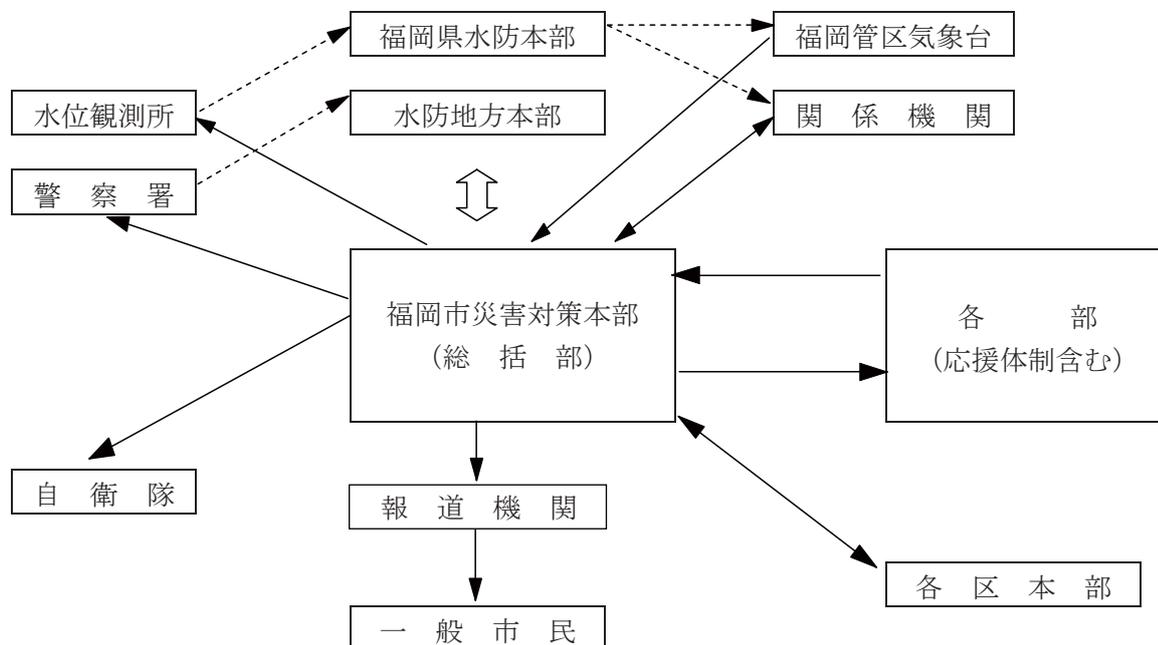
○地下街排水のケース



6 通信連絡

水防上緊急を要する通信については、防災行政無線、公衆通信施設を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設等を有する官公署等と緊密な連絡のもとに、これらの施設を優先的に利用し、通信連絡の万全を期する。

(1) 水防本部通信系統図



- (2) 非常時における通信連絡は、極めて重要であり有線電話、専用（有線）電話、無線電話、電報、その他文書、口頭等による適切な方法で迅速かつ適正に行う。
- (3) 各部の出先機関、現場事務所等はその所属する班を通じて各部長へ水防状況を通報、若しくは報告する義務を負い、各部長は水防本部長への報告義務を負う。

7 重要水防箇所及び危険区域

重要水防箇所は、増水時に浸水したり、溢流、氾濫したりする危険区域を想定被害の程度により区分するものとする。

(1) 重要水防箇所

- ① 河川
 - 1) 無堤箇所あるいは堤防があっても高さ、腹付とも不足して、その箇所から浸水、決壊することにより、重大な災害を引き起こすおそれがある箇所
 - 2) 過去に災害が発生し、一応復旧は行われているが、根本的な改良工事が行われていないため、大災害が予想される箇所
 - 3) 過去に災害はないが、水衝部で大洪水時に越流、決壊等で大災害が予想される箇所
- ② 海岸

暴風雨若しくはその余波により、異常な高潮又は波浪等で、人家等に多大の被害を生じるおそれのある箇所
- ③ 溜池

溜池直下に人家が密集し、特に警戒を要する溜池
- ④ 井堰

水のあふれにより浸水のおそれがある井堰
- ⑤ 溪流

谷の出口付近に人家が密集し、特に警戒を要する溪流

(2) 危険区域

① 危険区域の想定

前述のことから本市における、がけ崩れ、河川、溜池、海岸等の危険区域を資料編 271～279 頁のとおり想定する。

② 危険区域に対する警戒避難対策

災害の発生が予想される気象状況においては、関係部で危険区域の巡視警戒等を行い、人命の危険が予想される場合、直ちに「第6節避難対策」により関係住民を安全な場所に避難させる。

8 水防警報

(1) 県知事が発令する水防警報

① 水防本部長（福岡県知事）は、水防法第 10 条第 1 項の規定により福岡管区气象台から洪水又は高潮の予報通知を受け、又は洪水、高潮等水災のおそれがあると認めたときは、水防警報を発する。

② 各地方本部長（県土整備事務所長・支所長）は、水防本部長からの水防警報を受けるいとまがなく、洪水、高潮等水災のおそれがあると認めたときは、水防警報を発するとともにその旨を直ちに水防本部長に報告しなければならない。

③ 水防警報の通知を受けた水防管理者（市長）は、関係住民に連絡するとともに消防機関を待機させ、又は必要に応じて出動その他の処置をとらせるものとする。

④ 水防法第 16 条第 1 項の規定により知事が行う水防警報は、次のとおりとする。

第1段階 待 機

はん濫注意水位に達すると思われるとき。

第2段階 準 備

はん濫注意水位を突破すると思われるとき。

第3段階 出 動

はん濫注意水位に達し、なお上昇見込のあるとき。

第4段階 解 除

はん濫注意水位以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。

(2) 警報の段階

種 類	内 容
第 1 段 階 (特 機)	消防団員の足留めを警告するもので状況に応じてすみやかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。 又は出動時間が長引くような場合に水防活動をやめることはできないが出動人員を減らしても差支えない旨を警告するもの。
第 2 段 階 (準 備)	水防資機材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防等の巡視及び直ちに活動できるように準備をする旨を警告するもの。
第 3 段 階 (出 動)	消防団員が出動する必要があるもの。
第 4 段 階 (解 除)	水防活動を必要とする増水状況が解除した旨を通知するとともに一連の水防警報を終了する旨を通知するもの。

河川名	観測所名	第一段階 待 機	第二段階 準 備	第三段階 出 勤	第四段階 解 除	水防警報 発 令 者
多々良川	雨水橋 (粕屋町)	はん濫注意水位 (1.4m)に達する と思われるとき	はん濫注意水位 (1.4m)を突破する と思われるとき	はん濫注意水位 (1.4m)に達し、な お上昇見込のある とき	はん濫注意水位 (1.4m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われる とき	福岡水防 地方本部長
宇美川	片峰新橋 (志免町)	はん濫注意水位 (2.8m)に達する と思われるとき	はん濫注意水位 (2.8m)を突破する と思われるとき	はん濫注意水位 (2.8m)に達し、な お上昇見込のある とき	はん濫注意水位 (2.8m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われる とき	福岡水防 地方本部長
樋井川	田島橋 (城南区)	はん濫注意水位 (2.6m)に達する と思われるとき	はん濫注意水位 (2.6m)を突破する と思われるとき	はん濫注意水位 (2.6m)に達し、な お上昇見込のある とき	はん濫注意水位 (2.6m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われる とき	福岡水防 地方本部長
室見川	橋本橋 (西区)	はん濫注意水位 (3.5m)に達する と思われるとき	はん濫注意水位 (3.5m)を突破する と思われるとき	はん濫注意水位 (3.5m)に達し、な お上昇見込のある とき	はん濫注意水位 (3.5m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われる とき	福岡水防 地方本部長
御笠川	隅田橋 (博多区)	はん濫注意水位 (1.0m)に達する と思われるとき	はん濫注意水位 (1.0m)を突破する と思われるとき	はん濫注意水位 (1.0m)に達し、な お上昇見込のある とき	はん濫注意水位 (1.0m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われる とき	那珂水防 地方本部長
御笠川	山王橋 (博多区)	はん濫注意水位 (3.5m)に達する と思われるとき	はん濫注意水位 (3.5m)を突破する と思われるとき	はん濫注意水位 (3.5m)に達し、な お上昇見込のある とき	はん濫注意水位 (3.5m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われる とき	那珂水防 地方本部長
那珂川	下日佐 (南区)	はん濫注意水位 (4.29m)に達する と思われるとき	はん濫注意水位 (4.29m)を突破す ると思われるとき	はん濫注意水位 (4.29m)に達し、な お上昇見込のある とき	はん濫注意水位 (4.29m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われる とき	那珂水防 地方本部長

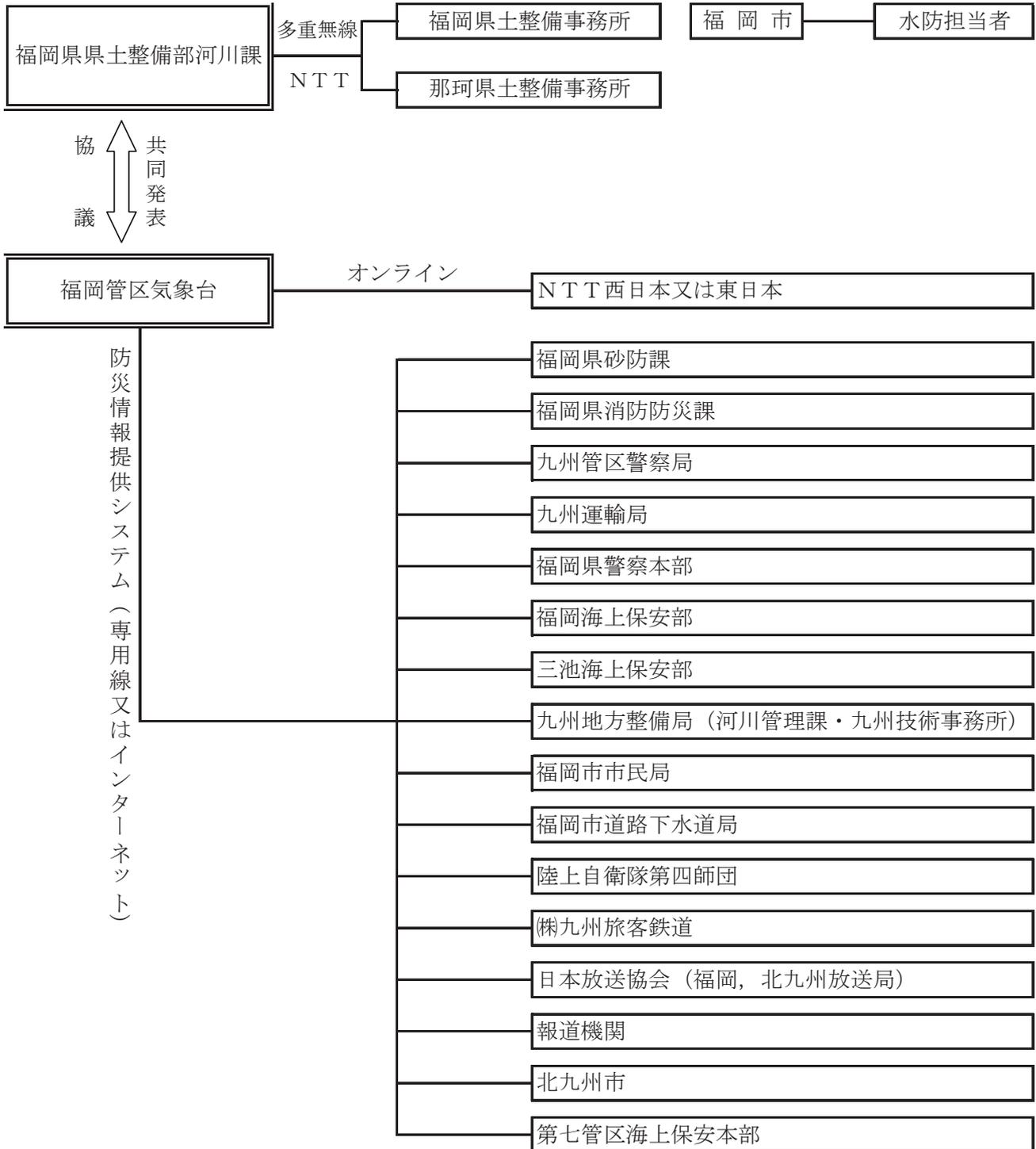
9 福岡県と気象庁が共同して行う洪水予報と伝達系統

水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定による洪水予報及び警報は、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。

(1) 洪水予報指定河川

水系名	河川名	実施区間	基準地点
御笠川	御笠川	左側：福岡県福岡市博多区東光寺町2丁目7番地先から海まで	山王橋
		右側：福岡県福岡市博多区東那珂1丁目6番地先から海まで	

(2) 伝達系統図



(3) 洪水予報の種類及び内容

はん濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報実施区間内ではん濫が発生したときに発表する。
はん濫危険情報 (洪水警報)	(1)に示した基準地点の水位がはん濫危険水位に達したときに発表する。
はん濫警戒情報 (洪水警報)	(1)に示した基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。
はん濫注意情報 (洪水注意報)	(1)に示した基準地点の水位が一定時間後に、はん濫注意水位を超えることが見込まれるとき、あるいは、はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。

10 避難判断水位について

水防法第13条により水防本部長（福岡県知事）が、水位情報周知河川について避難判断水位を設定し、避難判断水位に到達した場合には、その旨を各地方本部長（県土整備事務所長・支所長）や水防管理者（市長）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。

なお、避難判断水位とは、はん濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、住民の避難等の参考となるものである。

○ 福岡県知事が指定する水位情報周知河川

県土整備事務所・支所	河川名	水位観測所	避難判断水位	関係水防管理者
福岡	多々良川水系 多々良川	雨水橋	1.68m	福岡市長・粕屋町長
福岡	多々良川水系 宇美川	片峰新橋	3.20m	福岡市長・粕屋町長 志免町長・宇美町長
福岡	樋井川水系 樋井川	田島橋	2.70m	福岡市長
福岡	室見川水系 室見川	橋本橋	3.70m	福岡市長
那珂	御笠川水系 御笠川	隅田橋	1.60m	福岡市長・大野城市長 太宰府市長
那珂	御笠川水系 御笠川	山王橋	4.10m	福岡市長
那珂	那珂川水系 那珂川	下日佐	4.61m	福岡市長

11 水防資器材類

水防活動が迅速かつ的確に遂行できるよう水防倉庫等に備蓄する水防機械・器具及び資材等は次のとおりである。

- (1) 水防倉庫の所在地（資料編 280 頁）
- (2) 水防倉庫及び水防資材配備計画表（資料編 281 頁）
- (3) 水防機械器具一覧表（資料編 282 頁）
- (4) 水防資器材調達先

名称	所在地	電話番号
河野産業株式会社	福岡市博多区対馬小路12番10号	611-5647
有限会社 ニシオ	福岡市博多区千代5丁目3番30号	651-3434

12 社団法人福岡市土木建設協力会

- (1) 防災活動に関する基本協定書（資料編 283 頁）
- (2) 福岡市土木建設協力会会員が有する車両（資料編 295 頁）
- (3) 福岡市土木建設協力会会員が有する水防資器材類（資料編 295 頁）
- (4) 福岡市土木建設協力会災害対策本部編成表（資料編 303 頁）

13 福岡市土木建設協同組合

- (1) 防災活動に関する基本協定書（資料編 286 頁）
- (2) 福岡市土木建設協同組合が有する車輛（資料編 295 頁）
- (3) 福岡市土木建設協同組合が有する水防資器材類（資料編 295 頁）

14 社団法人福岡市西部土木建設協力会

- (1) 防災活動に関する協定（資料編 289 頁）
- (2) 福岡市西部土木建設協力会が有する車両（資料編 295 頁）
- (3) 福岡市西部土木建設協力会が有する水防資器材類（資料編 296 頁）

15 社団法人福岡市舗装協力会

- (1) 防災活動に関する協定（資料編 292 頁）
- (2) 福岡市舗装協会が有する車両（資料編 295 頁）
- (3) 福岡市舗装協会が有する水防資器材類（資料編 296 頁）

16 その他

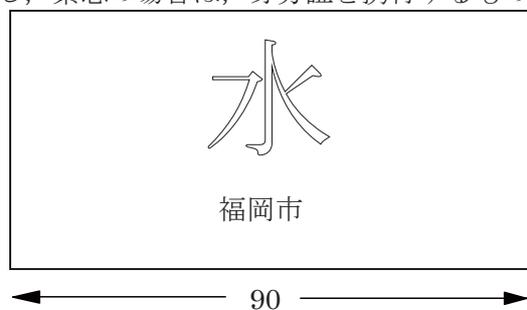
(1) 公用負担

水防のための緊急の必要がある場合、水防管理者（市長）又はその権限を委任された者は水防法第 21 条の規定に基づいて、必要な土地、資材、運搬具、器具、工作物、その他の物件の公用負担を命ずることができる。ただし、公用令書については災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 71 条、第 78 条第 1 項の規定に基づく公用令書を準用する。

(2) 水防標識

水防のため優先通行できる車両の標識は次のとおりとする。

但し、緊急の場合は、身分証を携行するものとする。



(備考)

- ① 水の字の色彩は青，福岡市の色彩は黒
- ② 地の色彩は白
- ③ 図示の長さの単位はセンチメートル

(3) 職員の身分証票の携行

福岡市職員の身分証票を携帯し、福岡市区域内における公用負担命令権限を提示する。

(4) 水防報告書

水防活動が完了したときは、原則として10日以内に次の事項について市長及び知事あて報告する。

- 天候の状況
- 洪水増減の状況
- 本部員及び消防団員等の出動時刻及び人員
- 堤防その他の施設の異常の有無
- 水防作業の状況
- 使用資材の種類、数量
- 水防法第21条の規定による公用負担下命の種類及び員数
- 応援の状況
- 居住者等の状況
- 現場指揮の官公吏名
- 立退きの状況
- 水防関係者の死傷の有無及びり災の状況
- 殊勲者及びその功績
- 今後の要望について考慮を要する点その他の所見

(5) 水防訓練

梅雨期及び台風時の増水に備え、水防活動を迅速的に遂行するため災害対策本部職員、消防団員等に対する水防訓練を行う。

(6) 地域への「土のう」及び「土のう袋」の提供

災害に備えて、希望する地域に土のう及び土のう袋をあらかじめ提供し、身近な地域での初動対応など、自治協議会や自主防災組織等の活動支援の強化を図る。

(7) 各区における水防計画

各区役所、各消防署は、防災関係機関や地域と連携し、福岡市水防計画に基づく、各区独自の水防計画を作成し、災害対応にあたる。

- ① 各区水防計画については、地域の特性に応じた水防訓練や水防活動の実施、地域への土のう配備計画などを盛り込む。
- ② 計画は、毎年度、内容を検証し必要に応じて見直しを行う。

発行 **福岡市防災会議**

担当部局 福岡市市民局防災・危機管理部
防災・危機管理課
TEL711-4056

印刷所 ロータリー印刷株式会社
TEL711-7741

福岡市地域防災計画

(震災対策編)

平成24年6月

福岡市防災会議

目 次

第1章 総 則	
第1節 震災対策編の目的	1
第2節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱	2
第3節 市民及び事業所の責務	7
第4節 災害の想定	8
第5節 防災計画の修正	13
第6節 計画の周知徹底	13
第2章 災害予防計画	
第1節 防災体制の整備	15
第1 災害予防及び災害時活動体制の整備	15
第2 情報収集・伝達体制の整備	16
第3 消防、医療体制の整備	17
第4 道路交通体制の整備	18
第5 防災訓練	19
第6 災害ボランティア等への支援対策の推進	20
第7 防災に関する調査研究	21
第2節 自主防災体制の整備	22
第3節 被災者支援対策	26
第1 生活支援対策	26
第2 避難対策	27
第3 要援護者対策	29
第4節 防災都市づくり	31
第1 震災に強い都市づくり	31
第2 具体的な施策	34
第3 オープンスペースの確保	35
第4 公共土木構造物の対策	36
第5 建築物の耐震対策	41
第5節 津波災害予防	43
第6節 液状化対策	45
第7節 業務継続計画の策定	47
第8節 地震対策に関する調査	49
第3章 災害応急対策計画	
第1節 応急活動体制	53
第1 福岡市災害対策本部等	53
第2 職員の動員・配備	56
第3 初動期の対応	58
第4 応援要請	60
第5 災害救助法の適用	64
第2節 情報の収集・伝達	66
第1 情報連絡体制	66
第2 情報の収集・伝達活動	68

第3節	災害時の広報	7 1
第1	実施機関及び広報事項	7 1
第2	広報の方法	7 2
第3	生活関連情報等	7 3
第4節	消防活動	7 5
第5節	救出・救急対策	7 6
第6節	応急医療救護	7 7
第1	初動医療体制	7 7
第2	応急医療活動	7 8
第3	医薬品・医療資機材等の確保	7 8
第4	避難所等における医療の確保と健康管理	7 9
第7節	避難対策	8 0
第1	避難対策	8 0
第2	避難勧告・指示，警戒区域の設定	8 1
第3	避難誘導	8 2
第4	避難所の開設	8 4
第5	避難所の運営	8 5
第8節	警備・交通対策	8 8
第1	災害時の警備	8 8
第2	道路の交通規制	8 8
第3	海上警備対策の実施	8 9
第4	海上の交通規制	8 9
第9節	緊急輸送対策	9 0
第1	輸送の対象	9 0
第2	輸送手段の確保	9 0
第3	輸送ルート確保	8 1
第4	物資等の輸送体制	9 4
第5	交通機関による交通の確保	9 4
第10節	生活救援対策	9 7
第1	食料の供給	9 7
第2	飲料水・生活用水等の応急給水	9 8
第3	生活必需品の供給	1 0 0
第4	愛玩動物対策	1 0 1
第5	義援金等の受け入れ，配分計画	1 0 2
第6	住宅対策	1 0 2
第7	家屋等資産被害に関する調査及びり災証明の発行	1 0 4
第11節	民間団体，ボランティアとの連携	1 0 7
第1	民間団体等との協力体制	1 0 7
第2	ボランティアとの連携	1 0 8
第12節	要援護者対策	1 1 0
第1	基本方針	1 1 0
第2	在宅要援護者の安全確保，支援	1 1 0
第3	社会福祉施設入所者の安全確保	1 1 1
第4	外国人の安全確保，支援	1 1 1

第13節	防疫・保健衛生対策	112
第1	実施体制	112
第2	業務内容及び実施方法	112
第14節	清掃対策	114
第1	ごみの処理	114
第2	し尿の処理	115
第15節	行方不明者の捜索，遺体の処置・埋火葬	117
第1	行方不明者の捜索	117
第2	遺体の収容・処置	117
第16節	応急教育対策	119
第1	実施体制	119
第2	災害発生時の緊急措置	119
第3	応急教育の実施	121
第4	教育施設が避難場所となった場合の対策	123
第5	文化財，社会教育施設等の対策	123
第17節	危険物施設等の応急対策	124
第1	危険物施設の応急措置	124
第2	高圧ガス施設の応急措置	124
第3	火薬類施設の応急措置	125
第4	毒物・劇物施設の応急措置	126
第5	放射性物質等その他施設の応急措置	127
第6	危険物積載船舶等の応急措置	127
第18節	原子力災害対策	128
第19節	津波・水防対策	130
第1	津波対策	130
第2	地震災害時の水防活動	130
第20節	公共施設等の応急対策	132
第1	道路・橋りょう	132
第2	河川	133
第3	港湾・海岸施設	133
第4	公園その他の公共施設	133
第5	地盤災害	137
第21節	ライフライン施設の応急対策	138
第1	上水道施設	138
第2	下水道及び集落排水施設	140
第3	電力施設	141
第4	都市ガス施設	142
第5	LPガス施設	144
第6	電話施設	144
第4章 災害復旧・復興計画		
第1節	災害復旧・復興計画の基本方針	147
第1	災害復旧・復興の方針	147
第2	災害復旧・復興の組織等	147
第3	災害復旧・復興計画の策定	147

第4	災害復旧・復興本部の設置に至らない場合の体制	147
第5	災害復旧・復興事業からの暴力団排除活動	147
第2節	市民生活再建のための施策	148
第1	各種施策の決定, 周知	148
第2	被災市民に対する生活援護・災害復旧援助措置	148
第3	租税等の減免等	148
第3節	災害復旧事業に伴う国の財政援助	153
第4節	災害対策基金に関する計画	155

第1章 総 則

- 第1節 震災対策編の目的
- 第2節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱
- 第3節 市民及び事業所の責務
- 第4節 災害の想定
- 第5節 防災計画の修正
- 第6節 計画の周知徹底

《第1章 総 則》

第1節 震災対策編の目的

市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第42条の規定に基づき福岡市の地域に係る災害に関して、防災活動の万全を期し、社会の秩序と公共の福祉の確保に資するものである。

- 福岡市では昭和39年に福岡市地域防災計画を作成し、災害対策の基本としてきたが、福岡市で発生する災害は、主として大雨、台風などの風水害が中心であり、地震災害は過去の記録からも大きなものはほとんどなく、また日常的にも有感地震の発生回数も少なかった。
- 平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）は、近代的な都市を襲った大規模な地震災害として、市民生活と都市機能に与える影響の重大性を改めて認識させた。そこで平成7年度から3年間で福岡市地域防災計画を見直し、地震災害に備えるため「震災対策編」を作成した。あわせて、平成8年度から平成12年度までの5年間で本市市街地直下に位置する「警固断層」の調査などを行い、警固断層の評価や地震が発生した場合の「被害想定」などを防災計画に位置づけてきた。
- その後、平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震の教訓を踏まえ、災害予防や災害応急対策など、従来の計画では十分でなかったものについて見直しを行うとともに、平成19年3月に公表された国による長期評価や平成19年6月に改定された福岡県地域防災計画の被害想定を踏まえた見直しを進めてきた。
- さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を礎に、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、防災上必要と思料される諸施策を定めるとともに、重点をおくべき事項の指針を示すことにより、災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。
- また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。
- なお、国が、平成23年度から25年度の3年間で実施する警固断層帯の長期評価の高度化を目的とした調査観測の結果も踏まえながら、適宜、必要な見直しを行っていく。

また、これまでに想定していなかった市域に影響を及ぼすような周辺断層（宇美断層、日向峠－小笠木峠断層帯（仮称））についても、国・福岡県が実施する調査観測結果を踏まえながら、必要な見直しを行っていく。

津波の想定については、平成23年度に福岡県が実施した津波防災アセスメント調査の結果などを踏まえ、平成25年度版の福岡市地域防災計画に反映する。

第2節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱

各防災関係機関は、それぞれの役割に応じ、相互に協力して、災害の防止、応急対策の実施に努めるものとする。

1 福岡市防災会議

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び福岡市防災会議条例（昭和 38 年福岡市条例第 21 号）に基づいて設置された機関であり、本市における防災に関する基本方針及び基本計画を作成し、その実施を推進する。

(1) 所掌事務

- ① 福岡市地域防災計画を作成しその実施を推進する。
- ② 福岡市の地域にかかる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- ③ 福岡市の地域にかかる災害が発生した場合において、当該災害にかかる災害応急対策及び災害復旧に関し、福岡市、福岡県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。
- ④ 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進する。
- ⑤ 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 25 条に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

福岡市防災会議条例	（資料編 39 頁）
福岡市防災会議運営規定	（資料編 41 頁）
福岡市防災会議委員・幹事名簿	（資料編 42 頁）

(2) 組織

- ① 会長 福岡市長
- ② 会長代理 福岡市副市長
- ③ 組織機関
 - 1) 福岡市
 - 2) 福岡県
 - 3) 福岡県警察
 - 4) 指定地方行政機関
 - 5) 陸上自衛隊第 19 普通科連隊
 - 6) 指定公共機関
 - 7) 指定地方公共機関
 - 8) 消防団
 - 9) その他防災関係機関

2 事務の大綱

(1) 福岡市

市域内の住民の生命、身体、財産等を市民から保護する直接の責務を有し、各関係機関と連携して、防災に関する施策を実施する。

福岡市	<ul style="list-style-type: none"> ① 福岡市防災会議に関する事項 ② 防災組織の整備に関する事項 ③ 防災に必要な施設及び資材の点検、整備に関する事項 ④ 市域内の災害危険区域等防災情報の把握に関する事項 ⑤ 防災知識の普及、防災に関する訓練及び自主防災組織等の地域住民組織の活動支援に関する事項 ⑥ 予・警報の伝達及び避難準備・勧告又は指示に関する事項 ⑦ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の調査に関する事項 ⑧ 消防、水防、避難者の救護、救助、その他市民の保護に関する事項 ⑨ 避難所の開設・運営、被災者への食糧、水、日用品等の物資の供給に関する事項 ⑩ 被災地の清掃、防疫等保健衛生、文教、交通等の対策に関する事項 ⑪ 災害復旧・復興の実施に関する事項
-----	--

(2) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、関係機関と連携・協力しながらその防災活動を実施するとともに、市、県等の活動が円滑に行われるよう、連絡・調整に当たる。

福岡財務支局	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事項 ② 国有財産の無償貸付け等の措置に関する事項 ③ 地方公共団体への災害融資に関する事項 ④ 災害復旧事業等の査定立会等に関する事項
九州厚生局	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害状況の情報収集 ② 関係職員の現地派遣 ③ 関係機関との連絡調整
九州農政局福岡地域センター	災害時における主要食糧の需給対策に関する事項
九州運輸局福岡運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における陸上及び海上輸送の調査、指導に関する事項 ② 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令に関する事項 ③ 災害時における船舶運航事業者に対する航海命令に関する事項 ④ 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整に関する事項
九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> ① 港湾、海岸災害対策に関する事項 ② 高潮、津波災害等に対する港湾、海岸予防計画に関する事項
大阪航空局福岡空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> ① 指定地域上空の飛行規制及びその周知に関する事項 ② 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関する事項 ③ 災害時における航空輸送の安全確保に関する事項 ④ 飛行場及びその周辺における事故その他飛行場における事故に関する消火及び救助に関する事項 ⑤ 遭難航空機の捜索及び救助に関する事項
福岡海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ① 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関する事項 ② 流出油防災資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関する事項 ③ 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関する事項 ④ 海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関する事項 ⑤ 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関する事項 ⑥ 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関する事項

福岡管区気象台	<ul style="list-style-type: none"> ① 気象，地象，水象の観測及びその成果の収集，発表に関する事項 ② 気象，地象（地震にあっては，発生した断層運動による地震動に限る），水象の予報及び警報・注意報，並びに台風，大雨，竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに，これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。 ③ 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について，緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関する事項 ④ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に対する，技術的な支援・協力に関する事項 ⑤ 災害の発生が予想されるときや，災害発生時において，都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。 ⑥ 都道府県や市町村，その他の防災関係機関と連携し，防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発活動に努める。
九州地方整備局福岡国道事務所	一般国道の指定区間内における防災対策に関する事項

(3) 自衛隊

陸上自衛隊第19普通科連隊	平素からの災害状況把握の連携及び県知事等の災害派遣の要請に基づく人命救助，生活救援，被害の拡大の防止その他の市等の災害応急対策の支援・協力に関する事項
---------------	---

(4) 福岡県警察

関係機関との緊密な連携の下に災害警備対策を推進し，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合には，早期に警備体制を確立して情報の収集に努め，住民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動等に努めるものとする。

福岡県警察	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害予防 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害警備計画に関すること イ 警察通信確保に関すること ウ 関係機関との連絡協調に関すること エ 災害装備資機材の整備に関すること オ 危険物等の保安確保に必要な指導，助言に関すること カ 地下街等の保安確保に必要な指導，助言に関すること キ 防災知識の普及に関すること ② 災害応急対策 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害情報の収集及び伝達に関すること イ 被害実態の把握に関すること ウ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること エ 行方不明者の調査に関すること オ 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示，誘導に関すること カ 不法事案等の予防及び取締りに関すること キ 被災地，避難場所，重要施設等の警戒に関すること ク 避難路及び緊急交通路の確保に関すること ケ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること コ 広報活動に関すること サ 死体の見分・検視に関すること
-------	--

(5) 福岡県

市町村の区域を越えて広域にわたる災害、規模が大きく市町村で処理することが不適當と認められる災害、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とし、又は市町村間での連絡調整が必要となる場合において、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害予警報等情報の収集・伝達に関する事項 ② 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事項 ③ 災害救助法に基づく被災者の援助に関する事項 ④ 自衛隊の災害派遣要請に関する事項 ⑤ その他所掌事務についての防災対策に関する事項
-----	--

(6) 消防団

消防団	災害の防ぎよ及び災害復旧対策に関する事項
-----	----------------------

(7) 指定公共機関

その業務の公共性、公益性にかんがみ、その事業に関して必要な防災措置を実施するとともに、市、県その他の防災関係機関の措置が円滑に行われるよう協力する。

九州旅客鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ① 鉄道施設の防災対策に関する事項 ② 鉄道車両等による救援物資等の輸送対策に関する事項
西日本旅客鉄道株式会社 (新幹線管理本部福岡支社)	<ul style="list-style-type: none"> ① 鉄道施設の防災対策に関する事項 ② 鉄道車両等による救援物資等の輸送対策に関する事項
西日本高速道路株式会社 九州支社	<ul style="list-style-type: none"> ① 九州自動車道の防災対策に関する事項 ② 災害時の緊急輸送路の確保等に関する事項
西日本電信電話株式会社 福岡支店	<ul style="list-style-type: none"> ① 津波警報、気象警報の伝達に関する事項 ② 電信電話施設の保全、災害非常通話の調整に関する事項
日本赤十字社福岡県支部	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害医療体制の整備に関する事項 ② 災害医療用薬品等の備蓄に関する事項 ③ 災害時における医療、助産等救護活動の実施に関する事項 ④ 義援金品の募集・配分業務に関する事項
日本放送協会福岡放送局	<ul style="list-style-type: none"> ① 気象予報、警報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及に関する事項 ② 避難所等への受信機の貸与に関する事項 ③ 災害時における被害状況等の広報対策に関する事項
日本通運株式会社福岡支店	<ul style="list-style-type: none"> ① 緊急輸送体制の整備に関する事項 ② 災害時における救助物資等の輸送の確保に関する事項
九州電力株式会社福岡支店	<ul style="list-style-type: none"> ① 電力施設の整備と防災対策に関する事項 ② 災害時における電力供給確保に関する事項
郵便事業株式会社福岡支店	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における郵便事業に係る特別事務取扱い及び援護対策に関する事項 ② 災害時における郵便事業運営の確保に関する事項 ③ 施設・用地の避難所や物資集積場所等として相互利用、被災市民の避難先や被災状況等に係る情報の相互提供など、災害時における相互協力に関する事項

郵便局株式会社 福岡中央郵便局	① 災害時における郵便局が取扱う業務に係る特別事務取扱い及び援護対策に関する事項 ② 災害時における郵便局業務運営の確保に関する事項 ③ 施設・用地の避難所や物資集積場所等として相互利用，被災市民の避難先や被災状況等に係る情報の相互提供など，災害時における相互協力に関する事項
--------------------	--

(8) 指定地方公共機関

その業務の公共性，公益性にかんがみ，その事業に関して必要な防災措置を実施するとともに，市，県その他の防災関係機関の措置が円滑に行われるよう協力する。

西部ガス株式会社	① ガス施設の整備と防災対策に関する事項 ② 災害時におけるガス供給確保に関する事項
(社)福岡県LPガス協会 福岡支部	災害時における緊急連絡，避難所（場所）への供給及びガス復旧に関する事項
西日本鉄道株式会社 自動車局営業部	① 鉄道施設の防災対策に関する事項 ② 鉄道車両等による救援物資等の輸送対策に関する事項
社団法人福岡県水難救済会	水難による人命，船舶及び積荷の救済に関する事項
株式会社西日本新聞社	① 気象予報，警報等の報道等による周知徹底及び防災知識の普及に関する事項 ② 災害時における被害状況等の広報対策に関する事項
福岡県医師会	災害時における医療，助産に関する事項

(9) その他の防災関係機関

独立行政法人都市再生機構	① 管理する住宅等の防災対策に関する事項 ② 災害時の被災住民への住宅の供給の協力等に関する事項 ③ 災害時の被災建物及び被災地の応急危険度判定
福岡北九州高速道路公社	① 福岡都市高速道路の防災対策に関する事項 ② 災害時の輸送路の確保に関する事項
社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会 及び区社会福祉協議会	災害時における災害ボランティアセンターの運営に関する事項
その他の団体	本市が実施する防災活動についての協力に関する事項

第3節 市民及び事業所の責務

1 市民の責務

市民は、自らの安全は自らが守るとの観点に立って、日常から災害時の家族の連絡方法、避難先、避難経路等を確認し、非常時の食料・水・日用品等の非常持ち出し品を確保しておくとともに、地域での自主防災組織などによる防災訓練等に参加するなど、地震災害への備えに努める。

災害時には、地域住民と相互に助け合い、避難や初期消火、応急手当などを行うとともに、市その他の関係機関の行う防災活動と連携し、協力するよう努める。

2 事業者の責務

事業者は、日常から災害時の防火対策など防災体制の整備、従業員などの安全確保に関して準備しておくほか、事業所内での消火や避難等に関する訓練等を行っておくなど、地震災害への備えに努める。

災害時には、事業者は、地域住民と協力して防災活動を行い、地域の経済活動を維持するとともに、市その他の関係機関が行う防災活動と連携し、協力するよう努める。

第4節 災害の想定

1 想定地震

(1) 地震の規模

過去に発生した地震災害の事例や警固断層調査結果から見て、マグニチュード 7.0 から 7.2 の地震を想定する。

(2) 想定される震源

警固断層帯南東部とする。

2 想定地震による被害想定

福岡県が実施した防災アセスメント調査（平成 19 年）結果によるものとする。

3 想定地震の根拠等

・本市の地震災害の状況等

福岡市は、平成 17 年 3 月 20 日に福岡県西方沖で地震が発生し、市内に甚大な被害をもたらした。市内には活断層が存在しており、また、県内にも活断層が存在することから、今後も本市で地震災害が発生する可能性は否定できない。

特に、福岡市は、人口や各種の都市機能が集中しており、平成 7 年の阪神・淡路大震災の例を見ても地震災害による影響は、大きなものとなることが予想される。

このため、現時点で地震対策を行うに当たっての地震の想定としては、市の都市機能に影響をもたらすマグニチュード 7.0 から 7.2 規模の地震を想定する。

福岡市域に被害を与えた記録又は推定される主な地震

(1)	679年（天武7年12月）「筑紫大地震」M6.5～7.5 震央不明（日田～久留米一带と推定—水縄断層の活動） 丘が崩れた（日本書紀）。大分県日田郡で温泉が出た。（豊後国風土記） （福岡市域での被害記録はない。）
(2)	1898年（明治31年）8月10日21時57分 「糸島地震」M6.0 同年8月12日にも同程度の地震（M5.8） 糸島半島の頸部、国鉄の北側の沿線に被害が集中した。全体で負傷3、家屋破損58、同傾斜15 土蔵破損13、寺社破損8などの被害があった。
(3)	2005年（平成17年）3月20日10時53分「福岡県西方沖地震」M7.0 西区玄界島、東区志賀島地区、中央区の集合住宅に被害が集中した。 全体で死者1、負傷者1,038、家屋被害全壊141、大規模半壊315などの被害があった。
(4)	2005年（平成17年）4月20日06時11分頃「福岡県西方沖地震」（最大余震）M5.8

※ 平成 18 年 10 月 2 日に地震情報等で発表する震央地名の見直しがあり、現在、「福岡県西方沖」は、「福岡県北西沖」に変更となっています。

福岡県内の主要活断層

(1)	警固断層（福岡市～筑紫野市）
(2)	小倉東断層（北九州市小倉～平尾山）
(3)	福智山断層（北九州市八幡～田川市）
(4)	西山断層系（福津市～飯塚市）
(5)	水縄断層（久留米市～うきは市）
(6)	宇美断層（福岡市東区青葉～筑紫野市吉木）

(参考) 断層による地震被害想定

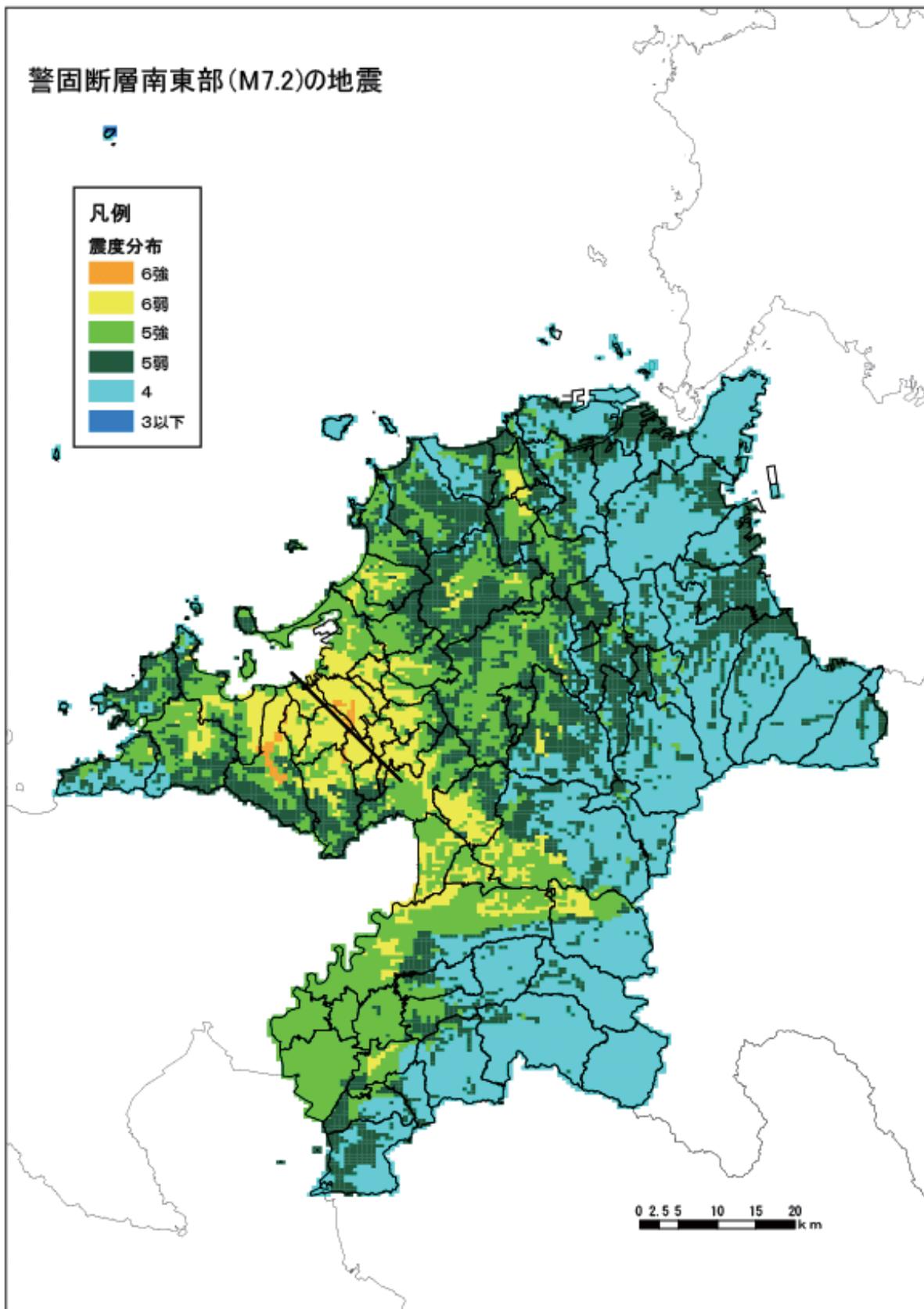
【想定条件等】

震 源	警固断層帯南東部
時 期 等	冬期の夕刻(18時) , 風速 4 m/s
地震の規模	マグニチュード 7. 0～7. 2
震源の深さ	10 ^キ 。
市内震度分布	4～6強

項 目		市内総計	
建 物 被 害 (棟)	全 壊	木 造	8,208～ 9,064
		非 木 造	1,055～ 1,221
		計	9,263～10,285
	半 壊	木 造	9,774～10,231
		非 木 造	1,583～ 1,697
		計	11,357～11,928
		木 造	17,982～19,295
		非 木 造	2,683～ 2,918
		計	20,665～22,213
ラ イ フ ラ イ ン	上 水 道 (箇所)	544～562	
	下 水 道 (箇所)	282～294	
	都市ガス管 (箇所)	4	
	配 電 柱 (本)	41～ 72	
	電 話 柱 (本)	23～ 42	
	港湾係留施設 (km)	15.6	
火 災	炎上火災 (件数)	31～34	
	延焼焼失 (棟数)	146～174	
人 的 被 害	死 者 (人)	681～754	
	負 傷 者 (人)	4,836～5,151	
	要救出者数 (人)	7,109～7,892	
	要後方医療搬送者数 (人)	484～515	
	避難者数 (人)	41,826～46,493	

※1 警固断層南東部の被害想定については、マグニチュード7.0と7.2の場合を示している。
 (「地震に関する防災アセスメント調査報告書 平成18年12月福岡県」による。)

【警固断層震度分布図】



(「地震に関する防災アセスメント調査報告書 平成18年12月福岡県」による)

被害想定における発災後の被害状況時系列シナリオ

(福岡県作成被害想定より主旨抜粋)

地震発生	災害発生期					拡大期	応急復旧期～鎮静期	～本格復旧期																							
	発災概要	発生期	2～3時間後	～12時間後	1日～1週間	1週間～1ヵ月後																									
冬季 夕刻 風速4m/秒 (警固断層帯南東部を震源とするマグニチュード7.2 震度6強)	<p>冬の平日の午後6時ごろ、警固断層帯南東部を震源とするマグニチュード7.2規模の地震が発生。</p> <p>市内の街路、交通機関では、退社時を迎え人が多く、各家庭では夕食の準備で火気を使っている。</p> <p>震源は福岡市中心部のほぼ直下数キロ。震度は6強が観測された。</p> <p>市内西区から東区の湾岸各所や那珂川、室見川沿いにおいて、液状化による噴砂、地盤流動が発生した。</p> <p>建物炎上出火が警固断層沿いに30箇所以上発生した。市内東区、南区、城南区の丘陵地帯で複数の土砂災害が発生した。</p>	<p>福岡市中心部直下でマグニチュード7.2の地震が起き、マグニチュード5～6程度の余震が続く。断層沿いの市内中心部で同時的な火災が発生。ヘリテレ等の画像情報により被災状況が順次明らかになるが、夜間のため詳細の確認が出来ない状況が続く。</p> <p>各機関によると死者数百人、負傷者数千人に達するとの模様。</p> <p>ライフライン等では、ガスは発災直後ほぼ全面停止、JR、地下鉄も規制措置により停止状態、バス及び高速道路等交通網では市中心部で渋滞により運行停止状態、一部トンネルで立ち往生の状況。</p> <p>博多駅構内、天神中央公園、大濠公園等で避難者があふれている。</p> <p>博多港臨港部各所で液状化が発生、フェリー等は全面運休。</p> <p>無線等では通信不通箇所が出ている。</p> <p>丘陵地等で斜面崩壊や小規模地すべり等の土砂災害が発生。</p>	<p>余震が頻繁に発生し、有感地震は200回以上にのぼる。</p> <p>発災直後の火災が30箇所以上に及び、再炎、延焼の恐れがある。</p> <p>負傷者が病院に殺到するが、遠隔地の病院への搬送ルートが確認できない。</p> <p>主要幹線道路で避難、乗捨てにより各所で不通となる。</p> <p>河川の橋梁地点が通行止め等により交通のネックとなる。</p> <p>避難車両と消防・救助車で渋滞に拍車がかかる。</p> <p>ライフライン等各社は応急対応に専念するが、夜間に入り遅れが出始める。</p> <p>避難所の多くが多数の避難者で飽和状態になり始める。</p>	<p>被害集計は拡大している。</p> <p>出火は鎮火したが一部地域で再炎する。</p> <p>マグニチュード5～6程度の余震が続いている。</p> <p>道路、鉄道、ライフライン等において、順次応急、復旧が始まる。</p> <p>ほとんどの避難所が飽和状態であり、新たな避難所の確保が必要。</p> <p>エレベータ閉じ込め者が救出され始める。</p> <p>災害用伝言ダイヤル171の利用者が多い。</p> <p>各医療機関は一部診療不能となり、開設診療所は過飽和状態となる。</p> <p>一部重傷者は他県へのヘリ搬送が始まる。</p>	<p>余震回数は徐々に減少しているが、5日目の朝に震度6弱の最大余震が発生。中高層マンションで剥離や亀裂が拡大し、再度応急危険度判定が必要となる。</p> <p>火災は2日目にはほぼ全面鎮火し、負傷者の救出、救助作業はほぼ終了。被害の概要がほぼ固まってくる。</p> <p>各医療機関では、震災後のケアを含む医療活動が繁忙となってくる。</p> <p>避難所が新たに開設されるなど避難者への対応がすすむ。</p> <p>各所ライフライン等の本格的復旧が開始される。</p> <p>生活必需品等の調達、運搬は、以前続く交通渋滞で依然滞っている。</p> <p>周辺港への物資陸揚げは順調に進んでいる。</p>	<p>余震回数及び規模が徐々に減少してくる。</p> <p>避難者数は数万人になったが、帰宅したり他県へ転出する者が出てきたが、依然多数の避難者が避難所生活を続けている。</p> <p>仮設住宅の建設が始まる。</p> <p>食料も電気、水道、ガスの復旧にともない行き渡る。</p> <p>生活物資も定期的に供給される。</p> <p>ライフライン等の本格復旧がピークとなる。</p> <p>被害調査が進み、公共施設の復旧対策工事が始まる。</p>	<p>夜半までに大半が救助されたが、人口密集地等では救出活動が続いている。</p>	<p>2日目で救出救助者はほぼ救出された。</p>	<p>全壊、大破建物等が市内に多数発生。市内中心部公園等に数万人以上の要避難者が集結。</p>	<p>多くの被災者が被災地外への徒歩移動などで減少したが、依然として多くの避難者が避難所に残っている。依然として1万人以上避難所等に残っている。</p>	<p>県外や親戚宅に移った避難者もいるが、依然数千名以上の避難者が滞留している。</p>	<p>各医療機関では緊急的な救護体制の構築をはじめますが、被害の全容がつかめない状況である。</p>	<p>各機関からの情報で要後方医療搬送者が数百人以上と想定され、活動可能な医療機関が受入れを開始する。ヘリ搬送の患者受け入れ態勢が整う。医薬品の調達が行われる。</p>	<p>緊急医療救護はほぼ解消される。</p>	<p>警固断層沿いの約30箇所、一般火気、電熱器具、化学薬品等から出火。</p>	<p>消し止められなかった火が北風にあおられ、一部地域で延焼が拡大する。</p>	<p>2日目で延焼火災がほぼ全面鎮火する。</p>	<p>埋設管路が、液状化による地盤流動、噴砂のため各所で折損、破裂、継手離脱がおこる。給水不能箇所は市内全域。</p>	<p>市内で断水が発生、断水地域への応急給水が必要。管路が破損した箇所から一部道路への浸水が続く。</p>	<p>応急復旧作業により、徐々に断水状況が改善されるが、1週間目ではまだ相当数の断水世帯が存在する。</p>	<p>地震動、液状化等による不等沈下、亀裂により損傷が各所で発生。液状化によりマンホールが浮き上がり、付近で噴砂が生じている。</p>	<p>排水困難な地域が一部地域で発生する。</p>	<p>応急復旧作業により徐々に状況が改善される。</p>	<p>地震動、液状化現象による電柱の傾斜及び断線等により市中心部をはじめ全市で停電が発生。市中心部では復旧が遅れる。夜間のため確認作業に時間を要する。電気の復旧時間は比較的早い。</p>	<p>避難場所等の一部重要施設で停電が確認される。通電箇所の一部出火が起こる。</p>	<p>地震動及び液状化によって管の折損、継手の離脱等により中低圧導管の被害が発生。</p>	<p>ガス漏れ通報が多数寄せられる。ガス供給が停止される地域が多数におよぶ。</p>	<p>応急復旧作業により徐々にガス供給停止状況が改善される。</p>	<p>地震動、液状化等により、電柱、ケーブル等の局外設備の被害が多発する。携帯電話やインターネットは、回線が飽和状態となりかかりにくくなっている。</p>	<p>被災地への問合せ、見舞い等による通信の輻輳が発生する。</p>	<p>1週間程度は電話がかかりにくい状態が続く。一般電話から通話できない地域が一部に発生。</p>
	避難者推移		広域避難場所をはじめ各所に4万名以上が避難				公園その他に数百名滞留		避難所へ誘導																						
	避難所滞在者数推移		-		1万名以上		数千名		仮設住宅建設後急減																						

第5節 防災計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年定期的に検討を加え、必要があると認められるときは修正する。

その際には、男女共同参画の視点や高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に対する配慮に留意するなど、人権尊重の視点に立って検討を行う。

第6節 計画の周知徹底

この計画は、福岡市の職員及び関係地方行政機関、関係公共機関その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるとともに、計画のうち必要な事項については地域住民にも周知徹底を図る。

第2章 災害予防計画

- 第1節 防災体制の整備
- 第2節 自主防災体制の整備
- 第3節 被災者支援対策
- 第4節 防災都市づくり
- 第5節 津波災害予防
- 第6節 液状化対策
- 第7節 業務継続計画の策定
- 第8節 地震対策に関する調査

《第2章 災害予防計画》

第1節 防災体制の整備

災害に備え、市の災害予防及び災害時の体制を充実するため、職員の能力の向上、組織等の運用方法の充実、情報収集・伝達体制の整備を行う。

第1 災害予防及び災害時活動体制の整備

災害に備え、市の災害予防及び災害時の対応体制を充実するため、職員の防災活動能力の向上、災害対策本部体制の充実、広域応援体制の充実を図っていく。

1 災害予防対策会議

危機管理監は、風水害・震災への事前対策として、年度当初など定期的に、福岡市災害対策本部等実施要綱第4条（資料編 397 頁）に基づく災害予防対策会議を開催する。

災害予防対策会議では、主に各部における担当業務の確認及び役割分担等に関することや地域防災計画の実施推進及び内容の検討、修正事項に関することなどについて、協議する。

2 職員の防災活動能力の向上

(1) 計画の習熟

市職員は、日常から自らの災害時の役割、業務内容等を確認し、防災計画に習熟しておく。

(2) 災害時の職員配備計画の整備

災害時の職員の動員に備え、毎年、各所属において災害時の職員配備計画を作成し、各職員に徹底する。

(3) 訓練の実施

① 各局・区・室における防災に関する訓練・研修

職員の防災活動能力の向上を図るため、各局・区・室において「防災等に関する訓練」を年度当初や梅雨時期前などに年1回以上実施し、意識啓発、初動対応の確認等を行う。

② 緊急時職員参集システム運用訓練

毎年、梅雨時期前などに職員の災害対応への意識向上を図るとともに、災害発生時の初動態勢の円滑な立ち上げを図るため、緊急時職員参集メール操作確認訓練を実施する。

③ 災害対応支援システム運用訓練

災害時に迅速な情報収集・情報共有や災害対応の効率化を図るため、福岡市災害対策本部総括部職員及び各局・区・室のシステム入力担当職員に対し、災害対応支援システム操作研修を行うとともに、シミュレーション訓練を実施する。

④ 震災時緊急対応職員参集訓練

毎年1回、緊急時職員参集システム及び災害対応支援システムを活用して、福岡県西方沖地震災害を教訓として指定した「震災時緊急対応職員」の速やかな災害対策及び避難所開設や運営体制の確立を図るなど、職員の迅速かつ円滑な初動対応の実現と防災意識の向上を目的として、職員参集訓練を実施する。

(4) 職員研修の実施等

① 各局・区・室における防災担当職員を対象に災害に即した防災・危機管理研修を実施する。

② 新規採用職員や新任係長、新任課長など、職位に応じた防災・危機管理研修を実施する。

③ 職員の防災意識・活動能力の向上を図るため、すべての職員を対象とした防災・危機管理研修を年間1,000人を目標に実施する。

④ 日頃からの防災意識の向上及び迅速な初動体制の確立を図るため、全職員に対して、ポケット版「防災のてびき」を随時更新し、配布する。

3 災害対策本部体制及び運営環境の整備

(1) 防災拠点代替施設の整備

災害発生時に区役所において区災害対策本部の設置が困難になった場合、代替施設を指定する。

(2) 防災資機材の整備

災害応急活動に必要な防災資機材等の整備計画を策定する。

(3) 災害対策本部運営計画

災害対策本部の設置手順，本部会議の招集，運営に関する基準について必要に応じ見直しを行う。

(4) 各業務の運営計画の整備

防災計画の各計画項目について，具体的，詳細な運営計画（マニュアル）を順次整備する。

4 広域応援体制の整備

(1) 応援協定締結都市との連携

「20 大都市災害時相互応援協定」及び「九州九都市災害時相互応援協定」の実効性を確保するため，各締結都市との間で，防災計画等防災に関し必要な情報を交換するなど，日常から密接な連携をとっていく。

(2) 防災関係機関との連携

自衛隊，県，指定地方行政機関，指定地方公共機関その他の防災関係機関と，防災計画の周知，市の防災体制等必要な情報を交換するなど，日常から密接な連携をとっていく。

(3) 各業務における広域協力体制の推進

関係各部署において，他の自治体，団体等との協議会その他を通じて，防災に関する情報交換を行うなど日常の協力関係を確立するほか，必要に応じて各業務に関する災害時の協力内容等について協議していく。また，各種応援協定等に基づく対応について，その成果と課題等の検証を行い，より円滑かつ効果的な運用ができるよう，各協定の更なる充実を図っていく。

5 広域防災拠点の整備

緊急時に大量の救援物資を集積・配送したり応援要員の集結，出動などを行う広域防災拠点のあり方について検討する。

第2 情報収集・伝達体制の整備

災害時の通信手段を確保するため，防災無線の保守・点検を定期的実施する。また，防災無線の使用に支障を来さないよう，無線機の使用訓練等を実施するとともに必要な設備の整備を行う。

1 防災行政無線の保守，運用（市民局）

(1) 防災行政無線の保守

防災行政無線の使用に支障を来さないよう，機器の保守点検を定期的に行う。

(2) 日常業務での使用

防災行政無線の使用に習熟し，また無線機の状況を把握するために，日常の業務のなかで積極的に無線を使用する。防災行政無線ファクシミリを設置している所属においては，その利用を積極的に行う。

なお，携帯用無線機は，各局・区に配備しているので，屋外での行事等において積極的に利用する。

(3) 使用訓練等

総合防災訓練その他の訓練，防災に関する研修等の機会において，防災行政無線の使用訓練，無線を使用した情報伝達訓練等を行う。

また，公民館等に設置している無線機を，公民館職員，自主防災組織役員，その他の地域住民が使用できるよう，地域での防災講習等の機会に無線機取扱いの講習，実習等を行う。

2 他の通信手段の確保

(1) 災害時優先電話の周知

N T Tの災害時優先電話の所在を職員に周知する。

(2) 関係機関との通信手段

市に設置されている県防災行政無線について、県が主催する講習、情報伝達訓練に参加するとともに、県との連絡において積極的に使用する。

3 情報処理体制の整備

(1) 情報処理の習熟

情報の受信、発信、情報集約方法、報告等の災害時の情報処理について、総合防災訓練、その他の情報伝達訓練や防災に関する研修等において、訓練を行い、業務に習熟する。

(2) 様式等の整備

情報処理に要する様式等についていつでも使えるよう必要な準備を整える。

4 無線等の整備計画

(1) 防災行政無線

① 無線機の整備

緊急時の通信手段として、平成4年度から整備し、平成7年度から全面運用を開始したアナログ式防災行政無線が電波法の周波数割当計画に基づき、平成23年5月に使用期限を迎えたが、デジタル化による更なる利便性の向上、並びに災害時の情報収集・伝達体制のより一層の強化を図るため、平成20年度から22年度の3か年でデジタル式防災行政無線の整備工事を実施・完了した。

また、整備工事に併せて、災害発生時の避難所となる全小学校に防災行政無線を配備した。

現在、平成23年度末で722局にて運用しており、有線途絶時の通信の確保や災害時の迅速・的確な情報伝達を図る。

② 弱不感地帯の地域については、衛星携帯電話を配備し、非常時の連絡手段を確保している。

③ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)と防災行政無線設備を連動させ、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を無線設置箇所に対して発信する。(平成22年度設備工事完了、平成23年度運用開始)

④ 平常時の活用を促進したり、訓練研修の実施により、デジタル式防災行政無線の利便性、機能性を十分発揮できる運用・管理体制を整備する。

(2) 福岡県防災行政無線

消防局及び市民局(保健福祉局、道路下水道局に子機を設置)に設置し、運用している。

第3 消防、医療体制の整備

災害応急活動に備え、消防体制・医療体制を整備する。

1 消防体制の整備

(1) 消防職員及び消防団員の教養・訓練

消防学校における教養課程や消防団教養等で実施していく。

(2) 地震災害時火災予防対策

(3) 地震災害時危険物等の予防対策

2 医療体制の整備

(1) 医療機関の状況の把握・連携の確保

災害時の医療を確保するため、必要な医療機関に関する情報を把握し、災害時の協力体制を確立するなど連携を保つ。

(2) 救護班の編成の整備・訓練等

救護班の編成計画を整備し、職員に周知するとともに、総合防災訓練等において班編成の訓練を行うなど、職員の習熟を図る。

(3) 通信手段等の確保

保健福祉センター、市立病院（地方独立行政法人福岡市立病院機構が経営する「福岡市立こども病院・感染症センター」及び「福岡市民病院」をいう。以下同じ。）、福岡市医師会、及び災害拠点病院、その他医療関係機関との連携、連絡体制を確保するとともに、福岡市医師会及び災害拠点病院に防災行政無線を設置するなど災害時の通信手段を確保する。

(4) 医薬品等の確保

災害時の医薬品の調達について、調達の予定先の状況の把握に努め、災害時の協力体制を確立するなど連携を保つ。

第4 道路交通体制の整備

1 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理する。

2 事前届出の対象とする車両

事前届出の対象とする車両は、次に掲げるいずれにも該当する車両とする。

(1) 災害時において災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両。

- ① 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- ② 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ③ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ④ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ⑤ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ⑥ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ⑧ 緊急輸送の確保に関する事項
- ⑨ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

3 事前届出の申請

(1) 申請者

災害対策基本法施行令第33条第1項に基づく緊急通行車両の緊急通行を実施することについて責任を有する者。（代行者を含む。）

(2) 申請先

申請に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は県警察本部交通規制課。

4 申請書類

緊急通行車両事前届出書2通に次の書類を添付の上申請する。

- (1) 申請者が緊急通行車両として使用することを疎明する書類1通
- (2) 自動車検査証の写し等

5 事前届出済証の保管及び車両変更申請

関係機関は、事前届出済証を適正に保管するとともに事前届出済証の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合は、速やかに事前届出済証の返還、変更の申請を行う。

第5 防災訓練（各機関）

災害対策基本法に基づき、災害応急対策の安全遂行を図るため、関係機関が緊密な連携をとり、総合的かつ計画的に、多くの職員、市民が参加できる訓練を実施する。

なお、各所属は本訓練に積極的に参加する。

1 実地訓練

自然災害を想定して5～6月に区役所が主体となり、防災関係機関・団体及び地域と連携し、災害に迅速・確かな活動ができるよう個別訓練あるいは総合訓練を実施する。

(1) 訓練内容

① 避難訓練

学校、病院、福祉施設、工場、ビル、デパート等を対象に、地震・津波・大火訓練と合わせて避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水、給食等の訓練を実施する。

② 救出、救護訓練

地震・津波により現に生命、身体が危険な状態にあることを想定し訓練を実施する。

③ 通信連絡訓練

災害時の通信、情報、連絡確保のため、有線、無線等の通信訓練を実施する。

④ 輸送訓練

災害応急対策のための資材、器材の輸送、避難者の移送、救助物資の輸送等それぞれの訓練と併合して訓練を実施する。

⑤ 給水、炊き出し訓練

町内会等地域住民の協力を得て、り災者への給水、炊き出し訓練をそれぞれの訓練と併合して実施する。

⑥ 火災防ぎょ訓練

高層ビル、地下街及び密集地域等の大火災に備えて、消防機関及びその他の機関の動員、各機関の協力による防ぎょ、鎮圧訓練を実施する。

⑦ 非常招集（参集）訓練

災害時に迅速な配備態勢を整えるため、早朝等に非常招集を発令し、参集及び情報伝達についての訓練を実施する。

(2) 訓練参加機関

訓練参加機関は、自衛隊、福岡海上保安部、福岡県、福岡県警察、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他防災関係機関、防災活動協力会及び地域住民とする。

(3) 訓練実施要領の作成

訓練を実施する場合には、あらかじめ訓練実施要領を作成し、関係機関に周知する。

2 図上訓練

災害の発生が予測される時期から災害応急対策の総合態勢を確立するまでの間における市及び関係機関の活動要領をマスターし、防災態勢の充実を図る訓練を実施する。

(1) 訓練内容

- ① 福岡市災害対策本部の設置，運営
- ② 情報の収集及び報告通報
- ③ 災害予防のための措置及び手順
- ④ 災害応急対策のための措置及び手順

(2) 研究会

訓練終了後災害対策本部長が指名する者の司会により，訓練実施機関，防災関係機関，見学者が参加して研究会を実施する。

(3) 訓練参加機関

訓練参加機関は，福岡市，福岡県，指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関その他自衛隊等防災関係機関，防災活動協力団体及び地域住民とする。

(4) 訓練実施要領の作成

訓練を実施する場合には，あらかじめ訓練実施要領を作成し関係機関に周知する。

3 地域単位で行う市民中心の防災訓練

区役所，消防署，消防団などの連携により，自治協議会，校区等の単位で市民が中心となって実施できる初期消火，応急救護手当，浸水防止，避難訓練，緊急地震速報対応訓練，津波避難訓練や各種講習などを行う。

4 本庁舎の防災訓練

本庁舎における防災訓練を定期的実施する。

第6 災害ボランティア等への支援対策の推進

市，市・区社会福祉協議会及びNPO・ボランティア交流センターは，災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう，連携を図りながら，災害ボランティア，災害ボランティアコーディネーターの養成及びボランティアネットワークの構築を行う。

1 災害ボランティア，災害ボランティアコーディネーターの育成・支援

災害ボランティアコーディネーター養成講座等を実施し，災害時に迅速に対応できる人材を育成する。また，定期的に研修・訓練等を実施するなど，継続的な支援を行う。

2 ボランティアネットワークの構築

災害ボランティア活動が円滑に行えるよう，災害ボランティア団体や自主防災組織，防災士等と共働して，イベント等を実施するなど，平常時からのネットワークを構築する。

また，県内の各種ボランティア団体等の情報等を収集するため，災害ボランティア団体登録制度を検討する。

3 ボランティアが参加しやすい環境づくり

ボランティアが安心してボランティア活動に従事できるような環境づくりを行う。

第7 防災に関する調査研究（各局，区）

災害の多様化，複雑化，大規模化に対処するため，自然災害及び都市災害等に関する基礎的な資料を収集整理するとともに，被害想定，予防対策，応急対策等の防災体制について調査研究を実施する。

また，調査研究を推進するため，学識経験者から技術指導や助言等を受けることができる「福岡市技術ナレッジ・アライアンス制度」の活用についても検討する。

調査研究事項

- 1 被害想定に関すること
- 2 災害時の情報収集，伝達に関すること
- 3 住民の避難に関すること
- 4 都市の安全に関すること
- 5 地質，地盤に関すること
- 6 防災対策のシステム化に関すること
- 7 高齢者や障がい者などの居所把握調査など災害時の要援護者対策に関すること
- 8 活断層に関すること

第2節 自主防災体制の整備

「自らの安全は自らが守る」ことを原則として、市民自らの災害時の対応能力の向上を図るため、自主防災組織の結成促進、活動支援、防災訓練、防災知識の普及を図る。

また、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 自主防災組織の結成促進・活動支援

(1) 組織の結成促進

市民局、消防局、各区役所及び消防団との連携により、自治協議会等を通じ、住民に対し自主防災組織結成マニュアル等を活用して自主防災体制整備への理解を求めるとともに、校区・地区における組織の結成を支援する。

	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末
小学校区・地区数	147	149	149	149	149	149
組織数	114	129	138	142	146	147
組織率	77.6%	86.6%	92.6%	96.0%	98.0%	98.7%

注) 博多小学校校区については、統合前の旧4小学校区を各1組織として計上

(2) 組織への防災資機材購入補助金の交付

結成された自主防災組織に対しては、防災資機材の購入補助として1組織10万円を限度として補助を行う。

(3) 組織への指導等

自主防災組織による自発的な防災活動を支援するため、訓練等の指導を行うとともに、組織リーダー用マニュアル及び初動対応マニュアルチェックリストを配付し、自主防災組織などは地域の実情に応じた初動対応マニュアルの作成を推進する。

また、自主防災組織など地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進する。

(4) 組織への活動支援策等

自主防災組織が作成する防災計画を検証し、活動支援策を検討するなど、市民局、道路下水道局、区役所及び消防局が連携し、地域における自主防災活動を活性化させるための具体的な活動支援策を実施する。

① 情報支援

地域における先進的な取り組みなどを、出前講座や自主防災組織リーダー研修会などにおいて、積極的に各組織に情報提供を行う。

② 防災訓練実施時の支援

自主防災組織による防災訓練の実施を支援するため、各校区に担架を配備するとともに、防災訓練時には、区役所、消防署と連携した訓練指導や必要な物資を現物支給する。

③ 地域への土のう及び水防資材の配備

災害に備えるための身近な地域の初動対応として、希望する地域には、土のう及び水防資材をあらかじめ配備する。

2 地域・企業の防災リーダーの養成等

(1) 防災リーダーの養成

地域や企業における防災リーダー養成のため平成17年度から「博多あんぜん・あんしん塾(博多あん・あん塾)」を開講し、毎年100名程度、10年間で1,000名の「防災リーダー」(防災士)を養成する。また、塾修了者を「博多あん・あんリーダー」として認定する。

博多あん・あんリーダー（博多あん・あん塾修了者）	防災士資格取得試験合格者
572名	553名

（平成24年3月末現在）

(2) 博多あん・あんリーダー（博多あん・あん塾修了者）に関する情報提供

博多あん・あんリーダーのうち、庁内や地域への情報提供に、本人の同意が得られた者については、区役所や消防局等に毎年度、名簿を提供し、庁内で情報の共有と活用の促進を図る。また、自治協議会及び自主防災組織については、区役所の窓口での名簿閲覧により修了者情報を提供し、地域防災力の向上のために積極的な活用を促進する。

(3) 博多あん・あんリーダー会との共働事業の実施

博多あん・あんリーダーにより結成された防災ボランティア団体「博多あん・あんリーダー会」と、平成23年度から共働で、市民や子どもたちに対する防災知識の普及・啓発事業として「出前講座」や「ジュニア防災士養成講座」など、「地域みんなで防災力向上事業」を実施している。共働することにより、スタッフの確保に伴う学習・啓発機会の拡充や地域性を考慮したプログラムの研究・開発が進むとともに、当団体の会員が地域の防災リーダーとして、日頃から地元の自主防災組織等の活動への参画が進むなど、地域のマンパワーが強化されることも期待できることから、今後も創意工夫しながら、事業の推進を図っていく。

3 地域での防災講習等の実施

自主防災組織をはじめ地域住民による避難・初期消火・応急救護等の防災講習を実施する。

(1) 総合防災訓練への参加

総合防災訓練において、訓練種目への参加、見学等を実施する。

(2) 「市民防災の日」、「防災とボランティア週間」における諸行事の実施

「市民防災の日」、「防災とボランティア週間」において防災訓練や防災講習会等を実施する。

(3) 「災害に強い地域づくり講座」の実施

小学校区を単位として、避難・初期消火・応急救護等の防災に関する講習会を実施する。

(4) 情報収集・伝達訓練の実施

全校区を対象として、自主防災組織が地域の実情に応じて作成する初動対応マニュアルに基づき、情報収集・伝達訓練を実施する。

4 公民館を拠点とした防災活動体制の整備

地域コミュニティの核となる公民館を地域と行政との情報受発信拠点と位置づけし、防災行政無線デジタル化の推進や、自治協議会、自主防災組織の責任者による地域の安否状況の把握を行うなど、行政と連携した防災活動体制の整備を図る。

5 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

このため、市は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

6 防災知識の普及

広く市民に対し、災害時の対応、事前の備え等について理解の増進を図る。

(1) 主な普及事項

- ① 避難場所等地域防災計画の概要
- ② 災害時の身の守り方、備え
- ③ その他の防災に関する事項

(2) 防災講習会の開催

市又は関係機関の実施する防災に関する講習会の積極的利用を図る。

(3) 印刷物・ホームページ等での広報及び情報提供

- ① 市政だよりの記事（年1～2回）
自主防災活動や災害常備品等の必要な情報を市政だよりで広報する。
- ② 「ふくおか市生活ガイド」での情報提供
避難場所その他の防災に関する情報を「ふくおか市生活ガイド」に掲載する。
- ③ 「防災マップ」の作成

行政区毎に、避難所・避難場所、防災関係機関、施設、災害危険想定箇所などを掲載した「防災マップ」を配布し、（平成22年度に作成した、防災マップと浸水想定避難図を一元化したマップを、平成23年の梅雨時期前までに全世帯へ配布予定）またホームページに掲載して、市民の防災意識の向上を図る。また、視覚障がい者用として「点字版防災マップ」を平成17年度に作成し、情報プラザ等で閲覧等を行っており、希望者には、個別に配布を行っている。

なお、校区単位の防災マップの作成については、自主防災組織の活動の中で働きかけていくとともに、区役所、消防署、消防団等の連携のもと結成への働きかけの中からも作成に向け取り組む。

- ④ 防災ホームページによる情報提供
福岡市防災ホームページ内の「地震に備えるために」の項目等により、市民に広報、啓発を行う。
- ⑤ 福岡市防災メールによる情報提供
福岡市域で震度1以上の地震が発生した場合、福岡市防災メール登録者の携帯電話やパソコンへ、震度速報、震源に関する情報、各地の震度に関する情報、津波警報・注意報等の津波情報を電子メールで提供する。
また、市民のみならず来訪者への情報提供にも配慮するなど、防災メールを補完する手段として、防災メールで提供している避難勧告などの緊急情報を市全域又は行政区域内にあるNTTドコモの携帯電話へ発信できる「エリアメール」サービスを平成23年9月から活用するとともに、KDDI及びソフトバンクモバイルによるエリアメールと同様のサービス（緊急速報メール）についても平成24年3月に導入している。
さらに、平成24年1月からは、ソーシャルネットワークサービスのツイッターによる緊急情報の提供を開始している。
- ⑥ 「揺れやすさマップ」の活用
警固断層帯（南東部）を起因とする地震が発生した時の福岡市内各地の震度を示す「揺れやすさマップ」を情報プラザ、各区役所等で配布し、市民自らがその地域の震度を確認することで、自らの問題として理解してもらい、特に昭和56年以前の旧耐震基準の住宅等の耐震診断・耐震改修工事を促進させる。

(4) 福岡市民防災センターの活用

福岡市民防災センターにおいて、各種災害の体験、火災その他の災害時の対応方法の訓練、各種の防災講習会により、市民の防災知識の普及を図る。

(5) ラジオ、テレビによる防災知識の普及

放送局各社の協力を得て必要事項について放送を依頼する。

(6) ビデオ、DVD等による防災知識の普及

防災に関するビデオ、DVD等を活用し、学校、公民館等の学校教育、社会教育並びに防災関係職員、市民の防災知識の高揚に資する。

(7) 地震保険制度の普及促進

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引受ける保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段のひとつであるため、市は、その制度の普及促進に努める。

(8) 防災に関する主な運動期間

防災運動週間に際して、市及び防災関係機関は防災知識の普及に努めるものとする。

市民防火の日	毎月1日
防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
防災とボランティアの日	1月17日
文化財防火運動	1月26日～2月1日
春の火災予防運動	3月1日～3月7日
市民防災の日	3月20日
土砂災害防止月間	6月
危険物安全週間	6月第2週
国民安全の日	7月1日
海上災害防止運動	5月～10月
全国海難防止強調運動	7月16日～7月31日
道路防災週間	8月25日～8月31日
防災週間	8月30日～9月5日
防災の日	9月1日
救急の日	9月9日
津波防災の日	11月5日
秋の火災予防運動	11月9日～11月15日
119番の日	11月9日

7 防災教育の充実

「子どもたちのセーフティプラン事業」や、市民団体との共働事業による「地域みんなで防災力向上事業」などにより、地域や学校における幅広い年齢層への学習・啓発機会の拡充や地域性を考慮した講座・訓練等プログラムを実施し、基礎的な災害対応能力の育成を図るとともに、地域防災力の向上を図る。

特に学校教育においては、地震・津波を想定した避難訓練の実施、東日本大震災の被害や避難の成功例などを示すことによる児童生徒の防災意識の向上など、地震・津波を想定した防災教育の充実を図る。

8 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 被災者支援対策

被災者への支援対策を充実するため、食料や生活物資の備蓄・調達、避難対策、要援護者対策等について必要な整備を行う。その際、男女のニーズの違い等、男女の双方の視点に十分配慮するものとする

第1 生活支援対策

災害に備え、災害時に必要となる食料・日用品に関して、市民に対して必要な備えを呼びかける。

また、公的備蓄は、企業等との災害時応援協定に基づく流通備蓄の活用を基本とし、調達に必要な情報等の収集に努めるとともに、災害発生直後における対応に備え、必要最低限の食料や物資等を備える。

1 自主的備蓄の促進

(1) 3日分の食料等の備蓄

- ① 災害に備え、市民一人ひとりが食料、水を最低3日分備えておくことを呼びかけ、周知・普及を図る。
- ② 食物アレルギー等、食事に特別な配慮が必要な場合の3日分程度の分量の確保を呼びかける。

(2) 日用必需品の持ち出し準備

食料、水のほか、懐中電灯、ラジオ、衣類その他必要な日用品をまとめ、何時でも持ち出せるように備えておくこと等と呼びかけ、周知・普及を図る。

2 食料等の確保

(1) 調達先の情報収集

市において、災害時に調達すべき食料、日用品、その他の物資について、調達先、調達能力等の情報を定期的に把握しておく。

(2) 公的備蓄の実施

大規模災害時に、食料などの調達が困難な状況になった場合に備え、防災倉庫、防災センター、各校区（公民館）に計画的に非常食、水の備蓄を行うとともに、市立小・中学校等への配備拡充を検討する。

また、大規模災害が発生し、水洗トイレが使用できなくなった場合、各避難所に仮設トイレが設置されるまでの間の対応が必要となることから、防災倉庫、各校区（公民館）に簡易トイレの備蓄を行う。

なお、その他必要な備蓄品目及び量については、今後、関係各局と検討を行う。

① 非常食、水

備蓄数量については、国、他都道府県及び他市町村からの早期支援の実施や民間業者との生活物資応援協定の締結による支援等を考慮し、平成19年に県から公表された警固断層直下型地震の被害想定者、1日目約46,500人、2日目約23,000人の半数である34,750食分の備蓄を平成21年度末に完了している。今後は、5年間の消費期限が切れる分について、計画的に補充を行う。

また、食物アレルギー体質者や離乳食の摂取者対応食として、地震被害想定避難者1日目約46,500人、2日目約23,000人のうちの約3%（アレルギー体質をもつ者2%＋離乳食が必要な者1%）にあたる1日目約1,395人、2日目690人の3食分約6,255食分を平成26年度までに備える。

② 簡易トイレ

平成19年に県から公表された警固断層直下型地震の被害想定者、1日目約46,500人の半数である23,250式を平成24年度に備える。

(3) 市内部組織の所有品の活用

こども病院や市立保育所が所有する粉ミルク等（アレルギー対応含む）を災害時に活用する。

(4) 協力関係の樹立

本市に店舗を有する事業所等に、災害時の対応について理解、協力を求め、情報交換に努めるとともに、災害時の生活物資応援協定の締結を推進する。（資料編 162 頁）

第2 避難対策

避難対策として、避難場所等を指定するとともに、市民への周知を行う。

1 避難場所等の指定

避難場所、避難所については、あらかじめ指定する。

(1) 避難場所

避難場所は、次の2種類を指定する。

① 地区避難場所

災害発生時に、家屋の倒壊、地盤の崩壊、火災の発生等の危険を避けるため、住民が一時的に避難する場所であり、容易に避難できる至近距離にある場所とする。指定に際しては、概ね次の点に留意する。

- 1) 災害時の安全が確保されていること。
- 2) 地区の住民の避難が容易であり、概ね500mの圏内に配置する。
- 3) 地区の住民の相当数が避難可能な面積を有していることとし、原則1ha以上とする。ただし、周辺の土地利用状況、避難人口等を考慮し、1ha未満でも避難上有効な場合は、指定する。
- 4) 原則として次の施設から選定する。
 - ・ 小学校のグラウンド
 - ・ 中学校のグラウンド
 - ・ 公園
 - ・ 大学のグラウンド・寺院等の民間施設

② 広域避難場所

大規模な災害発生時、大火災の発生、危険物の爆発等のおそれがある場合に、最終的な避難場所となり、地区避難場所よりさらに安全性が高い場所とする。指定に際しては、概ね次の点に留意する。

- 1) 災害時の安全が確保されていること。
- 2) 避難が容易であり、概ね2kmの圏内に配置する。
- 3) 避難上有効な面積10ha以上を有することとし、一人当たりの面積は、1㎡/人以上とする。ただし、周辺の土地利用状況、避難人口等を考慮し、10ha未満でも避難上有効な場合は、指定する。
- 4) 原則として次の施設から選定する。
 - ・ 大規模な公園
 - ・ 大学のグラウンド等の民間施設
 - ・ その他広い面積の空間を有する施設等

(2) 避難所

① 一時避難所

災害により自宅で生活できなくなった被災者を収容し、一時的に生活する場を提供する施設で、比較的軽微の災害時に優先して開設を予定する。指定に際しては、概ね次の点に留意する。

- 1) 避難者が宿泊することが可能な屋内のスペースがある施設であること。
- 2) 避難者を収容する場所の面積は、避難者一人当たり2㎡を基準として、50人以上を収容できること。

有効面積は、施設面積の内、倉庫、トイレ、事務室その他の避難者が居住することが不適當な場所を除く。

- 3) 原則として次の施設を選定する。

- ・ 公民館、空港周辺共同利用会館、市民センター、市民体育館など

② 収容避難所

災害により自宅で生活できなくなった被災者を収容し、一時的に生活する場を提供する施設で、概ね比較的大規模な災害時に多数の被災者が発生したときに開設を予定する。指定に際しては、概ね次の点に留意する。

- 1) 避難者が宿泊することが可能な屋内のスペースがある施設であること。
- 2) 避難者を収容する区域の面積は、避難者一人当たり4㎡を基準として、100人以上を収容できること。有効面積は、施設面積の内、倉庫、トイレ、事務室その他の避難者が居住することが不適當な場所を除く。

- 3) 給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設であること。
- 4) 原則として次の施設を選定する。
 - ・ 小・中学校（講堂，体育館等）など
- ③ その他の避難所
 - 1) 福祉避難所

高齢者，障がい者等の要援護者で通常の避難所での生活が困難な者を収容するための避難所として指定する。指定にあたっては，予め福祉避難所として適当な社会福祉施設等の設置者と協定を締結するものとする。
 - 2) 臨時避難所

大規模な災害時において多数の被災者が発生し，指定の避難施設では不足する場合の対策として，大規模展示場やスポーツ施設などを避難所として，活用することについて施設管理者と協議を進める。このほか，臨時の避難場所としてグラウンド，公園等の空き地での支障のないものについてテント等を設置して，緊急の避難所とする。

2 市民への周知

- (1) 指定避難場所，避難所の名称，所在等及び災害時の避難方法等について，市民へ広報し，周知する。
- (2) 住民又は自主防災組織等において，緊急に一時避難する近隣の児童公園や空き地等を確認しておくよう，市民へ広報し，周知する。
- (3) 家庭，自主防災組織，町内会などにおいて，非常時の避難場所の確認，避難経路，非常時の連絡先等の打合せを行っておくよう，市民へ広報し，周知する。

3 避難場所の整備

避難場所となる公園について，順次整備する。また，小学校統廃合による避難所，避難場所の確保を順次行う。（第4節 第3オープンスペースの確保参照）

4 避難誘導等に関する習熟

常時，災害時の避難誘導及び避難施設の開設手順について確認しておくとともに，訓練で習熟しておく。

5 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから，次に掲げる帰宅困難者対策を講じる。

- (1) 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報する。
- (2) 企業等に対して，従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう，必要な物資の備蓄等を促す。
- (3) 天神，博多駅地区などにおいて，帰宅困難者の避難スペースを確保するため，企業等に対して，施設提供協力の働きかけを積極的に行う。
- (4) 避難場所等への円滑な誘導を行うため，集客施設などの民間事業者との協力体制を構築する。

第3 要援護者対策

災害発生時の要援護者の避難支援に備え、状況の把握を行うほか、情報伝達方法、地域の「共助」による避難支援対策の推進について必要な整備を行う。

また、要援護者には、防火訪問などを通じて防災意識の向上を図るとともに、地域住民には防災講習会や防災訓練等を通じて要援護者への配慮について啓発していく。

さらに、「福岡市災害時要援護者避難支援対策に関する取り組み方針」（以下「避難支援全体計画」という。）に基づき、地域の各種団体の連携により、高齢者や障がい者等と地域住民の日常的なふれあいの中で、災害時に備えた避難支援に関する具体的な計画を策定するしくみづくりを進めていく。

1 要援護者の把握・情報共有

(1) 状況の把握

高齢者、障がい者等の要援護者について、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、自力避難が困難な要援護者をリストアップし、「災害時要援護者台帳」の整備を行う。

(2) 自治協議会等への個人情報の提供

災害時における要援護者の安否確認や避難支援に活用することを目的として、災害時要援護者に関する情報の提供を希望する校区については、市と自治協議会等とが覚書を締結したうえで、自治協議会等への情報提供に同意した要援護者の個人情報を「災害時要援護者情報提供同意者名簿」として提供する。

(3) 要援護者や地域への定期的な制度の周知

地域の「共助」による要援護者の避難支援を拡充するため、「災害時要援護者支援ハンドブック」等を活用し、高齢者・障がい者に対して「災害時要援護者台帳」への登録や地域への情報提供に同意を呼びかけるとともに、自治協議会等への定期的な制度の周知を図り、全校区での覚書の締結を目指す。

2 避難所の整備と防災訓練の実施

(1) 避難所の整備

学校、公民館など避難所に指定している施設については、要援護者の使用に支障がないよう、施設の整備に努める。

(2) 防災訓練の実施

自主防災組織等において、要援護者の支援に関する防災訓練を実施するなど、要援護者に対する地域での協力体制の確立を図っていく。

3 「避難支援全体計画」に基づく避難支援対策の充実・強化

国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、地域の住民や各種団体が参画・協力した「共助」による避難支援が適切かつ円滑に実施されるよう、「避難支援全体計画」に基づき、災害時要援護者避難支援対策の充実・強化を図る。

(1) 地域ぐるみの取り組みを促進

地域の住民や各種団体が連携した「地域の支援組織」による取り組みを充実・強化していく。なお、地域の実情を踏まえた取り組みが実施可能となるよう、支援組織の構成・形態は地域の判断に委ねる。

(2) 災害時要援護者情報の地域との共有を拡充

平成23年12月の福岡市個人情報保護審議会の答申を踏まえ、個人情報の保護に配慮しつつ、「災害時要援護者台帳」登録者で地域への個人情報の提供に関する同意書を提出していない者の情報を含めた要援護者情報を地域の支援組織と共有する。

ただし、情報提供同意書未提出者の情報提供は、校区単位で災害時要援護者の避難支援対策に取り組む地域支援組織の代表者に限る。

(3) 災害時要援護者個人ごとの「避難支援計画」（個別計画）の策定

地域の支援組織は、地域への個人情報提供に関する同意書を提出した者について、要援護者本人やその家族、また、区役所や関係機関等と協力・連携して、災害時の具体的な避難支援の方法や内容等を定める「避難支援計画」（個別計画）の策定を進める。

(4) 実施可能な地域から段階的に拡大

当該取り組みは、実施可能な地域から開始し、その実施状況を十分に検証しながら、段階的に全市に拡大していく。

4 高齢者・障がい者以外の災害時要援護者対策の研究

高齢者・障がい者以外の乳幼児や妊産婦、外国人などの災害時要援護者についても、関係各局、関係機関、地域及び福祉関係団体等が連携し、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づく、具体的な支援対策の研究を行う。

第4節 防災都市づくり

地震災害も考慮して都市づくりを行い、オープンスペースの確保等都市施設について必要な整備、対策を行う。

第1 震災に強い都市づくり

1 基本目標

- (1) 地震発生時における津波や建物倒壊、火災延焼から、市民の生命および財産を保護し、被害を最小限に抑えること（減災）を目指して、震災に強い都市づくりを推進する。
- (2) 地震発生時における迅速な避難や消火・救助活動、及び震災からの速やかな復旧・復興を可能とする安全・安心な都市づくりを推進する。
- (3) 市民、地域においては、日頃から減災にむけた防災の取り組みを、行政は都市の骨格的な都市基盤整備と、地域への防災の取り組み支援等を行い、市民、地域、行政が連携して震災に強い都市づくりを推進する。

2 基本的な考え方

(1) 市街地大火を防ぐ都市構造の形成

大規模地震による火災は、同時多発的に発生する可能性があるため、通常の消防体制では十分に対応できない可能性がある。

このような火災による延焼の拡大を防止し、被害を最小限に抑えるために、道路等の延焼遮断帯により都市の分節化を目指す。このため、延焼遮断帯となる道路等の整備を促進する。

(2) 安全な避難場所、避難路の確保

福岡県西方沖地震発生直後、本市においては多数の避難者が避難場所などに避難した。

今後、警固断層帯（南東部）における大規模地震が発生した場合には、人口の多い都心部などの市街地をはじめとして多数の避難者が発生すると予想されている。このため、市民や来街者等を安全に避難させるための避難場所や避難路の確保を図る。

(3) 安全な建物への更新、市街地の形成

本市は、警固断層上に中心市街地が位置しており、断層周辺部における建物の耐震化や不燃化、建替促進を重点的に推進する。また、本市は4m未満の狭あい道路をもつ市街地も多く存在しており、これら狭あい道路は建物倒壊等により道路の閉塞が起りやすく避難や消防活動に支障をきたすおそれもあるため、地区の特性に応じてこのような市街地の整備・改善を図る。

3 震災に強い都市づくりの推進方策

(1) 市街地大火を防ぐ都市構造の形成

延焼遮断帯等の整備

1) 目的

幅をもった道路、河川、鉄道、緑地、大規模空地などは、延焼遮断帯として大規模地震時における同時多発火災の延焼拡大を防止する効果がある。

このため、延焼遮断帯により市街地を分節化して都市防火区画を形成することで、被害の拡大を防止し被害を最小化する。

また、オープンスペース等の確保や緑化の推進などにより、市街地大火による被害の拡大を防止し被害を最小化する。

2) 基本的な考え方

- ・道路等の配置の状況や土地利用状況等を踏まえて、道路、河川、鉄道等により延焼遮断帯を形成し、

原則 200ha 以下となるように都市防火区画を設定する（市街化調整区域に面する部分などを除く）。

- ・市街地大火を防ぐ公園等のオープンスペースの整備や緑化を推進する。

(2) 安全な避難場所、避難路の確保

① 地区避難場所や身近な避難場所となるオープンスペースの確保

1) 目的

地区避難場所は、地震時に建物の倒壊、地盤の崩壊、火災の発生等の危険を避けるため、市民や来街者等が容易に避難できる至近距離にある場所に配置する。

2) 基本的な考え方

- ・地区避難場所は、小学校・中学校のグラウンド、公園、広場などで、災害時の安全が確保され、避難上有効な空間を有する施設とする（面積については、地区の住民や来街者等の相当数が混乱なく避難可能な面積を有していることとし、原則、1ha 以上が望ましいものとするが、市域全体にわたる公共空地等の配置、周辺の土地利用状況、避難人口等を考慮し、1ha 未満でも避難上有効な場合は指定する）。
- ・地区避難場所へは、周辺住民や来街者等の避難が容易であり、概ね 500m の徒歩圏内に到達できるように配置するものとする。
- ・地区避難場所として位置づける公園、緑地等の確保・整備を推進するとともに、地区避難場所が不足する地区については、大学や寺社等の民間施設とも連携して、地区避難場所やオープンスペースの確保を図る。
- ・都心部においては、避難人口が多いことから、民間開発にあわせたオープンスペース及び避難空間の確保や公園等の整備を推進する。

② 広域避難場所の適正配置

1) 目的

広域避難場所は、大規模な地震発生時に周辺地区から避難者を収容し、地震に伴い発生する火災等から避難者の生命、身体を保護する役割を担う。

これら広域避難場所は、歩いて到達できることを基本とし、概ね区内又は隣接区の間での避難が可能のように適正に配置する。

2) 基本的な考え方

- ・広域避難場所は、公園、緑地、広場その他の公共施設や大学のグラウンドなどで、災害時の安全が確保され、避難上有効な空間を有する施設とする（面積については、10ha 以上が望ましいものとするが、市域全体にわたる公共空地等の配置、周辺の土地利用状況、避難人口等を考慮し、10ha 未満でも避難上有効な場合は指定する）。
- ・広域避難場所は、相当多数の住民や来街者等が混乱なく避難可能な面積を有するものとし、一人あたり面積は、 $1\text{ m}^2/\text{人}$ 以上とする（将来の目安 $2\text{ m}^2/\text{人}$ 以上）。
- ・広域避難場所へは、避難が容易であり、概ね 2km の歩行距離内に到達できるように配置する。

③ 広域避難場所へアクセスする避難路の確保

1) 目的

被災時に、避難者が迅速かつ安全に広域避難場所へ到達しうるための避難路を確保する。

避難路は、道路等の幅員や配置、避難場所及び避難路相互のネットワークを考慮し、設定する。

2) 基本的な考え方

- ・避難路については、原則、幅員 15m 以上の道路を基本とする（ただし、幅員については、市街地の土地利用状況、避難者数、緊急車両の活動などに配慮し、これに準じた配置も行う）。
- ・避難路沿道の建築物の耐震化、不燃化を促進することにより、安全な避難活動を確保する。
- ・避難路のうち緊急輸送道路については、被災地の応急対策に従事するもの、又は災害応急対策に必要な物資の輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保することも踏まえ、特に重要な避難路として道路整備を進める。

④ 避難や防災活動の経路の確保

1) 目的

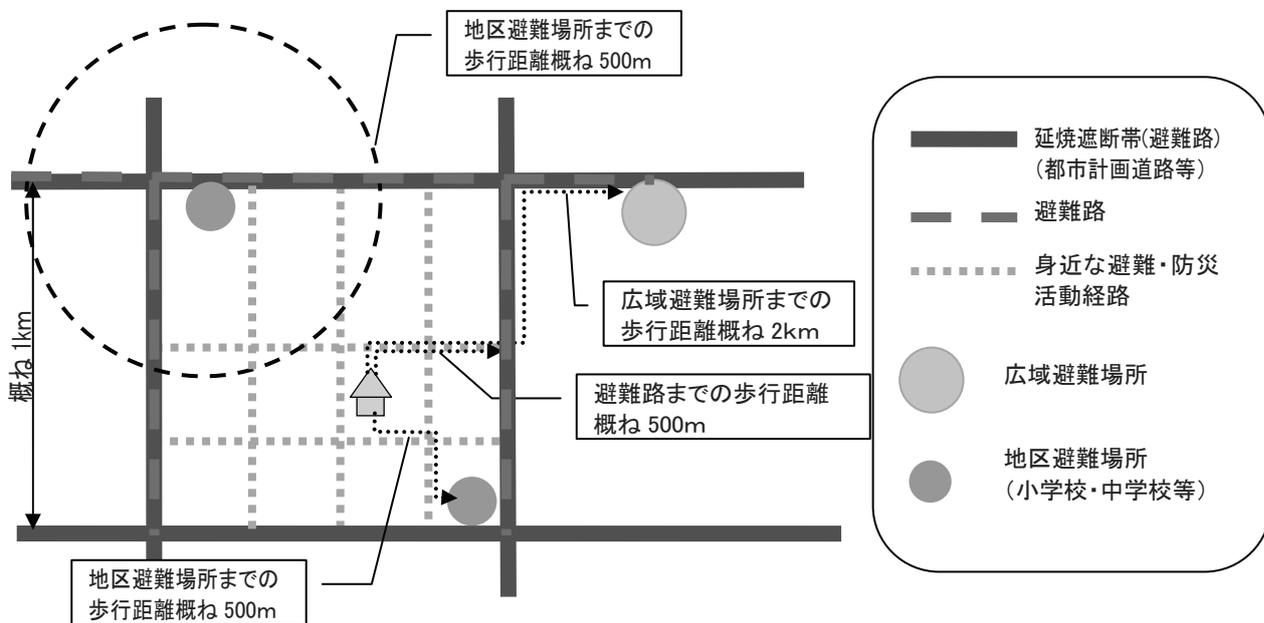
地震発生後、幅員が狭い道路が多い地区では、建築物の倒壊などにより道路が閉塞し、避難活動の障害になるとともに、消防車や救急車等の緊急車両が通行できなくなるなど、消火・救助活動に影響を与える可能性がある。

このような地区では、避難・防災活動の円滑化を図るため、狭あい道路の整備・改善などにより道路空間を確保する。

2) 基本的な考え方

- 幅員4m未満の道路が多い地区にあつては、狭あい道路の整備・改善を図るとともに、建築物の建て替えにあわせたセットバック（壁面後退）や、危険なブロック塀の除却等を促進することにより、地区の避難・防災活動が確保できる空間を確保する。

〈避難場所、避難路等のイメージ〉



(3) 安全な建物への更新，市街地の形成

倒れにくく燃えにくい建物への更新

1) 目的

地震時に火災が同時多発的に発生すると、消防力が分散され、延焼が拡大するおそれがあり、特に老朽化した木造建築物が密集している地区ではその危険性が高くなる。

地震による死傷者等の被害を最小限に抑えるために、老朽建物の建替や耐震化，不燃化を促進する。

また、本市中心市街地に位置する警固断層帯（南東部）周辺区域において、大規模な地震被害が想定されることから、大規模地震発生時における都市機能の被害を最小限に抑えるため、警固断層周辺の市街地等において、建物の耐震化や不燃化，建替促進を重点的に推進する。

2) 基本的な考え方

- 老朽化した建築物や建物更新が進んでいない地区等において、耐震診断や耐震改修を促進する。
- 老朽化した建築物の多い都心部においては、地域のまちづくりとあわせて、適切な都市機能の更新を誘導し、建築物等の耐震化，不燃化を促進する。
- 老朽化した木造建物等が密集している地区などにおいて、地域特性を踏まえて、必要に応じて共同化促進や市街地整備を図る事業を推進する。
- 都心部をはじめ警固断層帯（南東部）周辺区域等においては、大規模地震発生時における都市機能の被害を最小限に抑えるため、耐震化や建替を促進する。
- 警固断層などを起因とする地震による人的・経済的被害を軽減するためには、民間特定建築物の耐震化率90%（平成27年度）を目標として、減災効果の大きな特定建築物の耐震化に取り組んでいく。

第2 具体的な施策

1 都市計画

(1) 土地利用計画

土地利用計画は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地整備を進めるとともに、都市災害にも対応できる都市づくりを推進するため、都市計画区域を、市街化を促進する市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域に区分し、建物の用途、形態などに一定の制限を課す用途地域等の地域地区を指定するものであり、それにより良好な市街地形成を誘導するものである。

① 市街化区域及び市街化調整区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分している。

市街化区域と市街化調整区域の区域区分については、昭和45年の当初決定の後、当該都市計画区域の人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、定期的（概ね7～8年に一度）に見直しを行っている。

② 用途地域

用途地域は、機能的かつ安全な都市活動の場を確保するとともに、防災にも配慮した建築密度、形態等を誘導し良好な市街地環境の形成を図るため、本市の都市構造、土地利用及び都市基盤整備の動向を踏まえ指定しており、建築基準法と合わせて、建築物の用途や容積率・建ぺい率・高さ等を規制・誘導するものである。

用途地域については、昭和6年の当初決定の後、都市の発展と土地利用の動向等を勘案して、定期的（概ね7～8年に一度）に見直しを行っている。

③ 防火地域・準防火地域

防火地域・準防火地域は、市街地における火災の危険を防ぐため、火災発生時における延焼防止帯としての役割を担う地域として、都心部などの指定容積率の高い地区やこれに隣接した建築密度の高い地域及び避難路となる主要な幹線道路沿道等を対象に指定することにより、建築基準法と合わせて建築物の不燃化を誘導するものである。

昭和23年に中心市街地に準防火地域を決定した後、都市の発展の動向を踏まえ、必要な見直しを行っている。

また、防火地域、準防火地域を除く市街化区域内において建築基準法に基づき、法第22条の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃化及びその延焼のおそれのある外壁の部分に対し、一定レベルの防火性能を誘導している。

防火地域及び準防火地域の指定状況

区 分	面積 (ha)	市街化区域に おける割合	備 考
防火地域	160	0.98%	(1) 集団的な指定 公共施設が整備された都心部の容積率500%以上の地区及び歓楽街等で人口集中度が高い地区
			(2) 路線的な指定 主要幹線道路沿道で、建築物の耐火化がすすんでいる容積率500%以上の地区（公園等防災拠点となる地区との接続を考慮した指定とする。）
準防火地域	2,493	15.3%	(1) 商業地域及び近隣商業地域
			(2) 都心部の商業地域に接続して、建築密度が高い地区

(2) 都市防災施設

道路、公園等の都市施設は、平常時における本来の機能に加え、災害時において市民の生命・身体の安全を確保する都市防災施設としての機能を有することから、その適切な配置及び規模をあらかじめ定めることにより、計画的かつ総合的整備を図る。

また、避難場所への災害対応トイレの整備など、防災機能の充実・強化に向けて、関係局において協議・検討を進める。

① 避難場所

大規模な地震の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する火災等から避難者の生命・身体を保護するものとして、市域全体における公共空地等の配置、施設の規模及び施設周辺の避難人口等を考慮し、公園等の適切な配置、大学等や周辺市町との連携などにより、広域避難場所の確保・整備に努める。

また、被災時における地域住民の集結場所、消防救護活動等の活動拠点あるいは広域避難場所への中継地として、公園・緑地の確保や大学・学校等の連携などにより地区避難場所の確保・整備に努める。

② 避難路

被災時に、避難者が迅速かつ安全に避難場所等の安全な場所へ到達しうるための経路として、道路等の幅員や配置、避難場所及び避難路相互のネットワークを考慮し、避難路として機能する道路等の適切な配置に努める。

(3) 市街地形成

新市街地において、計画的整備による防災上安全な市街地の形成を図るとともに、既成市街地においても、防災上危険な市街地において、面的整備手法や市街地修復型的手法を活用し、住民が主体となったまちづくりの機運に応じて、計画的かつ総合的に地区の防災性向上を図る。

① 市街地開発事業等

新市街地の整備に当たっては、土地区画整理事業等により計画的に都市基盤整備を図るとともに土地利用計画を適切に定め、都市防災にも配慮した良好な市街地環境の形成に努める。

また、既成市街地において、防災上危険な地域については、住民を主体とするまちづくりの気運の高まりに応じ、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的な整備手法による老朽建築物の更新及び防災拠点となる公園等のオープンスペース、避難路となる区画道路等の公共施設の整備に努める。

② 地区計画等

地区の特性に応じて、道路、公園等の地区施設や建築物、土地利用に関する計画を地区住民の意向を反映しながら定め、地区内の開発や建築行為を規制誘導することにより、都市防災にも配慮した良好な市街地環境の形成や保全、あるいは木造密集、道路狭隘等、防災上の課題のある地区における課題の改善に努める。

地区数（地区）	面積（ha）
110（10）	1271.0（46.4）

※（ ）内の数字は、再開発等促進区を定めた地区計画の面積

③ 防災再開発促進地区

密集市街地のうち、防災性の向上を図る上で特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区を、防災再開発促進地区として適切に定め、住民を主体とするまちづくりの気運の高まりに応じ、地区の防災性向上に努める。

第3 オープンスペースの確保

災害時において避難場所、応急活動等の拠点となる公園等のオープンスペースの整備を行う。また、公園の防災機能の強化に向けて、調査・研究を進める。

1 公園等整備計画

公園は、地震火災時等には避難地・避難路となるほか、火災の延焼防止や救援活動の拠点として機能するなど、重要な役割を果たす。

身近な公園の整備を図るとともに、災害時に一次避難地として機能する近隣公園や、地区の救援活動の拠点としても利用可能な地区公園・総合公園・運動公園等の確保を進める。

	公園名	公園計画面積 (ha)	整備予定年度
広域避難地	西南杜の湖畔公園 (総合公園)	19.2	平成23～27年度
	舞鶴公園 (総合公園)	42.4	平成23～27年度
	アイランドシティ中央公園 (総合公園)	17.3	平成23, 26, 27年度
	今津運動公園 (運動公園)	33.0	平成23～26年度
	かなたけの里公園 (風致公園)	14.0	平成23～25年度
一時避難地	飯原中央公園 (近隣公園)	1.1	平成23年度
	伊都1号公園 (近隣公園)	1.7	平成23～25年度
	伊都2号公園 (近隣公園)	1.1	平成24～26年度
	賀茂中央公園 (近隣公園)	1.7	平成28年度以降
	片江風致公園 (風致公園)	4.7	平成24年度
	油山桜公園 (仮称)	4.9	平成24～27年度

2 港湾緑地

広域避難地として機能する公園の計画

香椎パークポートに整備する港湾緑地については、臨海部における避難地及び一時居住地として機能する避難緑地として活用する。

公園名	公園計画面積 (ha)	整備完了年度
みなと100年公園	12.2	平成11年7月 一部供用開始 平成22年度完了

また、都心に近い中央ふ頭地区については、災害時における海上からの物資・人員の輸送や避難地として活用する防災拠点とするため、緊急物資輸送対応の震災強化岸壁の整備を計画している。

第4 公共土木構造物の対策

1 公共土木構造物の耐震対策

公共土木構造物については、地震発生による人命への重大な被害や市民生活への深刻な影響を抑止し、災害対策活動を速やかに行うため、各施設毎の国の耐震に関する基準や指針等に基づき耐震診断を行い、必要に応じた改修により耐震性能の向上を図る。

特に、防災上重要な施設については、「福岡市公共施設地震対策技術連絡協議会」において関係局相互の連絡調整を行い、「福岡市公共施設の耐震対策計画」に基づき耐震対策の早期実施を図る。

2 道路整備計画

(1) 都市計画道路整備

都市計画道路は、地震災害発生時の火災に対して延焼及び飛火等を防止する防火帯となり、都市の防災機能を高めるものである。

また、避難経路、応急物資輸送路及び、防災活動用の空間としても重要な役割を果たす都市計画道路の整備を進める。

(2) 緊急輸送道路ネットワーク

地震発生直後より、被災地の応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、道路橋の耐震対策及び、都市計画道路の整備を進める。

(3) 無電柱化事業

地震発生時の電柱の倒壊及び電線の切断等が人命、家屋等に直接的な被害及ぼすのを防ぐとともに、電柱の倒壊及び切断された電線が路上に垂れ下がり、緊急車両その他の交通に支障が生ずることを防ぐため、無電柱化の整備を進める。

(4) 道路橋における震災対策事業

地震発生時における避難路、緊急物資の輸送路、及び防災空間としての道路の機能を保つために、緊急輸送道路の橋梁耐震補強3箇年プログラムに基づき整備を進める。

3 高潮、津波災害予防計画

高潮、津波等による災害を予防するために必要な施設の整備を図るための計画である。

(1) 海岸事業

海岸線背後に人家が密集しており地盤が低い地区については、高潮、津波等の被害を防止するとともに、地域環境に配慮した護岸を整備する。

また、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止するため、護岸等の耐震対策を行う。

海岸耐震対策事業

地区名	事業全体	事業内容	整備延長	整備予定年度
西戸崎（大岳）地区	福岡市	護岸補強	300m	H20～H24

(2) 漁港漁場整備事業（風水害等対策編 11 頁参照）

4 土砂災害予防（農林水産局、住宅都市局、道路下水道局）

地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土石流により危険区域の災害を防止するための必要な事業についての計画である。

(1) 山地災害対策

集中豪雨等による、山地災害を未然に防止するため、県は治山治水緊急措置法、森林法及び地すべり等防止法により、山地災害危険地を指定し、治山事業を推進する。

林地及び林道については、切面崩壊、落石防止、法面保護などを施工して危険箇所の安全を図る。

- 治山対象地区（資料編 33 頁）
- 林地防災対象地区（資料編 33 頁）
- 林道防災対象路線（資料編 34 頁）

(2) 地すべり、山崩れ防止等保安対策

① 土砂流出防備保安林

林木及び地表植生、その他地被物の直接、間接の作用によって、表土の流出及び林地の崩壊を防止するための指定地区である。

② 土砂崩壊防備保安林

地中に張りめぐらされた樹木の根により山地の崩壊を防ぎ、住宅や道路、鉄道などを災害から守るための指定地区である。

③ 水源かん養保安林

田畑における農作物及び民生安定のため水資源を確保し、土砂崩壊を防止するための指定地区である。

事業名	指定面積 (ha)	市域面積 (ha)	面積比
土砂流出防備保安林	890	34,060	2.6%
土砂崩壊防備保安林	99		0.3%
水源かん養保安林	2,643		7.6%

(3) がけ崩れ災害予防計画

① 急傾斜地対策

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により、県は相当数の居住者に危害が予想される急傾斜地を崩壊危険区域に指定し、崩壊防止工事を施行する。

また、行為の制限、防災措置の勧告、改善措置の命令等の防災指導を行うものとする。

急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域

地 域 名 称	箇 所	指定年月日
弘 ・ 堂 山	東区大字弘	昭和56年 4月18日
神 松 寺	城南区神松寺一丁目	昭和56年 4月18日
北 浦 (2)	西区大字能古字大瀬, 丸山	昭和57年 2月27日
野 芥 四 区	早良区大字野芥字宮ノ下	昭和58年 2月15日
唐 泊	西区大字宮浦字泊, 若ノ浦	昭和58年 5月26日
		昭和63年12月17日
脇 山 ・ 谷②	早良区大字脇山字谷	昭和60年 3月16日
香住ヶ丘二丁目②	東区香住ヶ丘二丁目	昭和62年 2月17日
唐 泊 (3)	西区大字宮ノ浦字小泊外	昭和62年10月25日
名 島 四 丁 目	東区名島四丁目	平成 3年 2月20日
唐 泊	西区大字宮ノ浦	平成 3年 4月17日
原 町	早良区東入部	平成 5年 2月15日
石 釜	早良区大字石釜	平成 8年 3月29日
弘	東区大字弘	平成 9年 3月31日
松 崎 三 丁 目	東区松崎三丁目	平成10年 7月17日
		平成12年 1月28日
今 津 城	西区大字今津字城	平成10年 7月17日
愛宕三丁目 (4)	西区愛宕三丁目	平成11年 1月 8日
弘 (1)	東区大字弘	平成11年12月17日
		平成13年 2月 2日
野 多 目 四 丁 目	南区野多目四丁目	平成11年12月17日
和 田 二 丁 目	南区和田二丁目	平成13年 2月 2日
今 宿 青 木 (1)	西区今宿青木	平成14年11月27日
東 平 尾	博多区東平尾二丁目	平成15年 2月19日
勝 馬	東区大字勝馬字寺浦	平成17年10月28日
弘 (2)	東区大字弘字赤石, 弘	平成17年12月28日
志 賀 島	東区大字志賀島	平成19年 2月16日
元 岡	西区大字元岡字汐除, 字舟引	平成20年 9月26日

② 宅地災害防止のための規制

災害の発生が予想される危険な宅地については、土地所有者、管理者、占有者等に対し、災害対策基本法、宅地造成等規制法及び建築基準法の規定に基づき必要に応じ、がけ地等の改善勧告又は措置命令を行うものとする。

宅 地 造 成 工 事 規 制 区

事業名	市域面積 (ha)	規制区域面積 (ha)	面積比 規制区域面積／市域面積
宅地造成工事規則区域	33,681	1,530	4.5%

③ 宅地災害防止のための措置

がけ崩れ等による宅地災害防止のための技術指導を行うと共に、住宅金融支援機構宅地防災工事資金制度の活用並びに福岡市宅地防災工事資金融資制度による貸付を行い、防災対策の強化を図る。

(4) 土石流対策

① 砂防事業の推進

土石流災害を未然に防止、又は軽減するため、県は砂防事業を推進する。

② 住民に対する周知等

土石流対策については、国・県の指導に基づき、関係住民への周知に努め、住民の土石流に対する危険性・避難等について、防災意識の徹底を図る。

③ 土石流危険渓流

土石流危険渓流とは、土石流の発生の危険性があり、5戸以上の人家（5戸以下でも官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場合を含む。）に被害を生ずるおそれがある渓流である。

（資料編 35 頁）

(5) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定

福岡県において「土砂災害防止法」に基づき、平成 22 年度から、福岡市域での区域指定に向けての基礎調査が進められることとなっている。指定を受けた場合、本市では情報伝達・警戒避難体制に関する事項を定め、円滑な避難が行われるために必要な事項を住民に周知させるための措置を行う。

① 土砂災害警戒区域

がけ崩れなどの土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域である。

② 土砂災害特別計画区域

がけ崩れなどの土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域である。

5 水 道

(1) 水道施設の耐震性強化

水道施設の耐震性を強化し、災害時における水道施設のライフライン機能強化、信頼性向上を図る。

① 老朽化施設の更新の際は、耐震性のある設備の導入や機能の増強を行っており、今後とも推進していく。

- 1) 浄水場 電気・機械設備の改良
- 2) 導・送・配水管 老朽管等の改良
- 3) 給水管 公道上の給水管ポリエチレン化及び止水栓の設置
- 4) 配水コントロール 情報通信速度の向上、バックアップ等による機能充実

② 基幹施設は、地震等の災害時における機能保持のため、多系統化を進めており、今後とも推進していく。

- 1) 取水水源の多系統化（緊急時用連絡管の活用等）
- 2) 導・送水管の多系統化
- 3) 配水幹線の多系統化及びループ化

③ 通常時の給水安定化とともに、緊急時における給水拠点確保のための施設整備をさらに推進する。

- 1) 緊急時給水拠点の整備
- 2) 緊急遮断弁の整備

④ 耐震化対象地域においては、耐震継手による配水管整備を行うとともに、共同溝の参画にて、耐震化を図る。なお、基幹病院等の重要給水施設に至る管路等について、優先的に耐震化を図る。

(2) 情報通信施設の充実・強化

災害時には、電話回線の混乱が予想されるため、災害時優先電話や行政無線の活用等による事業所間における連絡体制の強化を図る。

(3) 資材備蓄体制の強化

- ① 緊急時に備え、主要管種等資材の備蓄の充実を図る。
- ② 応援都市と資材備蓄等に関する情報交換を行う。

(4) 応急対策の体制強化

- ① 災害時に応急復旧、応急給水を迅速に行えるよう、「福岡市水道局災害応急対策計画」を熟知しておくとともに職員の防災訓練，研修の充実を図る。
- ② 応援都市間における管路情報や工法等の情報交換を行う。
- ③ 関係機関，民間企業等との協力体制の整備を行う。

(5) その他

- ① 災害時の円滑な応急復旧に役立つマッピングシステムによる，完工図・給水設計台帳及び配水管路・給水管情報の管理・検索の効率化や分散化を行っており，情報の円滑な更新を図る。
- ② 災害時の迅速な応急復旧を支援できるよう，マッピングシステムの機能強化・モバイル化など，機能の充実を図る。

6 港 湾

安全で安心な市民生活を確保するため、震災時において海上からの緊急物資・幹線貨物の輸送など円滑な災害支援・救助活動を図るとともに、災害時の経済活動への影響を最小限に抑え物流機能の確保を図るため、地域特性を踏まえた耐震強化岸壁の整備を進める。

また、老朽化施設の更新時には、最新の技術基準に基づき耐震性の向上を図り、震災に強い港づくりを進める。

区 分	場 所	水 深	岸壁延長	備 考
緊急物資輸送等対応岸壁	中央ふ頭	10.0m	250m×1バース	未着手
		7.5m	160m×2バース	
幹線貨物輸送対応岸壁	アイランドシティ	15.0m	350m×2バース	1バース平成20年10月供用開始

7 漁 港

市民への水産物供給の拠点という重要な役割を担っている博多漁港は、全国の漁港でも特に水産業の振興のために重要な漁港として特定第3種漁港に指定されている。

さらに、大規模な地震等が発生した場合でも、水産物の安定的な供給を図るとともに、被災直後の緊急物資、避難者の海上輸送等の救援活動を行う防災拠点漁港に位置付けられていることから、震災時においても、その機能が確保されるよう耐震強化岸壁の整備を図る。

区 分	場 所	水 深	岸 壁 延 長	備 考
陸揚用岸壁	博多漁港	7.0m	420m	検討中

8 地震防災緊急事業五箇年計画

福岡市関連分

事業名	事業主体	施設等の位置	事業の概要	整備予定年度
避難地	福岡市	福岡市	広域避難地 アイランドシティ中央公園 かなたけの里公園 舞鶴公園 西南杜の湖畔公園 今津運動公園	23, 26, 27 23~25 23~27 23~27 23~26
			一次避難地 伊都1号公園 伊都2号公園 賀茂中央公園 飯原中央公園 片江風致公園 油山桜公園	23~25 24~26 28 23 24 24~27
消防用施設	福岡市	福岡市	消防ポンプ自動車 水槽付消防ポンプ自動車 化学消防ポンプ自動車 はしご付消防ポンプ自動車 救助工作車 救急自動車, 過半式小型動力ポンプ 小型動力ポンプ付積載車 防火水槽	18~21 20~22 18, 21 20 18, 20 18~22 18, 21 18
緊急輸送を確保するため必要な道路, 交通管制施設, ヘリポート, 港湾施設又は漁港施設(緊急輸送道路)	福岡市	福岡市	道路改良12箇所 約12.8km 道路橋梁耐震対策5橋 中央ふ頭~須崎ふ頭間道路 14m×1,400m 中央ふ頭内道路 14m×888m アイランドシティ内道路 14m×1,561m	18~19 18~23 7~31 6~25 14~26
緊急輸送を確保するため必要な道路, 交通管制施設, ヘリポート, 港湾施設又は漁港施設(緊急輸送漁港施設)	福岡市	福岡市	幹線貨物輸送対応岸壁(C2) (-15m) 幹線貨物輸送対応岸壁(D) (-15m) 緊急物資輸送対応岸壁 (-10m)	19完了
共同溝, 電線共同溝等の電線, 水管等の公益物件を収用するための施設	福岡市	福岡市	電線共同溝 16.6km	18~22
防災行政無線設備その他の施設又は設備	福岡市	福岡市	防災行政無線	23完了
井戸, 貯水槽, 水泳プール, 自家発電設備その他の施設又は設備	福岡市	福岡市	大容量送水管 3,058m	16~21

第5 建築物の耐震対策

「建築基準法」, 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき建築物の耐震対策を推進する。

1 公共建築物の耐震対策

防災上重要な建築物については, 「福岡市公共施設地震対策技術連絡協議会」において関係局相互の連絡調整を行い, 「福岡市公共施設の耐震対策計画」に基づき耐震対策の早期実施を図る。

また, 公共建築物の新築にあたっては, 防災上の重要性を考慮し, 施設の用途に応じた耐震対策を実施する。

2 民間建築物の耐震対策

市民自らの問題・地域の問題として地震防災対策促進のための環境づくりや、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく助言・指導に努めるとともに、必要な支援を行う。

(1) 福岡市耐震改修促進計画の推進

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、平成20年3月に策定した「福岡市耐震改修促進計画」を推進し、民間建築物の住宅等の耐震化率90%を目標に耐震化促進に取り組む。

(2) 耐震診断・耐震改修の促進

住宅等の耐震化を促進するため、「揺れやすさマップ各区版パンフレット」の配布や、出前講座の実施、相談体制の整備、市ホームページを活用した情報提供の充実、耐震診断・耐震改修等の助成制度の活用など、市民が安心して耐震対策を行える環境整備を進める。

(3) 警固断層に着目した耐震対策の推進

警固断層帯（南東部）が福岡市の都市機能が集積している都心部を縦断していること、また、警固断層帯（南東部）を起因とする地震が発生した時、断層周辺は震度6強以上の強い揺れが予想されることから、条例を制定（平成20年3月）し、長期的な視点に立って、一定の区域において、条例施行後（平成20年10月）、新築・改築される一定規模以上の建築物について、耐震性能を強化し、建築物の安全性を高め、かつ、都市機能の保全を図る。

第5節 津波災害予防

平成23年度に福岡県が実施した津波防災アセスメント調査の結果などを踏まえ、施設の必要な整備や避難対策等を検討する。

1 津波に強い都市づくり

(1) 建築物の安全化

地下街等不特定多数の者が使用する施設や学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、津波に対する安全性の確保を検討する。

(2) ライフライン施設等の機能の確保

ライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設の耐浪性の向上や系統多重化の確保について検討する。

(3) 危険物施設等の安全確保

石油コンビナート等の危険物施設の所在や危険度を把握するとともに、護岸等の耐震化、耐浪性の向上を検討する。

(4) 災害応急対策等への備え

津波が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図る。

2 津波防災知識の普及・訓練

(1) 防災知識の普及

津波に備えて迅速な避難行動が開始できるよう、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、住んでいる地域の特徴や過去の津波から学んだ教訓をはじめ、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながら津波の危険性を周知させるなど、普及・啓発の充実・強化を図るものとする。

特に、沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があることから、次に示す避難行動に関する知識の周知徹底を図る。

- ① 強い揺れ（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じたときには、津波警報や避難指示を待たず、直ちに避難すること。
- ② 津波警報を覚知した場合にも、避難指示を待たずに、直ちに避難すること。
- ③ 津波警報や避難指示は、避難した先で確認し、避難行動を継続するかどうかの判断材料とすること。
- ④ 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること。
- ⑤ 自ら率先して避難行動を取るにより他の地域住民の避難を促すこと。

(2) 津波防災訓練の実施、指導

防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。

また、避難計画を策定のうえ、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動の習熟を図る。

3 情報収集・伝達体制の整備

津波警報・注意報や被害情報などの避難行動に関する情報については、防災行政無線、報道機関への放送依頼、携帯電話（防災メール・緊急速報メール）、また、津波到達までに十分な猶予時間がある場合は広報車も使用するなど、あらゆる手段を活用し、住民に迅速かつ確実に伝わるよう情報・伝達ルートの多重化の促進を図る。

4 避難対策の強化

津波に備えて早期に行動を開始できるよう、迅速な避難行動を支援するための避難対策の強化について検討する。

(1) 津波ハザードマップの作成・配布

津波の際に適切な判断を行い、的確な避難行動ができるよう、津波の危険度や避難場所、避難の判断に資する情報を、市民にわかりやすく提供するための津波ハザードマップの作成・周知について検討する。

(2) 津波避難ビルの確保

津波による危険が予想される地域においては、高い場所への可能な限り迅速な避難が可能となるよう、公共施設の指定や民間施設等との協定による津波避難ビルの確保を検討する。

(3) 津波防災訓練の実施

津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、最大クラスの津波を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

(4) 標高（海拔）標識の設置

地域住民等の防災意識の向上と迅速な避難行動を支援するため、沿岸部の避難場所や公共施設等に津波避難の目安となる標高（海拔）標識の設置を検討する。

第6節 液状化対策

市民への液状化対策の普及・啓発を図るとともに、土木構造物や地下埋設物、建築物等について必要な防止対策を進める。

1 市民への液状化対策の普及・啓発

(1) 液状化対策の普及・啓発

一般に液状化現象が発生しやすい場所としては、旧河道、旧沼地、海岸砂丘、盛土地、埋立地、三角州などがあげられる。

このような場所においては、大規模な構造物は、地下深く、固い支持層まで杭を打つなど、液状化対策が講じられているが、戸建て住宅などでは、具体的な対策が普及していないことから、液状化対策を紹介するホームページなどにより情報提供をおこない、対策の普及・啓発に努め、建築物等の被害防止に取り組む。

さらに、専門知識や高度な技術力を要する事案について、学識経験者から技術指導や助言等を受けることができる「福岡市技術ナレッジ・アライアンス制度」の活用についても検討する。

(2) 地震保険制度の普及促進

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引受ける保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段のひとつであるため、市は、その制度の普及促進に努める。

2 土木構造物等における対策工法の促進

液状化現象は、地盤条件により発生の可能性が大きく異なるため、市は、個々の地盤に対応した適切な対策工法の実施に努める。

(1) 港湾施設

地震に強い港湾を目指し、岸壁については、地震動・液状化の検討を行い、整備を進めており、更に防災上重要な箇所においては、耐震強化岸壁の整備を進める。

また、埋立工事においては、地盤改良を行うなど、今後とも液状化に強い埋立工事を進める。

(2) 海岸施設

地震発生に伴う護岸等の防波機能低下を防止するため、老朽化した護岸等の耐震対策工事を進めており、引き続き施設の重要性を考慮し、耐震対策を実施する。

(3) 道路橋梁

橋台や橋脚を整備する地盤において液状化が予想される場合は、液状化の判定を行い、必要に応じ地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの対策を実施する。

また、既存の施設については、緊急輸送路上の橋梁などから優先的に液状化の判定を行い、必要に応じ適切な対策を検討する。

(4) 河川

堤防や護岸、水門等を整備する地盤において液状化が予想される場合は、液状化の判定を行い、必要に応じ地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの対策を実施する。

また、既存の施設については必要に応じ液状化の判定を行い、適切な対策を検討する。

(5) 水道施設

水道施設を整備する地盤において液状化が予測される場合は、液状化の判定を行い、必要に応じ地盤改良等により対策を実施する。

また、配水管については、地震対策として液状化が生じた場合においても、損傷や離脱が生じないように離脱防止機構付継手のダクタイル鑄鉄管等で整備を行っており、引き続き新設、改良工事に合わせて対策を実施する。

(6) 下水道施設

下水道施設を整備する地盤において液状化が予測される場合は、液状化の判定を行い、必要に応じ地盤改良等により対策を実施する。

また、既存の施設については、必要に応じ液状化の判定を行い、適切な対策を検討する。

(7) 建築物

建築物の基礎、杭等について、建築基準法等に定められた構造基準への適合性を建築確認申請時等において確認する。

第7節 業務継続計画の策定

1 市における業務継続計画

市は、大規模な地震が発生した場合において、市民の生命、身体、財産を守り、生活の早期復旧を図るため、災害発生時にも行政機能を確保し、迅速かつ的確な応急対策を実施する必要がある。同時に災害時であっても継続が求められる業務もあることから、あらかじめ、行政サービスの提供を維持するための優先業務を特定し、職員の配備体制や応援体制等を定める「業務継続計画」を策定する。

(1) 「業務継続計画」の趣旨・目的

- 過去の災害では、庁舎の被災や停電等により、自治体の業務継続に支障を及ぼす事態も見られることから、大規模な地震発生時においても、「地域防災計画」に定めた業務が円滑に実施できるためには、自治体自身が被災し、制約が伴う状況下であっても、業務を遂行できる体制をあらかじめ整えておく必要がある。
- また、自治体は、平常時から住民への公共サービスの提供を担っているが、これらの業務の中には、災害時であっても継続が求められる業務があることから、大規模な地震発生時に優先的に継続すべき通常業務の特定及びその執行体制についても、あらかじめ検討しておく必要がある。
- したがって、「業務継続計画」とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時であっても、適切な業務遂行を行うことを目的とした計画である。（内閣府の『業務継続の手引きとその解説』から抜粋）

(2) 「業務継続計画」策定のための主な検討項目

- 業務継続体制を検討するための体制
 - ・ 全庁的な検討体制の構築
 - ・ 国や県、関係自治体、防災関係機関、事業者等との連携や調整等
- 業務継続体制の検討
 - ・ 検討の対象及び実施体制
 - ・ 被害状況の想定
 - ・ 非常時優先業務の選定
 - ・ 必要資源に関する分析と対策の検討
 - ・ 非常時の対応の検討
- 業務継続体制の向上
 - ・ 教育、訓練等
 - ・ 点検、是正

2 企業における事業継続計画

(1) 事業の継続

企業においては、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

(2) 生命の安全確保

顧客が来店したり、施設内に留まったりすることが想定されている業種においては、まず顧客の生命の安全確保が求められる。次に、企業の役員、従業員、関連会社、派遣社員、協力会社など、業務に携わる人々の生命の安全を確保することが重要である。

(3) 二次災害の防止

火災の防止、建築物・構築物の周辺への倒壊阻止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組みが必要である。

(4) 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す必要がある。地域貢献には、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特徴を活かしたサポートが望まれる。平常時からこれら主体との連携を密にしておく必要がある。

第8節 地震対策に関する調査

1 地震に関する調査研究等

(1) 経緯

昭和52年度～昭和54年度	「震災対策委員会」設置 本市の地盤状況，避難対策について調査
昭和57年度～昭和59年度	「震災専門委員会」 警固断層に関する調査 (調査結果)・C級(1000年に1～10cm程度の移動) ・活断層である確率が高い ・継続的に活動状況を観察することが提言された。
昭和59年度	「震災専門委員会」の提言により，微小地震計を水道局高宮浄水場に設置し観測を行っている。
平成8年度～平成12年度	「警固断層」調査 学識経験者6名による福岡市断層調査研究会を設置し，その指導の下に調査を行った。
平成13年5月	「警固断層」調査結果を福岡市断層調査研究会の副会長から「福岡市防災会議」で報告を行った。
平成17年10月～	「警固断層調査検討委員会」設置
平成19年3月	地震調査研究推進本部(事務局：文部科学省)による長期評価の公表
平成20年4月	地震調査研究推進本部(事務局：文部科学省)による「警固断層帯(南東部)の地震を想定した強振動評価について」の公表
平成20年度	浜の町公園におけるトレンチ調査の実施
平成21年8月	「警固断層に関する調査報告書」完成 文部科学省へ送付(警固断層長期評価の見直し時に活用)

(2) 警固断層帯の長期評価について

地震調査研究推進本部(事務局：文部科学省)は，平成17年8月に警固断層を主要活断層として新たに指定し，平成19年3月に警固断層帯の長期評価を公表した。その概要については，下記のとおりである。

2 警固断層帯の特性

項目	特性
1. 断層帯の位置・形態	
(1) 断層帯を構成する断層	北西部：福岡県西方沖の断層 南東部：警固断層

<p>(2) 断層帯の位置・形状</p>	<p>地表における断層帯の位置・形状 断層帯の位置 北西部： （北端）北緯 33° 48′ 東経 130° 05′ （南端）北緯 33° 40′ 東経 130° 18′ 南東部： （北端）北緯 33° 39′ 東経 130° 19′ （南端）北緯 33° 28′ 東経 130° 32′ 長さ 北西部：25km 程度 南東部：約 27km 全 体：55km 程度</p> <hr/> <p>地下における断層面の位置・形状 長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ 上端の深さ 北西部：不明 南東部：0km 一般走向 北西部：N60° W 南東部：N50° W 全 体：N55° W 傾斜 北西部：高角度（ほぼ垂直） 南東部：高角度南西傾斜（地表付近） 幅 15km 程度（北西部，南東部とも）</p>
<p>(3) 断層のずれの向きと種類</p>	<p>北西部：左横ずれ断層 南東部：左横ずれ断層（南西側隆起成分を伴う）</p>
<p>2. 断層帯の過去の活動</p>	
<p>(1) 平均的なずれの速度</p>	<p>北西部：不明 南東部：不明（南東部の上下成分は 0.02m/千年）</p>
<p>(2) 過去の活動時期</p>	<p>北西部：活動 1（最新活動） 2005 年福岡県西方沖の地震 南東部：活動 1（最新活動） 約 4300 年前以後，約 3400 年前以前 活動 2（1つ前の活動） 約 8900 年前以後，約 7400 年前以前</p>
<p>(3) 1回のずれの量と平均活動間隔</p>	<p>1回のずれの量 北西部：2m 程度（左横ずれ成分） 南東部：2m 程度（左横ずれ成分） 平均活動間隔 北西部：不明 南東部：約 3100—5500 年</p>
<p>(4) 過去の活動区間</p>	<p>北西部と南東部の 2 区間</p>

3. 断層帯の将来の活動	
(1) 将来の活動区間及び活動時の地震の規模	<p>活動区間 北西部と南東部の2区間</p> <p>地震の規模 北西部：マグニチュード7.0程度 南東部：マグニチュード7.2程度 断層帯全体が同時に活動する場合：マグニチュード7.7程度</p> <p>ずれの量 北西部：2m程度（左横ずれ成分） 南東部：2m程度（左横ずれ成分）</p>

3 警固断層帯の将来の地震発生確率等

項目	将来の地震発生確率等
地震後経過率（最新活動時期から評価時点までの経過時間を平均活動間隔で割った値）	北西部：不明 南東部：0.6－1.4
地震発生確率	<p>北西部：警固断層帯北西部の最新活動が2005年の地震であったことを考慮すると、我が国の主な活断層の平均的な活動間隔と比べ非常に短い時間しか経過していないことから、断層帯北西部でごく近い将来に今回評価したような地震が発生する可能性は低いと考えられる。</p> <p>南東部：今後30年以内の地震発生確率 0.3－6% 今後50年以内の地震発生確率 0.4－9% 今後100年以内の地震発生確率 0.9－20% 今後300年以内の地震発生確率 3－40% 我が国の主な活断層の中では、高いグループに属する</p>

(参考1)

地震調査研究推進本部が公表した主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日：平成20年1月1日）

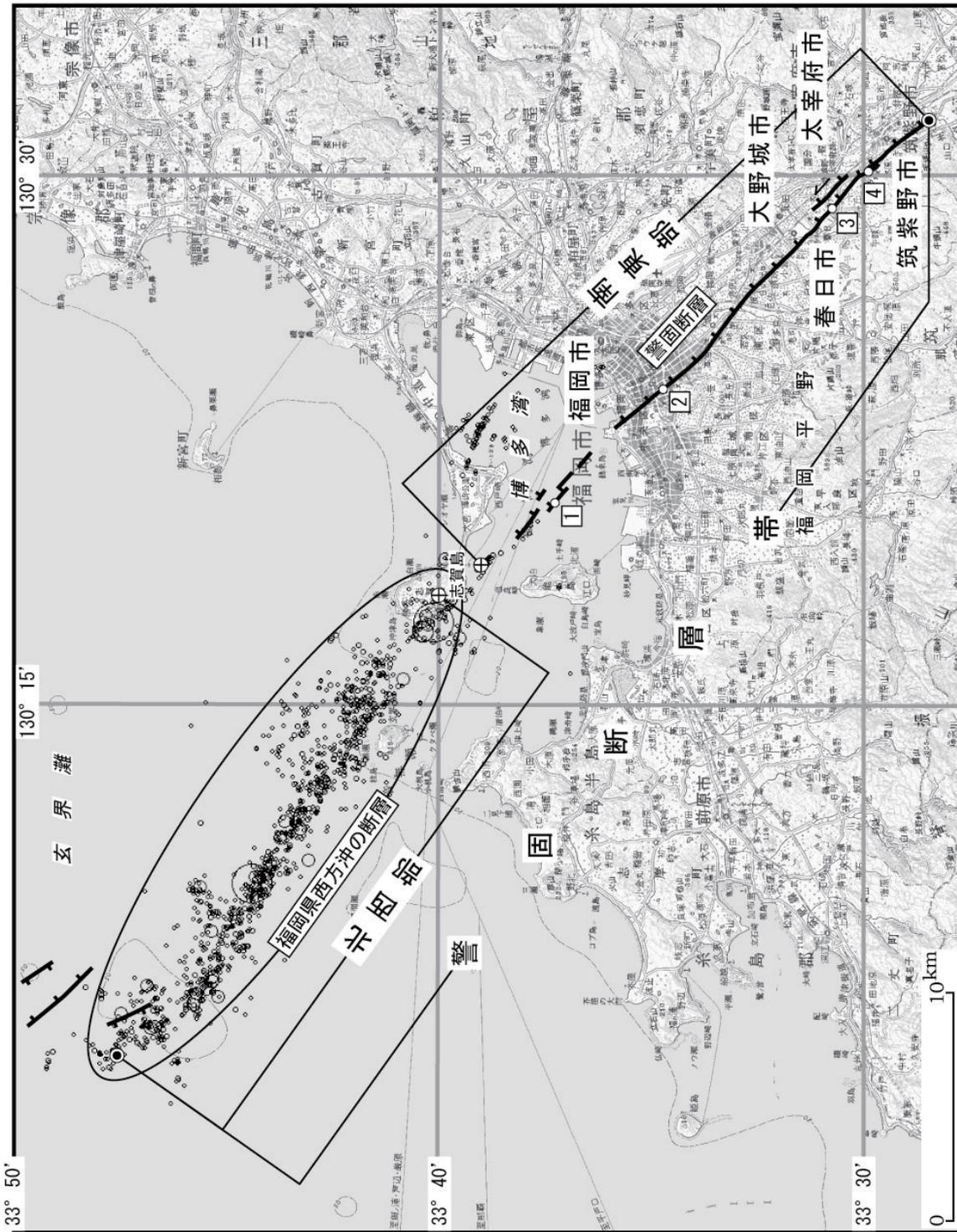
主要断層帯名	地震規模 (マグニチュード)	30年確率	我が国の主な活断層 における相対的評価	平均活動間隔
				最新活動時期
神縄・国府津－松田断層帯	7.5程度	0.2%～16%	高いグループ	約800年－1300年
				12世紀－14世紀前半
糸魚川－静岡構造線断層帯 (牛伏寺断層を含む区間)	8程度	14%	高いグループ	約1000年
				約1200年前

(参考2) 1995年兵庫県南部地震発生直前における30年確率 0.02－8%

(参考3) 30年確率の例

- ・交通事故で死亡 0.2%・火災で罹災 1.9%
- ・ガンで死亡 6.8%・交通事故で負傷 24%

調査地点位置



警固断層帯の位置と主な調査地点

- 1：博多湾地点 2：薬院地点 3：上大利地点 4：大佐野地点
- ：断層帯の北西端と南東端 ⊕：北西部の南端・南東部の北端
- 断層の位置は文献4, 6及び9, 震源分布は文献12に基づく。
- 基図は国土地理院発行数値地図200000「福岡」を使用。

(※地震調査研究推進本部資料から引用)

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 情報の収集・伝達
- 第3節 災害時の広報
- 第4節 消防活動
- 第5節 救出・救急対策
- 第6節 応急医療救護
- 第7節 避難対策
- 第8節 警備・交通対策
- 第9節 緊急輸送対策
- 第10節 生活救援対策
- 第11節 民間団体、ボランティアとの連携
- 第12節 要援護者対策
- 第13節 防疫・保健衛生対策
- 第14節 清掃対策
- 第15節 行方不明者の搜索、遺体の処置・埋火葬
- 第16節 応急教育対策
- 第17節 危険物施設等の応急対策
- 第18節 原子力災害対策
- 第19節 津波・水防対策
- 第20節 公共施設等の応急対策
- 第21節 ライフライン施設の応急対策

《第3章 災害応急対策計画》

第1節 応急活動体制

市が災害応急対策を実施するに当たって、早期に指揮命令系統を確立するとともに、活動を行う組織体制の確立、職員等の動員・柔軟な配備、関係機関等への速やかな応援要請等を行う。

第1 福岡市災害対策本部等

福岡市災害対策本部（以下「対策本部」という。）は、災害対策基本法及び福岡市災害対策本部条例（昭和38年福岡市条例第22号）に基づいて、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において防災活動の強力な推進を図るため臨時に設置される市の機関の一つである。

なお、対策本部の設置を迅速に行うため、情報収集態勢又は福岡市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、情報の収集などの業務にあたるものとする。

1 情報収集態勢

（1）配備態勢

市民局防災・危機管理課内で、災害に備えるための情報収集等を行う。

- ① 責任者 市民局防災・危機管理課長
- ② 配備 市民局防災・危機管理課職員2名を置く。

（2）設置基準

- ① 風水（雪）害
 - ・大雨注意報発表時
 - ・洪水注意報発表時
 - ・暴風雪警報発表時
 - ・大雪警報等発表時
- ② 台風接近時
 - ・強風注意報発表時
 - ・高潮警報、注意報発表時
- ③ 地震
 - ・市域内に震度3の地震が発生したとき。
- ④ その他
 - ・大規模な火災、爆発その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、情報収集などの対応が必要なとき。

（3）廃止基準

対象となる警報・注意報等が解除され、市域内における情報収集など、特段の対応が必要なくなったとき。

2 警戒本部

（1）配備態勢

- ① 警戒本部本部長 危機管理監
- ② 警戒本部副本部長 市民局長
- ③ 配備 必要に応じ災害対策本部の一部の部を置く。

（2）設置基準

- ① 津波注意報が発表されたとき。
- ② 台風接近時における高潮警報・注意報発表時において、副振動による被害が発生するおそれがあるとき。
- ③ その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、部分的な応急対応を必要とするとき。

(3) 廃止基準

対象となる警報・注意報等が解除され、市域内における応急対応など、特段の対応が必要なくなったとき。

3 対策本部

(1) 本部の設置

本部は、福岡市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、具体的には警報等が発表されたとき、市長の権限において設置する。

(2) 設置基準

- ① 風水（雪）害
 - ・大雨警報発表時
 - ・洪水警報発表時
 - ・暴風雪警報，大雪警報等が発表され，総合的な対策が必要であると判断される時。
- ② 台風接近時
 - ・高潮警報，暴風警報が発表され，総合的な対策が必要であると判断される時。
 - ・台風の勢力・コース等，気象台による台風説明会を受け，台風の状況によっては，避難所開設等を考慮し，事前に設置するとき。
- ③ 地震
 - ・市域内に震度4の地震が発生したとき。 (第1配備)
 - ・福岡県日本海沿岸に大津波警報，津波警報が発表されたとき。 (第2配備)
 - ・市域内に震度5弱以上の地震が発生したとき。 (第3配備)
- ④ その他
 - ・大規模な火災，爆発その他重大な災害が発生し，総合的な応急対策を必要とする時。
 - ・その他災害が発生し，又は災害が発生するおそれがある場合で特にその対策又は防災の推進を図る必要があるとき。

(3) 廃止基準

災害応急対策が終結したと判断されたとき。（災害の規模，種類等によっては，部分的廃止もある。）

(4) 本部設置及び廃止の周知

本部を設置又は廃止したときは，各区その他の本市の機関並びに県，関係地方行政機関，指定公共機関，報道機関等へ通知する。

4 対策本部の組織及び運営

(1) 対策本部の構成

- ① 対策本部長及び職務権限の代行

市長を対策本部長，副市長を対策副本部長とする。対策本部長不在時は，対策副本部長が職務を代理し，その順序は，福岡市長職務代理者規則に定める順序とする。なお，対策本部長，対策副本部長不在時の順序は，別に定める。
- ② 対策本部会議
 - 1) 構 成 員

対策本部長，対策副本部長，各部長
その他対策本部長が必要と認める者
 - 2) 所掌事務

本部の活動の重要事項について協議し，決定し，全体活動の統一を保持する。
 - 3) 会 議
 - ・対策本部を設置したときは，速やかに開催し，災害状況・被害状況の把握，応急活動の方針，応援要請等について決定する。
 - ・災害状況等に応じて，対策本部長が招集し，対策本部長が議長となる。

③ 対策本部の構成

1) 対策本部に、部及び区本部を置き、部は部長、副部長、班長及び班員を、区本部は区本部長、区副本部長、班長及び班員をもって各々構成する。ただし、災害発生初期においては、重要な防災活動に集中するため、臨時の応援態勢をしくことがある。(第1節 第3「初動期の対応」参照)

- 福岡市災害対策本部組織表(資料編 46 頁)
- 福岡市災害対策本部事務分掌表(資料編 48 頁)

2) 部は、本部長の指揮の下に所管の防災事務を遂行する。

④ 防災主任及び防災副主任

1) 防災主任及び防災副主任は、各部及び区災害対策本部毎にあらかじめ指名する職員を以て充てる。
 2) 防災主任及び防災副主任は、その属する部の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害対策活動に必要な情報を取りまとめて総括部に報告し、及び対策指令その他連絡事項を部内に伝達する。

⑤ 各部連絡員

1) 災害対策本部室に、必要に応じ各部の連絡員を待機させる。
 2) 連絡員は、各部の防災副主任とし、災害対策本部総括部と各部との間の連絡調整に当たる。
 3) 区本部との連絡調整については、総括部の職員を区毎に本部要員として配置する。

(2) 関係機関との調整

① 連絡会議

1) 市全体の防災活動の遂行のため、必要に応じて連絡会議を召集する。
 2) 連絡会議は、福岡市防災会議のうち、必要と認める者をもって組織し、災害に関する情報の収集、関係機関との連絡調整、緊急措置に関する計画の作成・実施等を行う。

② 防災関係機関

福岡県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、関係地方公共団体等との連絡・調整を行う。

5 区災害対策本部

(1) 区災害対策本部の設置

災害対策本部を設置したときは、各区の区域内の災害応急活動を実施するため、区災害対策本部を設置する。

(2) 区災害対策本部の設置場所

区災害対策本部は、各区役所庁舎内に設置する。

(3) 区災害対策本部の組織

① 区災害対策本部長 区長

② 区災害対策副本部長 区政推進部長、市民部長、地域整備部長、保健福祉センター所長及び保健福祉センター副所長(博多区においては総務部長、地域支援部長、地域整備部長、保健福祉センター所長及び保健福祉センター副所長)

③ 区災害対策本部会議

1) 構成

- ・ 区災害対策本部長
- ・ 区災害対策本部副本部長
- ・ 区災害対策本部各班長

2) 所掌事務

・ 区災害対策本部の活動の重要事項について協議し、決定し、区災害対策本部全体の活動の統一を保持する。

3) 会議

- ・ 会議は、区災害対策本部長が召集する。
- ・ 区災害対策本部を設置したときは、速やかに開催するものとし、災害状況・被害状況の把握、応急活動の方針、応援要請等について決定する。
- ・ 災害状況に応じて、随時又は定期に開催する。

④ 区災害対策本部の構成

- 1) 区災害対策本部に各班をおく。
- 2) 区災害対策本部の各班は、災害対策本部の統轄のもと、区災害対策本部長の指揮により、各区の区域内の災害応急事務を遂行する。

⑤ 地区連絡会議

- 1) 区域内の災害対策について協議するため、必要に応じて、地区連絡会議を開催する。
- 2) 地区連絡会議は、必要と認める者をもって組織し、災害に関する情報の収集、関係機関との連絡調整緊急措置に関する計画の作成・実施等を行う。
- 3) 会議における議決事項は速やかに本部長に報告を行う。

第2 職員の動員・配備（各局・区）

地震災害時に、災害対策本部の組織体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の動員及び配備を行う。大規模災害時に予想される連絡手段の制約、職員の被災、交通機関の途絶等に配慮し、職員の自主参集、登庁場所の特例、初動期の配備編成の臨時措置等をとる。

1 災害対策本部の配備態勢

態勢	項目	気象業務法に基づく場合	台風接近時	地震関係
水防第1 ・ 地震第1	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報発表時 ・洪水警報発表時 ・暴風雪警報、大雪警報等が発表され、総合的な対策が必要であると判断されるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮警報、暴風警報が発表され、総合的な対策が必要であると判断されるとき。 ・大雨警報発表時 ・洪水警報発表時 ・台風の勢力・コース等、气象台による台風説明会を受け、台風の状況によっては、避難所開設等を考慮し、事前に災害対策本部を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震が発生し、管区气象台から、市域内での震度が4以上と発表されたとき。
	配備につく職員	(特定の部を対象) <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集及び伝達に必要な人員 ・上位態勢移行への動員が速やかに実施できる人員 		
	業務揭示	<ul style="list-style-type: none"> ・動員計画の準備 ・所属ごとの通知 ・災害対策に関する注意 ・連絡業務全般 		
水防第2	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・被害発生が予想され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 		
	配備につく職員	(特定の部を対象) <ul style="list-style-type: none"> ・警戒パトロール等の事前対策及び単発的な災害現場活動などの初動体制がとれる人員 (第2配備から態勢を組む部を対象) ・情報収集及び伝達に必要な人員 ・上位態勢移行への動員が速やかに実施できる人員 		
	業務揭示	(特定の部を対象) <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策資機材の確認、調達 ・災害危険箇所の事前調査 ・市民広報 (第2配備から態勢を組む部を対象) ・動員計画準備 ・所属ごとの通知 ・災害対策に関する注意 ・連絡業務全般 		

態勢	項目	気象業務法に基づく場合	台風接近時	地震関係
水防第3 ・ 地震第2	発令基準	・現に災害が発生しつつあり、かつ被害が拡大するおそれがある場合	・現に災害が発生しつつあり、かつ被害が拡大するおそれがある場合 ・台風の勢力・コース等、气象台による台風説明会を受け、台風の状況によっては、避難所開設を考慮し、事前に災害対策本部を設置する。	・福岡県日本海沿岸に大津波警報、津波警報が発表された場合（福岡管区气象台発表）
	配備につく職員	・複数の災害現場活動に必要な人員 ・複数の避難所開設準備等大規模災害に備えた具体的応急活動が可能な人員		
	業務揭示	・災害応急活動 ・避難勧告 ・避難所開設準備		
水防第4	発令基準	・全市的に相当の被害が発生しつつある場合、又はそのおそれがある場合	・全市的に相当の被害が発生しつつある場合、又はそのおそれがある場合	
	配備につく職員	・相当の災害被害に対する応急活動全般に十分対応できる人員		
	業務揭示	・災害対策全般		
水防第5 ・ 地震第3	発令基準	・市内全域にわたる災害被害、又は特に甚大な局地的災害が発生した場合で自衛隊派遣要請を含め、他機関への応援要請が必要とされるとき	・市内全域にわたる災害被害、又は特に甚大な局地的災害が発生した場合で、自衛隊派遣要請を含め、他機関への応援要請が必要とされるとき	・市域内に震度5弱以上の地震が発生した場合（福岡管区气象台発表）
	配備につく職員	・全職員		
	業務揭示	・災害対策全般		

※ その他の配備目安

大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。また、その他の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であって、特にその対策又は対応を図る必要があるとき。

※ 配備の強化・縮小

災害対策本部長が災害の規模及び特殊性により上表の配備態勢により難しいと認めるときは、その都度臨機応変の配備態勢を指令する。

- 災害対策本部配備人員（資料編 81 頁）

2 配備の方法

市長は、市域内に震度4以上の地震が発生した場合、あるいは地震が発生し直ちに応急対策を実施する必要がある場合、災害対策本部設置基準に基づき災害対策本部を設置するが、この場合各部長及び各区本部長（以下「各部長」という。）に対し緊急時職員参集システム、電話、防災行政無線、庁内放送、その他適当な方法により配備態勢を指令する。

(1) 緊急時職員参集システムの運用

- ① 災害対策本部設置時の職員配備計画に基づく職員参集は、緊急時職員参集システムにより行う。
なお、災害状況により、各局・区・室において配備態勢を強化する場合は、総務担当課が緊急時職員参集システムにより行う。また、その際は、必ず市災害対策本部総括部との協議を行う。
- ② 職員は、職員配備計画に基づき、緊急時職員参集システムに「氏名」、「所属」、「参集グループ」を登録し、災害対策本部が設置され、配備計画に基づいた参集メールを受信した場合は、指定された URL にアクセスし、安否及び参集の可否を入力し返信する。
- ③ 緊急時職員参集システムを利用することができない職員がある場合は、各部において必ず連絡が取れるよう体制を整備する。

(2) 職員に対する伝達

- ① 職員の配備は、配備編成表に基づき各部長が配備態勢に応じて行う。
- ② 各部長は、配備された職員に対し、災害状況の周知を図るとともに所属職員の指揮監督を行い災害情報収集、伝達、調査その他応急対策を実施する態勢を整備確立する。

- ③ 緊急時職員参集システムを利用することができない職員がある場合は、各部においてあらかじめ職員への連絡方法等を定めておき近隣在住の職員を優先的に配備するなど、災害の際、直ちに動員できるように配備態勢を整備確立する。

(3) 職員の非常動員

- ① 職員は、勤務時間外又は休日等において地震が発生した場合、被害が発生するおそれがある情報等を察知したときは、所属の部長、班長等との連絡のうえ、又は自らの判断により災害応急対策活動のため登庁しなければならない。なお、本来の職場へ登庁できない場合は、最寄りの区役所等に登庁し、その区本部等の指揮命令下に入ることとする。
- ② 市長（災害対策本部長）は、地震に伴う突発災害等のため緊急に災害応急対策の必要があると認めた場合には、緊急時職員参集システムにより職員の参集を行う。また、災害対策本部の設置について放送機関に依頼し、ラジオ、テレビで放送するので、職員は、察知後速やかに自ら登庁しなければならない。

3 職員の参集場所

- (1) 職員は、予め指定された場所へ参集する。
- (2) 予め指定された場所への参集が困難な場合は、その直近の区役所等へ参集する。

4 配備編成の臨時措置

登庁した職員は、その時点で優先する業務に集中して従事する。

(1) 初動期の配備

- ① 地震発生後30分以内に勤務場所又は避難所に参集し、災害対策本部業務及び避難所開設運營業務を行う「震災時緊急対応職員」を指定し、初動体制の整備を図る。なお、避難所開設・運營業務を担当する職員については、参集する避難所について予め指定を行う。
- ② 本庁舎に登庁した職員は、災害対策本部の人員配備が整うまでの間、職員の属する班の如何にかかわらず、災害対策本部の統括の下に、総括部の職務を優先して行う。
- ③ 区役所に登庁した職員は、区災害対策本部の人員配備が整うまでの間、職員の属する班の総括の下に総務・情報班の職務を優先して行う。

(2) 他の勤務場所へ登庁した職員の指揮命令

本来の勤務場所以外の場所へ登庁した職員は、その登庁場所を所管する部の指揮・命令に従う。

(3) 各部門の応援

- ① 総括部は、重要な応急活動を所管する部又は区対策本部の人員が不足すると判断するときは、各部等に応援を指令する。
- ② 各部又は区対策本部において活動人員が不足するときは、総括部に対して職員の応援を要請する。

5 職員の把握及び報告

- (1) 登庁した職員は、登庁時に口頭又は文書により、氏名、所属及び登庁途上に得た災害に関する情報を上司に報告する。
- (2) 登庁職員の状況は、各部及び区災害対策本部において把握し、その人員数及び活動人員の過不足について定時に総括部に報告する。（出勤人員報告書：資料編 82 頁）

第3 初動期の対応（市民局、各局、各区、各機関）

夜間、休日等の勤務時間外に発生した場合等における災害震災発生初期にとるべき応急措置を明確化し、市の災害活動体制をいち早く確立する。

1 震災発生後とるべき措置

(1) 職員の参集

- ① 震度5弱以上の地震が発生したときは、予め指定された場所へ自主参集し初期活動に従事する。
- ② 勤務時間内に地震災害が発生した場合は、通常業務を一時中止し、周囲の安全を確保したうえで、指示を待つ。

(2) 消防団の参集

- ① 消防団員は震度5弱以上の地震が発生したときは、分団車庫若しくは格納庫に自主参集する。
- ② 所轄消防署の指示により、調査・警戒等の活動を実施する。

(3) 幹部職員との連絡

市長、副市長等幹部職員へ状況を報告し、初期活動の指示を受ける。

(4) 地震状況、被害状況の確認

- ① 気象台等からの地震情報の確認
- ② テレビ・ラジオの聴取
- ③ 登庁時状況等、外部の状況の確認
- ④ 自衛隊からの情報収集

(5) 初期活動方針の決定

状況に応じ、概ね以下の事項等について方針を定める。

- ① 市域内の被害概要の早期把握
- ② 人命の救助、救出の優先
- ③ 関係機関との連携

2 初動期の応急活動

(1) 被害状況の把握

各種情報により、全体の被害規模を推定する。

(2) 応急活動

初動期にあつては、人命救助、被害の拡大の防止に全力を挙げると共に、被災者の救護活動に着手する。

- ① 人命救助
- ② 消火活動
- ③ 避難対策の実施（○ 避難勧告、指示 ○ 避難誘導 ○ 避難所開設）
- ④ 物資（食料、寝具、日用品）の調達

(3) 応援要請、関係機関との連絡

初動期においては、まず人命救助、被害拡大の防止対策に全力で取り組むとともに、被災者の救援活動に着手する。

全体の被害状況の判断により、速やかに他の機関と連携をとり、応援要請を行う。

- ① 自衛隊・海上保安部・県警への応援要請
- ② 県、国、他市町村等への連絡・応援要請

3 初動活動期の支援体制

大規模な災害発生時に、初動期の混乱等に対処するため、災害対策本部の人員・組織が整うまでの間、重要な応急対策に集中するための応援態勢をとる。

(1) 初期（発生後数時間程度）

本庁舎においては、夜間・休日に発生し、人員が整わないときにおいて、対策本部の確立までの間、登庁職員は、その所属に関わらず、次の業務に従事する。

総括関係（総括部、財政部）

- 1) 幹部職員との連絡
- 2) 登庁職員の把握
- 3) 関係機関との連絡

- 4) 地震情報・被害情報の収集
- 5) 各種問い合わせ等への対応
- 6) 庁舎等の被害把握、応急措置

(2) 初動活動時（1日程度）

災害発生後、緊急を要する重要な活動に集中するため、各部の応急活動に必要な最小限度の人員を除き、次の業務を支援する。ただし、状況に応じて適宜指示するものとする。

- ① 総括関係（総括部、総務企画部）
 - 1) 情報の収集・集約・分析・提供
 - 2) 全体活動の調整
 - 3) 関係機関との連絡・調整
 - 4) ボランティア活動の調整
 - 5) 区対策本部等への支援
- ② 救護関係（保健福祉部、こども未来部、財政部、環境部、経済観光文化部、農林水産部、教育部）
 - 1) 被災者の救助
 - 2) 応急医療・救護
 - 3) 避難者対策
 - 4) 食料・物資等の調達、輸送
 - 5) 応急給水
 - 6) 区対策本部への支援
- ③ 施設対策関係（住宅都市部、道路下水道部、港湾部、水道部、交通部）
 - 1) 道路の復旧
 - 2) 避難所等の応急措置
 - 3) ライフライン関係の応急措置
 - 4) 区対策本部への支援
- ④ 区対策本部（各区、支援部）
 - 1) 情報の収集・集約・分析・伝達
 - 2) 避難者対策
 - 3) 物資の輸送
- ⑤ 警備部（警備部）
 - 1) 消火
 - 2) 救助・救急

第4 応援要請（各局，県，自衛隊）

地震による被害が拡大し、災害対応が本市だけでは困難と判断されるときには、速やかに自衛隊、海上保安部、福岡県警察、他の自治体等との連携を緊密にし、応援を要請する。

地震の規模が大きい場合は、早期に被害の全体の状況を推測して、速やかに自衛隊等へ状況を報告する。

1 自衛隊の派遣要請

全市域にわたって被害が生じ、市の活動のみでは対応が困難なときに派遣要請を行う。

家屋の倒壊、構造物の破損等があるとき等甚大な被害が把握された場合には、被害状況の詳細が把握・集約されない時点においても、全体の被害状況を推測して応援要請を行う。

(1) 派遣要請の実施

福岡県知事への派遣要請は、対策本部総括部が行う。

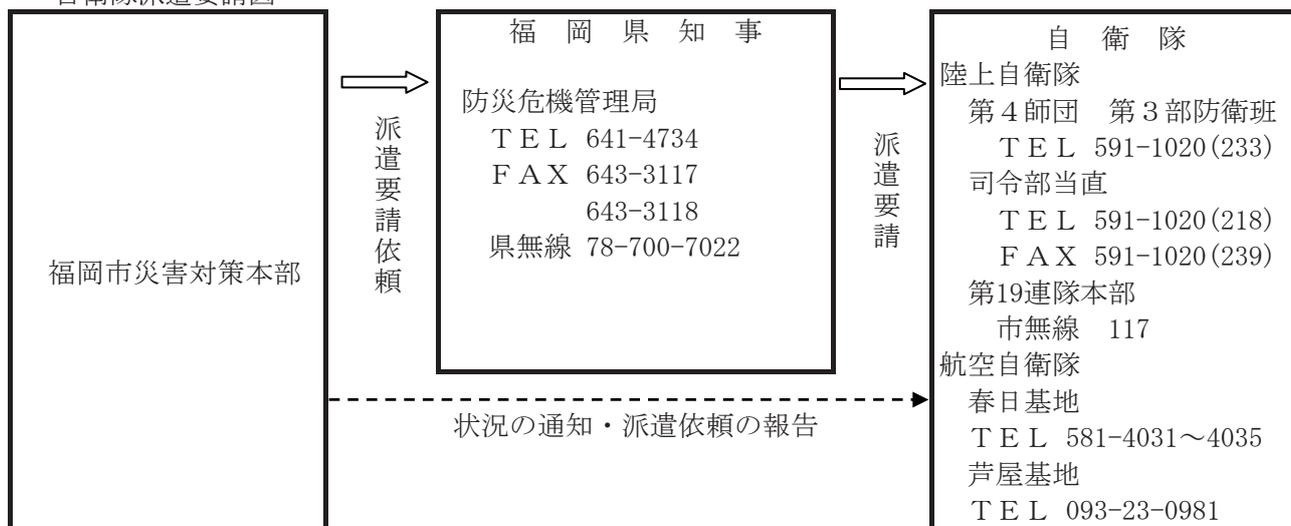
(2) 派遣要請の基準

- ① 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ、自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- ② 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

(3) 派遣要請依頼手続

① 要請系統

自衛隊派遣要請図



- ② 自衛隊の派遣を必要とすると判断したときは、災害対策本部長の指示により直ちに福岡県知事（県防災危機管理局）に自衛隊の災害派遣を依頼する。
- ③ 福岡県知事へ依頼する場合は、次の次項を電話又は口頭により明確にする。文書による依頼は、電話又は口頭による依頼の後に整える。
 - 1) 災害の情况及び派遣を要請する理由
 - 2) 派遣を希望する期間
 - 3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - 4) その他参考となるべき事項
- ④ 福岡県知事へ派遣の依頼を行ったときは、陸上自衛隊第4師団（第3部防衛班）へもその旨を連絡する。この場合において、必要に応じて、その旨及び必要とする地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。
- ⑤ 福岡県知事への依頼をすることが困難である場合は、直接陸上自衛隊第4師団（第3部防衛班）に対し、福岡県知事へ依頼することができない旨及びその時点での災害の状況等を連絡する。

(4) 自衛隊への情報提供等

- ① 市内で震度5弱以上の地震が発生したときは、自衛隊の派遣要請を行うか否かにかかわらず、次の事項を陸上自衛隊第4師団（第3部防衛班）に連絡する。
 - 1) 地震発生的事实
 - 2) その時点で把握している被害状況
 - 3) 本市の対応状況
 - 4) 後刻派遣要請を行う場合があること
 - 5) 偵察等の事前対応の可否
- ② 事態の推移に応じて、逐次自衛隊との連絡を行うものとする。

(5) 自衛隊の活動内容

- ① 地震発生時の活動
 - 1) 連絡班及び偵察班の派遣
 - ア 連絡班

速やかに市役所及び各区役所へ連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。また、状況によっては通信班を派遣し通信の確保を図る。
 - イ 偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察すると共に連絡に当たる。なお、気象庁等から震度5弱以上の地震発生との情報を得た場合は、速やかに航空機等を使用して、当該地震の発生地域及びその周辺について、目視等による情報収集を行う。

- ② 災害発生後の活動
- 1) 被害状況の把握
福岡県知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、艦船、航空機等により偵察を行う。
 - 2) 避難の援助
避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送を行う。
 - 3) 遭難者等の搜索救助
死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して搜索活動を行う。
 - 4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、所要の水防作業を行う。
 - 5) 消火活動
利用可能な消火、防火用具をもって消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は通常、市町村等の提供するものを使用する。
 - 6) 道路又は水路の応急啓開
道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合、これらの啓開又は除去に当たる。
 - 7) 応急医療、救護及び防疫
特に要請があった場合には、被災者に対し応急医療、救護及び防疫の支援を行う。ただし、薬剤等は通常、市町村等の提供するものを使用する。
 - 8) 人員及び物資の緊急輸送
特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、緊急患者・医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
 - 9) 炊飯又は給水の支援
特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、被災者に対し、炊飯又は給水の支援を行う。
 - 10) 危険物の保管及び除去
特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
 - 11) その他
その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上対処可能なものについては、所要の措置をとる。
- ③ 陸・海・空自衛隊の連携
災害派遣において、陸・海・空自衛隊のうち、いずれか2つ以上の部隊等が活動する場合は、相互の連携を密にし効率的かつ効果的な実施を図る。
- (6) 派遣部隊
- 災害派遣対象主要器材（資料編 117 頁）
 - 要請者側の準備する主要資材の基準（資料編 118 頁）
 - 派遣部隊名（資料編 118 頁）
- (7) 派遣部隊等の活動調整・受入れ
- ① 災害救援活動の調整
自衛隊の派遣部隊の活動の調整は、災害対策本部を通じて行い、細部については活動内容に応じて各部において行う。
 - ② 派遣部隊の拠点
派遣部隊の野営地等の活動の拠点は、被害が軽微な地域に存する公園、港湾緑地グラウンド、その他の空地又は宿泊可能な市の施設等をもって充てる。
 - ③ 活動に要する資機材等
派遣部隊の活動に必要な資機材については、活動内容に応じて各部において準備する。

2 広域応援体制

(1) 応援要請先及び主たる応援活動内容

- ① 災害時相互応援協定（本市が当事者となっているもの）
 - 1) 「21大都市災害時相互応援に関する協定」政令指定都市及び東京都（資料編 356 頁）
 - ・食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
 - ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
 - ・救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
 - ・救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
 - ・特に要請があった事項
 - 2) 「九州九都市災害時相互応援に関する協定」九州内県庁所在都市及び政令指定都市（資料編 360 頁）
 - ・食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
 - ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
 - ・救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
 - ・救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
 - ・特に要請があった事項
 - 3) 「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」福岡県内の市町村（資料編 362 頁）
 - ・食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
 - ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
 - ・救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
 - ・救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
 - ・被災者の一時収容のための施設の提供
 - ・被災傷病者の受け入れ
 - ・遺体の火葬のための施設の提供
 - ・ごみ・し尿等の処理のための施設の提供
 - ・ボランティアの受付及び活動調整
 - ・特に要請のあった事項
 - 4) 九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ（資料編 365 頁）
- ② 消防に関する応援体制
 - 1) 消防組織法第39条に基づくもの
 - 2) 消防組織法第44条に基づくもの
- ③ 各業務関係協定（本市が当事者になっているもの）
 - 1) 「18大都市水道局災害相互応援に関する覚書」（①—1）に基づくもの（資料編 151 頁）
 - 2) 「九州九都市水道局災害時相互応援に関する覚書」（①—2）に基づくもの（資料編 153 頁）
- ④ 福岡県の応援協定（福岡県が当事者になっているもの）
 - 1) 「九州・山口9県災害時相互応援協定」
 - ・災害応急措置に必要な職員の派遣
 - ・食糧、飲料水及び生活必需品の提供
 - ・避難・収容施設及び住宅の提供
 - ・緊急輸送路及び輸送手段の確保
 - ・医療支援
 - ・その他災害応急措置の応援のため必要な事項
 - 2) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
（ブロック協定のみで対応ができないときの全国的な応援体制）
- ⑤ 法律に基づく応援要請
 - 1) 指定地方行政機関の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条第2項）
 - 2) 他の市町村又は県の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）
 - 3) 知事に対する職員の派遣の斡旋（災害対策基本法第30条）
 - 4) 他の市町村長等に対する応援の要求（災害対策基本法第67条）
 - 5) 都道府県知事に対する応援の要求（災害対策基本法第68条）
- ⑥ 福岡都市圏構成市町村（9市8町）との連携
災害予防についての連絡調整をはじめ、災害情報の交換と応急対策について連携ができる体制の構築を図る。
一般廃棄物（ごみ、し尿）の処理については、状況に応じ、本市近郊市町との相互協力のもとに実施する。

(2) 応援要請基準

災害発生時において、本市のみでは対応が困難な場合に行う。

(3) 応援を求める活動の概要

応援を要請する業務内容はおおむね次のとおりとし、応援要請先の活動に応じて要請する。

- ① 救助，救出活動
- ② 消火活動
- ③ 食料，日用品等の提供
- ④ 医療・保健活動
- ⑤ 給水活動
- ⑥ ライフラインの応急復旧活動
- ⑦ 被災建築物応急危険度判定
- ⑧ その他必要な活動

(4) 応援要請の手順

- ① 災害対策本部の各部は，その担当する災害応急対策について他都市等の応援を必要とするときは，直ちに災害対策本部総括部に対し，応援を必要とする業務の概要を報告する。
- ② 災害対策本部総括部は，全体の被害状況及び市の活動状況を推測・勘案し，応援要請の要否を判断する。
- ③ 市内で震度5弱以上が観測されたときは，応援要請の要否の結論が出る前においても，各応援要請先に対して，その時点での被害の状況，活動の状況等の情報を連絡する。
- ④ 応援要請を行う場合は，概ね次の事項を明らかにし，電話等によって要請を行う。文書によって要請する必要がある場合は，後日速やかに整える。
 - 1) 被害の状況，その時点での対応状況
 - 2) 必要な物資の品目名，数量
 - 3) 必要な人員
 - 4) 応援物資，人員の集結場所，経路
 - 5) 応援を必要とする期間の見込み

(5) 応援の受入れ

- ① 応援活動の調整
他都市等の活動の調整は，その活動内容に応じて各部において行う。
- ② 応援の活動拠点等
応援隊の職員の宿泊，活動の拠点は，被害が軽微な地域にある市の宿泊可能施設をもって充て，不足する場合は周辺市町村を含む公共施設，公的宿泊施設の借上等によって対応する。そのほか消防車両等の受入については，各消防署はもとより市の施設（図書館，博物館等）を活用するとともに，民間施設の活用や燃料の補給など民間企業等への協力を積極的に求める。
応援職員の食料，飲料水等については，対策本部において準備する。
- ③ 活動に要する資機材等
応援活動に必要な資機材等については，活動内容に応じて各部において準備する。

第5 災害救助法の適用（市民局，保健福祉局，各局，県）

災害救助法は，市町村からの被害情報に基づき，都道府県が適用する。

本市で災害が発生した場合，迅速かつ正確に管内の被害状況を収集把握の上，福岡県に報告しなければならない。

- 災害救助法の適用基準等について（資料編 421 頁）

1 報告を必要とする災害

- (1) 災害救助法の適用基準に該当するもの
- (2) 災害による被害は当初は軽微であってもその被害が拡大するおそれがあり災害救助法の適用基準に該当

する見込みのある程度のも

- (3) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響などからみて報告の必要があると認められる程度のもの
- (4) その他特に報告の指示があったもの

2 報告の時期、内容、要領及び方法

災害救助法の適用にあたっては、発生報告、中間報告、決定報告等、災害の経過に応じて、適宜状況を県に報告しなければならない。

とくに、災害の発生時に行う発生報告は、迅速に行う必要がある。

3 災害救助法適用に係る帳票類の整備

災害救助法の適用にあたっては、り災者名簿、避難所設置及び収容状況に関する書類、炊出し給与状況書類等、救助の種類ごとに帳票類の整備が必要である。

各部においては、救助の実施とあわせ、それぞれ適切な書類の整備に努めなければならない。

第2節 情報の収集・伝達

応急対策活動を迅速・的確に行うための前提となる災害時の情報収集活動について、情報の収集、通信手段の確保、情報処理の体制を確立する。

第1 情報連絡体制（市民局，区役所，各局，各機関）

地震発生後の応急対策活動を的確，迅速に行うための基礎となる通信手段を確保し，災害に関する情報，被害情報，対策情報等の連絡，情報の分析，発信体制を確立する。

1 情報連絡対策の概要

(1) 重要情報の収集

災害発生時に特に重要となる次の情報の連絡手段の確保，情報の取得に重点を置く。

① 災害情報

地震に関連する情報（緊急地震速報，震度分布，余震，津波，気象情報等）
（情報入手先）

- 1) 気象台，福岡県等
- 2) 気象レーダー情報受信（専用回線）
- 3) 地震情報受信（一般ファックス）

② 被害情報

地震による被害の状況
（情報入手先）

- 1) 登庁職員，巡視，高所監視カメラ，ヘリコプター等
- 2) 国，県等防災関係機関
- 3) 地域住民
- 4) 報道
- 5) 福岡市医師会
- 6) 電気，ガスなどのライフライン関係機関
- 7) NTT西日本，NTTドコモなどの通信事業者
- 8) JR九州，JR西日本，西鉄などの交通事業者

③ 応急対策に関する情報

- 1) 応急対策の状況，物資等の状況
- 2) 避難者数，避難所の状況
（情報入手先）
 - 1) 災害対策本部各部，国，県等防災関係機関
 - 2) 各避難所，地域住民

(2) 情報の入手・伝達ルートの多元化

情報は，複数のルートで入手・伝達に努める。

- 1) 関係機関からの通報，報告
- 2) 報道機関の報道（テレビ・ラジオ）
- 3) 地域住民等からの通報

(3) 通信手段の確保

① 加入電話

- 1) 情報伝達の基本的手段とする。
- 2) 災害初期に予想される回線障害のため情報の発信は「災害時優先電話」によって行う。
- 3) 回線が使用できない場合は，応急臨時回線作成用無線機等により最小限の電話回線を確保する。
（西日本電信電話株式会社）

② 福岡市防災行政無線

市関係機関間での一斉指令，被害情報の報告等の非常通信の基本的手段とする。

③ 福岡県防災行政無線

地震情報等の一斉伝達のほか，福岡県の機関間での連絡に使用する。

④ 高所監視カメラ，画像伝送システム
高所監視カメラ，消防ヘリコプターによる画像転送による市内の被害状況を伝達する。

⑤ その他の無線

1) 消防無線

消防隊への指令等消防活動に使用

2) 道路下水道局無線

ポンプ場，水処理センター等との連絡に使用

3) 水道局無線

工事車両等との連絡に使用

4) 港湾局無線

船舶等との連絡

5) 他機関の通信設備の優先利用

災害に関する通知，要請，伝達又は警告が緊急を要する場合において，その通信のため特別の必要があるときは，各機関の通信設備を優先的に利用できる。この場合，事前に関係機関と協議しておくものとする。

6) 非常無線通信の利用

非常災害で有線通信が途絶したとき，又は自己の無線機が不通になったときは，最寄りの無線局に非常通報等の発信を依頼できる。

7) 民間通信への協力依頼

ア タクシー，トラック等の無線網については，被害状況，道路交通情報等の重要な情報源として，協力を求める。

イ アマチュア無線，パソコン通信網等民間が運用している通信手段についても状況に応じ，その適した通信内容について協力を求める。

(4) 情報の集約

災害対策本部で収集した情報は，必要に応じ下記の分類を行い，集約をする。

① 情報内容

災害情報 被害情報 対策情報 生活情報

② 情報源による分類

関係機関別 報道（テレビ・ラジオ） 住民等からの通報

③ 情報対象地域による分類

被害地域（区，町名）

(5) 情報処理業務分担

情報処理は，次の役割分担により行う。

① 受信（電話，無線等の受信，テレビ等の聴取）

② 整理集約（分類，整理，振り分け）

③ 情報の処理（活動の指令，報告等）

(6) 情報の共有化

情報は，速やかに整理し，関係機関，住民等へ発信して，情報の共有化に努める。

① 対策本部内

各部，区対策本部等に対する情報の発信（防災無線等）

② 関係機関

1) 被害状況，対策状況等の報告（福岡県等）

2) 応援の要請に関する情報の報告

3) 関係機関の対策の状況

③ 市民，報道機関等への周知，広報

1) 報道機関への発表

2) 市民への広報活動

2 情報処理体制

(1) 災害対策本部の情報処理体制

- ① 総括部における処理

総括部は、災害対策本部の情報の最終的な集約を行う。
 災害対策全般を統括するために必要な情報を収集、集約し、各部、防災関係機関、市民、報道機関等に対して伝達、周知を行う。
- ② 役割分担
 - 1) 情報収集担当

必要に応じて関係機関、又は被災現場に情報連絡のための要員を派遣する。
 情報連絡員は、関係機関又は被災現場において情報を収集し、本部等に報告をするとともに、必要な応急対策を行う。
 - 2) 情報受信担当

情報を受信し、受信記録をとる。

 - ア 電話による関係機関からの連絡、市民等からの通報等の受信
 - イ 無線による関係機関からの連絡等の受信
 - ウ テレビ・ラジオによる報道の受信
 - 3) 整理・集約担当

情報の内容等により整理する。

 - ア 情報内容
 - ・災害情報（震度分布、津波、気象情報、二次災害等）
 - ・被害情報（人的被害、避難状況、物的損害、ライフライン状況、地域の被害状況）
 - ・対策情報（避難所状況、物資等輸送状況、道路啓開情報、ライフライン復旧等）
 - ・生活情報（小売店舗状況、交通機関状況、各種援助情報）
 - イ 情報源による分類
 - ・関係機関別
 - ・報道（テレビ・ラジオ）
 - ・住民等からの通報
 - ウ 情報対象地域による分類

被害情報、避難状況については、地図に記載して整理する。
 - 4) 情報処理担当

情報に基づき、関係機関への連絡、報告を行うとともに、集約された情報を掲示し、伝達する。

(2) 災害対策本部各部及び区災害対策本部の情報処理体制

災害対策本部の情報処理体制に準じて、情報処理を行う。

第2 情報の収集・伝達活動（市民局、区役所、各局、各機関）

災害時に必要となる主な情報源を確保し、被害情報その他についての報告、通信体制を確立する。

1 情報収集

(1) 津波警報等、緊急地震速報、地震・津波情報

- ① 福岡管区気象台の情報

防災情報提供システム及び全国瞬時警報システム(J-ALERT)から入手する。

 - 1) 震度速報

観測区域内（九州・山口県内）において、震度3以上の揺れを伴う大きな地震が発生したときに地震の発生時刻及び震度3以上を観測した地域名を発表する。
 - 2) 津波警報等

津波による災害発生のおそれがある場合、津波警報（大津波、津波）または津波注意報を発表する。
 津波の心配がない場合や津波による被害の心配がないものの若干の海面変動予想される場合、津波予報を発表する。
 - 3) 震源に関する情報

震度3以上の揺れを伴う大きな地震が発生し、津波による被害の心配がない場合に発表する。

4) 震源・震度に関する情報

震度3以上を観測したとき、地震の発生場所（震源）、地震の規模（マグニチュード）及び以下の情報を発表する。

ア 震度3以上が観測されている地域と市（区）町村。

イ 震度5弱以上と考えられるが震度を入手していない震度観測点のある市町村名

5) 津波情報

津波の到達予想時刻、予想される津波の高さ、満潮時刻及び観測された津波の高さ及び時刻を発表する。

6) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測したときに各地点の震度を発表する。

7) 緊急地震速報

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

② 福岡県震度情報ネットワークの情報

1) 市内7箇所（消防本部及び各消防署、（ただし中央署は除く））に設置している震度計による震度情報

2) 県内の各市町村に設置している震度計による震度情報

(2) 被害情報

① 職員登庁時の情報

職員が登庁時に目撃した被害の情報について集約する。

職員が登庁したときは、口頭又は文書により登庁時の状況を報告する。

（報告事項の例）

ア 被害が甚大である地域

イ 道路の状況

ウ 家屋等の状況

エ 避難者等住民の状況

② 災害対策本部各部、区災害対策本部の情報収集

災害対策本部各部、区災害対策本部は、その覚認した被害状況を災害対策本部総括部へ報告する。

1) 発生直後の被害状況の速報

地震災害が発生したときは、速やかにその庁舎周辺等の状況を第一報として報告する。

2) 地域状況の把握

各部は、その担当に応じ施設等の被害状況の全体を把握する。

区災害対策本部は、地震発生後、区の主要か所の状況を巡回して全体の状況を把握する。

3) 重要情報の速報

火災の発生、死者や重傷者の発生、建物・工作物の倒壊等重大な被害が生じている場合は、直ちに報告する。

4) 定期的な状況の報告

災害発生後定時にその時点で把握されている状況を被害状況報告書により報告する。

（報告内容）

ア 地域の全体の状況

イ 死者、負傷者の概数（確定分及び推定を含む。）

ウ 家屋等の状況、火災発生の状況

エ 住民の避難の状況

オ 対策の状況及び要員の過不足

③ 関係機関からの情報

福岡県その他の防災関係機関、その他の関係機関からの情報を収集する。

④ 住民からの通報等

1) 住民からの通報

2) 自治協議会等からの報告

3) 公民館、学校等避難所からの情報

(3) 二次災害情報

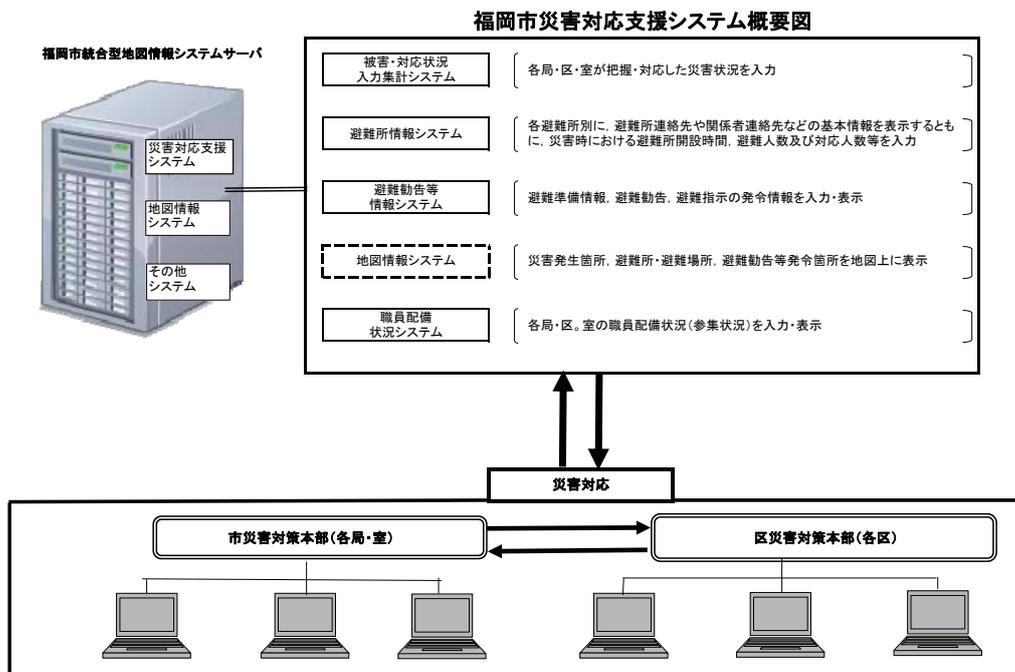
- ① 気象情報
気象台からの気象警報
- ② がけ崩れ等の情報
 - 1) 住民からの通報
 - 2) 危険区域（がけ崩れ，河川，溜池等）の見回り
- ③ 危険物施設の状況
危険物施設の状況確認
- ④ 火災の状況
火災の通報等

(4) 応急対策情報等

- ① ライフラインの復旧状況
- ② 物資の調達状況
- ③ 道路交通状況，規制状況
- ④ 医療機関情報

2 情報の入力

各部及び各区災害対策本部は，それぞれが所管する被害状況等を「災害対応支援システム」に入力する。なお，入力の際は，「災害対応支援システム」の入力情報を確認するとともに，関係部署と連携し情報の重複入力をとらないよう努める。



3 情報の処理

(1) 災害対策本部総括部

- ① 総括部は，災害の全体状況を把握する。
- ② 全体状況により，必要な災害応急対策，応援要請等を指令する。
- ③ 県等への災害状況の報告を福岡県被害報告書様式により行う。

(2) 災害対策本部各部

各部及び区災害対策本部は，それぞれ所管する応急対策活動に関連する情報を把握するとともに，災害状況，必要とする人員・物資に関する情報について，総括部へ報告し，又は要請する。

(3) 災害対策本部間の通信手段

各部及び区災害対策本部間の緊急通信は，防災行政無線又は加入電話による。

第3節 災害時の広報

市民等に対し、災害の状況、応急対策実施の状況、生活情報等を周知し、混乱を防止し、市民生活の安定を図る。

広報に当たっては、速やかな伝達、混乱の回避、市民ニーズ、要援護者に留意して行うとともに、様々なメディアの活用を図る。

また、市外への援助等の呼びかけ等のために情報を発信する。

第1 実施機関及び広報事項（市民局，市長室，区役所）

被災者等が必要とする情報を、関係機関の協力を得ながら広報を行う。

1 実施方針

- (1) 災害対策本部は、市民生活に必要な事項を中心として総合的な広報活動を行う。
- (2) 各防災関係機関等は、それぞれの活動に関連して必要な事項を広報する。

2 広報事項

(1) 地震発生直後の広報事項

地震発生後、市民の安全の確保、不安の解消のため、下記の事項について周知をする。

- ① 地震・津波に関する情報
- ② 地震災害時の留意事項・指示事項
- ③ 災害応急対策の実施状況
- ④ 避難勧告等

(2) その後の広報事項

地震災害後、被災市民等の生活の維持等のため、必要な情報を広報する。

- ① 地震・津波に関する情報
- ② 被害情報及び応急対策実施状況
- ③ 生活関連情報
 - 1) ライフラインの被害と復旧の見込み
 - 2) 物資の供給の状況
 - 3) 商店等の情報
- ④ 安否情報
- ⑤ 教育に関する情報
- ⑥ 医療機関に関する情報
- ⑦ 道路交通状況
- ⑧ 被災者等への支援措置に関する情報
- ⑨ 災害ボランティアに関する情報
- ⑩ その他必要な事項

3 市外への情報提供

市外各地に対して、被害の状況、復旧の状況、支援の呼びかけ等の広報を行う。

第2 広報の方法（市民局，市長室，保健福祉局，総務企画局，区役所）

広報に当たっては，報道機関の協力のほか，広報車，広報紙，ホームページ，防災メール，インターネットFAX等により行う。

1 広報の種類等

（1）緊急時の広報

初動活動時その他緊急時において，地震情報，避難情報，住民への指示事項等を住民等へ広報を必要とするときは，総括部の指示により，報道機関への情報提供及び放送要請，広報車，ホームページ，防災メール等により，住民への周知を行う。

（2）随時又は臨時の広報

被害状況，応急復旧状況，生活関連情報等については，定期的に，又は必要により随時に報道機関への情報提供，広報車，広報紙，ホームページ，防災メール等により住民等へ広報を行う。

2 広報の手順

（1）災害対策本部総括部において，広報活動に必要な情報を集約し，広報を行う。

（2）各部又は区災害対策本部は，応急対策活動，支援活動により必要となる市民等への周知事項，被災者への支援措置等について，災害対策本部総括部へ依頼する。依頼は，原則として文書により行うものとし，緊急を要する場合は口頭で行う。

（3）事態が切迫している場合は，NHKに対し緊急警報放送の要請を行う。

3 広報の手段

（1）報道機関への情報提供，広報の要請

① 定期的に又は随時に，記者発表又は資料提供等により報道機関に情報を提供する。

② 「災害時における放送要請に関する協定」に基づき，市内各放送局に対し，電話で放送要請を予告したのち，放送依頼を行う。

（2）広報車等による広報

避難勧告，警戒区域の設定等，緊急に地域住民に広報の必要がある場合，その他必要に応じて，市広報車，その他の車両等により巡回して周知する。

なお，広報車両については，「災害警戒中」等の表示を行い，地域住民等への注意喚起を行う。

（3）災害広報紙等の発行

① 災害状況等により必要な場合は，被害状況，応急対策状況，市民への留意事項，生活関連情報，復旧状況等を市民に周知するため，臨時広報誌を発行する。

② 災害広報紙は，避難所，その他避難者等の集まる場所で配布するほか，必要な場合は各住戸に配布する。

（4）その他の広報の手段

① 掲示板等の掲示

市災害対策本部，区災害対策本部その他必要な場所において，生活関連情報，応急対策状況等について掲示するほか，有線放送施設を活用する。

② 防災ホームページによる情報発信

防災ホームページにより，被害状況，応急対策状況，復旧状況，生活関連情報等を発信する。

③ 防災メールによる情報配信

防災メール登録者へ避難勧告など福岡市で必要と判断した緊急情報を配信する。

④ 緊急速報メール

防災メールの情報のうち，避難勧告などの特に緊急を要する情報については「エリアメール（NTTドコモ）」をはじめとする緊急速報メールサービスによって情報提供する。

⑤ ツイッター（ソーシャルネットワークサービス）

防災メールの情報のうち，地震速報や気象警報その他の緊急情報をツイッターによって自動発信する。

- ⑥ 街頭ビジョンによる情報の発信
大規模災害時に天神地区・博多駅地区に設置された街頭ビジョンを活用し、来街者等への避難場所等の防災情報を放映する。
情報提供にあたっては、外国人への配慮から多言語化を行う。
- ⑦ インターネットFAX
各区役所・出張所に設置しているインターネットFAXの活用を促進し、区役所から地域等へ、避難勧告等の情報伝達を強化する。

4 要援護者への配慮

災害時に音声又は文字による情報伝達や情報の理解が困難な人々に対する情報の伝達方法の確立を図っていく。

(1) 広報の方法及び内容上の配慮

広報に当たっては、手話、点字、要約筆記、外国語等による広報の実施に配慮するとともに、その内容についても、要援護者が必要とする情報を広報する。

(2) 情報窓口等の設置

障がい者、外国人等に対する情報提供のため、各種機関、団体、ボランティアの協力を得て、必要に応じて、情報提供窓口、相談窓口に通訳等を配置する。

(3) ボランティア等の協力

要援護者への広報の実施に当たっては、各種ボランティア、関係機関・団体、近隣住民等の協力を得るものとする。

(4) 人材の確保

手話、点字、要約筆記、外国語等の能力を持った人材の協力が必要不可欠であるため、そのような人材の把握、養成、連携の確保に努める。

5 災害の記録

(1) 災害状況の記録

被害の状況、応急対策の状況等の記録を行い、災害時の広報の資料とするとともに、今後の防災対策に資する。

災害の記録は、写真、ビデオのほか、各部における文書の記録を収集する。

(2) 記録の方法

各災害応急対策の実施に際して、必要に応じ写真・ビデオ撮影を行うものとする。活動状況等については、後日報告書を作成する。

第3 生活関連情報等（市長室、各局）

被害を受けた被災者、避難者その他の市民等に対し、必要な情報を提供し、各種の問い合わせ・相談に応じる。

1 災害時情報相談窓口

災害の程度に応じ、災害対策本部に市民等からの相談等に応じるため情報相談窓口を設置する。

(1) 情報提供事項

- ① 被災状況、安否確認情報
- ② 支援措置の状況
- ③ 生活関連情報

(2) 相談事項

- ① 住宅に関する事項
- ② 法律問題に関する事項

2 安否確認情報

(1) 安否情報の集約

安否情報は、避難状況、行方不明者等の状況等から確認する。

- ① 避難者
避難所の避難者名簿を集約する。
- ② 行方不明者
避難所、区役所等に寄せられた行方不明者の情報を集約する。
- ③ 警察等の行方不明者等の情報
警察署等が調査した行方不明者等の情報を集約する。

(2) 安否情報の提供

- ① 報道機関等への避難者名簿等の提供
- ② 避難者名簿等の閲覧
- ③ その他の方法により提供

3 災害ボランティア情報

災害の程度に応じ、ボランティアの必要性を判断し、ボランティアの要請等のボランティアに関する広報を行う。

情報提供事項

- ① ボランティアの要請情報（活動内容、期間、人数、場所等）
- ② ボランティア活動実績

第4節 消防活動（消防局）

地震災害時における火災、救急救助事案など同時多発する災害に対し、活動方針を次のとおりとする。

1 火災第1主義

震災時は、火災、救助、救急といった事案が同時に多発し、極端に消防力が劣勢となることが懸念される。こうした中、状況を大局的に判断し被害の拡大を最小限に押さえ込む必要性から、火災対策を最優先とし、初動時においては全組織力を挙げて消火活動に着手する。

2 勤務員による即応体制

地震のような突発の大規模災害の被害を最小限にとどめるためには、初動活動において如何に的確かつ迅速な対策がうてるかにかかっている。発災直後の勤務職員で最大の消防力を発揮できる体制を確立する。

3 所轄ごとの部隊運用

災害救急指令センター機能の限界を超えるような同時多発災害に対しては、119番通報受信後の出動指令や活動指示などの部隊運用権限を署単位で行う。

4 広域応援体制

災害が多発し、一つの消防署では対応しがたい場合は、管轄主義に固執せず、署間の応援体制が速やかに行われるような全市的な応援体制を構築する。また、福岡市消防局単独での対応によりがたい時は、他都市への応援要請を遅滞なく行う。

5 地域住民との連携

大規模災害時は防災機関の対応力にも限界があり、特に災害初期は住民自ら或いは住民相互の自主防災力が非常に有効となる。軽微な活動分野を住民に任せたり、消火活動を住民と協力しながら行うなど、活動分担や活動協力を積極的に行う。

第5節 救出・救急対策

(消防局, 保健福祉局, 財政局, 港湾局, 海上保安部, 県警察, 日赤, 水難救済会, 自衛隊)

地震災害又はそれに伴う災害により, 次に掲げる状態にある者を救出, 救護及び保護する。

1 対象

- (1) 災害により生命, 身体が危険な状態にある者
- (2) 災害により生死不明の状態にある者

2 救出救護活動

災害のため救出, 救護を要する者が生じた場合, 各機関は協力して救出救護活動を行うものとする。なお, 救出作業に特殊機械器具, 特殊技能者及び瓦礫の下の医療を要する場合には, その旨知事に要請し, 自衛隊, 海上保安部, 福岡県災害派遣医療チーム(以下,「福岡県 DMAT」という。)等関係機関の協力を得る。

3 集団救急事故対策

震災等により多数の傷病者が集団的に発生したとき, 円滑な救急活動が遂行でき, 傷病者を迅速に医療機関に搬送し, 適切な救急医療が施されるよう関係機関と連絡, 協調を図り, 有効適切な救護, 救命の措置を行う。

(1) 救急医療体制

突発的に発生する集団救急事故に対し迅速かつ適正な医療を行うため, 災害拠点病院や福岡市救急病院協会において現場に出動する医師及び傷病者を収容する病院を確保するとともに, 必要に応じ福岡県 DMAT の現場派遣を知事に要請し, 救急医療体制の確立を図る。

(2) 事前措置

救急活動の推進を図るため, 医療機関及び消防関係機関と連絡を密にし, 必要事項については調整を行い救急体制を確立する。

(3) 現場消防本部の措置

救急活動を円滑にするため, 現場消防本部を設置し, 活動部隊の指揮, 応援部隊の派遣要請, 関係機関との連絡, 情報の収集, 資機材の調整等を行う。

(4) 現場救護所の設置

傷病者の救護, 救命を迅速に行うため, 現場救護所を設置し, 傷病者の受付分類, 応急処置, 搬送先医療機関の指示等を行う。

4 救急空輸搬送先医療機関

救急空輸搬送先医療機関(災害拠点病院) (資料編 145 頁)

5 特殊技能者

- (1) 潜水夫を要請する場合(資料編 146 頁)
- (2) 水難救助技能者を要請する場合(資料編 146 頁)

6 福岡県 DMAT

福岡県 DMAT 指定病院一覧表(資料編 146 頁)

7 救出

- (1) 車両等一覧(資料編 147 頁)
- (2) 舟艇一覧表(資料編 148 頁)

8 惨事ストレス対策

- (1) 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は, 職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は, 必要に応じて, 消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第6節 応急医療救護

負傷者等について、迅速に救護活動を行うとともに、避難者等の医療等を確保する。

第1 初動医療体制（保健福祉局，区役所，日本赤十字社，医師会，自衛隊）

医療救護体制として、各関係機関との連携を図るとともに、救護班の編成や救護所を設置する。

1 各機関との連携・情報収集体制

(1) 医療機関等との連携

日本赤十字社，医師会，災害拠点病院，福岡県 DMAT，救急告示病院等との密接な連携体制を確立する。
なお、震度5強以上の地震が発生した場合、福岡市医師会から災害対策本部に職員の派遣を行う。

(2) 消防機関等との連携

消防機関，警察，自衛隊その他の救急救助活動等との連携を確保する。

(3) 医療資機材調達体制の確立

医薬品等医療資機材の調達のため，関係機関との連携を確保する。

(4) 地域における被災者情報等の収集

医師会，区災害対策本部，避難所，自主防災組織その他の地域組織と連携するとともに福岡県医療情報ネットを活用するなどして，医療機関の被害状況，負傷者の状況などに関する情報収集を行う。

(5) 被災地外の医療関係機関等との連携

重傷患者等の後方搬送機関として，又は応援等のため，市外医療機関等との連絡体制を確立する。

2 活動要員等の確保

(1) 日本赤十字社，医師会，自衛隊，その他の関係機関の協力を得て要員を確保する。

(2) その他，県等を通じて医師，看護師その他の要員の派遣や医療資器材の供給を要請するとともに，医療ボランティアの協力等を求める。

3 救護班の編成・救護所の設置

災害初期の被災現場等での医療活動，避難所生活者のため巡回医療のために救護班を編成するとともに，地域での医療確保のため救護所を設置する。

(1) 救護班の編成基準

医師 1名

看護師・保健師又は助産師 2～3名

事務 6名（連絡 5名 運転手 1名）

(2) 救護班編成

○ 救護班編成表（資料編 191 頁）

このほか，災害の規模等に応じて臨時に編成する。

(3) 救護所の設置

医療機関等が被災するなどにより，地域での医療に障害があるとき等は，仮設の救護所を設置して医療活動を行う。

第2 応急医療活動（保健福祉局，消防局，区役所，日本赤十字社，医師会）

救護班の活動，応急処置の実施に際して，緊急を要する事案に対応するため，適切なトリアージを行うとともに，病院等の関係機関の協力を求める。

1 救護班の活動

- (1) 被災現場又はその周辺に派遣して，負傷者等の応急医療処置を行う。
- (2) 避難所における医療確保のため，各避難所への巡回医療を行う。

2 応急処置時のトリアージ

被災者の応急医療処置に当たっては，負傷等の程度，疾病等の状況により緊急に措置を必要とするものを優先して行う。

3 医療機関等への協力依頼

(1) 市内医療機関の状況把握

市立病院，救急告示病院，災害拠点病院その他の医療機関の状況を把握し，現場出動できる医師，傷病者の収容等の応急医療実施の可否等を確認するとともに，知事に対し，福岡県 DMAT 現場派遣の可否等について確認する。

また，福岡市医師会においては，福岡市医師会関係医療機関の被害状況，負傷者の状況などに関する情報収集を独自に行い，災害対策本部に状況を報告する。

(2) 医師派遣及び医療機関への受入れの要請

傷病者の大量発生等の場合においては，医療機関に対し，現場への医師の派遣を要請する。

救護班による応急措置後さらに処置を要する患者，又は重傷者等については，後方支援医療機関に搬送し治療を要請する。

(3) 入院患者，医療継続者等の受入れ要請

各医療機関の被災状況により，入院患者，透析患者等医療措置の継続を必要とする患者については，医師会や福岡県透析医師会等と連携し，他の医療機関又は市外の医療機関への受入を要請する。

(4) 搬送方法

搬送は，救急隊，その他の救急車等によるほか，状況によりヘリコプターで実施する。

第3 医薬品・医療資機材等の確保（保健福祉局，日本赤十字社，自衛隊）

応急医療活動に必要な資機材，薬品等の調達を行う。

1 応急医療活動に要する携行資機材等

- 福岡市救急病院協会器具表（資料編 193 頁）
- 医療用装備基準（資料編 194 頁）
- 助産用装備基準（資料編 196 頁）
- 救護班装備基準（資料編 196 頁）

2 医薬品等の調達

医薬品については，医療器材取扱業者等から調達する。

- 医薬品及び医療機器取扱店一覧表（資料編 197 頁）
- 血液センター一覧表（資料編 198 頁）

第4 避難所等における医療の確保と健康管理（保健福祉局，区役所）

避難所等における医療体制，被災者等の心身の健康維持のための必要な措置を行う。

1 避難所等における医療確保体制

（1）仮設診療所の設置

医療機関の被災などにより医療実施が困難な場合は，避難所に仮設診療所を設置して医療を確保する。

（2）救護班の巡回

仮設診療所の設置のほか，必要に応じて，避難所等に救護班を派遣して，巡回診療を行う。

2 避難所における健康管理，健康相談等

（1）避難所での衛生の確保，健康の維持のため，保健師等の巡回派遣等による健康相談や健康教育を行う。

（2）被災者及び従事職員等の心のケアについては，関係機関と連携を図り，精神科医等による健康相談・健康教育を行う。

（3）服薬治療中の精神障がい者のために，精神医療の確保に努める。

第7節 避難対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民の安全を確保するため、避難勧告等の発令、避難所の開設・運営を行う。

第1 避難対策（市民局、保健福祉局、区役所）

避難をする際の指定避難場所、避難所の運用を明らかにし、適正な避難対策を実施する。

1 地震災害時の指定避難所・避難場所

(1) 避難所・避難場所の選定

避難所・避難場所は、災害時に避難者を収容する一時避難所及び収容避難所と、大火災等における避難に適する広場を有する地区避難場所及び広域避難場所とし、次の区分により選定する。

区 分	用 途	備 考
一時避難所	1人につき2㎡程度の面積を基準として50人以上を収容できる施設	災害時の収容施設
収容避難所	給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設があるものであって1人につき4㎡程度の面積を基準として100人以上を収容することができる施設	
地区避難場所	震災及び大火災により、特定の地域において人命に大きな被害が予測される場合、住民が容易に避難し得る至近距離にある場所	震災、大火災時の避難広場
広域避難場所	震災及び大火災により、広域にわたって人命に大きな被害が予測される場合の大規模な避難に適する場所	
<p>その他緊急の場合で、あらかじめ指定された避難所を使用できない場合は、もよりの民間施設、応急仮設テント等を使用する。</p>		

(2) 避難所・避難場所

- ① 一時避難所 (187 か所)
- ② 収容避難所 (213 か所)
- ③ 地区避難場所 (355 か所)
- ④ 広域避難場所 (24 か所)
- ⑤ その他の避難所
 - 「福祉避難所」 通常の避難所での生活が困難な災害時の要援護者の避難所
 - 「臨時避難所」 避難所が不足するときに開設する臨時避難所

2 地震災害時の避難

(1) 地震発生後の安全な場所への避難

- ① 地震発生後、建物の倒壊等の危険が及ぶおそれがあるときなどに、住民の自主的な判断又は避難勧告指示により、その場所から最寄りの「地区避難場所」又はその他の公園、グラウンド等の安全な場所へ一時的に避難する。
- ② 「地区避難場所」以外の場所へ避難した場合は、周囲の状況等の安全を確認したうえで「地区避難場所」へ移動する。
- ③ 「地区避難場所」が火災の延焼、爆発のおそれ等の危険が迫った場合は、「広域避難場所」へ避難する。
- ④ 津波警報・注意報等発令時、海岸線近くの避難所及び避難場所の使用を禁止する。

(2) 一時生活のための避難

地震又は火災等により住宅が破損して生活することができない場合、又は火災等の危険が継続する場合は、「一時避難所」又は「収容避難所」に避難し、一時的な生活の場とする。

第2 避難勧告・指示、警戒区域の設定（市民局、保健福祉局、消防局、区役所、住宅都市局、県警）

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、津波、火災、がけ崩れ、危険物の爆発等の危険から市民の安全を確保するため、避難勧告、避難指示、警戒区域の設定を行う。

1 避難勧告・指示

避難勧告又は指示は、災害の危険のある地域の住民等に対し、危険を避けるために避難を呼びかけるもの。このうち、「指示」は、危険が特に切迫しているときなどに、住民に強く呼びかける場合に行うもの。

(1) 避難勧告・指示の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。（災害対策基本法第60条）

（具体的な例及び勧告又は指示に係る地域・地区）

- ① 広範囲にわたり火災の延焼の危険が迫っているとき。（風下の地域、木造密集地区等）
- ② がけ崩れ、土石流等の危険が迫っているとき。（土砂に埋まる可能性のある地域）
- ③ 爆発の危険、有毒物質の流失等の危険があるとき。（爆発、汚染等の影響がある地域）
- ④ 津波警報が発令され、津波の被害が予想されるとき。（沿岸地域、低地部）

(2) 避難勧告・指示の手順

- ① 災害の現場にいる職員は、その現場付近一帯ががけ崩れ、火災の延焼、爆発等の危険が迫っていると認めたときは、直ちに区災害対策本部又は災害対策本部総括部に通知する。

危険が急迫し、緊急を要するときは、直ちに周辺住民等に避難の勧告・指示を行ったのち、この旨を区対策本部又は総括部に報告する。

- ② 災害対策本部総括部は、区災害対策本部の意見を聞き、災害対策本部長の指示により避難勧告又は指示の要否を決定し、区災害対策本部に指示をする。

この場合、災害対策本部総括部は、緊急報道、広報車による広報等により避難勧告・指示の周知措置を図るとともに、県にこの旨を報告する。

- ③ 区災害対策本部が指示を受けたときは、現場にいる職員をしてその区域の住民に避難の勧告・指示を周知する。

(3) 避難勧告・指示の内容

避難勧告・指示は、できる限り次の事項を明示して簡潔明瞭に行う。

- ① 危険の状況
- ② 危険が迫っている地域（避難すべき地域・方向）
- ③ 避難先又は避難の方向
- ④ 避難時の留意事項

(4) 避難勧告・指示の周知

- ① 住民等への周知

- 1) 現場にいる職員等は、付近住民へ避難勧告・指示を周知する。
- 2) 区災害対策本部、各消防署等は広報車両等により避難勧告・指示に係る地域へ周知措置をとる。
- 3) 区災害対策本部は、防災行政無線により、公民館、漁協、農協等へ指示を伝達する。
- 4) 災害対策本部総括部は、必要に応じ、市内各放送局に対し、放送要請を行う。

※状況に応じ、NHK福岡放送局への緊急警報放送の要請を行う。

- ② 関係機関への連絡・報告

災害対策本部総括部は、県消防防災課へ避難勧告・指示を行った旨を報告するとともに、関係機関へ対しその旨を連絡・報告する。

2 警戒区域の設定

警戒区域は、災害による危険から人命を守るため、区域を設定し、立入り制限・禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図る。

(1) 警戒区域設定基準

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに設定する。（災害対策基本法第63条）

- ① 避難勧告・指示の基準（1—(1)）と同様の危険がある場合及び応急活動の実施上必要な場合で、特に危険の態様・程度から、区域を設けて人の立入りを制限する必要があるとき。
- ② 範囲は、危険の影響の及ぶ範囲及び消防活動その他の応急措置の実施が迅速・円滑に実施できることを考慮して設定する。
- ③ 安全管理上警戒区域を広めに設定した場合は、応急措置の実施状況、危険の解消の程度に従い、区域内の安全を確認の上、順次警戒区域の縮小を図る。

(2) 設定の手順

避難勧告・指示の手順（1—(2)）に準じる。

(3) 警戒区域の設定の内容

警戒区域を設定するときは、できる限り次の内容を明示して行う。

- ① 危険の内容
- ② 立入り制限の内容
状況に応じて、「一切の立入り禁止」，「立入り制限（許可等ない者の立入禁止）」，「時間的立入り制限」等を決定する。
- ③ 立入り制限の区域
住民等へ周知すると共に、現地において標識の設置，ロープ等を敷設して区域を明示すると共に，拡声器等により付近の住民等に周知する。
- ④ 区域内の住民の避難先

(4) 警戒区域設定の周知

避難勧告・指示の周知方法（1—(4)）に準じるほか、現地において標識の設置，ロープ等を敷設して区域を明示すると共に，拡声器等により，警戒区域からの退去，立入りの禁止等を付近の住民等に周知する。

3 建築物の使用制限

地震により被災した建築物の危険性を判定し，被災建築物の立入り・使用にあたっての注意を喚起する。

(1) 被災建築物の応急危険度判定

不特定多数が使用する公共施設，住宅等の建築物について，速やかに応急危険度判定を行う。

(2) 建築物の使用制限の助言，周知

「要注意」又は「危険」と判定された建築物については，施設管理者・所有者・使用者に対し，判定内容について説明を行い，建築物の使用等について危険がないように注意を喚起する。又，所定のステッカーを建築物の入口などの認識しやすい場所に貼付し，周知を行う。

第3 避難誘導（市民局，消防局，区役所，県警，海上保安部）

地震災害に伴い火災の延焼，危険物の爆発・流出，津波等の危険が生じたとき等において住民等が避難をするときに，混乱を防止し，速やかに安全な場所へ誘導する。

1 避難誘導

(1) 誘導実施要員

次の実施要員が不足する場合には，自主防災組織要員その他地域住民に協力を求める。

- ① 区災害対策本部職員
- ② 市災害対策本部職員
- ③ 警察官，海上保安官
- ④ 消防職員，消防団員
- ⑤ 自衛官

(2) 避難誘導時の留意事項

避難誘導に当たっては、次の事項に留意する。

- ① 避難の目標を明示すること。
- ② 団体行動を確保すること。
 - 1) 町内会、世帯単位等の住民の生活単位ごとにまとまるよう誘導し、状況に応じて班を編成して避難者の確認を行う。
 - 2) 避難者の中で、自主防災組織要員などに対し、誘導の補助の協力を得る。
 - 3) 誘導者は、少なくとも先頭、中間、後方に位置して、脱落等ないように注意する。
 - 4) 誘導に際しては、状況に応じ、ロープ、車両等を利用する。
- ③ 避難誘導時の要配慮者
避難に当たっては、次の者を優先し、避難時の状況に特に留意する。
 - 1) 高齢者（特に単身世帯）
 - 2) 障がい者
 - 3) 乳幼児、児童
 - 4) 病弱者等
 - 5) 妊産婦
 - 6) その他介護等を要する者

2 避難経路

(1) 避難経路・目標物等の周知

誘導に際しては、避難目標、避難経路、途中の目的物等を適宜周知する。

(2) 避難路の安全確認

避難中に、落下物、倒壊物、危険物等がある場合は、誘導員の配置、標識等の設置、避難経路の変更等適宜の措置をとる。

(3) 避難場所の表示

避難所・避難場所及びその位置を避難住民に徹底させるため、避難場所の表示板を設置する。
なお、避難所の表示板については、日本語、英語、中国語、韓国語で表示する。

3 集客施設等における避難誘導時の留意事項

利用者が多数集まる施設の避難誘導に当たっては、特に次の事項について留意する。

- (1) 誘導員の存在の明示
- (2) 所要箇所での誘導員の配置
- (3) 施設からの出口の明示

4 帰宅困難者対策

交通機関の停止等に伴う帰宅困難者に対する支援を行うため、事業所や関係機関等と支援体制を確立し、対策を講じる。

(1) ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等との協力協定に基づき、帰宅困難者に対する支援を行う。

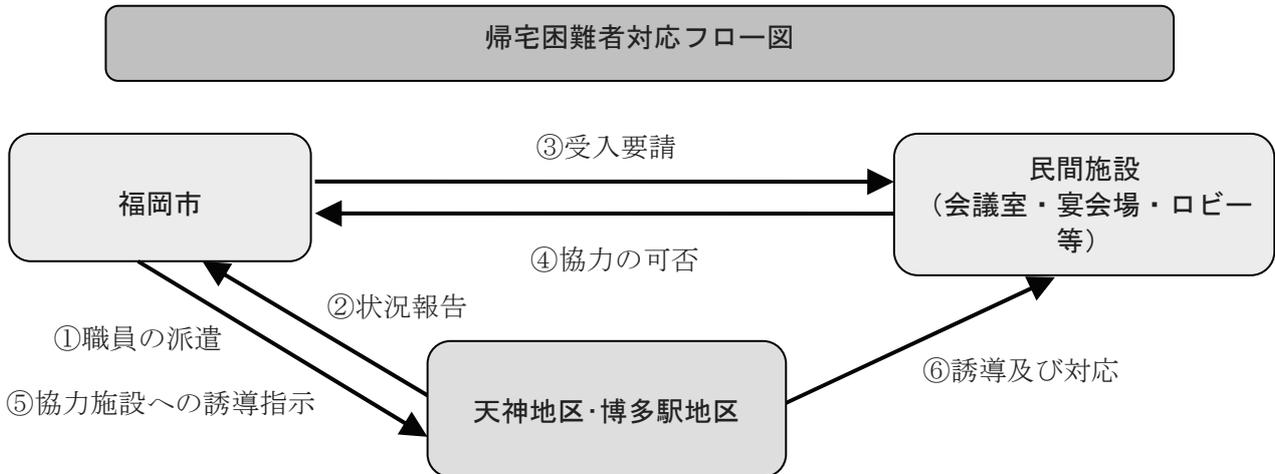
- ① 一時休憩所として、水道水、トイレの提供
- ② テレビ、ラジオ及び地図等による情報の提供
- ③ 簡易な応急手当及び必要に応じた救援要請の実施

(2) 県及び近隣市町村等と連携した広域的な帰宅困難者対策を実施する。

(3) 天神、博多駅地区などにおける民間事業者等との施設の提供協力協定の締結を促進するとともに、それらの協定に基づき、帰宅困難者対策を実施する。

- ① 職員を天神・博多駅地区の来街者滞留場所へ派遣する。
- ② 職員は、帰宅困難者を整理・選別し、状況を報告する。
- ③ 市本部は、協力施設へ受入要請を行う。
- ④ 施設担当者は、提供する施設が避難所として使用できるかを確認のうえ、市本部へ協力の可否について回答を行う。

- ⑤ 施設の提供が可能な場合、市本部は派遣職員へ協力施設及び受入人数を伝え、誘導を指示する。
- ⑥ 帰宅困難者として認定した者を、派遣職員が各受入施設へ誘導し、その後、その施設にて、帰宅困難者の対応を行う。



第4 避難所の開設（市民局，保健福祉局，区役所）

避難所は、あらかじめ指定した避難所のうち災害の状況及び規模を勘案して開設し、家屋の被害又は避難勧告等の発令により、自宅で生活できない場合などに、避難者の一時的生活の場とする。

1 避難所の開設

(1) 開設の手順

- ① 災害が発生し、住民の避難が必要であるときは、災害対策本部総括部又は、区災害対策本部が施設管理者の了解を得て、区災害対策本部が開錠をできる者へ連絡を取りその協力を得て開設する。なお、閉庁日（勤務時間外含む）に震度5弱以上の地震が発生した場合は、震災時緊急対応職員が地域住民や施設管理者と連携して避難所を開設する。
- ② ①により開設することができない場合、又はそのいとまがないときは、施設管理者が地域住民等の協力を得て、避難所を避難者に開放し、区災害対策本部要員が到着するまでの間避難所としての管理運営を行う。
- ③ 避難所の迅速・的確な開設を行うため、市関係機関，施設管理者，自主防災組織及びボランティア等により構成された校区を単位とした自主運営組織の検討を行う。

(2) 開設する避難所

- ① 災害時に開設する避難所は、あらかじめ指定した避難所のうち、災害の状況，施設の被害状況，周囲の状況等から安全を確認し，開設する。
- ② 災害の規模が小さく，避難者数が少ないと判断されるときは，一時避難所を優先して開設し，不足する場合に収容避難所を開設する。
- ③ 福岡市域に震度5弱以上の地震が発生した場合，すべての公民館（合築の場合は老人いこいの家を含む），小学校（被災施設を除く）を避難所として開設する。
- ④ 指定避難所だけでは収容できない場合又は，災害の状況や施設の被害状況，周囲の状況等から，市の指定避難所が使用できない場合は，次の施設・場所をその管理者の了解を得て，臨時避難所として使用する。なお，2）の場合の取扱は，別途定める運用基準によることとする。
 - 1) 公共施設で，避難者の収容が可能な施設等の借上
 - 2) 地域の集会所で避難者の収容が可能な施設
 - 3) テント等の仮設施設の設置が可能な公園等で，安全が確保されている場所

(3) 避難所受入れ対象者

- ① 住家に被害を受け、又は避難勧告等により、日常起居する居住の場所がない者
- ② 地震による心的ストレスなどのため、自宅での生活が困難な者
- ③ 市内の滞在者で、帰宅が困難な者

(4) 受入れ期間等

- ① 避難所への受入れ期間は、避難者が自己の住宅等に帰宅し、又は仮設住宅等へ入居するまでの間とする。
- ② 私立の施設、小・中学校等の教育施設については、原則として施設の本来の用途、応急教育の実施に支障がない範囲及び期間で開設するものとし、優先して他の避難所への移転を行うものとする。

(5) 福祉避難所

高齢者、障がい者など要援護者で通常の避難施設での生活が困難であり、特別な配慮を要する者を収容するための避難所で、事前に市と協定を締結した社会福祉施設の中から、必要に応じ開設を行うものとする。

2 自主避難への対応

災害発生後、住民が自主的に避難所へ避難をしたときは、避難施設の管理者は区災害対策本部へ連絡し、区災害対策本部の指示を受けて開設する。

第5 避難所の運営（市民局、保健福祉局、区役所）

避難所の運営は、区災害対策本部、施設管理者、自主防災組織、避難者、ボランティア等の相互協力により行い、避難所ごとに避難者の自主運営を促進する。その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するものとする。

1 避難所の運営体制

(1) 区災害対策本部

- ① 避難所運営の統括
- ② 災害対策本部各部等との連絡・調整

(2) 施設管理者

避難施設の維持管理、区災害対策本部要員の職務の補助、協力

(3) 自主防災組織、ボランティア等の地域住民による自主運営組織

区災害対策本部は、地域住民による自主運営組織が組織されるよう、自主防災組織、町内会長、ボランティア等へ働きかけるものとする。

また、女性の視点や声を反映させるため、男性と女性両方の代表者を配置するなど運営体制への女性の参画を図る。

① 組織の例

- 1) 運営会議（各班の代表者）
- 2) 各班（地域割り、部屋割り）
- 3) 役割担当班
 - ・食料等配分等担当
 - ・清掃等担当
 - ・警備等担当
 - ・その他

② 自主運営組織の役割

- 1) 避難施設内の秩序の維持
- 2) 食料、物資の配分、炊き出し等
- 3) 避難所内の衛生の保持
- 4) 避難者のニーズの把握
- 5) 物資の運搬、炊き出し等避難生活の維持のための援助
- 6) 高齢者、障がい者の介護、児童等のケア等

2 避難所の設備

災害対策本部は、大規模な災害時など、避難が長期化することが予想される場合には、避難者の食料、日用品、水等のほか、下記の設備・備品等のうち必要なものを調達して各避難所に備える。

- (1) 畳、マット、カーペット等
- (2) 間仕切り
- (3) 仮設トイレ
- (4) テレビ・ラジオ
- (5) 簡易台所、調理用具
- (6) エンジン発電機、カセットコンロ、燃料
- (7) その他必要な設備、備品（冷暖房機器、洗濯機、シャワー・仮設風呂等）

3 避難所の運営

- (1) 避難者の把握・報告等
 - ① 各避難所は、災害発生後、区災害対策本部に対し、避難所に避難をしている人数（概数）及び不足物資等を速報する。ただし、避難者に大きな増減があった場合は、随時報告する。
 - ② 各避難所において、世帯単位に避難者の状況を調査する。
 - ③ 「避難状況調査表」に基づき、原則として避難者の居住地の町名ごとに「避難者名簿」を作成する。
 - ④ 区災害対策本部に対し、「避難状況報告」及び「避難者名簿」の写しを送付する。
- (2) 避難所内の秩序の維持
避難者の自主運営により、次の事項を処理する。
 - ① 避難所内での避難者居住区画を画する。その際、プライバシーを確保できる仕切りの工夫を行う。
 - ② 生活サイクルの確立
 - ③ 男女別の更衣室や仮設トイレ、物干し場の確保
 - ④ 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保
 - ⑤ その他避難者間の協力体制の確保等
- (3) 避難生活の維持
 - ① 食料、水、日用品等の配分
 - ② 必要物資及び女性、子育てニーズを踏まえた物資等の把握
 - ③ 避難所内の清掃、衛生管理
 - ④ 性犯罪やDV等を防ぐための措置
 - ⑤ 各種相談窓口、意見箱の設置
- (4) 要援護者への配慮
 - ① 要援護者の把握
避難者名簿の作成時において、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の有無及びその心身の状況を把握する。
また、要援護者が必要とする用具・用品等の把握をし、調達の依頼を行う。
 - ② 状況の留意
避難所内での要援護者については、区災害対策本部、施設管理者が留意するほか、近隣の避難者等の協力を得て、その状況に留意し、必要な介護・援助をする。
 - ③ 必要な措置
避難所での生活が困難であると認められる場合は、保健師等の派遣を行うほか、状況により病院・産院への迅速な搬送や社会福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移転を行う。

4 在宅避難者対策

居宅で生活可能な者のうち、食料、水、日用品等の入手が困難な者（在宅避難者）については、避難所入所者に準じた援護措置をとる。

(1) 在宅避難者の把握

在宅避難者については、避難所での避難者の把握に準じて原則として最寄りの避難所で状況を把握する。

(2) 食料等の配給

- ① 在宅避難者への食料等の配給は、各避難所又は状況により地区の要所で行う。
- ② 配給の実施期間は、配給の種類に応じて、近隣商店等の再開、水道の供給開始までの期間とする。

第8節 警備・交通対策

災害時における社会秩序を維持するとともに、道路、海上交通の確保のため必要な措置を行う。

第1 災害時の警備（県警）

災害発生後、警察と密接な連携をとり、災害からの住民の生命・身体の保護及び社会公共の安全と秩序を維持する。

1 警察等との連携

総括部は、災害発生後、被害情報、対策情報等について情報を交換して、災害他応急活動の連携を図る。

2 警備体制

- 警察における警備体制及び所掌事務については、各警察署長が別に定める。
- 警察連絡体制（資料編 256 頁）

3 警察の任務の内容

災害が発生した場合は、直ちに警備体制を確立し、福岡市及びその他の防災関係機関と緊密な連携を図り、次に掲げる事項を重点にして、被災地における治安に万全を期することを基本方針とする。

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 被災者の救出救助
- (5) 行方不明者の捜索
- (6) 被災地、危険個所等の警戒
- (7) 住民に対する避難指示及び誘導
- (8) 不法事案等の予防及び取締まり
- (9) 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集
- (10) 避難路及び緊急輸送路の確保
- (11) 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- (12) 民心の安定に必要な広報活動
- (13) 関係機関の応急対策等に対する協力

第2 道路の交通規制（道路下水道局，市民局，財政局，県警）

1 道路交通情報の交換

市内の道路被害情報、応急復旧状況、緊急輸送状況等について県警察と密接な連絡をとる。警察が実施する交通規制及び市域外からの緊急輸送の状況等について情報を入手する。

2 交通規制等

- (1) 総括部は、被害状況及び緊急輸送の実施計画に基づき、必要な交通規制の実施、交通整理、その他必要な措置等について警察と協議し、依頼する。
- (2) 警察（公安委員会）による交通規制等
 - ① 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、交通の安全と円滑を図り、又は災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の通行の禁止又は制限する（災害対策基本法第76条）。
 - ② 災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保する必要があると認めるときは緊急通行車両の先導を行う。

- ③ 緊急通行車両の通行の確保等，的確・円滑な災害応急対策を行うため，関係機関・団体に対する協力要請をはじめ，広域交通管制及び交通広報等による交通総量抑制対策を実施する。
- ④ 車両の移動等の措置
警察官は，車両等が通行の妨害となり応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合は，車両の所有者等に対し移動等の措置を命じ，又は自らその措置をとることができる。

(3) 緊急通行車両の確認

公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合，災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するため，車両の使用者の申出により，知事又は県公安委員会は災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

○ 申請手続

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は，「緊急通行車両確認申請書」及び「緊急通行車両として使用することを疎明する書類」，「自動車検査証（写）」を，県又は県公安委員会の下記担当部局に提出するものとする。

ア 県 — 総務部防災危機管理局防災企画課，農林事務所

イ 県公安委員会

- ・ 県警察本部交通部交通規制課
- ・ 各警察署交通課
- ・ 交通機動隊（各地区隊を含む）
- ・ 高速道路交通警察隊（各分駐隊を含む）

○ 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両の標章及び証明書の交付緊急通行車両であると認定されたときは，知事又は県公安委員会は，速やかに緊急通行車両確認証明書及び標章を申請者に交付する。

○ 災害発生時の事前届出車両の措置

事前届出車両について，第2章「災害予防計画」第1節「防災予防体制の整備」第4「道路交通体制の整備」に定める緊急通行車両の確認申請を受けた県公安委員会は，確認に係る審査を省略し，緊急通行車両確認証明書及び標章を直ちに申請者に交付する。

(4) 運転者がとるべき措置

地震災害発生後，自動車運転者は次の措置をとる。

- ① 車両を停止するときは，左端に停車する。
- ② 車両から離れるときは，キーをつけたままとする。
- ③ 通行禁止措置がとられた場合は，速やかに通行禁止区間外に移動しなければならない。この場合，移動できないときは，できるだけ左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車しなければならない。

第3 海上警備対策の実施（海上保安部）

海上の災害から市民の生命財産を保護し，社会公共の秩序を図るため，災害発生と同時に必要な箇所に巡視船艇等を派遣して，次の措置を講ずる。

- (1) 船舶交通の制限等による海上交通の安全確保
- (2) 犯罪の予防，取締まり
- (3) 関係機関との情報連絡の強化

第4 海上の交通規制（海上保安部）

- 1 災害による船舶交通の障害の発生により，付近海域において船舶交通の危険が生じ，又は生じるおそれがあり危険を防止する必要があると認める場合，若しくは港内において船舶交通の安全のため必要があると認める場合は，船舶の交通を制限し，又は禁止する措置を講ずる。
- 2 上記措置を実施する場合，緊急通信，安全通信等により船舶等に周知するとともに，巡視船艇等により対象海域の警戒に当たる。

第9節 緊急輸送対策

地震発生後、人命救助、消火、食料等の物資の確保等応急対策の実施のため、輸送手段確保、輸送路の啓開を行うとともに、物資の緊急輸送を行う。

第1 輸送の対象（各局）

災害時の輸送対策の基本を明らかにする。

1 輸送対策の基本

(1) 輸送手段の確保

車両による輸送を一般的輸送手段として確保し、海上輸送に使用する船舶、航空輸送に使用するヘリコプター等の航空機を状況等に応じて確保する。

(2) 状況に応じた輸送の実施

初動期においては、特に救助・救出、消火活動その他被災者の生命にかかわる活動に関する物資人員の輸送を最優先し、以下状況の推移に応じて必要な輸送を行う。

(3) 輸送路の確保

輸送に必要な緊急輸送路の啓開を速やかに行い、不急車両等の規制により、緊急輸送を確保する。

2 輸送の対象

災害時の輸送は、人命救助、被災者等の生活の維持のための必要な物資・人員の輸送を優先する。

(1) 人命救助、消火活動その他応急活動に要する要員・物資

- ① 救助・救急活動、医療活動、医薬品等人命救助活動を行う要員及び必要な物資
- ② 国、県等災害対策要員、応援に係る地方公共団体災害対策要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な人員・物資等
- ③ 医療機関等へ搬送する負傷者等
- ④ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制に必要な人員及び物資

(2) 食料、水等生命維持に必要な物資

(3) 災害復旧に必要な人員・物資

第2 輸送手段の確保（道路下水道局、市民局、財政局、港湾局、農林水産局、消防局、海上保安部）

輸送に使用する車両、船舶、ヘリコプター等を確保する。

1 車両

車両による輸送を輸送対策の一般的手段として、確保する。

使用する車両は、原則として自動車とし、交通事情等により、原付自転車、自動二輪、自転車、リヤカー等を適宜利用する。

(1) 市保有車両

- ① 輸送活動に必要な車両は、各部の所管する車両による。
- ② 財政部車両班は、各部が必要とする輸送車両について調整する。

(2) 民間業者との応援協定締結の推進

輸送に使用する車両として、民間業者との応援協定締結等により、緊急時における輸送手段としての車両の確保を図る。

(3) 緊急通行車両の確認

災害時の交通規制が行われた場合は、速やかに警察署等により緊急通行車両の確認を受ける。

（第8節 第2「道路の交通規制」参照）

2 船舶

- (1) 船舶による輸送は、離島への輸送のほか、陸上交通による輸送が途絶又は困難な状況にある場合に行うものとし、実施に当たっては九州運輸局・海上保安部等関係機関と協議して行う。
- (2) 海上輸送に必要な船舶は、市保有船舶のほか、自衛隊、福岡海上保安部その他の関係機関・漁協等への応援要請・協力依頼、海運業者からの借上・委託等により行う。

3 ヘリコプター

ヘリコプターは、消防活動（情報収集伝達、消火・救助・救急活動等）のほか、必要に応じて人員及び緊急物資等の搬送を行う。

また、状況により海上保安庁その他の関係機関が保有するヘリコプターの応援を要請する。

第3 輸送ルートの確保（道路下水道局，市民局，財政局，港湾局，消防局，空港事務所，海上保安部，国道事務所，西日本高速道路（株），福岡北九州高速道路公社）

道路，海路，空路について障害物の除去，機能の回復の措置を行い，輸送路を確保する。

1 陸上交通の確保

(1) 緊急輸送路の確保

地震発生直後における人命救助活動，消防活動，物資輸送活動その他の応急活動に不可欠な緊急輸送を確保するため，「緊急輸送道路ネットワーク」として指定されている路線その他の道路について，道路上の崩土，倒壊物，放置車両等を除去して，その機能の回復を図る。

(2) 緊急輸送路の被害状況の把握

道路の啓開実施担当機関は，緊急輸送道路の被害状況，交通規制状況を調査，把握する。

(3) 道路の啓開

① 実施機関

道路の啓開は，各道路の管理者が連携して実施する。

（市内の道路の管理者）

国（国土交通省）

一般国道の指定区間（一般国道 497 号を除く）

市（道路下水道部・各区）

一般国道の指定区間外

主要地方道，一般県道

市道

市（港湾部）

臨港道路

福岡北九州高速道路公社

福岡都市高速道路

西日本高速道路（株）

九州縦貫自動車道

福岡県道路公社

一般国道 497 号

佐賀県道路公社

三瀬トンネル

② 道路啓開の優先順位

原則として，緊急輸送道路ネットワークの路線のうち，第1次路線を最優先し，以下，第2次路線，その他の路線とする。なお，市外の道路状況，市内の被害状況により，適宜輸送路を確保する。

啓開に当たっては，警察等関係機関と協議して行う。

③ 実施

1) 被害状況の把握

地震発生後速やかに道路施設の被害及び通行可能状況の概要を把握し，緊急輸送道路ネットワークが効果的に機能するよう，他の実施担当機関等と連絡・調整を図り，原則として2車線の通行帯の確保を目標に啓開を行う。

2) 県警等との連携

啓開に際して必要な放置車両等の障害物の除去，交通規制等については，公安委員会，県警等の協力を得る。

④ 応援要請

道路啓開の作業等については、福岡市土木建設協会等の協力を得るほか、自衛隊、他自治体への応援を依頼する。

(4) 西日本高速道路株式会社 九州支社

① 通行の禁止又は制限の実施基準

- 1) 必要と認められる場合は、交通の危険を防止するための通行の禁止又は制限を実施したうえ、速やかに④に定める点検を行う。
- 2) 通行の禁止又は制限を実施する場合は、警察及び周辺道路の道路管理者に必要な協議、通知等を行う。

② 通行の禁止又は制限の実施方法

- 1) 通行の禁止又は制限を実施する場合には、可変情報板等により、通行中の車両に対して通行の禁止又は制限の表示を行うとともに、インターチェンジ等から同区間内に対象車両が流入しないよう措置する。
- 2) 通行の禁止又は制限を実施した場合において、同区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対しては、巡回車及びラジオ等により、原則として、当公団の指定するインターチェンジ等から流出する等適切な措置を講ずる。

③ 通行の禁止又は制限の解除等

- 1) 点検の結果、通行の禁止又は制限の必要がないと認められる場合は、直ちに当該通行の禁止又は制限を解除するものとする。
- 2) 点検の結果、通行の禁止又は制限の必要が認められる場合は、状況に応じ通行の禁止又は制限の措置を講ずるものとする。
- 3) 通行の禁止又は制限を行った場合において、災害が発生しているときは、速やかに応急復旧を行う。
- 4) 通行の禁止又は制限を解除又は変更するときは、警察及び周辺道路の道路管理者に必要な協議通知等を行う。

④ 点検

過去の地震災害状況を勘案し、必要に応じて点検を行う。

⑤ 応急復旧

1) 応急復旧の基本方針

災害が発生した場合においては、速やかに緊急通行車両の通行を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。

この場合においては、通行止めを実施しているときは、少なくとも上下線が分離されている道路にあっては上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあっては、1車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。

2) 応急復旧の実施

応急復旧の実施に当たっては、本復旧においてとられる工法の如何にかかわらず、被害の態様に合わせ、最も迅速な工法を採用する。

⑥ 緊急通行車両の取扱い

通行の禁止又は制限を実施した場合において、緊急通行車両の通行が必要であると認められるときは、これらの車両を通行できるように暫定的な復旧措置を講ずるよう努める。

なお、これらの車両を通行させる際には、道路状況、被害状況等を了知させ、通行方法等の指示を行う。

⑦ 関係機関との協議

通行の禁止制限の実施、解除、緊急通行車両の取扱いのほか必要な事項については、警察、地方公共団体、他の道路管理者等関係機関とあらかじめ協議する。

(5) 福岡北九州高速道路公社

① 災害発生前の措置

1) 情報連絡

災害の発生のおそれがある場合においては、刻々の情報を的確に把握して、適切な措置を講ずることにより、安全円滑な交通の確保又は緊急通行車両の通行の確保を図るため、国・地方公共団体等の関係機関と有機的な連絡をもとに、情報連絡ができるよう情報連絡網を整備しておく。

2) 予防措置

災害の発生のおそれがあるときは、関係部局はそれぞれの所掌に応じて高速道路の巡回点検等を行い、必要な応急補修等の災害予防措置を行う。

② 災害時における措置

1) 防災体制

災害時における体制は、注意体制・警戒体制（災害の発生のおそれがある場合等）、非常体制（激甚な災害が発生した場合等）とし、それぞれの段階に応じて適切な警戒措置及び情報連絡を行い、又は応急対策を講ずる。

2) 応急工事

高速道路が被災した場合においては、速やかに緊急通行車両の通行確保、施設の増破の防止等のための応急工事を迅速に施行する。

2 海上交通の確保

(1) 海上交通の確保

- ① 地震災害が発生した場合は、港湾・漁港管理者の管理する港湾・漁港施設全般の被害状況について速やかに調査する。特に海上交通・輸送を確保する上から係留施設の被害状況について詳細に調査するものとする。
- ② 海難船舶又は漂流物等により船舶交通に危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに海上保安部の協力を得て、船舶交通の整理・制限又は航行を禁止する等の必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 水路（航路）の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに応急標識等を設置することにより水路の安全を確保する。
- ④ 航路標識が損傷し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるとともに必要に応じて応急標識の設置に努める。

(2) 応急措置の実施

海上保安部は、巡視船艇等により災害状況の調査に努め、航路障害物の発生、航路標識の異常等、船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、必要に応じ次の応急措置をとる。

- ① 海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。
- ② 船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行うものとする。
この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。
- ③ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止するものとする。
- ④ 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。
- ⑤ 航路標識が損傷し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるとともに必要に応じて応急標識の設置に努めるものとする。

3 航空路等の確保

(1) 臨時ヘリポートの開設

必要に応じて臨時ヘリポートを開設し、使用する。

(2) 航空施設

福岡空港の滑走路、エプロンその他の空港土木基本施設が被害を受けた場合、当該施設の早期復旧に努めるほか、緊急輸送の確保、航空交通の早期再開を図る。

なお、空港保安施設の災害については、直ちに早期復旧工事を実施する。

第4 物資等の輸送体制（こども未来局，区役所）

応急活動に必要な物資，被災者への救援物資等を迅速・的確にそれを必要とする部署等へ配送する。

1 避難場所等被災者への物資の配送

(1) 物資の配送

避難者へ支給すべき食料，日用品等の調達物資は，各避難所に配送を指示するほか，状況により物資の一時集積場所又は各区役所に配送する。

各地から送られる救援物資については，一時集積場所に一時集積して仕分を行い，各区，避難所等に配送する。

(2) 物資の仕分

集積場所において，食料（主食，副食物，飲料），日用品の種類ごとに仕分を行う。

2 物資の集積場所

(1) 被災者へ届けるべき食料，日用品等の物資は，状況に応じて本庁舎前広場，各区役所前，各市民センター，各市民体育館，中央卸売市場に一時的に集積する。

(2) その他の救助用資機材，医薬品等

救助活動，応急復旧活動等に必要な資機材，医薬品等については，指示するところにより各消防署，保健福祉センター，その他の活動の拠点に集積する。

3 要員等の確保

(1) 物資の配送，仕分等に当たっては，配送業者等の協力を求めるほか，ボランティア等の協力を得る。

(2) 各避難所等への輸送に当たっては，庁用車のほか，配送業者，物資納入業者等の協力を求める。

第5 交通機関による交通の確保（交通局，九州旅客鉄道（株），西日本旅客鉄道（株），西日本鉄道（株））

各交通機関の災害時の対応を明らかにする。

1 福岡市交通局（地下鉄）

気象庁から配信される事業者向けの「緊急地震速報」により，地震の揺れが到達する前に，地下鉄全列車を停車あるいは減速させる。地震到達後は，姪浜変電所・赤坂交通局庁舎内・貝塚駅構内・橋本車両基地に設置した地震計により中央制御所に表示される震度階級に基づき，「福岡市高速鉄道運転取扱実施基準」に従った，以下の運転規制等を行うこととしている。

(1) 点検の実施

震度4以上の場合，運行支障の有無について点検を行う。

(2) 列車の運転規制

震度4の場合……………毎時15キロメートル以下の速度による注意運転を行い，点検終了まで継続する。

震度5弱以上の場合……点検が終了するまで列車の運転中止（ただし，駅間の列車は，前途の支障の有無に注意して注意運転で最寄り駅まで運転する）

(3) 乗客の避難誘導

① 駅間に停止した列車からの避難誘導

- ・車内放送により状況説明及び車外脱出の禁止を繰り返し呼びかける。
- ・運輸指令の指示に従い避難誘導を開始する。
- ・避難誘導の際には，乗客が離散しないように注意して誘導する。

② 駅構内からの避難誘導

- ・放送，掲示等により旅客への案内を行い，必要に応じてホーム及び列車内の旅客を駅構外へ避難誘導する。
- ・避難誘導の際には，駅構内及び地上部の被害状況を確認した上で，各駅ごとに定められた避難場所に誘導する。

なお、津波災害における避難誘導については、福岡県が実施した津波防災アセスメント調査の結果などによる具体的な津波の想定を踏まえ、避難計画の検討・策定に取り組む。

2 西日本鉄道株式会社

(1) 災害時の列車の運転規制

災害時などにより、列車の運行に危難が生じるおそれがあるときは、その状況を考慮して列車の運転を一時中止するなど危難防止の措置を講じる。

災害時には、「運転取扱心得」、「緊急時の救急体制要綱」、「異常時の対応マニュアル」に基づき、対処する。

(2) 災害時の代替輸送方法

列車の運転休止が長時間にわたると認められるときは、バスによる臨時輸送など代替バス輸送を実施する。

(3) 災害対策本部の設置

災害時には「緊急時の輸送体制要綱」に定める事故対策本部及び現地副本部の設置基準に従い、本部を設置し、必要に応じて情報の収集、調査、連絡、広報等の活動を行う。

(4) 連絡通報体制

災害発生時においては、「緊急時の救急体制要綱」に定める連絡系統により、速やかに関係各所に連絡をとる。

(5) 応急措置（案内広報など）

本社関係部署と現業各区所とは連絡を緊密にし、災害の状況、復旧作業の状態を把握し、復旧予定時刻、作業状況を逐次広報担当へ連絡する。

また、広報担当は、各報道機関の随時放送を利用し、事故状況の情報を提供し、広報する。

さらに、各管理駅、乗務所、営業所を通じ、駅構内の放送施設及び車内放送を利用し、事故の情報（不通区間、乗換駅、代替輸送など）を放送し、旅客の案内誘導を行い、混乱の発生を防止する。

(6) 応急復旧体制

復旧責任者を定め、指揮命令系統を明確にして、総合的な復旧体制を確立し、迅速な復旧と、正確な状況把握、情報の伝達を図る。

3 九州旅客鉄道株式会社

(1) 災害時の列車の運転規制

災害発生時における列車の運転については、「防災規程」、「運転取扱実施基準」、「気象異常時運転規制手続」、「新幹線運転取扱実施基準」、「運転事故並びに災害応急処理標準」、「大災害応急処理標準」に基づき対処する。

(2) 災害時の代替輸送方法

他社に代行輸送を依頼する。

(3) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合の応急・復旧処理、救護等については、「運転事故並びに災害応急処理標準」により、本社に対策本部を、現場には復旧現場本部を設置し、応援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮その他の業務を行う。

(4) 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報は、「運転事故並びに災害応急処理標準」に定める連絡体系により、連絡施設を有効活用し、正確・迅速を期す。

(5) 応急措置（案内広報など）

関係駅長及び関係列車の車掌は、輸送指令及び運転手と連絡を密にし、事故の状況、復旧の見込み、接続関係などの情報を旅客に案内し、旅客の不安感を除去する。

(6) 応急復旧体制

復旧現場本部は、対策本部と密接な連絡を取り、正確な状況把握を行い、復旧計画、資材の輸送計画、機材の借入れ手配、復旧要員の手配等を策定し、速やかな復旧を図る。

4 西日本旅客鉄道株式会社（新幹線管理本部福岡支社）

災害発生時においては、「新幹線運転取扱実施基準規程」，「新幹線災害時運転規制等取扱手続」，「鉄道事故及び災害応急処置準則」，「線路災害等保安準則」，「新幹線管理本部鉄道事故及び災害応急処置要項」，「新幹線施設指令業務取扱マニュアル」に基づき対処する。

(1) 地震災害時の列車の運転規制

管内の4か所の変電所に設置している地震計により、最大加速度40ガル以上感知したとき、停止となる。また、速度規制を行う。80ガル以上かつ取扱震度4で地震計の受持範囲で運転中止となる。九州地区指令、中央指令にて表示用作動ランプが点灯（40ガル，80ガル，120ガル）する。

また、遠隔地で発生した地震をいち早く感知して新幹線を緊急停止させる「地震動早期感知警報システム（ユレダス）」を導入している。

(2) 災害時の代替輸送方法

JR九州に代行輸送を依頼する。

(3) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合の応急処理、復旧、救護等については、「新幹線鉄道事故・災害応急処置準則」，「新幹線管理本部鉄道事故及び災害応急処置要項」により支社に事故対策本部を、現地には復旧本部を設置し、応援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮その他の業務を行う。

(4) 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報は、「新幹線管理本部鉄道事故及び災害応急処置要項」に定める連絡体系により、連絡施設を有効活用し、正確・迅速を期す。

(5) 応急措置（案内広報など）

関係駅長及び関係列車の車掌は、東京指令所及び運転士と連絡を密にし、事故の状況、復旧の見込み、接続関係などの情報を旅客に案内し、旅客の不安感を除去する。

(6) 応急復旧体制

現地復旧本部と密接な連絡をとり、正確な状況把握を行い、対策本部において復旧計画、資材の輸送計画、機材の借入れ手配、復旧要員の手配等を策定し、速やかな復旧を図る。

第10節 生活救援対策

避難者などの被災者に対し、食料等の必要物資の供給を行うとともに、住宅の確保その他の支援措置、被害に関する調査・証明を行う。

第1 食料の供給（こども未来局，農林水産局，区役所，九州農政局福岡地域センター）

災害により食料の調達ができなくなった避難者その他の被災者に対し、必要な食料を調達し、配給する。

1 食料の調達

(1) 調達方法

① 必要量の把握

災害発生当初においては、全体の被害状況の程度から避難者数を推計して、1人当たり3食の割合で確保をする。

状況が落ちつき、避難者数の集計ができた段階においては、これを基礎として1日に必要な食料を算定する。

② 調達先，手順

区ごとに避難者数の概数を集計し、必要量を算出する。

政府管理米穀，日赤備蓄食糧の提供を依頼するとともに，市内の食糧取扱業者に必要量を発注する。災害発生当初においては，主として調理済み食料の発注を優先する。

このほか食料の調達に当たっては，農協，漁協等，中央卸売市場の協力を求め，生鮮食料品等の確保に努めるとともに，災害時の食料供給協定締結の推進を図る。

(2) 調達品目

① 主食

米飯（調理済み），乾パン，調理パン，米穀（炊き出し用），その他（カップラーメン等）

② 副食

野菜類，肉類，その他

③ その他

粉ミルク，牛乳，清涼飲料水，その他

2 食料の配給，炊き出し

(1) 供給の対象

① 避難所等へ避難している避難者

② 災害により食料の調達が困難となっている自宅生活者

(2) 供給量の基準

① 1人1日3食

② 1食は米穀換算で200グラムを基準とする。

(3) 調達食料の配給

① 配給の実施

調達した食料は，こども未来部の統括の下に区を単位として配分し，区から各避難所に配分する。

② 供給方法

災害発生当初は，調理済み食料を中心として配給し，状況の推移により給食業者による弁当の配給等の体制を整えていく。

(4) 炊き出し

① 炊き出しは，避難者の多数集まっている避難所等において実施する。

② 炊き出しは，自治協議会，自衛隊等の応援又は協力を求め，こども未来部の統括の下に行う。

第2 飲料水・生活用水等の応急給水（水道局，保健福祉局，自衛隊）

災害により水道施設が被災した場合に、「福岡市水道局災害応急対策計画」等に基づき必要な飲料水等を給水する。

1 実施体制

- (1) 災害対策本部水道部が統括し，各部及び水道サービス公社の協力を得て行う。
- (2) 必要に応じ，他都市，自衛隊等の応援，ボランティアその他の協力を得る。

2 応急給水活動

- (1) 給水対象者
水道施設の被害により飲料水等が入手できない者とする。
- (2) 応急給水量
発災後 3日間3リットル／人・日程度
この後は，時間の経過に伴い，生活用水の供給に努める。
- (3) 応急給水の期間
水道施設の応急復旧などにより給水の必要がなくなるまで
- (4) 応急給水の優先順位
非常用医療機関（救急告示病院・人工透析実施病院・主要総合病院）及び給水拠点（市民の受水拠点となる広域避難場所及び収容避難所）に対して優先的に応急給水を行う。
- (5) 応急給水の水源となる給水施設
 - ① 被災当初の段階
 - 1) 既設浄・配水池の注水口又は場内消火栓
 - 2) 管路被害を受けていない営業所の注水口
 - 3) 被害を受けていない消火栓
 - 4) 近隣市町村及び福岡地区水道企業団の浄・配水場
 - 5) 飲料用井戸
 - ② 配水管の復旧が進む段階
広域避難場所に応急給水栓を設置し，運搬給水の新たな水源を増設する。
- (6) 応急給水の方法
応急給水は，以下の給水方式により対応する。
 - ① 拠点応急給水方式
市民の受水拠点となる広域避難場所及び収容避難所において，下記による給水を行う。
 - 1) 仮設水槽を設置し，応急給水車による運搬
 - 2) 仮設給水栓の設置
 - ② 運搬給水方式
収容避難所及び病院等の重要施設に対し，ポリタンク等の輸送及び応急給水車による受水槽への注水を行う。
 - ③ 消火栓からの給水
使用可能な消火栓を用い仮設給水栓を立てて給水する。
 - ④ 給水船による給水
必要に応じ，海岸部等においては，給水船による給水を行う。
 - ⑤ その他
必要に応じ，プール・河川水をろ水器でろ過した水，消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム等）を投入した水や移動式海水淡水化装置による給水等を行う。
- (7) 応急復旧に伴う給水拠点の設置
応急復旧が完了した幹線においては，仮設給水栓を設置し，24時間給水できる体制をとる。

(8) 水質の保持

消毒及び水質検査を強化し水質の保持に努める。なお、給水に使用する器具は衛生的処理を行う。

- ① 給水栓
通水された地域の給水栓について、直ちに水質検査を実施する。
- ② 避難所
貯蔵タンクの水は、巡回検査及び必要に応じ消毒を行い、安全性の確保を行う。
- ③ 井戸
井戸については、使用者に対し、早急に水替えを行い、消毒剤により消毒を行うよう指導するとともに、水質検査を実施し、安全性を確保する。

(9) 応急給水用資機材の確保

応急給水に必要な資機材（給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋等）が不足するときは、その確保を行う。

- ① 他都市その他関係機関からの相互応援協定等に基づく応援
- ② 民間企業からの購入等

(10) 地域住民及びボランティアの協力

- ① 給水拠点での仮設受水槽、仮設給水栓の管理については、地域住民及びボランティアの協力を得て行う。
- ② 高齢者、障がい者等の災害弱者や中高層住宅の住民に対しては、地域住民及びボランティアの協力を得てきめ細かな対応を図る。

(11) 広報

- ① 水道水の備蓄
災害の発生が予測される場合には、家庭でできるだけ貯水を行うよう広報する。また、各家庭は必要量を貯水するよう努める。
 - 1) 飲料水等の3日分程度の備蓄
 - 2) 水道水の備蓄方法・保存期間等
- ② 災害時の給水広報
災害時における水の確保手段、水道水使用上の注意事項を、報道機関、広報紙、広報車、掲示板等を活用し確実に情報を提供する。
 - 1) 給水拠点
 - 2) 給水日時
 - 3) 水質保存方法
 - 4) 水道水等の使用上の注意

3 応援要請・受入れ

(1) 応援要請

- ① 要請の決定
 - 1) 災害の発生及び復旧状況等により必要に応じて、他都市等に対し、要員の派遣、資機材の提供等の応援を要請する。
 - 2) 震度5弱以上の地震が発生したときは、直ちに確認できる被害状況をもって速やかに全体の被害状況を予測し、その結果甚大な被害が予測されるときは、他都市等へ推測される必要な要員、資機材の応援要請を行う。
- ② 要請
 - 1) 国，県，市町村等
 - 相互応援協定締結都市
 - ・ 18大都市水道局
札幌市，仙台市，さいたま市，東京都，川崎市，横浜市，新潟市，静岡市，浜松市，名古屋市，京都市，大阪市，堺市，神戸市，岡山市，広島市，北九州市
(18大都市水道局災害相互応援に関する覚書)

- ・ 8 九州都市
北九州市，佐賀市，長崎市，熊本市，大分市，宮崎市，鹿児島市，那覇市
(九州九都市水道局災害時相互応援に関する覚書)
- ・ 福岡都市圏水道事業者等
筑紫野市，大野城市，太宰府市，古賀市，宇美町，篠栗町，志免町，須恵町，新宮町，久山町，粕屋町，宗像市，福津市，糸島市及び春日那珂川水道企業団の各水道事業者並びに福岡地区水道企業団，山神水道企業団及び宗像地区事務組合の各水道用水供給事業者
(福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定書)

- 2) 日本水道協会関係
 - ・ 日本水道協会本部
 - ・ 日本水道協会九州地方支部
 - ・ 日本水道協会福岡県支部

3) 自衛隊

- 4) その他
 - ・ 福岡地区水道企業団
 - ・ 福岡市管工事協同組合

③ 携行の要請

- 1) 応援要請の際は，応急活動に係る資機材の携行を要請する。
応援時に必要となる資機材

応急給水車，仮設水槽，布製タンク，仮設給水栓，初期に必要なポリタンクなど

- 2) 給水用水の確保が困難なときは，近隣の他都市等の浄水場を指定し，応援の行路中に給水用水の充填を要請する。
- 3) 応援者に対する後方支援が困難なときは，食料，飲料水，寝具（冬季などは，必要に応じて防寒具，カイロ等）の携行を要請する。

(2) 応援部隊の活動の指示・調整

- ① 外部からの応援部隊の活動は，水道部長が調整を行う。
- ② 各班に配置された応援部隊は，各班の班長の指示に従い応急活動に従事する。

(3) 参集場所

各都市等から派遣された応援部隊の第1次参集場所は，水道本局庁舎とする。ただし，地震被害等により本局庁舎が使用できず，又は，道路，橋梁が被害のため，移動に困難を極める場合の第2次参集場所は羽根戸配水場とする。

- ① 第1次参集場所
福岡市博多区博多駅前1丁目28番15号
福岡市水道局（4F総務課）
TEL 092-483-3104
- ② 第2次参集場所
福岡市西区大字羽根戸字龍の下486番地
羽根戸配水場
TEL 092-812-6191

(4) 近隣都市での情報整理

本市の通信状況の混乱が著しいときは，国，都道府県，日本水道協会その他の関係機関，或いは応援本部に対し，近隣都市など離れた所で支援に関する情報整理を要請する。

第3 生活必需品の供給（こども未来局，区役所，日本赤十字社，県）

災害により日用生活用品その他生活必需品の調達ができなくなった避難者その他の被災者に対し，必要な物資を調達し，配給する。

1 生活必需品の調達

(1) 調達方法

① 必要量の把握

災害発生当初においては、全体の被害状況の程度から避難者数を推計して、緊急を要する毛布、防寒具、懐中電灯等の照明器具、電池、ラジオ、紙おむつ等の必要量を概算する。

状況が落ちつき、避難者数の集計ができた段階においては、各避難所から必要な品目・推量を取りまとめる。

② 調達先、手順

調達は、原則として業者から購入するほか、県への調達要請、日赤等に保管する物資の交付申請、救援物資の配布等により行う。

(2) 調達予定品目の例

① 寝具類

毛布、布団等

② 衣類

下着、防寒具等

③ 光熱材料等

懐中電灯（ろうそく）、ライター（マッチ）、ラジオ、電池、暖房具等

④ 日用雑貨

タオル、石けん、歯磨き粉、歯ブラシ、ちり紙、バケツ、筆記用具等

⑤ その他

紙おむつ、哺乳びん、生理用品、化粧品等

2 生活必需品の配給

(1) 供給対象者

① 避難所生活者で自宅が損壊し日用品が持ち出せない者

② その他災害により日用品の調達が困難な者

(2) 供給・配分

① 配給場所

日用品の配給は、原則として避難所において行う。

② 供給手順

区毎の必要数を積算調達し各区災害対策本部を通じて各避難所に配布する。

第4 愛玩動物対策（保健福祉局）

災害により避難者その他の被災者による適正飼育が困難となった愛玩動物の保護を行う。また、被災者と愛玩動物が同行できる避難のあり方について検討を行う。

1 実施体制

災害対策本部保健福祉部が統括し、各部及び獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て行う。

2 愛玩動物の保護

(1) 一時預かり場所の確保

避難等により飼い主による飼育が困難となった愛玩動物の一時預かり場所を確保する。

(2) 住居等に残されている愛玩動物への対応

動物愛護団体などに寄せられた愛玩動物の情報を取りまとめ、必要に応じ、保護、給餌等の対応を行う。

(3) 飼い主不明愛玩動物への対応

飼い主からはぐれた愛玩動物については、保護するとともに、飼い主が判明するよう努める。

(4) ボランティアの活用

災害発生時には、効率的にボランティアのマンパワーを活用する。

(5) 負傷した愛玩動物の治療

被災地域に飼い主不明の負傷した愛玩動物がいる場合には、動物管理センターで保護収容し応急処置を実施する。

(6) 愛玩動物の相談窓口の設置

大規模災害発生に伴う愛玩動物の健康等の問い合わせに対応するために、動物愛護団体等の協力を得て相談窓口を設置する。

3 被災者と愛玩動物が同行できる避難のあり方

被災者と愛玩動物が同行避難できる避難所や避難所における適正飼育など、愛玩動物の受け入れに関する対策について、以下の検討を行う。

(1) 同行できる避難所

(2) 避難所における愛玩動物の適正飼育

(3) 必要物資の調達

第5 義援金等の受け入れ、配分計画（市民局、会計室、こども未来局、保健福祉局）

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金・義援物資（以下、「義援金等」という。）の受付及びこれらの配分は、次のとおり行うものとする。

1 義援金等の受付

義援金等の受付窓口を開設して受付を行うとともに、災害の状況によっては義援金等の募集を行う。

(1) 義援金の受付

総括部は、寄託者に対して必要に応じ、領収書を交付し、当該現金を市会計管理者所管の歳入歳出外現金に受け入れる。

(2) 義援物資の受付

総括部は、寄託者に対して必要に応じ、領収書を交付するとともに、当該物資の保管を行う。

2 義援金等の配分

義援金の配分計画は総括部が、義援物資の配分計画はこども未来部が行うものとする。配分計画の作成に当たっては、被災状況等を勘案して配分委員会又は協議会を設置し、配分方法等を決定し、これに基づき、保健福祉部及び区災害対策本部において罹災者に対する円滑な配分を行う。

その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第6 住宅対策（市民局、財政局、保健福祉局、住宅都市局）

住宅等の地震災害の危険度を判定し、居住者の安全を確保するとともに、住宅の倒壊、破損のため住宅に居住できない者に対して、応急仮設住宅の設置、住宅の修理等の対策を行い災害時の住宅の確保を図る。

1 実施体制

福岡県と協議をしながら、総括部、財政部、保健福祉部、住宅都市部を中心として実施する。

2 被災建物の応急危険度判定

(1) 応急危険度判定の実施体制（要員の確保）

震災の際は、被害状況調査報告の被災範囲、被災状況に基づき、判定地域・判定対象建築物の種類、規模、件数を想定して判定作業実施計画を作成し、必要人員を算定する。

本市の判定士で対応できない場合は、県を通じ他の自治体、都市再生機構又は関係団体に派遣を要請し、判定士の確保を行う。

状況に応じ2次、3次の判定員の確保を行う。

(2) 応急危険度判定の実施（実施方法、判定基準）

応急危険度の判定は、余震等による被災建築物の倒壊や落下物による人命への危険性を防止、軽減することを目的とする。

被害を受けた建物の危険性を緊急に判定し、居住者等へ使用に当たっての注意を促し、2次災害を防ぐためにおこなうもので、建築物の被害調査ではないことを説明する。

調査は2人1組で行い、応急危険度判定調査表に所定事項を調査記入し、危険度区分「調査済」・「要注意」・「危険」を判定する。

詳細の判定基準については、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（日本建築防災協会）による。

なお、判定結果は毎日報告、集計を行い、判定作業実施計画に反映させる。

(3) 危険度の判定結果に基づき「調査済（使用可）」・「要注意」・「危険」のステッカーを建物入口等に貼付することで、注意を促し、2次災害を防止する。

3 被災宅地の危険度の判定

(1) 被災宅地危険度判定の実施体制（要員の確保）

震災の際は、被害状況調査報告の被災範囲、被災状況に基づき、判定地域・判定対象、件数を想定して判定作業実施計画を作成し、必要人員を算定する。

本市の判定士で対応できない場合は県を通じ他の自治体、都市再生機構に派遣を要請し、判定士の確保を行う。

(2) 被災宅地危険度判定の実施（実施方法、判定基準）

被災を受けた宅地の危険性を緊急に判定し、居住者等へ使用に当たっての注意を促し、2次災害を防ぐためにおこなうもので、宅地等の被害調査ではない事を説明するように努める。

調査は2人1組で行い、被害状況調査・危険度判定票に所定事項を調査記入し、危険度区分「調査済」・「要注意」・「危険」を判定する。

詳細の判定基準については、「被災宅地危険度判定実施マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）による。

なお、判定結果は毎日報告、集計を行い判定作業実施計画に反映させる。

(3) 危険度の判定結果に基づき「調査済」・「要注意」・「危険」のステッカーを被災した擁壁、のり面若しくはその宅地に位置する建築物等に貼付することで、注意を促し、2次災害を防止する。

4 住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理の対象となる者

地震によって住家が半壊又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

(2) 応急修理の基準

- ① 修理の範囲 居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分に限る。
- ② 限度額 災害救助法に定める費用の限度額とする。
- ③ 修理期間 原則として、災害発生の日から1か月以内とする。

5 応急仮設住宅

地震災害により、住宅の全壊等で避難生活を余儀なくされている者に対して、居住の安定を図るため、応急仮設住宅を提供する。

(1) 仮設住宅の基準

- ① 住宅の設置戸数は、被災状況など供与対象の要件を満たす世帯数などを基に総合的に検討する。
- ② 仮設住宅は、1戸当たり29.7平方メートルを基準とし、世帯構成人員を考慮して増減できる。
- ③ 必要に応じて高齢者、障がい者等向けの仕様等に配慮した「福祉仮設住宅」を設置する。
- ④ 概ね50戸以上を設置する仮設住宅については、必要に応じて居住者の集会等に利用するための施設を設置する。

(2) 建設場所

仮設住宅の建設場所は、原則として市有地とし、これにより難しいときは適当な公有地又は私有地を借り上げて設置する。

(3) 建設の実施

- ① 仮設住宅の建設に当たっては、県と協議の上、設置計画の策定、仮設住宅用地の確保、設計の後、建設を行う。
- ② 建設に当たっては、福岡県を通じて「社団法人 プレハブ建築協会」等の協力を求めるものとする。

(4) 応急仮設住宅の入居者の選定方法

応急仮設住宅への入居資格は、住宅が全焼、全壊又は流失し居住する住宅がなく、自らの資力では住宅を確保することができない者とし、関係機関と協議の上、入居者を選定する。なお、この場合、以下のことに留意するものとする。

- ① 選定にあたっては、一般世帯と高齢者・障がい者等の世帯の構成に考慮する。
- ② 従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。

(5) 供与期間

原則として、建築工事完了後2年以内とする。

6 一時的な居住先としての市営住宅の提供

被災者の状況等により、一時的な居住先として市営住宅を提供するもの。

(1) 一時的避難を要する者

災害のため住家が居住不能となり、当該住家が復旧するまでの間、自らの資力では住宅の確保が困難である者

(2) 認定方法

区に設置する区災害対策本部が認定し、り災証明書を発行する。

(3) 供与

使用可能な市営住宅の空家を供与する。なお、市営住宅の空家だけでは不足する場合は、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の空家等の確保を検討する。

供与に当たっては、高齢者、障がい者等の世帯はでき得る限り配慮する。

また、供与期間は基本として3ヶ月間とするが、必要に応じて最長1年間の範囲で延長できる。

第7 家屋等資産被害に関する調査及びり災証明の発行

(市民局、財政局、保健福祉局、住宅都市局、総務企画局、消防局、区役所)

大規模な災害時において、被災者に対する各種救援措置等を円滑に進めるため、家屋の被害調査を行い、り災証明を迅速に発行する。

証明書は、救援対策を所管する各部において、その基礎資料又は参考資料として活用する。

1 家屋の被害調査

(1) 実施体制

- ① 災害対策本部の総括の下、家屋の被害調査を実施するに当たり、関係各部は下記の組織体制を整える。

- ・ 財政部 家屋被害調査の運営に係る統括，連絡調整
- ・ 保健福祉部 被災者に対する各種支援に係る統括，連絡調整
- ・ 住宅都市部 家屋調査の技術的支援に係る統括，連絡調整
- ・ 総務企画部 調査応援職員の人員体制の構築

② 調査は，各区災害対策本部
調査救助班が行う。

- 1) 火災に関連する家屋被害調査 各区災害対策本部調査救助班（調査に当たっては，警備部が行う火災調査と連携をとる。）
- 2) 火災に関連しない家屋被害調査 各区災害対策本部調査救助班

③ 調査要員は，各部からの要員を動員するとともに，必要に応じて他自治体・民間からの応援を要請する。

(2) 調査の実施

① 調査の時期等

救命救急活動・消火活動が一段落した時点で速やかに家屋被害調査計画を策定した上で調査を行う。

② 調査内容

家屋被害調査は，内閣府が定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号）」に基づき実施する。

1) 第1次・第2次判定調査

ア 第1次判定 木造・プレハブ，非木造の別なく，外観からの目視調査を行い，一見して住家全部が倒壊している場合，住家の一部の階が倒壊している場合は全壊とする。全壊と判定されれば調査は終了する。

イ 第2次判定 第1次判定で，全壊と判定されなかった住家について，外観目視調査を行う。

2) 第3次判定調査

第2次判定までの結果に対し，被災者等からの再調査の申請があった場合には，外観目視調査とともに内部立入調査を行い，第3次判定を行う。

③ 家屋被害調査計画の策定

第1次・第2次判定調査については，次に沿って家屋被害調査計画を策定した上で実施する。

なお，第3次判定調査は，被災者等からの申請に基づき，第1次・第2次判定調査と同様に家屋被害調査計画を策定した上で実施する。

1) 各区災害対策本部は市災害対策本部に集約された被害情報から第1次・第2次判定調査の区域を決定し，対象家屋概数を把握する。

2) 市災害対策本部は，調査開始日及びり災証明発行開始日について上記1-(1)-①の関係各部と協議を行った上で決定するとともに，他自治体・民間からの応援の要否及び要応援者数を算定する。

3) 市災害対策本部は，各区災害対策本部から区内の被害状況に応じた区家屋被害調査計画書（案）を集約する。

4) 市災害対策本部は，上記の区家屋被害調査計画書（案）に基づき，全市分の家屋被害調査計画書を策定する。また，調査期間について，上記1-(1)-①の関係各部と協議を行った上で決定する。

④ 調査の実施及び結果報告

区災害対策本部は，上記③-4)に基づき家屋被害調査を実施するものとし，その結果を定期又は随時に市災害対策本部に報告する。

(3) り災台帳の整備

被害調査の結果については，次のとおり，り災台帳等を作成する。

- ① 第1次・第2次判定調査 家屋り災台帳（第1次・第2次判定住家被害調査表）及び家屋り災地図
- ② 第3次判定調査 家屋り災台帳（第3次判定住家被害調査表）

2 り災証明の発行

(1) 実施体制

- ① 証明書発行の統括・連絡調整は，市災害対策本部が行う。
- ② 証明書の発行は，区ごとに窓口を設けて行う。
- ③ 証明書の発行は，各区災害対策本部総務・情報班の統括のもと，次の係を設置する。

- 1) 家屋に関するり災証明発行
- 2) 家屋以外の資産のり災証明発行
- 3) 家屋被害判定結果への異議申出対応
- 4) り災証明申請手続等の相談

(2) 証明書発行の時期

り災証明書の発行の時期は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|---------------------------------|
| ① 第1次・第2次判定調査分（一斉調査分） | り災台帳等の整備が終了後、速やかに発行開始 |
| ② 第1次・第2次判定調査分（個別随時調査分） | 個別随時の現地調査が終了し、り災台帳等を整備した後であれば発行 |
| ③ 第3次判定調査分 | 現地調査が終了し、り災台帳等を整備した後であれば発行 |
| ④ 家屋以外の資産 | 被害の受付後であれば、受付当日からでも発行 |

(3) 家屋被害の損害程度

火災に関連しない家屋被害の程度は、次のとおりである。

- | | |
|------------|--|
| 「全壊」 | 家屋としての使用が不可能と判断されるもの
(損壊割合50%以上) |
| 「大規模半壊」 | 大規模な補修を行わなければ居住が困難と判断されるもの
(損壊割合40%以上50%未満) |
| 「半壊」 | 相当の補修をすれば再使用できると判断されるもの
(損壊割合20%以上40%未満) |
| 「半壊にいたらない」 | 家屋としての使用は可能であるもの
(損壊割合20%未満) |

(4) 証明交付対象者等

- ① 証明書は自然災害を受けた者又は、これと利害関係を有している者に対して交付する。
- ② 証明書を受けることができる枚数は、原則として、1個の家屋につき一枚とする。

(5) 補足調査

家屋被害状況について、調査後に調査結果に反映されていない要因等が発生し、補足調査を行う必要があると区災害対策本部が決定した場合は、上記1-(1)-①の関係各部と協議を行った上で必要に応じて補足調査を行う。

(6) 被害調査・り災証明に関する広報

被害調査の実施及びり災証明の発行の時期、手続等については、報道機関、広報紙等により、広報する。

第11節 民間団体、ボランティアとの連携

大規模災害が発生した場合、市職員及び防災関係機関の活動とともに、民間の協力等を積極的に得て、連携を保つとともに、一般のボランティア等との協力関係を確立する。

第1 民間団体等との協力体制（市民局、保健福祉局、消防局）

災害時には、各種民間団体等の協力を得て、災害応急対策を実施する。

1 日赤奉仕団

（1）協力の依頼

- ① 災害救護に関する奉仕その他社会福祉施設及び援護を要する者への奉仕等を目的として設置されている日赤奉仕団に協力を依頼する。
- ② 日赤奉仕団の協力依頼は、日赤福岡市地区本部事務局、日本赤十字社福岡県支部等通じて行う。

連絡先	所在地	電話
日赤福岡市地区本部	福岡市中央区天神1丁目8-1	711-4947
日赤福岡県支部	福岡市南区大楠3丁目1-1	523-1171

（2）協力内容

- ① り災者への炊き出し
- ② 医療、助産及び清掃等
- ③ その他の救護活動

2 自主防災組織

（1）校区単位で組織されている自主防災組織は、地域住民の相互扶助の観点から、災害時の地域の初期的な応急活動を行い、地域住民の安全を確保する。

（2）活動内容

- ① 住民の安否確認
- ② 被害状況の把握、住民への情報の伝達
- ③ 出火の防止、初期消火活動
- ④ 負傷者等の救出、救護措置、医療機関等への搬送
- ⑤ 避難誘導
- ⑥ 給食、給水等
- ⑦ 避難所の運営

（3）関係機関等との連携・協力

自主防災組織は、地域での応急活動を自主的に行うほか、消防、区災害対策本部その他の関係機関と連携してその活動に協力する。

3 民生委員児童委員協議会

要援護者の把握にあたっては、災害時要援護者台帳等に基づく安否の確認等について協力を依頼する。

第2 ボランティアとの連携（市民局，区役所，各局，社会福祉協議会）

災害時にボランティア活動が円滑に行えるよう市，社会福祉協議会及びNPO・ボランティア交流センターと連携を図り，活動・支援等を行っていく。

1 災害ボランティアセンター

(1) 災害ボランティアセンターの設置・運営

災害が発生し，ボランティアの支援の必要性があるときは，「災害時におけるボランティア活動に関する協定」（資料編 415 頁）に基づき，市災害対策本部と市社会福祉協議会で協議し，災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターの運営については，市社会福祉協議会を主体とし，市災害対策本部と連携を図りながら，各種団体，個人ボランティアの協力を得て行う。

(2) 設置場所

災害ボランティアセンターは，原則として福岡市市民福祉プラザ内（市社会福祉協議会）に設置する。

(3) 所掌事務

- ① 市災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整に関すること
- ② ボランティア需給状況の把握及び調整に関すること
- ③ ボランティア募集等の情報発信
- ④ センター及びボランティアに関する各種相談，問い合わせに関すること
- ⑤ ボランティア活動に必要な資機材等の調達に関すること
- ⑥ 関係機関及び団体等との連絡調整及び職員派遣の要請に関すること
- ⑦ その他，センター運営にあたり必要と認められる業務

2 ボランティアへの対応

(1) 専門ボランティア（専門的な知識を有するボランティア）への対応

災害ボランティアセンターは，被災状況を直接把握できる各応急活動の実施部局と状況に応じて，活動調整を行う。

（活動例示）

- ① 医師，看護師，保健師，助産師，歯科医師，薬剤師，カウンセラー，保育士
- ② 高齢者，障がい者等の介護，看護補助
- ③ 通訳（外国語，手話，要約筆記，点訳，音声訳等）
- ④ 建築物応急危険度判定士

(2) 一般ボランティア（特別の資格，技能等を要しないボランティア）への対応

災害ボランティアセンターは，災害対策本部と情報交換を行いながら，ニーズに応じて，活動調整を行う。

（活動例示）

【総務的分野】

- ① ボランティアニーズの把握・活動調整

【行政補助】

- ② 避難所運営
- ③ 物資の仕訳，配送，分配
- ④ 炊き出し
- ⑤ 給水活動

【自主的活動】

- ⑥ 避難者の介助，支援
- ⑦ 清掃，家屋等の片づけ，引っ越し手伝い

3 区災害ボランティアセンターの設置

災害ボランティアセンターは、被災状況に応じ、各区災害ボランティアセンターの設置を行うものとする。各区災害ボランティアセンターは、主として地元中心のコーディネートとし、各区災害対策本部と連携して活動調整を行うものとする。

また、活動内容等については、必要に応じ、災害ボランティアセンターへ報告するものとする。

第12節 要援護者対策

災害時に情報伝達や行動に制約を受けやすい高齢者、障がい者、乳幼児、疾病者、外国人などに配慮した応急対策を行う。

第1 基本方針（各局）

災害応急対策の実施に当たっては、地域住民やボランティア等の協力を得ながら、要援護者に配慮して行う。

1 実施体制

要援護者への配慮は、各応急対策の実施担当において行う。

要援護者に対する配慮の統括は、災害対策本部総括部、保健福祉部において行う。

2 要援護者への配慮の基本

(1) 応急対策活動全般における配慮

要援護者への配慮は、救助活動、医療活動、避難対策、広報活動、生活支援その他あらゆる応急対策の遂行の中で、可能な限り行うものとする。

(2) 地域住民等との協力

要援護者への配慮は、本市災害対策本部、各関係機関が実施するほか、自治協議会など地域住民、ボランティアなどの協力を得て行う。

(3) 情報伝達の配慮

必要な生活情報・被害情報等が確実に伝達されるよう配慮する。

第2 在宅要援護者の安全確保、支援（保健福祉局、各局）

要援護者に対応した防災行動マニュアルを作成するとともに、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民、ボランティア等の協力を得ながら、要援護者の安否確認や災害状況に応じた支援を行う。

1 安否確認

高齢者、障がい者等の要援護者世帯については、社会福祉事業団や介護事業者や障がい福祉サービス事業者等の協力を得、また要援護者台帳等を活用して、民生委員・児童委員、地域住民、校区社会福祉協議会を実施主体としたふれあいネットワーク活動などのボランティアの協力を得ながら、その安否確認を行う。

2 避難における配慮

避難勧告の発令などにより、避難をする場合には、地域住民の協力を得て、自ら避難が困難なものについて介助を行う。

3 状況把握等

災害発生後、居宅で生活している高齢者、障がい者等の世帯について、民生委員・児童委員、地域住民及びボランティア等の協力を得て、その世帯の状況、必要な用具・用品等の把握に努めるとともに、必要に応じて、保健師等を派遣する。

4 居宅生活世帯への食料、飲料水及び生活必需品等の確保

高齢者、障がい者世帯等で自ら食料、飲料水の確保、運搬等が困難なものについては、地域住民やボランティア等の協力等を得て、援護する。

5 生活支援

被災後の住居のあとかたづけ、清掃等が困難な高齢者・障がい者世帯に対し、地域住民やボランティア等の協力を得て、生活支援を行う。

6 福祉避難所等への移送

居宅生活が困難な者等については、保健師等の派遣を行うほか、避難所での生活が困難な場合は、状況により社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への移送を行う。

第3 社会福祉施設入所者の安全確保（保健福祉局）

1 安否確認

社会福祉施設の施設長は、入所者と職員の安否確認を行う。

2 避難

災害等により施設が危険な状態にある場合は、指定された避難所に速やかに避難させる。

第4 外国人の安全確保、支援（総務企画局、各局）

外国人に対しては、在福領事館、その他の関係団体等との連携をとり、情報提供等について配慮を行う。

1 外国人への配慮の基本

応急活動、各種支援措置の実施に際して、外国語による情報提供のほか、可能な限りで生活習慣、その他の状況に応じて配慮を行う。

外国人への配慮については、領事館の協力のほか、留学生団体その他の団体、ボランティア団体等の協力を得て行う。

2 在福領事館、関係団体等との連携

市災害対策本部は、災害発生後、在福領事館、関係団体等との連絡を密にし、情報交換、応急活動の調整その他の活動を実施する。

3 情報の提供

(1) 外国人への情報提供に当たっては、ボランティア等の協力を得ながら、英語その他の言語による情報提供について、情報誌、張り紙、本市関連ホームページ、外国語FM放送局などにより行う。

(2) 生活関連情報の提供等については、各種機関、団体、ボランティアの協力を得て、必要に応じて、相談窓口へ通訳を配置する。

第13節 防疫・保健衛生対策

地震災害の発生に伴う感染症の発生、衛生状況の悪化を防止し、被災者の保健衛生の維持を図る。

第1 実施体制（保健福祉局、環境局、区役所、日本赤十字社）

日赤等関係機関との連携を図るとともに、防疫業務の実施のため防疫班を設置する。

1 関係機関との連携

災害時における防疫措置の徹底を図るため、県、日赤及び医師会等との関係機関と密接な連携をとり、災害防疫活動体制の強化及び情報連絡並びにその周知の徹底を行う。

2 防疫班

被災地における防疫業務の実施のため、各区に防疫班を編成し、被災地域へ派遣する。

(1) 防疫班の編成基準

医師 1名 看護師・保健師又は助産師 2～3名 事務員 1～2名

ただし、状況によって人員等を増強する。

(2) 防疫班編成

班数は各区保健福祉センターで被災の状況に応じて編成する。

第2 業務内容及び実施方法（保健福祉局、環境局、区役所、日本赤十字社）

被災地での感染症の発生を防止し、被災地の衛生保持のため、検査、予防接種の実施等必要な措置を行う。

1 防疫上必要な注意事項の周知

災害発生後の衛生の保持、食料・水の摂取時の留意事項などについて、一般に周知する。

2 感染症発生状況等の調査

被災地域において住民の協力を得て、感染症の発生状況、衛生状況等を調査する。

3 避難所の防疫・衛生指導

避難所における衛生状況の維持のため、各避難所に対し、次の防疫上の措置を講じ、必要な指導を行う。

(1) 衛生教育の実施

(2) トイレその他の清潔の保持、消毒方法の指導及び実施

(3) 給食その他の食料及び飲料水の取り扱い上の注意

(4) 空気環境その他の環境衛生指導

(5) 消毒薬等（次亜塩素酸ソーダ、逆性石けん、マスク、殺虫剤）の使用指導

4 臨時予防接種の実施

災害の状況、被災地の感染症発生状況等により、予防接種、予防内服等を実施する。

5 患者の入院等

入院勧告等

被災地において第1類（保菌者含む）及び第2類の感染症患者が発見されたときは、速やかに入院勧告等の措置をとり、感染症指定医療機関に入院することが困難な場合は、適当と認める医療機関に入院させる。

感染症指定医療機関 福岡市立こども病院・感染症センター
福岡市中央区唐人町2丁目5-1
電話 713-3111

6 消毒の実施

- (1) 感染症が発生し、又は発生するおそれがある地域においては消毒を実施する。
- (2) 清潔の保持のため、必要に応じて消毒薬の配布又は消毒を実施する。

7 防疫及び衛生確保

- (1) 食品衛生確保のため、飲食業者その他の食品取り扱い業者等に対し、必要な衛生上の措置を指導するとともに、必要に応じて食品検査を実施する。また、災害時に飲料のため使用する井戸等について、水質検査体制を確保し、検査を実施する。
- (2) 感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合は、蔓延防止のために必要な検便等の検査を行う。
- (3) 家庭の風呂が使用できない被災者のために、福岡県公衆浴場生活衛生同業組合福岡市支部等の協力を得て、入浴施設を確保する。

第14節 清掃対策

災害時の環境衛生を維持するため、災害時に発生するごみ、し尿等を応急に処理する。なお、状況に応じ、本市近郊市町との相互協力のもとに実施する。

- 一般廃棄物の処理に関する相互協定書（資料編 202 頁）

第1 ごみの処理（環境局，区）

災害時に発生する一般廃棄物等の応急的処理を実施する。

1 実施機関

環境部が関係各部及び関係機関，他の自治体等と協力して実施する。

2 災害時の廃棄物（一般廃棄物等）の処理計画及び実施

(1) 災害時の廃棄物処理計画

福岡県から公表された警固断層直下型地震の被害想定により、倍増する住家被害の発生に伴い、大量に発生するごみの排出量を推計し、災害後の収集運搬能力，処理能力を勘案して、福岡市震災廃棄物処理計画に基づき，対応する。

(2) 処理施設の運転計画の策定

災害発生後速やかに処理施設の被害状況の把握，施設点検の実施を行い，運転可能の可否及び処理可能量を把握し，処理施設の運転計画，工場搬入計画の策定を行う。

清掃工場が被災し，又は水道，電気の途絶等により運転不可能な場合は，施設内近辺での仮置きや県下市町村に広域的なごみ処理の応援を要請する。

(3) ごみの処理方針

災害時の廃棄物の処理は，原則として，本市の処理施設等により焼却・破砕及び埋立処理による最終処理を実施する。

本市の最終処分場で対応できない場合は，市有地等に一時保管場所を設けるほか，九州各県等も含め広域的な相互協力体制を要請する。

(4) 収集運搬，動員計画の策定及び実施

災害発生後，収集運搬車両を有する直営及び委託・許可業者の被害状況を調査し，収集運搬能力を把握の上，収集運搬計画を策定する。

収集・運搬に要する車両が不足する場合は，他市町村等に応援を要請するほか，民間等から車両を借り上げる。

収集運搬に要する人員が不足する場合は，他の部の応援を求めるほか，他市町村等に応援を要請する。

処理施設への収集運搬搬入路については，関係機関から情報の収集を行って処理施設までの収集運搬計画を策定する。

(5) 一時集積場所の確保

地区毎に避難所及び輸送路の確保可能な場所に仮設集積場を確保することとし，大量に発生するごみの排出量に対応するための具体的な集積場所についての検討を行う。

仮設集積場においては，応急的な囲いを設置し，又はシートで覆いをし，廃棄物の飛散を防止する措置をとる。

集積場所は被災地区毎に地域住民（自治協議会等）の協力により決定する。

(6) 廃棄物の減量等

避難所等に対し，廃棄物の分別，減量化を呼びかける。

3 産業廃棄物対策

(1) 処理責任の原則

災害時の産業廃棄物の処理責任については排出事業者自らが、その責任により処理するものとし、災害による混乱時には市が処理についての必要な調整、指導を行う。

(2) 処理実施方針

- ① 通常の事業活動に伴って発生する産業廃棄物については、排出事業者がその処理責任のもと、自己処理または委託処理により適正に処理するものとする。
- ② 災害により、産業廃棄物の収集運搬業者等が被害を被ることが予想される場合は、本市及びその周辺で主に事業活動を行っている産業廃棄物の処理業者の運搬、処理能力の把握をするとともに、福岡県及び（社）福岡県産業廃棄物協会等に対しても調査を依頼する。
また、全国的な処理能力の把握のため、国、各県及び（社）全国産業廃棄物連合会等に対しても受け入れ能力等の調査を依頼する。なお、その結果については迅速に排出事業者に提供するとともに、応急の処理方法について適切に指導する。
- ③ 災害により、被害を被った処理施設に対しては、適正処理確保の観点から、二次災害防止や周辺環境への影響を調査して適切な復旧を指導する。

(3) 有害廃棄物対策

アスベスト、その他の有害廃棄物を含む廃棄物の処理は、関係各局と連携して適正処理を図るものとする。

第2 し尿の処理（環境局）

下水道施設が被害を受けた場合、避難所等におけるし尿処理のため必要な措置を行い、し尿の応急処理を行う。

1 実施機関

環境部が関係各部及び関係機関、他の自治体等と協力して実施する。

2 作業計画

(1) 避難状況の把握及び需用の推計

災害発生後速やかに、下水道施設等のライフラインの被害状況及び避難状況に基づき、応急に必要となるし尿収集・処理量、仮設トイレの需用を概算推計する。

(2) 仮設トイレの需用の算定基準

避難者数100人当たり1基を基準として、仮設トイレの需要量を算定する。

(3) し尿処理方法の判断

下水道施設、し尿処理施設等の被害状況に応じて、し尿の収集、処理方法を判断する。

(4) 調達・作業計画の策定

速やかに、し尿処理に必要な収集車両台数、し尿処理方法及び仮設トイレの調達数量を算出し、し尿収集作業計画及び仮設トイレ確保・設置計画を作成する。

3 仮設トイレ等の確保・設置

(1) 調達方法

市内及び市周辺のリース業者との協定に基づき（資料編 206 頁）、仮設トイレの確保に努める。

なお、不足する場合は、県その他の関係機関に要請し、確保する。

(2) 設置作業

原則として借上リース業者が搬入・設置する。

(3) 維持管理

仮設トイレの設置時に、避難所等の管理者その他避難者の自主運営組織に対し清掃方法・維持管理方法について説明・指導し、避難者等の協力により行う。

4 し尿の収集・運搬

(1) 実施体制

委託業者のほか、許可業者に対しても協力要請を行うとともに、収集車両が不足する場合等には、他自治体等への応援要請を行う。

(2) 収集作業の臨時措置

被災程度等により、通常の上尿収集について便槽の使用に支障のない範囲で収集の一時延期などにより、被災地での上尿収集体制・能力を確保する。

5 し尿の処理及び処分

し尿の処理・処分については、し尿処理施設及び下水処理場の被災状況等に応じ、陸上処理により実施するとともに、必要な場合は、他自治体へし尿の搬入・処理について応援を依頼する。

第15節 行方不明者の捜索、遺体の処置・埋火葬

大規模な震災では、家屋の倒壊、火災等により多数の行方不明者、死亡者が発生する可能性があることから、関係機関相互の連携体制の整備を図り、行方不明者の捜索、遺体の処置・収容、埋火葬等の一連の業務を遅滞なく実施する。

第1 行方不明者の捜索（市民局、区役所、県警、自衛隊、海上保安部）

消防、警察その他の関係機関及び地域住民等の協力により、行方不明者を捜索する。

1 実施体制

行方不明者の捜索は、消防、消防団、警察、自衛隊、海上保安部、地域住民等の協力の下に行う。

2 捜索を行う場合

行方不明者の捜索は、地域の被害状況、行方不明者の情報に基づき実施する。

3 捜索の方法

（1）行方不明者の把握

捜索を行う行方不明者については、警察、地域住民等からの情報に基づき、市が行方不明者名簿等を作成し把握する。

（2）捜索の実施

捜索は、警備部、消防団、警察、自衛隊、海上保安部により実施するほか、地域住民の協力を得て行う。

第2 遺体の収容・処置（保健福祉局、区役所、県警、海上保安部）

捜索等により発見された遺体について、収容、身元確認、遺族等へ引渡しを行うとともに、火葬等の措置を行う。

1 遺体が発見されたときの取り扱い

- （1）遺体を発見した場合は、警察官、海上保安官等の見分及び検視並びに医師による医学的検査（検案）を受ける。
- （2）身元が不明な遺体については、地域住民等の協力を得て身元確認を行う。

2 遺体の収容等

- （1）身元確認に時間を要する場合又は遺族がすぐに引き取ることができない遺体については、一時遺体を収容する。
- （2）遺体の収容場所として、避難場所となっていない体育館、市民センター、その他の公共施設のほか、寺院等、葬祭業者その他の施設管理者の協力を得て、収容場所を確保する。
なお、多数の死者が集中的に発生した場合の遺体安置所の設置基準について、関係局・区及び関係機関と協議し策定する。
- （3）収容された遺体については、必要に応じて医師、葬祭業者等の協力を得て、洗浄、縫合、消毒、保存に必要な措置を施す。

- (4) 身元が確認された遺体については、遺族等に引き渡すものとし、身元が確認されない場合は行旅病人及行旅死亡人取扱法の手続きにより処置する。
また、遺体の身元は判明したものの、引き取り者が不明な場合、或いは身元が判明したものの、引き取り者がこれを拒否した場合は、死亡地又は死者の本籍地を管轄する市区町村長等がこれを引き取り、行旅病人及行旅死亡人取扱法の手続きにより処置する。
- (5) 多数の死者が集中的に発生した場合の遺体の収容・安置に必要な資機材の調達等や遺体搬送について、市内の葬祭業者のみで確保できない場合は、「災害時における協力に関する協定書」等に基づき、社団法人全日本冠婚葬祭互助協会、全日本葬祭業協同組合連合会福岡県葬祭業協同組合及び社団法人全国霊柩自動車協会に要請する。

3 遺体の火葬等

- (1) 遺体の火葬は、火葬場で行ない、処理能力を超える場合は、周辺市町村等の協力を得る。
- (2) 火葬場の被害状況の把握及び応急復旧等
発災後、火葬施設の安全及び機能の確認を行う。
- (3) 災害による混乱のため、遺族による火葬ができない場合は、火葬を行うほか、棺又は骨つぼを支給する。

第16節 応急教育対策（教育委員会）

災害発生時において、各学校・園（以下各学校）においては幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒」）の安全確保のための措置を行い、災害時の応急教育の実施をするとともに、学校施設の避難場所としての運営に対する協力等を行う。

第1 実施体制

災害発生時において、学校に防災対策委員会を招集し、必要な応急措置を行うとともに、避難所としての運営に協力する。

1 平時における緊急時対応組織の整備

(1) 防災対策委員会(仮称)の組織

- ① 教職員，P T A地域委員等からなる組織を設置
- ② 各地区担当者の明確化
- ③ 緊急時の連絡網を電話，直接の伝言体制で整備

(2) 学校等の災害訓練との連携活動

点検箇所の分担の明確化，危険個所の点検，点検連絡体制の確認等について，災害を想定した集団下校等の訓練時に委員会活動の具体化を推進する。

2 災害時の対応

- (1) 学校長は，災害が発生した場合，速やかに防災対策委員会を招集し，災害対策活動に当たる。
- (2) 臨時休校，応急教育等の措置をとる。

3 避難所としての対応

(1) 平時における対応

避難者の安全な避難を誘導するため，避難誘導先を避難規模に応じて設定しておく。

(2) 災害時の対応

- ① 教育委員会，区災害対策本部と連絡調整を行い，避難所の開設，運営の協力を行う。
- ② 避難所への避難者の誘導を行う。

(3) 避難区域

学校内の避難所としての利用区域は，原則として体育館，講堂及び空き教室とし，避難者の誘導に際しては，次に留意して行う。

- ① 建物等の倒壊による危険性がないこと。
- ② 付近で火災が発生しても安全が確保されること。
- ③ 安全確保に必要な広さのあること。

第2 災害発生時の緊急措置

災害発生時において，児童・生徒の安全を確保し，及び安否を確認するとともに，施設等の被害状況の把握その他の必要な措置をとる。

1 在校時間内の場合

(1) 児童・生徒の安全確保

- ① 児童・生徒が落下物等により負傷しないよう安全の確保に努めるとともに、安全な場所に避難誘導する。学校内が危険となった場合は、区災害対策本部等とも連絡の上、他の避難場所等へ避難・誘導する。
- ② 児童・生徒の安否を確認し、負傷した児童生徒の応急手当等を行うとともに、その保護者に連絡する。
- ③ 児童・生徒の下校に際しては、周囲の状況、通学路の安全、児童・生徒の自宅の安全等を確認する。状況により、集団下校、保護者の迎え又は、一時学校内の安全な場所での待機措置をとる。

(2) 被害状況の把握及び学校施設の安全確保

- ① 学校施設の被害状況を把握するとともに、安全点検を行い、必要に応じて危険箇所への立入り禁止等の措置をとる。
- ② 通学路の被害状況を把握し、必要に応じて通学路の臨時変更の措置をとる。

(3) 臨時休校等の措置

学校長は、教育委員会とも協議のうえ、学校及び校区等の被害状況に応じて次の措置を決定する。

- ① 臨時休校
学校機能を継続することができない程度の甚大な被害を受けた場合
- ② 教育実施場所の変更
登校が不可能な地区の児童生徒に対する臨時的応急教育の実施が必要な場合
- ③ 教育実施時間の変更
学校機能を持続し、学習活動を継続するために必要な施設若しくは職員等が被害を受け、又は学校給食を実施できない被害を受けた場合
- ④ 集団登下校
教職員等の引率により通学路等の安全確保が可能な場合

(4) その他の緊急措置

- ① 学校長の不在時の対応
教頭が学校長に代わって教育委員会等との連絡を取りながら防災対策委員会の招集その他の必要な指示・措置を行う。
- ② 被害状況等の報告
児童・生徒の状況、学校施設の被害状況及び実施した措置について、教育委員会に報告する。

2 在校時間外の場合

(1) 学校施設等の被害状況の把握

登校した教職員が、学校施設等の被災状況を確認する。

- ① 学校施設
 - 1) 校舎、各教室等の損壊状況（立入りの可否、応急修理の要否）
 - 2) 給食室の損壊状況（給食実施の可否）
 - 3) 電気、水道、ガス等の使用の可否
- ② 学校周辺の被害状況の把握
 - 1) 通学路等の状況
 - 2) 交通手段の状況
 - 3) 民家等の被害状況
 - 4) 火災、崖崩れその他の状況

(2) 児童・生徒等の安否確認等

状況に応じて、教職員が電話等により児童・生徒の安否及び避難先等を確認する。電話の不通時には、家庭訪問等により早期に確認する。

(3) 臨時休校等の措置

学校長は、教育委員会とも協議のうえ、学校及び校区等の被害状況に応じて、次の措置を決定する。

- ① 臨時休校
学校機能を継続することができない程度の甚大な被害を受けた場合

- ② 教育実施場所の変更
登校が不可能な地区の児童・生徒に対する臨時的応急教育の実施が必要な場合
- ③ 教育実施時間の変更
学校機能を持続し、学習活動を継続するために必要な施設若しくは職員等が被害を受け、又は学校給食を実施できない被害を受けた場合

(4) その他の緊急措置

- ① 学校長の不在時の対応
副校長、教頭が学校長に代わって教育委員会等との連絡を取りながら防災対策委員会の招集その他の必要な指示・措置を行う。
- ② 被害状況等の報告
児童・生徒の状況、学校施設の被害状況、及び実施した措置について、教育委員会に報告する。

第3 応急教育の実施

学校施設の被害程度及び復旧状況、避難者の状況、児童・生徒及びその家族の被災状況、教職員の確保状況、道路・交通機関の復旧状況等を勘案して、応急教育を実施する。

1 教育施設の確保、応急教育の実施

(1) 学校施設等が被災している場合

- ① 施設・設備の被害状況に応じた措置
 - 1) 施設の損壊が軽微な場合
学校長は、損壊の程度を調査・検討し、応急修理その他必要な措置を行い、教育委員会へ報告のうえ、応急教育を実施する。
 - 2) 一部に相当の被害を受け、復旧に相当の日時を要する場合
被害が軽微な教室等で使用可能なもの又は早期に応急修理が可能なものがある場合は、次の方法等により応急教育を実施する。
 - ア 応急教育の可能な教室等の床面積に一律に児童生徒を割り振ることによる実施
 - イ 応急教育が可能な教室等で教育時間を変更し、2部制による実施
 - ウ 付近の公民館等を臨時教室として借り上げ、児童生徒を割り当てての実施
 - 3) 学校給食が実施できない場合
 - ア 教育時間を変更し、一律午前中までの実施
 - イ 2部制による実施
 - ウ 他の学校の給食施設の利用
 - エ 弁当の持参
 - 4) 甚大な被害を受けた場合
 - ア 仮設校舎による実施
 - イ 損壊の程度が軽微な近隣の学校等への臨時編入
- ② 必要な教職員の確保ができない場合
 - 1) 教員の被災程度等を勘案し、必要な臨時教員の配置を教育委員会へ申請する。
 - 2) 臨時教員の配置まで、応急教育を実施する。

(2) 道路・交通機関が被害を受けている場合

児童・生徒の通学に係る道路又は交通機関が被災している場合、教育委員会と連絡・調整を行いながら、必要に応じて次の応急措置を行う。

- ① 通学路の臨時変更
児童・生徒の通学上の安全、通学上の便宜等を十分確認の上実施する。
- ② 集団登下校
PTA、地域との連絡、協力のもとに実施する。この場合、時間的余裕を持たせ、二次災害の発生に留意する。
- ③ 教育実施時間の臨時変更

通学路の臨時変更，集団登下校等に伴い，必要に応じ教育実施時間の臨時変更を行う。

④ 応急教育実施場所の設置

児童・生徒の登校が困難な場合，当該区域又は近接する区域に応急教育実施場所を設定し，教職員を分担派遣することにより応急教育を実施する。

被災程度が大きく危険が想定される区域での児童・生徒の移動を避けるため，近隣に安全な施設等を確保できる場合は，その施設等での応急教育の実施を検討する。この場合，社会教育施設等の管理者との連携をとり，応急教育を実施する。

(3) 児童・生徒が被災し，避難した場合の措置

児童・生徒が他の校区に避難している場合は，避難先の校区へ臨時編入等の措置をとる。

2 学用品の調達及び支給等

(1) 学用品の給与

災害救助法の適用された災害により，住家が全焼，全壊，流失，半焼，半壊及び床上浸水等の被害を受け，学用品を喪失又は毀損し，就学に支障を生じている小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校小学部及び中学部含む）に対して必要な学用品を支給する。

(2) 支給学用品の品目

教科書

教材（教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材） 文房具（ノート，鉛筆，消しゴム，絵の具，画筆，下敷，定規等）

通学用品（運動靴，傘，カバン，長靴等）

(3) 授業料の減免等

- ① 市立高等学校の生徒で，被災により就学が著しく困難になった者に対しては授業料の減免を行う。
- ② 市立幼稚園の園児については，被災の状況に応じて，保育料等の補助の措置をとる。

3 学校給食に関する臨時措置

(1) 応急給食の臨時措置

給食施設が使用できない場合には，次の方法により学校給食を実施する。

- ① 他の学校の給食施設の利用による実施
- ② 簡易給食（パン，牛乳，一食小袋等）による実施
- ③ 業者からの弁当の配給による実施

(2) 給食の中止

次の場合において，(1)の応急給食の臨時措置も実施できない場合は，給食を一時中止する。

- ① 給食施設が被害を受け，給食を実施できないとき。
- ② 給食施設が応急の災害救助に使用されているとき。
- ③ 感染症の発生のおそれ，その他衛生上管理上の支障があるとき。
- ④ 給食物資の確保が困難なとき。
- ⑤ その他給食を継続することができない事情があるとき。

4 学校における衛生の保持

学校において衛生管理を徹底するとともに，児童・生徒，教職員等について，保健福祉センターやこども総合相談センター等の関係機関の協力を得ながら，予防接種，健康診断，心のケア等を実施する。

第4 教育施設が避難場所となった場合の対策

学校は、災害時においては教育の場としての機能とともに避難所としての機能をも果たすため、災害時に学校が避難所となったときは、教職員はその運営に協力する。

1 災害発生初期の運営支援

災害発生後数日間は、避難所運営の業務が混乱することが予想されるため、教職員は、区災害対策本部要員等に協力し、避難者の自主運営組織の立ち上げ、避難所のボランティアの組織化その他の避難所運営を支援する。

2 応急教育の実施

避難所の運営体制が確立された後は、応急教育の実施に支障のない範囲で、避難所運営に協力する。

第5 文化財、社会教育施設等の対策

地震災害により被害を受け、又は二次災害を受けるおそれのある文化財の保護・応急措置、社会教育施設等の安全確保措置を実施する。

1 文化財の保護

- (1) 地震災害発生後、文化財の所有者又は管理者は、初期消火活動等の実施、消防機関等への通報を行うとともに、経済観光文化局へ報告を行う。
- (2) 経済観光文化局においては、文化財の被害拡大を防止するため必要な応急措置を指示し、又は実施する。

2 社会教育施設の応急対策

- (1) 地震災害発生後、催物の一時中止し、施設内の安全を確認の上、利用者を安全な場所に避難誘導する。
- (2) 施設の被害状況の確認を行い、自衛消防組織による防災活動を行うとともに、立入禁止その他の必要な措置をとる。

第17節 危険物施設等の応急対策

危険物の流出等に伴う二次的な災害を防止し、被害拡大を最小限度にとどめるため、石油類等を貯蔵、取扱う危険物施設及び高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質等を取り扱う施設、並びに危険物積載船舶等について、事業者及び関係機関により必要な措置を実施する。

第1 危険物施設の応急措置（消防局）

危険物施設について、事業者等との連携のもとに、被害拡大の防止のため必要な措置をとるとともに、必要に応じて付近住民等の避難等を行う。

1 県その他の関係機関との連携

応急措置の実施に当たっては、施設管理者及び県その他の関係機関との連携を密接にとる。

2 出火防止等の措置

- (1) 危険物施設の前バルブの閉止及びポンプ等の運転停止（危険物取扱い作業の中止）を行う。
- (2) 火気使用設備・器具を使用停止する。
- (3) 電源、ガスを供給遮断する。

3 緊急点検の実施

- (1) 危険物等の漏洩の有無を確認する。
- (2) 危険物施設の損傷の有無を確認する。
- (3) 危険物施設に付属する圧力、温度、湿度、流量等計器類の異常の有無を確認する。
- (4) 防・消火設備の損傷の有無を確認する。
- (5) 負傷者の確認、その他必要事項の点検を行う。

4 異常を発見した場合の応急措置

- (1) 事業者
 - ① 関係機関への通報及び隣接事業所への応援要請を行う。
 - ② 応急措置（漏洩拡散防止、初期消火、救出救護、立入規制）を実施する。
 - ③ 被害等についての情報収集を行う。
- (2) 防災関係機関
 - ① 被害の拡大防止に努める。
 - ② 救急救助活動を行う。
 - ③ 危険が付近住民等に及ぶおそれがある場合は、状況に応じて避難勧告・指示又は警戒区域の設定を行なう。（第7節 第2「避難勧告・指示、警戒区域の設定等」参照）
 - ④ 付近住民等に対し広報活動を実施する。

第2 高圧ガス施設の応急措置（消防局）

高圧ガス施設について、事業者等との連携のもとに、被害拡大の防止のため必要な措置をとるとともに、必要に応じて付近住民等の避難等を行う。

1 県その他の関係機関との連携

応急措置の実施に当たっては、施設管理者及び県その他の関係機関との連携を密接にとる。

2 出火爆発防止等の措置

- (1) タンク元弁、緊急遮断弁等の閉止及び設備機器の運転停止を行う。

- (2) 火気使用設備・器具を使用停止する。
- (3) 電源を供給遮断する。

3 緊急点検の実施

- (1) ガス漏洩の有無を確認する。
- (2) 高圧ガス貯蔵施設等の損傷の有無を確認する。
- (3) 高圧ガス施設に付属する圧力，温度，流量等計器類の異常の有無を確認する。
- (4) 防・消火設備の損傷の有無を確認する。
- (5) 負傷者の確認，その他必要事項の点検を行う。

4 異常を発見した場合の応急措置

- (1) 事業者
 - ① 関係機関への通報及び隣接事業所への応援要請を行う。
 - ② 応急措置（漏洩拡散防止，タンク着火時の冷却，救出救護，立入規制）を実施する。
 - ③ 被害等についての情報収集を行う。
- (2) 防災関係機関
 - ① 被害の拡大防止に努める。
 - ② 被害者の救急救助活動を行う。
 - ③ 危険が付近住民等に及ぶおそれがある場合は，状況に応じて避難勧告・指示又は警戒区域の設定を行う。（第7節 第2「避難勧告・指示，警戒区域の設定」参照）
 - ④ 付近住民等に対し広報活動を実施する。

第3 火薬類施設の応急措置（消防局）

火薬類施設について，事業者等との連携のもとに，被害拡大の防止のため必要な措置をとるとともに，必要に応じて付近住民等の避難等を行う。

1 県その他の関係機関との連携

応急措置の実施に当たっては，施設管理者及び県その他の関係機関との連携を密接にとる。

2 引火爆発防止等の措置

- (1) ストープ，こんろ等火気使用設備・器具の使用停止を行う。
- (2) 電源，ガスを供給遮断する。

3 緊急点検の実施

- (1) 火薬庫の損傷の有無を確認する。
- (2) 火薬類貯蔵容器等の損傷の有無を確認する。
- (3) 火薬類の盗難，変質等の有無を確認する。
- (4) 負傷者の確認，その他必要事項の点検を行う。

4 異常を発見した場合の応急措置

- (1) 事業者
 - ① 関係機関に対し通報する。
 - ② 応急措置（引火防止，救出救護，立入規制）を実施する。
 - ③ 被害等についての情報収集を行う。

(2) 防災関係機関

- ① 被害の拡大防止に努める。
- ② 被害者の救急救助活動を行う。
- ③ 危険が付近住民等に及ぶおそれがある場合は、状況に応じて避難勧告・指示又は警戒区域の設定を行なう。(第7節 第2「避難勧告・指示, 警戒区域の設定」参照)
- ④ 付近住民等に対し広報活動を実施する。

第4 毒物・劇物施設の応急措置(消防局)

毒物・劇物施設について、事業者等との連携のもとに、被害拡大の防止のため必要な措置をとるとともに、必要に応じて付近住民等の避難等を行う。

1 県その他の関係機関との連携

応急措置の実施に当たっては、施設管理者及び県その他の関係機関との連携を密接にとる。

2 暴露, 接触防止等の措置

- (1) 有毒ガス発生の場合、皮膚及び眼に対する刺激性が強いため、必ず保護具を着用し風上で作業する。
- (2) 容器から漏洩した場合は、砂, 吸着マット等に吸着させる。
- (3) 付近の住民を風上の安全な場所に避難させる。
- (4) 可燃性蒸気を出す引火性の液体にあつては、火気使用設備の使用を禁止する。

3 緊急点検の実施

- (1) 毒・劇物の漏洩の有無を確認する。
- (2) 暴露, 接触による負傷者の有無を確認する。
- (3) 毒・劇物の盗難, 変質等の有無を確認する。
- (4) 毒・劇物貯蔵施設等の損傷の有無を確認する。
- (5) 毒・劇物貯蔵施設に付属する圧力, 温度, 流量等計器類の異常の有無を確認する。
- (6) 防・消火設備の損傷の有無を確認する。
- (7) その他必要事項の点検を行う。

4 異常を発見した場合の応急措置

(1) 事業者

- ① 関係機関への通報及び隣接事業所への応援要請を行う。
- ② 応急措置(漏洩拡散防止, 初期消火, 救出救護, 立入規制)を実施する。
- ③ 被害等についての情報収集を行う。

(2) 防災関係機関

- ① 被害の拡大防止に努める。
- ② 被害者の救急救助活動を行う。
- ③ 危険が付近住民等に及ぶおそれがある場合は、状況に応じて避難勧告・指示又は警戒区域の設定を行なう。(第7節 第2「避難勧告・指示, 警戒区域の設定」参照)
- ④ 付近住民等に対し広報活動を実施する。

第5 放射性物質等その他施設の応急措置（消防局）

放射性物質その他施設について、国、事業者等との連携のもとに、被害拡大の防止のため必要な措置をとるとともに、必要に応じて付近住民等の避難等を行う。

1 国・県その他の関係機関との連携

応急措置の実施に当たっては、国、県、施設管理者その他の関係機関との連携を密接にとる。

2 2次災害防止の措置

電源を供給遮断（放射線発生装置、R I施設の換気装置に対して）する。

3 緊急点検の実施

- (1) 放射性物質の漏洩の有無を確認する。（放射線量の測定を行う。）
- (2) 被ばくによる負傷者の有無を確認する。
- (3) 放射性物質取扱施設（貯蔵施設・使用施設）及び遮へいの損傷の有無を確認する。
- (4) 放射性物質取扱施設に付属する設備機器等の損傷の有無を確認する。
- (5) 周囲への汚染の有無を確認する。
- (6) その他必要事項の点検を行う。

4 異常を発見した場合の応急措置

- (1) 事業者
 - ① 関係機関への通報及び隣接事業所への応援要請を行う。
 - ② 応急措置（被ばく防止，救出救護，立入規制）を実施する。
 - ③ 被害等について情報収集を行う。
- (2) 防災関係機関
 - ① 被害の拡大防止に努める。
 - ② 被害者の救急救助活動を行う。
 - ③ 危険が付近住民等に及ぶおそれがある場合は、状況に応じて避難勧告・指示又は警戒区域の設定を行なう。（第7節 第2「避難勧告・指示，警戒区域の設定」参照）
 - ④ 付近住民等に対し広報活動を実施する。

第6 危険物積載船舶等の応急措置（海上保安部）

危険物積載船舶の海難，荷役時の被災等により、海上に危険物が排出され、又は排出されるおそれがある場合は、次により措置を行う。

- 1 事故に関する通報を受けた場合は、県、市町村及び関係機関に通報し、事故の状況調査を実施する。
- 2 緊急通信，安全通信等により付近船舶等に周知するとともに、巡視船艇等による周知及び危険海域の警戒を実施する。また、必要に応じて法令の定めるところにより火気使用の制限，禁止，航行制限，禁止の措置を講ずる。
- 3 応急措置義務者等に対して危険物の排出，拡散防止等の必要な措置を講ずるよう指導する。
- 4 船舶の火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇等によりその消火を行う。

第18節 原子力災害対策

平成24年度版の「原子力災害対策」の策定については、現時点における国の方向性などを参考として、対策の考え方や検討事項を規定し、国における原子力発電所事故の検証、「防災基本計画」及び「防災指針」の見直し状況を踏まえるとともに、佐賀県及び玄海原子力発電所の近隣自治体や福岡県における「原子力災害対策」との整合を図りながら、対策の具体的な検討・整備を進めていくものとする。

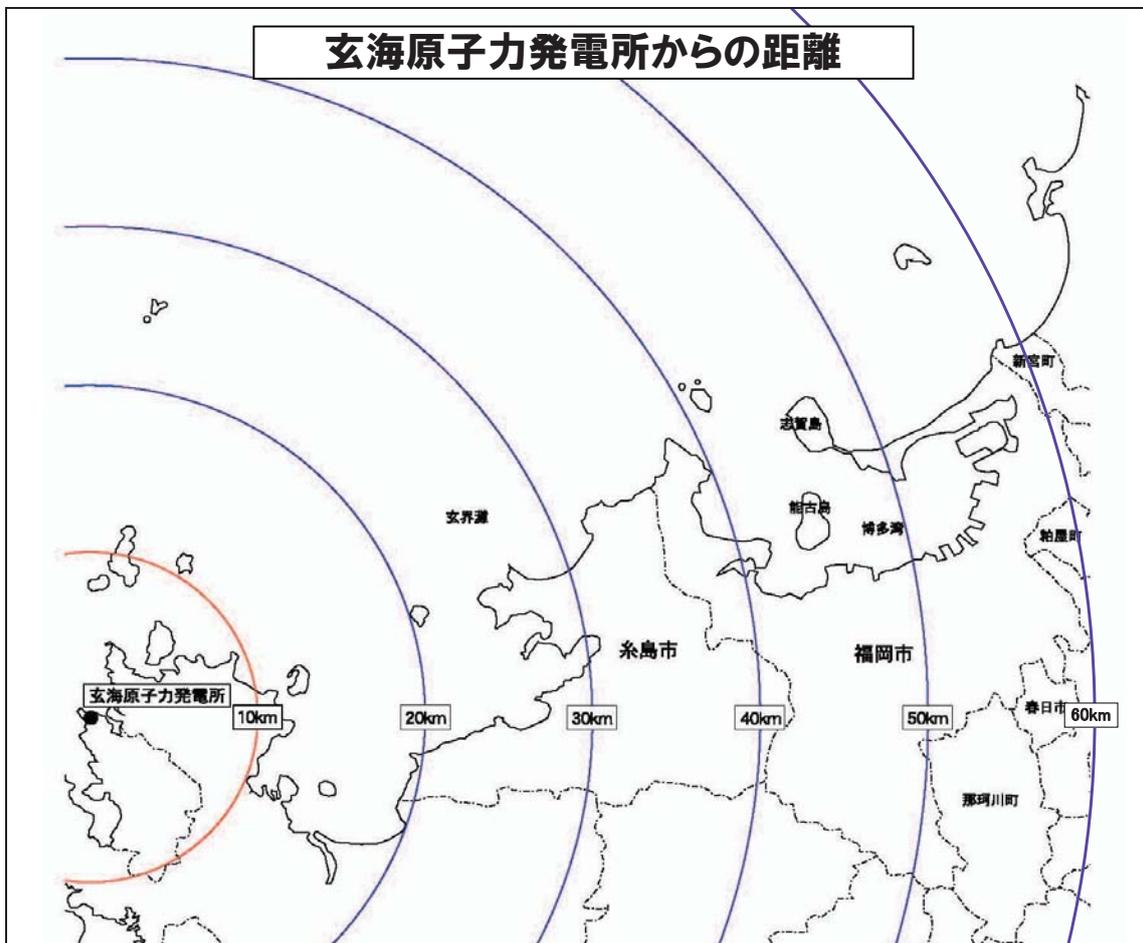
なお、平成24年度以降においても、国の防災指針や福岡県地域防災計画等との整合を図りながら、さらに原子力災害対策を充実させていくこととする。

1 原子力災害対策に対する考え方

東日本大震災では、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において地震及び津波により原子炉の炉心が損傷して大量の放射性物質が環境中に放出されるという深刻な事態に至り、福島第一原子力発電所の半径20km圏内が避難区域（警戒区域）となり、また緊急時避難準備区域（20～30km圏内）及び計画的避難区域（50km圏内の一部）が設定された。

避難指示は順次拡大され、発電所近傍から段階的に避難が実施されたが、発生源情報を含む初期の情報収集、住民等への情報伝達の遅れ等から、放射線に関する様々な不安が住民に生じるなど、多くの課題が指摘され、国の防災基本計画、防災指針などに定める内容の見直しが求められることとなった。

このような状況を踏まえ、玄海原子力発電所から、およそ40kmから60km圏内に位置する福岡市としては、玄海原子力発電所で同様の原子力災害が万が一発生した場合に備え、市民の健康、財産等を保護するため、緊急時において迅速かつ効果的な防護措置が講じられるよう、できることから具体的な取り組みを進め、実効性のある防災計画を策定することとする。



2 原子力災害に対する防災対策

原子力発電所の事故を起因とした放射性物質等の異常な放出などから、市民の生命、身体及び財産を守り、市民生活と経済活動を維持していくために、平時から原子力災害に備えた防災対策を進めるとともに、緊急時には、住民の避難や避難者の受け入れ、被ばく医療対策及び飲食物の安全性の確保など所要の対策を行う。

(1) 原子力災害に備えた平時からの防災対策

原子力災害対策は、五感に感じるできない放射線等からの防護が第一義であり、その影響は広域かつ長期に及ぶことが想定される。このため、国、県及び近隣自治体との連携を強化するとともに、原子力事業者からの情報収集体制を確保する。また、市民への伝達体制やモニタリング体制の構築、放射線防護等についての知識の普及・啓発など、災害が発生した場合において、可及的速やかに実効ある対策を行うことができるよう平時からの対策を進める。

〔検討事項〕

- ① 組織体制等の整備
- ② 情報収集・伝達体制の構築
- ③ モニタリング体制の構築
- ④ 訓練・教育・啓発等
- ⑤ 避難計画（避難者の受け入れ含む）
- ⑥ 防護に必要な資機材の整備
- ⑦ 被ばく医療体制の整備及び安定ヨウ素剤の備蓄
- ⑧ 広域的連携の整備

(2) 原子力事故発生直後の防災対策

原子力事故発生直後においては、正確かつ迅速に情報を収集し、福岡市の影響度に応じて事故の状況、安全に関する情報及び避難に関する情報など、集約した情報をわかりやすく住民に伝達するとともに、影響が市域に及ぶ場合を想定した対策の準備を行う。

〔検討事項〕

- ① 通報連絡、情報収集活動
- ② 住民等への的確な情報伝達活動
- ③ 緊急時モニタリング活動と結果公表
- ④ 避難、その他の防護対策
- ⑤ その他必要と認める事項

(3) 原子力災害発生時の防災対策（影響が市域に及ぶ場合）

住民の生命及び身体の保護を最優先として、国、県その他関係機関と連携し、住民の避難、被ばく医療対策及び飲食物の安全性の確保など、緊急時の所要の対策を行う。

〔検討事項〕

- ① 住民避難
- ② 防護対策の実施
- ③ 被ばく医療等の実施
- ④ 飲食物等の安全性確保
- ⑤ 放射性物質による汚染物等の除去及び処理
- ⑥ 風評被害対策
- ⑦ その他必要と認める事項

第19節 津波・水防対策

津波による被害及び地震による水防施設等の損壊による水害の防止について、被害を防止し、被害の拡大を最小限にとどめるため、必要な応急措置を実施する。

第1 津波対策（市長室，港湾局，道路下水道局，消防局，農林水産局，区役所，气象台，海上保安部，県警）

地震発生後、津波に関する情報に留意するとともに、沿岸区域を警戒し、津波発生のおそれがあるときは、避難勧告等の発令を行うとともに、海岸線近くの避難所及び避難場所を使用禁止とする。

1 気象庁が発表する津波警報・注意報等

津波警報・注意報は、地震等により津波が発生し又は発生すると予想される場合に、気象庁が気象業務法に基づいて、津波の有無及び程度について、一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行うものをいう。

気象庁が津波警報・注意報を発表したときは、直ちに防災情報提供システムにより、その警報事項等を関係機関に通知する。津波警報・注意報の形式は、電文例による。（資料編 391 頁）

福岡市への津波警報等、地震及び津波に関する情報の種類は次のとおりである。

津波警報等、地震及び津波に関する情報の種類

(1) 津波警報等	津波警報（大津波，津波） 津波注意報
(2) 地震及び津波に関する情報	震度速報 震源に関する情報 震源・震度に関する情報 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報 津波観測に関する情報 津波予報 各地の震度に関する情報

2 情報収集・伝達

沿岸地域で強い地震を感じたときは、防災メールで配信される津波情報や、気象庁の発表する津波情報に留意するとともに、直ちにテレビ・ラジオの聴取を行う。

津波警報、避難勧告等の伝達は、住民、漁協、港湾関係者の他、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、報道機関への放送要請、携帯電話（防災メール・緊急速報メール）、また、津波到達までに十分な猶予時間がある場合は広報車も使用するなど、あらゆる手段を活用して行う。

3 避難勧告等

津波警報が発令された場合は、直ちに沿岸住民その他の滞在者等に対し、高台などの安全な場所へ避難するよう勧告又は指示を行う。

また、津波注意報が発表された場合は、海上での作業員や海洋レジャーを楽しんでいる人たちへ、陸上への避難を呼びかける。

第2 地震災害時の水防活動（道路下水道局，区役所，消防局）

地震により被害を受けた水防施設等の応急措置を行い、水害の危険が予想される場合には、危険箇所の警戒を行うなどにより、災害発生後の降雨等による水害に備える。

1 水防施設の応急措置

地震災害発生後、水害の発生が予想される場合、河川・海岸・ため池・溪流等の重要水防施設を巡視し、被害状況を把握し、応急措置を実施する。

2 危険区域等の警戒

水害時に危険が予想される箇所〔危険区域（がけ崩れ，河川，ため池，海岸等）〕の警戒を行なう。

第20節 公共施設等の応急対策

道路・橋りょう，河川，港湾，公園その他の公共施設について，利用者の安全確保と施設機能の早期回復のため，必要な応急措置を実施する。

第1 道路・橋りょう（道路下水道局）

地震災害による被害により通行に支障が生じた道路・橋りょうについて，通行機能を回復するため，応急にその復旧を図る。

1 実施体制

道路の応急復旧は，各道路の管理者が連携して実施する。

（市内の道路の管理者）

国（国土交通省）	一般国道の指定区間（一般国道 497 号を除く）
市（道路下水道部・各区）	一般国道の指定区間外，主要地方道，一般県道，市道
市（港湾部）	臨港道路
福岡北九州高速道路公社	福岡都市高速道路
西日本高速道路	九州縦貫自動車道
福岡県道路公社	一般国道 497 号
佐賀県道路公社	三瀬トンネル

2 道路・橋りょうの被害状況の把握

道路の応急復旧実施担当機関が，道路施設の被害状況及び道路交通状況を調査，把握する。把握した情報は，総括部その他関係機関へ報告する。

3 応急復旧の実施

（1）応急復旧の優先順位

人命にかかわる救命，救出，消火等の緊急活動に必要な道路を最優先する。

輸送道路に関しては，原則として，緊急輸送道路ネットワークの路線のうち，第1次路線を最優先し，以下，第2次路線，その他の路線とする。なお，市外の道路状況，市内の被害状況により，適宜輸送路を確保する。

応急復旧に当たっては，警察その他の関係機関と連携をとりながら行う。

（2）実施

① 被害状況の把握

地震発生後速やかに道路施設の被害及び通行可能状況の概要を把握し，緊急輸送道路ネットワークが効果的に機能するよう，他の実施担当機関等と連絡・調整を図り，原則として2車線の通行帯の確保を目標に実施する。

② 県警等との連携

応急復旧に際して必要な交通規制等については，公安委員会，県警その他の関係機関の協力を得て行う。

（3）応援要請

道路応急復旧の作業等については，福岡市土木建設協会・福岡市土木建設協同組合等の協力を得るほか，自衛隊，他自治体への応援を依頼する。（第9節 第3「輸送ルート確保」参照）

第2 河川（道路下水道局）

地震災害に伴う河川施設の被害に対し、必要な応急措置を実施し、河川等の治水安全度を確保する。

1 河川施設の応急対策の目標・目的

地震発生時における河川の被害に対し、応急対策に万全を期し、治水安全度を確保する。

2 緊急対策

(1) 洪水防止のための緊急調査

洪水を未然に防ぐための堤防護岸等の損壊箇所の調査を行う。

(2) 資機材等の確保

水防備蓄資材等により応急措置を行う。

3 応急対策

(1) 洪水発生時の応急措置

洪水による災害発生の場合は、水防計画に基いて洪水の阻止の措置、排水を実施する。

(2) 被害拡大の防止

水防備蓄資機材等により、被害箇所の応急措置を行い、洪水等の被害の拡大の防止措置を実施する。

第3 港湾・海岸施設（港湾局，農林水産局）

地震災害時の海上輸送拠点を確保するため、必要な港湾施設の応急復旧を行う。

1 港湾・漁港施設の応急復旧の目標

地震災害発生時における救援物資の受け入れ施設及び復旧時の資材・機材搬入施設として、港湾・漁港管理者が管理する港湾・漁港施設（主として係留施設、荷さばき施設、荷役施設等）を海上輸送の中核的な基地として確保するため、港湾・漁港管理者は速やかに被害状況を調査し、被害を受けた施設を復旧する。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 地震災害時の海上輸送の中核的な基地となる係留施設及び荷さばき施設で荷役に重大な支障を与えているもの。
- (2) 臨港交通施設の損壊により、海上輸送基地へのアクセスが不可能又は著しく困難であるもの。
- (3) 水路（航路）の水深に異常をきたし、船舶の航行に重大な影響を与えているもの。
- (4) 外郭施設の損壊で、これを放置すると、著しい被害を生じるおそれのあるもの。

2 海岸施設の応急復旧の目標

地震災害時には、施設の被害状況を速やかに調査し、損壊による危険な個所の安全対策を講じるものとする。

第4 公園その他の公共施設（住宅都市局，区役所，市民局，各局）

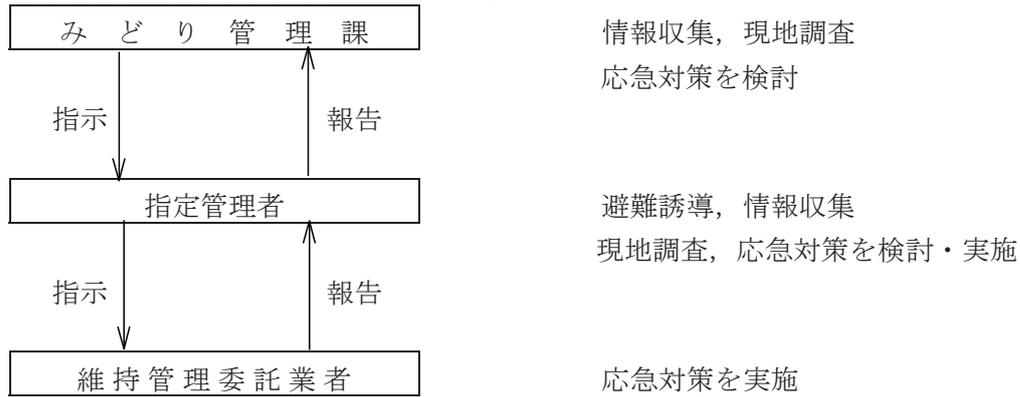
公園，街路樹，動物園等の施設について、利用者の安全を確保し、機能の回復のための応急措置を実施する。

1 公園施設

(1) 実施体制

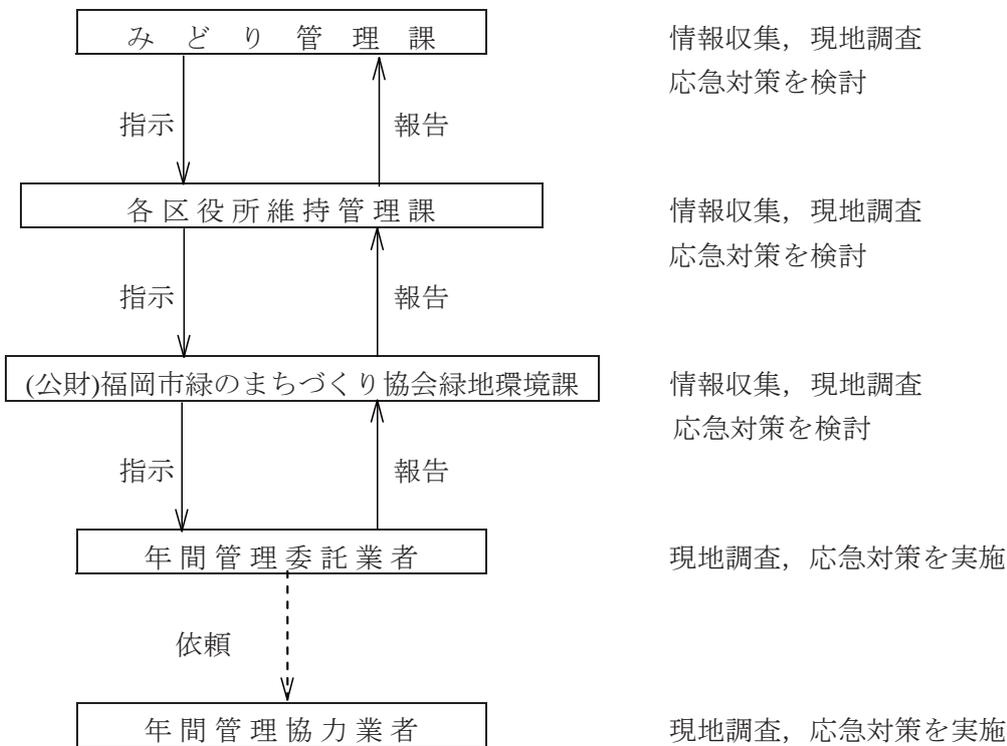
○ みどり管理課直轄公園

住宅都市部が、指定管理者との連携のもとに、委託業者等の協力を得て行う。



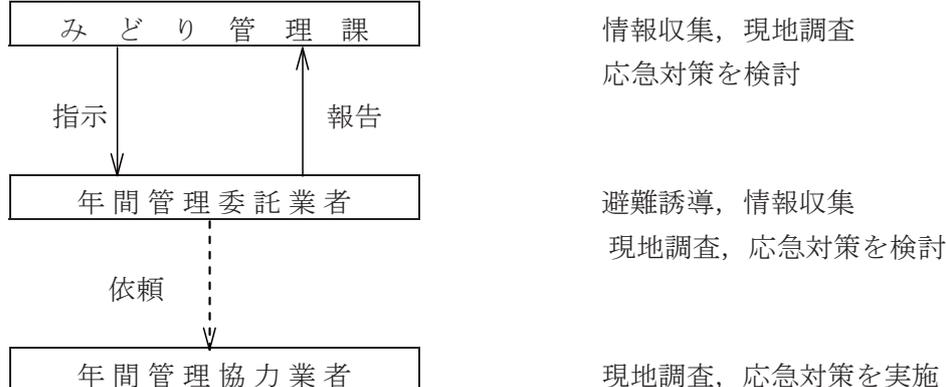
○ 区管理公園

区災害対策本部が、住宅都市部及び(公財)福岡市緑のまちづくり協会との連携のもとに、委託業者等の協力を得て実施する。



○ 市立霊園

住宅都市部が、年間管理委託業者との連携のもとに行う。



(2) 施設利用者等の安全確保

① 避難誘導等

公園内の集客施設（建築物）の利用者の安全確保のため、避難誘導及び必要な応急措置を行う。

1) 避難誘導計画の策定

各公園及び施設毎に避難誘導計画を策定し、平素より管理職員等の認識と訓練に努め、大会等の主催者に対し事前の周知を図る。

2) 避難誘導実施者

指定管理者職員
 (財)福岡市森と緑のまちづくり協会職員
 年間管理委託業者の常駐職員
 行事・催物等の主催者

3) 避難誘導の方法

避難誘導は、施設内放送を実施するとともに、職員が直接安全な場所へ誘導する。

4) 避難誘導先

避難誘導先は、原則として公園内の広場、集客施設内のグラウンドとし、あらかじめ安全を確認するものとする。

5) 緊急連絡及び救急活動等

災害が発生したときは、施設の火の元、ガス漏れチェックと一次消火を実施するとともに、消防、警察、対策本部等への連絡、現地救急体制の確立と被災者の救出、応急措置を実施する。

② 立入禁止等

利用者の安全確保のため、公園内の施設等への立ち入りを禁止又は制限する。

1) 被害状況の把握と安全性の確認

市職員、指定管理者、(公財)福岡市緑のまちづくり協会、年間管理委託業者及び年間管理協力業者により、現地調査を行い被害状況を把握する。

2) 立入禁止等の措置

立入禁止とする区域は、破損、破壊した構築物及びその周辺、崩落等のおそれのある構築物及びその周辺、陥没や崖崩れの周辺、倒木のおそれのある樹木等の周辺、緊急車両通行区域、電柱や電線の破損区域等とする。

立入禁止の措置は、職員等が注意を呼びかけるとともに、看板、バリケード、ロープ等により明示する。

③ 応急修理等

1) 応急修理等の対象

ア 破損した施設のうち危険が及び又は及ぶおそれのある施設

イ 公園管理上又は避難者等の応急措置等のため必要不可欠な施設

(例)

通信施設、電力施設及び建築物、擁壁、汚水・雨水排水施設、法面、樹木等 倒壊・倒木した施設

2) 実施方法の検討

小規模災害は、公園の年間管理委託業者による応急修理を実施する。

災害規模が大きい場合は、年間管理協力業者及び災害時の土木・造園協力業者へ応急修理の協力依頼をする。

(3) 公園等のオープンスペースの活用

① 公園、公有地などのオープンスペースは、避難場所として活用するほか、状況に応じて、応急活動のために活用する。

1) 臨時避難施設用地

2) 応急仮設住宅用地

3) 応援部隊等の活動拠点

4) 物資等の集積場所

5) 廃棄物等の一時保管場所

6) 救護所その他の救援活動拠点

② 仮設設備等の設置

避難場所となっている公園等においては、避難者等の救護等のため、必要に応じて仮設設備等の設置を行う。

- 1) 仮設トイレ
- 2) 手洗い場
- 3) 水道、電力等のライフライン施設

2 動物園

地震発生時に猛獣等の危険動物が収容施設から脱出した場合に、入園者及び市民の安全を確保する。

(1) 入園者の避難誘導

園長は、直ちに新たな入園者を停止するとともに、入園者を迅速かつ安全に避難場所又は非常口へ避難誘導する。

(2) 負傷者の救護

入園者に負傷者が生じた場合は、園長は速やかに救護にあたり、必要に応じて、消防署並びに医療機関へ連絡して協力を要請する。

(3) 付近住民への周知

状況に応じて付近住民への周知を図り、中央区役所へ協力を要請する。

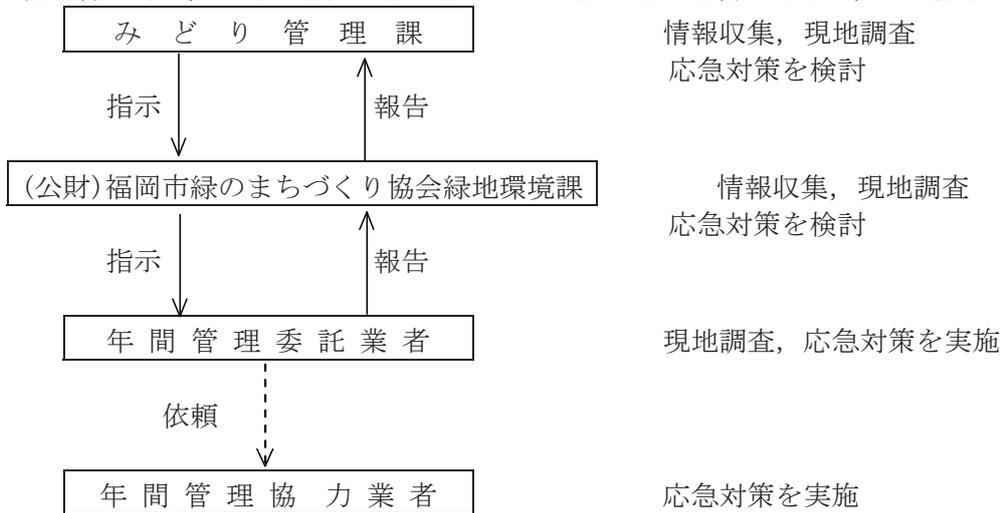
(4) 脱出動物対策

園長は、捕獲班を編成し脱出動物の捕獲にあたる。この際、必要に応じて関係機関の協力を求める。脱出動物の捕獲が困難で、やむを得ないと判断したときは、園長は、射殺を決定し、警察と協議の上、関係機関の協力を要請する。

3 街路樹対策

(1) 実施機関

住宅都市部が、(公財)福岡市緑のまちづくり協会との連携のもとに、委託業者等の協力を得て行う。



(2) 街路内の安全確保措置

危険を生じている障害樹木等について撤去等の措置を行う。

① 実施主体

みどり管理課、(公財)福岡市緑のまちづくり協会緑地環境課 年間管理委託業者、年間管理協力業者

② 実施対象

倒木等によりにより道路交通の障害となっている樹木 隣接地への被害を及ぼしている樹木

③ 実施内容

倒木、半倒木の撤去、引起こし、支柱の設置

- ④ 被害状況の把握
通報、道路巡回パトロールの報告を受け被害状況の調査を行う。
被害状況は、街路樹の被害と倒木による第三者への人的、物的な被害状況を把握する。
- ⑤ 交通誘導と立入禁止
倒木、半倒木の影響範囲内へのバリケード等による立入禁止措置を取るとともに処理作業中は交通誘導を行う。
- ⑥ 連絡体制
公園管理班と(公財)福岡市緑のまちづくり協会は、災害報告の連絡を密に行い、被害状況により、警察・消防等への緊急連絡を行う。

4 地下街

地震災害に伴う地下街における被害防止を図るため、警備部が地下街に対し次の指導等を行う。

(1) 出火防止措置

- ① 火気使用設備・器具の停止並びに確認を実施する。
- ② 防災センターは、緊急遮断弁の操作の可否を検討する。

(2) 消火活動

- ① 店内に火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。
- ② 振動により消火栓等の配管の破損等も予想されるので、消火活動は消火器を主体とした初期消火活動を行い、火災の延焼拡大を極力防止する。

(3) 情報収集

- ① 街内の被害状況をすみやかに把握し、防災センターに連絡する。
- ② 防災センターは、街内及び地上の被害状況を把握し、街内の全員にその状況を通報する。

(4) 避難誘導活動

- ① 街内通路等に落下、倒壊した物件等で避難上支障となるものの整理を行う。
- ② 地上の状況を見て避難上支障となるものがないことを確認した後誘導を開始する。
- ③ 街内に火災が発生している場合は、原則として地上に直通している避難上安全な階段をすみやかに選定し誘導する。

第5 地盤災害（各局、各機関）

地震災害によりがけ崩れ等の危険が生じた箇所について、警戒を行い、住民等の安全を確保するとともに、必要な応急的措置を実施する。

1 危険箇所等の警戒

がけ崩れ等の危険区域・箇所の巡回点検を行うとともに、地震災害によりがけ崩れ、亀裂の発生、液状化などの地盤に異常をきたしている箇所について状況を把握し、警戒を行う。

2 応急措置

(1) 避難勧告等

地盤の異常により住民等に危険が及ぶ可能性のある箇所については、避難勧告・指示又は警戒区域を設定するなどにより、住民等の安全を確保する。

(2) 応急措置の実施

がけ崩れの危険があり、住民等に危険が及ぶ可能性がある箇所については、応急工事その他の応急措置を実施する。

第21節 ライフライン施設の応急対策

水道、下水道、電気、ガス、電話の各ライフライン機関は、平常時から、施設・設備等の耐震対策やネットワークの多ルート化などの推進を図るとともに、災害により設備等が被災した場合は、被害状況を迅速に把握し、災害対策機器の活用や、全国からの復旧用資機材の調達、復旧要員の確保により、早期に復旧し、市民生活、都市機能の回復を図る。

第1 上水道施設（水道局）

被害を受けた水道施設について、「福岡市水道局災害応急対策計画」に基づき必要な応急復旧措置を行う。

1 実施体制

- (1) 災害対策本部水道部が統括し、水道サービス公社の協力を得て行う。
- (2) 必要に応じ、各部、他都市その他関係機関、民間企業等の協力を得る。

2 初動体制

- (1) 被害状況の把握
 - ① 直ちに水道施設の点検調査を行い、被害状況を把握する。
 - ② 配水幹線において、水圧・配水量に異常のあるもの及び給水拠点となる広域避難場所等については、優先的に巡回・点検を行う。
- (2) 応急処置
 - ① 水源・浄水施設
可能な限りの施設の運転を確保するとともに二次災害や被害の拡大を防止するため、運転調整及び応急処置を行う。
 - 1) 取水導水の停止及び減量
 - 2) 危険箇所、その影響部の機能の停止
 - 3) 停電に伴う自家発電の運転等
 - 4) 配水池の貯留水の確保等
 - ② 配水施設・給水装置
二次災害や被害拡大を防止するため、応急処置を行い、現場の安全を確認した後、応急復旧に着手する。
 - 1) 弁操作による貯留水の確保
 - 2) 被害箇所の補強、断水等の保安措置
 - 3) ポンプの運転調整
 - 4) 電力の確保

3 応急復旧計画

- (1) 復旧計画の作成
水道施設の被害状況の情報を基に、発災後72時間以内に水道施設の復旧に着手できるよう、復旧計画を作成する。
- (2) 応急復旧目標
応急復旧期間は、4週間以内を目標とする。

4 応急復旧方法

- (1) 水源・浄水施設
 - ① 水道施設の応急復旧は、原則として各浄水系統を同時に行うが、水運用上必要とする水道施設があるときは、その復旧を優先する。
 - ② 各浄水系統のうち、最低ひとつの導送水路線の確保を行う。

(2) 配水施設・給水装置

- ① 復旧優先順位は下記を基本とし、幹線の順位はあらかじめ定めた順位を基本とする。
 - 1) 各浄水場からの重要配水幹線及び広域避難場所へ至る配水ルート
 - 2) 配水幹線、被災者の多い避難場所及び病院等の重要施設へ至る配水ルート
 - 3) 配水支管及び給水管
- ② 配水管及び給水管の応急復旧は、下記を基本として行う。
 - 1) 配水管
 - ア 配水管の復旧は、原則として配水池を起点とする。
 - イ 応急復旧した配水幹線は、仮設給水栓を設置する。
 - ウ 復旧に時間のかかるものについては、仮設配水管を布設し仮設給水栓を設置する。
 - 2) 給水管
 - ア 道路部給水管の復旧は、配水支管と並行して行う。
 - イ 宅地内給水管の漏水は、応急措置として止水し、1 給水栓の確保を行う。

5 水質検査

通水した地域の給水栓及び仮設給水栓については、直ちに水質検査を実施する。

6 復旧用資機材の調達

復旧に必要な資機材（管類、工機具類、車両・重機等）が不足するときは、下記の方法により、その確保を行う。

- ・他都市その他関係機関からの相互応援協定に基づく調達

7 広報

災害時の水道施設に関する被害状況及び復旧状況について、報道機関、広報紙等により広報を行う。

- (1) 被害状況
 - ① 施設の破損
 - ② 断水地区
 - ③ 世帯数
 - ④ 復旧の見込み
 - ⑤ 断水時の注意事項
- (2) 応急復旧
 - ① 復旧地区
 - ② 復旧日時
 - ③ 復旧時の注意事項

8 応援の要請・受入

- (1) 応援要請
 - ① 要請の決定
 - ② 応援要請先
 - 1) 国・県・市町村等
 - 2) 日本水道協会関係
 - 3) その他
管工事協同組合（水道施設の応急措置作業）等
 - ③ 携行の要請
 - 1) 応援要請の際は、応急活動に係る資機材、車両等の携行を要請する。
 - 2) 応援者に対する後方支援が困難なときは、食料、飲料水、寝具（冬季などには、必要に応じ防寒具等）の携行を要請する。

第2 下水道及び集落排水施設（道路下水道局・農林水産局）

被害を受けた下水道施設について、必要な応急復旧措置を行う。

1 初動対応

(1) 情報の収集・伝達

災害発生時において、被害状況、施設の状況等を速やかに把握する。

- ① 地震後において必要な情報を確実に連絡できる体制
- ② 情報の連絡方法及び処理方法
- ③ 一般市民から広く災害情報を収集できる体制の整備
- ④ 下水道台帳等のバックアップシステムの構築（道路下水道局）

(2) 関係機関への応援要請

被害の概況により、関係機関、業者、他自治体等への応援要請を行う。

- ① 大都市下水道「災害時における連絡・連携体制に関するルール」（道路下水道局）
- ② 九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール（道路下水道局）
- ③ 防災活動に関する基本協定

2 緊急対策

災害発生直後において、危険の防止、被害の拡大防止のため次の対策を実施する。

(1) 緊急調査

管路の状況について、次の方法により調査する。

- ① 被害の拡大、二次災害防止のため、管渠の地表からの調査
- ② 他の地下埋設物等他の施設への影響の有無
- ③ 重要な区間の被害概要の把握

(2) 緊急処置

被害の状況に応じ、次のような緊急措置を実施する。

- ① マンホールと道路の段差が生じている場合の安全対策
- ② 陥没部への土砂侵入の防止に関する措置
- ③ 地表の危険箇所への通行規制
- ④ 可搬式ポンプ及び排水ポンプ車による排水
- ⑤ 施設被害状況から運転ができないとき等の下水道施設の使用中止又は制限の措置
- ⑥ 処理場施設、ポンプ場施設等の火災防止措置及び薬品・燃料・冷却水等の保全措置
- ⑦ その他必要な措置

3 応急復旧対策

施設の機能を回復するため、応急復旧を実施する。

(1) 応急調査

応急復旧のため、次の事項につき調査を行う。

- ① 管渠・マンホール内の状況
- ② 処理場、ポンプ場等の被害状況
- ③ 下水道の機能的、構造的な被害程度

(2) 応急復旧計画の作成

被害状況調査に基づき、応急復旧の計画を作成する。

(3) 要員・資機材等の確保

応急復旧に必要な要員、資機材等について不足するときは、市内業者の協力を得るほか、他自治体等の応援を要請する。

(4) 応急復旧の実施

応急復旧の主な内容は、次のとおり

- ① 管内、マンホール内の土砂の浚渫
- ② 仮管渠の設置
- ③ 止水バンドによる圧送管の止水
- ④ 可搬式ポンプ及び排水ポンプ車による下水の排除
- ⑤ 処理場、ポンプ場等の機能復旧（排水機能復旧を優先する。）

(5) 広報活動

災害時の下水道及び集落排水施設に関する被害状況及び復旧状況について、報道機関、広報紙等により広報を行う。

- ① 被害状況
 - 1) 施設破損
 - 2) 使用不可能・制限地区及び影響世帯数
 - 3) 応急復旧の見込み
 - 4) その他留意事項
- ② 応急復旧
 - 1) 復旧の場所、地域
 - 2) 復旧日時
 - 3) 復旧時の留意事項

第3 電力施設（九州電力）

地震による災害が発生した場合は、情勢に応じた防災体制を発令（震度5弱以上の地震が発生した場合は、自動的に非常体制発令）し、速やかに対策組織を設置する。また、災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。なお、福岡市域内に震度5弱以上の地震が発生したときは、必要に応じて市災害対策本部に職員の派遣を行う。

1 対策組織

- 福岡市地域の災害対策組織（資料編 373 頁）

2 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

- (1) 地震情報
- (2) 停電状況
- (3) 電力施設の被害状況及び復旧状況
- (4) 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）
- (5) 復旧資材、応援、食料等に関する事項
- (6) 従業員の被災状況
- (7) その他災害に関する情報（交通、道路状況等）

3 情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方公共団体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

4 災害時における広報

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関やホームページを通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

5 復旧対策要員の確保

- (1) 夜間、休日に防災体制の発令がなされたと判断される場合又は供給区域内で震度5弱以上の地震が発生し、非常体制が自動発令された場合は、対策要員は相互連絡を行うが、通信途絶等で連絡がとれない場合は自動出社する。
- (2) 防災体制が発令された場合は、対策要員は、速やかに所属する対策組織に出動する。
- (3) 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄の事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

6 災害時における復旧資機材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ① 災害地近傍に保管する貯蔵品を充当
- ② 他地区保管の貯蔵品及び近傍のメーカー在庫品を充当
- ③ 隣接電力会社及び他地区のメーカー等への応援依頼

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、九州電力及び請負会社の車両を始め、実施可能な運搬手段により行う。

7 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

電力供給の早急な確保と停電時間の短縮を図るため、被害箇所には可能な限り応急工事を施して機能の回復を図る。

(2) 応急工事対策

災害時における具体的工事については、次の対策を実施する。

- ① 水力発電設備
流用可能な貯蔵品、移動用機器を活用した応急措置を行う。
- ② 送電設備
ヘリコプター、車両等の機動力を活用するとともに、足場鉄柱等により応急復旧を行う。
- ③ 変電設備
機器損壊事故に対し、移動用変圧器等を活用した応急措置を行う。
- ④ 配電設備
応急復旧工法による迅速確実な復旧を行う。
- ⑤ 通信設備
衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信回線を確保する。

第4 都市ガス施設（西部ガス）

地震が発生し、被害が発生した場合は、「防災に関する計画」に基づき災害対策本部を設置し、社内各部署の連絡協力のもと応急対策を実施する。

1 緊急対策

(1) 情報の収集

- ① 一般情報
本社は、テレビ、ラジオ等により一般被害情報に関する情報を収集し、各事業所に伝達する。

② 地震計情報

地震発生後は直ちに地震計の計測値を確認し、災害対策本部において統合ブロック、単位ブロックごとに集計を行なう。

③ ガス製造設備、供給設備の被害状況の把握

ガス製造設備、供給設備の被害状況を把握し、必要に応じて二次災害防止の措置を行なう。

(2) 広報（報道機関に対する広報活動）

地元のテレビ・ラジオ放送局に対して、二次災害発生防止の観点から保安確保のための緊急放送を依頼する。また、必要に応じてマイコンメーターの取扱方法についての放送も依頼する。

(3) 二次災害防止措置

① 危険予防措置

ガスの漏洩等による二次災害発生のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

② 供給停止判断

地震発生時のガス供給停止判断は、以下に基づいて行う。

1) 地震計のS I値が60カイ以上を記録、または、製造所・供給所からの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難と考えられる場合には、単位ブロック又は統合ブロックを単位として、直ちにガス供給を停止する。

2) 地震計のS I値が30カイ以上60カイ未満となった地域についても、ガス製造設備、供給設備の安全確認を直ちに行い、二次災害発生のおそれがある場合は、単位ブロック又は統合ブロックを単位としてガスの供給を速やかに停止する。

2 復旧対策

(1) 復旧計画の策定

災害が発生した場合は、被災の正確な情報を収集し、復旧手順及び方法、復旧要員の動員及び配置計画、復旧用資機材の調達計画、復旧作業の工程、臨時供給の実施計画、宿泊施設の手配・食料等の調達計画、その他必要な対策を明らかにした復旧計画を速やかに策定する。なお、病院、避難所等社会的緊急度が高い施設について優先的な復旧を図る。

また、復旧作業が長期化する場合には、地方行政機関と協力して需要家支援のために代替熱源等の提供を図る。

(2) 復旧作業の実施

① 製造設備の復旧作業

ガスの製造を停止した製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

② 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、復旧計画に基づき、二次災害の発生防止に万全を期すとともに、速やかにガス施設の復旧作業を実施する。

(3) 救援要請

広範囲にわたり供給停止した場合は、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき（社）日本ガス協会へ救援を要請する。

(4) 広報

災害発生時の広報は「二次災害の防止」、「需要家の不安解消」、「復旧作業の円滑な推進のための環境づくり」、「都市ガス事業の社会的信用の維持」が目的である。そのためには、災害発生時の時間的経過を踏まえてそれぞれの状況に対応した広報活動を実施する。

第5 LPガス施設（社団法人福岡県LPガス協会福岡支部）

地震によりLPガス施設に被害が発生した場合は、災害対策措置要綱に基づき災害対策本部を設置し、各所連絡協力のもと応急措置・対策を実施する。

（1）対策本部の設置

福岡市内に地震により重大な災害が発生した場合に、福岡市内のLPガス施設の保安の確保と安全供給に万全を期すため、社団法人福岡県LPガス協会福岡支部は、福岡市LPガス協会福岡支部LPガス対策本部を設置する。

災害対策本部は、本部長、副本部長、各部長、各保安委員長、及び会員により構成する。また現地での対策を円滑にするため、必要に応じて現地対策本部を設置する。

（2）緊急対策本部及び現地対策本部の職務

対 策 本 部	現地対策本部
①被害状況の情報収集・分析・伝達	①被害状況の把握・分析及び本部への情報伝達
②支援組織の責任者の決定及び組織の編成、派遣	②被害状況に応じた応急措置
③LPガス設備災害復旧支援要員の派遣要請、並びにLPガス及び機器の応急調達措置及び調整	③資機材・措置要員の応急調達措置と対策本部への支援要請
④支援活動の把握	④マスコミ対応
⑤関係官庁、関係団体並びに現地本部との連絡調整	⑤その他目的達成に必要な業務
⑥マスコミ対応	
⑦その他目的達成に必要な業務	

（3）災害支援体制

下記各班により、支援体制を構築する。

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| ① 点検調査班 | 漏洩有無確認、漏洩防止、容器撤収、現地対策本部報告を行う。 |
| ② 工 事 班 | 応急設備工事施工、現地対策本部報告を行う。 |
| ③ 機 材 班 | 必要資機材とりまとめ、調達、各関係機関への支援要請を行う。 |
| ④ 輸 送 班 | 緊急車両手配、救援資機材・物資等運搬を行う。 |
| ⑤ 広 報 班 | 被害状況とりまとめ、関係各所、行政機関、報道機関へ報告広報を行う。 |
| ⑥ 総 務 班 | 必要経費算出・出納業務を行う。 |
| ⑦ 技 術 班 | 業界内学識経験者・技術者で構成、被害状況分析、適切業務指示を行う。 |

第6 電話施設（NTT西日本）

災害時における電気通信設備の応急対策は、西日本電信電話株式会社「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保に当たる。

1 災害対策本部

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により、災害対策及び災害復旧を推進するため、特に必要があると認めるときは、福岡支店内に「福岡支店災害対策本部」を設置する。

2 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、関係組織相互間の連絡、周知を行なう。

- （1）気象状況、災害予報等
- （2）電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
- （3）当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- （4）被災設備、回線等の復旧状況

- (5) 復旧要員の稼働状況
- (6) その他必要な情報

3 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。なお、福岡市域内に震度5弱以上の地震が発生したときは、市災害対策本部に職員の派遣を行う。

4 警戒措置

災害予報が発せられた場合、あるいは報道された場合、及びその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。

- (1) 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置する。
- (2) 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させる。
- (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行う。
- (4) 災害対策用機器の点検と出動準備、あるいは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講じる。
- (5) 防災のため必要な工事車両、資材等を準備する。
- (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講じる。
- (7) その他、安全上必要な措置を講じる。

5 通信の非常そ通措置

(1) 重要通信のそ通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

- ① 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。
- ② 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法、及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。
- ③ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- ④ 警察、消防、その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

(2) 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所等により災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 応急回線作成用無線機等概要

- ① 孤立防止対策用衛星電話（Ku-1）
- ② TZ-403可搬型移動無線機
- ③ ポータブル衛星通信

(4) 災害用伝言ダイヤル『171』、災害用ブロードバンド伝言板『web171』の提供

- ① 地震等の災害時において、通信がふくそうした場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否の確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル『171』を提供する。

なお、災害用伝言ダイヤル『171』の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡市災害対策本部と協力し実施する。

利用方法については『171』をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言・録音・再生を行う。

- ② 地震等の災害時において、通信がふくそうした場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、新たにブロードバンド時代にふさわしい伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言板『web171』を提供する。なお、災害用ブロードバンド伝言板『web171』の提供開始については、NTTにおいて決

定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡市災害対策本部と協力して実施する。

利用方法については西日本電信電話株式会社 HP 上の災害用ブロードバンド伝言板『web171』利用方法に従って、(テキスト, 音声, 画像) の登録, 閲覧を行う。

6 災害時における広報

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、パソコン通信、支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。

7 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要により、社外機関に対し、次の事項について応援の要請又は協力を求める。

(1) 要員対策

工事会社等の応援、自衛隊の派遣要請

(2) 資材及び物資対策

地方公共団体等に対する燃料、食料等の特別配給の要請

(3) 交通及び輸送対策

① 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に関わる特別許可の申請

② 災害時等の緊急輸送のための運送業者の協力、あるいは自衛隊等に対する輸送の援助要請

(4) 電源対策

商用電源の供給、自家用発電用エンジンの燃料、移動電源車の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者に要請する。

(5) お客様対応

お客様に対して故障情報、回線情報、ふくそう回避策及び利用案内等について情報提供を行うとともに報道機関との連携を図る。

8 復旧対策

災害により電気通信設備に被害が発生し、回線に障害が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

回線の復旧順位は、次のとおりである。

- 電気通信サービスの復旧順位表 (資料編 370 頁)

第4章 災害復旧・復興計画

- 第1節 災害復旧・復興計画の基本方針
- 第2節 市民生活再建のための施策
- 第3節 災害復旧事業に伴う国の財政援助
- 第4節 災害対策基金に関する計画

《第4章 災害復旧・復興計画》

第1節 災害復旧・復興計画の基本方針

第1 災害復旧・復興の方針

被害状況・応急対策の実施状況等を総合的に勘案して方針を決定し実施する。

災害復旧・復興は、市民生活の回復・安定と、都市施設等の復旧・復興により、福岡市の復興を目的とする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

第2 災害復旧・復興の組織等

- 1 状況等に応じて「災害復旧・復興本部」を設置する。
- 2 災害復旧・復興本部は市長を本部長とし、副市長を副本部長とする。
- 3 組織及び所掌事務は災害対策本部を基本とし、特に次の事項を迅速・確実に実施するため状況に応じて別に定める。
 - (1) 被災者生活再建のための支援策の実施
 - (2) 農林水産業や中小企業者等の事業活動と早期の経営安定のための支援策の実施
 - (3) 公共施設等の早期の復旧
 - (4) その他、被害の種類・性質等に応じて緊急に復旧・復興を図る必要がある事項

第3 災害復旧・復興計画の策定

大規模な震災被害が発生した場合、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要があるため、第1の方針に基づき、施策・施設ごとに復旧・復興計画を策定する。

また、復旧・震災復興を円滑に進めるためには、地域住民の強い意欲と復興のあり方の合意が必要であり、その重要性に係る市民への啓発や自主防災組織の育成など地域協働で復旧・復興に向けた取り組みを行う。

第4 災害復旧・復興本部の設置に至らない場合の体制

危機管理監は、災害状況、応急対策の実施状況等を総合的に勘案し、「災害復旧・復興本部」の設置に至らない場合は、被害の種類・性質等に応じて緊急に復旧を図る必要がある事項等について、福岡市災害対策本部等実施要綱第21条（資料編 397頁）に基づき「災害復旧・支援対策会議」を開催し、対応を図るものとする。

第5 災害復旧・復興事業からの暴力団排除活動

警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、福岡市、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第2節 市民生活再建のための施策

災害により被害を受けた者に対し、生活等の再建のための必要な施策を行う。

第1 各種施策の決定、周知

1 施策の決定

市民生活の再建等のための施策は、被害状況、被災者の状況等から速やかに決定する。

2 市民への周知、相談

各種施策の概要、要件、手続きについて、市民に周知させる措置をとるとともに、市民の相談窓口を設ける。

第2 被災市民に対する生活援護・災害復旧援助措置

1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

被災者援護のために災害弔慰金、見舞金等の支給及び援護資金等の貸付を行う。

- 災害弔慰金の支給等に関する法律によるもの（資料編 377 頁）
 - ・ 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給
 - ・ 災害援護資金の貸付
- 被災者生活再建支援法によるもの（資料編 378 頁）
- 災害見舞金及び災害援護臨時貸付金（資料編 379 頁）
- 生活福祉資金貸付制度要綱によるもの（資料編 379 頁）

2 住宅関連融資

災害によって住宅が滅失又は損傷した者に対し住宅の新築補修及び宅地の整備等もしくは、がけ崩れ等の宅地災害を防止するための防災工事に必要な資金の融資制度である。（資料編 380 頁）

3 経営資金融資

災害により被害を受けた中小企業者、農林水産業者及びその他の団体等に対する災害復旧のための融資制度である。（資料編 381 頁）

第3 租税等の減免等

被災者に対する応急措置として災害対策基本法第85条の規定により、被災者はそれぞれの法律又は条例の規定に基づき、次のような公的徴収金の減免措置を受けることができる。

1 租税の減免・徴収猶予

(1) 所得税の減免

① 減免措置を受けることができる者

災害により自己の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額（保険金等により補填された額を除く。）が、その住宅又は家財の10分の5以上（以下「り災」という。）の者で被害を受けた当該年分の合計所得金額が1,000万円以下のもの

- ② 減免額
 - 1) 合計所得金額が 500 万円以下であるとき 当該所得税の額の全額
 - 2) 合計所得金額が 500 万円を超え 750 万円以下であるとき 当該所得税の額の10分の5
 - 3) 合計所得金額が 750 万円を超え 1,000 万円以下であるとき 当該所得税の額の10分の2.5

③ 減免手続

減免措置を受けようとする者は、確定申告書に、その旨、被害の状況及び損害金額を記載してこれを納税地の所轄税務署に提出する。

(2) 所得税の還付又は徴収猶予

① 還付又は徴収猶予を受けられる者

所得税の減免措置を受けられる者に同じ

② 還付又は徴収猶予額

- 1) 合計所得金額の見積額が 500 万円以下であるとき。

ア 災害のあった日以後徴収を受くべきその年分の所得税の徴収を猶予する。

イ その年すでに徴収された税相当額を還付する。

- 2) 合計所得金額の見積額が 500 万円を超え 750 万円以下であるとき。

ア 6月30日以前に災害を受けたときは、災害のあった日から6月を経過する日の前日までの間の所得税の徴収を猶予する。

イ 7月1日以後に災害を受けたときは、災害のあった日以後徴収を受くべきその年分の所得税を徴収猶予し、かつ、その年の7月1日以後災害のあった日までの間に徴収された税相当額を還付する。

ウ 被災給与所得者が災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和22年政令第268号）第3条の2第4項の規定の適用を受ける旨の申請をしたときは、災害のあった日以後に徴集を受けるべきその年分の所得税額の2分の1の額を徴収猶予し、かつ、その年の1月1日から災害のあった日までの間に徴収された税額の2分の1の額を還付する。

- 3) 合計所得金額の見積額が 750 万円を超え 1,000 万円以下であるとき。

災害があった日から3月を経過する日の前日（その日が災害のあった日に属する年の12月31日後であるときはその年12月31日）までの間の所得税の徴収を猶予する。

③ 還付又は徴収猶予の手続

- 1) 還付

還付を受けようとする者は、その旨、被害の状況、損害金額及び災害があった日において見積もったその年分の合計所得額の見積額等を記載した申請書に還付を受けようとする税額が徴収されたことを証する証明書を添付して所轄税務署に提出する。

- 2) 徴収猶予

徴収猶予を受けようとする者は、その旨、被害の状況、損害金額及び災害のあった日において見積もったその年分の合計金額の見積額等を記載した申請書を、徴収猶予を受けようとする所得税を徴収されるべき給与等の最初に支払いを受ける日の前日までに当該給与等の支払者を經由して所轄税務署に提出する。

- (3) その他報酬、料金等の支払を受ける者の徴収猶予、相続税又は贈与税の免除及び控除、酒税等の控除又は還付等の制度がある。

2 市税又は手数料等の減免、徴収猶予等

(1) 市民税・県民税

① 所得控除

震災、風水害、火災その他の災害により資産について損失を受けた場合、又はその災害に関連して一定のやむを得ない支出をした場合において、地方税法に定める一定金額を雑損控除として所得金額から控除する。

② 軽減又は免除

震災、風水害、火災その他の被害を受けた納税義務者で、特に納付困難なものについて軽減又は免除する。

(2) 固定資産税の軽減又は免除

災害により滅失又は甚大な損害を受けた土地、家屋又は償却資産に対しては、その損害の程度に応じて災害の発生した日の属する年度分の固定資産税のうち、納期のまだ到来していない納付額を軽減又は免除する。

(3) その他、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税についても天災等の場合の減免の制度がある。

(4) 災害等による期限の延長

災害により甚大な被害があった場合は、地方税法(昭和25年法律第226号)又は福岡州市税条例(昭和36年条例第53号)に定める申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入の期限を必要に応じて延長する。

(5) 徴収猶予

納税者又は特別徴収義務者がその財産につき震災、風水害、火災その他の災害を受けた場合において、市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき1年以内の期間に限り、その徴収を猶予する。

(6) 手数料又は使用料の減免

災害により甚大な被害を受けた者に対し、手数料又は使用料に係る条例等の規定の定めるところにより、減免等を行う。

3 国民健康保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、一部負担金の減免、徴収猶予等

(1) 国民健康保険料の減免

震災、風水害、火災などの災害により住宅、家財又はその他の財産に著しい損害を受け、生活が困難となり、保険料を完納することができなくなった者については、申請により、災害の発生した日の属する月以降の納期に係る保険料額に、前年の所得金額及び損害の程度に応じ一定の割合を乗じた額の保険料を減免する。なお、減免の期間は、災害の発生した日の属する月から1カ年以内の範囲とする。

(2) 国民健康保険料の徴収猶予

被災世帯のうち、減免の対象とならない納付義務者で、納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、申請により、その徴収を猶予する。

なお、徴収猶予の期間は、災害を受けた日から6ヶ月以内の範囲とし、徴収猶予した期間に対応する延滞金については免除する。

(3) 国民健康保険の一部負担金の減免

震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財又はその他の財産に著しい損害を受け、生活が困難となり、一部負担金の支払いができなくなった者については、申請により、災害の程度に応じ一定の割合を乗じた額の一部負担金を減免する。なお、減免の期間は、災害の発生した日の属する月から起算して6ヶ月以内の範囲とする。

(4) 国民年金保険料の免除等

① 申請免除

災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員が所有する住宅、家財などの財産につき損害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けたときは、申請に基づき、納付すべき保険料を免除する。(日本年金機構の審査により決定)

② 福祉年金等の特例取扱い

老齢福祉年金・障害基礎年金を所得制限により支給停止されていた受給権者が、災害により自己又は所得税法に規定する扶養親族等の所有する住宅、家財などの財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けたときは、申請に基づき支給停止を解除する。(日本年金機構の審査により決定)

(5) 後期高齢者医療保険料の減免

震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け、生活が困難となり、保険料を完納することができなくなった者については、申請により、損害の程度に応じ一定の割合を乗じた額の保険料を減免する。

なお、減免の期間は、災害の発生した日の属する月から1カ年以内の範囲とする。

(6) 後期高齢者医療保険料の徴収猶予

被災者のうち、減免の対象とならない被保険者で、納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、申請により、その徴収を猶予する。

なお、徴収猶予の期間は、災害が発生した日の属する月から6ヶ月以内の範囲とし、徴収猶予した期間に対応する延滞金については免除する。

(7) 後期高齢者医療一部負担金の減免

震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受け、一部負担金の支払いができなくなった者については、申請により、損害の程度に応じ一定の割合を乗じた額の一部負担金を減免する。

なお、減免の期間は、申請した日の属する月から6ヶ月以内の範囲とする。

(8) 後期高齢者医療一部負担金の徴収猶予

被災者のうち、減免の対象とならない被保険者で、一定の損害を受け、一部負担金の支払いができなくなった者については、申請により、その徴収を猶予する。

なお、徴収猶予の期間は、申請した日の属する月から6ヶ月以内の範囲とし、徴収猶予した期間に対応する延滞金については免除する。

4 介護保険に関する保険料の軽減及び居宅介護（支援）サービス費等の額の特例（利用者負担軽減）

災害等で一時的に負担能力が著しく低下した場合に、「保険料の軽減」及び「居宅介護（支援）サービス費等の額の特例（利用者負担軽減）」を行う。

(1) 第1号被保険者又は世帯の生計を維持する者。

○ 震災、風水害、火災等により、住宅、家財等著しい損害を受けたこと。

(2) 世帯の生計を主として維持する者。

○ 干ばつ、冷害、凍霜害等で農作物の不作、不漁による収入の著しい減少。

5 特定非常災害の被害者の権利利益等の保全

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）に基づき、行政上の権利利益に係る権限等の満了日の延長に関する措置、期限内履行されなかった義務に係る免責に関する措置等を行う。

(1) 市税又は手数料等の減免、徴収猶予等

① 市民税・県民税

ア 所得控除

イ 軽減又は免除

② 固定資産税の軽減又は免除

③ その他

軽自動車税、特別土地保有税、事業所税

④ 災害による期限の延長

⑤ 徴収猶予

⑥ 手数料又は使用料の減免

(2) 国税

(3) 国民健康保険料，国民年金保険料の減免，徴収猶予等

- ① 国民健康保険料の減免
- ② 国民健康保険料の徴収猶予
- ③ 国民健康保険一部負担金の減免
- ④ 国民年金保険料の免除
- ⑤ 後期高齢者医療保険料の減免
- ⑥ 後期高齢者医療保険料の徴収猶予
- ⑦ 後期高齢者医療一部負担金の減免
- ⑧ 後期高齢者医療一部負担金の徴収猶予

(4) その他の措置

- ① 「特定非常災害の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく必要な措置
 - 1) 期限の延長
 - 2) 義務の免責
- ② 手数料その他の賦課金等についても，状況等に応じて減免等の措置を講じる。

第3節 災害復旧事業に伴う国の財政援助

災害のため被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に対する国の財政援助については、法律に基づいて、国が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく特別の財政援助

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置は次のとおりである。

（1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

（対象事業）

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅災害復旧事業
- ⑤ 改良住宅災害復旧事業
- ⑥ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑦ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム施設災害復旧事業
- ⑨ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ⑩ 精神薄弱者更生施設又は精神薄弱者授産施設災害復旧事業
- ⑪ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑫ 伝染病予防施設災害復旧事業
- ⑬ 伝染病予防事業
- ⑭ 堆積土砂排除事業
- ⑮ 湛水排除事業

（2）農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助

（3）中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金等の償還期間等の特例（県）
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 中小企業者に対する資金の融資に関する特例

（4）その他の特別の財政援助及び助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
- ⑤ 水防資材費の補助の特例
- ⑥ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑦ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ⑧ 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害にかかる地方債の元利補給等（基準財政需要額への算入等）
- ⑨ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）による求職者給付の支給に関する特例

2 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）に基づく起債の特例

激甚災害が発生した場合に災害の発生した日の属する年度に限り，次にあげる場合において地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の規定にかかわらず地方債をもって財源とすることができる。

- (1) 地方税，使用料，手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの減免で生じる財政収入の不足を補う場合
- (2) 次にあげる災害予防，災害応急対策又は災害復旧に通常要する経費で市町村の負担に属するものの財源とする場合
 - ① 水防対策
 - ② 災害救助対策
 - ③ 伝染病予防対策
 - ④ 病虫害駆除対策
 - ⑤ 農作物種子対策
 - ⑥ 湛水排除対策
 - ⑦ その他これらに類する対策
- (3) 地方債は資金事情の許す限り，国が財政融資資金をもって引き受ける。

第4節 災害対策基金に関する計画

1 目的

福岡県内の市町村が災害に伴う費用に充てるため互助共済の方式によって積立を行い、相互の福利増進と財政運営の円滑化をはかることを目的とする。

2 組織

災害共済基金の積立及びその運用の事務を共同で処理するため、福岡県内の市町村によって一部事務組合を設置する。

3 基金の造成

(1) 基金は、各市町村の納付金とその運用によって造成する。

(2) 納付金額

各市町村の納付金の額は、当該市町村の基準財政需要額の100分の0.5に相当する額（ただし、その額が1千万円を超えるときは、1千万円）とする。

なお、市町村はこの額を超えて任意に納付することができる。

(3) 納付の停止

市町村は、その納付金の累積額（配分金を含む。）が基準財政需要額の100分の5（ただし、その額が1億円を超えるときは、1億円）に達したときは、それ以降納付しないことができる。なお、市町村は引き続き任意に納付することができる。

4 基金の取りくずし

(1) 取りくずしの条件

① 市町村は、次の要件の1に該当するときは組合条例で定めるところにより基金の取りくずしを行うことができる。

ア 災害による減収補填を要するとき

イ 災害応急事業費の支出を要するとき

ウ 災害復旧事業費の支出を要するとき

エ その他災害に伴う費用の支出を要するとき

② 3の(2)、(3)において市町村が任意に納付した額については、当該市町村は必要に応じて取りくずしすることができる。

(2) 取りくずしの限度

取りくずしの限度は、市町村の納付金の累計額の10倍の範囲内とする。

ただし、基金の造成の程度に応じ取りくずしの限度について所要の経過措置を講ずる。

(3) 取りくずし額の決定

取りくずし金額は、災害に要する経費の額から補助金、起債等の特定財源及び被災物件に係る損害保険金を控除した額を基準とし、組合議会の議決を経て決定される。

(4) 取りくずし後の納付金の特例

市町村が自己の納付金の累積額を超えて取りくずした場合においては、その超過額に相当する額に達するまでの間におけるその市町村の納付金額は、3の(2)の規定にかかわらず基準財政需要額の100分の1に相当する額とする。

ただし、その額が2千万円を超えるときは2千万円とする。

5 基金の運用

この基金は、災害による取りくずし金として交付するほか次の各号に掲げる運用を行う。この場合において運用によって生じる収益については、年度末において基金に繰り入れる。

(1) 財政資金のあっせん

資金使途	市町村の財政運営に要する資金
利 率	金融機関と組合との契約による
期 間	6 カ月以内取扱い
特認当該	年度出納閉鎖期日まで
限 度 額	当該市町村の納付金の累積額に相当する額の3倍以内（その額が3億円に満たないときは3億円内）特認により増額

(2) 災害応急事業資金の貸付

資金使途	災害復旧事業、災害応急対策事業に要する資金
利 率	財政資金の融資あっせん利率の50%
期 間	6 カ月以内
限 度 額	・ 災害救助法等の適用を受けた市町村 当該市町村納付金累積額に相当する額の5倍以内（その額が3億円に満たないときは3億円以内） ・ その他の市町村 当該市町村の納付金の累積額に相当する額（その額が1億円に満たないときは1億円以内）

6 組合の組織及び運営

(1) 議 会

組合構成市町村の長によって構成される議会を設置する。

(2) 執行機関

- ① 組合長、副組合長、会計管理者を置く
- ② 事務局長及び職員数名を置く

(3) 基金運用委員会

基金の運用に関し、組合長の諮問に応じるため議員と学識経験者とからなる基金運用委員会を設置する。

(4) 経 費

組合の運営に要する経費は、基金の運用によって得た収益をもって充てる。

発行 **福岡市防災会議**

担当部局 福岡市市民局防災・危機管理部
防災・危機管理課
TEL711-4056

印刷所 ロータリー印刷株式会社
TEL711-7741

福岡市地域防災計画

(資料編)

平成24年6月

福岡市防災会議

目 次（資料編）

I 風水害対策編

第1章 総 則

- 1 市域の自然的条件…………… 1
- 2 福岡市における災害の特性…………… 10

第2章 災害予防計画

（風水害予防計画）

- 1 水系別二級河川一覧表…………… 13
- 2 水系別準用河川一覧表…………… 14
- 3 水系別普通河川一覧表…………… 15
- 4 治水池一覧表…………… 17
- 5 水処理センター一覧表…………… 18
- 6 ポンプ場施設一覧表…………… 18
- 7 防風保安林の現況…………… 20

（都市防災計画）

- 1 福岡市道路整備アクションプラン…………… 21
- 2 臨港道路整備計画…………… 25
- 3 緊急輸送道路の耐震対策実施橋梁位置図…………… 29
- 4 無電柱化計画…………… 31

（地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土石流災害予防計画）

- 1 治山対象地区…………… 33
- 2 林地防災対象地区…………… 33
- 3 林道防災対象路線…………… 34
- 4 土石流危険溪流…………… 35

第3章 災害応急対策計画

（組織計画）

- 1 福岡市防災会議条例…………… 39
- 2 福岡市防災会議運営規程…………… 41
- 3 福岡市防災会議委員・幹事名簿…………… 42
- 4 福岡市災害対策本部組織表…………… 46
- 5 福岡市災害対策本部事務分掌表…………… 48

（動員計画）

- 1 災害対策本部配備人員…………… 81
- 2 出動人員報告書…………… 82

(通信情報計画)

1	系統図	83
2	警報・注意報・気象情報の種類	84
3	警報及び注意報の種類と概要	85
4	火災警報	88
5	自動雨量観測局一覧表	88
6	被害及び対策状況報告	89
7	災害時優先電話一覧表	90
8	福岡市防災行政無線系統図	91
9	福岡市防災行政無線局呼出番号表	92
10	福岡県防災行政無線系統図	99
11	消防通信体系	100
12	消防通信施設状況	101
13	道路下水道局無線通信系統図	103
14	道路下水道局無線通信施設状況表	103
15	水道局無線通信系統図	104
16	水道局無線施設状況表	105
17	港湾局無線施設状況表	106

(広報広聴計画)

1	広報車保有台数一覧	107
2	報道機関一覧	107
3	災害時における放送要請に関する協定等	108
4	災害時における街頭ビジョン等による情報提供に関する協定	114

(自衛隊災害派遣要請計画)

1	災害派遣対象主要器材	117
2	要請者側の準備する主要資材の基準	118
3	派遣部隊名	118

(避難計画)

	避難所(場所)一覧	119
--	-----------	-----

(救出、救急計画)

1	救出及び救急にかかる編成	142
2	福岡市救急病院協会班編成表	143
3	現場派遣病院及び収容病院編成表	144
4	救急空輸搬送先医療機関	145
5	特殊技能者	146
6	福岡県災害派遣医療チーム(福岡県DMAT)指定病院一覧表	146
7	救出(死体の捜索及び収容を含む)に要する車両等、舟艇、用具一覧表	147

(食糧供給計画)

- 1 農林水産省所管米穀保管倉庫（福岡市内）…………… 149
- 2 調達救援物資集積場所（生鮮食糧品）…………… 149

(給水計画)

- 1 搬送給水用機器の種別等…………… 150
- 2 応急給水の水源となる給水施設…………… 150
- 3 18大都市水道局災害相互応援に関する覚書…………… 151
- 4 九州九都市水道局災害時相互応援に関する覚書…………… 153
- 5 福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定書…………… 155
- 6 災害時等における水道の応急対策に関する協定書…………… 159

(衣料・生活必需品等供給計画)

- 1 日赤福岡県支部に備蓄する物資…………… 161
- 2 寝具、衣料類販売業者一覧…………… 161

(生活必要物資等供給協定)

- 1 災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定書（イオン、マックスバリュ）…………… 162
- 2 災害時における物資の供給に関する協定書（ダイエー）…………… 166
- 3 災害時における物資の供給に関する協定書（グッデイ）…………… 169
- 4 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（生協）…………… 172
- 5 災害時における物資の供給に関する協定書（コメリ）…………… 175
- 6 災害時における物資の供給に関する協定書（森永）…………… 178
- 7 災害時における施設等の提供協力に関する協定（建設技術研）…………… 181
- 8 災害時における施設等の提供協力に関する協定（サンエフビル）…………… 183
- 9 災害時における物資の供給に関する協定書（ローソン）…………… 185
- 10 災害時における物質の供給に関する協定書（セブンイレブン）…………… 188

(医療及び助産計画)

- 1 医療救護活動体制…………… 191
- 2 救護班編制表…………… 191
- 3 救急告示病院等一覧表…………… 192
- 4 官公立等主要病院一覧表…………… 193
- 5 福岡県内の災害拠点病院及び施設・設備の状況…………… 193
- 6 福岡市救急病院協会器具表…………… 193
- 7 医療用装備基準…………… 194
- 8 助産用装備基準…………… 196
- 9 救護班装備基準…………… 196
- 10 医薬品及び医療機器取扱店一覧表…………… 197
- 11 血液センター一覧表…………… 198
- 12 入院（通院）指示書の様式…………… 198

(防疫計画)

1	し尿収集車輛及び委託業者等	199
2	仮設トイレの主な調達先一覧	199
3	し尿収集運搬業者	199
4	浄化槽汚泥収集運搬業者（許可）一覧	199
5	陸上処理	199
6	ごみ収集車輛及び委託業者等	200
7	一般廃棄物の処理に関する相互協定書	202
8	災害時における仮設トイレの設置に関する協定書	206

(死体の捜索及び収容埋葬計画)

1	火葬場	209
2	福岡県内火葬場	209
3	「災害時における協力に関する協定書」及び「災害時における遺体の搬送に関する協定書」	210

(在港船舶対策計画)

1	博多港台風・津波対策委員会名簿	218
2	避泊地、有効泊地、収容能力等	219
3	博多港避泊港	219
4	引船の隻数及び能力	220

(輸送計画)

1	船・舟艇保有状況	222
2	福岡市漁業協同組合登録漁船	223
3	救難艇	223
4	ヘリコプター保有機関	223
5	ヘリコプター離着陸場	224
6	応援航空機の受援対策	225

(交通応急対策計画)

1	緊急輸送道路ネットワーク路線内訳表	226
2	福岡市交通局（地下鉄）	231
3	九州旅客鉄道株式会社	237
4	西日本旅客鉄道株式会社	238
5	西日本鉄道株式会社	239
6	大阪航空局福岡空港事務所	240
7	西日本高速道路株式会社九州支社	251
8	福岡北九州高速道路公社	251
9	交通注意箇所	254

(公安警備計画)

1	警備体制	256
---	------	-----

2	警察連絡体制	256
---	--------	-----

(水防計画)

1	主要河川の現況	258
2	福岡市内河川位置図	260
3	水位観測所一覧表（県所管）	261
4	水防工法	262
5	水防信号	270
6	重要水防箇所及び危険区域	271
7	水防倉庫の所在地	280
8	水防倉庫及び水防資材配備計画表	281
9	水防機械器具一覧表	282
10	防災に関する団体との防災協定について	283
11	災害対策員緊急指令伝達機構図	297
12	水防実施状況報告書	305

(消防計画)

1	都市ガス災害対策に関する申し合せ	306
2	福岡市LPGガス災害対策措置要綱	309
3	塩素及びアンモニア取扱事業所	314
4	福岡都市圏市町消防相互応援協定書	315
5	福岡都市圏市町消防相互応援協定に関する覚書	316
6	福岡県消防相互応援協定書	319
7	福岡県消防相互応援協定覚書	321
8	福岡県広域航空消防応援実施要綱	324
9	福岡県広域航空消防応援実施細目	326
10	高速自動車道における消防相互応援協定書	328
11	高速自動車道における消防相互応援協定に基づく覚書	329
12	福岡市と佐賀県三瀬村及び神埼地区消防事務組合との消防相互応援協定書	331
13	福岡市と佐賀県脊振村及び神埼地区消防事務組合との消防相互応援協定書	332
14	福岡市と佐賀県東脊振村及び神埼地区消防事務組合との消防相互応援協定書	333
15	消防主な機械器具一覧表	334
16	常備消防車両等一覧表	336
17	非常備消防車両等一覧表	338
18	消防署所及び消防団の配置図	339

(石油事故対策計画)

1	危険物施設の位置図	340
2	危険物施設現況表	341
3	危険物施設状況	344
4	備蓄資機材一覧表	346

5	関係業者一覧表	348
6	救難用具等一覧表	350
7	救助船及びポンプ	352
8	水難救済会所属救難所装備一覧表	352
(隣保互助、民間団体協力要請計画)		
	福岡市自主防災組織名簿	353
(相互応援協力計画)		
1	2 1 大都市災害時相互応援に関する協定	356
2	2 1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目	358
3	九州九都市災害時相互応援に関する協定	360
4	九州九都市災害時相互応援に関する協定実施細目	361
5	災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	362
6	九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ	365
(電信電話施設災害応急対策計画)		
1	福岡支店災害対策本部の構成	369
2	情報連絡系統	369
3	電気通信サービスの復旧順位表	370
4	孤立化防止対策用衛星電話 (Ku-1)	370
5	災害応急復旧無線電話利用	371
6	災害対策用ポータブル衛星通信方式システム構成図	371
7	孤立防止対策用衛星電話の構成図	371
(電力施設災害応急対策計画)		
1	福岡市地域内電力施設	372
2	福岡市地域の災害対策組織	373
(ガス施設災害応急対策計画)		
1	非常体制の組織を掲載	374
2	通信・連絡及び出動体制	375
3	事業所・施設一覧	376
4	福北工場施設概要	376
第4章 災害復旧計画		
(被災市民に対する生活援護・災害復旧援助措置に関する計画)		
1	災害弔慰金の支給等に関する法律によるもの	377
2	被災者生活再建支援法によるもの	378
3	災害見舞金及び災害援護臨時貸付金	379
4	生活福祉資金貸付制度要綱によるもの	379
5	住宅関連融資	380
6	経営資金融資	381

II 震災対策編

1	気象庁震度階級関連解説表	383
2	福岡近辺の主な地震	387
3	福岡県内の主要活断層	388
4	津波予報、地震及び津波に関する情報の伝達系統図	389
5	津波予報の種類、解説、発表される津波の高さ及び標識	390
6	津波予報（発表、切り替え、解除）の例	391

III 参考資料

1	防災関係機関等一覧	395
2	福岡市災害対策本部条例	396
3	福岡市災害対策本部実施要綱	397
4	災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例	402
5	災害時における福岡市内郵便局等と福岡市との相互協力に関する覚書	403
6	災害対策基本法における市町村長及び市町村防災会議に関する規定概要	404
7	災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用に関する協定書	406
8	災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書	413
9	災害時におけるボランティア活動に関する協定書	415
10	災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書	417
11	災害時における車両による緊急輸送等に関する協定書	419
12	災害救助法の適用基準等について	421
13	災害報告	425
14	福岡市災害弔慰金の支給等に関する条例	438
15	福岡市防災関係局（区）緊急連絡電話、無線番号	441
16	防災関係機関電話番号	442

I 風水害等対策編

第1章 総 則

1 市域の自然的条件

地 勢

福岡市は、北緯33° 35' 14"、東経130° 24' 15"（市庁舎）、面積336.81 ㎞²で東西27.6 km、南北31.9 kmの広ぼうをなし（別図1）のごとく北部九州の中央部脊振山塊三郡山塊及び犬鳴山塊に囲まれた半月形のいわゆる福岡半円盆地を形作り、本市はその中央に位置して前面には天然の良港博多港、外の玄界灘に面して遠く大陸に相對している。

東北部は西より西山(645m)、犬鳴山(584m)、三郡山(937m)、宝満山(869m)等ほぼ峰頂を一にする山々よりなる三郡山塊により筑豊地帯と南は脊振山(1,055m)を主峰とし、基山(405m)、金山(967m)、雷山(953m)、羽金山(900m)、浮岳(805m)の山々を従峰とする脊振山塊により佐賀、筑後の大平野と向背する。

(1) 平 野

中心をなす福岡平野を最大とするが、東北部に古賀平野、北西部に糸島平野がある。平野間は大体低平な丘陵性台地、あるいは独立山塊的山地等により区切られており独立した平野となっている。各平野間の通路は海岸線に沿い福岡平野はその東南部二日市付近の脊振山塊と三郡山塊との間の狭地（幅3km）により筑後平野とも平坦的に連続している。

(2) 河 川

本市には河川法適用河川（二級河川）の多々良川、御笠川、那珂川、樋井川、室見川、瑞梅寺川等42本と準用河川の香椎川、一本松川、博多川、那珂古川、等25本があり、その他の小河川は普通河川と称している。

これらの河川は福岡平野を流下し、博多湾に求心的に流入するものが大部分である。

(3) 海 岸

東は白砂、青松の砂嘴「海の中道」より西に細長く志賀島半島が突出し、西の糸島半島と共に袋状の博多湾を形成している。博多湾より北の海岸線は大小の弓状をなし砂丘を伴っているところが多く北西部は玄界灘に面する。

西の糸島半島周辺は凹凸が著しい。博多湾周辺は遠浅で隆起海岸であり、現在汀線より数百メートル陸地寄りの市街地に旧汀線の跡を残している。

(4) 地 質

地質は主に河川の堆積により沖積層が大半を占め、丘陵地には花崗岩類を基盤とした第三紀層が分布し、山地部には花崗岩類が広く分布する。このほか蛇紋岩、斑岩、珉岩、玄武岩等が所々に存在する。

緑色～黒色准片岩類のいわゆる三郡変成岩類とよばれているものは犬鳴山周辺に広く分布するが、糸島半島、北崎、能古にもみられる。花崗岩に接する部分は変成度が高くなっている。

（第三紀層）粕屋、福岡、宗像の三炭田を形成している。

福岡市東南部より北西部にみられる。

（洪積層、沖積層）洪積層は福岡市南方、古賀等の各地にみられるが、一番広大なものは福岡市南方のものである。

沖積層は各平野を構成する。

（花崗岩類）花崗岩、花崗閃緑岩等が脊振山塊、糸島半島、宝満～三郡山、あるいは宗像郡、北部粕屋郡等各地にみられる。地域内地質中最も広く分布しており、中生代末期の生成である。

（玄武岩）洪積層の噴出にかかるもので、能古島、相島、玄界島、糸島半島玄界灘の島々あるいは半島に点々と東北東方向の線上にあるがこれは内帯地震帯の線とほぼ一致する。

方位	地名	東 経	北 緯	距 離
極 東	東 区 蒲田5丁目	130° 29' 50"		東西 27.6 km (陸部) 42.9 km
極 西	西 区 大字西の浦外蒔 (陸部) 大字小呂島字向	130° 12' 00" 130° 02' 06"		
極 南	早良区 大字板屋字苦笑		33° 25' 18"	南北 31.9 km (陸部) 49.8 km
極 北	東 区 大字三苦8丁目 (陸部) 西 区 大字小呂島字向		33° 42' 33" 33° 52' 16"	

気 候

福岡市は日本海型気候区(別図2)に属しており、福岡管区气象台で観測した年平均気温(1981～2010)は、17.0℃。1月の平均気温(1981～2010)は6.6℃。8月の平均気温(1981～2010)は28.1℃。また、年間降水量は約1,600mmである。(気候区分は、「福岡の気象百年」による)

(1) 四季の気候

(春)

春は低気圧が日本海に入って急速に発達することがある。この低気圧に吹き込む強い南よりの風がフェーン現象を引き起こし大きな火災を発生させる危険性がある。

また春は昼夜の気温差が大きくなることが多く、明け方の冷え込みで霜害を引き起こすことがある。

(夏)

平年では6月上旬に梅雨に入り、7月中旬に梅雨明けとなる。梅雨期間が年間をとおして大雨による災害が最も多くなる。とくに梅雨末期は前線の活動が活発となり大雨災害の危険性が増す。

福岡県への台風の接近、上陸は7月から9月にかけて多く、台風に対する注意が必要である。

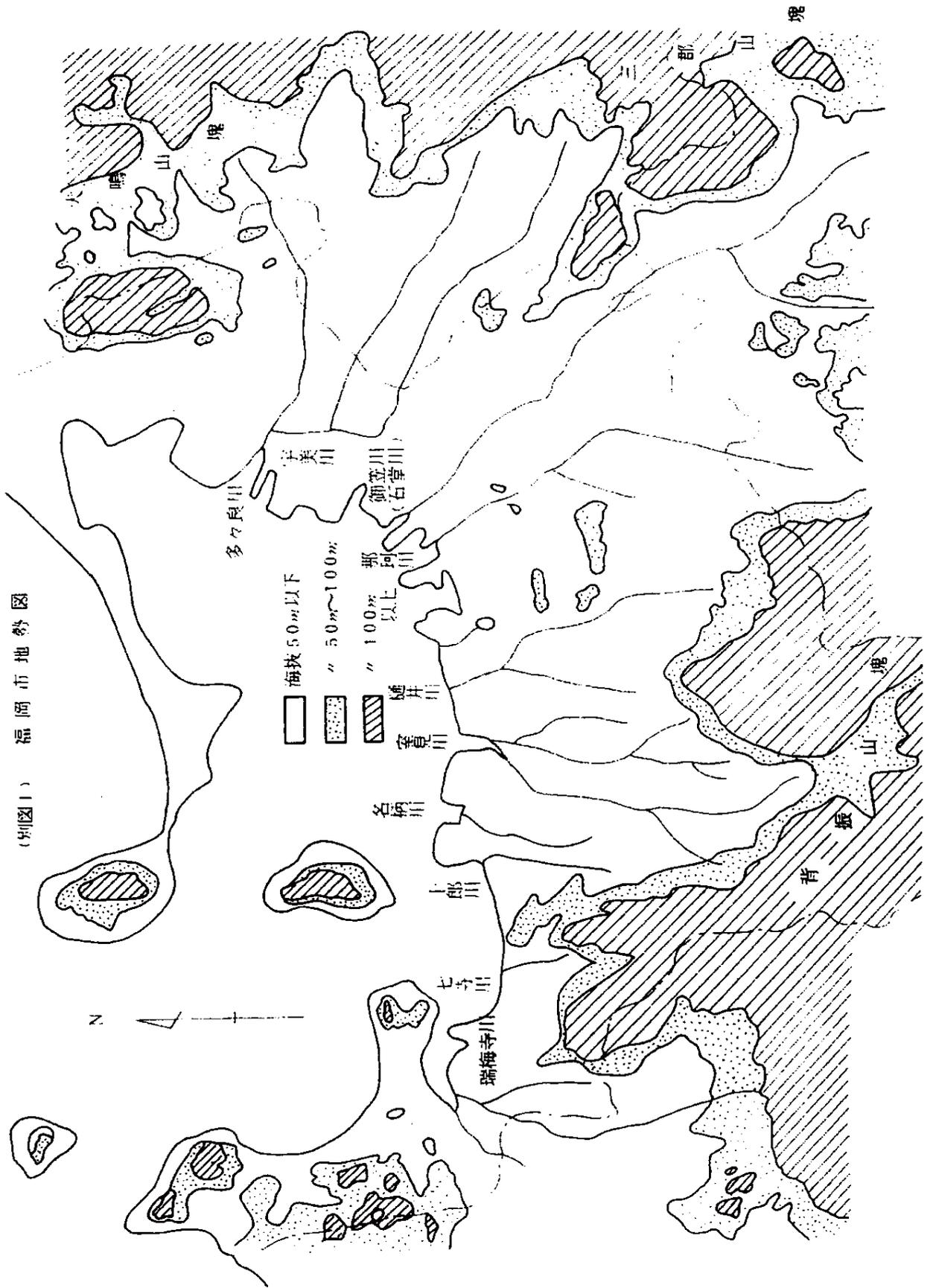
(秋)

9月中旬から10月初めまでは前線が停滞して長雨となりやすく、大雨災害が発生することがある。さらに九州の南海上に台風や熱帯低気圧があると前線付近で大雨が降りやすくなる。また9月は勢力の強い台風が襲来することが多く、大きな災害を起こすことがある。

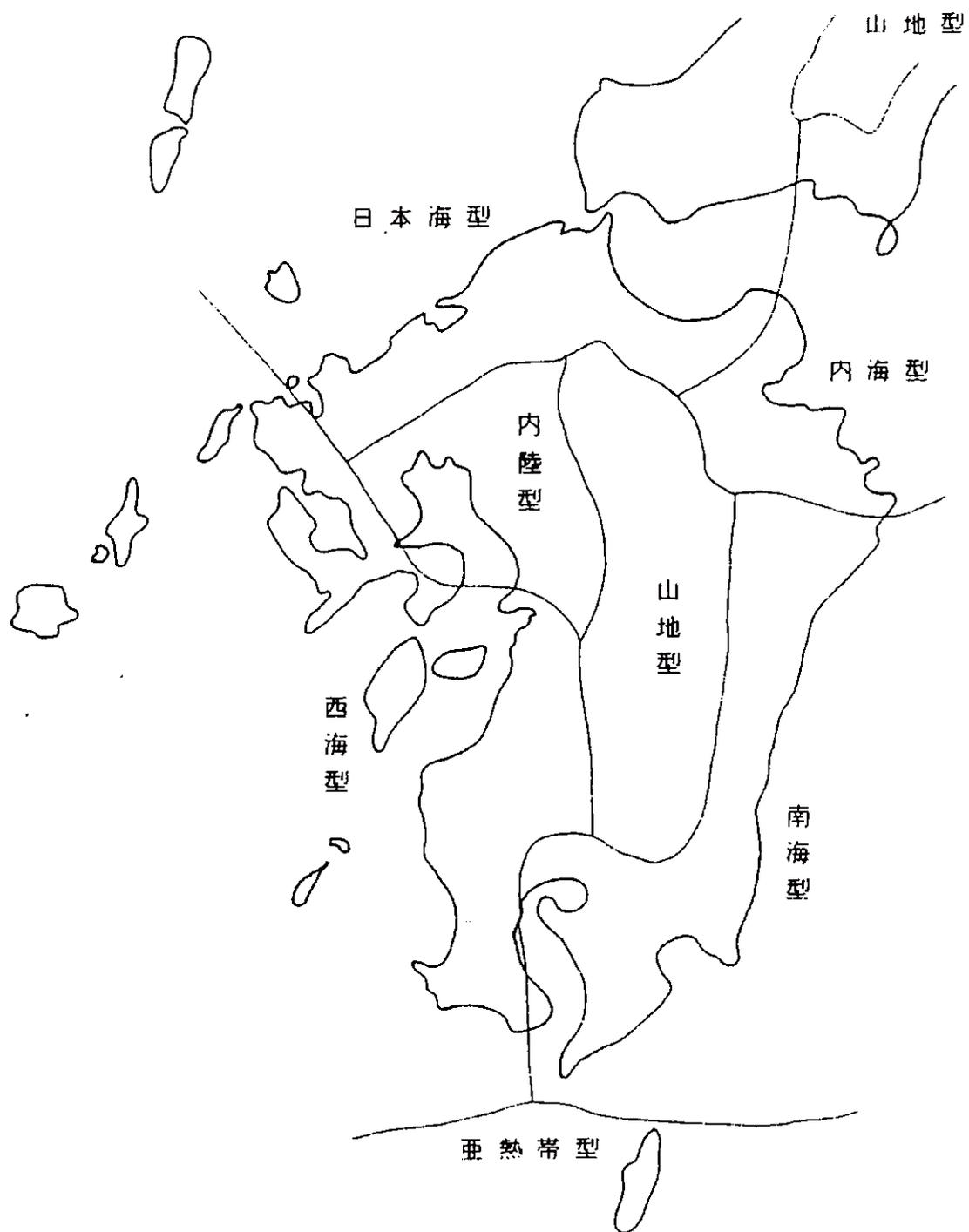
(冬)

北から寒気が流入するといわゆる西高東低の冬型の気圧配置となり、北西の季節風が強まり曇りや雨の日が多くなる。とくに強い寒気が流入すると積雪によって交通障害や農業災害などが発生するおそれがある。また海上では波が高くなり高波に対する注意も必要となる。冬型の気圧配置の場合、空気が乾燥するため強風と重なって火災の危険性が増す。

(別圖1) 福岡市地勢図



(別図2) 九州の気候区分



(2)福岡の気象(平年値1981年～2010年)

月	1	2	3	4	5	6
平均気温 ℃	6.6	7.4	10.4	15.1	19.4	23.0
日最高気温の平均値 ℃	9.9	11.1	14.4	19.5	23.7	26.9
日最低気温の平均値 ℃	3.5	4.1	6.7	11.2	15.6	19.9
平均蒸気圧 hPa	6.3	6.7	8.3	11.4	15.3	20.9
平均相対湿度 %	63	63	65	65	68	74
平均雲量 10分比	7.2	6.9	6.8	6.4	6.6	7.9
最多風向 16方位	南東	南東	北	北	北	北
平均風速 m/s	2.9	3.0	3.1	3.0	2.8	2.7
降水量 mm	68.0	71.5	112.5	116.6	142.5	254.8
日照時間 h	102.1	121.0	149.8	181.6	194.6	149.4
日最低気温<0.0℃の日数(冬日)	2.2	1.7	0.1	0.0	0.0	0.0
日最高気温<0.0℃の日数(真冬日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
日最低気温≥25.0℃の日数(熱帯夜)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8
日最高気温≥25.0℃の日数(夏日)	0.0	0.0	0.0	2.1	11.2	22.0
日最高気温≥30.0℃の日数(真夏日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	4.0
日最高気温≥35.0℃の日数(猛暑日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
日最大風速≥10.0m/sの日数	1.0	1.3	1.8	1.3	0.7	0.4
日最大風速≥15.0m/sの日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
日降水量≥1.0mmの日数	9.1	8.3	11.1	9.8	9.3	11.2
日降水量≥10.0mmの日数	2.2	2.4	4.3	3.8	4.1	6.1
日降水量≥30.0mmの日数	0.2	0.4	0.5	0.9	1.4	2.8
日最深積雪≥0cmの日数	1.7	0.9	0.3	0.0	0.0	0.0
日最深積雪≥10cmの日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不照日数	4.8	4.5	5.6	4.8	5.1	5.8
雪日数(降雪)	6.9	4.3	1.9	0.0	0.0	0.0
霧日数	0.1	0.1	0.1	0.2	0.4	0.4
雷日数	1.0	1.0	1.4	1.3	1.5	1.9

7	8	9	10	11	12	年	統 計 期 間
27.2	28.1	24.4	19.2	13.8	8.9	17.0	昭和56～平成22年
30.9	32.1	28.3	23.4	17.8	12.6	20.9	〃
24.3	25.0	21.3	15.4	10.2	5.6	13.6	〃
26.6	27.2	22.4	15.1	10.7	7.4	14.9	〃
75	72	73	67	67	64	68	〃
7.2	6.4	6.7	5.6	6.1	6.5	6.7	〃
北	北	北	北	南東	南東	南東	平成2～平成22年
2.8	2.9	2.9	2.7	2.6	2.8	2.9	昭和56～平成22年
277.9	172.0	178.4	73.7	84.8	59.8	1612.3	〃
173.5	202.1	162.8	177.1	136.3	116.7	1867.0	〃
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	4.3	〃
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	〃
13.2	16.5	2.7	0.0	0.0	0.0	33.2	〃
29.7	30.9	26.7	9.2	0.4	0.0	132.4	〃
19.9	24.6	8.1	0.1	0.0	0.0	57.1	〃
1.3	3.8	0.4	0.0	0.0	0.0	5.5	〃
0.6	1.1	1.6	1.2	1.1	1.2	13.3	〃
0.1	0.2	0.3	0.1	0.0	0.0	0.8	〃
10.6	8.9	9.9	6.2	8.3	8.5	111.3	〃
5.8	4.4	5.0	2.4	2.8	1.8	45.2	〃
2.9	2.1	1.9	0.5	0.6	0.1	14.2	〃
0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.8	3.7	〃
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	〃
4.1	1.6	3.8	3.2	3.9	3.2	50.5	〃
0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	3.8	17.1	〃
0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	〃
4.9	5.7	2.8	0.7	1.4	1.1	24.7	〃

(3) 福岡の気象(極値)

月	1	2	3	4	5	6
日最高気温の最高値 (°C) 起年月日	21.5 明41.1.19	24.3 明45.2.27	26.3 昭39.3.31	30.1 平17.4.29	32.3 平10.5.22	37.3 平16.6.20
日最低気温の最低値 (°C) 起年月日	-6.0 大7.1.26	-8.2 大8.2.5	-4.7 昭18.3.11	-1.4 昭6.4.9	1.4 明27.5.2	4.3 明26.6.1
月平均気温の最高値 (°C) 起年	9.1 平1	10.2 平2	12.5 平14	17.6 平10	21.1 平10	24.8 平17
月平均気温の最低値 (°C) 起年	2.2 大7	3.0 昭43	5.5 昭11	11.8 大14	15.4 大9	19.9 昭22
日最小相対湿度 (%) 起年月日	15 平22.1.27	16 平22.2.27	11 平12.3.3	11 平17.4.17	10 平21.5.14	10 平16.6.4
日最大風速・風向 (m/s) 起年月日	西南西 19.3 昭30.1.30	北 16.8 昭43.2.15	北 21.1 昭27.3.24	南南東 17.7 昭44.4.21	北 17.1 昭28.5.29	西 21.0 昭24.6.21
日最大瞬間風速・風向 (m/s) 起年月日	西南西 29.1 昭30.1.30	北北東 28.3 平4.2.1	南南東 31.1 平10.3.19	南 29.3 昭62.4.21	南 25.6 平17.5.18	南 37.8 平15.6.19
日最大10分間降水量 (mm) 起年月日	10.0 昭22.1.11	11.0 昭54.2.23	10.0 平12.3.28	17.5 昭21.4.24	16.0 昭59.5.19	20.0 昭60.6.29
日最大1時間降水量 (mm) 起年月日	22.5 昭25.1.18	24.0 昭54.2.23	26.6 昭25.3.7	34.6 昭21.4.24	53.5 昭59.5.19	79.5 平11.6.29
日降水量 (mm) 起年月日	67.8 昭25.1.18	63.7 昭25.2.9	77.7 昭25.3.7	215.8 昭30.4.15	132.0 平7.5.14	307.8 昭28.6.25
月降水量の最大値 (mm) 起年	208.0 平10	175.4 昭26	236.2 明38	361.1 昭30	496.3 昭38	1055.9 昭28
月降水量の最小値 (mm) 起年	11.3 昭18	16.1 昭35	21.0 昭50	23.7 明31	19.0 明27	15.0 平17
月最深積雪 (cm) 起年月日	21 大7.1.1	22 大6.2.4	10 昭62.3.2	0 昭50.4.2	-- --	-- --

7	8	9	10	11	12	通年	統計期間
36.9	37.7	36.5	33.3	28.2	23.5	37.7	明治23年1月 ～ 平成23年12月
平6.7.23	平6.8.15	平2.9.1	平17.10.1	明42.11.9	昭11.12.17	平6.8.15	
13.8	15.4	7.9	0.4	-2.1	-5.4	-8.2	明治23年1月 ～ 平成23年12月
昭41.7.4	昭31.8.26	大1.9.27	明25.10.27	大10.11.24	大6.12.28	大8.2.5	
29.6	30.3	27.0	20.9	16.3	10.7	30.3	明治23年1月 ～ 平成23年12月
平6	平22	平19	平19	平23	平16	平22	
23.2	24.5	20.5	14.2	9.3	4.4	2.2	明治23年1月 ～ 平成23年12月
明34	昭55	大2	明32	大6	大6	大7	
19	28	24	14	21	21	10	昭和25年1月 ～ 平成23年12月
平23.7.24	平21.8.26	平3.9.20	平18.10.9	平17.11.10	平19.12.26	平21.5.14	
南南東 27.3	西南西 23.3	南 30.2	北 32.5	北 18.4	西 18.5	北 32.5	明治23年1月 ～ 平成23年12月
昭5.7.18	昭17.8.27	昭31.9.10	昭26.10.14	昭24.11.24	昭33.12.26	昭26.10.14	
南南東 44.7	南 49.3	南 49.0	北 40.7	西北西 26.4	西 27.5	南 49.3	昭和12年1月 ～ 平成23年12月
平3.7.29	昭62.8.31	平18.9.17	昭16.10.1	平7.11.7	昭33.12.26	昭62.8.31	
23.5	23.0	23.2	14.4	11.5	13.0	23.5	昭和12年1月 ～ 平成23年12月
平19.7.12	平21.8.14	昭37.9.13	昭20.10.2	昭47.11.10	昭32.12.12	平19.7.12	
96.5	73.2	58.5	32.4	26.0	17.7	96.5	明治23年1月 ～ 平成23年12月
平9.7.28	昭32.8.3	平9.9.7	昭36.10.6	平23.11.19	昭32.12.12	平9.7.28	
257.6	190.5	216.5	171.9	84.0	79.0	307.8	明治23年1月 ～ 平成23年12月
明38.7.26	昭55.8.30	昭29.9.25	昭26.10.14	平13.11.29	平16.12.4	昭28.6.25	
886.0	846.5	655.4	349.7	188.7	195.6	1055.9	明治23年1月 ～ 平成23年12月
昭55	昭55	昭20	昭20	昭12	明23	昭28	
18.5	1.5	23.6	7.2	13.0	10.2	1.5	明治23年1月 ～ 平成23年12月
平6	明37	昭42	昭7	平19	昭14	明37	
--	--	--	--	2	30	30	明治27年1月 ～ 平成23年12月
--	--	--	--	大11.11.26	大6.12.30	大6.12.30	

2 福岡市における災害の特性

大雨の特徴

福岡市では次のような気象状況のときに大雨が降りやすい。

- (1) 梅雨前線が対馬海峡または九州北部付近にあって、前線上を次々に低気圧が通過するとき
- (2) 梅雨前線が九州付近で南北にゆっくり移動を繰り返すとき
- (3) 福岡県付近に前線が停滞し、九州の南海上に台風や熱帯低気圧があるとき

台風の特徴

台風は熱帯地方に発生し、日本、フィリピン、中国などを襲う暴風雨を伴った大気の渦で、熱帯低気圧の一種である。

熱帯低気圧 { 熱帯低気圧 (中心付近の最大風速が17m/s (34ノット) 未満) }
 { 台 風 (中心付近の最大風速が17m/s (34ノット) 以上) }

台風の大きさは、風速15m/s以上の風が吹く領域の半径で決める。

また、台風の強さは、台風域内の最大風速で決める。

台風の大きさの分類

階 級	風速15m/s以上の風が吹く領域の半径
<表現なし>	500km未満
大 型 : (大きい)	500km以上～800km未満
超大型 : (非常に大きい)	800km以上

台風の強さの分類

階 級	台 風 域 内 の 最 大 風 速
<表現なし>	17m/s (34ノット)以上～33m/s (64ノット)未満
強 い	33m/s (64ノット)以上～44m/s (85ノット)未満
非 常 に 強 い	44m/s (85ノット)以上～54m/s (105ノット)未満
猛 烈 な	54m/s (105ノット)以上

主な災害

(1) 大 雨

大雨による水害は短時間の降水量や連続降水量に左右されることが多い。
連続降水量の累年順位を見ると、ほとんど6月下旬から7月中旬にわたっており、梅雨末期と考えられる時期に集中している。

① 福岡市における4日間連続降水量の順位(1890～2011)

順 位	降水量(mm)	年	月 日	備 考
1	621.4	昭和28年	6月25日～28日	昭和28年水害
2	620.5	昭和16年	6月26日～29日	昭和16年水害
3	499.6	昭和10年	6月27日～30日	
4	473.5	昭和60年	6月25日～28日	昭和60年水害
5	447.2	明治24年	7月20日～23日	
6	438.0	昭和55年	8月28日～31日	昭和55年水害
7	405.5	平成21年	7月23日～26日	平成21年水害
8	385.0	昭和54年	6月27日～30日	昭和54年水害
9	376.3	昭和38年	6月28日～7月1日	昭和38年水害
10	354.5	昭和55年	7月7日～10日	

② 主な水害の被害状況

種 別 水害名	人		家 屋					浸 水		道 路 被 害 (カ所)	田 畑 被 害 (ha)	堤 防 被 害 (カ所)	橋 梁 被 害 (カ所)
	死 者 (人)	重 軽 傷 者 (人)	全 壊 (戸)	半 壊 (戸)	流 失 (戸)	一 部 損 壊 (戸)	浸 水						
							床 上 (戸)	床 下 (カ所)					
昭和28年 6/25～6/28	2	5	11	59	-	不詳	5,787	25,215	80	649	112	45	
昭和38年 6/29～7/3	1	4	14	47	39		9,650	18,100	61	980	48	24	
昭和47年 7/3～7/13	-	-	4	8	1	25	329	1,768	313	797	60	4	
昭和48年 7/30～7/31	2	1	6	8	-	1	3,875	14,106	78	408	15	5	
昭和54年 6/26～7/2	-	1	3	4	-	1	429	2,933	107	846	36	3	
昭和55年 8/28～8/31	1	-	7	6	-	2	1,219	3,437	256	767	126	3	
平成11年 6/26～7/2	1	1	-	-	-	-	1,019	2,154	62	0.9	68	-	
平成15年 7/18～7/21	-	4	-	3	-	7	876	850	57	-	-	-	
平成21年 7/24～7/26	-	7	-	2	-	11	256 棟	866 棟	109	-	55 (河川被害)	2	

(2) 台 風

① 主な台風の被害状況

種 別 台風名	人		家 屋					道 路 被 害	田 畑 被 害	堤 防 被 害	橋 梁 被 害
	死 者	重 軽 傷 者	全 壊	半 壊	一 部 破 損	浸 水					
						床 上	床 下				
昭和26年 10月14日 ルース台風	人 —	人 —	戸 30	戸 58	戸 不詳	戸 75	戸 400	カ所 51	ha 2,727	カ所 62	カ所 4
昭和53年 9月15日 台風第18号	3(2)	212	22	122	1,083	—	—	—	3,363	—	—
平成3年 9月14日 台風第17号	—	9	—	6	119	20	35	16	423	—	—
平成3年 9月27日 台風第19号	4	27	—	10	325	1	1	15	403	—	—

※()は市外で死亡・内数

② 福岡市における主要台風(昭和20年以降)

台 風	起 日			経 路	最大風速 m/s	風 向	起 時			総降水量 mm
	年	月	日				日	時	分	
枕 崎 台 風	昭和20	9	16~17	枕崎~宮崎~四国	28.7	北北西	17	21	10	205.2
阿久根台風	20	10	9~11	阿久根~延岡~佐伯	24.0	北	10	19	25	180.2
デラ	24	6	19~21	鹿児島~熊本~福岡	21.0	西	21	06	20	122.0
ジュデイス	24	8	15~17	鹿児島~天草~長崎~対馬	15.8	東北東	16	02	40	181.3
キジ	25	9	13~14	志布志湾~阿蘇山~響灘	27.2	北	13	22	10	166.2
ルース	26	10	13~15	薩摩半島~人吉~国東半島	32.5	北	14	23	10	254.3
ジュデー	28	6	6~7	熊本~大分~瀬戸内海	8.2	南南東	6	21	20	170.0
台風第5号	29	8	17~18	阿久根~人吉~延岡~四国	18.0	北	18	09	10	73.8
〃 1 3 号	29	9	7~8	大隅半島~祖母山~大分	10.5	北	7	23	00	87.5
〃 1 2 号	29	9	13~14	薩摩半島~阿蘇山~門司	15.5	北	13	20	50	28.7
〃 1 5 号	29	9	23~26	大隅半島~延岡~瀬戸内海	25.5	北	26	04	40	232.2
〃 2 2 号	30	9	29~30	薩摩半島~熊本~関門	21.4	北北西	30	08	00	67.2
〃 9 号	31	8	16~17	五島~壱岐~日本海	20.5	西南西	17	07	20	124.9
〃 1 2 号	31	9	9~10	東シナ海~対馬海峡	30.2	南	10	04	30	56.3
〃 7 号	32	8	20~21	長崎西方~蔚山~元山	18.4	南	21	07	03	24.4
〃 1 0 号	32	9	6~7	鹿児島~宮崎~四国	20.1	北	7	08	20	18.0
〃 1 4 号	34	9	16~17	東シナ海~対馬海峡	23.5	南	17	11	20	57.4
第2室戸台風	36	9	15~16	日向灘~室戸	22.8	北	16	07	10	116.6
台風第14号	39	8	22~25	枕崎~大分	18.2	北	24	06	10	85.4
〃 2 0 号	39	9	24~25	大隅半島~宮崎	17.8	北	25	00	10	27.8
〃 1 5 号	40	8	5~6	牛深~熊本~中津	11.5	西北西	6	09	10	32.0
第3宮古島台風	43	9	24~27	鹿児島西岸~有明海	16.0	北北東	25	02	30	168.0
台風第9号	45	8	14~15	野母崎~佐賀~北九州	14.7	北	15	01	50	77.5
〃 1 9 号	46	8	4~6	野母崎~天草~佐賀~前原	17.0	南東	5	12	50	78.5
〃 1 7 号	51	9	10~13	長崎市付近~福岡県西部~玄界灘	13.2	北東	13	02	20	144.0
〃 1 8 号	53	9	14~15	東シナ海~壱岐~山口県	24.4	南南東	15	13	00	46.0
〃 1 3 号	55	9	10~11	大隅半島~九州東部~山口県	17.8	北北西	11	13	50	149.5
〃 1 0 号	58	9	27~28	長崎~大分~四国	18.9	北	28	11	30	96.5
〃 1 3 号	60	8	31	鹿児島~九州西岸~玄界灘	20.6	南	31	10	50	66.0
〃 1 2 号	62	8	30~31	五島西海上~対馬西海上~日本海	20.1	南	31	03	10	63.0
〃 1 7 号	平成 3	9	14	沖縄~長崎~北九州	23.3	北北西	14	09	30	83.0
〃 1 9 号	3	9	27	長崎~佐賀~福岡~山口	18.3	北北西	27	20	10	97.5
〃 1 8 号	11	9	24	熊本~福岡~山口	14.3	北北西	24	07	30	60.5
〃 1 3 号	18	9	16~18	長崎~佐賀~福岡	20.7	南南東	17	19	40	131.5

第2章 災害予防計画

(風水害予防計画)

1 水系別二級河川一覧表

(H24.4.1)

河川名		延長		流域面積 (km ²)	整備計画及び状況		備考		
本川(水系)	第1次支川	当該支川	総延長(m)		市内延長(m)	施行年度		事業名	
湊川		湊川	5,200	460	11.5	市内区間は平成20年度完了	床上浸水対策特別緊急事業		
唐の原川		唐の原川	2,600	2,600	3.8	改修済	都市基盤河川改修事業	都市基盤 2,600m	
多々良川		多々良川	17,352	3,800	167.9	昭和58年度から継続施行中	広域河川改修事業	河川災害復旧等関連緊急事業H15～	
		宇美川	16,777	5,000	71.6	昭和49年度から継続施行中	"	河川災害復旧等関連緊急事業H19完了	
		宇美川	須恵川	14,932	2,300	23.5	市内区間は改修済	小規模河川改修事業	
		"	綿打川	1,720	1,720	4.8	暫定改修済(河道) 平成14年度から(水門・排水機場) H21年度完了	都市基盤河川改修事業	都市基盤 1,720m
		"	吉塚新川	2,400	2,400	4.3	暫定改修済	"	都市基盤 2,400m
		猪野川	猪野川	9,924	2,000	45.6	市内区間は改修済	広域河川改修事業	
		"	久原川	5,685	1,900	18.6	改修済	統合河川整備事業	
		"	長谷川	2,410	2,410	2.56	平成4年度完了	長谷水道ダム新設事業	
御笠川		御笠川	24,150	8,100	94.0	昭和46年度から 昭和62年度から 平成11年度から 平成19年度完了	基幹河川改修事業 都市基盤河川改修事業 河川激甚災害対策特別 緊急事業	都市基盤 1,900m 河口から 10,500m (都市基盤も含む)	
		諸岡川	4,670	4,670	13.6	改修済	都市基盤河川改修事業	都市基盤 3,370m	
		上牟田川	670	670	5.4	改修済	"	都市基盤 670m	
		御笠川放水路	1,830	1,830	—	昭和61年度完成	那珂川御笠川総合開発事業		
那珂川		那珂川	35,130	10,900	124.0	昭和50年度から 平成3年度からH21年度完了 平成22年度から	基幹河川改修事業 都市基盤河川改修事業 床上浸水対策特別緊急事業	都市基盤 2,200m	
		薬院新川	720	720	5.5	平成20年度から	まちづくり交付金	都市基盤 720m	
		若久川	2,430	2,430	6.7	改修済	都市基盤河川改修事業	都市基盤 2,430m	
樋井川		樋井川	12,875	12,875	29.2	平成22年度から	床上浸水対策特別緊急事業	都市基盤 1,160m	
		七隈川	2,155	2,155	4.6	暫定改修済	都市基盤河川改修事業	都市基盤 2,155m	
		糠塚川	660	660	2.0				
室見川		室見川	16,330	16,330	99.1	昭和47年度から継続施行中	県単独事業		
		金屑川	9,555	9,555	12.8	昭和46年度から継続施行中	都市基盤河川改修事業	都市基盤 8,415m	
		金屑川	油山川	3,800	3,800	5.2	暫定改修済	"	都市基盤 3,770m
			日向川	3,960	3,960	5.6			
			竜谷川	4,058	4,058	4.5	改修済	局部改良事業	
			椎原川	5,298	5,298	21.7			
		椎原川	小笠木川	4,000	4,000	14.2	改修済	局部改良事業	
			坊主川	1,280	1,280	1.5			
			唐原川	300	300	1.7			
			蟹又川	685	685	1.3			
		小原川	621	621	2.0				
		新飼川	399	399	2.0				
名柄川		名柄川	4,500	4,500	8.6	改修済	都市基盤河川改修事業	都市基盤 4,500m	
十郎川		十郎川	3,971	3,971	6.6	改修済	"	都市基盤 3,500m	
瑞梅寺川		瑞梅寺川	12,841	1,550	52.6	平成8年度から継続施行中	広域河川改修事業		
			川原川	8,139	600	11.0			
			周船寺川	4,580	4,580	9.12	平成13年度から継続施行中	都市基盤河川改修事業	都市基盤 4,580m
			水崎川	3,190	3,190	5.26	平成10年度から継続施行中	"	都市基盤 3,190m
		水崎川	下の谷川	620	620	0.48	"	"	都市基盤 620m
江の口川		江の口川	1,700	1,700	4.3	改修済	"	都市基盤 1,700m	
桜井川		桜井川	5,800	200	12.6				
七寺川		七寺川	2,630	2,630	8.3	改修済	都市基盤河川改修事業 市単独改良事業	都市基盤 2,630m	
計		42河川	262,547	143,427				都市基盤 54,230m	

2 水系別準用河川一覧表

(H24. 4. 1)

河 川 名			延 長 (m)	流域面積 (km ²)	整備計画及び状況	備 考
本川(水系)	第 1 支川	当 該 支 川				
(準)香椎川		香 椎 川	3,500	5.27	平成元年度から改修中	市単独改良事業
	香 椎 川	宮 北 川	800	0.70	平成22年度から改修中	まちづくり交付金
	〃	浜 男 川	2,290	1.40	平成18年度から改修中	住宅市街地総合整備事業
(二)御笠川		那 珂 古 川	2,900	4.44	改修済	準用河川改修事業
		上 牟 田 川	3,030	3.50	改修済	
(二)那珂川		博 多 川	1,250	1.50	平成3年度から改修中	まちづくり交付金
		薬 院 新 川	2,910	5.50	平成20年度から改修中	まちづくり交付金
		若 久 川	1,160	3.14	暫定改修済	市単独改良事業
(二)樋井川		糠 塚 川	670	1.85	改修済	〃
		駄ヶ原川	3,000	3.14	暫定改修済	準用河川改修事業
	駄ヶ原川	桧 原 川	1,630	0.87	〃	市単独改良事業
	〃	東 油 山 川	780	0.56	改修済	〃
		一 本 松 川	3,430	5.18	〃	準用河川改修事業
	一 本 松 川	片 江 川	2,680	2.68	59年度から改修中	〃
		七 隈 川	3,520	3.99	暫定改修済	〃
	七 隈 川	梅 林 川	240	0.25	暫定改修済	市単独改良事業
(二)室見川		貞 島 川	2,670	3.27	〃	〃
	金 宵 川	汐 入 川	580	1.99	改修済	準用河川改修事業
(二)十郎川		十 郎 川	1,500	1.50	〃	〃
		野 方 川	1,120	1.72	〃	〃
(二)七寺川		鯰 川	2,030	1.27	〃	〃
(二)瑞梅寺川		田 尻 川	1,750	3.79	暫定改修済	まちづくり交付金事業
		弁 天 川	2,300	5.88		
(二)江の口川		徳 永 川	1,530	1.70	改修済	準用河川改修事業
(準)大原川		大 原 川	2,400	3.13	〃	市単独改良事業
計		25 河 川	49,670			

3 水系別普通河川一覧表

(H24. 4. 1)

河 川 名			延 長 (m)	流域面積 (km ²)	整備計画及び状況	備 考
本川(水系)	第1支川	当該支川				
(二)唐の原川		唐 の 原 川	790	0.71	改修済	市単独改良事業
(二)多々良川	宇 美 川	綿 打 川	200	4.65		
(二)御笠川		那 珂 古 川	340	4.44	暫定改修済	市単独改良事業
		諸 岡 川	1,550	2.75	〃	〃
(二)那珂川		板 屋 川	1,850	1.15		
		黒 牟 田 川	860	0.94		
		河 内 川	540	0.45		
		黒 牟 田 川後 川	540	0.30		
		〃 松 の 尾 川	670	0.30		
		〃 立 添 川	640	0.42		
		板 屋 川 炭 床 川	140	0.64		
(二)樋井川		四 十 塚 川	600	0.67		
(二)室見川		山 城 陸 川	1,260	0.81	改修済	開発行為に伴う整備
		倉 谷 川	250	0.44	〃	市単独改良事業
		長 峰 川	720	1.00	〃	〃
		多 々 羅 川	280	0.38		
		滝 川	1,220	3.60		
		八 丁 川	1,450	4.40	改修済	市単独改良事業
		飯 場 川	1,500	2.85		
		新 飼 川	650	1.78		
		金 屑 川	1,450	2.05	改修済	市単独改良事業
		金 屑 川 油 山 川	1,070	1.71		
		〃 三 郎 丸 川	1,110	0.50	改修済	市単独改良事業
		日 向 川 永 尾 川	590	0.47	〃	〃
		竜 谷 川 頭 尾 川	1,140	1.06	〃	〃
		椎 原 川 長 尾 川	2,630	1.97	〃	〃
		〃 大 谷 川	3,470	1.52	〃	〃
		〃 小 爪 川	1,420	2.20		
		〃 荒 谷 川	1,840	2.36		
	八 丁 川 一 の 瀬 川	1,710	3.14			
	飯 場 川 峠 川	400	0.93	改修済	市単独改良事業	
	椎 原 川 山 田 川	1,510	0.65	〃	〃	

河 川 名			延 長 (m)	流域面積 (km ²)	整備計画及び状況	備 考
本川(水系)	第1支川	当該支川				
	〃	僧 座 川	950	0.61	〃	〃
	〃	長 野 川	590	0.52		
	〃	八 畝 原 川	670	1.28		
	〃	小 笠 木 川	2,500	4.95		
	〃	谷 川	430	0.60	改修済	市単独改良事業
	〃	野 田 川	800	1.50	改修済	〃
	〃	池 田 川	600	1.20	改修済	〃
	〃	栗 尾 川	1,130	1.63	〃	〃
		貞 島 川	790	3.27	〃	〃
		金 武 川	780	1.00		
(二)七寺川		七 寺 川	1,570	2.42	改修済	市単独改良事業
		上 の 原 川	1,020	1.32	〃	〃
		松 本 川	1,200	1.03	〃	
(二)瑞梅寺川	周 船 寺 川	谷 郷 川	1,360	0.77	〃	市単独改良事業
	〃	久 保 田 川	1,500	0.98	〃	〃
	水 崎 川	坂 の 谷 川	750	0.15		
(準)大原川		大 原 川	340	0.74	暫定改修済	市単独改良事業
		幸 川	760	0.17		
(準)津舟川		津 舟 川	920	0.65	暫定改修済	市単独改良事業
(二)桜井川		桜 井 川	990	1.12	改修済	〃
(普)小田川		小 田 川	2,210	3.20	〃	〃
		小 賦 倉 川	1,410	1.54	暫定改修済	〃
(普)宮の浦川		宮 の 浦 川	590	0.44		
		木 の 下 川	770	0.60		
(普)井上川		井 上 川	950	0.51	改修済	市単独改良事業
(普)松原川		松 原 川	1,080	1.08	〃	〃
(普)江尻川		江 尻 川	1,570	1.36	暫定改修済	〃
(普)天竜川		天 竜 川	800	0.33		
(普)残田川		残 田 川	500	0.74	暫定改修済	市単独改良事業
(普)浜田川		浜 田 川	640	0.30		
(普)玄界新川		玄 界 新 川	120	0.06		
(普)小鷹川		小 鷹 川	170	0.06		
	計	6 4 河 川	66,380			

4 治水池一覧表

区	治水池名	所在地	池面積〔公簿〕 (㎡)	集水面積 (ha)	調節容量 (㎡)	流末河川	備考
東	尾崎池	香椎駅東1丁目593	6,247	8.20	9,830	香椎川	完了
	宮北池	香椎台1丁目1844-96外	6,374	30.00	24,560	〃	〃(開発行為)
	香椎池	香椎駅東4丁目530-195	1,051	5.30	3,570	〃	〃(〃)
	宮の台池	香椎3丁目869-3	757	4.30	1,385	〃	〃(〃)
	草場池	松崎4丁目462-1	3,380	4.01	5,040	一	〃
	正水池	松崎3丁目867	2,342	3.81	1,500	多々良川	〃
	梅木谷池	大字香椎字梅木谷67	1,789	18.53	4,070	長谷川	〃
	三苦永浦池	美和台新町715-8外	2,263	8.79	5,167	湊川	〃(開発行為)
	竜化池	和白丘4丁目226-1	2,192	7.62	3,800	一	〃
	香椎台西池	香椎台5丁目977-267外	2,550	15.72	10,281	香椎川	〃(開発行為)
	香椎台北池	香椎台4丁目1520-296外	1,488	4.27	3,702	〃	〃(〃)
博多	池田池	月隈2丁目167-3外	2,843	6.40	3,130	宇美川	〃
	女牛小池	新和町1丁目104-1外	5,833	7.40	7,300	諸岡川	〃
	正手池	月隈2丁目173-8外	808	2.60	1,310	宇美川	〃
	坂瀬池	東月隈5丁目460-1	7,875	16.00	11,551	〃	〃
	新大谷池	月隈1丁目208-3外	977	2.90	1,840	〃	〃
	大浦池	大字立花寺字大浦294-2外	3,416	13.70	8,000	〃	〃
	平原池	大字下月隈字平原598	2,477	2.06	1,855	上牟田川	〃
	若宮下池	青木1丁目445-3外	5,161	8.71	12,500	吉塚新川	〃
	谷頭池	立花寺2丁目536-1	3,132	7.40	1,580	上牟田川	〃
	長尾池	立花寺40	4,322	8.00	2,165	上牟田川	〃
中央	平尾大池	平尾5丁目326	8,535	136.30	14,850	那珂川	〃
	井ノ浦下池	小笹4丁目173	2,489	4.00	2,300	樋井川	〃
	野間大池	柳河内1丁目436-1	33,000	155.50	97,000	若久川	〃
	流泉寺池	筑紫丘2丁目229-2	1,986	9.83	4,127	〃	〃
	ホンナン上池	高宮4丁目274	1,242	1.30	1,200	薬院新川	〃
	ホンナン下池	高宮4丁目354	2,095	3.50	2,100	〃	〃
	平尾新池	平和1丁目7区118	6,694	15.70	6,600	那珂川	〃
	水下し池	平和2丁目10区218	3,695	8.60	3,010	〃	〃
	コウザイ池	平和1丁目14区200	4,244	7.10	5,300	〃	〃
	田蔵池	和田4丁目396-1外	5,070	6.16	5,710	〃	〃
南	新開池	若久6丁目548-1	5,339	13.77	9,100	若久川	〃
	鹿助池	西長住2丁目196-1外	11,918	15.20	29,200	樋井川	〃
	新市楽池	長丘3丁目22-1	3,806	3.20	5,000	〃	〃
	長池	南大橋1丁目1240-1	4,135	2.40	2,730	那珂川	〃
	瓢箪池	長丘2丁目4-1	3,460	5.90	4,238	若久川	〃
	広浦東池	寺塚2丁目11-6	2,532	10.05	5,470	〃	〃
	次源田池	筑紫丘2丁目29-1	4,234	4.60	5,200	〃	〃
	市楽池	長丘3丁目12-2	5,204	11.90	11,000	樋井川	〃
	久屋池	花畑4丁目921-1	11,779	9.10	20,650	若久川	〃
	八良ヶ浦池	若久3丁目639-1	4,890	6.00	5,700	〃	〃
城南	鳥飼池	友丘6丁目1607-1	7,027	15.80	17,643	樋井川	〃
	大牟田池	茶山2丁目256	10,412	3.80	13,900	〃	〃
	田島新池	茶山1丁目8-1	2,799	2.34	1,140	七隈川	〃
	角力田池	友丘4丁目940	2,076	1.73	1,033	樋井川	〃
	水ヶ浦池	七隈3丁目783	1,252	1.61	1,276	七隈川	〃
	堤ヶ浦池	茶山4丁目435-1	7,269	5.40	5,100	〃	〃
	永浦池	友丘5丁目978	9,296	7.00	8,300	樋井川	〃
	平原池	梅林1丁目478	1,190	19.40	924	七隈川	〃
	鬼面池	田島6丁目90-1	5,191	5.50	10,365	樋井川	〃
	早良	後川原上池	早良7丁目900-345	426	4.00	1,620	室見川
後川原下池		早良7丁目900-331	830	5.90	3,200	〃	〃(〃)
馬立池		内野7丁目1167-52	1,667	12.00	5,270	大谷川	〃(〃)
古田池		東入部1丁目1619-267	1,880	7.00	3,900	三郎丸川	〃(〃)
西	生田池	生の松原3丁目1264	2,370	8.75	4,800	一	〃
	生松台池	野方7丁目949	3,093	26.94	13,015	野方川	〃(開発行為)
	浦江谷池	大字金武/西入部	11,687	32.09	35,841	室見川	〃(〃)
	西の丘北池	拾六町4丁目1068-6	7,078	18.00	20,500	十郎川	〃(〃)
	西の丘南池	西の丘1丁目35	2,460	13.54	6,100	野方川	〃(〃)
	勸進原池	野方2丁目	4,532	6.46	1,900	名柄川	〃
松本池	富士見2丁目282	2,002	17.36	4,640	田尻川	〃(開発行為)	

5 水処理センター一覧表

番号	水処理センター 名称	所在地	電話番号	現在処理能力(m ³ /日)	放流先
1	中部水処理センター	中央区荒津2丁目2-1	092-721-4991	300,000	博多湾
2	東部水処理センター	東区松島6丁目16-1	092-621-3371	145,300	宇美川
3	西部水処理センター	西区小戸2丁目5-1	092-882-1161	184,300	博多湾
4	和白水処理センター	東区塩浜3丁目2500	092-607-7001	52,700	博多湾
5	西戸崎水処理センター	東区大字西戸崎243-1	092-603-2244	6,500	博多湾
6	御笠川浄化センター	博多区那珂4丁目5-1	092-451-4911	336,800	御笠川

※御笠川浄化センターは県管理施設

6 ポンプ場施設一覧表

番号	ポンプ場 名称	所在地	電話番号	現有排水能力				放流先
				汚水ポンプ揚水量		雨水ポンプ揚水量		
				台数	(m ³ /m)	台数	(m ³ /m)	
1	大岳ポンプ場	東区大岳1丁目16-35	----			4	250.0	博多湾
2	西戸崎ポンプ場	東区西戸崎2丁目22-58	----	2	4.2			----
3	志賀島ポンプ場	東区大字志賀島馬場	----	2	2.18			----
4	奈多第1ポンプ場	東区奈多団地1863-2	----			5	1,102.0	博多湾
5	塩浜ポンプ場	東区塩浜3丁目811-57	----			5	491.0	博多湾
6	アイランドシティポンプ場	東区香椎照葉5丁目26-38	----	4(1)	10.80			----
7	筥松第1ポンプ場	東区松島4丁目14-1	----			7	1,355.0	宇美川
8	筥松第3ポンプ場	東区筥松4丁目24-20	----			2	70.0	多々良川
9	坂本町ポンプ場	東区筥松4丁目4-41	----			4	440.0	宇美川
10	筥松第2ポンプ場	東区筥松1丁目18-1	092-621-0036			5	666.0	宇美川
11	東浜第1ポンプ場	東区東浜2丁目	----			5	800.0	博多湾
12	東浜第2ポンプ場	博多区千代6丁目4	----			4	205.0	博多湾
13	城浜ポンプ場	東区城浜団地47	092-681-7316			3	328.0	博多湾
14	松崎第1ポンプ場	東区松崎3丁目15	092-682-4497			4	305.0	多々良川
15	松崎第2ポンプ場	東区松崎1丁目1	----			4	300.0	多々良川
16	津屋ポンプ場	東区多々良1丁目45	----			4	143.8	多々良川
17	米田ポンプ場	東区馬出6丁目7	092-622-6435			5	830.0	宇美川
18	筥松第4ポンプ場	東区筥松2丁目1	----			4	484.0	宇美川
19	堅粕第1ポンプ場	博多区東光2丁目2-33	092-451-3990			5	1,117.0	御笠川
20	堅粕第3ポンプ場	博多区堅粕3丁目2-4番	----			3	210.0	御笠川
21	原田ポンプ場	東区原田1丁目30-43	092-622-9258			5	980.0	須恵川
22	原田北ポンプ場	東区原田2丁目12	----			2	18.0	宇美川
23	香椎浜ポンプ場	東区香椎浜3丁目21-8	----	3(1)	1.38			----
24	月隈ポンプ場	博多区浦田1丁目12-8	----	3(1)	7.74			----
25	那珂ポンプ場	博多区那珂4丁目5-1	----			3	180.0	諸岡川
26	向島ポンプ場	博多区住吉1丁目6-3、祇園町8-3	092-281-0129	0	0.0	6	1,267.0	博多川
27	築地町ポンプ場	博多区中洲中島町5-1	092-291-4578	3	225.0	2	220.0	那珂川

番号	ポンプ場 名称	所在地	電話番号	現有排水能力				放流先
				汚水ポンプ揚水量		雨水ポンプ揚水量		
				台数	(m3/m)	台数	(m3/m)	
28	浜の町ポンプ場	中央区舞鶴3丁目7-1	092-771-5273	6	330.0			----
29	草ヶ江ポンプ場	城南区鳥飼4丁目10-25	092-821-5093	2	58.0	7	980.0	樋井川
30	田島ポンプ場	城南区田島1丁目2-26	092-821-4448	2	5.0	3	84.0	樋井川
31	城西ポンプ場	早良区城西2丁目2-25	092-831-4249	3(1)	54.0	3	720.0	樋井川
32	藤崎ポンプ場	早良区藤崎2丁目15-28	092-831-4321	3(1)	20.0	6	606.0	金宵川
33	梅光園ポンプ場	中央区梅光園1丁目2-27	092-771-2397	3(1)	84.0	5	532.0	樋井川
34	沖浜ポンプ場	博多区石城町15-25	----	4(1)	11.2			----
35	博多駅東ポンプ場	博多区博多駅東2丁目18-3	092-475-0230			4	786.0	御笠川
36	高宮ポンプ場	南区那の川2丁目3-13	----	2	10.0	4	209.0	那珂川
37	菰川ポンプ場	中央区地行浜2丁目1-34	----			4	1,392.0	博多湾
38	鳥飼ポンプ場	城南区鳥飼5丁目21	----			4	718.80	樋井川
39	城西第2ポンプ場	早良区城西1丁目4	----			2	291.00	樋井川
40	博多駅北ポンプ場	博多区博多駅前1丁目	----			4	906.00	御笠川
41	飛石町ポンプ場	早良区室見1丁目16-19	092-821-6024			5	852.0	金宵川
42	神功町ポンプ場	西区小戸5丁目2	----			3	21.9	十郎川
43	興徳寺ポンプ場	西区姪の浜5丁目23-24	092-881-1942			6	1,379.0	名柄川
44	姪の浜ポンプ場	西区小戸1丁目27-1	092-882-1380			9	1,298.0	博多湾
45	弁天町ポンプ場	西区愛宕4丁目12-12	----			5	124.0	室見川
46	野添ポンプ場	西区内浜1丁目5-43	092-882-4291			5	600.0	名柄川
47	今宿ポンプ場	西区今宿東2丁目4	----	3	39.20			----
48	原第1ポンプ場	早良区原団地3-13	092-851-4365			4	440.0	金宵川
49	原第2ポンプ場	早良区原1丁目240	----			2	135.0	汐入川
50	能古ポンプ場	西区大字能古字新開地内	----	1	0.76			----
51	室見ポンプ場	早良区南庄6丁目178	----			5	1,278.0	室見川
52	田尻ポンプ場	西区大字田尻字納富2622	----			3	414.0	今津湾
53	山王ポンプ場	博多区山王1丁目	----			3	120.0	御笠川
54	出来町ポンプ場	博多区博多駅前1丁目26-8	092-411-2885	3	3.0	2	73.0	御笠川
55	弓田第1ポンプ場	博多区那珂5丁目2地先	----			2	60.0	諸岡川
56	堅粕ポンプ場	博多区堅粕5丁目9地内	----			2	15.4	御笠川
57	警固ポンプ場	中央区警固1丁目11	----			3	60.0	博多湾
58	弓田第2ポンプ場	博多区諸岡1丁目7	----			2	120.0	諸岡川
59	駅南ポンプ場	博多区博多駅南5丁目1	----			3	72.0	御笠川
60	隅田第1ポンプ場	博多区西月隈5丁目1	----			3	9.0	御笠川
61	諸岡ポンプ場	博多区諸岡2丁目14	----			3	30.0	諸岡川
62	白浜ポンプ場	東区和白4丁目26-1地先	----			2	10.2	博多湾
63	鳥飼第2ポンプ場	中央区鳥飼1丁目5	----			3	90.0	樋井川
64	隅田ポンプ場	博多区西月隈5丁目2地先	----			3	50.1	御笠川
65	板付北ポンプ場	博多区板付2丁目7	----			2	10.10	那珂古川
66	席田ポンプ場	博多区大井2丁目8	----			2	1.4	吉塚新川
67	東浜ふ頭ポンプ場	東区東浜2丁目85	----	2	4.00			----

※()内は予備機台数(全体の内数)

7 防風保安林の現況



(都市防災計画)

1 福岡市道路整備アクションプラン

[交流・物流拠点としての道づくり]

都市高速道路の整備

- | | | |
|-----------|-------------------------|--------|
| ① 福岡高速5号線 | 野芥~福重JCT
(西九州自動車道接続) | 完成 □ |
| ② 福岡高速5号線 | 福重JCT(1号線接続) | 事業継続 □ |

主要放射環状道路の整備

- | | | |
|---------------|-------------------|--------|
| ③ 一般国道202号 | 福岡外環状道路 | 完成 □ |
| ④ 一般国道3号 | 博多バイパス | 事業継続 □ |
| ⑤ (都)和白新宮線 | (三苫) | 事業継続 |
| ⑥ 一般国道495号 | 唐原 | 完成 |
| ⑦ (主)福岡東環状線 | (香椎) | 事業継続 |
| ⑧ (主)福岡東環状線 | 土井 | 完成 |
| ⑨ (都)千代粕屋線 | 二又瀬 | 事業継続 |
| ⑩ (都)千代粕屋線 | 堅田橋 | 完成 |
| ⑪ (都)千代粕屋線 | 千代 | 完成 |
| ⑫ (都)博多箱崎線外1線 | 千代 | 完成 |
| ⑬ (都)国道3号線 | 半道橋・東那珂・板付 | 事業継続 |
| ⑭ (都)博多駅春日原線 | 諸岡 | 完成 |
| ⑮ (都)長浜臨港線 | 長浜 | 完成 |
| ⑯ (都)福岡筑紫野線 | 清川・高砂・清水交差点・大楠・玉川 | 完成 |
| ⑰ (都)御供所井尻線 | 井尻・高木・五十川 | 完成 |
| ⑱ (都)長浜太宰府線 | 大橋・三宅・横手 | 完成 |
| ⑲ (都)鳥飼梅林線外1線 | 梅林 | 完成 |
| ⑳ (都)梅林通線外1線 | 梅林 | 完成 |
| ㉑ (都)長尾橋本線 | 茶山・飯倉 | 事業継続 |
| ㉒ (都)藤崎四箇線 | 藤崎・弥生・原団地 | 完成 |
| ㉓ (市)有田重留線 | 田隈・田村 | 完成 |
| ㉔ (都)博多姪浜線 | 愛宕西 | 完成 |

空港・港湾アクセス道路の整備

- | | | |
|-------------|----|------|
| ㉕ (県)水城下臼井線 | 大井 | 事業継続 |
|-------------|----|------|

[スムーズに移動でき、環境負荷の少ない道づくり]

幹線道路の整備

- | | | |
|---------------|---------|------|
| ㉖ (都)榎田通線 | 榎田 | 完成 |
| ㉗ (都)桜坂松原線外1線 | 警固 | 完成 |
| ㉘ (都)博多駅六本松線 | 桜坂 | 完成 |
| ㉙ (都)老司片江線 | 野多目・屋形原 | 完成 |
| ㉚ (都)屋形原須玖線 | 警弥郷・老司Ⅱ | 事業継続 |
| ㉛ (都)屋形原須玖線 | 鶴田・老司Ⅰ | 完成 |
| ㉜ (都)小田部姪浜線 | 姪浜 | 完成 |
| ㉝ (都)姪浜駅北線 | 姪浜 | 完成 |

立体交差事業の推進

- | | |
|--------------------------|------|
| ㉞ 西鉄天神大牟田線雑餉隈駅周辺連続立体交差事業 | 事業継続 |
|--------------------------|------|

交通結節機能の強化

- | | | |
|----------------|----|------|
| ㉟ 竹下駅西口広場、自由通路 | | 完成 |
| ㊱ (県)都地姪浜線 | 橋本 | 事業継続 |
| ㊲ (市)戸切通線 | 戸切 | 完成 |
| ㊳ (都)今宿駅前2号線 | | 完成 |

[人優先の安全・安心な道づくり]

まちづくり支援に資する道路の整備

アイランドシティ事業関連		
39	アイランドシティ事業	事業継続
40	(都)海の中道アイランド線外1線	調査着手
41	(都)香椎アイランド線	調査着手
九州大学移転関連		
42	(主)福岡志摩線 (田尻)	完成
43	(県)桜井太郎丸線 桑原2	事業継続
44	(都)学園通線 (田尻2)	調査着手
管崎土地区画整理事業関連		
45	管崎土地区画整理事業	完成
46	(都)箱崎阿恵線 3号	完成
47	(都)馬出東浜線 (馬出)	完成
48	(都)堅粕箱崎線 (馬出)	完成
香椎土地区画整理事業関連		
49	香椎駅周辺土地区画整理事業	事業継続
50	香椎副都心土地区画整理事業	完成 □
渡辺通駅北土地区画整理事業関連		
51	渡辺通駅北土地区画整理事業	完成 □
52	(都)渡辺通春吉線 春吉	調査着手
その他		
53	伊都土地区画整理事業	事業継続
54	(都)美野島塩原線 美野島	完成

歩行者の視点に立った安全安心な道路整備 (幹線道路)

55	一般国道495号 (和白)	調査着手
56	(県)町川原福岡線 下原	事業継続
57	(県)町川原福岡線 香椎駅東	事業継続
58	(市)香椎花園線 (香住ヶ丘)	調査着手
59	(県)猪野土井線 土井	事業継続
60	(都)博多箱崎線 (箱崎)	調査着手
61	(市)上牟田清水2号線 博多駅南	完成
62	一般国道385号 清水	完成
63	(市)大楠平和線 大楠	完成
64	(県)松原比恵線 (平尾)	調査着手
65	(市)地行鳥飼七隈線 (鳥飼)	調査着手
66	一般国道263号 重留	事業継続
67	一般国道263号 内野南	完成
68	(主)福岡早良大野城線 脇山・内野	事業継続
69	(市)荒平古賀線 大字西	完成
70	(市)南庄小田部線 小田部2	完成
71	(市)姪浜駅南線 内浜	事業継続
72	(県)都地姪浜線 福重	完成
73	(県)周船寺有田線 (橋本)	調査着手
74	(県)大原周船寺停車場線 周船寺駅前	事業継続
75	(主)福岡早良大野城線 周船寺2	事業継続

※当プランについては、計画予算が確保された場合の目標であり、事業の進捗状況や、道路特定財源の動向、道路交通状況の変化、並びに都市計画道路の検証結果などにより、今後適宜見直しを行います。

※平成20年3月24日現在で都市計画決定されている自動車専用道路及び都市計画道路等の新設及び拡幅事業等について記載しています。

※各整備箇所毎に示している語句については、以下のとおり。

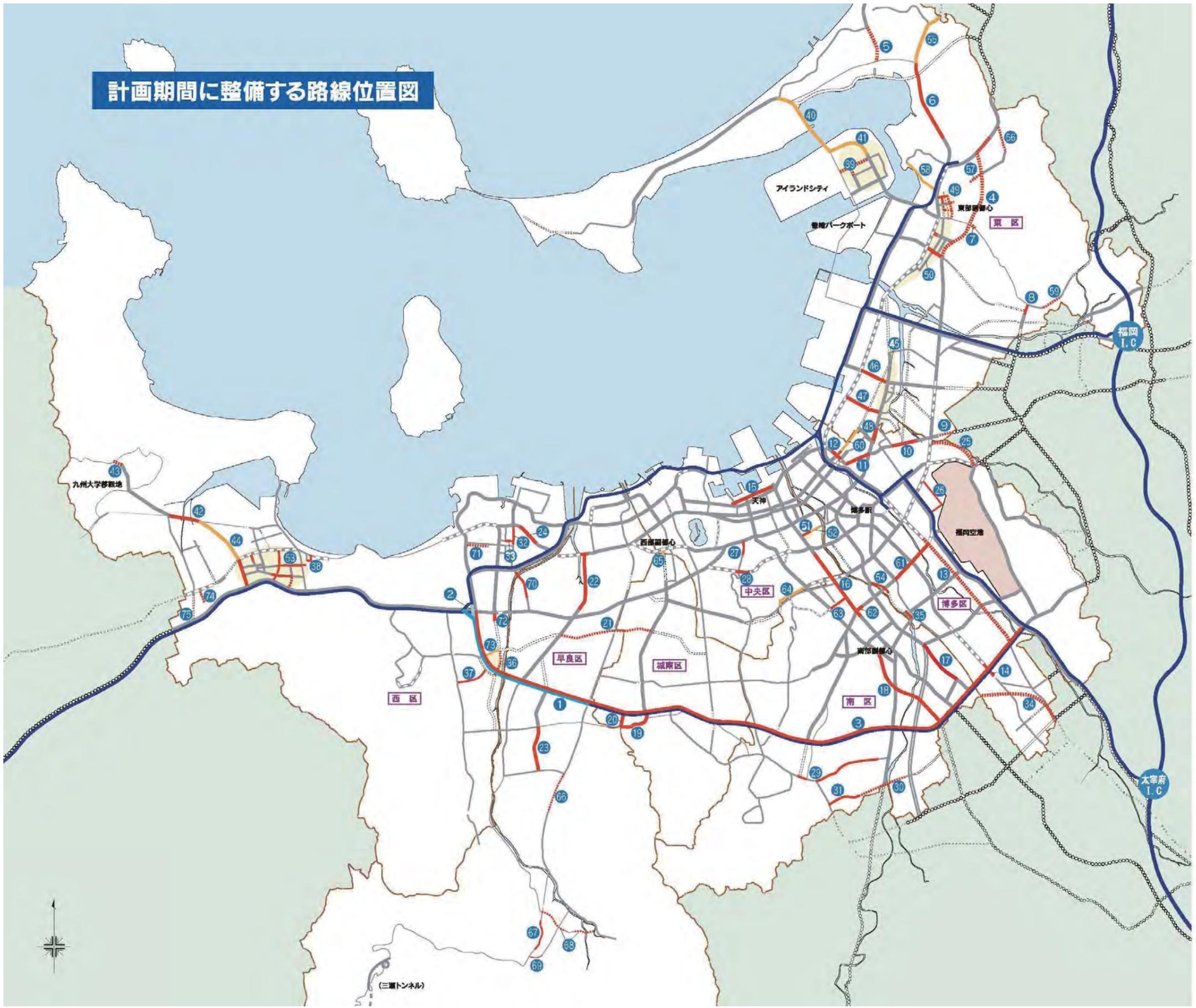
- ・ 完 成：平成23年度までに当該箇所が全て完成するもの。
- ・ 事業継続：既に事業に着手しているが、平成24年度以降に完成するもの。
- ・ 調査着手：事業実施に向け、調査や測量等に着手するもの。

※右端に「□」が付されている路線（箇所）については、福岡市以外の機関が事業主体です。

※路線名の先頭に付しているカッコ書きについては、以下のとおり。

- (都)：都市計画道路：都市計画法第11条第1項により規定されている道路
- (主)：主要地方道：道路法第56条の規定により国土交通大臣が指定する主要な都道府県道または市道
- (県)：一般県道
- (市)：市道

計画期間に整備する路線位置図



凡例

自動車専用道路	
	供用済
	平成23年度までに供用
	事業継続
一般道	
	整備済
	概成 (車道は確保されているが、歩道の拡幅が済む等の状態)
	平成23年度までに完成
	事業継続
	調査着手

○当プランは、計画予算が確保された場合の目標であり、道路特定財源の動向、事業の進捗状況や、道路交通状況の変化、並びに都市計画道路の検証結果などにより、今後適宜見直しを行います。

○平成20年3月24日現在で都市計画決定されている自動車専用道路及び都市計画道路の新設、拡幅事業について記載しています。

2 臨港道路整備計画

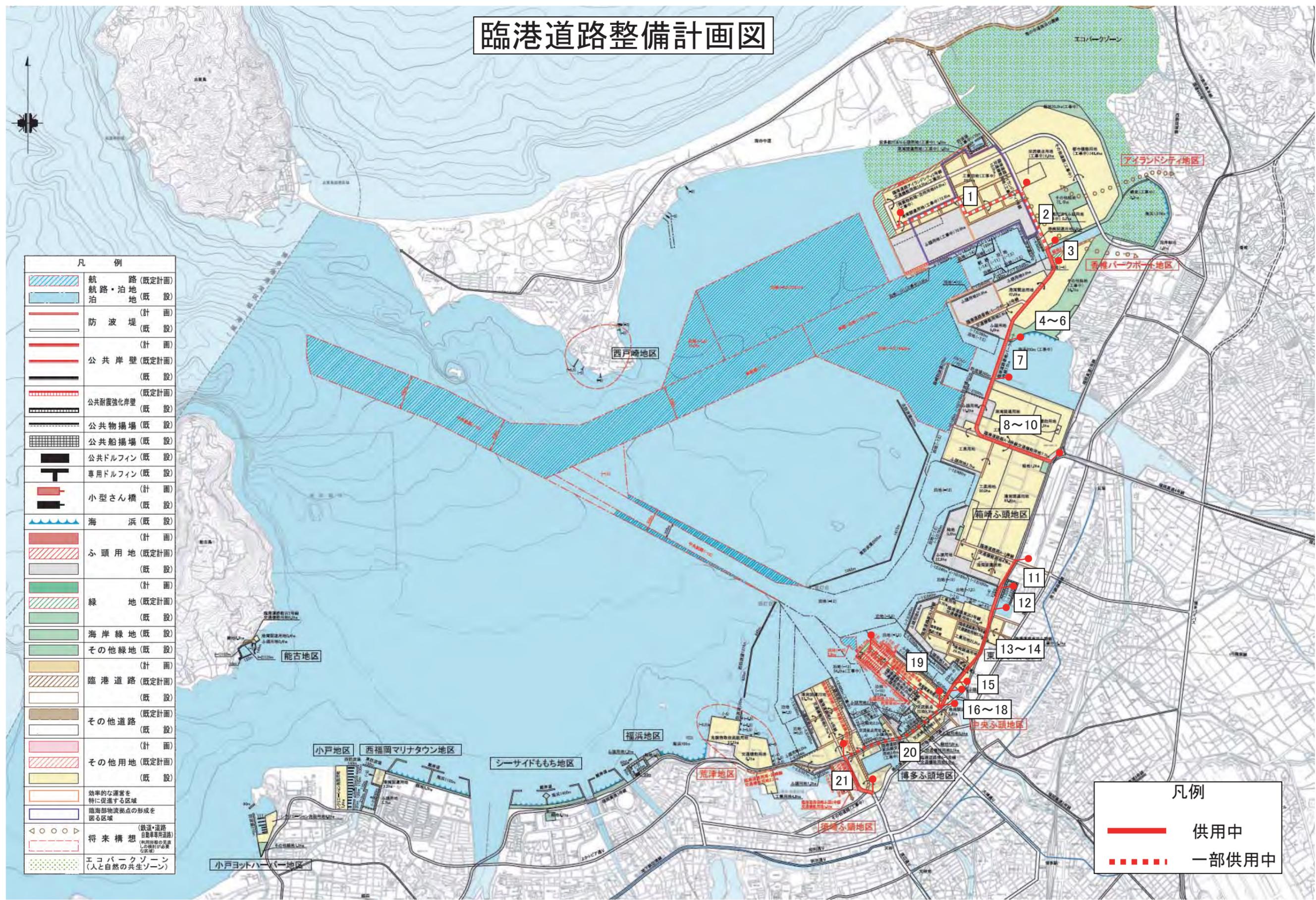
アイランドシティ～箱崎ふ頭		
番号	路線名	摘要
1	アイランドシティ2号線(IC区間)	一部供用中
2	アイランドシティ1号線(IC区間)	一部供用中
3	香椎アイランドブリッジ	供用中
4	港香B-7臨港道路	供用中
5	港香B-2臨港道路	供用中
6	港香B-1臨港道路	供用中
7	香椎かもめ大橋	供用中
8	港箱A-15臨港道路	供用中
9	港箱B-23臨港道路	供用中
10	港箱A-8臨港道路	供用中

箱崎ふ頭～中央ふ頭		
番号	路線名	摘要
11	港箱B-1-1臨港道路	供用中
12	潮井浜橋	供用中
13	市東B-2臨港道路	供用中
14	市東B-3臨港道路	供用中
15	新千鳥橋	供用中
16	港中B-6臨港道路	供用中
17	市中B-4臨港道路	供用中
18	市中A-3臨港道路	供用中

箱崎ふ頭～中央ふ頭		
番号	路線名	摘要
19	中央ふ頭1号線	一部供用中

中央ふ頭～須崎ふ頭		
番号	路線名	摘要
20	中央ふ頭基部～須崎ふ頭基部	一部供用中
21	港那A-3臨港道路	供用中

臨港道路整備計画図



凡 例	
	航路 (既定計画)
	航路・泊地 (既 設)
	防波堤 (計 画)
	(既 設)
	公共岸壁 (既定計画)
	(既 設)
	公共耐震強化岸壁 (既定計画)
	(既 設)
	公共物揚場 (既 設)
	公共船揚場 (既 設)
	公共ドルフィン (既 設)
	専用ドルフィン (既 設)
	小型さん橋 (計 画)
	(既 設)
	海 浜 (既 設)
	(計 画)
	ふ 頭 用 地 (既定計画)
	(既 設)
	(計 画)
	緑 地 (既定計画)
	(既 設)
	海岸緑地 (既 設)
	その他緑地 (既 設)
	(計 画)
	臨港道路 (既定計画)
	(既 設)
	その他道路 (既定計画)
	(既 設)
	(計 画)
	その他用地 (既定計画)
	(既 設)
	効率的な運営を 特に促進する区域
	臨海部物流拠点の形成を 図る区域
	(鉄道・道路 自動車専用道路) 将来構想 (利用形態の見直し の検討が必要な区画)
	エコパークゾーン (人と自然の共生ゾーン)

凡例	
	供用中
	一部供用中

緊急輸送道路の耐震対策実施橋梁 位置図



4 無電柱化計画（H21～H25）

道路種別	路線名	都市計画 道路名	区 間	道路延長 (m)	整備延長 (m)	摘 要
市 道		香椎アイランド線	東区アイランドシティ内 ----- 東区アイランドシティ内	1,000	2,000	
市 道		渡辺通春吉線	中央区春吉二丁目 ----- 中央区春吉二丁目	170	340	
県 道	福岡直方線	博多箱崎線	博多区千代四丁目 ----- 東区馬出三丁目	650	1,300	
市 道	博多駅草ヶ江線	博多駅六本松	中央区六本松三丁目 ----- 中央区六本松三丁目	100	200	
市 道	大楠平和線	大楠平和線	南区大楠三丁目 ----- 南区高宮二丁目	450	900	
県 道	桧原比恵線	別府香椎線	中央区平尾五丁目 ----- 中央区平尾二丁目	850	1,700	
補助国道	国道495号	国道3号線	東区和白丘二丁目 ----- 東区和白丘四丁目	1,000	2,000	
県 道	大原周船寺停車場線	周船寺駅前線	西区周船寺二丁目 ----- 西区周船寺二丁目	240	480	
市 道	香椎照葉4412号線	アイランド西3号線	東区アイランドシティ内 ----- 東区アイランドシティ内	450	890	アイランドシティ
市 道		区画道路	東区アイランドシティ内 ----- 東区アイランドシティ内	170	170	アイランドシティ
市 道		区画道路	東区アイランドシティ内 ----- 東区アイランドシティ内	170	170	アイランドシティ
市 道	香椎照葉4575号線	区画道路	東区アイランドシティ内 ----- 東区アイランドシティ内	140	280	アイランドシティ
市 道		区画道路	東区アイランドシティ内 ----- 東区アイランドシティ内	100	200	アイランドシティ
市 道		区画道路	東区アイランドシティ内 ----- 東区アイランドシティ内	210	210	アイランドシティ
市 道		区画道路	東区アイランドシティ内 ----- 東区アイランドシティ内	170	170	アイランドシティ
市 道		区画道路	東区香椎照葉五丁目 ----- 東区香椎照葉五丁目	240	480	アイランドシティ
市 道		アイランド西2号線	東区香椎照葉五丁目 ----- 東区香椎照葉五丁目	510	1,020	アイランドシティ
市 道		区画道路	東区香椎照葉五丁目 ----- 東区香椎照葉五丁目	260	260	アイランドシティ
市 道		アイランド中央2号線	東区香椎照葉五丁目 ----- 東区香椎照葉五丁目	420	840	アイランドシティ
市 道		区画道路	東区香椎照葉五丁目 ----- 東区香椎照葉五丁目	220	220	アイランドシティ
市 道		区画道路	東区香椎照葉五丁目 ----- 東区香椎照葉五丁目	220	220	アイランドシティ
市 道		区画道路	東区香椎照葉五丁目 ----- 東区香椎照葉五丁目	260	520	アイランドシティ

道路種別	路線名	都市計画 道路名	区 間	道路延長 (m)	整備延長 (m)	摘 要
市 道		区画道路	東区香椎照葉五丁目 ----- 東区香椎照葉五丁目	220	440	アイランドシティ
市 道		アイランド東1号線	東区香椎照葉五丁目 ----- 東区香椎照葉五丁目	240	480	アイランドシティ
市 道		区画道路	東区香椎照葉五丁目 ----- 東区香椎照葉五丁目	150	300	アイランドシティ
市 道		区画道路	東区香椎照葉五丁目 ----- 東区香椎照葉五丁目	240	240	アイランドシティ
市 道		千早香椎線	東区香椎駅前二丁目 ----- 東区香椎駅前二丁目	320	650	香椎駅周辺土地区画整理
県 道	香椎停車場線	香椎駅前線	東区香椎駅前一丁目 ----- 東区香椎駅前二丁目	300	600	香椎駅周辺土地区画整理
県 道	町川原福岡線	香椎駅西線	東区香椎駅前一丁目 ----- 東区香椎駅前一丁目	600	1,200	香椎駅周辺土地区画整理
市 道		香椎駅南線	東区香椎駅前二丁目 ----- 東区香椎駅前一丁目	180	360	香椎駅周辺土地区画整理
市 道		伊都区画整理駅北線	西区大字徳永 ----- 西区大字徳永	500	1,000	伊都区画整理
市 道		伊都区画整理駅前線	西区大字徳永 ----- 西区大字徳永	230	460	伊都区画整理
市 道		女原田尻線	西区大字徳永 ----- 西区大字徳永	230	460	伊都区画整理
市 道	上呉服町303号線	—	博多区上呉服町 ----- 博多区上呉服町	180	360	街なみ環境整備事業
市 道	上呉服町306号線	—	博多区上呉服町 ----- 博多区上呉服町	280	280	街なみ環境整備事業
市 道	御供所町297号線	—	博多区御供所町 ----- 博多区御供所町	320	320	街なみ環境整備事業
市 道	博多駅前10号線	—	博多区博多駅前一丁目 ----- 博多区博多駅前一丁目	160	310	街なみ環境整備事業
市 道	冷泉町288号線	—	博多区冷泉町 ----- 博多区冷泉町	240	240	
市 道	冷泉町290号線	—	博多区冷泉町 ----- 博多区冷泉町	120	120	
市 道	冷泉町292号線	—	博多区冷泉町 ----- 博多区冷泉町	110	110	
市 道	上川端町328号線	—	博多区上川端町 ----- 博多区上川端町	130	130	
福岡市 計（直轄国道除く）				12,750	22,630	

(地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土石流災害予防計画)

1 治山対象地区

地区名			工種	備考
区	大字	字		
東	香椎	梅木谷	谷山工	復旧治山
城南	片江	倉瀬戸	谷止工	〃
早良	重留	荒平	〃	復旧治山
〃	東入部	長尾	〃	〃
〃	〃	赤龍	〃	〃
〃	〃	西山	〃	〃
〃	西入部	山城陸	〃	〃
〃	脇山	野田	〃	〃
〃	石釜	タキノハル	〃	〃
〃	椎原	北田	山腹工	〃
〃	椎原	長畑	〃	〃
〃	重留	田代	谷止工	〃
西	飯氏	大谷	谷止工	〃
〃	金武	北谷	〃	〃
〃	玄界島	寄木	土留工	〃
〃	桑原	中ノ谷	〃	〃
〃	今津	庄ノ尻	防潮工	海岸防災林造成事業

2 林地防災対象地区

地区名			工種	備考
区	大字	字		
博多	金の隈1丁目		法面工	防災施設工事
城南	東油山	黒ノ原	法面工	〃
早良	石釜	東	土留工	〃
〃	〃	大柳	〃	〃
〃	内野	後河原	〃	〃
〃	東入部	平尾	〃	〃
〃	〃	ツカノ尾	〃	〃
〃	曲淵	大谷	〃	〃
〃	脇山	谷	法面工	〃
〃	西	上広瀬	土留工	〃
〃	椎原	小爪	法面工	〃
西	桑原	宮ノ浦	〃	〃
〃	〃	下ノ谷	〃	〃
〃	〃	中谷	〃	〃
〃	〃	大津庵	〃	〃
〃	宮ノ裏	畑中	〃	〃
〃	〃	泊道ノ上中	〃	〃
〃	〃	箱	法面工	〃
〃	草場	東	土留工	〃
〃	〃	中	〃	〃
〃	小田	森	法面工	〃
〃	小戸1丁目		〃	〃
〃	宮ノ浦	小泊	〃	〃
〃	元岡	下ノ谷	〃	〃

3 林道防災対象路線

地区名	路線名	備考
城南区大字 片江	片 江	防災施設工事
〃 〃	片 江 山	〃
〃 東油山	瀬 戸 口	〃
〃	桜 河 内	〃
早良区大字 野芥	西 油 山	〃
〃 東入部	長 峰	〃
〃 〃	西 山	〃
〃 椎原	長 畑 1 号 長 畑 2 号	〃
〃 〃	長 野	〃
〃 石釜	滝 川	〃
〃 〃	千 石	〃
〃 〃	新 飼 (1)(2)	〃
〃 西入部	西 入 部	〃
〃 〃	伊 田 尻	〃
〃 脇山	平 床	〃
〃 〃	大 門 内 畑	〃
〃 〃	小 屋 谷	〃
〃 〃	小 釜 ケ 谷	〃
〃 〃	谷	〃
〃 〃	大 門 大 平	〃
〃 小笠木	今 畑	〃
〃 〃	狸 穴	〃
〃 〃	セ ン バ 谷	〃
〃 椎原	椎 原	〃
〃 重留	重 留	〃
〃 石釜	石 釜	〃
〃 飯場	飯 場	〃
〃 曲渕	浦 山	〃
〃 西	広 瀬	〃
〃 早良6丁目	本 城	〃
〃 椎原～曲渕	早 良	〃
〃 飯場	野 河 内	〃
〃 脇山	願 正 寺	〃
〃 〃	谷 口	〃
〃 石窯	向 野	〃
西区 大字 今宿	上 ノ 原	〃
〃 〃	焼 山	〃
〃 金武	甫 ケ 浦	〃
〃 飯氏	周 船 寺	〃
〃	千 里	〃
〃 飯氏	千 里 大 谷 1.2.3.4. 号 線	〃
〃 〃	飯 氏	〃
〃 今宿上ノ原	相 原	〃
〃 今津	毘 沙 門	〃
〃 金武	深 谷	〃
〃 〃	北 荒 谷	〃
〃 〃	荒 谷	〃
〃 吉武	仙 谷	〃
〃 飯盛	飯 盛	〃
〃 小田	小 田 牧	〃
南区 大字 桧原	真 木 内	〃
〃 〃	黒 ノ 原	〃
〃 〃	夫 婦 石	〃
〃 柏原	荒 谷	〃

4 土石流危険溪流

溪流所在地		水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		水系名	河川名	溪流名
区	字				区	字			
東区	香椎	多々良川	長谷川	梅木谷川2	南区	柏原	樋井川	相原川	相原川4
東区	香椎	多々良川	長谷川	梅木谷川1	南区	柏原	樋井川	相原川	相原川2
東区	名子	多々良川	長谷川	名子川	南区	柏原	樋井川	相原川	相原川3
東区	香椎	香椎川	香椎川	香椎川1	南区	柏原	樋井川	糖塚川	糖塚谷川
東区	香椎	香椎川	香椎川	香椎川2	南区	柏原	樋井川	糖塚川	中荒谷川
東区	香椎	香椎川	香椎川	香椎川3	南区	柏原	樋井川	樋井川	柏陵沢
東区	浜男	唐原川	唐原川	浜男沢2	南区	柏原	樋井川	樋井川	四十川1
東区	浜男	唐原川	唐原川	浜男沢1	南区	柏原	樋井川	樋井川	四十川2
東区	下原	唐原川	唐原川	唐原川2	南区	柏原	樋井川	樋井川	柏原南谷
東区	下原	唐原川	唐原川	唐原川1	南区	柏原	樋井川	樋井川	箱池沢
東区	下原	唐原川	唐原川	下原沢2	南区	柏原	樋井川	樋井川	若久川
東区	下原	唐原川	唐原川	下原沢1	南区	柏原	樋井川	相原川	三十田谷
東区	志賀島	天竜川	天竜川	天竜川	城南区	梅林	樋井川	七隈川	川原沢1
東区	勝馬	江尻川	江尻川	江尻川2	城南区	梅林	樋井川	七隈川	川原沢2
東区	勝馬	江尻川	江尻川	江尻川1	城南区	梅林	樋井川	七隈川	梅林谷
東区	弘	西方川	西方川	西方谷3	城南区	西片江	樋井川	片江川	弓掛谷
東区	弘	西方川	西方川	西方谷2	城南区	西片江	樋井川	片江川	西片江沢
東区	弘	西方川	西方川	西方谷1	城南区	片江	樋井川	片江川	南片江川3
東区	弘	残田川	残田川	弘谷川	城南区	南片江	樋井川	片江川	南片江川1
東区	弘	残田川	残田川	残田川	城南区	南片江	樋井川	片江川	南片江川2
東区	志賀島	志賀島川	志賀島川	志賀島川	城南区	南片江	樋井川	片江川	寒地川
東区	志賀島	志賀島谷	志賀島谷	志賀島谷2	城南区	南片江	樋井川	片江川	片江川上流
東区	志賀島	志賀島谷	志賀島谷	志賀島谷1	城南区	東油山	樋井川	片江川	一本松川1
東区	志賀島	岡方川	岡方川	岡方川	城南区	東油山	樋井川	片江川	一本松川2
東区	香椎	多々良川	長谷川	長谷川2	城南区	東油山	樋井川	樋井川	駄の原沢
博多区	金隈	御笠川	御笠川	持田ヶ浦川	城南区	東油山	樋井川	樋井川	駄の原川1
博多区	金隈	御笠川	御笠川	持田ヶ浦川2	城南区	東油山	樋井川	樋井川	駄の原川2
博多区	金隈	御笠川	御笠川	持田ヶ浦川3	早良区	西入部	室見川	室見川	西入部川2
博多区	金隈	御笠川	御笠川	持田ヶ浦川4	早良区	西入部	室見川	室見川	西入部川1
博多区	金隈	御笠川	御笠川	金隈川1	早良区	西入部	室見川	室見川	丸熊沢
博多区	金隈	御笠川	御笠川	金隈川2	早良区	石釜	室見川	室見川	丸熊谷
博多区	立花寺	御笠川	御笠川	長屋沢	早良区	早良	室見川	長峰川	長峰川
南区	東油山	樋井川	相原川	檜原川	早良区	石釜	室見川	長峰川	長峰沢1
南区	桧原	樋井川	相原川	相原川	早良区	早良	室見川	室見川	内野西沢2

溪流所在地		水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		水系名	河川名	溪流名
区	字				区	字			
早良区	石釜	室見川	室見川	内野西沢1	早良区	脇山	室見川	小爪川	小爪川
早良区	石釜	室見川	室見川	陽光谷	早良区	脇山	室見川	椎原川	湯の野谷
早良区	西	室見川	室見川	古賀谷3	早良区	椎原	室見川	荒谷川	辻谷3
早良区	西	室見川	室見川	古賀谷2	早良区	椎原	室見川	荒谷川	辻谷2
早良区	西	室見川	室見川	古賀谷1	早良区	椎原	室見川	荒谷川	辻谷1
早良区	石釜	室見川	室見川	下の畑谷	早良区	椎原	室見川	荒谷川	辻永野沢
早良区	石釜	室見川	室見川	北川	早良区	椎原	室見川	荒谷川	荒谷川3
早良区	飯場	室見川	飯場川	石原谷1	早良区	椎原	室見川	荒谷川	荒谷川2
早良区	飯場	室見川	飯場川	飯場川2	早良区	椎原	室見川	荒谷川	荒谷川4
早良区	飯場	室見川	飯場川	飯場川1	早良区	椎原	室見川	荒谷川	荒谷川1
早良区	飯場	室見川	飯場川	飯場谷2	早良区	脇山	室見川	椎原川	谷口沢2
早良区	飯場	室見川	飯場川	飯場谷1	早良区	脇山	室見川	椎原川	谷口沢1
早良区	飯場	室見川	飯場川	飯場谷川	早良区	脇山	室見川	椎原川	門戸口沢3
早良区	飯場	室見川	八丁川	八丁川	早良区	脇山	室見川	小笠木川	門戸口沢2
早良区	飯場	室見川	八丁川	野河内谷	早良区	脇山	室見川	小笠木川	門戸口沢1
早良区	曲渚	室見川	八丁川	大山上沢	早良区	脇山	室見川	小笠木川	池田沢3
早良区	曲渚	室見川	室見川	大谷口沢2	早良区	脇山	室見川	小笠木川	池田沢2
早良区	曲渚	室見川	室見川	浦の山沢2	早良区	脇山	室見川	小笠木川	池田沢1
早良区	曲渚	室見川	室見川	浦の山沢1	早良区	小笠木	室見川	小笠木川	志水谷2
早良区	石釜	室見川	滝川	滝川2	早良区	小笠木	室見川	小笠木川	志水谷1
早良区	石釜	室見川	滝川	滝川1	早良区	小笠木	室見川	小笠木川	峠川
早良区	石釜	室見川	室見川	上石釜谷	早良区	小笠木	室見川	小笠木川	舟引川2
早良区	石釜	室見川	新飼川	新飼川1	早良区	小笠木	室見川	小笠木川	舟引沢
早良区	石釜	室見川	新飼川	新飼川2	早良区	脇山	室見川	小笠木川	大谷沢2
早良区	石釜	室見川	室見川	中石釜谷1	早良区	脇山	室見川	小笠木川	大谷沢1
早良区	石釜	室見川	室見川	中石釜谷2	早良区	脇山	室見川	小笠木川	野田川
早良区	石釜	室見川	室見川	多々良川	早良区	脇山	室見川	小笠木川	城の原沢3
早良区	石釜	室見川	室見川	小原川	早良区	脇山	室見川	小笠木川	城の原沢2
早良区	石釜	室見川	坊主川,唐原川	坊主川	早良区	脇山	室見川	小笠木川	城の原沢1
早良区	石釜	室見川	坊主川,唐原川	西谷川	早良区	脇山	室見川	小笠木川	谷川
早良区	西	室見川	長尾川	長尾川	早良区	脇山	室見川	小笠木川	谷沢2
早良区	西	室見川	長尾川	西中山沢	早良区	脇山	室見川	小笠木川	谷沢1
早良区	西	室見川	小笠木川	僧座川	早良区	脇山	室見川	小笠木川	仙道谷2
早良区	西	室見川	大谷川	西神の原沢	早良区	内野	室見川	小笠木川	仙道谷1

溪流所在地		水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		水系名	河川名	溪流名
区	字				区	字			
早良区	東入部	室見川	小笠木川	仙道沢1	早良区	曲渕	室見川	飯場川	石原谷2
早良区	東入部	室見川	小笠木川	荒平沢2	早良区	飯場	室見川	飯場川	先堂川
早良区	東入部	室見川	小笠木川	荒平沢1	早良区	飯場	室見川	八丁川	一ノ野川
早良区	東入部	室見川	小笠木川	一ツ家沢2	早良区	飯場	室見川	一の瀬川	一の瀬川2
早良区	東入部	室見川	小笠木川	一ツ家谷	早良区	飯場	室見川	一の瀬川	一の瀬川1
早良区	東入部	室見川	小笠木川	一ツ家沢1	早良区	飯場	室見川	一の瀬川	楔谷沢
早良区	東入部	室見川	室見川	平尾沢2	早良区	曲渕	室見川	室見川	大谷口沢1
早良区	東入部	室見川	室見川	平尾沢1	早良区	曲渕	室見川	室見川	隧道上谷
早良区	東入部	室見川	室見川	平尾谷3	早良区	石釜	室見川	滝川	滝川3
早良区	東入部	室見川	室見川	平尾谷2	早良区	石釜	室見川	滝川	花乱谷
早良区	東入部	室見川	室見川	平尾谷1	早良区	石釜	室見川	室見川	上石釜谷2
早良区	東入部	室見川	室見川	入部沢	早良区	石釜	室見川	室見川	上石釜谷1
早良区	東入部	室見川	室見川	入部谷	早良区	石釜	室見川	室見川	小原沢
早良区	東入部	室見川	室見川	熊本沢	早良区	石釜	室見川	多々羅川	多々羅沢
早良区	東入部	室見川	室見川	熊本谷2	早良区	椎原	室見川	小笠木川	大谷川
早良区	東入部	室見川	室見川	熊本谷1	早良区	脇山	室見川	椎原川	一ツ田谷
早良区	東入部	室見川	金屑川	三郎丸沢3	早良区	椎原	室見川	荒谷川	北田沢1
早良区	東入部	室見川	金屑川	三郎丸沢2	早良区	小笠木	室見川	小笠木川	栗尾川
早良区	東入部	室見川	金屑川	三郎丸沢1	早良区	小笠木	室見川	小笠木川	峠沢
早良区	重留	室見川	金屑川	金屑川	早良区	小笠木	室見川	小笠木川	舟引川3
早良区	重留	室見川	金屑川	辻寺口沢2	早良区	小笠木	室見川	小笠木川	舟引川1
早良区	重留	室見川	金屑川	辻寺口沢1	早良区	小笠木	室見川	小笠木川	舟引川4
早良区	重留	室見川	金屑川	牛鳴川	早良区	脇山	室見川	小笠木川	仙道沢2
早良区	野芥	室見川	油山川	油山川	早良区	板屋	那珂川	那珂川	黒牟田谷
早良区	野芥	室見川	油山川	野芥谷	早良区	板屋	那珂川	-	黒牟田谷2
早良区	野芥	室見川	油山川	野芥沢	早良区	板屋	那珂川	那珂川	山添川
早良区	野芥	室見川	油山川	妙見沢	早良区	板屋	那珂川	那珂川	板屋川
早良区	梅林	樋井川	七隈川	中尾沢	西区	今宿町	江ノ口川	-	新谷
早良区	梅林	樋井川	七隈川	梅林川2	西区	今宿町	江ノ口川	-	今宿川
早良区	梅林	樋井川	七隈川	梅林川1	西区	今宿上ノ原	江ノ口川	-	相原沢2
早良区	板屋	那珂川	那珂川	那珂谷川	西区	今宿上ノ原	江ノ口川	-	相原沢1
早良区	石釜	室見川	室見川	長峰沢2	西区	今宿上ノ原	七寺川	上ノ原川	上ノ原川2
早良区	石釜	室見川	室見川	下畑川	西区	今宿上ノ原	七寺川	上ノ原川	上ノ原川1
早良区	石釜	室見川	室見川	一の瀬川3	西区	今宿上ノ原	七寺川	西上ノ原川	西上ノ原川2

溪流所在地		水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		水系名	河川名	溪流名
区	字				区	字			
西区	今宿上ノ原	七寺川	西上ノ原川	西上ノ原川1	西区	飯盛	室見川	日向川	飯盛沢
西区	今宿上ノ原	七寺川	-	鯉谷4	西区	吉武	室見川	日向川	堂面沢
西区	今宿上ノ原	七寺川	-	鯉谷3	西区	金武	室見川	竜谷川	竜谷川
西区	今宿上ノ原	七寺川	-	鯉谷2	西区	金武	室見川	-	金武川1
西区	今宿上ノ原	七寺川	-	鯉谷1	西区	金武	室見川	-	金武川2
西区	今宿上ノ原	七寺川	-	七寺川	西区	金武	室見川	-	金武川3
西区	今宿上ノ原	七寺川	-	上ノ原谷2	西区	金武	室見川	-	金武谷
西区	今宿上ノ原	七寺川	-	上ノ原谷1	西区	今宿上原	七寺川	-	ウソノクチ谷
西区	今宿上ノ原	七寺川	-	上ノ原川2	西区	今宿上原	七寺川	-	上ノ原沢
西区	今宿上ノ原	七寺川	-	上岩ノ沢	西区	今宿上原	七寺川	-	焼山沢
西区	今宿上ノ原	七寺川	-	広田谷	西区	羽根戸	名柄川	-	道隈川
西区	今宿上ノ原	七寺川	-	堀の内沢	西区	羽根戸	室見川	日向川	山ノ屋敷川
西区	今宿上ノ原	七寺川	-	下川原沢	西区	吉武	室見川	日向川	吉武沢
西区	今宿青木	七寺川	-	川芝谷3	西区	金武	室見川	日向川	乙石川
西区	今宿青木	七寺川	-	川芝谷2	西区	金武	室見川	-	金武川4
西区	今宿青木	七寺川	-	川芝谷1	西区	宮浦	宮の浦川	太田川	太田川
西区	今宿青木	十郎川	福寿谷川左支川	福寿谷川2	西区	西浦	高山川	高山川	高山川
西区	今宿青木	十郎川	福寿谷川	福寿谷川1	西区	宮浦	小浜川	小浜川	小浜川
西区	拾六町	十郎川	野方川	野方川	西区	小田	深氏川	深氏川	深氏川
西区	今宿青木	七寺川	-	鯉谷2	西区	小田	小田川	山方川	山方川
西区	今宿青木	七寺川	-	鯉谷1	西区	桑原	大原川	大原川	桑原谷
西区	今宿東	七寺川	-	今宿東川	西区	元岡	瑞梅寺川	下の谷川	下の谷川
西区	今宿青木	-	-	大谷沢	西区	飯氏	瑞梅寺川	周船寺川	飯氏川
西区	今宿東	-	-	大谷沢2	西区	女原	江の口川	江の口川	女原沢(2)
西区	生の松原	-	-	生田川	西区	女原	江の口川	江の口川	女原沢(1)
西区	生松台	十郎川	野方川	名切谷川	西区	宮浦	宮の浦川	太田川	馬立川
西区	生松台	十郎川	野方川	名切谷川右支川	西区	山方	小田川	小田川	小田谷
西区	生松台	十郎川	野方川	高尾川左支川	西区	小田	小田川	段川	川原川
西区	生松台	十郎川	野方川	高尾川	西区	徳永	江の口川	江の口川	徳永谷
西区	生松台	十郎川	野方川	笠間谷川					
西区	野方	十郎川	大音川	大音川					
西区	野方	十郎川	-	十郎川谷川2					
西区	野方	十郎川	-	十郎川谷川1					
西区	野方	十郎川	十郎川左支川	十郎川左支川	計	267 溪流			

第3章 災害応急対策計画

(組織計画)

1 福岡市防災会議条例

昭和38年4月1日
条例第21号

改正 昭40—条例44
改正 昭47—条例12
改正 昭48—条例5
改正 昭49—条例51
改正 昭53—条例5
改正 昭57—条例33
改正 昭60—条例61
改正 平3—条例8
改正 平5—条例4
改正 平7—条例58
改正 平12—条例69
改正 平17—条例61

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき福岡市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務を掌る。

- (1) 福岡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第32条に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること
- (4) 第3号に掲げるもののほか、法又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 自衛隊の部隊又は機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 福岡市教育長
 - (4) 福岡県警察の警察官のうちから任命する者
 - (5) 市長がその事務部局内の職員のうちから市長が任命する者
 - (6) 福岡県知事の事務部局内の職員のうちから市長が任命する者
 - (7) 福岡市の消防団員のうちから市長が任命する者。
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて任命する者

6 委員の定数は、75 人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事75人以内を置く。

2 幹事は、防災会議の委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第6条 この条例の定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

付 則 省略

2 福岡市防災会議運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、福岡市防災会議条例（昭和38年福岡市条例第21号）第6条の規程に基づき、福岡市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会 議)

第2条 防災会議は、会長が必要であると認めるときに招集する。

- 2 会長は会議の議長となり、議事を司会する。
- 3 防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議事を決することができない。
- 4 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会)

第3条 防災会議に専門の事項を審議するため、委員会を置くことができる。

(幹事会議)

第4条 幹事は、その職務を行うため事務の内容に応じ、当該事務に関係する機関の幹事で幹事会議を開くことができる。

(専決処分)

第5条 防災会議が成立しないとき、防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき次の事項について専決処分することができる。

- (1) 福岡市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること
 - (2) 災害に関する情報を収集すること。
 - (3) 関係機関の長に対し資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を定めること。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(庶 務)

第6条 防災会議の庶務は、市民局防災・危機管理部防災・危機管理課において処理する。

(委 任)

第7条 この規程に定めるものを除くほか、必要な事項は、会長が定める。

付 則 省略

3 福岡市防災会議委員・幹事名簿

平成 24. 5. 1 現在

会長 福岡市長 高島 宗一郎

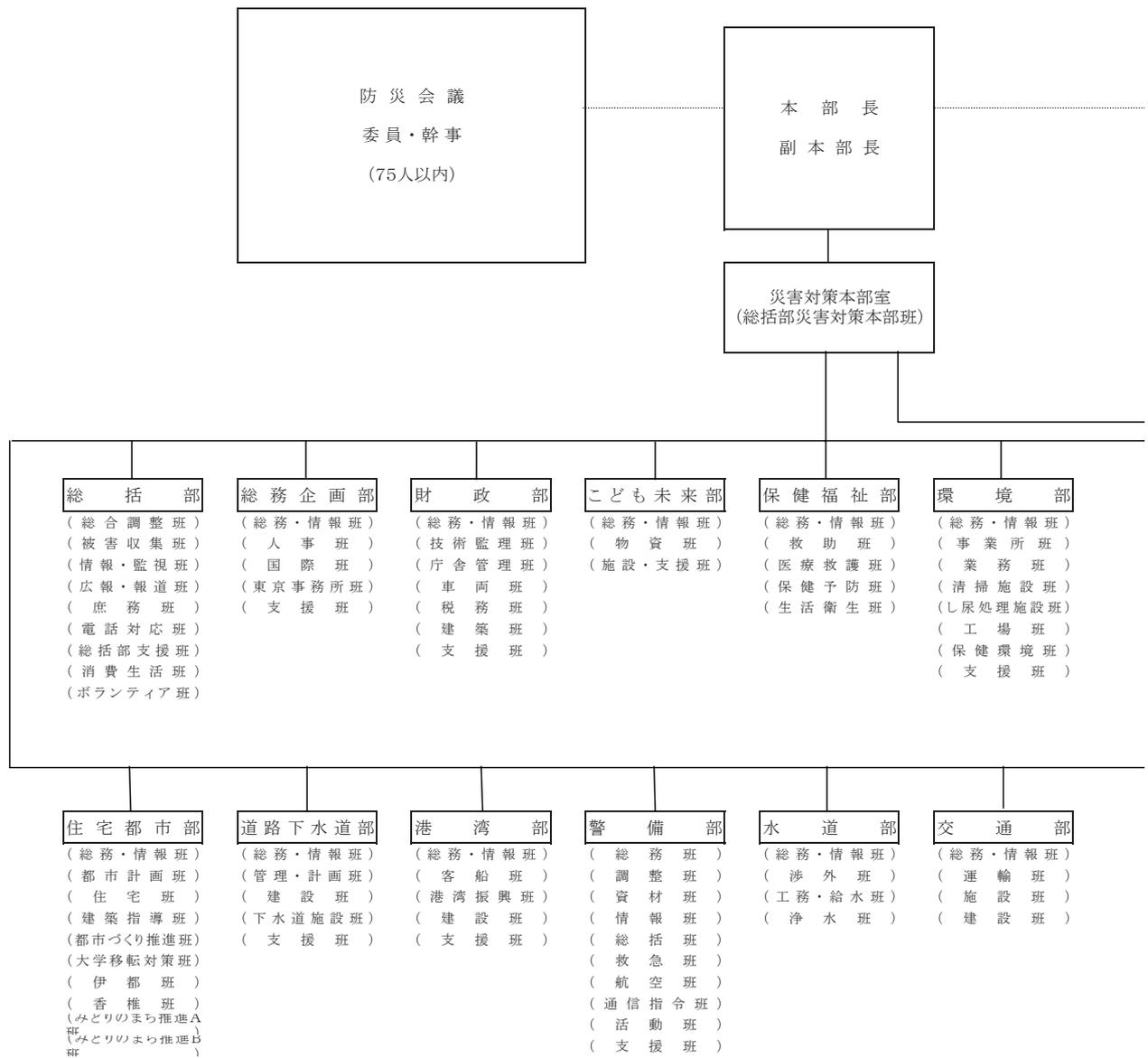
区分	所属機関名	所在地	委員	幹事	電話番号
第3条 第5項 第1号 委員 (9名)	福岡財務支局	〒812-0013 博多区博多駅東2丁目11-1	財務主幹	総務課長	勤 411-7281
	九州厚生局	〒812-0011 博多区博多前3丁目2-8 住友生命博多ビル4F	指導総括 管理官	総務課長	勤 707-1115
	九州農政局 福岡地域センター	〒812-0018 博多区住吉3丁目17-21	総括農政業務 管理官	主任農政業務 管理官	勤 281-8261
	九州運輸局 福岡運輸支局	(本庁舎) 〒813-8577 東区千早3丁目10-40	支局長	首席運輸 企画専門官	勤 673-1190
	九州地方整備局 博多港湾・空港 整備事務所	〒810-0074 中央区大手門2丁目5-33	所長	総務課長	勤 752-8600
	国土交通省 大阪航空局 福岡空港事務所	〒812-0005 博多区上臼井字屋敷295	次長	航空保安 防災課長	勤 621-2605
	福岡海上保安部	〒812-0031 博多区沖浜町8-1	部長	警備救難 課長	勤 281-5865
	福岡管区气象台	〒810-0052 中央区大濠1丁目2-36	技術部長	業務課 防災調整官	勤 725-3603
	九州地方整備局 福岡国道事務所	〒813-0043 東区名島3丁目24-10	所長	管理第一 課長	勤 681-4731
第2号 委員 (1名)	陸上自衛隊 第19普通科連隊	〒816-8666 春日市大和町5-12	連隊長	第3科長	勤 591-1020 (内403)
第3号 委員 (1名)	福岡市教育委員会	〒810-8621 中央区天神1丁目8-1	教育長	総務部長	勤 711-4603
第4号 委員 (1名)	福岡県警察	〒812-8576 博多区東公園7-7	警備部長	警備課長	勤 641-4141 (内5723)
第5号 委員 (24名)	福岡市	〒81-8620 中央区天神1丁目8-1	副市長	市長室長	勤 711-4002
	〃	〃	副市長		勤 711-4002
	〃	〃	副市長		勤 711-4002

区分	所属機関名	所在地	委員	幹事	電話番号	
第5号 委員 (24名)	福岡市	〒810-8620 中央区天神1丁目8-1	総務企画 局長	行政部長	勤	711-4042
	〃	〃	財政局長	財政部長	勤	711-4161
	〃	〃	市民局長	防災・危機 管理部長	勤	711-4068
	〃	〃		防災・危機 管理課長	勤	711-4056
	〃	〃	こども未来 局長	こども部長	勤	711-4115
	〃	〃	保健福祉 局長	総務部長	勤	711-4221
	〃	〃	環境局長	環境政策 部長	勤	711-4291
	〃	〃	経済観光文化 局長	産業振興 部長	勤	711-4321
	〃	〃	農林水産 局長	農林部長	勤	711-4801
	〃	〃	住宅都市 局長	総務部長	勤	733-5403
	〃	〃	道路下水道 局長	総務部長	勤	711-4501
	〃	〒812-8620 博多区沖浜町12-1	港湾局長	総務部長	勤	282-7105
	〃	〒810-8521 中央区舞鶴3丁目9-7	消防局長	警防部長	勤	725-6952
	〃	〒812-0011 博多区博多駅前1丁目28-15	水道事業 管理者	総務部長	勤	483-3102
	〃	〒810-0041 中央区大名2丁目5-31	交通事業 管理者	総務部長	勤	732-4105
〃	〒812-8653 東区箱崎2丁目54-1	東区長	区政推進 部長	勤	645-1001	

区分	所属機関名	所在地	委員	幹事	電話番号	
第5号 委員 (24名)	〃	〒812-8512 博多区博多駅前2丁目9-3	博多区長	総務部長	勤	419-1002
	〃	〒810-8622 中央区大名2丁目5-31	中央区長	区政推進 部長	勤	718-1002
	〃	〒815-8501 南区塩原3丁目25-1	南区長	区政推進 部長	勤	559-5063
	〃	〒814-0192 城南区鳥飼6丁目1-1	城南区長	区政推進 部長	勤	833-4001
	〃	〒814-8501 早良区百道2丁目1-1	早良区長	区政推進 部長	勤	833-4301
	〃	〒819-8501 西区内浜1丁目4-1	西区長	区政推進 部長	勤	895-7037
第6号 委員 (1名)	福岡県	〒812-8577 博多区東公園7-7	防災危機管理 局長	消防防災 指導課長	勤	643-3113
第7号 委員 (7名)	消防団	〒810-8521 中央区舞鶴3丁目9-7	各消防団長 (7消防団)	水上消防団 副団長	勤	725-6564 (消防局警防課)
第8号 委員 (16名)	九州旅客鉄道(株)	〒812-8566 博多区博多前3丁目25-21	総務部 担当部長	施設部 工事課 副課長	勤	474-2501
	西日本旅客鉄道(株) 福岡支社	〒812-0011 博多区博多駅中央街1-1	総務企画 課長	総務企画 課長	勤	474-1677
	西日本高速道路(株) 九州支社	〒810-0001 中央区天神1丁目4-2 エルガーラ9F	保全サービス 事業部長	久留米 管理事務所 工務担当課長	勤	717-1730
	西日本電信電話(株) 福岡支店	〒812-0013 博多区博多駅東2丁目3-1 NTT博多ビル東館8F	支店長	災害対策室 課長	勤	476-6161
	日本赤十字社 福岡県支部	〒815-8503 南区大楠3丁目1-1	事務局長	事業部長	勤	523-1171
	日本放送協会 福岡放送局	〒810-8577 中央区六本松1丁目1-10	局長	報道専任 部長	勤	724-2847
	日本通運(株) 福岡支店	〒812-0034 博多区下呉服町1-1	総務次長	総務課長	勤	291-7112
	九州電力(株) 福岡支店	〒810-8720 中央区渡辺通2丁目1-82	支社長	総務 グループ長	勤	733-6501

区分	所属機関名	所在地	委員	幹事	電話番号	
第8号 委員 (16名)	西部ガス(株) 供給管理センター	〒812-0055 東区東浜1丁目10-75	所 長	計 画 グループ マネージャー	勤	633-2323
	(社)福岡県LPガス協会 福 岡 支 部	〒812-0015 博多区山王1丁目10-15	会 長	事務局長	勤	413-2202
	西日本鉄道(株) 総 務 部	〒810-8570 中央区天神1丁目11-17	総務部長	総 務 部 庶務課長	勤	734-1552
	西日本新聞社	〒810-8721 中央区天神1丁目4-1	総務局長 兼総務部長	副 参 事	勤	711-5186
	(社)福岡県水難救済会	〒812-0045 博多区東公園7-7	副 会 長	副 会 長	勤	631-1416
	福岡県医師会	〒814-0001(福岡市医師会) 早良区百道浜1丁目6-9	福 岡 市 医師会長	福岡市医師会 専務理事	勤	852-1501 福岡市医師会 事務局
	郵便事業株式会社 福 岡 支 店	〒810-8799 中央区天神4丁目3-1	支 店 長	副支店長	勤	713-2410
	郵便局株式会社 福岡中央郵便局	〒810-8799 中央区天神4丁目3-1	第一営業 部 長	第一営業部 担当課長	勤	713-2411
第9号 委員 (7名)	福岡市自治協議会等 七区会長会	〒810-8620 中央区天神1丁目8-1	代表		事 務 局	733-5161 市民局 コミュニティ推進課
	福岡市七区男女共同 参画協議会	〒810-8620 中央区天神1丁目8-1	代表		事 務 局	711-4107 市民局 男女共同参画課
	福岡市民生委員児童 委員協議会	〒810-8620 中央区天神1丁目8-1	副 会 長		事 務 局	733-5346 保健福祉局 地域福祉課内
	NPO法人 福岡市障害者 関係団体協議会	〒810-0062 中央区荒戸3丁目3-39 福岡市市民福祉プラザ4階	理 事 長		勤	762-5880
	独立行政法人 都市再生機構	〒810-8610 中央区長浜2丁目2-4	総務部長	総務チーム リーダー	勤	722-1002
	福岡北九州 高速道路公社	〒812-0055 東区東浜2丁目7-53	総務部長	総 務 部 調 査 役	勤	631-3282
	福 岡 市 社会福祉協議会	〒810-0062 中央区荒戸3丁目3-39	常務理事	事務局長	勤	751-1121

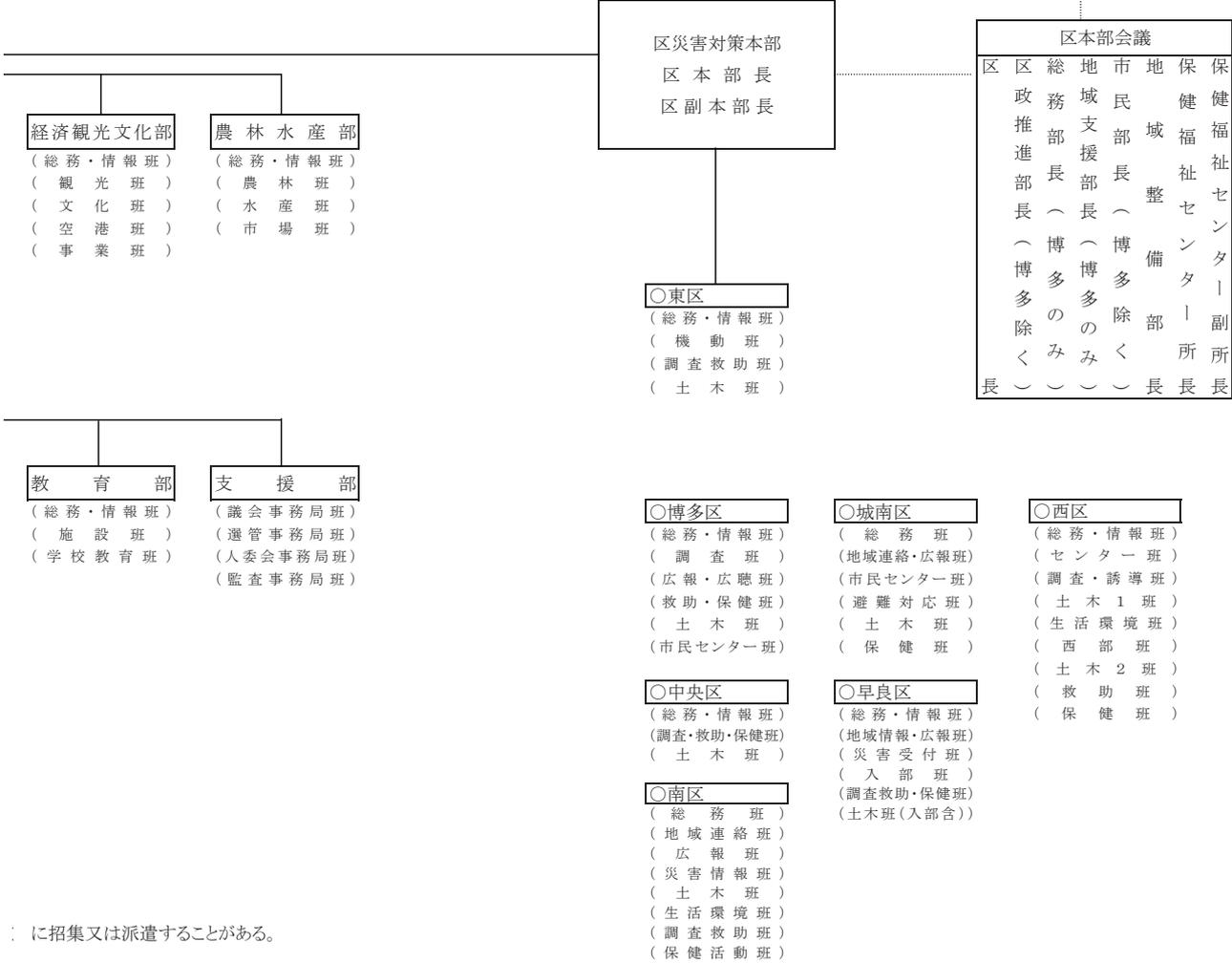
4 福岡市災害対策本部組織表



- 各部の総務・情報班についての対応の特例
水防第1, 2配備態勢中であっても、災害の状況に応じて、総務部長又は関係部長の判断で関係部の総務・情報班員を災害対策本部室

本部会議										
本	副	水	交	教	各	議	人	監	会	そ
部	道	道	通	育	局	事	事	員	事	管
部	業	業	業	局	務	局	務	局	務	理
部	管	管	理	理	理	理	理	理	理	理
長	長	者	者	長	長	長	長	長	者	他

地区連絡会議												
区	区	総	地	市	地	保	保	※	消	消	医	市
政	域	民	健	健	西	社	社	防	防	防	療	社
推	支	部	部	福	福	部	部	察	察	療	福	会
進	援	長	長	社	社	部	部	出	出	出	出	社
部	長	長	長	整	セ	セ	セ	出	出	出	出	社
長	長	長	長	備	ン	ン	ン	タ	タ	タ	タ	協
(博	(博	(博	(博	(博	(博	(博	(博	(博	(博	(博	(博	(博
多	多	多	多	多	多	多	多	多	多	多	多	多
除	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
く	み	み	み	み	み	み	み	み	み	み	み	み
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長



○：に招集又は派遣することがある。

5 福岡市災害対策本部事務分掌表

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)																				
総括部 部長 市民局長 副部長 会計管理者 市長室長 広報戦略室長 防災・危機管理部長 生活安全部長 総務部長 コミュニティ推進部長 男女共同参画部長 スポーツ推進部長 人権部長	総合調整班 ○防災・危機管理課 生活安全課 秘書課 市長秘書	災害対策本部の設置及び廃止に関すること 災害対策の総合調整に関すること 災害対策本部会議に関すること 総括部長の現場状況確認に関すること 防災関係機関との連絡調整に関すること 各部、各区との連絡に関すること 避難勧告等発令の統括 応援要請に関すること 各種協定（他部に関するものを除く）に関すること 防災無線の通信に関すること 本部長、副本部長の秘書に関すること	【市民局】 <table border="1"> <tr><td>I</td><td>II</td><td>III</td><td>IV</td><td>V</td></tr> <tr><td>11</td><td>15</td><td>34</td><td>119</td><td>163</td></tr> </table> 【会計室】 <table border="1"> <tr><td>I</td><td>II</td><td>III</td><td>IV</td><td>V</td></tr> <tr><td>0</td><td>1</td><td>4</td><td>17</td><td>32</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	11	15	34	119	163	I	II	III	IV	V	0	1	4	17	32
	I	II	III	IV	V																		
	11	15	34	119	163																		
	I	II	III	IV	V																		
	0	1	4	17	32																		
	被害収集班 ○総務課 課長（施設整備担当） 区政課 コミュニティ推進課 公民館調整課 防災・危機管理課 スポーツ振興課 スポーツ事業課 スポーツ事業課長 男女共同参画課 事業推進課 人権推進課 地域施策課（本課のみ）	区本部との連絡調整に関すること 各区被害状況の収集、取りまとめに関すること 避難所開設及び避難状況の集約 本部長指示の各部・各区への伝達に関すること 災害対応支援システムに関すること 避難勧告等情報の収集 所管施設の被害状況及び開設状況に関すること	【市民局】 <table border="1"> <tr><td>I</td><td>II</td><td>III</td><td>IV</td><td>V</td></tr> <tr><td>2</td><td>6</td><td>22</td><td>45</td><td>45</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	2	6	22	45	45										
	I	II	III	IV	V																		
	2	6	22	45	45																		
	情報・監視班 ○防災・危機管理課 生活安全課	水防警報等の各区等への情報伝達に関すること 河川水位等の監視に関すること 気象予報等、地震情報等の収集伝達に関すること																					
	広報・報道班 ○防災・危機管理課 広報戦略課 広報課 報道課	緊急情報の発信に関すること 災害及び被災者支援策の広報に関すること 報道機関への情報提供に関すること 報道機関との連絡調整に関すること 災害報道等の記録																					
庶務班 ○防災・危機管理課 会計管理課 審査課	災害速報の作成に関すること 災害対策本部会議資料に関すること 県への報告に関すること 災害対策本部会議会場設営 災害対策本部の庶務に関すること 義援金の受領に関すること																						
電話対応班 ○生活安全課 防災・危機管理課 広聴課	外部電話受付、取り次ぎ 市民等からの通報受理 災害時の市民からの相談に関すること 防災無線（統制台）での通信																						
総括部支援班 ○人権啓発センター 地域施策課（人権のまちづくり館）	他班の支援																						
消費生活班 消費生活センター	消費生活相談に関すること 消費生活情報の収集・提供に関すること 市民生活関連物資の調査に関すること																						
ボランティア班 市民公益活動推進課	災害ボランティアセンターとの連絡調整 ※ボランティア班は、災害ボランティアセンターが設置された場合のみ、規模に応じて要員を配置する。																						

合計

I	II	III	IV	V
13	22	60	181	240

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
総務企画部 部長 総務企画局長 副部長 理事 行政部長 企画調整部長 企画調整部部長 (事業調整担当) 部長(水資源対策担当) 国際部長 人事部長 東京事務所長	総務・情報班 ○総務課 情報公開室 法制課 情報システム課 情報化推進課 行政監理課 行政改革課	ア 部の統括 災害対策に係る部内の総合調整 イ 部の情報連絡 部内の情報集約・報告 災害対策本部室等との連絡調整 ウ 他班の支援	・水防第3配備態勢からは、災害対策本部室に1名常駐させ、当該部との連絡調整にあたる。 <table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>2</td><td>6</td><td>14</td><td>70</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	2	6	14	70
	I	II	III	IV	V								
	0	2	6	14	70								
	人事班 ○人事課 労務課 職員研修センター 職員健康課 福利厚生課	エ 対策本部要員の動員・配備の統括 職員の把握及び報告 職員の配備 支援職員の動員	・職員の動員・配備 ・水防第3配備態勢からは、災害対策本部室に1名常駐させ、出勤人員報告書の集計等により配備状況の把握にあたるとともに、総括部との連絡調整を図りながら支援職員の動員を行う。 <table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>5</td><td>12</td><td>72</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	5	12	72
	I	II	III	IV	V								
0	0	5	12	72									
国際班 ○国際課長(3)	オ 在在外国人の支援 外国人居住者の支援 海外からの支援等に係る連絡調整	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>4</td><td>19</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	1	4	19	
I	II	III	IV	V									
0	0	1	4	19									
東京事務所班 ○次長 課長(シティセールス担当)	カ 国等との連絡調整 国の対策の情報収集	・水防第4配備態勢時は、確実に連絡が取れる態勢をとるものとする。 <table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>8</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	0	1	8	
I	II	III	IV	V									
0	0	0	1	8									
支援班 ○企画課長(5) 統計調査課 課長(水資源対策担当)	キ 総括部災害対策本部班の補助・特命事項 ク 対策本部の情報集約・処理の支援 ケ 国等への支援要請 コ 支援策の総括 サ 復興計画の統括	・復興計画の策定 ・総括部の情報処理の支援 <table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>3</td><td>9</td><td>41</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	3	9	41	
I	II	III	IV	V									
0	0	3	9	41									

合計

I	II	III	IV	V
0	2	15	40	210

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
財 政 部 部長 財政局長 副部長 理事 財政部長 税務部長 技術監理部長 アセットマネジメント推進部長	総務・情報班 ○総務資金課 財政調整課	ア 部の統括 災害対策に係る部内の総合調整 イ 部の情報連絡 部内の情報集約・報告 災害対策本部室等との連絡調整 ウ 災害応急対策に係る財政措置 災害対策に関する予算措置 災害に伴う財政計画 財政に関する政府機関との連絡	・水防第3配備態勢からは、災害対策本部室に1名常駐させ、当該部との連絡調整にあたる。 ・時間外時の登庁職員の把握 <table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>1</td><td>6</td><td>8</td><td>30</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	1	6	8	30
	I	II	III	IV	V								
	0	1	6	8	30								
	技術監理班 技術企画課 ○技術監理課	エ 公共施設（土木・建築）の被害情報及び災害復に係る統括 被害状況の収集及び集約 防災協定に係る団体との連絡調整 災害対策本部室との連携及び関係機関との連絡調整 大規模災害時における復旧計画、復旧体制の総括 災害対策本部室との連携 応急工事に係る調整	・水防第2配備からは、災害対策本部に1名常駐して、公共施設の被害情報の収集及び関係機関との連絡調整にあたる。 <table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>1</td><td>3</td><td>10</td><td>14</td><td>20</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	1	3	10	14	20
	I	II	III	IV	V								
	1	3	10	14	20								
	庁舎管理班 ○公有財産課	オ 災害時の庁舎管理 初動期の本部設営の補助 本庁舎及び構内の管理 緊急災害電話の管理 カ 応急対策用地の確保の調整	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>5</td><td>22</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	1	2	5	22
I	II	III	IV	V									
0	1	2	5	22									
車両班 自動車管理事務所	キ 車両の運行の統括 配車計画及び運行 緊急通行車両の事前通行届出 燃料の確保の統括	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>3</td><td>7</td><td>9</td><td>27</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	3	7	9	27	
I	II	III	IV	V									
0	3	7	9	27									
税務班 ○税制課 納税企画課 課税企画課 法人納税課 特別滞納整理課 法人税務課 資産課税課	ク 市税の減免等 ケ 大規模災害時における家屋被害調査運営の総括等 家屋被害調査計画の決定 家屋被害調査に関する連絡調整	・各区調査救助班の支援 <table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>3</td><td>11</td><td>110</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	3	11	110	
I	II	III	IV	V									
0	0	3	11	110									
建築班 ○アセットマネジメント推進課 大規模事業調整課 施設建設課 設備課	コ 市有建築物の復旧対策 施設管理者との協議による応急対策並びに復旧工事の実施 サ 応急修理制度 応急修理に関する事前相談・調査 応急修理の実施	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>1</td><td>8</td><td>15</td><td>59</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	1	8	15	59	
I	II	III	IV	V									
0	1	8	15	59									
支援班 ○契約課 検査課	シ 日用品その他の物資調達の支援 登録者に関する情報集約・提供 物資調達手続きの支援 ス 他班の支援	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>10</td><td>30</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	1	10	30	
I	II	III	IV	V									
0	0	1	10	30									

合計

I	II	III	IV	V
1	9	37	72	298

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
こども未来部 部長 こども未来局長 副部長 こども部長 子育て支援部長 こども総合相談センター所長	総務・情報班 ○総務企画課	ア 部の統括 災害対策に係る部内の総合調整 イ 部の情報連絡 部内の情報集約・報告 災害対策本部室等との連絡調整	・水防第3配備態勢からは、 災害対策本部室に1名常駐させ、当該部との連絡調整にあたる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	0	1	5	9	12
	I	II	III	IV	V								
	0	1	5	9	12								
物資班 ○子育て支援課 監査指導課 保育課	ウ 救助物資の確保、配分の統括 食糧、日用品等の必要量のとりまとめ調整手続き エ 義捐品の配分に関する統括 配分計画 配分事務の統括	<table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	3	7	30	
I	II	III	IV	V									
0	0	3	7	30									
施設・支援班 ○放課後こども育成課 青少年健全育成課 課長（青少年施設検討担当） こども家庭課 こども発達支援課 少年科学文化会館 青年センター 背振少年自然の家 海の中道青少年海の家 保育所指導課 各保育所 こども支援課 こども相談課 こども緊急支援課	オ 要援護者（こども・障がい児）対策の統括 要援護者の状況把握 要援護者へのケア カ 関連施設の安全確認 利用者の避難誘導 施設の警戒、安全確保措置 キ 他班の支援	<table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>12</td> <td>353</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	5	12	353	
I	II	III	IV	V									
0	0	5	12	353									

合計

I	II	III	IV	V
0	1	13	28	395

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
保 健 福 祉 部 部長 保健福祉局長 副部長 理事 総務部長 保健医療部長 健康福祉のまちづくり部長 高齢者・障がい者部長 生活衛生部長 精神保健福祉センター所長	総務・情報班 ○総務課 政策推進課 保護課	ア 部の統括 災害対策に係る部内の総合調整 災害救助法関係事務（部内に関するもの） イ 部の情報連絡 部内の情報集約・報告 災害対策本部室等との連絡調整 ウ 被災者援護等の統括 災害救助法関係事務 災害見舞金、災害援護資金等支給事務の統括 エ 義援金の配分に関する支援 配分事務の統括	・水防第3配備態勢からは、災害対策本部室に1名常駐させ、当該部との連絡調整にあたる。 <table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>1</td><td>3</td><td>13</td><td>24</td><td>39</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	1	3	13	24	39
	I	II	III	IV	V								
	1	3	13	24	39								
	救助班 ○地域福祉課 高齢者施設支援課 監査指導課 介護保険課 松濤園 障がい者在宅支援課 障がい者施設支援課 障がい者更生相談所 地域保健課 健康増進課	オ 要援護者対策の統括 要援護者の状況把握の統括 要援護者への支援策の統括 カ 避難所運営の統括 各区避難所の状況把握と連絡調整・管理運営支援	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>9</td><td>23</td><td>140</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	9	23	140
	I	II	III	IV	V								
0	0	9	23	140									
医療救護班 ○地域医療課 国民健康保険課 医療年金課 病院事業課 課長（小児医療体制整備等担当）	キ 災害時の医療救護の統括 保健福祉センター等の救護班の設置の統括 医療関係従事者の確保 日赤その他医療機関との連絡調整 医療機関との連絡調整 医薬品、医療機器の確保、配分 災害時の医療確保 被災者の医療、助産、救護 各区保健救護班との連絡調整 福岡市立病院機構（子ども病院・感染症センター、市民病院）との連絡調整 ク 健康危機管理対策 救急医療体制の確保 医療資機材の確保、配分	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>1</td><td>9</td><td>15</td><td>47</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	1	9	15	47	
I	II	III	IV	V									
0	1	9	15	47									
保健予防班 ○保健予防課 精神保健福祉センター	ケ 災害時の防疫及び精神保健活動 感染症の予防・患者発生時の対応 被災者の健康管理 精神障害者への医療の確保と支援 被災者及び従事職員のメンタルヘルス コ 健康危機管理対策の統括 健康危機管理対策本部の運営 感染症の予防・患者発生時の対応	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>4</td><td>14</td><td>22</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	4	14	22	
I	II	III	IV	V									
0	0	4	14	22									
生活衛生班 ○生活衛生課 食品安全推進課 動物管理センター 食肉衛生検査所 食品衛生検査所	サ 災害時の衛生の保持 消毒及びそ族、昆虫類の駆除に関する統括 食品及び環境の衛生保持に関する統括 死亡獣畜の処理に関する統括 シ 遺体の火葬の統括 火葬の実施 葬祭関係団体との協定に基づく連絡調整 ス 健康危機管理対策 食中毒の予防・患者発生時の対応 セ 愛玩動物対策の統括	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>8</td><td>22</td><td>65</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	8	22	65	
I	II	III	IV	V									
0	0	8	22	65									

合計

I	II	III	IV	V
1	4	43	98	313

部	班名	事務分掌	備考 (配備編成人員数)										
環境部 部長 環境局長 副部長 環境政策部長（環境エネルギー政策部長兼務） 環境監理部長 循環型社会推進部長 施設部長	総務・情報班 ○総務課 管理課	ア 部の統括 災害対策に係る部内の総合調整 イ 部の情報連絡 部内の情報集約・報告 災害対策本部室等との連絡調整	・第3配備態勢からは、災害対策本部室に1名常駐させ、当該部との連絡調整にあたる。 <table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>1</td><td>2</td><td>10</td><td>13</td><td>20</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	1	2	10	13	20
	I	II	III	IV	V								
	1	2	10	13	20								
	事業所班 ○環境事業所	ウ 廃棄物の収集・運搬	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>3</td><td>7</td><td>55</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	3	7	55
	I	II	III	IV	V								
	0	0	3	7	55								
	業務班 ○家庭ごみ対策課 循環型社会計画課 事業系ごみ対策課 産業廃棄物指導課 環境保全課	エ し尿処理対策 仮設トイレの調達・設置の統括 し尿の収集、処理 オ 廃棄物処理対策 廃棄物の処理、運搬 清掃業者等との連絡 カ 有害廃棄物処理対策 キ 災害時の環境保全対策	・トイレ対策 <table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>12</td><td>25</td><td>66</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	12	25	66
	I	II	III	IV	V								
0	0	12	25	66									
清掃施設班 ○工場整備課 施設課	ク 廃棄物の処理 ケ 施設の応急復旧	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>4</td><td>9</td><td>22</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	4	9	22	
I	II	III	IV	V									
0	0	4	9	22									
し尿処理施設班 課長（し尿処理施設整備担当）	コ し尿処理 サ 施設の応急復旧	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>3</td><td>6</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	1	3	6	
I	II	III	IV	V									
0	0	1	3	6									
工場班 ○西部工場 施設課（西部埋立係・西部水処理係） 臨海工場 クリーンパーク・東部 南部工場	シ 廃棄物の処理 ス 施設の応急復旧	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>8</td><td>20</td><td>100</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	8	20	100	
I	II	III	IV	V									
0	0	8	20	100									
保健環境班 ○環境科学課 保健科学課	セ 食品衛生確保のための指導、検査等 ソ 感染者発生時の対応	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>5</td><td>43</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	2	5	43	
I	II	III	IV	V									
0	0	2	5	43									
支援班 ○環境政策課 温暖化対策課 エネルギー政策課 環境調整課	タ 他班の支援	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>9</td><td>20</td><td>34</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	9	20	34	
I	II	III	IV	V									
0	0	9	20	34									

合計

I	II	III	IV	V
1	2	49	102	346

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
経済観光文化部 部長 経済観光文化局長 副部長 理事 産業振興部長 新産業・立地推進部長 国際経済・コンテンツ部長 観光コンベンション部長 文化振興部長 文化財部長 空港対策部長 部長（空港整備推進） 事業部長	総務・情報班 ○政策調整課 振興課 経営支援課 雇用労働課 創業・立地推進課 企業誘致課 科学技術振興課 国際経済課 コンテンツ振興課	ア 部の統括 災害対策に係る部内の総合調整 イ 部の情報連絡 部内の情報集約・報告 災害対策本部室等との連絡調整 ウ 災害時の流通対策 食品・日用品等小売店舗の情報収集 エ 中小企業者に対する災害対策 災害資金の融資 各種相談	・水防第3配備態勢か らは、災害対策本部 室に1名常駐させ、 当該部との連絡調整 にあたる。 <table border="1"> <tr><td>I</td><td>II</td><td>III</td><td>IV</td><td>V</td></tr> <tr><td>0</td><td>3</td><td>9</td><td>23</td><td>82</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	3	9	23	82
	I	II	III	IV	V								
	0	3	9	23	82								
	観光班 ○観光戦略課 コンベンション推進課 プロモーション推進課 観光振興課	オ 観光施設等の災害対策 観光客等の安全対策	<table border="1"> <tr><td>I</td><td>II</td><td>III</td><td>IV</td><td>V</td></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>5</td><td>26</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	1	5	26
	I	II	III	IV	V								
0	0	1	5	26									
文化班 ○文化振興課 美術館 アジア美術館 博物館 文化財保護課 大規模史跡整備推進課 埋蔵文化財審査課 埋蔵文化財調査課 埋蔵文化財センター	カ 美術品・文化財の保護 キ 関係施設の安全確保	<table border="1"> <tr><td>I</td><td>II</td><td>III</td><td>IV</td><td>V</td></tr> <tr><td>0</td><td>1</td><td>23</td><td>47</td><td>111</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	1	23	47	111	
I	II	III	IV	V									
0	1	23	47	111									
空港班 ○空港対策課 課長（空港整備推進）	カ 所管の空港周辺施設の災害対策	<table border="1"> <tr><td>I</td><td>II</td><td>III</td><td>IV</td><td>V</td></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>6</td><td>14</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	2	6	14	
I	II	III	IV	V									
0	0	2	6	14									
事業班 ○経営企画課 開催運営課	キ 福岡競艇場の災害対策 入場者の安全確保	<table border="1"> <tr><td>I</td><td>II</td><td>III</td><td>IV</td><td>V</td></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>3</td><td>11</td><td>36</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	3	11	36	
I	II	III	IV	V									
0	0	3	11	36									

合計

I	II	III	IV	V
0	4	38	92	269

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
農 林 水 産 部 部長 農林水産局長 副部長 農林部長 水産部長 中央卸売市場長 部長（新青果市場担当）	総務・情報班 総務課	ア 部の統括 災害対策に係る部内の総合調整 イ 部の情報連絡 部内の情報集約・報告 災害対策本部室等との連絡調整	・水防第3配備態勢からは、災害対策本部室に1名常駐させ、当該部との連絡調整にあたる。 <table border="1"> <tr><td>I</td><td>II</td><td>III</td><td>IV</td><td>V</td></tr> <tr><td>1</td><td>2</td><td>5</td><td>7</td><td>9</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	1	2	5	7	9
	I	II	III	IV	V								
	1	2	5	7	9								
	農林班 ○農業政策課 森林・林政課 農業振興課 農業施設課 農業委員会事務局	ウ 農業関係災害対策 農畜産物に係る災害対策 山林災害対策 災害融資金 農地及び農業施設に係る災害対策(水防) 水利組合との連絡調整 農業委員との連絡調整 エ 農産物の確保 農産物の調達 オ 他班の支援	・食糧調達の支援 <table border="1"> <tr><td>I</td><td>II</td><td>III</td><td>IV</td><td>V</td></tr> <tr><td>3</td><td>13</td><td>27</td><td>41</td><td>73</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	3	13	27	41	73
I	II	III	IV	V									
3	13	27	41	73									
水産班 ○水産振興課 漁港課	カ 水産関係施設等の災害対策 水産・漁港施設 海岸の保全 集落排水処理施設 キ 漁協との連絡 漁船の協力要請 ク 水産物の確保	・食糧調達の支援 <table border="1"> <tr><td>I</td><td>II</td><td>III</td><td>IV</td><td>V</td></tr> <tr><td>0</td><td>2</td><td>7</td><td>10</td><td>24</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	2	7	10	24	
I	II	III	IV	V									
0	2	7	10	24									
市場班 ○市場課 鮮魚市場 課長（市場整備） 青果市場 課長（新青果市場建設） 食肉市場	ケ 生鮮食料品の確保 コ 物資配送の支援	・食糧調達の支援 <table border="1"> <tr><td>I</td><td>II</td><td>III</td><td>IV</td><td>V</td></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>9</td><td>12</td><td>41</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	9	12	41	
I	II	III	IV	V									
0	0	9	12	41									

合計

I	II	III	IV	V
4	17	48	70	147

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
住宅都市部 部長 住宅都市局長 副部長 理事 理事 総務部長 都市計画部長 住宅部長 建築指導部長 都市づくり推進部長 みどりのまち推進部長 大学移転対策部長 伊都区画整理事務所長 香椎振興整備事務所長	総務・情報班 ○総務課 企画・耐震推進課	ア 部の統括 災害対策に係る部内の総合調整 イ 部の情報連絡 部内の情報集約・報告 災害対策本部室等との連絡調整 ウ 民間建築物の耐震対策に関する支援制度	・水防第3配備態勢からは、災害対策本部室に1名常駐させ、当該部との連絡調整にあたる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	2	2	10	10	23
	I	II	III	IV	V								
	2	2	10	10	23								
	都市計画班 ○都市計画課 交通計画課 課長（アイランドシティ 自動車専用道路担当） 交通施策推進課	エ 交通対策 オ 都市防災に関すること カ 他班の支援	<table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	3	5	32
	I	II	III	IV	V								
	0	0	3	5	32								
	住宅班 ○住宅計画課 建替・改善課 住宅建設課 住宅管理課 課長（管理・調整担当） 住環境整備室	キ 被災住宅の補修・建替等に関する相談 ク 住宅復興資金に関する業務 ケ 市営住宅の応急対策 入居者の被災状況把握 入居者の安全確保 市営住宅の被災状況把握 市営住宅の応急対策 コ 市営住宅の一時使用 入居申込み受付ほか、諸手続き サ 応急仮設住宅 仮設住宅設置計画の策定 仮設住宅用地の選定 仮設住宅の建設 仮設住宅の維持管理	<table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	0	2	12	13	75
	I	II	III	IV	V								
0	2	12	13	75									
建築指導班 ○建築指導課 監察指導課 建築審査課 開発・建築調整課	シ 危険な宅地を改善するための融資相談 ス 宅地造成地等の災害の防止 セ 被災建築物応急危険度判定の統括 応急危険度判定実施計画の策定 応急危険度判定士の確保 危険度判定結果の公表 ソ 被災宅地危険度判定の統括 危険度判定実施計画の策定 危険度判定士の確保 危険度判定結果の公表 タ 家屋被害調査の支援 チ 住宅金融支援機構融資に係る災害復興住宅に関する被害の認定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	0	1	10	10	54	
I	II	III	IV	V									
0	1	10	10	54									
都市づくり推進班 ○地域計画課 都心再生課 都市景観室	ツ 所管事業・施設等の災害予防・災害応急対策 テ 他班の支援	<table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	0	1	4	5	29	
I	II	III	IV	V									
0	1	4	5	29									
大学移転対策班 ○調整課（学研都市推進課） 調整課（九大跡地計画課）	ト 所管事業・施設等の災害予防・災害応急対策 ナ 他班の支援	<table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	3	4	11	
I	II	III	IV	V									
0	0	3	4	11									
伊都班 ○計画営業課 換地課 工事課 補償課	ニ 所管事業・施設等の災害予防・災害応急対策 ス 他班の支援	<table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	0	1	4	7	24	
I	II	III	IV	V									
0	1	4	7	24									

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)				
住宅都市部	香椎班 ○計画課 商業対策課 換地課 工事課 補償課	ネ 所管事業・施設等の災害予防・災害応急対策 ノ 他班の支援	I	II	III	IV	V
			0	1	4	8	31
	みどりのまち推進 A 班 ○みどり管理課 みどり政策課 みどり推進課 みどり整備課	ハ 所管事業・施設等の災害予防・災害応急対策 ヒ 避難場所の安全確保 フ 災害対策用地の確保 ヘ 他班の支援	I	II	III	IV	V
			1	1	3	7	41
	みどりのまち推進 B 班 ○動物園 植物園	ホ 所管施設等の災害予防・災害応急対策 入園者, 避難者の安全確保	I	II	III	IV	V
			0	0	4	7	45

合計

I	II	III	IV	V
3	9	57	76	365

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
道 路 下 水 道 部 部長 道路下水道局長 副部長 理事 総務部長 管理部長 計画部長 建設部長 下水道施設部長 用地部長	総務・情報班 ○総務課	ア 局災害対策本部の統括 局災害対策本部の設置判断、配備体勢指示 イ 災害対策本部及び他班との連絡調整 災害対策本部との連絡 配備人員の把握、市災害対策本部への配備人員報告 他班及び各区土木班への支援指示、依頼 防災関係情報の局内周知 ウ 被害状況の集約 被害状況の集約及び局及び市災害対策本部への報告 市災害対策本部への連絡調整員の派遣 (水防第2配備以降1名)	・水防第2配備態勢からは、災害対策本部室に1名常駐させ、当該部との連絡調整にあたる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	2	4	8	9	9
	I	II	III	IV	V								
	2	4	8	9	9								
	管理・計画班 ○計画調整課 道路維持課 下水道河川管理課 道路管理課 路政課 道路計画課 自転車課 下水道計画課 河川計画課 那珂川・樋井川床上浸水対策推進室 広域道路推進課 高速道路推進課	エ 災害復旧業務における総合調整 道路・下水道・河川事業における国等との復旧事業の調整 排水ポンプ車の運用 オ 被害状況の把握 カ 国・県及び各区土木班との連絡調整 福岡北九州高速道路公社との連絡調整 佐賀県道路公社・福岡県道路公社との連絡調整 NEXCOとの連絡調整 キ 公益占用者との連絡調整 ク 水防 危険箇所の警戒・応急措置 河川・治水池等の水防活動 水防資器材(土のうを含む)の調整 ケ 災害復旧 下水道施設の応急復旧 下水道施設の維持管理	<table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11</td> <td>32</td> <td>65</td> <td>91</td> <td>119</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	11	32	65	91	119
I	II	III	IV	V									
11	32	65	91	119									
建設班 ○建設調整課 東部道路課 中部道路課 西部道路課 雑餉隈連続立体交差課 東部下水道課 博多駅地区浸水対策室 中部下水道課 西部下水道課 河川課	コ 工事現場の安全対策 サ 所管事業実施区間の警戒・応急措置 シ 被害状況の把握 ス 水防 危険箇所の警戒・応急措置 河川・治水池等の水防活動 セ 大規模災害時の緊急輸送道路の確保 (応急措置、迂回路の確保) ソ 災害復旧 下水道施設の応急復旧及び維持管理 汚濁水等の処理	<table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11</td> <td>45</td> <td>77</td> <td>108</td> <td>126</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	11	45	77	108	126	
I	II	III	IV	V									
11	45	77	108	126									
下水道施設班 ○施設管理課 施設整備課 水質管理課 東部水処理センター 中部水処理センター 西部水処理センター 和白水処理センター	タ 工事現場の安全対策 チ 被害状況の把握 ツ 災害復旧 下水道施設の応急復旧及び維持管理 汚濁水等の処理	<table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>28</td> <td>50</td> <td>83</td> <td>105</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	8	28	50	83	105	
I	II	III	IV	V									
8	28	50	83	105									

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)				
道 路 下 水 道 部	支援班 ○用地調整課 補償課 東部用地課 中部用地課 西部用地課 経理課 営業課	テ 他班の支援					
			I	II	III	IV	V
			0	7	17	41	88

合計

I	II	III	IV	V
32	116	217	332	447

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
港 湾 部 部長 港湾局長 副部長 理事 理事 総務部長 港湾振興部長 計画部長 建設部長 環境対策部長 アイランドシティ 経営計画部長 アイランドシティ 事業推進部長	総務・情報班 ○総務課	ア 部の統括 災害対策に係る部内の総合調整 イ 部の情報連絡 部内の情報集約・報告 災害対策本部室等との連絡調整	・水防第3配備態勢からは、災害対策本部室に1名常駐させ、当該部との連絡調整にあたる。 <table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>2</td><td>3</td><td>7</td><td>9</td><td>15</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	2	3	7	9	15
	I	II	III	IV	V								
	2	3	7	9	15								
	客船班 客船事務所	ウ 市営渡船利用者等の安全確保 エ 災害対策用船舶の確保	・渡船の利用・運行 <table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>4</td><td>62</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	1	2	4	62
	I	II	III	IV	V								
0	1	2	4	62									
港湾振興班 ○港湾管理課 振興課	オ 災害時の海上輸送の統括 在港船舶の安全確保 応急輸送施設の確保 災害対策用船舶の確保 海上輸送ルートの確保 カ 港湾施設に係る応急復旧等 被害の恐れのある箇所警戒 被害箇所の応急復旧 キ 港湾関係機関との連絡	・海上輸送路の確保 <table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td>5</td><td>29</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	2	2	5	29	
I	II	III	IV	V									
0	2	2	5	29									
建設班 ○維持課 補償課 港湾土木第1課 港湾土木第2課 港湾施設課	ク 港湾施設に係る応急復旧等 被害箇所の応急復旧 係留・護岸等施設の確認 ケ 臨港地区に係る災害対策用地の確保 (応援活動、物資・ゴミの一時保管、応急仮設住宅等) コ 資材調達及び配分 サ 港湾関係機関との連絡	・港内のパトロール ・工事区域内 <table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>4</td><td>10</td><td>29</td><td>68</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	4	10	29	68	
I	II	III	IV	V									
0	4	10	29	68									
支援班 ○計画課 事業計画課 事業推進課 環境対策課 事業管理課 計画調整課 誘致(足進)課 企業誘致課 立地促進課	シ 他班の支援	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>9</td><td>68</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	0	9	68	
I	II	III	IV	V									
0	0	0	9	68									

合計

I	II	III	IV	V
2	10	21	56	242

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
警 備 部 部長 消防局長 副部長 総務部長 警防部長 予防部長	総務班 総務課	ア 部の統括 災害対策本部室等との連絡調整 部内の情報集約・報告 消防職員の招集	・水防第2配備から災害対策本部室に一部職員を常駐させる。 <table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>2</td><td>6</td><td>7</td><td>14</td><td>14</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	2	6	7	14	14
	I	II	III	IV	V								
	2	6	7	14	14								
	調整班 職員課	イ 他機関との連絡調整	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>1</td><td>3</td><td>3</td><td>8</td><td>8</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	1	3	3	8	8
	I	II	III	IV	V								
	1	3	3	8	8								
	資材班 管理課	ウ 資機材等調達 資機材の調達 消防車両運行の統括	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>1</td><td>3</td><td>10</td><td>10</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	1	3	10	10
	I	II	III	IV	V								
	0	1	3	10	10								
情報班 ○予防課 指導課	エ 情報の統括 部内の情報の集計、報告 災害情報、気象情報の収集、伝達	・水防第4配備から災害対策本部室に一部職員を常駐させる。 <table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>2</td><td>4</td><td>8</td><td>23</td><td>23</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	2	4	8	23	23	
I	II	III	IV	V									
2	4	8	23	23									
総括班 警防課	オ 災害対策に係る部内の総合調整 カ 消防隊運用の統括 消防隊の運用 各消防団等の連携・調整 キ 災害の応急対策の統括 総括部災害対策本部班の支援 消防水利の確保 危険物施設の応急対策の統括 津波の警戒 施設等の安全確保措置の統括	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>4</td><td>7</td><td>13</td><td>13</td><td>13</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	4	7	13	13	13	
I	II	III	IV	V									
4	7	13	13	13									
救急班 救急課	ク 救急 救急隊の運用	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>1</td><td>2</td><td>4</td><td>7</td><td>7</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	1	2	4	7	7	
I	II	III	IV	V									
1	2	4	7	7									
航空班 消防航空隊	ケ 航空隊の運用、空輸に関する調整 消防航空隊の運用 臨時ヘリポートの統括 災害時の空域調整等の統括 空輸ルートの確保	・臨時ヘリポートの確保 ・空輸の確保 <table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>1</td><td>6</td><td>7</td><td>13</td><td>13</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	1	6	7	13	13	
I	II	III	IV	V									
1	6	7	13	13									
通信指令班 情報管理課 ○災害救急指令センター	コ 消防通信・指令 通信指令 消防無線の運用	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>10</td><td>17</td><td>26</td><td>36</td><td>36</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	10	17	26	36	36	
I	II	III	IV	V									
10	17	26	36	36									
活動班 各消防署	サ 災害応急活動 避難の指示、伝達、避難者の誘導救助捜索及び救出 捜索及び救出 被害箇所の警戒、応急措置 被害拡大防止措置 被害速報	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>228</td><td>267</td><td>450</td><td>763</td><td>856</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	228	267	450	763	856	
I	II	III	IV	V									
228	267	450	763	856									
支援班 消防学校	シ 他班の支援	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>7</td><td>7</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	2	7	7	
I	II	III	IV	V									
0	0	2	7	7									

合計

I	II	III	IV	V
249	313	523	894	987

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
水 道 部 部長 水道事業管理者 副部長 理事 公社理事長 公社常務理事 班長 総務部長 計画部長 配水部長 浄水部長 公社営業部長 公社保全部長	総務・情報班 ○総務課 経営企画課 経理課 契約課 営業課 ○公社管理課 公社事業推進課 公社東営業所 公社博多営業所 公社南営業所 公社城南営業所	ア 部の統括 災害対策に係る部内の総合調整 イ 部の情報連絡 部内の情報集約・報告 災害対策本部室等との連絡調整 ウ 応急復旧、応急給水の広報	・水防第3配備態勢からは、災害対策本部室に1名常駐させ、当該部との連絡調整にあたる。 <table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>1</td><td>3</td><td>38</td><td>76</td><td>150</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	1	3	38	76	150
	I	II	III	IV	V								
	1	3	38	76	150								
	渉外班 ○流域連携課 計画課 技術管理課	エ 水道関係機関との連絡 オ 他班の支援	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>7</td><td>13</td><td>25</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	7	13	25
I	II	III	IV	V									
0	0	7	13	25									
工務・給水班 ○事業調整課 東部管整備課 中部管整備課 西部管整備課 節水推進課 ○公社施設維持課 公社給水管理課 公社東部保全事務所 公社中部保全事務所 公社西部保全事務所	カ 水道施設の応急復旧、維持・管理 キ 応急対策資機材の調達・管理 ク 応急給水 ケ 関係機関等との連絡	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>51</td><td>129</td><td>257</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	51	129	257	
I	II	III	IV	V									
0	0	51	129	257									
浄水班 ○管理課 水管理課 浄水施設課 設備課 水道水質センター 乙金浄水場 多々良浄水場 高宮浄水場 夫婦石浄水場 瑞梅寺浄水場	コ 水道施設の応急復旧、維持・管理 サ 水運用計画 シ 災害時における水質試験	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>31</td><td>72</td><td>185</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	31	72	185	
I	II	III	IV	V									
0	0	31	72	185									

合計

I	II	III	IV	V
1	3	127	290	617

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
交通 部 部長 交通事業管理者 副部長 理事 総務部長 運輸部長 施設部長 建設部長	総務・情報班 ○総務課 経営企画課 経理課 営業課	ア 部の統括 災害対策に係る部内の総合調整 イ 部の情報連絡 部内の情報集約・報告 災害対策本部室等との連絡調整 ウ 地下鉄営業に係る調整	・水防第3配備態勢からは、災害対策本部室に1名常駐させ、当該部との連絡調整にあたる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>4</td> <td>13</td> <td>37</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	1	4	13	37	49
	I	II	III	IV	V								
	1	4	13	37	49								
	運輸班 ○乗客サービス課 運転課 運輸指令長 姪浜乗務事務所 橋本常務事務所	エ 災害時の利用者等の安全確保 利用者の誘導 オ 被害の応急復旧 駅施設の防護 被害箇所の応急復旧	・地下鉄利用者の安全確保 <table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>13</td> <td>70</td> <td>125</td> <td>355</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	1	13	70	125	355
I	II	III	IV	V									
1	13	70	125	355									
施設班 ○施設課 電気課 施設設計課 姪浜保守事務所 橋本保守事務所 車両課 姪浜車両工場 橋本車両工場	カ 被害の応急復旧 鉄道関係施設等の防護 被害箇所の応急復旧 工事現場における防災対策 車両基地、車両の防護	<table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>10</td> <td>35</td> <td>128</td> <td>128</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	1	10	35	128	128	
I	II	III	IV	V									
1	10	35	128	128									
建設班 ○技術課 計画課 建設課	キ 被害の応急復旧 鉄道関係施設等の防護 被害箇所の応急復旧 工事現場における防災対策	<table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>33</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	0	2	7	33	33	
I	II	III	IV	V									
0	2	7	33	33									

合計

I	II	III	IV	V
3	29	125	323	565

教育委員会

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
教 育 部 部長 教育長 副部長 教育次長 理事 総務部長 人権教育部長 教育環境部長 教育支援部長 指導部長 教育センター所長 総合図書館管理部長	総務・情報班 ○総務企画課 職員課 人権・同和教育課	ア 部の統括 災害対策に係る部内の総合調整 イ 部の情報連絡 部内の情報集約・報告 災害対策本部室等との連絡調整	・水防第2配備態勢からは、災害対策本部室に1名常駐させ、当該部との連絡調整にあたる。 <table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>1</td><td>4</td><td>13</td><td>19</td><td>30</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	1	4	13	19	30
	I	II	III	IV	V								
	1	4	13	19	30								
施設班 ○施設整備課 施設計画課 教育センター 総合図書館 生涯学習課 婦人会館	ウ 関係施設の安全確認 利用者の避難誘導 施設の警戒、安全確保措置 エ 避難所運営への協力 オ 他班の支援	・各区調査救助班の支援 <table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>1</td><td>12</td><td>34</td><td>106</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	1	12	34	106	
I	II	III	IV	V									
0	1	12	34	106									
学校教育班 ○学校教育支援課 健康教育課 課長（給食運営） 学校給食センター 課長（高校教育推進） 学校指導課 高校総体開催準備室 教育相談課 発達教育センター 学事課 教職員課 学校計画課	カ 児童・生徒の安全確保 避難誘導 被災児童生徒の健康管理 キ 学校施設の衛生の確保 ク 応急教育 応急教育計画 教職員の確保 被災児童・生徒への学用品等の援助 ケ 災害時の給食 応急教育に係る給食 避難者への給食 コ 避難所運営への協力 サ 他班の支援	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>1</td><td>17</td><td>42</td><td>748</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	1	17	42	748	
I	II	III	IV	V									
0	1	17	42	748									

合計

I	II	III	IV	V
1	6	42	95	884

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
支 援 部 部長 議会事務局長 監査事務局長 人事委員会事務局長 副部長 議会事務局次長 監査事務局次長 選挙管理委員会事務局長	議会事務局班 ○総務課 議事課 調査法制課	ア 災害に対する議会活動の統括	・議会対策 ・水防第3配備態勢からは、災害対策本部室に1名常駐させ、当該部との連絡調整にあたる。 <table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>2</td><td>6</td><td>11</td><td>40</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	2	6	11	40
	I	II	III	IV	V								
	0	2	6	11	40								
	選挙管理委員会事務局班 選挙課	イ 区災害対策本部等の支援	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>4</td><td>9</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	1	4	9
I	II	III	IV	V									
0	0	1	4	9									
人事委員会事務局班 ○任用課 審査課	ウ 区災害対策本部等の支援	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>7</td><td>16</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	1	7	16	
I	II	III	IV	V									
0	0	1	7	16									
監査事務局班 ○監査総務課 事務監査課 工事監査課	エ 区災害対策本部等の支援	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>1</td><td>5</td><td>12</td><td>25</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	1	5	12	25	
I	II	III	IV	V									
0	1	5	12	25									

合計

I	II	III	IV	V
0	3	13	34	90

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
東区災害対策本部 区本部長 区長 区副本部長 区政推進部長 市民部長 地域整備部長 保健福祉センター所長 保健福祉センター副所長	総務・情報班 ○総務課 区選挙管理委員会事務局 企画振興課 地域支援課 生涯学習推進課	ア 区災害対策本部の設置・運営 災害対策に係る区本部内の総合調整 避難勧告等の発令・伝達の統括 区本部設置、区本部会議 区本部活動の統括 市対策本部との連絡調整 東消防署等関係機関との連絡調整 避難所の開設に係る連絡調整 イ 区本部要員等の統括 動員、配備 活動要員の確保、応援要員の要請 応援職員の調整 ウ 情報の収集・集約・報告 管内被害状況の集約 市対策本部室との情報に関する連絡調整 消防署からの情報収集 各種情報の報告、伝達 エ 災害時の広報 避難勧告等の伝達 各種情報の広報 災害時の各種相談 オ 自治協議会、公民館、会館との連絡調整 自治協議会へ警報等、防災情報の伝達 地域情報の収集 カ 避難所開設に係る施設との連絡調整 キ ボランティアの活動調整 ク 区対策本部庁舎の安全確保、維持管理 庁舎の応急処置 利用者の安全確保 設備の保全 ケ り災証明の発行 コ 義援金品の受付	・東区河川水防マニュアル参照 ・教育部、避難所との連絡 ・時間外時の登庁職員の把握 ・福岡市被害状況等の収集 ・伝達マニュアル参照 ・東区河川水防マニュアル参照 ・避難は福岡市避難対策マニュアル参照 ・ボランティア対策 ・総括部災害対策本部班との連絡 ・総括部災害対策本部班，庶務班との連絡 <table border="1"> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> <tr> <td>8</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>32</td> <td>46</td> </tr> </table>	I	II	III	IV	V	8	15	25	32	46
	I	II	III	IV	V								
8	15	25	32	46									
	機動班 ○納税課 市民税課 固定資産税課 市民課 保険年金課	サ 区災害対策本部各班との連携 災害情報の収集、避難所の運営 水防活動	<table border="1"> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> <tr> <td>8</td> <td>14</td> <td>33</td> <td>45</td> <td>148</td> </tr> </table>	I	II	III	IV	V	8	14	33	45	148
I	II	III	IV	V									
8	14	33	45	148									

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
東区災害対策本部	調査救助班 ○福祉・介護保険課 子育て支援課 健康課 地域保健福祉課 保護第1課 保護第2課 衛生課	シ 避難対策 情報収集 避難誘導 避難所の開設及び運営の統括 避難所との連絡 避難者の把握 ス 物資調達、輸送 必要物資量の把握、要請 調達物資の配分、輸送 セ 食糧等の供給 食糧等の避難者への配分、輸送 ソ 要援護者対策 被災高齢者、障がい者等の把握 ヘルパー等の派遣、一時入所措置 タ 家屋被害調査 チ 義援金品の配布 ツ 災害援護資金の貸付 テ 災害見舞金の配布 ト 衛生保持対策 感染症の予防 ナ 救助、応急医療活動 救護班の編成 管内の被災者への応急医療活動	<ul style="list-style-type: none"> 東区河川水防マニュアル参照 教育部との連絡 福岡市避難対策マニュアル参照 保健福祉部救助班との連絡 福岡市災害時要援護者（災害弱者）対策マニュアル参照 こども未来部との連絡 保健福祉部・警備部との連絡 <table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9</td> <td>24</td> <td>50</td> <td>67</td> <td>159</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	9	24	50	67	159
	I	II	III	IV	V								
9	24	50	67	159									
土木班 ○維持管理課 地域整備課 生活環境課	ニ 水防 情報収集 主要河川水位の監視及び水防活動 ヌ 管内被災箇所への応急措置 道路・橋梁・河川等の応急復旧 崖崩れ箇所等の警戒、応急措置 ネ 緊急輸送路の確保 大規模災害時の緊急輸送道路の警戒（管内） ノ 災害時のし尿・ごみ等の処理並びに消毒及び清掃業者との連絡	<ul style="list-style-type: none"> 東区河川水防マニュアル参照 関係部局との連絡 警備部との連絡 <table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11</td> <td>19</td> <td>32</td> <td>42</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	11	19	32	42	54	
I	II	III	IV	V									
11	19	32	42	54									

合計

I	II	III	IV	V
36	72	140	186	407

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
博多区災害対策本部 区本部長 区長 区副本部長 総務部長 地域支援部長 地域整備部長 保健福祉センター所長 保健福祉センター副所長	総務・情報班 ○総務企画課 区選挙管理委員会事務局 市民課 納税課	ア 区災害対策本部の設置・運営 災害対策に係る区本部内の総合調整 避難勧告等の発令・伝達の統括 区本部設置、区本部会議 区本部活動の統括 災害対策本部室との連絡調整 関係機関との連絡調整 避難所の開設に係る連絡調整 イ 区本部要員等の統括 動員、配備 活動要員の確保、応援要員の要請 応援職員の調整 ウ 区対策本部庁舎の安全確保、維持管理 庁舎の応急処置 利用者の安全確保 設備の保全 エ 情報の収集・集約、報告（調査班と分担） 災害対策本部室との情報に関する連絡調整 消防署からの情報収集 各種情報の報告、伝達 オ 溢水地域等への土のう対応 （比恵・山王放水路対応等含む） カ 災害時の各種相談 キ リ災証明の発行 ク 義援金品の受付	・博多区河川水防マニュアル参照 ・教育部、避難所と連絡 ・時間外時の登庁職員の把握 ・福岡市被害状況等の収集 ・伝達マニュアル参照 ・総括部災害対策本部班・会計班との連絡 <table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>12</td> <td>25</td> <td>39</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	2	12	25	39	80
	I	II	III	IV	V								
	2	12	25	39	80								
調査班 ○総務企画課 地域振興課 地域支援課 固定資産税課	ケ 地域への連絡、地域情報の収集 コ 被害状況の調査把握、家屋被害調査 サ 情報の収集・集約、報告（総務情報班と分担） 管内被害状況の集約 被害連絡の受付	・博多河川水防マニュアル参照 ・福岡市被害状況等の収集 ・伝達マニュアル参照 <table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>7</td> <td>14</td> <td>21</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	2	7	14	21	37	
I	II	III	IV	V									
2	7	14	21	37									
広報・広聴班 ○総務企画課 市民税課	シ 災害時の広報、広聴 避難勧告等の伝達 各種情報の広報 ス ボランティアの活動調整	・総括部広報班、広聴班との連絡 ・博多区河川水防マニュアル参照 ・避難対策マニュアル参照 ・ボランティア対策 ・総括部災害対策本部班との連絡 <table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>12</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	1	4	6	12	20	
I	II	III	IV	V									
1	4	6	12	20									

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
博多区災害対策本部	救助・保健班 ○福祉・介護保険課 子育て支援課 地域保健福祉課 保護第1課 保護第2課 保護第3課 保険年金課 健康課 衛生課	セ 避難対策 避難誘導 避難所の開設及び運営の統括 避難所との連絡 避難者の把握 ソ 物資調達、輸送 必要物資量の把握、要請 調達物資の配分、輸送 タ 食糧等の供給 炊き出し 食糧等の避難者への配分 チ 要援護者対策 被災高齢者、障がい者等の把握 ヘルパー等の派遣、一時入所措置 ツ 義援金品の配布 テ 災害見舞金の配布 ト 災害援護資金の貸付等の相談 ナ 衛生保持対策 伝染病の予防 ニ 救助、応急医療活動 救護班の編成 管内の被災者への応急医療活動	・教育部との連絡 ・博多河川水防マニュアル参照 ・避難対策マニュアル参照 ・災害時要援護者（災害弱者）対策マニュアル参照 ・保健福祉部救助班との連絡 ・子ども未来部物資・支援班との連絡 ・保健福祉部・警備部との連絡										
	土木班 ○維持管理課 地域整備課 自転車対策・生活環境課	ヌ 水防 主要河川水位の監視及び水防活動 ネ 管内被災箇所等の応急措置 道路・橋梁・河川等の応急復旧 崖崩れ箇所等の警戒、応急措置 ノ 緊急輸送路の確保 大規模災害時の緊急輸送道路の警戒（管内） ハ 災害時のし尿、ごみ等の処理及び消毒並びに清掃業者との連絡	・関係各部との連絡 ・博多区河川水防マニュアル参照 ・警備部との連絡										
	市民センター班 ○生涯学習推進課	ヒ 施設の安全確保、維持管理 庁舎の応急措置 利用者の安全確保 設備の保全 フ 情報の収集、報告 ヘ 避難所の開設、運営	・総務・情報班との連絡 ・救助・保健班の支援										
			<table border="1"> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>10</td> <td>32</td> <td>72</td> <td>189</td> </tr> </table>	I	II	III	IV	V	1	10	32	72	189
I	II	III	IV	V									
1	10	32	72	189									
			<table border="1"> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> <tr> <td>3</td> <td>18</td> <td>46</td> <td>72</td> <td>87</td> </tr> </table>	I	II	III	IV	V	3	18	46	72	87
I	II	III	IV	V									
3	18	46	72	87									
			<table border="1"> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> <tr> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	1	2	4	6
I	II	III	IV	V									
0	1	2	4	6									

I	II	III	IV	V
9	52	125	220	419

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
中央区災害対策本部 区本部長 区長 区副本部長 区政推進部長 市民部長 地域整備部長 保健福祉センター所長 保健福祉センター副所長	総務・情報班 ○総務課 企画課 区選挙管理委員会事務局 地域振興・支援課 生涯学習推進課	ア 区災害対策本部の設置・運営 災害対策に係る区本部内の総合調整 避難勧告等の発令・伝達の統括 区本部設置、区本部会議 区本部活動の統括 災害対策本部室との連絡調整 関係機関との連絡調整 避難所の開設に係る連絡調整 イ 区本部要員等の統括 動員、配備 活動要員の確保、応援要員の要請 応援職員の調整 ウ ボランティアの活動調整 エ 区対策本部庁舎の安全確保、維持管理 庁舎の応急処置 利用者の安全確保 設備の保全 オ 情報の収集・集約、報告 管内被害状況の集約 災害対策本部室との情報に関する連絡調整 消防署からの情報収集 各種情報の報告、伝達 カ 災害時の広報、広聴 避難勧告等の伝達 各種情報の広報 災害時の各種相談 キ リ災証明の発行 ク 義援金品の受付	・風水害対策に関する中央区及び中央消防署連携マニュアル参照 ・時間外時の登庁職員の把握 ・ボランティア対策 ・総括部災害対策本部班との連絡 ・福岡市被害状況等の収集 ・伝達マニュアル参照 ・総括部広報班、広聴班との連絡 ・総括部災害対策本部班・総括部庶務班との連絡										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td> <td>27</td> <td>36</td> <td>44</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	7	27	36	44	45
I	II	III	IV	V									
7	27	36	44	45									

部	班名	事務分掌	備考 (配備編成人員数)										
中央区災害対策本部	調査・救助・保健班 ○福祉・介護保険課 子育て支援課 地域保健福祉課 保護課 保険年金課 市民課 市民税課 ○納税課 固定資産税課 健康課 衛生課	ケ 避難対策（福祉介護・納税） 避難誘導 避難所開設及び運営の統括 避難所との連絡 避難所の把握 コ 物資調達、輸送（保護） 必要物資量の把握、要請 調達物資の配分、輸送 サ 食糧等の供給（市民） 炊き出し 食糧等の避難者への配分 シ 要援護者対策（地域保健・子育て） 被災高齢者、障がい者等の把握 ヘルパー等の派遣、一時入所措置 ス 家屋被害調査（固定） セ 義援金品の配布（保険年金・市民税） ソ 衛生保持対策（衛生） タ 救助、応急医療活動（健康） 救護班の編成 管内の被災者への応急医療活動 チ 関係施設の安全確保 利用者の避難誘導 施設の警戒、安全確保措置 ツ 避難所運営への協力	・避難対策マニュアル参照 ・教育部との連絡 ・保健福祉部救助班との連携 ・子ども未来部物資班との連携 ・保健福祉部・警備部との連絡 <table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>19</td> <td>43</td> <td>86</td> <td>231</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	0	19	43	86	231
	I	II	III	IV	V								
0	19	43	86	231									
土木班 ○地域整備課 維持管理課 生活環境課	テ 水防 主要河川水位の監視及び水防活動 ト 管内被災箇所への応急措置 道路・橋梁・河川等の応急復旧 崖崩れ箇所等の警戒、応急措置 ナ 緊急輸送路の確保 大規模災害時の緊急輸送道路の警戒（管内） ニ 災害時のし尿、ごみ等の処理及び消毒並びに清掃業者との連絡	・風水害対策に関する中央区及び中央消防署連携マニュアル参照 ・関係部局との連携 ・警備部との連絡 <table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>24</td> <td>38</td> <td>44</td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	4	24	38	44	46	
I	II	III	IV	V									
4	24	38	44	46									

合計

I	II	III	IV	V
11	70	117	174	322

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
南区災害対策本部 本部長 区長 副本部長 区政推進部長 市民部長 地域整備部長 保健福祉センター所長 保健福祉センター副所長	総務班 ○総務課 区選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・区本部の設置・運営 ・区本部要員等の統括 ・区本部庁舎の安全確保、維持管理 ・災害対策本部室との連絡 ・ボランティア団体の活動調整 ・情報の収集・集約、報告 ・り災証明の発行 ・義援金品の受付 ・避難所の開設に係る連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外時の登庁職員の把握 ・ボランティア対策 ・総括部災害対策本部班との連絡 ・総括部災害対策本部班・庶務班との連絡 <table border="1"> <tr><td>I</td><td>II</td><td>III</td><td>IV</td><td>V</td></tr> <tr><td>3</td><td>7</td><td>10</td><td>16</td><td>21</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	3	7	10	16	21
	I	II	III	IV	V								
	3	7	10	16	21								
	地域連絡班 企画振興課 ○地域支援課 生涯学習推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・校区情報の収集、報告 ・一時避難所（公民館）の開設・運営の協力及び確認 ・地域との連絡調整及び情報提供 自治協議会等（校区自治防災組織含む）・公民館 ・避難勧告等の広報 【市民センター関係】 ・施設の安全確保 ・利用者の避難誘導 ・施設の警戒、安全確保措置 ・避難所開設、運営の協力 	<table border="1"> <tr><td>I</td><td>II</td><td>III</td><td>IV</td><td>V</td></tr> <tr><td>1</td><td>3</td><td>7</td><td>17</td><td>20</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	1	3	7	17	20
	I	II	III	IV	V								
	1	3	7	17	20								
広報班 ○企画振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告、避難命令等の広報 	<table border="1"> <tr><td>I</td><td>II</td><td>III</td><td>IV</td><td>V</td></tr> <tr><td>0</td><td>1</td><td>3</td><td>7</td><td>7</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	1	3	7	7	
I	II	III	IV	V									
0	1	3	7	7									
災害情報班 ○納税課 市民税課 固定資産税課 市民課 保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・総務班との連絡調整 ・被害情報の収集・集約 ・災害情報システム入力 ・土木班・調査救助班・広報班の応援 	<ul style="list-style-type: none"> ・総括部広報班、広聴班との連絡 <table border="1"> <tr><td>I</td><td>II</td><td>III</td><td>IV</td><td>V</td></tr> <tr><td>1</td><td>11</td><td>12</td><td>12</td><td>126</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	1	11	12	12	126	
I	II	III	IV	V									
1	11	12	12	126									
土木班 ○地域整備課 ○維持管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・水防 ・管内被災箇所の応急措置 ・緊急輸送路の確保と連絡 ・総務班との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部局との連携 ・警備部との連絡 <table border="1"> <tr><td>I</td><td>II</td><td>III</td><td>IV</td><td>V</td></tr> <tr><td>4</td><td>8</td><td>15</td><td>30</td><td>39</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	4	8	15	30	39	
I	II	III	IV	V									
4	8	15	30	39									
生活環境班 ○生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時のし尿、ごみ等の処理及び消毒並びに清掃業者との連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境部との連携 <table border="1"> <tr><td>I</td><td>II</td><td>III</td><td>IV</td><td>V</td></tr> <tr><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>4</td><td>8</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	0	2	4	8	
I	II	III	IV	V									
0	0	2	4	8									

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
南区災害対策本部	調査救助班 ○福祉・介護保険課 子育て支援課 地域保健福祉課 保護課 区政推進部の一部 市民部の一部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所（公民館・小学校）の運営 ・物資調達、輸送 ・食料等の供給 ・要援護者対策 ・民生委員との連絡調整 ・義援金品の配布 ・土木班の応援 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育部との連絡 ・保健福祉部救助班との連携 ・こども未来部物資・支援班との連携 <table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>6</td> <td>59</td> <td>59</td> <td>126</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	0	6	59	59	126
	I	II	III	IV	V								
0	6	59	59	126									
	保健活動班 ○健康課 衛生課 地域保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生保持対策 ・救急、応急医療活動 ・保健福祉部との連絡調整 ・土木班、調査救助班の応援 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉部・警備部との連絡 <table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>14</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	0	2	9	14	36
I	II	III	IV	V									
0	2	9	14	36									

合計

I	II	III	IV	V
9	38	117	159	383

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
城南区災害対策本部 区本部長 区長 区副本部長 区政推進部長 市民部長 地域整備部長 保健福祉センター所長 保健福祉センター副所長	総務班 ○総務課 市民課 市民税課 区選挙管理委員会事務局	ア 区災害対策本部の設置・運営 災害対策に係る区本部内の総合調整 避難勧告等の発令・伝達の統括 区本部設置、区本部会議 区本部活動の統括 災害対策本部室との連絡調整 関係機関との連絡調整	・時間外時の登庁職員の把握 ・ボランティア対策 ・総括部災害対策本部班との連絡 ・福岡市被害状況等の収集 ・伝達マニュアル参照 ・総括部災害対策本部班・総括部庶務会計班との連絡										
		イ 区本部要員等の統括 動員、配備 活動要員の確保、応援要員の要請 応援職員の調整、他班の応援											
		ウ ボランティアの活動調整											
		エ 区対策本部庁舎の安全確保、維持管理 庁舎の応急処置 利用者の安全確保 設備の保全											
		オ 情報の収集・集約、報告 管内被害状況の集約 災害対策本部室との情報に関する連絡調整 消防署からの情報収集 各種情報の報告、伝達											
		カ り災証明の発行											
		キ 義援金品の受付											
		ク 家屋等被害調査	<table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>6</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	2	6	15	20	58
I	II	III	IV	V									
2	6	15	20	58									
地域連絡・広報班 ○地域支援課 企画振興課	○地域支援課 企画振興課	ケ 自治協議会、公民館等との連絡調整	<table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>7</td> <td>14</td> <td>19</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	2	7	14	19	19
		I		II	III	IV	V						
		2		7	14	19	19						
コ 避難所開設に係る施設との連絡調整													
サ 災害時の広報（避難指示の伝達等）													
市民センター班 ○生涯学習推進課	○生涯学習推進課	シ 施設の安全確保、維持管理	<table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	0	1	3	3	4
		I		II	III	IV	V						
0	1	3	3	4									
ス 避難所の開設、運営等													
避難対応班 ○福祉・介護保険課 納税課 固定資産税課 地域保健福祉課企画推進係 保護課 保険年金課 子育て支援課	○福祉・介護保険課 納税課 固定資産税課 地域保健福祉課企画推進係 保護課 保険年金課 子育て支援課	セ 避難対策 避難誘導 避難所開設及び運営の統括 避難所との連絡 避難所の把握	・教育部との連携 ・保健福祉部救助班との連携 ・子ども未来部物資・支援班との連携										
		ソ 物資調達、輸送 必要物資量の把握、要請 調達物資の配分、輸送											
		タ 食糧等の供給 炊き出し 食糧等の避難者への配分											
		チ 要援護者対策 被災高齢者、障がい者等の把握 ヘルパー等の派遣、一時入所措置											
		ツ 義援金品の配布等											
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>15</td> <td>34</td> <td>49</td> <td>107</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	0	15	34	49
I	II	III	IV	V									
0	15	34	49	107									

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
城南区災害対策本部	土木班 ○維持管理課 地域整備課 生活環境課	テ 水防 主要河川水位及び内水面の監視、水防活動 ト 管内被災箇所への応急措置 道路・橋梁・河川等の応急復旧 崖崩れ箇所等の警戒、応急措置 ナ 緊急輸送路の確保 大規模災害時の緊急輸送道路の警戒（管内） ニ 災害時のし尿、ごみ等の処理及び消毒並びに清掃業者との連絡調整等	・関係部局との連携 ・警備部との連絡 <table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>10</td> <td>24</td> <td>34</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	3	10	24	34	42
	I	II	III	IV	V								
3	10	24	34	42									
保健班 ○健康課 衛生課 地域保健福祉課 (企画推進係を除く)	ヌ 衛生保持対策 伝染病の予防 ネ 救助、応急医療活動 救護班の編成 管内の被災者への応急医療活動	・保健福祉部・警備部との連絡 <table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	0	2	7	10	35	
I	II	III	IV	V									
0	2	7	10	35									

合計

I	II	III	IV	V
7	41	97	135	265

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
早良区災害対策本部 区本部長 区長 区副本部長（総括） 区政推進部長 （総務・情報班、地域情報・ 広報班担当） 区副本部長 市民部長 （入部班担当） 地域整備部長 （土木班担当） 保健福祉センター所長 （調査救助・保健班担当） 保健福祉センター副所長 （調査救助・保健班担当）	総務・情報班 ○総務課 区選挙管理委員会事務局	ア 区災害対策本部の設置・運営 災害対策に係る区本部内の総合調整 区本部会議 区本部活動の統括 関係機関との連絡調整 イ 市災害対策本部室との連絡調整 ウ 区本部要員等の統括 動員、配備 活動要員の確保、応援要員の要請 応援職員の調整 エ 区対策本部庁舎の安全確保、維持管理 庁舎の応急処置 利用者の安全確保 設備の保全 オ 市民からの電話対応 被害受付 相談受付 ※第1配備の時点のみ カ 被害情報の集約 災害対応支援システムの入力 キ 情報の収集・集約、報告 管内被害状況の集約 災害対策本部室との情報に関する連絡調整 消防署からの情報収集 各種情報の報告、伝達 ク 避難勧告等の発令、伝達の総括 ケ 避難所開設の決定及び地域情報・広報班への開設 指示 コ 報道機関・議会対応 サ ボランティアの活動調整 シ り災証明の発行 ス 義援金品の受付	<table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>7</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	2	7	13	16	20
	I	II	III	IV	V								
	2	7	13	16	20								
地域情報・広報班 ○地域支援課 企画振興課	セ 災害時の広報（入部出張所管内を除く） 広報車の出動 ホームページの更新 緊急お知らせシステム送信 ソ 地域情報の収集・把握 タ 公民館・自治協議会等との連絡調整（入部出張所 管内を除く） チ 避難所開設の連絡調整（入部出張所管内を除く）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	1	6	11	12	23	
I	II	III	IV	V									
1	6	11	12	23									
災害受付班 ○納税課 固定資産税課	ツ 市民からの電話対応 被害受付 相談受付 ※第2配備以降	<table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	0	4	8	10	24	
I	II	III	IV	V									
0	4	8	10	24									

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
早良区災害対策本部	入部班 ○入部出張所 市民課 市民税課	テ 市民からの電話対応 被害受付 相談受付 ト 入部庁舎の安全確保、維持管理 ナ 管内の情報収集・集約、区本部への報告 ニ 災害時の広報（入部出張所管内） 広報車の出動 ヌ 公民館・自治協議会等との連絡調整（入部出張所管内） ネ 避難所開設の連絡調整（入部出張所管内） ノ 避難所との連絡調整（入部出張所管内） ハ 避難所の運営、避難誘導、避難者の把握（入部出張所管内）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>21</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	1	10	16	21	62
	I	II	III	IV	V								
	1	10	16	21	62								
調査救助・保健班 ○福祉・介護保険課 子育て支援課 健康課 地域保健福祉課 保護課 保険年金課 衛生課 固定資産税課 生涯学習推進課	ヒ 避難所との連絡調整（入部出張所管内を除く） フ 避難所の運営、避難誘導、避難者の把握（入部出張所管内を除く） ヘ 物資調達、輸送 必要物資量の把握、要請 調達物資の配分、輸送 ホ 食糧等の供給 食糧等の避難者への配分、輸送 不足食材等の調達・補給 マ 要援護者対策 被災高齢者、障がい者等の把握 ヘルパー等の派遣、一時入所措置 ミ 家屋被害調査 ム 義援金品の配布 メ 避難所としての市民センター運営 モ 衛生保持対策 伝染病の予防 ヤ 応急医療活動 救護班の編成 管内の被災者への応急医療活動	<table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>13</td> <td>49</td> <td>74</td> <td>166</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	0	13	49	74	166	
I	II	III	IV	V									
0	13	49	74	166									
土木班（入部含） ○維持管理課 地域整備課 生活環境課	コ 水防活動・主要河川水位の監視 主要河川水位の監視及び水防活動 コ 管内被災箇所への応急措置 道路・橋梁・河川等の応急復旧 崖崩れ箇所等の警戒、応急措置 ラ 崖崩れ箇所等の警戒、応急措置 リ 緊急輸送路の確保 大規模災害時の緊急輸送道路の警戒（管内） ル 土木建設協会との連絡調整 レ 水防倉庫にかかる連絡調整 ロ 災害時のし尿・ごみ等の処理及び消毒	<table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>20</td> <td>29</td> <td>36</td> <td>53</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	5	20	29	36	53	
I	II	III	IV	V									
5	20	29	36	53									

合計

I	II	III	IV	V
9	60	126	169	348

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
西区災害対策本部 区本部長 区長 区副本部長 区政推進部長 市民部長 地域整備部長 保健福祉センター所長 保健福祉センター副所長	総務・情報班 ○総務課（20） 企画振興課（9） ○地域支援課（8） 区選挙管理委員会事務局（3）	ア 区災害対策本部の設置・運営 ・区本部，区本部会議の設置・運営 ・災害対策に係る区内本部の総合調整 ・区本部長，副本部長へ対策本部設置及び災害状況を報告 ・各班との連絡調整 ・市対策本部との連絡調整 ・関係機関との連絡調整 ・避難所の開設を検討，調整 ・救助班及び西部班へ避難所への職員派遣を要請 ・各班の活動状況の把握 イ 区本部要員等の統括 ・各班への出動連絡 ・各班から配備完了の報告受理 ・各班の支援態勢の検討・要請 ・救助班及び西部班からの避難所派遣職員の応援要請を受理 ウ 区対策本部庁舎の安全確保、維持管理 ・庁舎の応急処置 ・利用者の安全確保 ・設備の保全 エ 情報の収集・集約、報告 ・気象・災害情報の収集，集約，報告 ・土木1班・土木2班からの被害状況報告及び応急処置報告を受理 ・市対策本部へ配備人員及び災害状況の報告 ・消防署からの情報収集 ・避難所の避難状況等報告を受理 ・各班への情報伝達 オ 災害時の広報、広聴 ・避難勧告等の検討，発令，伝達の統括 ・各種情報の広報 ・災害時の各種相談 カ り災証明の発行 キ 義援金品の受付 ク 他班の応援 ケ 校区との連携（公民館との連携を含む） ・校区からの被害報告を受理 ・校区の情報収集（公民館と連携） ・校区自治協義会等へ避難勧告等情報提供，情報伝達の要請	・時間外時の登庁職員の把握 ・総括部災害対策本部班との連絡 ・総括部広報班、広聴班との連絡										
	センター班 ○生涯学習推進課（5）	コ 避難所（西市民センター）の安全確保、維持管理 ・施設の応急処置 ・利用者の安全確保 ・設備の保全 サ 避難所（西市民センター）の開設、運営 ・避難所（西市民センター）の開設準備，開設，運営 ・避難者の名簿作成 ・避難状況等の把握，総務・情報班へ報告	<table border="1"> <tr><td>I</td><td>II</td><td>III</td><td>IV</td><td>V</td></tr> <tr><td>2</td><td>6</td><td>21</td><td>25</td><td>42</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	2	6	21	25	42
	I	II	III	IV	V								
2	6	21	25	42									
調査・誘導班 ○納税課（20） 市民税課（15） 固定資産税課（19）	シ 河川水位監視 ス 家屋被害調査 セ 避難勧告等の伝達 ソ 他班の応援 ※特に救助班の業務を応援する。	<table border="1"> <tr><td>I</td><td>II</td><td>III</td><td>IV</td><td>V</td></tr> <tr><td>0</td><td>3</td><td>19</td><td>29</td><td>55</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	3	19	29	55	
I	II	III	IV	V									
0	3	19	29	55									

部	班名	事務分掌	備考 (配備編成人員数)										
西区災害対策本部	土木1班 ○土木第1課(21) ○管理調整課(15)	タ 水防 ・河川水位の監視 ・水防活動	・関係各部との連携 ・警備部との連絡 <table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>2</td><td>11</td><td>24</td><td>37</td><td>37</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	2	11	24	37	37
		I		II	III	IV	V						
		2		11	24	37	37						
		チ 管内被災箇所の情報収集・集約 ・気象・災害情報の収集 ・被害状況及び応急処置を総務・情報班へ報告											
ツ 管内被災箇所の応急処置 ・危険箇所の巡回 ・応急処置 ・土木協力会への支援要請検討・依頼 ・道路・橋梁・河川等の応急復旧													
テ 緊急輸送路の確保													
生活環境班 ○生活環境課(9)	ナ 災害時のし尿、ごみ等の処理及び消毒 ニ 他班の応援	ナ 災害時のし尿、ごみ等の処理及び消毒	<table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>0</td><td>1</td><td>3</td><td>5</td><td>9</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	0	1	3	5	9
		I		II	III	IV	V						
0	1	3	5	9									
ニ 他班の応援													
西部班 ○西部出張所(28) 西部6校区担当(2)	ヌ 西部出張所庁舎の安全確保、維持管理 ・庁舎の応急処置 ・利用者の安全確保 ・設備の保全 ネ 管内の情報の収集・集約 ・気象・災害情報の収集、集約 ・総務・情報班、土木2班との連絡調整 ノ 管内の避難所の開設、運営 ・避難所(西部出張所管内)の開設準備、開設、運営 ・総務・情報班または自主避難者等から管内の避難所への職員派遣要請受理、職員を避難所へ派遣 ・管内の避難所(公民館等)の開設、運営 ・避難者の名簿作成 ・避難状況等の把握、総務・情報班へ報告 ・避難所派遣職員の応援を総務・情報班へ要請 ハ 管内の災害時の広報、広聴 ・避難勧告等の伝達 ・各種情報の広報 ・災害時の各種相談 ヒ リ災証明の発行 フ 管内の校区との連携(公民館等との連絡を含む) ・校区の情報収集(公民館と連携) ・校区自治協議会等への避難勧告等情報提供、情報伝達の要請	ヌ 西部出張所庁舎の安全確保、維持管理 ・庁舎の応急処置 ・利用者の安全確保 ・設備の保全	・西区本部との連絡 <table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>2</td><td>4</td><td>12</td><td>21</td><td>30</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	2	4	12	21	30
		I		II	III	IV	V						
		2		4	12	21	30						
		ネ 管内の情報の収集・集約 ・気象・災害情報の収集、集約 ・総務・情報班、土木2班との連絡調整											
ノ 管内の避難所の開設、運営 ・避難所(西部出張所管内)の開設準備、開設、運営 ・総務・情報班または自主避難者等から管内の避難所への職員派遣要請受理、職員を避難所へ派遣 ・管内の避難所(公民館等)の開設、運営 ・避難者の名簿作成 ・避難状況等の把握、総務・情報班へ報告 ・避難所派遣職員の応援を総務・情報班へ要請													
ハ 管内の災害時の広報、広聴 ・避難勧告等の伝達 ・各種情報の広報 ・災害時の各種相談													
土木2班 ○土木第2課(19)	ヘ 水防 ・河川水位の監視 ・水防活動 ホ 管内被災箇所の情報収集・集約 ・気象・災害情報の収集 ・被害状況及び応急処置を総務・情報班へ報告 マ 管内被災箇所の応急処置 ・危険箇所の巡回 ・応急処置 ・土木協力会への支援要請検討・依頼 ・道路・橋梁・河川等の応急復旧 ミ 緊急輸送路の確保 ム 管内における他班の応援	ヘ 水防 ・河川水位の監視 ・水防活動	・関係各部との連携 ・警備部との連絡 <table border="1"> <tr><th>I</th><th>II</th><th>III</th><th>IV</th><th>V</th></tr> <tr><td>2</td><td>7</td><td>11</td><td>19</td><td>19</td></tr> </table>	I	II	III	IV	V	2	7	11	19	19
		I		II	III	IV	V						
		2		7	11	19	19						
		ホ 管内被災箇所の情報収集・集約 ・気象・災害情報の収集 ・被害状況及び応急処置を総務・情報班へ報告											
マ 管内被災箇所の応急処置 ・危険箇所の巡回 ・応急処置 ・土木協力会への支援要請検討・依頼 ・道路・橋梁・河川等の応急復旧													
ミ 緊急輸送路の確保													

部	班 名	事 務 分 掌	備 考 (配備編成人員数)										
西区災害対策本部	救助班 ○福祉・介護保険課（23） 子育て支援課（11） ○保護課（35） 市民課（23） 保険年金課（20） 地域保健福祉課（3）	メ 避難所（公民館等）の開設、運営 ・総務・情報班から避難所への職員派遣要請受理、職員を避難所へ派遣 ・避難所（公民館等）の開設、運営 ・避難者の名簿作成 ・避難状況等の把握、総務・情報班へ報告 ・避難所派遣職員の応援を総務・情報班へ要請 モ 救援物資の調達・搬送 ・必要救援物資量の把握 ・不足救援物資の調達・補給 ・救援物資の配分、輸送 ヤ 食料等の供給 ・食料等の避難者への配分、輸送 ・不足食料等の調達・補給 コ 義援金品の配布 ヨ 要援護者対策 ・災害弱者の情報収集 ・在宅避難者への支援 ・要援護者への支援 ラ 他班の応援 ※特に調査・誘導班の業務を応援する。	・こども未来部物資・支援班との連携 ・保健福祉部救助班との連携 <table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>6</td> <td>38</td> <td>56</td> <td>116</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	0	6	38	56	116
	I	II	III	IV	V								
0	6	38	56	116									
保健班 ○健康課（17） 衛生課（7） 地域保健福祉課（13）	リ 衛生保持対策 ・避難所の衛生保持対策の計画・実施 ・伝染病防疫活動の計画・実施 ル 救助、応急医活動 ・負傷者情報の把握 ・負傷者への医療支援 ・被災者への精神ケア レ 他班の応援	・保健福祉部・整備部との連絡 <table border="1"> <thead> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>21</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table>	I	II	III	IV	V	0	2	9	21	38	
I	II	III	IV	V									
0	2	9	21	38									

合計

I	II	III	IV	V
8	41	140	217	351

(動員計画)

1 災害対策本部配備人員

災 害 対 策 本 部						
室・局・区	配備 部	水防第1配備	水防第2配備	水防第3配備	水防第4配備	水防第5配備
		地震第1配備 (注意態勢)	(警戒A態勢)	地震第2配備 (警戒B態勢)	(厳戒態勢)	地震第3配備 (非常態勢)
会 計 室	総 括 部	0	1	4	17	32
市 長 室	総 括 部	2	6	22	45	45
市 民 局	総 括 部	11	15	34	119	163
総務企画局	総務企画部	0	2	15	40	210
財 政 局	財 政 部	1	9	37	72	298
こども未来局	こども未来部	0	1	13	28	395
保 健 福 祉 局	保 健 福 祉 部	1	4	43	98	313
環 境 局	環 境 部	1	2	49	102	346
経済観光文化局	経済観光文化部	0	4	38	92	269
農 林 水 産 局	農 林 水 産 部	4	17	48	70	147
住 宅 都 市 局	住 宅 都 市 部	3	9	57	76	365
道路下水道局	道路下水道部	32	116	217	332	447
港 湾 局	港 湾 部	2	10	21	56	242
消 防 局	警 備 部	249	313	523	894	987
水 道 局	水 道 部	1	3	127	290	617
交 通 局	交 通 部	3	29	125	323	565
教育委員会	教 育 部	1	6	42	95	884
議会事務局他3局	支 援 部	0	3	13	34	90
東 区 役 所	東 区 本 部	36	72	140	186	407
博 多 区 役 所	博 多 区 本 部	9	52	125	220	419
中 央 区 役 所	中 央 区 本 部	11	70	117	174	322
南 区 役 所	南 区 本 部	9	38	117	159	383
城 南 区 役 所	城 南 区 本 部	7	41	97	135	265
早 良 区 役 所	早 良 区 本 部	9	60	126	169	348
西 区 役 所	西 区 本 部	8	41	140	217	351
合 計		400	924	2,290	4,043	8,910

2 出勤人員報告書

月 日 時 分現在
報告者 職・氏名 _____

1 ○○本部 第○体制 配備報告・要員状況

			合計 名		
班名等	定員	配備人員	班名等	定員	配備人員
部長					
副部長					

2 職員等の応援の要否

(1) 応援を必要とする人員 (概数)

約 人

業務内容	資格・技能	配置場所	人数

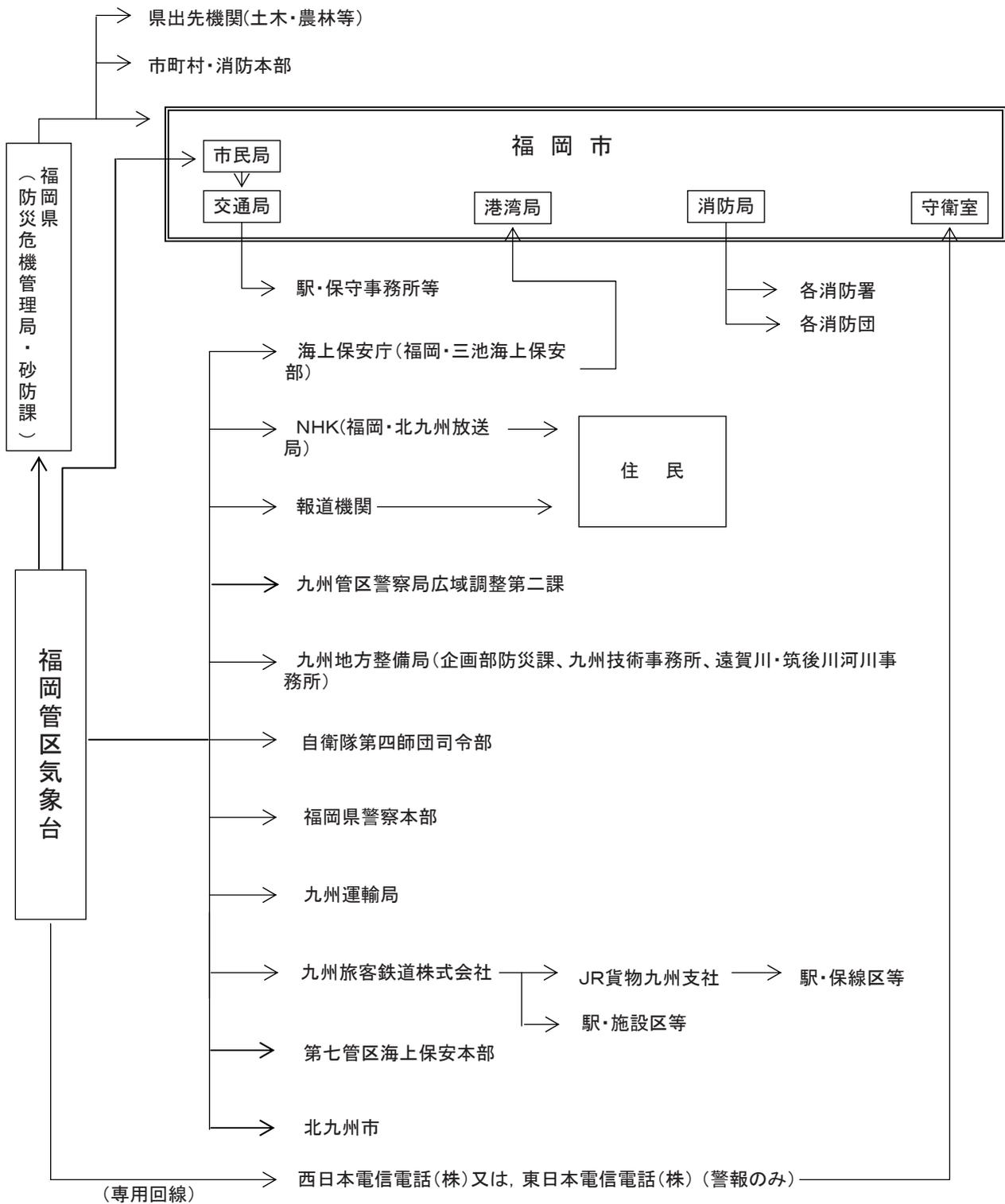
(2) 応援可能な人員 (概数)

約 人

班名	人数	班名	人数

(応援を必要とする人員数, 可能な人員数については, 10名単位で概数を記載すること。応援可能な人員は, 当該部で初期活動に従事する必要のない人員数を班単位で記入すること。)

1 系統図



2 警報・注意報・気象情報の種類

種 類	概 要
警 報	気象現象等により県内のいずれかの市町村において、重大な災害が起るおそれがある場合に、気象業務法に基づいて福岡管区気象台が、一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行う。
注意報	気象現象等により県内のいずれかの市町村において、災害が起るおそれがある場合に気象業務法に基づいて、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために行う。
気象情報	<p>気象業務法に基づいて、気象官署が気象等の予報に係のある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的・すみやかに発表するもので、次のとおりである。</p> <p>(1) 地方気象情報、府県気象情報 九州北部地方を対象とする「九州北部地方(山口県を含む)気象情報」並びに福岡県を対象とする「福岡県気象情報」が発表される。気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の警戒・注意事項を解説する場合等に発表される。</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報 福岡県と福岡管区気象台から発表される情報で、大雨警報発表中に大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表される。</p> <p>(3) 記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨(福岡県では1時間110mm以上※)を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、さらに強く警戒を呼びかけるために発表される。 ※この値については、警報・注意報の基準と同様、検討と見直しを行い、防災対策上必要な場合は変更される。</p> <p>(4) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p> <p>(5) 御笠川洪水予報 河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。御笠川については福岡県と福岡管区気象台が共同で、次のとおりの標題で発表される。</p> <p>①はん濫発生情報 はん濫が発生したときに発表される。新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</p> <p>②はん濫危険情報 はん濫危険水位に達したときに発表される。いつはん濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。</p> <p>③はん濫警戒情報 一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難勧告等の発令の判断の参考とする。</p> <p>④はん濫注意情報 はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備情報等の発令の判断の参考とする。</p> <p>※①～③は洪水警報、④は洪水注意報</p>

3 警報・注意報の種類と概要

警報・注意報の種類		概要
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。	

警報・注意報基準一覧表

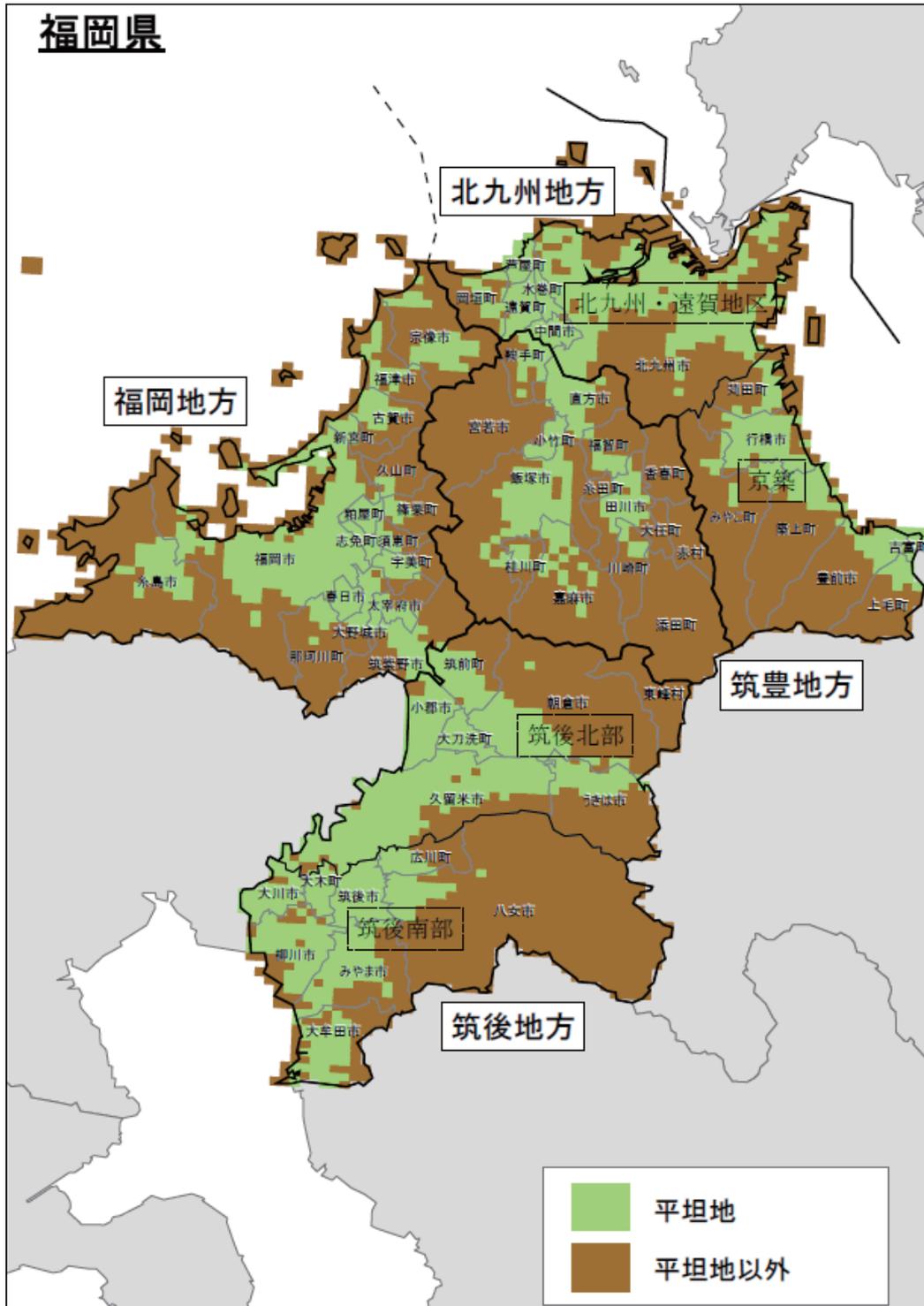
平成22年05月27日現在
発表官署 福岡管区気象台

福岡市		福岡県			
府県予報区		福岡地方			
一次細分区域		福岡地方			
市町村等をまとめた地域					
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	東区	平地:1時間最大雨量70mm 平地以外:1時間最大雨量90mm
				博多区・中央区 城南区・南区	平地:1時間最大雨量70mm 平地以外:1時間最大雨量90mm
				早良区・西区	平地:1時間最大雨量70mm 平地以外:1時間最大雨量80mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	148	
	洪水		雨量基準	東区	平地:1時間最大雨量70mm 平地以外:1時間最大雨量90mm
				博多区・中央区 城南区・南区	平地:1時間最大雨量70mm 平地以外:1時間最大雨量90mm
				早良区・西区	平地:1時間最大雨量70mm 平地以外:1時間最大雨量80mm
			流域雨量指数基準	東区	多々良川流域=25, 宇美川流域=14, 須恵川流域=14
				博多区・中央区 城南区・南区	那珂川流域=22
				早良区・西区	瑞梅寺川流域=14, 室見川流域=20
			複合基準	東区	平地:1時間最大雨量30mm かつ 流域雨量指数 多々良川流域=22
				博多区・中央区 城南区・南区	平地:1時間最大雨量35mm かつ 流域雨量指数 御笠川流域=20
				早良区・西区	平地:1時間最大雨量45mm かつ 流域雨量指数 瑞梅寺川流域=12
	暴風	平均風速	20m/s		
暴風雪	平均風速	20m/s	雪を伴う		
大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ20cm		
		山地	24時間降雪の深さ50cm		
波浪	有義波高	6.0m			
高潮	潮位	1.9m			
注意報	大雨	雨量基準	東区	平地:1時間最大雨量40mm 平地以外:1時間最大雨量60mm	
			博多区・中央区 城南区・南区	平地:1時間最大雨量40mm 平地以外:1時間最大雨量60mm	
			早良区・西区	平地:1時間最大雨量40mm 平地以外:1時間最大雨量50mm	
			土壌雨量指数基準	103	
	洪水		雨量基準	東区	平地:1時間最大雨量40mm 平地以外:1時間最大雨量60mm
				博多区・中央区 城南区・南区	平地:1時間最大雨量40mm 平地以外:1時間最大雨量60mm
				早良区・西区	平地:1時間最大雨量40mm 平地以外:1時間最大雨量50mm
			流域雨量指数基準	東区	多々良川流域=20, 宇美川流域=11, 須恵川流域=11
				博多区・中央区 城南区・南区	那珂川流域=18
				早良区・西区	瑞梅寺川流域=11, 室見川流域=16
			複合基準	東区	—
				博多区・中央区 城南区・南区	平地:1時間最大雨量25mm かつ 流域雨量指数 御笠川流域=20
				早良区・西区	—
	強風	平均風速	12m/s		
	風雪	平均風速	12m/s	雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ5cm	
			山地	24時間降雪の深さ10cm	
波浪	有義波高	2.5m			
高潮	潮位	1.6m			
雷	落雷等により被害が予想される場合				
濃霧	視程	陸上	100m		
		海上	500m		
乾燥	最少湿度40%以下で実効湿度60%以下				
なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上				
低温	夏期(平均気温) 平年より4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想された場合				
霜	11月20日までの早霜、3月15日からの晩霜 3℃				
着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃~2℃、湿度90%以上				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm			

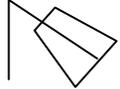
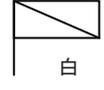
- 注
- 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の標記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
 - 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1時間雨量70mm 以上」を意味する。
 - 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30 以上」を意味する。
 - 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いる。
 - 基準を設定していない項目についてはその欄を「—」で示している。
 - 大雪警報・注意報における「平地」とは標高200m以下の地域、「山地」とは、同200mを超える地域をいう。
 - 大雨及び洪水の欄においては、「平地、平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平地、平坦地以外」等の地域は地図(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/fukuoka/fukuoka_h.pdf)を参照。
※平地:概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域。平坦地以外:上記以外の地域
 - 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、この表では市町村内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。

※気象台から発表される気象情報やテレビやラジオで警報・注意報を放送される際は、市町村をまとめた地域が利用される場合がある。市町村をまとめた地域の対象市町村は以下のとおり。

一次細分区域	市町村をまとめた地域	市町村等
福岡地方	(福岡地方)	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
北九州地方	北九州・遠賀地区	北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町
	京築	行橋市、豊前市、荏田町、みやこ町、築上町、上毛町、吉富町
筑豊地方	(筑豊地方)	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、福智町、大任町、赤村
筑後地方	筑後北部	久留米市、朝倉市、小郡市、うきは市、筑前町、東峰村、大刀洗町
	筑後南部	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町



4 火災警報

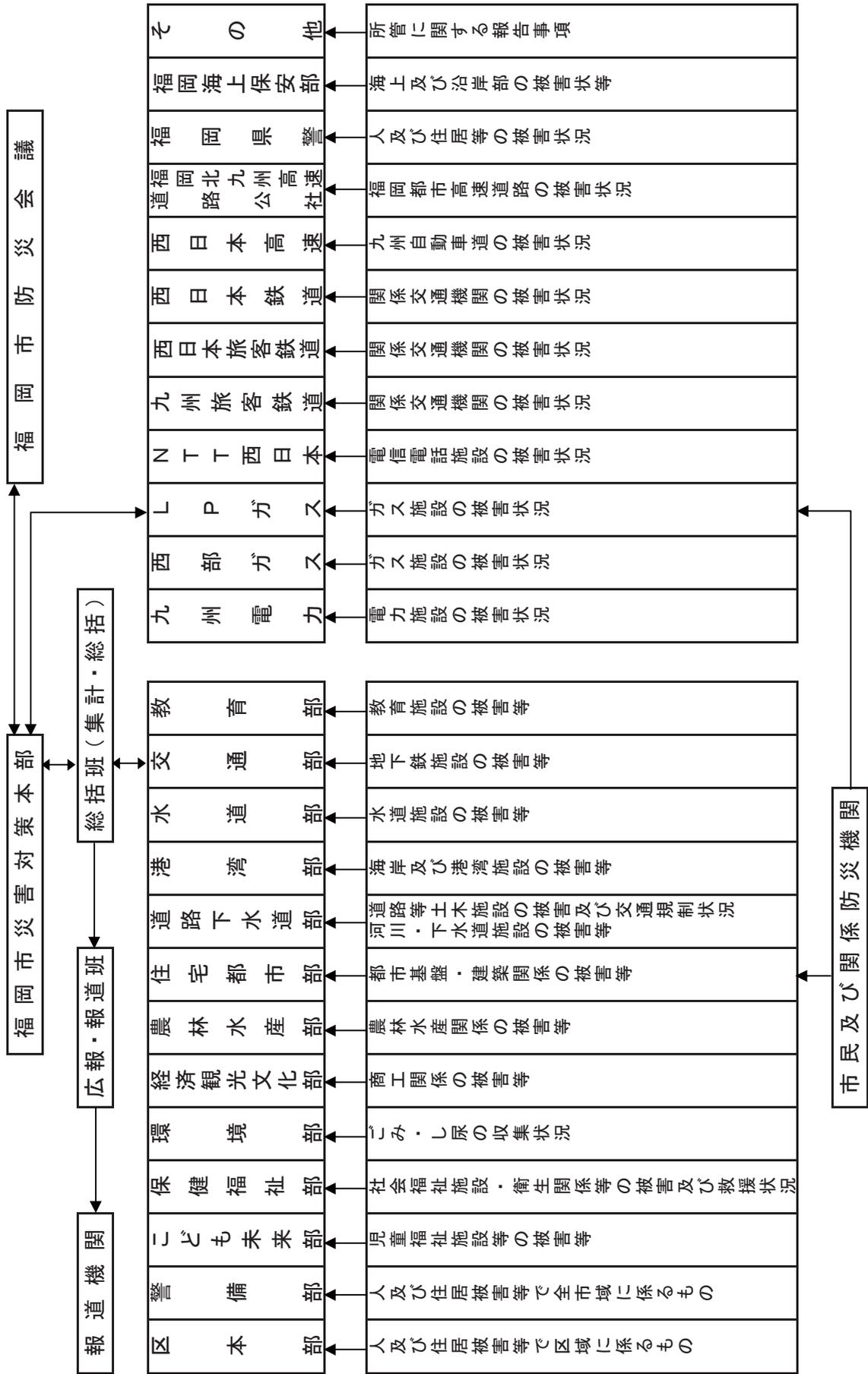
消 防 信 号	打 鐘 信 号	余イン防止サイレン使用	そ の 他 の 信 号
火災警報発令	1点と4点との班打 	約30秒 約30秒  約6秒 (休止)	掲示板 吹流し 赤  赤  白
火災警報解除	1点2個と2点との班打 	約10秒 約1  約3秒 (休止)	口頭伝達 掲示板撤去 吹流しおよび旗の降下

5 自動雨量観測局一覧表

観 測 局 名	住 所
福岡市役所本庁	福岡市中央区天神1-8-1
消防局東消防署西戸崎出張所	〃 東区西戸崎6-4-4
〃 和白出張所	〃 東区和白3-28-33
〃 多々良出張所	〃 東区多々良1-1-1
〃 博多消防署空港出張所	〃 博多区上臼井454-1
〃 南消防署花畑出張所	〃 南区若久5-25-3
〃 城南消防署	〃 城南区神松寺2-19-12
〃 早良消防署	〃 早良区百道浜1-3-1
早良区役所入部出張所	〃 早良区東入部2-14-8
消防局西消防署壱岐出張所	〃 西区野方1-14-4
西区役所今宿出張所北崎連絡所(現北崎公民館)	〃 西区宮の浦1978-1



6 被害及び対策状況報告

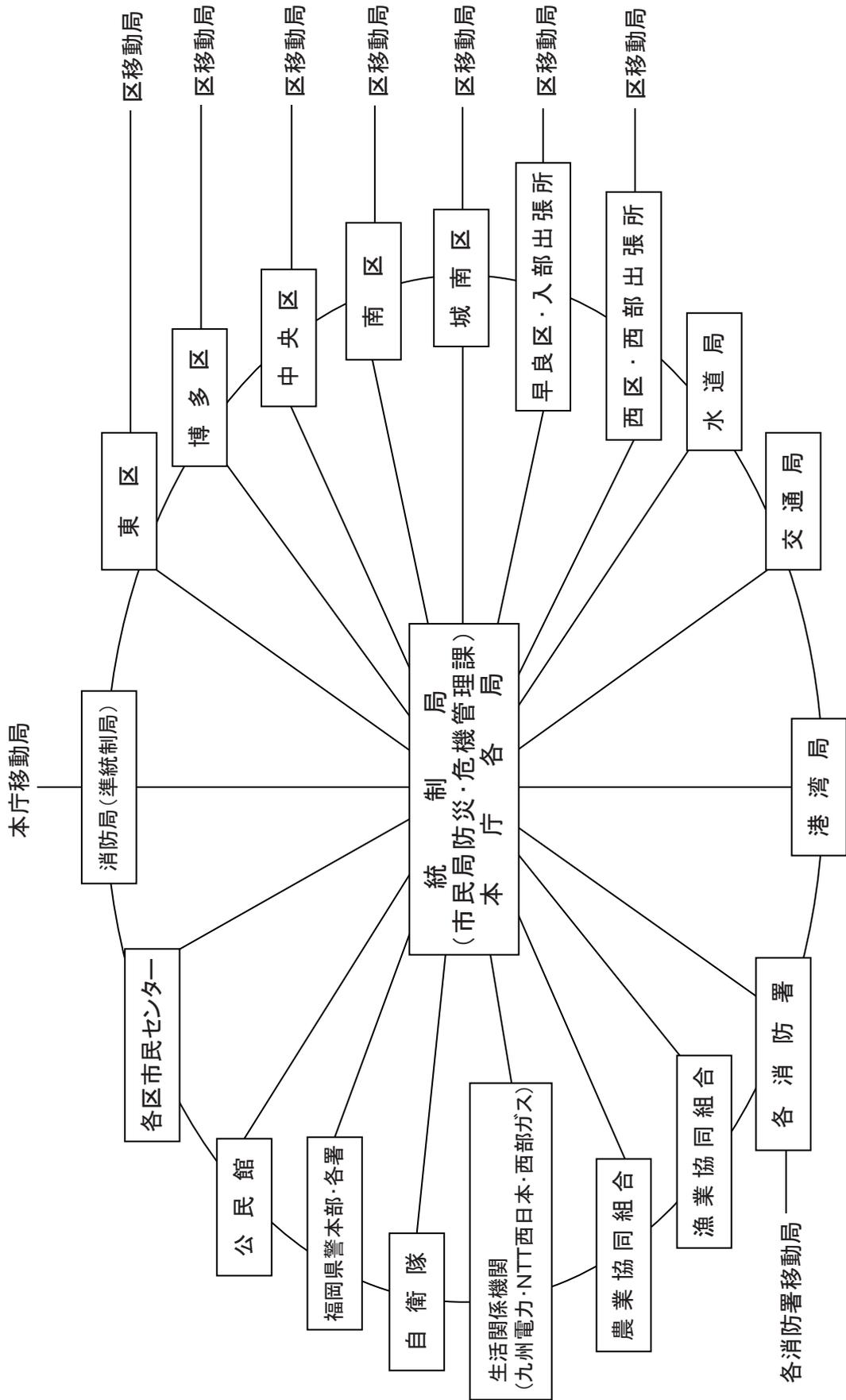


7 災害時優先電話一覧表

電話番号	所 属
711-4000	市長
711-4007	副市長
711-4006	副市長
711-4027	会計室 会計管理課
711-4011	市長室 秘書課
711-4962	報道課
711-4043	総務企画局 総務課
711-4121	人事課
711-4162	財政局 総務資金課
711-4172	公有財産課
641-2261	自動車管理事務所
711-4063	市民局 総務課
711-4058	防災・危機管理課
711-4169	こども未来局 総務企画課
711-4222	保健福祉局 総務課
711-4267	地域医療課
713-3163	こども病院・感染症センター
713-3100	〃
632-1403	市民病院
632-1111	〃
565-5397	葬祭場
711-4292	環境局 総務課
711-4322	経済観光文化局 政策調整課
441-2171	産業振興部経営支援課
711-6061	事業部経営企画課
711-4802	農林水産局 総務課
711-4842	農業施設課
711-6401	中央卸売市場市場課
411-3655	青果市場
711-6401	食肉市場
711-4382	住宅都市局 総務課
271-2550	住宅管理課
531-1960	動物園
711-4502	道路下水道局 総務課
711-4518	計画調整課
711-4527	河川計画課
721-4993	中部水処理センター
621-3373	東部水処理センター
882-1162	西部水処理センター
607-7002	和白水処理センター
603-2244	西戸崎水処理センター
711-4449	道路維持課
711-4604	教育委員会 総務課
711-4742	議会事務局 総務課
282-7103	港湾局 総務課
645-1115	東区役所
645-1121	市民税課
645-1120	納税課
645-1122	固定資産税課
645-1126	東保健福祉センター
431-8385	博多区役所 市民税課
441-6617	固定資産税課
441-7368	納税課
441-2374	総務課(時間外)
641-6662	博多保健福祉センター(時間外)
714-2146	中央区役所
714-2147	〃
714-2148	〃
714-2149	〃
761-7367	中央保健福祉センター
511-5031	南区役所(発信専用)
511-5032	〃 (〃)
511-5033	〃 (〃)

電話番号	所 属
511-5034	南区役所(発信専用)
511-5035	〃 (〃)
541-2234	南保健福祉センター
822-2890	城南区役所
822-2891	〃
822-2892	〃
843-2459	〃
843-7192	〃
831-4207	城南保健福祉センター
833-4302	早良区役所
833-4304	〃
851-6037	早良保健福祉センター
804-2011	入部出張所
881-8526	西区役所
881-8536	〃
881-8463	〃
881-8465	〃
882-3990	西保健福祉センター
806-4945	西部出張所
725-6640	消防局
683-0119	東消防署
475-0119	博多消防署
524-1501	中央消防署
541-0219	南消防署
863-8119	城南消防署
821-0245	早良消防署
806-0642	西消防署
483-3103	水道局 総務課
483-3162	管理課
483-3171	水管理課
451-5281	水管理センター(電話付きFAX)
512-5232	水質試験所
504-3004	乙金浄水場(電話付きFAX)
481-6577	工業用水道事務所
938-7684	多々良浄水場(電話付きFAX)
531-1885	高宮浄水場
952-2401	南畑水源事務所(FAX兼用)
541-0478	番托取水場
862-9030	夫婦石浄水場(電話付きFAX)
882-6134	室見取水場(FAX専用)
804-2619	曲淵水源事務所(FAX兼用)
323-8442	瑞梅寺浄水場(FAX兼用)
436-7841	事業調整課(電話付きFAX)
882-4273	室見資材置場(FAX専用)
471-5502	公社管理課・事業推進課
812-6191	水道技術研修所
641-4879	東営業所(時間外)
632-3796	〃 (FAX専用)
603-6412	志賀分室(FAX兼用)
482-6917	博多営業所(FAX専用)
521-6159	中央営業所(時間外)
541-7129	南営業所(時間外)
831-1333	城南営業所(時間外)
831-1224	早良営業所(時間外)
882-1333	西営業所(時間外)
891-1609	給水管理課メーター係
641-1199	東部保全事務所
521-4171	中部保全事務所
882-5219	西部保全事務所
732-4105	交通局 総務課
732-4121	営業課
732-4140	施設課
881-3371	姪浜車両基地

8 福岡市防災無線系統図（地域防災系）



9 福岡市防災行政無線局呼出番号表

所属	呼出番号	FAX	呼出番号	携帯	呼出番号	車載	呼出番号
統制局	100	統制局用FAX	101	市本部携帯1	156		
代行統制1	102	代行統制1用FAX	102#2	}	}		
代行統制2	103	代行統制2用FAX	103#2	市本部携帯10	165		
市本部東区	104	市本部東区用FAX	105	市本部携帯11	199		
市本部博多区	106	市本部博多区用FAX	107	市本部携帯12	684		
市本部中央区	108	市本部中央区用FAX	109				
市本部南区	111	市本部南区用FAX	112				
市本部城南区	113	市本部城南区用FAX	114				
市本部早良区	115	市本部早良区用FAX	116				
市本部西区	120	市本部西区用FAX	121				
市長室		市長室秘書課FAX	033	市長室携帯1	034	市長車載1	042
		市長室報道課FAX	036	市長室携帯2	035	市長車載2	043
						市長車載3	044
総務企画局		総務企画FAX	037	総務企画携帯	038		
財政局		財政FAX	039	財政携帯1	040	財政車載1	045
自動車管理事務所 自動車管理車両係	198			財政携帯2	041	}	}
	197					財政車載7	051
						財政車載8	053
						}	}
						財政車載11	056
					財政車載12	188	
市民局		市民FAX	166				
こども未来局		こ未来FAX	057	こ未来携帯1	058		
				}	}		
				こ未来携帯4	061		
保健福祉局		保福FAX	062	保福携帯1	063		
				}	}		
				保福携帯6	068		
環境局		環境FAX	069	環境携帯1	070	環境車載1	075
環境事業所第1係 環境事業所第2係 環境事業所第3係 南部工場 西部工場 臨海工場 クリーンパーク東部 施設課	089			}	}	環境車載2	076
	083			環境携帯5	074		
	095			環境携帯6	090		
	079			}	}		
	080			環境携帯10	094		
	082			環境携帯11	084		
	077			}	}		
	081			環境携帯15	088		
				環境携帯16	096		
				}	}		
		環境携帯19	099				
経済観光文化局		経済FAX	167	経済携帯1	168		
経営支援課	174			}	}		
				経済携帯6	173		
農林水産局		農水FAX	175	農水携帯1	176		
中央卸売市場	186			}	}		
				農水携帯10	185		
住宅都市局		住宅都市FAX	900	住宅都市携帯1	901		
管理課	427			}	}		
				住宅都市携帯20	920		
道路下水道局		道路下水FAX	921	道路下水携帯1	923	道下車載1	922
中部水処理センター	428			}	}		
				道路下水携帯24	946		
港湾局		港湾FAX	222#2	港湾維持携帯	227	港湾車載1	223
総務課 維持課 客船事務所	222			港湾客船携帯	229		
	226			港湾携帯1	224		
	228			港湾携帯2	225		

所属	呼出番号	FAX	呼出番号	携帯	呼出番号	車載	呼出番号
消防警備本部1遠隔	119#1	消防警備本部1FAX	119#2	消防情報管理携帯	127		
消防警備本部2遠隔	122#1	消防警備本部2FAX	122#2	消防警防携帯	128		
消防予防遠隔	124#1	消防予防FAX	124#2	消防救急携帯	129		
消防警防遠隔	125#1	消防警防FAX	125#2				
消防総務遠隔	126#1	消防総務FAX	126#2				
東消防署遠隔	131#1	東消防署FAX	131#2	東消防署携帯1	134		
東消防署	132	東消防署FAX	132#2	東消防署携帯2	135		
博多消防署	136	博多消防署FAX	136#2	博多消防署携帯1	137		
博多消防署板付出張所遠隔	397#1	} サイレン起動用		博多消防署携帯2	138		
博多消防署堅粕出張所遠隔	393#1						
博多消防団金隈格納庫遠隔	391#1						
中央消防署	139	中央消防署FAX	139#2	中央消防署携帯1	140		
				中央消防署携帯2	141		
南消防署	142	南消防署FAX	142#2	南消防署携帯1	143		
				南消防署携帯2	144		
城南消防署	145	城南消防署FAX	145#2	城南消防署携帯1	146		
				城南消防署携帯2	147		
早良消防署	148	早良消防署FAX	148#2	早良消防署携帯1	149		
				早良消防署携帯2	150		
西消防署	151	西消防署FAX	151#2	西消防署携帯1	152		
				西消防署携帯2	153		
消防学校	154	消防学校FAX	154#2				
消防航空隊	155	消防航空隊FAX	155#2				
水道局		水道FAX	322#2	水道携帯	323		
水道総務	322						
水道乙金浄水場	324						
水道瑞梅寺浄水場	328						
水道高宮浄水場	326						
水道多々良浄水場	325						
水道夫婦石浄水場	327						
交通遠隔	423#1	交通FAX	423#2	交通携帯	424		
教育委員会		教育FAX	190	教育携帯1	191		
				}	}		
				教育携帯5	195		
会計室		会計室FAX	196				
議会事務局		議会FAX	187	議会携帯	189		
東区		総務FAX	200#2	総務携帯1	204	総務車載1	201
総務遠隔	200#1			}	}	総務車載2	202
地域整備遠隔	208#1			総務携帯4	207	総務車載3	203
保福センター	216			地域整備携帯1	212	地域整備車載	209
市民センター	221			}	}	維持管理車載1	210
				地域整備携帯4	215	維持管理車載2	211
				保福センター携帯1	217		
				}	}		
				保福センター携帯4	220		
博多区		総務FAX	300#2	総務携帯1	304	総務車載1	301
総務遠隔	300#1			}	}	総務車載2	302
地域整備遠隔	308#1			総務携帯4	307	総務車載3	303
保福センター	316			総務携帯5	312	地域支援車載	309
博多市民センター	321			}	}	維持管理車載	311
				総務携帯8	315	福祉・介護保険車載	310
				総務携帯9	317		
				}	}		
				総務携帯12	320		

所属	呼出番号	FAX	呼出番号	携帯	呼出番号	車載	呼出番号
中央区		総務FAX	400#2	総務携帯1	404	総務車載1	401
総務遠隔	400#1			〃	〃	総務車載2	402
地域整備遠隔	408#1			総務携帯4	407	総務車載3	403
保福センター遠隔	416#1			地域整備携帯1	412	総務車載4	409
保福センター健康	421			〃	〃	地域振興・支援車載	410
中央市民センター	422			地域整備携帯4	415	維持管理車載	411
				保福センター携帯1	417		
				〃	〃		
				保福センター携帯4	420		
南区		総務FAX	500#2	総務携帯1	504	総務車載1	501
総務遠隔	500#1			〃	〃	総務車載2	502
地域整備遠隔	508#1			総務携帯4	507	地域整備車載	503
南区役所別館遠隔	516#1			地域整備携帯1	512	生活環境車載	511
南市民センター	521			〃	〃	維持管理車載1	509
				地域整備携帯4	515	維持管理車載2	510
				保福センター携帯1	517		
				〃	〃		
				保福センター携帯4	520		
城南区		総務FAX	600#2	総務携帯1	604	維持管理車載1	609
総務遠隔	600#1			〃	〃	維持管理車載2	610
地域整備遠隔	608#1			総務携帯4	607	維持管理車載3	611
保福センター遠隔	616#1			地域整備携帯1	612	総務車載1	601
城南市民センター	621			〃	〃	総務車載2	602
				地域整備携帯4	615	総務車載3	603
				保福センター携帯1	617		
代行統制3	622	代行統制3用FAX	622#2	〃	〃		
代行統制4	623	代行統制4用FAX	623#2	保福センター携帯4	620		
早良区		総務FAX	700#2	総務携帯1	704	総務車載1	701
総務遠隔	700#1			〃	〃	総務車載2	702
地域整備遠隔	708#1			総務携帯4	707	総務車載3	703
保福センター遠隔	716#1			地域整備携帯1	712	総務車載4	709
早良市民センター	727			〃	〃	維持管理車載2	711
				地域整備携帯4	715		
				保福センター携帯1	717		
				〃	〃		
				保福センター携帯4	720		
入部出張所		入部FAX	721#2	入部携帯	722	維持管理車載1	710
入部遠隔	721#1			入部道路維持携帯1	724		
入部道路維持	723			〃	〃		
				入部道路維持携帯3	726		
西区		西総務FAX	800#2	総務携帯1	804	総務車載1	801
総務遠隔	800#1			〃	〃	総務車載2	802
地域整備遠隔	808#1			総務携帯4	807	総務車載3	803
保福センター遠隔	816#1			地域整備携帯1	812	総務車載4	809
西市民センター	831			〃	〃		
				地域整備携帯4	815		
				保福センター携帯1	817		
				〃	〃		
				保福センター携帯4	820		
西部出張所		西部FAX	821#2	西部市民携帯1	822	西部車載1	810
西部遠隔	821#1			〃	〃	西部車載2	811
西部土木	826			西部市民携帯4	825		
				西部土木携帯1	827		
				〃	〃		
				西部土木携帯4	830		
こども病院	425						
市民病院	426						

所属	呼出番号	FAX	呼出番号
陸上自衛隊	117		
海上保安部	118		
九州電力	522		
西部ガス	523		
西日本電信電話	524		
防災センター	525	防災センターFAX	525#2
高速道路公社	526		
市社会福祉協議会	527		
福岡記念病院	880		
九州医療センター	991		
九州大学病院	992		
福岡大学病院	993		
済生会病院	994		
福岡赤十字病院	995		
福岡市医師会	996		
秋本病院	997		
和白病院	998		
漁協本部	671		
漁協弘支所	672		
漁協志賀島支所	673		
漁協奈多支所	674		
漁協福岡支所	675		
漁協伊崎支所	676		
漁協姪浜支所	677		
漁協能古支所	678		
漁協浜崎今津支所	679		
漁協唐泊支所	680		
漁協西浦支所	681		
漁協玄界島支所	682		
漁協小呂支所	683		
警察本部	110		
東警察署	471		
博多警察署	472		
中央警察署	473		
南警察署	474		
早良警察署	475		
西警察署	476		
空港警察署	477		
臨港警察署	478		

東区小学校

NO	学校名	呼出番号
1	青葉小学校	261
2	香椎小学校	262
3	香椎下原小学校	263
4	香椎浜小学校	264
5	香椎東小学校	265
6	香住丘小学校	266
7	香陵小学校	268
8	西戸崎小学校	269
9	志賀島小学校	270
10	城浜小学校	271
11	多々良小学校	272
12	千早小学校	273
13	千早西小学校	274
14	名島小学校	275
15	奈多小学校	276
16	箱崎小学校	277
17	筥松小学校	278
18	八田小学校	279
19	東箱崎小学校	280
20	馬出小学校	281
21	舞松原小学校	282
22	松島小学校	283
23	三苦小学校	284
24	美和台小学校	285
25	若宮小学校	286
26	和白小学校	287
27	和白東小学校	288
28	照葉小学校	289

東区公民館

NO	公民館名	呼出番号
1	青葉公民館	231
2	香椎公民館	232
3	香椎下原公民館	233
4	香椎浜公民館	234
5	香椎東公民館	235
6	香住丘公民館	236
7	香陵公民館	237
8	西戸崎公民館	238
9	志賀公民館	239
10	城浜公民館	240
11	多々良公民館	241
12	千早公民館	242
13	千早西公民館	243
14	照葉公民館	244
15	名島公民館	245
16	奈多公民館	246
17	箱崎公民館	247
18	筥松公民館	248
19	八田公民館	249
20	東箱崎公民館	250
21	馬出公民館	251
22	舞松原公民館	252
23	松島公民館	253
24	三苦公民館	254
25	美和台公民館	255
26	若宮公民館	256
27	和白公民館	257
28	和白東公民館	258

博多区小学校

NO	学校名	呼出番号
1	板付小学校	361
2	板付北小学校	362
3	堅粕小学校	363
4	三筑小学校	364
5	住吉小学校	365
6	千代小学校	366
7	月隈小学校	367
8	東光小学校	368
9	那珂小学校	369
10	那珂南小学校	370
11	博多小学校	371
12	春住小学校	372
13	東住吉小学校	373
14	東月隈小学校	374
15	東吉塚小学校	375
16	席田小学校	377
17	弥生小学校	378
18	吉塚小学校	379

博多区公民館

NO	公民館名	呼出番号
1	板付北公民館	331
2	板付公民館	332
3	大浜公民館	333
4	堅粕公民館	334
5	御供所公民館	335
6	三筑公民館	336
7	住吉公民館	337
8	千代公民館	338
9	月隈公民館	339
10	東光公民館	340
11	那珂公民館	341
12	那珂南公民館	342
13	奈良屋公民館	343
14	春住公民館	344
15	東住吉公民館	345
16	東月隈公民館	346
17	東吉塚公民館	347
18	美野島公民館	348
19	席田公民館	349
20	弥生公民館	350
21	吉塚公民館	351
22	冷泉公民館	352

中央区小学校

NO	学校名	呼出番号
1	赤坂小学校	451
2	小笹小学校	452
3	草ヶ江小学校	453
4	警固小学校	454
5	笹丘小学校	455
6	簗子小学校	456
7	大名小学校	457
8	高宮小学校	458
9	当仁小学校	459
10	春吉小学校	460
11	平尾小学校	461
12	福浜小学校	462
13	南当仁小学校	464

中央区公民館

NO	公民館名	呼出番号
1	赤坂公民館	431
2	小笹公民館	432
3	草ヶ江公民館	433
4	警固公民館	434
5	笹丘公民館	435
6	簗子公民館	436
7	大名公民館	437
8	高宮公民館	438
9	当仁公民館	439
10	春吉公民館	440
11	平尾公民館	441
12	福浜公民館	442
13	舞鶴公民館	443
14	南当仁公民館	444

南区小学校

NO	学校名	呼出番号
1	大池小学校	561
2	大楠小学校	562
3	日佐小学校	563
4	柏原小学校	564
5	塩原小学校	565
6	高木小学校	566
7	玉川小学校	567
8	筑紫丘小学校	568
9	鶴田小学校	569
10	長丘小学校	570
11	長住小学校	571
12	西高宮小学校	572
13	西長住小学校	573
14	西花畑小学校	574
15	野多目小学校	575
16	花畑小学校	576
17	東花畑小学校	577
18	東若久小学校	578
19	三宅小学校	579
20	宮竹小学校	580
21	弥永小学校	581
22	弥永西小学校	582
23	横手小学校	583
24	老司小学校	584
25	若久小学校	585

南区公民館

NO	公民館名	呼出番号
1	大池公民館	531
2	大楠公民館	532
3	日佐公民館	533
4	柏原公民館	534
5	塩原公民館	535
6	高木公民館	536
7	玉川公民館	537
8	筑紫丘公民館	538
9	鶴田公民館	539
10	長丘公民館	540
11	長住公民館	541
12	西高宮公民館	542
13	西長住公民館	543
14	西花畑公民館	544
15	野多目公民館	545
16	花畑公民館	546
17	東花畑公民館	547
18	東若久公民館	548
19	三宅公民館	549
20	宮竹公民館	550
21	弥永公民館	551
22	弥永西公民館	552
23	横手公民館	553
24	老司公民館	554
25	若久公民館	555

城南区小学校

NO	学校名	呼出番号
1	片江小学校	651
2	金山小学校	652
3	城南小学校	653
4	田島小学校	654
5	堤小学校	655
6	堤丘小学校	656
7	鳥飼小学校	657
8	長尾小学校	658
9	七隈小学校	659
10	別府小学校	660
11	南片江小学校	661

城南区公民館

NO	公民館名	呼出番号
1	片江公民館	631
2	金山公民館	632
3	城南公民館	633
4	田島公民館	634
5	堤丘公民館	635
6	堤公民館	636
7	鳥飼公民館	637
8	長尾公民館	638
9	七隈公民館	639
10	別府公民館	640
11	南片江公民館	641

早良区小学校

NO	学校名	呼出番号
1	有住小学校	761
2	有田小学校	762
3	飯原小学校	763
4	飯倉小学校	764
5	飯倉中央小学校	765
6	入部小学校	766
7	内野小学校	767
8	大原小学校	768
9	賀茂小学校	769
10	小田部小学校	770
11	早良小学校	771
12	四箇田小学校	772
13	高取小学校	773
14	田隈小学校	774
15	田村小学校	775
16	西新小学校	776
17	野芥小学校	777
18	原北小学校	778
19	原小学校	779
20	原西小学校	780
21	曲淵小学校	781
22	室見小学校	782
23	百道小学校	783
24	百道浜小学校	784
25	脇山小学校	785

早良区公民館

NO	公民館名	呼出番号
1	有住公民館	731
2	有田公民館	732
3	飯倉公民館	733
4	飯倉中央公民館	734
5	飯原公民館	735
6	入部公民館	736
7	内野公民館	737
8	大原公民館	738
9	小田部公民館	739
10	賀茂公民館	740
11	早良公民館	741
12	四箇田公民館	742
13	高取公民館	743
14	田隈公民館	744
15	田村公民館	745
16	西新公民館	746
17	野芥公民館	747
18	原北公民館	748
19	原公民館	749
20	原西公民館	750
21	曲淵公民館	751
22	室見公民館	752
23	百道公民館	753
24	百道浜公民館	754
25	脇山公民館	755

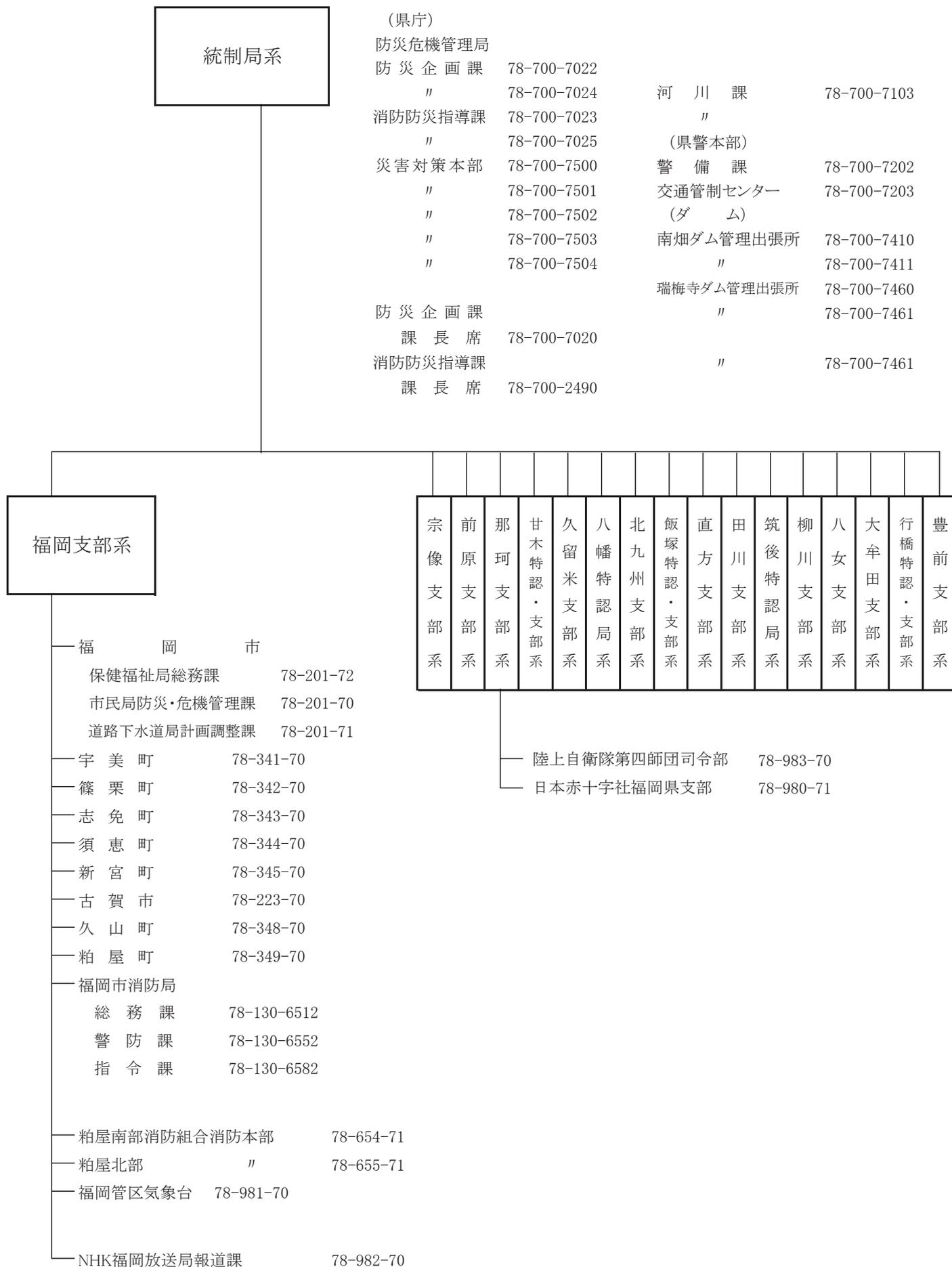
西区小学校

NO	学校名	呼出番号
1	愛宕小学校	871
2	愛宕浜小学校	872
3	壱岐小学校	873
4	壱岐東小学校	874
5	壱岐南小学校	875
6	石丸小学校	876
7	今宿小学校	877
8	今津小学校	878
9	内浜小学校	879
10	小呂小学校	880
11	金武小学校	881
12	北崎小学校	882
13	玄界小学校	884
14	玄洋小学校	885
15	下山門小学校	886
16	城原小学校	887
17	周船寺小学校	888
18	西陵小学校	889
19	能古小学校	890
20	福重小学校	891
21	姪浜小学校	892
22	元岡小学校	893
23	姪浜北小学校	894

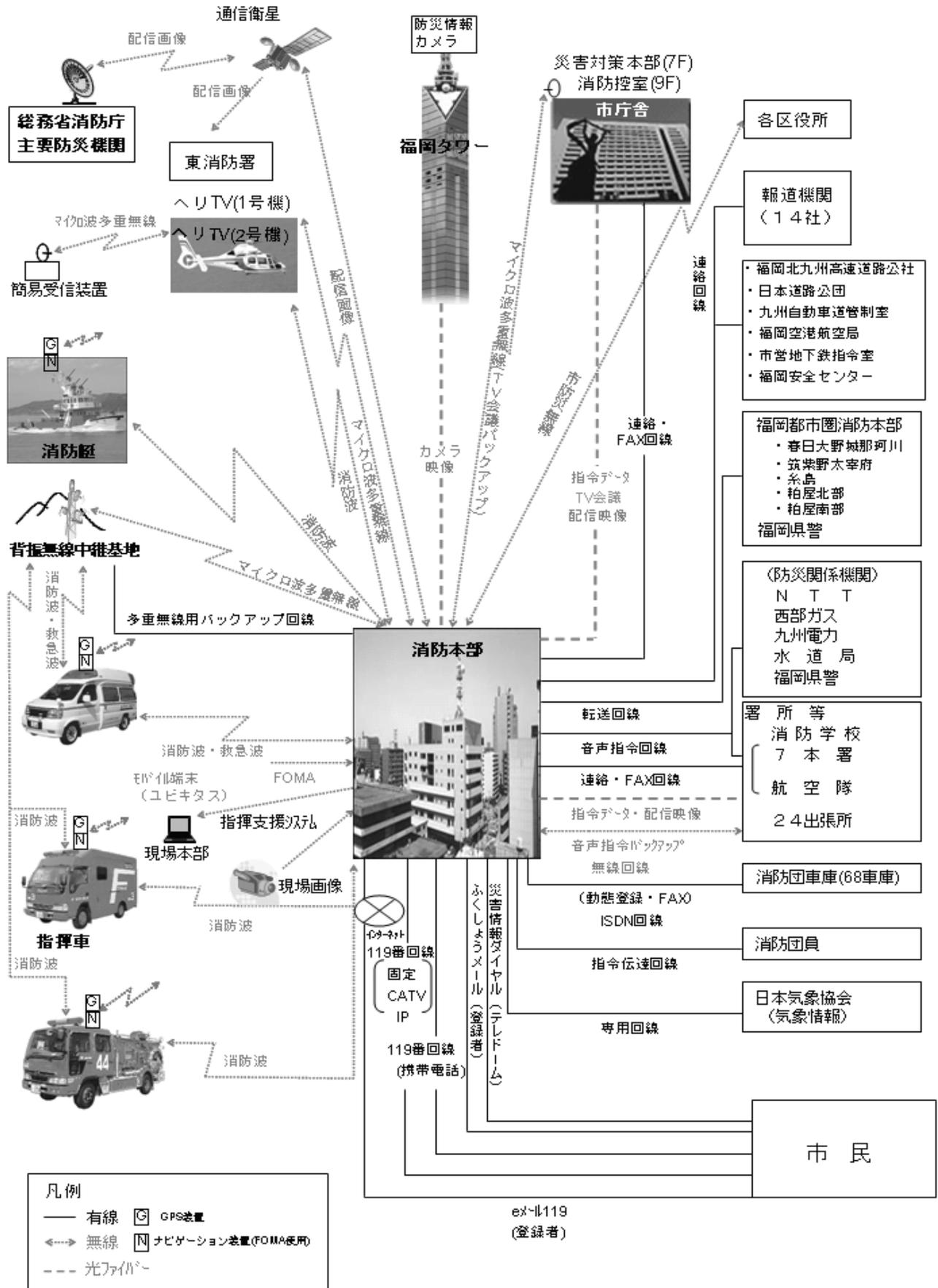
西区公民館

NO	公民館名	呼出番号
1	愛宕公民館	841
2	愛宕浜公民館	842
3	壱岐公民館	843
4	壱岐東公民館	844
5	壱岐南公民館	845
6	石丸公民館	846
7	今宿公民館	847
8	今津公民館	848
9	内浜公民館	849
10	金武公民館	850
11	北崎公民館	851
12	北崎公民館小呂分館	852
13	玄界公民館	853
14	玄洋公民館	854
15	下山門公民館	855
16	城原公民館	856
17	周船寺公民館	857
18	西陵公民館	858
19	能古公民館	859
20	福重公民館	860
21	姪浜公民館	861
22	姪北公民館	862
23	元岡公民館	863

10 福岡県防災行政無線系統図



消防通信体系



12 消防通信施設状況

(1) 指令システム主要設備

区分	所属別	合 計	本 部	学 校	航 空 隊	東 署	博 多 署	中 央 署	南 署	城 南 署	早 良 署	西 署	そ の 他	備 考	
指令システム設備	指令台	7	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	119番の受信、出動指令等の操作台
	指揮台	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	運用条件設定等、全体を指揮する台
	無線個別台	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	消防、救急無線の個別操作台
	画像処理台	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	防災カメラ、マルチスクリーン操作用
	受付補助台	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	119番受付補助(1台当り1座席)
	マルチスクリーン	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	70インチ(8面)46インチ(24面)
	長時間録音装置	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	56CH/24時間以上の連続録音(DVD)
	支援台	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	警備本部室で画面操作等
	テレビ会議システム	3	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2 その他は、市本庁舎(災害対策本部・消防控室)
	大型テレビモニター	12	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2 100インチ、50インチ、43インチモニター
	携帯型情報処理端末	19	11	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	—	災害対策処理用端末装置
	自動出動指定装置	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	指令系コンピュータ(コンピュータ系の根幹装置)
	地図サーバ装置	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	地図系コンピュータ
	支援情報サーバ装置	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	支援情報系コンピュータ
	気象情報サーバ装置	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	気象情報系コンピュータ
	指令制御装置	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	回線接続、指令台制御等通信系の根幹装置
	音声合成指令装置	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	指令、案内、消防団指令用
	車両位置動態管理装置	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ナビゲーション、AVM装置
	本部LAN基幹装置	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	指令LANの基幹装置
	気象観測装置	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	風向、風速、温度、湿度、雨量、気圧
	直流電源装置	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	48V直流電源(通信系機器電源)
	無停電電源装置	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	商用系電源断時の瞬断防止(CVCF)
	署所受令端末装置	35	1	1	1	6	7	4	4	2	4	4	4	1	音声、無線指令受信用端末装置
	出動指令書プリンタ	41	1	1	1	7	8	5	5	3	5	5	5	—	指令情報を印字出力
	車両状況表示盤	155	1	—	—	31	36	17	19	12	18	21	—	—	管轄車両及び本署、出張所、簡易出動等車両表示盤
	災害状況表示装置	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	—	現場映像や指令情報を表示する50インチモニター
	情報処理端末	28	11	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	—	報告書や各種データ処理用端末装置
	119番署受信装置	7	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1	—	—	119番の分散受信装置
	ナビゲーション装置 (AVM装置)	118	1	1	—	21	25	14	15	10	18	13	—	—	GPS、センサー方式併用
	指揮隊モバイル	10	2	—	1	1	1	1	1	1	1	1	—	—	災害現場の画像伝送装置(指揮支援システム)
救急隊用端末装置	37	0	—	0	6	6	2	3	2	3	4	—	—	救急報告書作成用端末	
防災情報カメラシステム	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	福岡タワーに設置	
動態登録装置	68	1	—	—	20	14	7	6	—	11	9	—	—	消防団車両の動態登録装置(本部1は弘水上分団)	
FAX装置	68	1	—	—	20	14	7	6	—	11	9	—	—	消防団への災害指令用FAX(本部1は弘水上分団)	
地図端末装置	36	2	1	1	6	7	5	4	2	4	4	—	—	地図情報処理装置	
緊急連絡用電話	24	—	—	—	5	6	3	3	1	3	3	—	—	かけつけ通報用(各出張所玄関設置)	
119発信地システム	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	119番発信地表示装置	

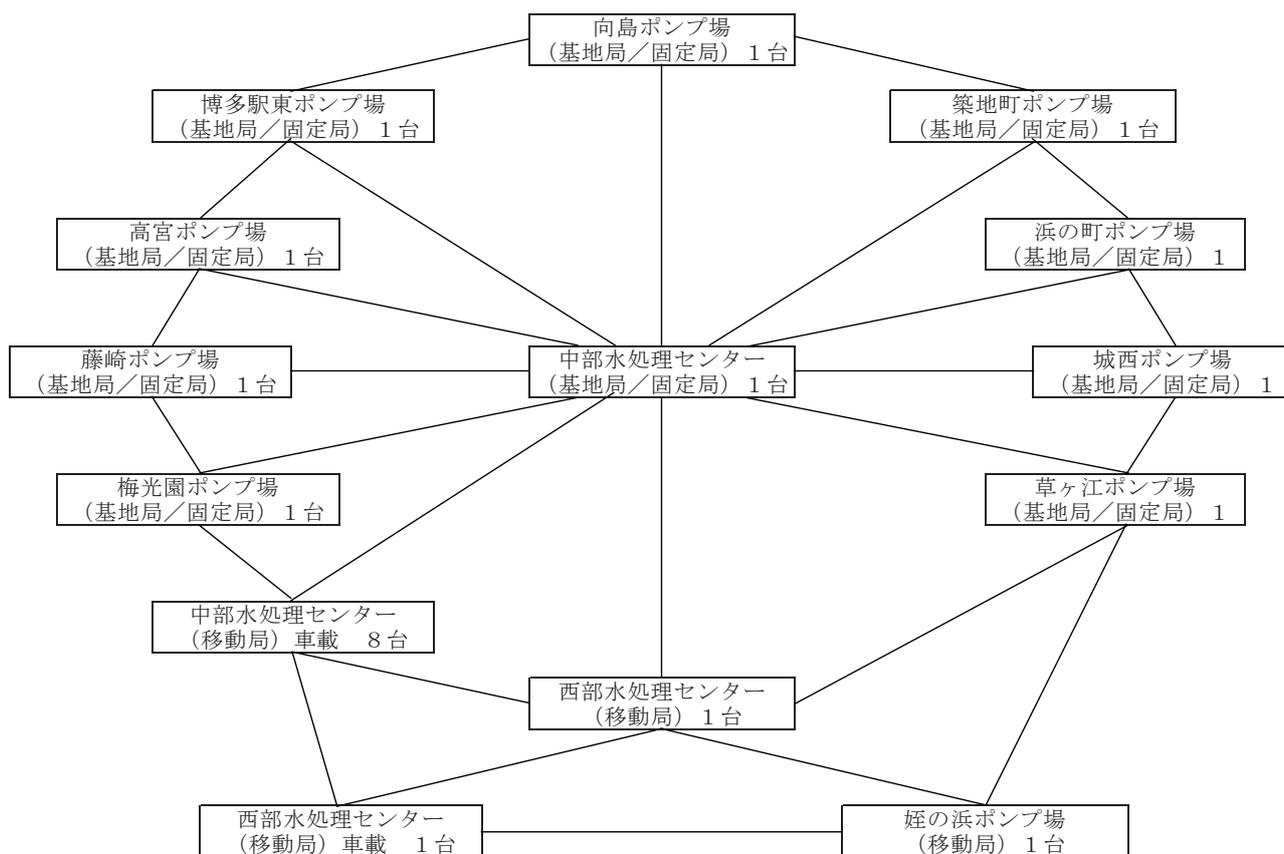
(2) 有線設備

区分	所属別	計	所属別											備考	
			本部	学	航空	東	博	中央	南	城	早	西	そ		
119回線		33	26	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1	—	固定INS14・携帯4・アナログ5・署分散7・携帯転送3
計		140	46	2	3	14	16	10	10	6	10	10	13		
専用線	指令回線	39	—	1	1	6	7	4	4	2	4	4	6	その他は水道局・県警・九電・西部ガス・NTT・市役所	
	データ回線	53	5	1	2	8	9	6	6	4	6	6	—	出動プリンタ及び車両状況表盤、情報処理端末等、指揮支援システム	
	発信地システム回線	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	119番発信地表示問い合わせ用(IP-VPN回線に変更)	
	放送回線	14	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	報道機関14	
	転送回線	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	県警指令室・春消	
	連絡回線	5	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九州道・都市高速・地下鉄・安全センター・航空局	
	業務回線	7	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	その他は市本庁舎4・九大・春消・背振
	防災カメラ回線	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	映像用2(光回線に変更)
	無線中継基地回線	16	16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	多重無線バックアップ回線
計		188	40	4	3	32	26	16	15	7	20	18	7	※(100)は、NTT土居局設置のため外数	
防災カメラヘリテレ回線		19	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	INS回線その他は市本庁舎	
消防団指令回線		76	8	—	—	20	14	7	6	—	11	9	1	消防分団員個別指令用、INS1500-3回線 その他は、弘水上分団	
災害情報ダイヤル回線		1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	その他は音源入力用(0180-99-9595)NTTのテレーム災害情報案内回線
事務用加入回線		72	16	2	1	10	10	7	7	5	7	7	—		
ファクシミリ回線		12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	その他は市役所7階・9階	
その他回線		8	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	石油防災協会・救急病院協会・設備士協会	

(3) 無線設備

区分	所属別	計	所属別											備考				
			本部	東	博	中央	南	城	早	西	消							
計		501	62	65	73	45	46	34	51	45	80	・「福消ヘリ1・2」, 「福消しょうぼうてい1」は車載型に含む						
無線	移動	消防	車載型	346	111	8	18	21	14	13	9	17	11	—	・消防波150MHz帯 F3E(FMアナログ電話)F2D(データ伝送)			
			携帯型	235	25	22	25	18	17	13	18	17	80	・消防波150MHz帯 F3E ヘリコプター・消防艇積載分を含む				
	航空	救急	32	—	7	7	2	4	3	4	5	—	・救急波140MHz帯 F3E F2D 2対向波					
		ヘリテレ携帯	4	2	—	1	—	—	—	1	—	—	・ヘリテレ携帯は「福消カメラ1・2」「福消テレビ1・2」					
	海上	航空機局(ヘリ)	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・航空機局は「JA08FC ゆりかもめ」「JA119F ほおじろ」				
		航空局(ヘリ)	4	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・航空局(移動局)は「福消いどう80, 81, 82, 83」				
		船舶局(消防艇)	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	・船舶局は「福消しょうぼうてい1」 F3E150MHz レーダー 他				
	携帯電話		112	21	17	19	11	12	9	11	12	—	・緊急消防援助隊・指揮車・消防車・救急車・救急救命士及び緊急連絡用として装備					
	電話施設	基地局	計	—	47	2	8	6	4	18	2	—	1	—	2	—	2	・()内は、共用装置の数(二重、三重免許のため装置数合計から除く) ・*印は中継用多重 7.5GHz帯 ・携帯基地局, 本部, 他, 10Wはヘリテレ連絡用無線 ・簡易無線局は、TV会議及び防災情報カメラの伝送装置 50GHz帯 ・電波法上の局数(基地局数) 基地局~4・携帯基地局~3・固定局~4 航空局~1・簡易無線局~4・地球局~1 ・山上固定局(12)は、市波5, 県波1計6波の現用予備無線装置の数 ・航空局は、「しょうぼうふくおか」「しょうぼうふくおかフライトサービス」
			基地局	50	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
携帯基地局		10	24	—	—	—	4	18	—	—	1	—	—	1	—	—		
		25	—	—	(8)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
固定局		10	1	—	—	—	—	(18)	—	—	(1)	—	—	—	—	—		
		25	—	—	(5)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		0.005	4	—	—	*2	—	—	*2	—	—	—	—	—	—	—		
航空局		10	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2		
簡易無線局		0.015	4	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2		
地球局		270	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

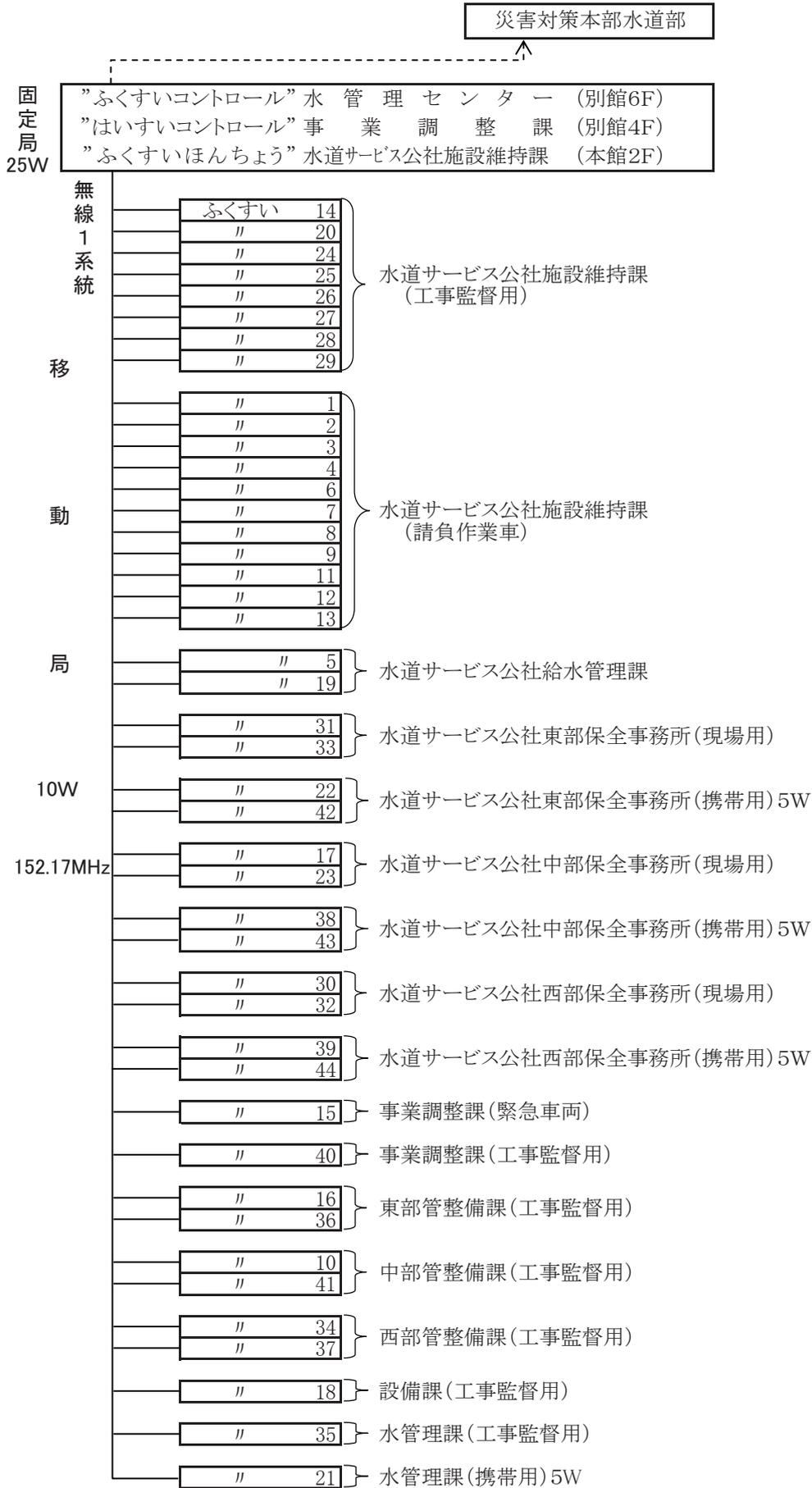
13 道路下水道局無線通信系統図



14 道路下水道局無線通信施設状況表

局種別	常置場所	所在地	呼出符号	周波数	空中線電力
基地局 固定局	中部水処理センター	中央区荒津2丁目2-1	ふくおかげすい	149.39MHz z	10W
	高宮ポンプ場	南区那の川2丁目3-13	ふくおかげすいたかみや		
	草ヶ江ポンプ場	城南区鳥飼4丁目10-25	ふくおかげすいくさがえ		
	城西ポンプ場	早良区城西2丁目2-25	ふくおかげすいじょうせい		
	浜の町ポンプ場	中央区舞鶴3丁目7-1	ふくおかげすいはまのまち		
	築地町ポンプ場	博多区中洲中島町5-1	ふくおかげすいちくち		
	向島ポンプ場	博多区住吉1丁目6-3	ふくおかげすいむこうじま		
	博多駅東ポンプ場	博多区博多駅東2丁目18-3	ふくおかげすいえきひがし		
	藤崎ポンプ場	早良区藤崎2丁目15-28	ふくおかげすいふじさき		
	梅光園ポンプ場	中央区梅光園1丁目2-27	ふくおかげすいばいこうえん		
移動局	西部水処理センター	西区小戸2丁目5-1	ふくおかげすい 9	149.39MHz z	5W
	姫の浜ポンプ場	西区小戸1丁目27-1	ふくおかげすい 10		
移動局 (車載)	中部水処理センター	中央区荒津2丁目2-1	ふくおかげすい 1	149.39MHz z	5W
			ふくおかげすい 2		
			ふくおかげすい 3		
			ふくおかげすい 4		
			ふくおかげすい 5		
			ふくおかげすい 6		
			ふくおかげすい 7		
			ふくおかげすい 11		
西部水処理センター	西区小戸2丁目5-1	ふくおかげすい 8	149.39MHz z	5W	

15 水道局無線通信系統図



16 水道局無線施設状況表

局種	配置場所	呼出名称	車種	周波数	空中線電力
固定局	水管理センター	ふくすいコントロール		152.17MHz	25W
	事業調整課	はいすいコントロール			
	水道サービス公社施設維持課	ふくすいほんちよう			
移動局 (車載型)	水道サービス公社施設維持課	ふくすい 20	軽四輪 (工事監督用)	152.17MHz	10W
		〃 24	〃		
		〃 25	〃		
		〃 26	〃		
		〃 27	〃		
		〃 28	〃		
		〃 29	〃		
		〃 1	小型貨物 (請負作業車)		
		〃 2	〃		
		〃 3	〃		
		〃 4	〃		
		〃 6	〃		
		〃 7	〃		
		〃 8	〃		
	〃 9	〃			
	〃 11	〃			
	〃 12	〃			
	〃 13	〃			
	〃 14	〃			
	〃 5	〃			
	水道サービス公社給水管理課	〃 19	軽四輪 (工事監督用)		
	水道サービス公社東部保全事務所	〃 31	〃		
		〃 33	〃		
	水道サービス公社中部保全事務所	〃 17	〃		
		〃 23	〃		
	水道サービス公社西部保全事務所	〃 30	〃		
	〃 32	〃			
東部管整備課	〃 16	〃			
	〃 36	〃			
中部管整備課	〃 10	〃			
	〃 41	〃			
西部管整備課	〃 34	〃			
	〃 37	〃			
事業調整課	〃 15	SUV (緊急車両)			
	〃 40	軽四輪 (工事監督用)			
水管理課	〃 35	〃			
設備課	〃 18	〃			
移動局 (携帯用)	水管理課	ふくすい 21		152.17MHz	5W
	水道サービス公社東部保全事務所	〃 22			
		〃 42			
	水道サービス公社中部保全事務所	〃 38			
		〃 43			
	水道サービス公社西部保全事務所	〃 39			
〃 44					

17 港湾局無線施設状況表

局種	設置場所	呼出名称	周波数	空中線電力	トン数	馬力	航行区域
海岸局	博多 ポートタワー	博多 ポートラジオ	156.55MHz 156.60MHz 156.80MHz	50W	—	—	—
基地局	博多港ふ頭(株)	ふくおか こうわん	157.61MHz	10W	—	—	—
移動局	第2かもめ (清掃船)	ふくおか こうわん 1	157.61MHz	10W	T 13	HP 210×2	平水区域
	ちどり (潜水測量船)	ふくおか こうわん 3			11	165×1	沿海(限定)
	なのつ (旅客船)	ふくおか こうわん 7			34	1,015×2	沿海(限定)
	かもめ (清掃船)	ふくおか こうわん 5			18	210×2	平水区域
携帯 基地局	客船事務所 (博多)	ふくおか こうわん	157.61MHz	10W	—	—	—
携帯局	きんいん 1 (旅客船)	ふくおか こうわん 22	157.61MHz	5W	120	1,000×2	平水区域
	きんいん 2 (旅客船)	ふくおか こうわん 23			120	1,000×2	平水区域
	きんいん 3 (旅客船)	ふくおか こうわん 24			145	1,000×2	沿海(限定)
	フラワーのこ (フェリー)	ふくおか こうわん 26		10W	199	900	平水区域
	ニューげんかい (旅客船)	ふくおか こうわん 27			105	1,000×2	沿海(限定)
	ニューおろしま (旅客船)	ふくおか こうわん 28			73	1,015×2	沿海(限定)
	レインボーのこ (フェリー)	ふくおか こうわん 25			177	1,000	平水区域
	客船事務所 (姪浜)	ふくおか こうわん 30		5W	—	—	—

(広報広聴計画)

1 広報車保有台数一覧表

所 属 名	台 数	所 属 名	台 数	所 属 名	台 数
財 政 局	2	経 済 観 光 文 化 局	1	消 防 局 (広報マイクを備えたもの)	241
市 民 局	1	道 路 下 水 道 局	1	水 道 局	27
こ ども 未 来 局	1	教 育 委 員 会	1		
保 健 福 祉 局	5	区 役 所	106		
環 境 局	2				
		小 計 (財政局所管)	120	合 計	388

2 報道機関一覧

依 頼 先	所 在 地	電 話	FAX
NHK福岡放送局	中央区六本松1丁目1-10	741-7557	781-4270
RKB毎日放送	早良区百道浜2丁目3-8	852-6600	844-8885
KBC九州朝日放送	中央区長浜1丁目1-1	761-7610	761-7613
TNCテレビ西日本	早良区百道浜2丁目3-2	852-5511	852-5611
FBS福岡放送	中央区清川2丁目22-8	532-3001	532-3091
TVQ九州放送	博多区住吉2丁目3-1	262-0074	272-5905
ジェイコム福岡	中央区那の津3丁目13-10	201-1070	201-1310
エフエム福岡	中央区清川1丁目9-19	533-0809	533-0802
クロスエフエム	博多区築港本町13-6	093-551-0770	093-541-7434
ラブエフエム国際放送	中央区天神2丁目6-1	734-4378	734-1982
西日本新聞社	中央区天神1丁目4-1	711-5225	711-6242
朝日新聞社	博多区博多駅前2丁目1-1	411-1132	461-0607
毎日新聞社	中央区天神1丁目16-1	781-3100	721-6520
読売新聞社	中央区赤坂1丁目16-5	715-5641	715-5542
日本経済新聞社	博多区博多駅東2丁目16-1	473-3348	412-1160
産経新聞社	中央区渡辺通5丁目23-8	741-7088	726-2572
共同通信社	中央区天神1丁目4-1	781-4151	713-8232
時事通信社	中央区天神2丁目13-7	741-2537	715-5199

3 災害時における放送要請に関する協定等

「災害時における放送要請に関する協定」等については、テレビ、ラジオ放送局11社と締結したところである。
なお、下記協定書は、個別に締結しているが、内容が同一であること、文中に協定の相手方機関等が記載されていることから、それぞれ丸数字で表現し簡略化して掲載している。(順不同)

災害時における放送要請に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第57条の規定により、福岡市長(以下「甲」という。)が、

- ① 日本放送協会福岡放送局
- ② RKB毎日放送株式会社
- ③ 九州朝日放送株式会社
- ④ 株式会社テレビ西日本
- ⑤ 株式会社福岡放送
- ⑥ 株式会社TXN九州
- ⑦ 株式会社エフエム福岡
- ⑧ 株式会社エフエム九州
- ⑨ 天神エフエム株式会社
- ⑩ 株式会社九州国際エフエム
- ⑪ 福岡コミュニティ放送株式会社

(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、法第56条の規定による伝達、通知又は警告が緊急を要し、かつ、放送以外に有効な通信、伝達手段がとれない場合において、その通信のため特別の必要があるときに、乙に対し放送の要請をすることができる。

(要請の手続き)

第3条 甲は、乙に対し次の事項を明らかにして要請するものとする。

- 1 放送要請の理由
- 2 放送事項
- 3 希望する放送の日時
- 4 その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、福岡市市長室報道課長及び

- ① 日本放送協会福岡放送局放送部報道担当部長
- ② RKB毎日放送株式会社報道局報道部長
- ③ 九州朝日放送株式会社報道制作本部報道部長
- ④ 株式会社テレビ西日本報道局報道部長
- ⑤ 株式会社福岡放送報道制作局報道部長
- ⑥ 株式会社TXN九州報道局報道部次長
- ⑦ 株式会社エフエム福岡放送本部制作部長
- ⑧ 株式会社エフエム九州代表取締役専務
- ⑨ 天神エフエム株式会社放送局次長
- ⑩ 株式会社九州国際エフエム放送制作部長
- ⑪ 福岡コミュニティ放送株式会社チーフプロデューサー

を連絡責任者とする。

(雑 則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成12年5月23日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市長 山崎 広太郎

乙 ①福岡市中央区六本松1丁目1番10号

日本放送協会

福岡放送局長 外島 正司

②福岡市早良区百道浜2丁目3番5号

RKB毎日放送株式会社

代表取締役社長 山本 潔

③福岡市中央区長浜1丁目1番1号

九州朝日放送株式会社

代表取締役社長 松本 知則

④福岡市早良区百道浜2丁目3番2号

株式会社テレビ西日本

代表取締役社長 別府 隆文

⑤福岡市中央区渡辺通1丁目1番1号

株式会社福岡放送

代表取締役社長 石川 一彦

⑥福岡市博多区住吉2丁目3番1号

株式会社TXN九州

代表取締役社長 奥田 斐規

⑦福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号

株式会社エフエム福岡

代表取締役社長 村上 敏行

⑧北九州市小倉北区古船場町9番1号

株式会社エフエム九州

代表取締役社長 小野 喜孝

⑨福岡市中央区天神2丁目2番43号

天神エフエム株式会社

代表取締役社長 陶山 秀昭

⑩福岡市中央区天神2丁目5番35号

株式会社九州国際エフエム

代表取締役社長 後藤 達太

⑪福岡市早良区百道浜2丁目4番27号

福岡コミュニティ放送株式会社

代表取締役社長 瀧上 高当

災害時における放送要請に関する覚書

災害時における放送要請に関する協定（平成12年5月23日締結以下「協定」という。）

第6条に基づき、福岡市市民局長（以下「甲」という。）と

- ① 日本放送協会福岡放送局
- ② RKB毎日放送株式会社報道局
- ③ 九州朝日放送株式会社報道制作本部
- ④ 株式会社テレビ西日本報道局
- ⑤ 株式会社福岡放送報道制作局
- ⑥ 株式会社TXN九州報道局
- ⑦ 株式会社エフエム福岡放送本部長
- ⑧ 株式会社エフエム九州放送本部長
- ⑨ 天神エフエム株式会社
- ⑩ 株式会社九州国際エフエム放送制作部長
- ⑪ 福岡コミュニティ放送株式会社チーフプロデューサー

（以下「乙」という。）は、協定の実施に関し必要な事項を次のとおり定める。

（放送の要請）

第1 協定第2条の「その通信のため特別の必要があるとき」とは次に掲げる場合とする。

- (1) 災害時における避難勧告、避難指示等の周知徹底をはかるとき。
- (2) その他災害時における市民への予報、警報、通知等の周知徹底をはかるとき。
- (3) 災害時の混乱を防止するとき。
- (4) 災害時における市民の救助活動等のため職員の動員命令を伝達するとき。
- (5) 前各号のほか、市長が特に必要と認めるとき。

（要請の手続き）

第2 協定第3条により要請する場合は、電話で放送要請する予告をしたのち、文書（様式1）により行うものとする。

ただし、緊急のため文書による要請のいとまがない場合は、電話により様式1に定める事項を明らかにし要請し、事後において、すみやかに文書の提出をするものとする。

この覚書の成立を証するため、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成12年5月23日

甲 福岡市市民局長 植木とみ子

乙 ①日本放送協会福岡放送局
放送部長 妻城英治郎
②RKB毎日放送株式会社報道局
報道局長 広崎靖邦
③九州朝日放送株式会社報道制作本部
報道制作本部長 細川健彦
④株式会社テレビ西日本報道局
報道局長 明石哲也
⑤株式会社福岡放送報道制作局
常務取締役
報道制作局長 原野弥見
⑥株式会社TXN九州報道局
報道局長 大宮寛治
⑦株式会社エフエム福岡
常務取締役
放送本部長 喜代美一之

- ⑧株式会社エフエム九州
 常務取締役
 放送本部長 岡本 昇
- ⑨天神エフエム株式会社
 代表取締役社長 陶山 秀昭
- ⑩株式会社九州国際エフエム
 取締役
 放送制作部長 久田 大作
- ⑪福岡コミュニティ放送株式会社
 取締役チーフ
 プロデューサー 深町 健二郎

様式1

平成 年 月 日

様

福岡市長

放送要請について

上記について、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき下記のとおり放送等お願いいたします。

記

放送要請の理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難勧告、避難指示の周知徹底を図るため 2 予報、警報、通知等の周知徹底を図るため 3 災害時の混乱を防止するため 4 職員の動員命令を伝達するため 5 その他
放送事項 (内容、対象地域等)	
希望する放送の日時	<ol style="list-style-type: none"> 1 直ちに 2 月 日 時 分
その他	

災害時における放送要請に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条の規定により、福岡市長（以下「甲」という。）が株式会社ジェイコム福岡（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、法56条の規定による伝達、通知又は警告が緊張を要し、かつ放送以外に有効な通信、伝達手段がとれない場合において、その通信のため特別の必要があるときに、乙に対し放送の要請をすることができる。

(要請の手続き)

第3条 甲は乙に対し次の事項を明らかにして要請するものとする。

- 1 放送要請の理由
- 2 放送事項
- 3 希望する放送日時
- 4 その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、福岡市市長室報道課長及び株式会社ジェイコム福岡管理本部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成20年12月1日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市長 吉田宏

乙 福岡市中央区那の津3丁目13番10号
株式会社ジェイコム福岡

代表取締役社長 北川文雄

災害時の放送要請に関する覚書

災害時における放送要請に関する協定（平成20年12月1日締結，以下「協定」という。）第6条の規定に基づき，福岡市（以下「甲」という。）株式会社ジェイコム福岡（以下「乙」という。）は協定の実施に関し必要な事項を次のとおり定める。

（放送の要請）

第1 協定2条の「特別の必要があるとき」とは，次に掲げる場合とする。

- （1） 災害時における避難勧告，避難指示等の周知徹底を図るとき。
- （2） その他災害時における市民への予報，警報，通知等の周知徹底を図るとき。
- （3） 災害時の混乱を防止するとき
- （4） 災害時における市民の救助活動等のため職員の動員命令を伝達するとき。
- （5） 前各号のほか，市長が特に認めるとき。

（要請の手続）

第2 協定第3条により要請する場合は，電話で放送要請する予告をしたのち，文章（様式1）により行うものとする。

ただし，緊急のため文書による要請のいとまがない場合は，電話により様式1に定める事項を明らかにし要請し，事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

この覚書の成立を証するため，当事者記名押印のうえ，各自1通を保管する。

平成20年12月1日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市市民局長 陶山博道

乙 福岡市中央区那の津3丁目13番10号
株式会社ジェイコム福岡

管理本部長 半田敦士

4 災害時における街頭ビジョン等による情報提供に関する協定

「災害時における街頭ビジョン等による情報提供に関する協定」については、天神地区及び博多駅地区のビジョンを運営する企業 12 社と締結したところである。

なお、下記協定書は、個別に締結しているが、内容が同一であることから、丸数字で表現し簡略化して掲載している。(順不同)

災害時における街頭ビジョン等による情報提供に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と

- | | |
|---------------|----------------------|
| ① 株式会社イムズ | ⑦ 株式会社RKB映画社 |
| ② 天神エフエム株式会社 | ⑧ 株式会社ギャラクシー |
| ③ 株式会社西日本新聞会館 | ⑨ 株式会社福岡交通センター |
| ④ 福岡新都心開発株式会社 | ⑩ 福岡朝日ビル株式会社 |
| ⑤ 西日本電信電話株式会社 | ⑪ 株式会社クリオホテルクリオコート博多 |
| ⑥ 株式会社オーティス | ⑫ ライザ西日本株式会社 |

（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における街頭ビジョン等による情報提供に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、天神地区における来街者及び在勤者に対して、速やかかつ円滑に情報提供することを目的とする。

（放送の依頼）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、情報の提供が必要となった場合は、内容を明示した文書（様式1）で、乙に放送の依頼をするものとする。ただし、災害の規模が大きく緊急性がある場合は、乙の判断で放送するものとする。

2 前項の「情報の提供が必要になった場合」とは次に掲げる場合とする。

- (1) 災害時における避難場所等の周知徹底を図るとき。
- (2) 災害時の混乱を防止するとき。
- (3) 災害時における避難勧告、避難指示等の周知徹底を図るとき。
- (4) 前各号のほか、市長が特に必要と認めるとき。

（依頼の手続き）

第3条 甲は、乙に対し次の事項を明らかにして依頼するものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の依頼を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲からの依頼に対し優先的かつ速やかに放送を行うものとする。

2 乙は、甲から依頼を受けた事項に関し、放送の形式及び送信系統をそのつど決定して放送するものとする。

(連絡担当者及び情報交換)

第5条 第3条に掲げる放送依頼に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲、乙それぞれに様式2により連絡担当者を指定するものとする。なお、連絡担当者を変更する場合は、当該機関が様式2を変更し通知するものとする。

2 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条に規定する協力の実施に要した経費については、当該協力を実施した者が負担するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期限(以下、「協定期間」という。)は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市

福岡市長 吉田 宏

乙 ①福岡市中央区一丁目7番11号

株式会社イムズ

代表取締役社長 山田 寛治

②福岡市中央区天神二丁目2番43号

天神エフエム株式会社

代表取締役社長 脇山 雅範

③福岡市中央区天神一丁目4番1号

株式会社西日本新聞会館

代表取締役社長 玉川 孝道

④福岡市中央区天神二丁目6番1号

福岡新都心開発株式会社

代表取締役 榎本 一彦

⑤福岡市中央区渡辺通1丁目1番1号

西日本電信電話株式会社

代表取締役社長 小椋 敏勝

⑥大分県大分市中島東三丁目4番20号

株式会社オーティス

代表取締役 川北 祐司

⑦福岡市早良区百道浜二丁目3番8号

株式会社RKB映画社

代表取締役社長 湯川 典正

⑧福岡市博多区半道橋一丁目5番19号

株式会社ギャラクシー

代表取締役 山田 寛治

⑨福岡市博多区博多駅前中央街2番1号

株式会社福岡交通センター

代表取締役社長 江口 洋二郎

⑩福岡市博多区博多駅前二丁目1番1号

福岡朝日ビル株式会社

代表取締役社長 尾身 一郎

⑪福岡市博多区博多駅前中央街5番3号

株式会社クリオ ホテルクリオコート博多

代表取締役 安部 南鎬

⑫福岡市博多区寿町二丁目4番11号

ライザ西日本株式会社

代表取締役 岩切 一欣

様式1

平成 年 月 日

様

福岡市長

放送依頼について

上記について、「災害時における放送依頼に関する協定」に基づき下記のとおり放送等お願いいたします。

記

放送依頼の理由	1 避難勧告，避難指示の周知徹底を図るため 2 予報，警報，通知等の周知徹底を図るため 3 災害時の混乱を防止するため 4 その他
放送事項 (内容，対象地域等)	
希望する放送の日時	1 直ちに 2 月 日 時 分
その他	

様式2

連絡担当者

機関名	担当窓口・担当者	連絡先

(自衛隊災害派遣要請計画)

1 災害派遣対象主要器材

(1) 陸上

品名		規格	使用目的
車 両 ・ 器 材	トラック	小型 1/2t	人員輸送(乗車定員2/4名)
	〃	中型 11/2t	人員・資材輸送(乗車定員2/14名)
	高機動車	中型	人員輸送(乗車定員2/8名)
	救急車	中型 11/2t	患者輸送(乗車定員2/4名)
	トラック	大型 31/2t	人員・資材輸送(乗車定員2/22名)
	ダンプ	大型 31/2t	土砂材料等物品運搬
	レッカー	大型 4t	故障車両回収・資材のとう載卸下
	トラッククレーン	20t	積込
	グレーダー	3.6m	整地排土
	バケットローダー		積込排土
	自走コンプレッサー	6m ³	〃
	ドーザー		排土用
	ロープ発射器		ロープを対岸・崖上等に発射
	救命胴衣		人命救助用、水上作業のため着用
人命救助システム	6.1m×6.4m	人命救助用(搜索、救出・救護)	
舟 艇	渡河ボート	24人乗	人命救助、人員・物資の輸送、門橋(軽)の運搬
	ボート	2人乗	偵察用
	〃	5人乗	偵察用及び人命救助用
	動力ボート	8.2m 105HP×2	物資運搬等
架 橋 器 材	舷外機	22HP 25HP	渡河ボート取付
	軽徒橋	131m	人員の渡河
	ふのう橋門橋	C Ø 50	車両類河川運搬
	パネル橋	〃	渡河用
	木製固定橋	C Ø 30.16m	架橋
Iビーム橋	C Ø 60.60m	〃	
	81式自走架柱橋	C Ø 42.60m	Iビーム架橋
	衛 生 器 材	噴霧器	動力式
〃		背負式肩掛式	〃 (〃)
空気マスク			ビル火災
携帯除染器			防疫資材の代用として使用
救護活動セット		6m×8m	救護用
補 給 器 材	浄水セット	120t	飲料水供給用(1分間120l)
	水トレーラー・水タンク車	1t	給水用
	野外移動加熱器	野外浴槽湯わかし	
	野外入浴セット	キャンパス製	野外等における入浴用(50名同時入浴)

(2) 航空機

機 種	とう乗可能人員(人)
OH-6J ヘリコプター	4 (パイロット1名を含む)
HU-1B 〃	9 (パイロット2名を含む)
HU-1H 〃	13 (〃)
V-107 〃 (陸上)	28 (〃)
V-107 〃 (救難機)	28 (〃)
MU-2 捜索機	4 (〃)

(3) 艦艇

艦 種	とう乗可能人員(人)	とう載可能物資(t)
掃海艇	70	15
交通艇	90	5
揚陸艇(LCM型)	120	30

注：1. とう乗可能人員及びとう載可能物資は、いずれか一つの場合の基準を示す。

注：2. 別表3は、海上平穏な場合における1日以内の輸送力の基準を示すものであって、艦艇の種類別日数、気象状況、物資の形状等によっては変動する。

2 要請者側の準備する主要資材の基準

品 目		所 要 事 態
器具類	1 ベルトコンベアー	1 掘土、搬土
	2 リヤカー	2 運搬作業、小路、短距離
	3 手鉤類	3 土のうの取扱いのため
	4 その他土工事	4 土工作業
設備類	1 夜間照明設備	1 夜間作業
	2 給水用樽、ドラム罐等	2 給 水
資材等	1 蛇籠、金網、鉄線、錠	1 水防等築堤道路啓開
	2 土のう(仄)、荒縄等	2 同 上
	3 木 杭	3 同 上
	4 標識材料	4 (派遣時常に必要)
	5 消毒剤	5 防 疫
	6 滋養剤(ビタミン剤等)	6 派遣が長期にわたる場合
備考	本表は、過去の教訓により必要を生じたものであるが、細部はそのつど調整して準備	

3 派遣部隊名

区分	駐とん地等	所 在 地	電 話 番 号	部 隊 の 長	備 考
陸上	第 4 師 団 司令部 (福岡駐とん地)	春 日 市	591-1020 ~6	第 4 師 団 長	主務 第3部防衛班 (内線5233)
	春日駐とん地	〃	581-0431	福岡病院長	総 務 課
航空	西部航空方面隊司令部	〃	581-4031 ~5	西部航空方面隊司令官	防衛部運用1班
	芦屋基地	遠賀郡芦屋町	(093) 23-0981	芦屋基地司令	第3術科学校 総務部
海上	佐世保地方総監	佐世保市平瀬町	(0956) 23-7111	佐世保地方総監	防衛部第3班
	第72航空隊	大村市今津町10番地	(095) 52-3131 ~3	第72航空隊司令	第72航空隊 運用班
	下関基地隊	下関市永田本町4-8-1	(0832) 86-2323	下関基地隊司令	

(避難計画)

避難所(場所)一覧

一時避難所(187箇所)

区	名称	所在地	電話番号	FAX番号	無線番号
東 区	青葉公民館・老人いこいの家	青葉3丁目10-8	691-9799	691-3046	231
	香椎公民館	香椎駅前2丁目17-19	661-3258	661-3517	232
	香椎下原公民館	下原1丁目4-2	682-6334	682-6349	233
	香椎浜公民館	香椎浜2丁目4-31	682-1697	682-1827	234
	香椎東公民館・老人いこいの家	香椎台1丁目3-7	672-7098	672-7110	235
	香住ヶ丘公民館	香住ヶ丘1丁目27-1	681-4704	681-4796	236
	香陵公民館・老人いこいの家	香椎浜1丁目8-7	663-4485	663-4487	237
	西戸崎公民館	西戸崎5丁目1-1	603-0201	603-6174	238
	志賀公民館	大字志賀島736-60	603-6706	603-6172	239
	城浜公民館・老人いこいの家	城浜団地32-2	671-6181	671-6286	240
	多々良公民館	多々良1丁目56-2	691-3767	691-2642	241
	千早公民館・老人いこいの家	千早6丁目2-21-101	661-3240	661-3246	242
	千早西公民館	千早3丁目3-3	683-3933	683-3947	243
	照葉公民館・老人いこいの家	香椎照葉2丁目2-12	674-3101	674-3102	244
	名島公民館・老人いこいの家	名島2丁目42-26	681-0155	681-0350	245
	奈多公民館・老人いこいの家	奈多2丁目14-2	607-4697	607-4828	246
	箱崎公民館・老人いこいの家	箱崎1丁目27-17	651-7708	651-7713	247
	筥松公民館	筥松1丁目21-1	621-4999	621-5017	248
	八田公民館・老人いこいの家	八田2丁目16-20	681-5371	681-5374	249
	東箱崎公民館・老人いこいの家	箱崎7丁目16-23	632-4127	632-4139	250
	馬出公民館・老人いこいの家	馬出1丁目12-33	651-0605	651-0609	251
	舞松原公民館・老人いこいの家	水谷1丁目7-13	672-2199	672-2280	252
	松島公民館	松島3丁目15-11	612-1533	612-1534	253
	三苫公民館	三苫3丁目3-41	606-4511	606-6602	254
	美和台公民館	美和台1丁目3-12	607-0294	607-4342	255
	若宮公民館	若宮3丁目27-1	662-5454	662-5458	256
	和白公民館・老人いこいの家	和白3丁目28-31	606-3001	606-5262	257
	和白東公民館・老人いこいの家	高美台2丁目1-8	607-2442	607-2962	258
	箱崎会館	箱崎1丁目36-41	641-0525	641-0532	
	筥松会館	原田2丁目8-25	611-8522	611-8524	
	東箱崎会館	箱崎7丁目3-4	631-2027	631-2061	
	馬出会館	馬出5丁目34-14	641-5571	641-5572	
	松島会館	松島1丁目10-17	622-7811	622-7817	
東市民センター	香住ヶ丘1丁目12-1	661-1831	661-1888	221	
東体育館	香住ヶ丘1丁目12-2	672-0301	672-0302		

一時避難所

区	名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	無 線 番 号
博 多 区	板付公民館・老人いこいの家	麦野1丁目29-12	581-1117	581-2455	331
	板付北公民館	板付2丁目2-20	574-0651	574-2099	332
	大浜公民館・老人いこいの家	下呉服町10-15	281-0343	262-4619	333
	東光公民館	東光2丁目21-22	411-7792	411-7956	334
	堅粕公民館・老人いこいの家	博多駅東1丁目8-2	473-6010	473-6140	335
	御供所公民館・老人いこいの家	上呉服町2-27	281-5512	281-5578	336
	三筑公民館・老人いこいの家	三筑2丁目9-4	573-4664	573-4671	337
	住吉公民館	住吉5丁目6-1	441-6955	441-6956	338
	千代公民館	千代1丁目20-11	651-0066	651-0082	339
	月隈公民館・老人いこいの家	月隈3丁目27-3	503-4106	503-4183	340
	那珂公民館・老人いこいの家	那珂3丁目10-2	471-9329	471-9330	341
	那珂南公民館・老人いこいの家	元町3丁目1-2	571-4319	571-4519	342
	奈良屋公民館	奈良屋町1-6	271-4461	271-4468	343
	春住公民館・老人いこいの家	博多駅南3丁目11-30	441-6269	441-6273	344
	東住吉公民館・老人いこいの家	博多駅前4丁目11-12	431-1271	431-1281	345
	東月隈公民館・老人いこいの家	東月隈4丁目3-1	504-1360	504-1395	346
	東吉塚公民館・老人いこいの家	吉塚6丁目6-10	611-2001	611-2027	347
	美野島公民館・老人いこいの家	美野島2丁目6-11	474-0070	474-0074	348
	席田公民館・老人いこいの家	空港前3丁目19-32	611-0315	611-0386	349
	弥生公民館	那珂4丁目9-2	451-4534	451-4563	350
	吉塚公民館・老人いこいの家	吉塚2丁目21-15	611-6320	611-6326	351
	冷泉公民館・老人いこいの家	上川端町6-25	281-2245	281-2260	352
	板付会館	麦野1丁目1-5	573-4687	573-4695	
	板付北会館	板付2丁目13-25	582-3750	582-3782	
	三筑会館	諸岡6丁目31-31	572-8005	572-8012	
	月隈会館	月隈6丁目23-17	504-1624	504-1632	
	東光会館	東光2丁目20-10	473-7432	473-7450	
	那珂会館	東那珂1丁目13-9	473-7763	473-7792	
	那珂南会館	光丘町1丁目2-1	572-1153	572-1196	
	東月隈会館	浦田1丁目20-1	503-5539	503-5592	
	東吉塚会館	吉塚本町10-24	622-5541	622-5608	
	席田会館	東平尾2丁目20-1	611-0051	611-0076	
	弥生会館	諸岡1丁目18-11	573-0271	573-0283	
	吉塚会館	吉塚5丁目15-3	611-5755	611-5767	
	市民体育館	東公園8-2	641-9135	641-9139	
博多市民センター	山王1丁目13-10	472-5991	472-5952	321	

一時避難所

区	名称	所在地	電話番号	FAX番号	無線番号
博多区	博多体育館	山王1丁目9-5	481-0301	481-0302	
	博多南地域交流センター (さざんびあ博多)	南本町2丁目3-1	502-8570	502-8571	
中央区	赤坂公民館	赤坂2丁目5-14	751-4691	751-7734	431
	小笹公民館	平和5丁目13-75	531-9428	531-9429	432
	草ヶ江公民館	六本松1丁目11-1	741-7998	741-5812	433
	警固公民館・老人いこいの家	警固1丁目11-2	731-4655	731-4489	434
	笹丘公民館・老人いこいの家	笹丘1丁目13-41	761-7375	761-0143	435
	簗子公民館・老人いこいの家	大手門3丁目10-7	712-2268	712-5563	436
	大名公民館・老人いこいの家	大名2丁目6-53	751-4212	751-7691	437
	高宮公民館	大宮2丁目2-11	531-0029	531-0037	438
	当仁公民館・老人いこいの家	唐人町3丁目1-11	751-6824	751-7548	439
	春吉公民館・老人いこいの家	春吉1丁目17-13	761-2528	761-6375	440
	平尾公民館・老人いこいの家	平尾3丁目29-23	531-6885	531-6961	441
	福浜公民館・老人いこいの家	福浜1丁目2-2	761-8060	761-4598	442
	南当仁公民館	今川2丁目11-15	741-9053	741-9162	444
	中央市民センター	赤坂2丁目5-8	714-5521	714-5502	422
	中央体育館	赤坂2丁目5-5	741-0301	741-0617	
	福岡市庁舎1階ロビー	天神1丁目8-1	733-5802		
福岡市九電記念体育館	薬院4丁目14-1	524-3906	524-3911		
南区	大池公民館	寺塚2丁目9-11	511-4231	511-4232	531
	大楠公民館	大楠1丁目22-13	521-7044	521-1026	532
	日佐公民館・老人いこいの家	的場2丁目17-6	591-5542	591-6096	533
	柏原公民館	柏原5丁目20-10	565-8978	565-8993	534
	塩原公民館	塩原1丁目27-2	541-0547	541-0564	535
	高木公民館・老人いこいの家	高木3丁目11-7	585-1332	585-1394	536
	玉川公民館	向野1丁目3-23	541-3212	541-3214	537
	筑紫丘公民館	筑紫丘2丁目22-15	512-6477	512-6480	538
	鶴田公民館・老人いこいの家	鶴田4丁目51-30	566-2593	566-9896	539
	長住公民館	西長住2丁目4-3	551-4189	551-4190	540
	長丘公民館	長丘2丁目22-23	511-0456	511-0467	541
	西高宮公民館・老人いこいの家	平和1丁目7-16	531-4767	531-4768	542
	西長住公民館	西長住2丁目29-15	551-3515	551-3519	543
西花畑公民館	花畑4丁目6-8	567-0072	567-0073	544	

一時避難所

区	名称	所在地	電話番号	F A X 番号	無線番号
南区	野多目公民館・老人いこいの家	野多目2丁目8-12	565-4223	565-4237	545
	花畑公民館	花畑3丁目35-6	566-9061	566-9841	546
	東花畑公民館・老人いこいの家	屋形原2丁目8-3	511-6655	511-6657	547
	東若久公民館	若久6丁目30-12	541-9548	541-9549	548
	三宅公民館・老人いこいの家	三宅2丁目25-42	541-1088	541-1099	549
	宮竹公民館・老人いこいの家	井尻2丁目4-17	581-5050	581-5051	550
	弥永公民館・老人いこいの家	弥永団地30-1	582-4645	582-4655	551
	弥永西公民館・老人いこいの家	弥永2丁目14-1	582-9620	582-9621	552
	横手公民館	横手4丁目24-9	572-5661	572-5662	553
	老司公民館	老司3丁目1-8	565-1700	565-1849	554
	若久公民館・老人いこいの家	若久1丁目11-20	541-4200	541-4208	555
	南市民センター	塩原2丁目8-2	561-2981	511-9721	521
	南体育館	塩原2丁目8-1	552-0301	552-0302	
城南区	片江公民館	片江5丁目35-20	871-1219	871-5319	631
	金山公民館	友丘6丁目9-36	801-2830	801-5149	632
	城南公民館・老人いこいの家	茶山6丁目21-5	843-9418	843-8693	633
	田島公民館・老人いこいの家	田島3丁目7-29	822-0307	822-6907	634
	堤公民館	樋井川7丁目21-1	863-5533	863-6358	635
	堤丘公民館	堤1丁目20-2	861-4821	861-4834	636
	鳥飼公民館・老人いこいの家	鳥飼4丁目13-1	821-5227	821-5247	637
	長尾公民館	長尾1丁目3-14	871-5619	871-5198	638
	七隈公民館	七隈4丁目26-38	871-6905	871-5247	639
	別府公民館	別府1丁目15-19	821-7489	821-2308	640
	南片江公民館・老人いこいの家	南片江1丁目24-21	862-2453	862-2459	641
	城南市民センター	片江5丁目3-25	862-2141	862-2801	621
	城南体育館	別府6丁目14-22	851-0303	851-0040	
早良区	有住公民館・老人いこいの家	室住団地4-1	822-0352	822-6603	731
	有田公民館・老人いこいの家	次郎丸1丁目1-6	861-7679	861-0943	732
	飯倉公民館・老人いこいの家	飯倉7丁目29-27	864-0818	864-9185	733
	飯倉中央公民館	飯倉2丁目21-1	851-3565	851-3578	734
	飯原公民館・老人いこいの家	原7丁目3-21	864-4545	864-6493	735
	入部公民館	東入部2丁目14-14	803-1247	803-2460	736
	内野公民館	内野8丁目1-5	804-8512	804-8514	737
	大原公民館・老人いこいの家	原4丁目8-13	822-0428	822-0999	738

一時避難所

区	名称	所在地	電話番号	F A X 番号	無線番号
早良区	賀茂公民館・老人いこいの家	賀茂1丁目33-7	863-7741	863-7952	740
	小田部公民館	小田部6丁目6-10	851-8846	851-2295	739
	早良公民館	早良2丁目9-33	804-2420	804-2448	741
	四箇田公民館・老人いこいの家	四箇6丁目5-26	811-2180	811-3330	742
	高取公民館	高取1丁目10-1	851-9705	851-9715	743
	田隈公民館・老人いこいの家	野芥2丁目8-1	863-7151	863-7153	744
	田村公民館	田村3丁目22-13	862-7349	862-5467	745
	西新公民館・老人いこいの家	西新2丁目10-10	851-9925	851-9926	746
	野芥公民館・老人いこいの家	野芥7丁目23-20	862-3119	862-3122	747
	原公民館	原2丁目5-2	821-6414	821-5892	748
	原北公民館	南庄4丁目4-11	831-7556	831-1607	749
	原西公民館	原5丁目12-16	851-7683	851-7763	750
	室見公民館	室見3丁目2-18	843-9577	843-4974	751
	百道公民館	百道2丁目7-11	831-2401	831-6673	752
	百道浜公民館	百道浜3丁目6-24	845-5859	845-5761	753
	早良区	脇山公民館	大字脇山2474-4	803-1815	803-2477
早良市民センター		百道2丁目2-1	831-2321	831-2355	755
早良体育館		四箇6丁目17-6	812-0301	812-6458	
福岡市民防災センター		百道浜1丁目3-3	847-5990	847-5970	525
入部出張所		東入部2丁目14-8	804-2011	803-0924	727
脊振少年自然の家		板屋503	804-6771	804-6772	
福岡市もち体育館		百道2丁目3-15	851-4550	850-5551	
西区		愛宕公民館	愛宕4丁目11-11	891-7962	891-4677
	壱岐公民館	拾六町3丁目21-2	881-1093	881-1544	843
	壱岐東公民館	橋本1丁目14-2	811-2185	811-0584	844
	壱岐南公民館・老人いこいの家	戸切2丁目18-20	812-0686	812-6755	845
	石丸公民館	石丸2丁目5-10	881-4983	881-4986	846
	今宿公民館	今宿青木138-1	806-0242	806-0271	847
	今津公民館	今津734-1	806-2021	807-2550	848
	内浜公民館・老人いこいの家	小戸4丁目11-32	882-1371	882-6576	849
	金武公民館	大字金武2136-1	812-1967	812-5811	850
	北崎公民館・老人いこいの家	大字宮浦1978-1	809-1733	809-1319	851
	愛宕浜公民館小呂分館	大字小呂島61-1	805-2013		852
	玄界公民館	大字玄界島21-3	809-1243	809-1318	853
	玄洋公民館	今宿1丁目17-24	806-9811	806-9813	854

一時避難所

区	名称	所在地	電話番号	F A X 番号	無線番号
西	下山門公民館	下山門4丁目14-38	881-8383	881-8384	855
	城原公民館・老人いこいの家	上山門1丁目26-12	891-7966	891-7095	856
	周船寺公民館・老人いこいの家	大字飯氏876-1	806-1371	806-1395	857
	西陵公民館・老人いこいの家	上山門3丁目5-1	891-6342	891-2990	858
	能古公民館	能古726-9	881-0873	881-0331	859
	福重公民館	福重4丁目25-2	882-1839	882-4577	860
	姪浜公民館・老人いこいの家	姪の浜2丁目10-6	881-0384	881-0399	861
	元岡公民館	太郎丸1丁目4-15	806-5132	806-5130	862
	愛宕浜公民館	愛宕浜4丁目41-10	885-4551	885-4539	842
	区	姪北公民館・老人いこいの家	西区姪の浜2丁目20-28	895-1075	895-1076
西市民センター		内浜1丁目4-39	891-7021	891-0503	831
西体育館		拾六町1丁目13-35	882-5144	882-5244	
三菱電機(株)		今宿東3丁目12-3			
西部地域交流センター(さいとびあ)		大字女原607-1	807-8900	807-8895	

収容避難所(213箇所)

区	名称	所在地	電話番号	FAX番号	無線番号
東 区	青葉小学校	青葉3丁目9-1	691-2301	691-2302	261
	香椎小学校	香椎駅前3丁目2-1	681-7231	681-7232	262
	香椎下原小学校	下原1丁目4-1	682-3906	682-3907	263
	香椎浜小学校	香椎浜2丁目2-2	672-8511	672-8510	264
	香椎東小学校	香椎台1丁目9-1	681-1511	681-1557	265
	香住丘小学校	香住ヶ丘3丁目10-1	681-3511	681-3512	266
	勝馬小学校	大字勝馬1786	603-6615	603-6920	267
	香陵小学校	香椎浜4丁目3-2	682-0022	682-0063	268
	西戸崎小学校	西戸崎6丁目3-1	603-0046	603-0208	269
	志賀島小学校	大字志賀島1566-1	603-6506	603-6541	270
	城浜小学校	城浜団地31-1	661-6915	661-6961	271
	多々良小学校	多々良1丁目56-1	691-3361	691-3362	272
	照葉小学校・中学校	香椎照葉2丁目2-1	681-1310	681-1311	289
	千早小学校	千早3丁目13-1	681-0831	681-0832	273
	千早西小学校	香椎浜1丁目4-1	682-1089	682-1090	274
	名島小学校	名島5丁目5-1	681-3366	681-3367	275
	奈多小学校	奈多団地40-1	607-7177	607-7178	276
	箱崎小学校	箱崎2丁目2-45	651-3190	651-3766	277
	筥松小学校	郷口町16-1	621-1692	621-9046	278
	八田小学校	八田2丁目15-1	671-4080	671-4085	279
	東箱崎小学校	箱崎5丁目11-20	641-9351	641-9352	280
	馬出小学校	馬出1丁目12-27	641-6588	641-6589	281
	舞松原小学校	舞松原5丁目19-1	671-6171	671-6242	282
	松島小学校	松島1丁目39-1	612-5511	612-5512	283
	三苦小学校	三苦7丁目360	606-6075	606-6058	284
	美和台小学校	美和台2丁目25-1	606-4755	606-4789	285
	若宮小学校	若宮3丁目12-1	661-6655	661-6916	286
	和白小学校	塩浜1丁目6-1	606-2061	606-2062	287
	和白東小学校	高美台2丁目8-1	607-0621	607-2978	288
	青葉中学校	青葉3丁目7-1	691-9386	691-9629	
	香椎第一中学校	千早3丁目12-1	681-0765	681-0766	
	香椎第二中学校	香住ヶ丘1丁目8-1	661-2073	661-2019	
	香椎第三中学校	香椎駅前3丁目33-1	662-7668	662-8456	
志賀中学校	大岳4丁目5-1	603-0043	603-2204		
城香中学校	香椎浜2丁目2-1	662-0765	662-0766		
多々良中学校	水谷1丁目18-1	681-1638	681-1639		
多々良中央中学校	多々良1丁目51-1	691-3911	691-3912		

収容避難所

区	名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	無 線 番 号
東 区	箱崎中学校	筥松4丁目21-22	611-2296	611-2297	
	箱崎清松中学校	松田2丁目3-1	612-1237	612-1238	
	福岡中学校	馬出3丁目11-1	641-6685	641-6686	
	松崎中学校	松崎1丁目52-1	682-0031	682-0124	
	和白中学校	三苫1丁目10-1	606-5031	606-5032	
	和白丘中学校	和白丘3丁目13-1	606-7611	606-7612	
博 多 区	板付小学校	麦野2丁目3-1	581-0072	581-9312	361
	板付北小学校	板付2丁目2-20	451-5022	451-5024	362
	堅粕小学校	博多駅東1丁目8-1	431-4194	431-4978	363
	三筑小学校	三筑2丁目9-1	501-8740	501-8741	364
	住吉小学校	住吉4丁目18-1	431-2739	431-2730	365
	千代小学校	東公園8-1	651-3070	651-7352	366
	月隈小学校	月隈3丁目30-1	503-5321	503-4650	367
	東光小学校	東比恵2丁目21-1	411-2498	411-2484	368
	那珂小学校	那珂3丁目10-1	431-4979	431-4956	369
	那珂南小学校	元町3丁目1-1	581-0208	581-6035	370
	博多小学校	奈良屋町1-38	291-2001	291-2002	371
	春住小学校	博多駅南5丁目3-1	431-2315	431-2322	372
	東住吉小学校	博多駅南2丁目6-1	431-0634	431-6614	373
	東月隈小学校	東月隈4丁目17-1	504-0550	504-0595	374
	東吉塚小学校	吉塚6丁目8-11	611-7671	611-7687	375
	席田小学校	空港前4丁目17-1	611-4706	611-4707	377
	弥生小学校	那珂4丁目9-1	451-1935	451-1936	378
	吉塚小学校	吉塚2丁目21-54	611-0938	611-0939	379
	板付中学校	井相田2丁目1-20	575-1791	575-1792	
	三筑中学校	三筑1丁目10-1	581-1308	581-1018	
	千代中学校	千代4丁目17-47	641-4531	641-4532	
	東光中学校	東光2丁目15-1	411-2935	411-2936	
	那珂中学校	那珂2丁目18-1	431-2338	431-2339	
	博多中学校	対馬小路13-40	281-6644	281-6645	
	東住吉中学校	博多駅南2丁目5-1	431-6064	431-6065	
	席田中学校	東平尾3丁目3-1	611-0867	611-0967	
吉塚中学校	吉塚5丁目10-6	621-9163	621-9164		
中 央 区	赤坂小学校	赤坂2丁目5-20	721-1636	721-1637	451
	小笹小学校	平和5丁目13-1	522-8217	522-8218	452
	草ヶ江小学校	草香江2丁目3-5	771-3815	771-3816	453
	警固小学校	警固1丁目11-1	741-3664	741-3665	454

収容避難所

区	名称	所在地	電話番号	FAX番号	無線番号
中央区	笹丘小学校	笹丘2丁目25-1	731-0756	731-0757	455
	簀子小学校	大手門3丁目15-1	721-1811	721-1812	456
	大名小学校	大名2丁目6-11	741-2920	741-4038	457
	高宮小学校	白銀2丁目15-40	522-8213	522-8214	458
	当仁小学校	唐人町3丁目1-45	741-2701	741-4475	459
	春吉小学校	春吉1丁目17-38	751-6386	751-6387	460
	平尾小学校	平尾3丁目29-1	522-8215	522-8216	461
	福浜小学校	福浜1丁目2-1	771-0125	771-2069	462
	南当仁小学校	鳥飼2丁目4-61	741-8792	741-8793	464
	警固中学校	赤坂2丁目5-23	771-2031	771-2032	
	当仁中学校	福浜2丁目7-1	761-7831	761-7832	
	平尾中学校	平和5丁目11-1	521-1768	521-1769	
	舞鶴中学校	城内2-5	741-4985	741-4986	
	友泉中学校	笹丘1丁目22-1	751-2388	751-2389	
	南区	大池小学校	多賀2丁目8-1	561-1016	561-1046
大楠小学校		大楠3丁目10-1	522-8211	522-8212	562
日佐小学校		横手3丁目42-1	591-5028	591-5038	563
柏原小学校		柏原5丁目21-1	565-4555	565-4556	564
塩原小学校		塩原1丁目27-1	551-1355	551-1429	565
高木小学校		高木3丁目11-1	501-7521	501-7523	566
玉川小学校		向野1丁目5-1	541-5331	541-5332	567
筑紫丘小学校		南大橋1丁目13-1	551-1572	551-1575	568
鶴田小学校		鶴田3丁目7-1	566-5677	566-6008	569
長住小学校		長住4丁目5-39	541-2931	541-2932	571
長丘小学校		長丘2丁目22-42	511-1350	511-1413	570
西高宮小学校		平和1丁目6-55	531-8136	531-8137	572
西長住小学校		西長住1丁目9-20	512-1335	512-4343	573
西花畑小学校		桧原2丁目20-1	565-1573	565-1574	574
野多目小学校		野多目2丁目6-1	565-7651	565-7652	575
花畑小学校		花畑3丁目34-1	565-4983	565-4984	576
東花畑小学校		屋形原2丁目23-1	566-7700	566-7701	577
東若久小学校		若久3丁目37-1	561-8020	561-7855	578
三宅小学校		三宅2丁目23-1	541-6468	541-6469	579
宮竹小学校		井尻1丁目1-1	581-0361	581-0424	580
弥永小学校	弥永4丁目2-1	581-5585	581-5558	581	
弥永西小学校	弥永2丁目10-1	585-1556	585-1589	582	
横手小学校	横手4丁目22-1	501-9275	501-9334	583	

収容避難所

区	名称	所在地	電話番号	FAX番号	無線番号
南区	老司小学校	老司3丁目2-1	565-2529	565-2651	584
	若久小学校	若久1丁目12-1	541-4210	541-4227	585
	臼佐中学校	臼佐3丁目7-1	501-2043	501-2959	
	柏原中学校	柏原1丁目8-1	566-1181	566-1482	
	住吉中学校	清水1丁目8-4	541-5235	541-5236	
	高宮中学校	大楠3丁目11-1	531-2631	531-2632	
	筑紫丘中学校	筑紫丘2丁目28-1	541-4831	541-4832	
	長丘中学校	長丘2丁目26-1	561-7866	561-3594	
	野間中学校	筑紫丘2丁目2-1	542-6388	542-3694	
	花畑中学校	桧原2丁目21-1	565-0901	565-0903	
	春吉中学校	清水4丁目21-50	551-4411	551-4412	
	三宅中学校	大橋3丁目18-1	551-3535	551-3536	
	宮竹中学校	五十川1丁目4-1	481-5781	481-5820	
	横手中学校	横手4丁目16-1	501-6451	501-6452	
	老司中学校	老司3丁目37-1	565-1960	565-1961	
福翔高等学校	野多目5丁目31-1	565-1670	565-1721		
城南区	片江小学校	片江4丁目5-1	862-1600	862-4532	651
	金山小学校	松山1丁目20-56	861-5313	861-5129	652
	城南小学校	茶山6丁目20-1	851-5154	851-5166	653
	田島小学校	田島3丁目20-1	844-2848	844-4478	654
	堤小学校	樋井川6丁目27-56	861-2785	861-2484	656
	堤丘小学校	堤1丁目16-1	863-7611	863-7671	656
	鳥飼小学校	鳥飼4丁目13-2	831-4238	831-4239	657
	長尾小学校	長尾5丁目1-1	871-2271	871-2272	658
	七隈小学校	七隈4丁目25-8	871-3900	871-3901	659
	別府小学校	別府6丁目9-1	821-1238	821-1239	670
	南片江小学校	南片江2丁目9-1	862-2311	862-4639	661
	梅林中学校	梅林3丁目6-1	871-4100	871-7113	
	片江中学校	南片江6丁目27-1	871-6221	871-6256	
	城西中学校	鳥飼6丁目4-1	821-0938	852-7145	
	城南中学校	茶山6丁目19-1	821-4833	821-4834	
長尾中学校	樋井川4丁目13-1	871-2998	871-6680		
博多工業高等学校	東油山4丁目20-1	862-6575	862-8346		

収容避難所

区	名称	所在地	電話番号	FAX番号	無線番号	
早良区	有住小学校	有田7丁目17-1	831-5558	831-5559	761	
	有田小学校	有田8丁目17-1	861-1235	861-1309	762	
	飯倉小学校	飯倉7丁目30-9	801-4400	801-8948	764	
	飯倉中央小学校	飯倉3丁目6-35	845-5425	845-5426	765	
	飯原小学校	原7丁目3-1	862-2155	862-2156	763	
	入部小学校	東入部2丁目21-15	804-2902	804-2999	766	
	内野小学校	内野8丁目15-1	804-2207	804-4100	767	
	大原小学校	原3丁目8-10	843-7731	843-9430	768	
	賀茂小学校	賀茂1丁目31-1	862-0233	862-4516	769	
	小田部小学校	小田部6丁目4-1	845-8330	845-8331	770	
	早良小学校	早良1丁目8-1	804-5550	804-5512	771	
	四箇田小学校	四箇田団地56-1	811-6103	811-1968	772	
	高取小学校	昭代2丁目15-51	821-6636	821-6637	773	
	田隈小学校	田隈2丁目7-1	871-3706	871-3707	774	
	田村小学校	田村3丁目32-1	864-4362	864-4691	775	
	西新小学校	西新6丁目4-1	831-4584	831-4585	776	
	野芥小学校	野芥7丁目16-1	862-1814	862-4571	777	
	原小学校	原2丁目5-1	821-2535	821-2536	779	
	早良区	原北小学校	南庄4丁目5-40	821-5586	821-6908	778
		原西小学校	原5丁目16-10	831-6960	831-2496	780
曲淵小学校		大字曲淵713-1	804-3280	804-4669	781	
室見小学校		室見3丁目3-1	831-3783	831-3784	782	
百道小学校		百道3丁目1-1	821-2183	821-4799	783	
百道浜小学校		百道浜4丁目24-1	845-7750	845-7751	784	
脇山小学校		大字脇山2558	804-2805	804-2842	785	
金武中学校		四箇3丁目1-3	811-3974	811-1318		
早良中学校		内野7丁目1-1	804-2206	804-2215		
次郎丸中学校		次郎丸6丁目3-1	862-3711	862-3749		
高取中学校		原3丁目3-1	821-5362	821-5363		
田隈中学校		田村4丁目25-1	864-2479	864-2486		
西福岡中学校		小田部3丁目32-1	821-5333	821-5334		
原中学校		飯倉4丁目34-58	801-4688	801-4690		
原北中学校		小田部7丁目11-1	851-3344	851-3522		
原中央中学校	原1丁目36-1	845-5415	845-5416			
百道中学校	百道3丁目18-11	821-1738	821-1739			

収容避難所

区	名称	所在地	電話番号	FAX番号	無線番号
西 区	愛宕小学校	愛宕4丁目15-1	882-0264	882-4398	871
	愛宕浜小学校	愛宕浜4丁目42-1	885-0910	885-0915	872
	壱岐小学校	拾六町3丁目21-1	881-1568	881-1569	872
	壱岐東小学校	橋本1丁目14-1	811-6101	811-6152	874
	壱岐南小学校	戸切2丁目17-1	811-0955	811-5715	875
	石丸小学校	石丸3丁目9-25	881-1336	881-4872	876
	今宿小学校	今宿町137	806-0009	806-6411	877
	今津小学校	今津4808	806-2004	806-2005	878
	内浜小学校	姪の浜5丁目8-8	881-0273	881-1322	879
	小呂小中学校	大字小呂島285	809-2911	809-1819	
	金武小学校	大字金武2028-1	811-1303	811-1339	881
	北崎小学校	大字小田1385	809-2115	809-1298	882
	玄界小・中学校	大字玄界島239	809-2951	809-1274	884
	玄洋小学校	今宿町697-1	806-8146	806-8147	885
	下山門小学校	下山門4丁目15-1	891-1688	891-0549	886
	城原小学校	上山門1丁目27-1	882-0333	882-0312	887
	周船寺小学校	周船寺1丁目22-39	806-1038	806-8097	888
	西陵小学校	生の松原3丁目9-2	881-1702	881-5313	889
	能古小・中学校	能古357	881-0858	881-8416	890
	福重小学校	福重4丁目25-1	882-0400	882-4364	891
	姪浜小学校	姪の浜2丁目10-6	891-3421	891-3422	892
	元岡小学校	太郎丸1丁目2-24	806-1135	806-5038	893
	姪北小学校	姪の浜2丁目20-23	882-1004	882-1225	894
	壱岐中学校	拾六町2丁目16-1	811-0551	811-0582	
	壱岐丘中学校	大字羽根戸303-1	811-7731	811-7760	
	内浜中学校	内浜1丁目12-1	882-3855	882-3866	
	北崎中学校	大字小田1383	809-2621	809-2622	
	玄洋中学校	横浜2丁目34-1	806-0041	806-0357	
	下山門中学校	下山門3丁目12-1	882-6361	882-6362	
	西陵中学校	生の松原3丁目9-1	881-1733	881-4691	
	姪浜中学校	愛宕浜1丁目32-1	881-1038	881-1039	
	元岡中学校	大字田尻108	806-1039	806-1439	
	福岡女子高等学校	愛宕浜3丁目2-2	881-7344	883-4227	
福岡西陵高等学校	大字拾六町字広石	881-8175	882-8079		

地区避難場所(355箇所)

区	名称	所在地	避難有効面積(m ²)	備考
東 区	青葉小学校	青葉3丁目9-1	5,800	グラウンドは小中別
	香椎小学校	香椎駅前3丁目2-1	14,100	
	香椎下原小学校	下原1丁目4-1	7,500	
	香椎浜小学校	香椎浜2丁目2-2	6,900	
	香椎東小学校	香椎台1丁目9-1	8,800	
	香住ヶ丘小学校	香住ヶ丘3丁目10-1	8,400	
	勝馬小学校	大字勝馬1786	2,700	
	香陵小学校	香椎浜4丁目3-2	8,300	
	西戸崎小学校	西戸崎6丁目3-1	7,700	
	志賀島小学校	大字志賀島1566-1	5,000	
	城浜小学校	城浜団地31-1	9,200	
	多々良小学校	多々良1丁目56-1	6,200	
	照葉小学校	香椎照葉2丁目2-1	6,000	
	千早小学校	千早3丁目13-1	7,800	
	千早西小学校	香椎浜1丁目4-1	8,000	
	名島小学校	名島5丁目5-1	11,100	
	奈多小学校	奈多団地40-1	5,500	
	箱崎小学校	箱崎2丁目2-45	4,400	
	筥松小学校	郷口町16-1	11,700	
	八田小学校	八田2丁目15-1	14,000	
	東箱崎小学校	箱崎5丁目11-20	6,600	
	馬出小学校	馬出1丁目12-27	6,900	
	舞松原小学校	舞松原5丁目19-1	6,800	
	松島小学校	松島1丁目39-1	8,200	
	三苫小学校	三苫7丁目360	7,800	
	美和台小学校	美和台2丁目25-1	8,200	
	若宮小学校	若宮3丁目12-1	9,000	
	和白小学校	塩浜1丁目6-1	4,600	
	和白東小学校	高美台2丁目8-1	13,700	
	青葉中学校	青葉3丁目7-1	12,600	
	香椎第一中学校	千早3丁目12-1	12,600	
	香椎第二中学校	香住ヶ丘1丁目8-1	13,500	
香椎第三中学校	香椎駅前3丁目33-1	9,300		
志賀中学校	大岳4丁目5-1	7,400		
城香中学校	香椎浜2丁目2-1	13,000		
照葉中学校	香椎照葉2丁目2-1	12,000		
多々良中学校	水谷1丁目18-1	15,100		

地区避難場所

区	名称	所在地	避難有効面積(m ²)	備考
東 区	多々良中央中学校	多々良1丁目51-1	10,000	
	箱崎中学校	管松4丁目21-22	14,400	
	箱崎清松中学校	松田2丁目3-1	25,500	
	福岡中学校	馬出3丁目11-1	10,800	
	松崎中学校	松崎1丁目52-1	10,700	
	和白中学校	三苫1丁目10-1	22,200	
	和白丘中学校	和白丘3丁目13-1	9,800	
	香椎高等学校	香椎2丁目9	17,800	県立
	九州産業大学	松香台2丁目	40,000	私立(広域避難場所)
	九州大学総合グラウンド	箱崎6丁目	19,800	国立
	九州大学病院地区運動場	馬出3丁目	10,000	国立
	福岡女子大学	香住ヶ丘1丁目	5,720	県立
	福岡工業大学	和白東3丁目	17,000	私立
	海の中道海浜公園	大字西戸崎	800,000	国有(広域避難場所)
	貝塚公園	箱崎7丁目	36,600	
	香椎浜北公園	香椎浜3丁目	28,800	
	香椎浜中央公園	香椎浜3丁目	8,400	
	香椎浜西公園	香椎浜2丁目	7,000	
	香椎浜東公園	香椎浜4丁目	8,400	
	香椎浜南公園	香椎浜1丁目	11,900	
	香住ヶ丘公園	香住ヶ丘4丁目	7,100	
	上和白中央公園	高美台4丁目	9,800	
	汐井公園	箱崎ふ頭1丁目, 箱崎4丁目	43,200	(広域避難場所)
	社領南公園	社領3丁目	36,600	
	城浜公園	城浜団地	9,800	
	高美台南公園	高美台2丁目	7,700	
	名島運動公園	名島2丁目 他	52,000	県有(広域避難場所)
	箱崎ふ頭記念公園	箱崎ふ頭5丁目	7,000	
	箱崎公園	原田4丁目	63,300	(広域避難場所)
	松崎公園	松崎2丁目	14,700	
	松崎中央公園	水谷1丁目	6,900	
	みどりヶ丘公園	みどりが丘3丁目	10,800	
宮の台中央公園	香椎3丁目	6,600		
美和台中央公園	美和台2丁目	6,000		
アイランドシティ中央公園	香椎照葉4丁目	153,019	(広域避難場所)	
雁の巣レクリエーションセンター	大字奈多	583,000	国有(広域避難場所)	
箱崎宮 (外苑)	箱崎1丁目	17,300	私有	

地区避難場所

区	名称	所在地	避難有効面積(m ²)	備考
東 区	馬出御所ノ内公園	馬出5丁目	2,435	(広域避難場所)
	照葉の森公園	香椎照葉1丁目	4,755	
	青葉公園	青葉4丁目	108,000	
	青葉山手公園	青葉4丁目	3,600	
	香椎照葉北公園	香椎照葉2丁目	4,300	
	蒲田中公園	蒲田2丁目	3,500	
	香椎浜公園	香椎浜ふ頭1丁目	53,300	
	千早中央公園	千早4丁目	10,001	
	三日月山霊園	大字香椎		
	みなと100年公園	香椎浜ふ頭1丁目		
博 多 区	板付小学校	麦野2丁目3-1	11,500	廃校(グラウンド)
	板付北小学校	板付2丁目2-20	9,500	
	堅粕小学校	博多駅東1丁目8-1	4,900	
	三筑小学校	三筑2丁目9-1	10,100	
	住吉小学校	住吉4丁目18-1	3,800	
	千代小学校	東公園8-1	11,700	
	月隈小学校	月隈3丁目30-1	5,300	
	東光小学校	東比恵2丁目21-1	6,500	
	那珂小学校	那珂3丁目10-1	8,500	
	那珂南小学校	元町3丁目1-1	10,700	
	博多小学校	奈良屋町1-6	3,200	
	旧冷泉小学校	上川端町6-38	3,500	
	春住小学校	博多駅南5丁目3-1	5,000	
	東住吉小学校	博多駅南2丁目6-1	6,000	
	東月隈小学校	東月隈4丁目17-1	9,000	
	東吉塚小学校	吉塚6丁目8-11	9,200	
	席田小学校	空港前4丁目17-1	6,900	
	弥生小学校	那珂4丁目9-1	7,000	
	吉塚小学校	吉塚2丁目21-54	5,900	
	板付中学校	井相田2丁目1-20	13,500	
	三筑中学校	三筑1丁目10-1	10,800	
	千代中学校	千代4丁目17-47	10,000	
	東光中学校	東光2丁目15-1	5,800	
	那珂中学校	那珂2丁目18-1	7,800	
	博多中学校	対馬小路13-40	6,900	
	東住吉中学校	博多駅南2丁目5-1	4,900	
	席田中学校	東平尾3丁目3-1	13,500	

地区避難場所

区	名称	所在地	避難有効面積(m ²)	備考
博多区	吉塚中学校	吉塚5丁目10-6	11,900	
	東福岡高等学校	東比恵2丁目	25,300	私立
	福岡高等学校	堅粕1丁目	11,500	県立
	榎田中央公園	大字堅粕	10,600	
	大井中央公園	大井1丁目、2丁目	35,000	(広域避難場所)
	音羽公園	博多駅南1丁目	4,300	
	山王公園	山王1丁目	58,300	(広域避難場所)
	冷泉公園	上川端町	10,200	
	住吉公園	住吉4丁目	4,100	
	月隈公園	東月隈5丁目	18,900	
	出来町公園	博多駅前1丁目	1,300	
	東領公園	博多駅前4丁目	5,000	
	中比恵公園	博多駅東2丁目	7,100	
	人参公園	博多駅前4丁目	1,500	
	東公園	東公園8	54,500	(広域避難場所)
	東平尾公園	東平尾公園1丁目、2丁目	580,000	(広域避難場所)
	藤田公園	博多駅前2丁目	2,500	
	美野島公園	美野島3丁目	2,200	
	諸岡中央公園	諸岡6丁目	14,000	
	上月隈中央公園	月隈5丁目	2,152	
	板付中公園	板付6丁目	1,242	
	千代北公園	千代5丁目	1,629	
	大井北公園	大井1丁目、2丁目	2,133	
	三筑公園	三筑1丁目	1,500	
	博多ふ頭緑地	築港本町	2,900	
	福岡サンパレス(前広場)	築港本町	10,000	
	那珂中央公園	竹下5丁目、那珂2丁目	21,000	
	中央区	赤坂小学校	赤坂2丁目5-20	4,200
小笹小学校		平和5丁目13-1	12,700	
草ヶ江小学校		草香江2丁目3-5	5,600	
警固小学校		警固1丁目11-1	5,300	
笹丘小学校		笹丘2丁目25-1	7,400	
簀子小学校		大手門3丁目15-1	2,500	
大名小学校		大名2丁目6-11	5,200	
高宮小学校		白金2丁目15-40	6,300	
当仁小学校		唐人町3丁目1-45	6,100	
春吉小学校		春吉1丁目17-38	2,300	

地区避難場所

区	名称	所在地	避難有効面積(m ²)	備考	
中	平尾小学校	平尾3丁目29-1	4,600		
	福浜小学校	福浜1丁目2-1	8,500		
	南当仁小学校	鳥飼2丁目4-61	10,600		
	警固中学校	赤坂2丁目5-23	7,200		
	当仁中学校	福浜2丁目7-1	11,200		
	平尾中学校	平和5丁目11-1	10,600		
	舞鶴中学校	城内2-5	21,400		
	友泉中学校	笹丘1丁目22-1	13,000		
	赤坂公園	赤坂3丁目	4,197		
	大濠公園	大濠公園	105,000	県有(広域避難場所)	
央	警固公園	天神2丁目	41,000		
	地行中央公園	地行浜1丁目	15,400		
	須崎公園	天神5丁目	18,400		
	天神中央公園	天神1丁目	31,000	県有	
	西公園	西公園	72,500	県有	
	浜の町公園	舞鶴3丁目	6,200		
	平和中央公園	平和5丁目	9,000		
	舞鶴公園	城内	194,000	(広域避難場所)	
	南公園	南公園	177,500	(広域避難場所)	
	小笹中央公園	小笹4丁目	16,000		
区	福岡市九電記念体育館(前広場)	薬院4丁目	13,400	私有	
	福岡市庁舎西側広場	天神1丁目	8,000		
	南	大池小学校	多賀2丁目8-1	8,100	
		大楠小学校	大楠3丁目10-1	6,000	
		日佐小学校	横手3丁目42-1	5,100	
		柏原小学校	柏原5丁目21-1	7,800	
		塩原小学校	塩原1丁目27-1	7,800	
		高木小学校	高木3丁目11-1	10,600	
		玉川小学校	向野1丁目5-1	13,000	
		筑紫丘小学校	南大橋1丁目13-1	9,700	
鶴田小学校		鶴田3丁目7-1	7,600		
長住小学校		長住4丁目5-39	8,400		
長丘小学校		長丘2丁目22-42	10,100		
西高宮小学校		平和1丁目6-55	3,800		
西長住小学校		西長住1丁目9-20	10,200		
西花畑小学校		桧原2丁目20-1	7,700		
野多目小学校		野多目2丁目6-1	6,600		

地区避難場所

区	名称	所在地	避難有効面積(m ²)	備考
南 区	花畑小学校	花畑3丁目34-1	9,500	
	東花畑小学校	屋形原2丁目23-1	9,300	
	東若久小学校	若久3丁目37-1	4,800	
	三宅小学校	三宅2丁目23-1	8,000	
	宮竹小学校	井尻1丁目1-1	6,400	
	弥永小学校	弥永4丁目2-1	9,800	
	弥永西小学校	弥永2丁目10-1	7,400	
	横手小学校	横手4丁目22-1	6,800	
	老司小学校	老司3丁目2-1	9,500	
	若久小学校	若久1丁目12-1	6,900	
	日佐中学校	日佐3丁目7-1	14,900	
	柏原中学校	柏原1丁目8-1	8,600	
	住吉中学校	清水1丁目8-4	11,400	
	高宮中学校	大楠3丁目11-1	16,000	
	筑紫丘中学校	筑紫丘2丁目28-1	7,500	
	長丘中学校	長丘2丁目26-1	8,000	
	野間中学校	筑紫丘2丁目2-1	8,600	
	花畑中学校	桧原2丁目21-1	13,300	
	春吉中学校	清水4丁目21-50	8,800	
	三宅中学校	大橋3丁目18-1	15,000	
	宮竹中学校	五十川1丁目4-1	11,300	
	横手中学校	横手4丁目16-1	11,600	
	老司中学校	老司3丁目37-1	9,900	
	福翔高等学校	野多目5丁目31-1	40,000	(広域避難場所)
	柏原中央公園	柏原4丁目	12,600	
	皿山中央公園	皿山2丁目	7,700	
	塩原中央公園	塩原2丁目	11,000	
	上水公園	大池2丁目	15,400	
筑紫丘中央公園	筑紫丘2丁目	7,700		
長住中央公園	長住5丁目	11,000		
長丘中公園	長丘3丁目	7,700		
野多目中央公園	野多目4丁目	8,400		
桧原運動公園	桧原5丁目	99,800	(広域避難場所)	
三宅中央公園	三宅3丁目	6,200		
鹿助公園	西長住2丁目	8,400		
三月田公園	高宮一丁目	3,242		
弥永東公園	弥永団地30	3,268		

地区避難場所

区	名称	所在地	避難有効面積(m ²)	備考
南区	平尾霊園	平和4丁目	216,600	※墓石の区画を除く
	九州大学大橋地区運動場	塩原4丁目	8,366	国立
	香蘭女子短期大学	横手1丁目	6,200	私立
城南区	片江小学校	片江4丁目5-1	9,600	私立(広域避難場所) 私立
	金山小学校	松山1丁目20-56	9,500	
	城南小学校	茶山6丁目20-1	8,500	
	田島小学校	田島3丁目20-1	6,300	
	堤小学校	樋井川6丁目27-56	12,900	
	堤丘小学校	堤1丁目16-1	5,500	
	鳥飼小学校	鳥飼4丁目13-2	8,800	
	長尾小学校	長尾5丁目1-1	4,900	
	七隈小学校	七隈4丁目25-8	9,300	
	別府小学校	別府6丁目9-1	6,100	
	南片江小学校	南片江2丁目9-1	6,700	
	梅林中学校	梅林3丁目6-1	14,800	
	片江中学校	南片江6丁目27-1	10,500	
	城西中学校	鳥飼6丁目4-1	10,600	
	城南中学校	茶山6丁目19-1	9,300	
	長尾中学校	樋井川4丁目13-1	14,000	
	博多工業高等学校	東油山4丁目20-1	29,200	
	福岡大学	七隈8丁目	76,900	
	中村学園大学短期大学部	別府5丁目7-1		
	片江中央公園	南片江4丁目外	15,400	
	下長尾中央公園	長尾5丁目	2,600	
	茶山中央公園	茶山2丁目	10,000	
	友丘中央公園	友丘5丁目	7,000	
	樋井川中央公園	樋井川3丁目	11,268	
	東油山公園	東油山5丁目, 6丁目	11,200	
	松山中央公園	松山1丁目	11,900	
	三尾池公園	堤1丁目, 片江2丁目	11,128	
鬼面池公園	田島6丁目	2,500		
西南杜の湖畔公園	七隈6丁目、干隈2丁目	98,060		
別府公園	別府4丁目	1,438		
早良区	有住小学校	有田7丁目17-1	3,700	
	有田小学校	有田8丁目17-1	11,400	
	飯倉小学校	飯倉7丁目30-9	13,400	
	飯倉中央小学校	飯倉3丁目6-35	8,000	

地区避難場所

区	名称	所在地	避難有効面積(m ²)	備考	
早	飯原小学校	原7丁目3-1	7,100		
	入部小学校	東入部2丁目21-15	4,100		
	内野小学校	内野8丁目15-1	6,900		
	大原小学校	原3丁目8-10	6,500		
	賀茂小学校	賀茂1丁目31-1	8,600		
	小田部小学校	小田部6丁目4-1	7,700		
	早良小学校	早良1丁目8-1	6,500		
	四箇田小学校	四箇田団地56-1	7,800		
	高取小学校	昭代2丁目15-51	14,000		
	田隈小学校	田隈2丁目7-1	6,600		
	田村小学校	田村3丁目32-1	7,300		
	西新小学校	西新6丁目4-1	9,600		
	野芥小学校	野芥7丁目16-1	10,300		
	原小学校	原2丁目5-1	8,000		
	原北小学校	南庄4丁目5-40	9,200		
	原西小学校	原5丁目16-10	8,900		
	良	曲渕小学校	大字曲渕713-1	1,800	
室見小学校		室見3丁目3-1	5,100		
百道小学校		百道3丁目1-1	13,100		
百道浜小学校		百道浜4丁目25-1	7,300		
脇山小学校		大字脇山2558	6,200		
金武中学校		四箇3丁目1-3	7,700		
早良中学校		内野7丁目1-1	9,000		
次郎丸中学校		次郎丸6丁目3-1	9,900		
高取中学校		原3丁目3-1	16,900		
田隈中学校		田村4丁目25-1	11,000		
西福岡中学校		小田部3丁目32-1	9,000		
区		原中学校	飯倉4丁目34-58	15,700	
		原北中学校	小田部7丁目11-1	11,700	
		原中央中学校	原1丁目36-1	10,900	
		百道中学校	百道3丁目18-11	13,200	
		修猷館高等学校	西新6丁目	18,100	県立
		西南学院百道浜校地	百道浜1丁目1	74,000	私立
	内野中央公園	内野3丁目	7,700		
	小田部中央公園	小田部6丁目	11,900		
	四箇中公園	四箇6丁目	8,996		
	重留中央公園	重留5丁目	20,835		

地区避難場所

区	名称	所在地	避難有効面積(m ²)	備考
早良区	祖原公園	昭代1丁目	7,600	(広域避難場所)
	西油山中央公園	大字西油山	21,000	
	百道中央公園	百道浜3丁目	26,800	
	福岡歯科大学	田村1丁目		
西区	愛宕小学校	愛宕4丁目15-1	6,900	小中学校で共用 グラウンドは小中別
	愛宕浜小学校	愛宕浜4丁目42-1	7,600	
	壱岐小学校	拾六町3丁目21-1	5,100	
	壱岐東小学校	橋本1丁目14-1	8,300	
	壱岐南小学校	戸切2丁目17-1	9,300	
	石丸小学校	石丸3丁目9-25	7,900	
	今宿小学校	今宿町137	4,800	
	今津小学校	今津4808	7,900	
	内浜小学校	姪の浜5丁目8-8	7,400	
	小呂小中学校	大字小呂島285	3,700	
	金武小学校	大字金武2028-1	6,400	
	北崎小学校	大字小田1385	4,000	
	玄界小学校	大字玄界島314	600	
	玄洋小学校	今宿町697-1	8,300	
	下山門小学校	下山門4丁目15-1	11,000	
	城原小学校	上山門1丁目27-1	5,500	
	周船寺小学校	周船寺1丁目22-39	11,300	
	西陵小学校	生の松原3丁目9-2	8,800	
	能古小学校・中学校	能古357	4,200	
	福重小学校	福重4丁目25-1	8,200	
	姪浜小学校	姪の浜2丁目10-6	7,000	
	姪北小学校	姪の浜2丁目20-23	9,800	
	元岡小学校	太郎丸1丁目2-24	5,300	
	壱岐中学校	拾六町2丁目16-1	13,500	
	壱岐丘中学校	大字羽根戸303-1	11,100	
	内浜中学校	姪浜町1189-1	9,600	
	北崎中学校	大字小田1383	12,200	
	玄界中学校	大字玄界島314	1,700	
	玄洋中学校	横浜2丁目34-1	13,000	
	下山門中学校	下山門3丁目12-1	9,400	
	西陵中学校	生の松原3丁目9-1	9,100	
	姪浜中学校	愛宕浜1丁目32-1	12,700	
	元岡中学校	大字田尻108	6,900	

地区避難場所

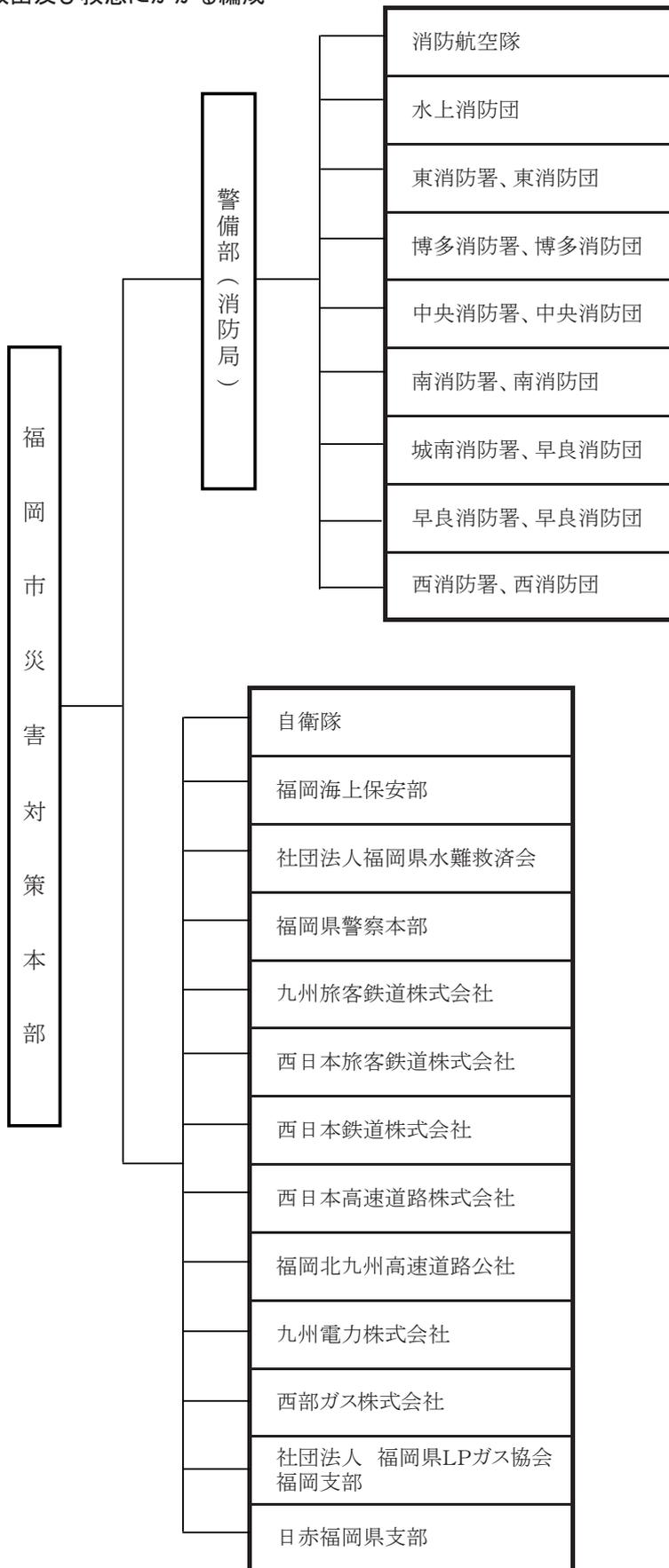
区	名称	所在地	避難有効面積(m ²)	備考
西 区	福岡女子高等学校	愛宕浜3丁目2-2	31,300	(広域避難場所)
	福岡西陵高等学校	大字拾六町字広石	29,000	
	九州大学伊都地区グラウンド	元岡744	8,300	国立
	愛宕浜中央公園	愛宕浜3丁目	16,100	
	生松台中央公園	生松台3丁目	43,820	
	小戸公園	小戸2丁目	94,000	(広域避難場所)
	西部運動公園	大字飯盛	108,000	(広域避難場所)
	西の丘中公園	西の丘3丁目	10,000	
	野方中央公園	野方5丁目	14,000	
	室見が丘中央公園	室見が丘2丁目	11,045	
	姪浜中央公園	姪浜駅南2丁目	11,600	
	今津運動公園	大字今津	197,000	(広域避難場所)
	三菱電機(株)	今宿東3丁目880番	12,600	
	生の松原海岸森林公園	生の松原1丁目	139,000	(広域避難場所)
	長垂海浜公園	今宿駅前1丁目	27,700	
	田尻中央公園	富士見2丁目	10,100	
	富士見西公園	富士見1丁目	1,338	
	田尻南公園	田尻1丁目	2,000	
	愛宕浜北公園	愛宕浜2丁目	1,499	
	石丸南公園	石丸4丁目	1,615	
小呂島公園	大字小呂島	1,172		
元岡公園	元岡4丁目	5,800		

広域避難場所(24箇所)

区	名称	所在地	避難有効面積(m ²)	備考
東 区	九州産業大学	松香台2丁目	40,000	私立
	海の中道海浜公園	大字西戸崎	800,000	国有
	汐井公園	箱崎ふ頭1丁目, 箱崎4丁目	43,200	県有
	名島運動公園	名島2丁目他	52,000	
	箱崎公園	原田4丁目	63,300	
	雁の巣レクリエーションセンター	大字奈多	583,000	
	青葉公園	青葉4丁目	108,000	
アイランドシティ中央公園	香椎照葉4丁目	153,019		
博 多 区	大井中央公園	大井1丁目、2丁目	35,000	(東区の5,004m ² を含む)
	山王公園	山王1丁目	58,300	
	東公園	東公園8	54,500	
	東平尾公園	東平尾公園1丁目, 2丁目	580,000	
中 央 区	大濠公園	大濠公園	105,000	県有
	舞鶴公園	城内	194,000	
	南公園	南公園	177,500	
南 区	福翔高等学校	野多目5丁目31-1	40,000	
	桧原運動公園	桧原5丁目	99,800	
城 南 区	福岡大学	七隈8丁目	76,900	私立
早 良 区	百道中央公園	百道浜3丁目	26,800	
西 区	福岡女子高等学校	愛宕浜3丁目2-2	31,300	
	小戸公園	小戸2丁目	94,000	
	西部運動公園	大字飯盛	108,000	
	今津運動公園	大字今津	197,000	
	生の松原海岸森林公園	生の松原1丁目	139,000	

(救出、救急計画)

1 救出及び救急にかかる編成



2 福岡市救急病院協会班編成表

(平成24年4月1日現在)

班	病 院 名	所 在 地	電話番号	備 考
1班	木村外科病院	博多区千代2丁目13-19	641-1966	
	八木病院	東区馬出2丁目21-25	651-0022	
	福岡山田病院	東区箱崎3丁目9-26	641-1100	
	貝塚病院	東区箱崎7丁目7-27	632-3333	
	福岡輝栄会病院	東区千早5丁目11-5	681-3115	
	福岡和白病院	東区和白丘2丁目2-75	608-0001	
	計 6			
2班	福岡市民病院	博多区吉塚本町13-1	632-1111	
	友田病院	博多区諸岡4丁目28-4	591-8088	
	成田整形外科病院	博多区住吉4丁目30-42	431-0306	
	原三信病院	博多区大博町1-8	291-3434	
	千鳥橋病院	博多区千代5丁目18-1	641-2761	
	計 5			
3班	那珂川病院	南区向新町2丁目17-17	565-3531	
	九州中央病院	南区塩原3丁目23-1	541-4936	
	福岡赤十字病院	南区大楠3丁目1-1	521-1211	
	計 3			
4班	佐田病院	中央区渡辺通2丁目4-28	781-6381	
	溝口外科整形外科病院	中央区天神4丁目6-25	721-5252	
	秋本病院	中央区警固1丁目8-3	771-6361	
	済生会福岡総合病院	中央区天神1丁目3-46	771-8151	
	計 4			
5班	安藤病院	城南区別府1丁目2-1	831-6911	
	福岡鳥飼病院	城南区鳥飼6丁目8-5	831-6031	
	浜の町病院	中央区舞鶴3丁目5-27	721-0831	
	さくら病院	城南区片江4丁目16-15	864-1212	
	計 4			
6班	吉村病院	早良区西新3丁目11-27	841-0835	
	福岡記念病院	早良区西新1丁目1-35	821-4731	
	福西会病院	早良区野芥1丁目2-36	861-2780	
	成人病センター	早良区祖原15-7	831-1211	
	計 4			
7班	南川整形外科病院	西区姪の浜4丁目14-17	891-1234	
	白十字病院	西区石丸3丁目2-1	891-2511	
	西福岡病院	西区生の松原3丁目18-8	881-1331	
	昭和病院	西区大字徳永字大町911-1	807-8811	
	聖峰マリン病院	西区小戸3丁目55-12	883-2525	
	村上華林堂病院	西区戸切2丁目14-15	811-3331	
	計 6			
	合計 32			

3 現場派遣病院及び収容病院編成表

区分		第1出動	第2出動	第3出動	第4出動	摘 要
東 区	1区	④	④ ②	④②③	④②③⑤	多々良川以東
	2区	④	④ ②	④②③	④②③⑤	多々良川以西
博多区	1区	①	① ④	①④③	①④③⑤	山王公園～東光町～席田以北
	2区	③	③ ④	③④①	③④①⑤	上記の以南
中 央 区		⑥	⑥ ②	⑥②③	⑥②③①	中央区の全区域
南 区		②	② ④	②④⑤	②④⑤⑥	南区の全区域
城 南 区		⑥	⑥ ⑦	⑥⑦③	⑥⑦③④	城南区の全区域
早 良 区		⑦	⑦ ⑤	⑦⑤③	⑦⑤③④	早良区の全区域
西 区	1区	⑥	⑥ ⑤	⑥⑤③	⑥⑤③④	今宿以東
	2区	⑥	⑥ ⑤	⑥⑤③	⑥⑤③④	今宿以西

注-1 区分に記載する出動は、福岡市消防局が規定する（福岡市消防活動基本規程第21条）特別救急計画出動の出動次数をいう。

注-2 行政区派遣を原則とする。ただし東区、博多区及び西区については行政区が広域のため、それぞれ2分する。

注-3 表中の①～⑦は、「2福岡市救急病院協会班編制表」の1班から7班をいう。

4 救急空輸搬送先医療機関(災害拠点病院)

基幹病院:九州医療センター

病 院 名	住 所	離 着 陸 場	連絡先
国立病院機構九州医療センター	中央区地行浜1丁目8-1	屋上緊急離着陸場	092-852-0700
九州大学病院	東区馬出3丁目1-1	屋上ヘリポート	092-641-1151
福岡大学病院	城南区七隈7丁目45-1	構内離着陸場	092-801-1011
済生会福岡総合病院	中央区天神1丁目3-46	屋上ヘリポート	092-771-8151
九州厚生年金病院	北九州市八幡西区岸の浦1丁目8-1	屋上緊急離着陸場	093-641-5111
久留米大学病院	久留米市旭町67	久留米大学医学部ヘリポート	0942-35-3322
北九州総合病院	北九州市小倉南区湯川5丁目10-10	北九州空港	093-921-0560
北九州市立八幡病院	北九州市八幡東区西本町4-18-1	桃園球場	093-662-6565
産業医科大学病院	北九州市八幡西区医生が丘1-1	構内グラウンド	093-603-1611
福岡和白病院	東区和白丘2丁目2-75	屋上ヘリポート	092-608-0001
飯塚病院	飯塚市芳雄町3-83	遠賀川飯塚地区防災ステーション	0948-22-3800
福岡赤十字病院	南区大楠3丁目1-1	福岡空港	092-521-1211
聖マリア病院	久留米市津福本町422	小森野橋下流河川敷	0942-35-3322
北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借2-1-1	三萩野公園グラウンド	093-541-1831
健和会大手町病院	北九州市小倉北区大手町15-1	三萩野公園グラウンド	093-592-5511
大牟田市立総合病院	大牟田市宝坂町2-19-1	大牟田市記念グラウンド	0944-53-1061
田川市立病院	田川市大字楠1700番地の2	田川消防署	0947-44-2100
福岡東医療センター	古賀市千鳥1-1-1	医療センターグラウンド	092-943-2331
福岡青洲会病院	糟屋郡粕屋町大字長者原800-1	粕屋南部消防本部中部署	092-939-0010
新小文字病院	北九州市門司区大里新町2-5	屋上ヘリポート	093-391-1001
新行橋病院	行橋市道場寺1411番地	ヘリポート	0930-24-8899
福岡記念病院	福岡市早良区西新1丁目1-35	九州医療センター 屋上緊急離着陸場	092-821-4731
朝倉医師会病院	朝倉市来春422-1	敷地内ヘリポート	0946-23-0077

5 特殊技能者

(1) 潜水夫を要請する場合

救出作業に潜水夫を要請する場合には、次の期間に協力を依頼する。

名 称	所 在 地	潜 水 夫	電 話
麻生海事工業所	博多区築港本町1	1人	291-2653

(2) 水難救助技能者を要請する場合

救出作業に水上安全法指導員として日本赤十字社より認定されている者を要請する場合、次の機関に協力を依頼する。

名 称	所 在 地	水上安全法指導員	電 話
日本赤十字社福岡県支部	南区大楠3-1-1	7人	523-1171

6 福岡県災害派遣医療チーム(福岡県DMAT)指定病院一覧表

	医療機関名	窓口の名称	電 話	FAX
福岡地域	国立病院機構九州医療センター	救急治療センター	24時間 092-841-9899	24時間 092-847-8802
	済生会福岡総合病院	総務課	平日8:30~17:00 092-771-8151	平日8:30~17:00 092-716-0185
		救急外来事務当直	時間外(上記以外) 092-771-8151	時間外(上記以外) 092-714-5937
	福岡大学病院	庶務課	平日8:40~16:40 092-801-1011 土曜8:40~12:25 (内線2819)	平日8:40~16:40 092-862-8200 土曜8:40~12:25
		救命救急センター ナースステーション	時間外(上記以外) 092-801-1011 (内線2900)	時間外(上記以外) 092-862-8300
九州大学病院	総務課総務係	平日8:30~17:30 092-642-5005	平日8:30~17:30 092-642-5008	
	救命救急センター	時間外(上記以外) 092-642-5871	時間外(上記以外) 092-642-5874	
北九州地域	北九州市立八幡病院	救命救急センター	24時間 093-662-6565	24時間 093-662-1796
	北九州総合病院	救急外来事務	24時間 093-921-0560	24時間 093-922-7208
筑豊地域	飯塚病院	救命救急センター	24時間 0948-29-8003	24時間 0948-29-8045
筑後地域	久留米大学病院	高度救命救急センター	24時間 0942-31-7643	24時間 0942-38-9636
	聖マリア病院	救急業務室	24時間 0942-35-3322	24時間 0942-34-3370

7 救出（死体の捜索及び収容を含む）に要する車両等、舟艇、用具一覧表

(1) 車両等一覧表

平成21年4月1日現在

種別 局別	普通自動車						軽自動車	合計	うち 緊急通行車 両届出済車 両数
	乗用車	貨物	バス	救急車	道路 パト車	計			
市長室	4					4	0	4	1
財政局	17		3			20	56	76	22
市民局						0	2	2	0
こども未来局	1					1	9	10	0
保健福祉局						0	10	10	0
環境局	2	7				9	28	37	12
経済観光文化局				1		1	2	3	0
農林水産局						0	18	18	1
住宅都市局		1				1	18	19	3
道路下水道局						0	46	46	20
港湾局	2	1				3	18	21	2
東区役所	2	1	1		1	5	45	50	27
博多区役所	3	1	1		1	6	37	43	23
中央区役所	2	1	1		1	5	22	27	19
南区役所	3	1	1		1	6	38	44	26
城南区役所	2	1	1		1	5	28	33	20
早良区役所	2	1	1		1	5	35	40	26
西区役所	2	2	1		2	7	45	52	30
教育委員会	1					1	11	12	1
農業委員会						0	2	2	0
議会事務局	3					3	0	3	0
合計	46	17	10	1	8	82	470	552	233

平成24年4月1日現在

消 防 局		消 防 団			
ポンプ車	4	高規格救急車	32	積載型ポンプ車	70
水槽ポンプ車	30	トラック	2	予備車	3
大型水槽車	1	広報車	2		
小型ポンプ車	3	バス	2		
化学車	7	防災指導車	1		
原液車	2	資機材搬送車	2		
緊急連絡車	12	団指導連絡車	7		
照明車	1	応急手当普及啓発車	2		
梯子車	7	けん引車	1		
査察車	20	電源車	0		
緊急輸送車	7	燃料補給車	2		
救助工作車	9	大型ブローカー車	1		
調査車	17	ウォーターカッター車	1		
大型化学高所放水車	1	大型除染システム車	1		
指揮車	7	支援車	1		
司令車	1	特殊災害対応車	3		
ホース延長車	7	ヘリコプター	2		
指導連絡車	19	消防艇	1		
		合計	218	合計	73

(2) 舟艇一覽表

船別 所管	救 難 艇	消 防 艇	作 業 艇	巡 視 船 艇	救 命 艇 2	機 械 船 漁 業 用	伝 馬 船	検 疫 船	ゴ ム ボ ー ト	複 合 艇 等 6	計
消 防 局		1							24		25
博多臨港警察署				3							3
福岡海上保安部	2		2	7					1		12
博多税関支署				1							1
博多検疫所								1			1
県 漁 政 課				1							1
福岡水産試験所				2							2
日赤福岡県支部									2		2
玄 界 島	1					76	88		1		166
小 呂 島	1					52			1		54
唐 泊	1					88	60		2		151
姪 浜						86	112		1		199
能 古						77	20		1		98
伊 崎 浦						79	12				91
浜 崎						32	90		1		123
箱 崎						130	90				220
奈 多						90	76		1		167
西 の 浦	1					58	25		2		86
福 岡						102			1		103
志 賀 島						210	35		1		246
弘						96	22		2		120
計	6	1	2	14	0	1,176	630	1	41	0	1,871

(食糧供給計画)

1 農林水産省所管米穀保管倉庫 (福岡市内)

平成22年7月31日現在 単位:(t)

管轄	倉庫	所在地	電話番号	うるち米		
				国内産	外国産	計
本所	日本通運K.K.福岡支店	博多区下呉服町1番1号	291-7121	163	0	163
	福岡倉庫K.K.	中央区那の津2丁目7番1号	771-9135	589	0	589
	東洋埠頭K.K.博多支店	博多区沖浜町5番33号	281-3464	800	0	800
	松島港湾運輸K.K.	中央区那の津4丁目2番30号	741-8226	200	0	200
	全農箱崎倉庫	東区松田2-6-1	622-6363	26	0	26
	計			1,778	0	1,778

2 調達救援物資集積場所 (生鮮食糧品)

名称	所在地	管理	電話番号	備考
上屋 中央ふ頭 博多ふ頭 須崎ふ頭	博多区沖浜町 〃 築港本町 中央区那の津	港湾局 港湾管理課	282-7124	
講堂 香椎小学校 宮竹小学校 元岡中学校	東区香椎駅前3丁目2-1 南区井尻1丁目1-1 西区大字田尻108	教委総務課長	711-4604	
博多漁港	中央区長浜3丁目	漁港課長	711-4369	
中央卸売市場鮮魚市場	中央区長浜3丁目11-3	中央卸売市場 鮮魚市場長	711-6413	
中央卸売市場青果市場	博多区那珂6丁目23-1	中央卸売市場 青果市場長	411-3655	
中央卸売市場食肉市場	東区東浜2丁目85-14	中央卸売市場 食肉市場長	711-6401	

(給水計画)

1 搬送給水用機器の種別等

種 別	積 載 能 力 及 び 保 有 数			配 置 個 所	所 管
	積 載 能 力	保 有 数	合 計		
給 水 車	2 m ³	2 台	4 m ³	水 道 局	水 道 局
	1 m ³	7 台	7 m ³	福岡市水道サービス公社 各 保 全 事 務 所	
給 水 タ ン ク	1.2 m ³	23 個	27.6 m ³	水 道 局	水 道 局
	1 m ³	4 個	4 m ³		
	0.5 m ³	169 個	84.5 m ³		
浄 水 セ ッ ト	10,000 ℓ	2 組	20,000 ℓ	陸 上 自 衛 隊	第 3 部 防 衛 班
	5,000 ℓ	2 組	10,000 ℓ		
水 タ ン ク 車 (1 t トレーラー)	1,000 ℓ	14 組	14,000 ℓ	第 4 師 団	(第4師団補給課)

2 応急給水の水源となる給水施設

注水設備場所	注水口	所在地
羽根戸配水場	60mm	福岡市西区大字羽根戸龍の下486
下原配水場	60mm	福岡市東区下原3丁目18
多々良浄水場	特排弁	糟屋郡粕屋町大字戸原679-1
高宮浄水場	特排弁	福岡市南区大池2丁目18-1
夫婦石浄水場	特排弁	福岡市南区桧原夫婦石853-6
東営業所(東部保全事務所)	40mm	福岡市東区箱崎2丁目54-2
中央営業所(中部保全事務所)	40mm	福岡市中央区白金1丁目17-1
南営業所	40mm	福岡市南区塩原3丁目25-2
城南営業所	40mm	福岡市城南区鳥飼6丁目1-1
早良営業所	40mm	福岡市早良区百道2丁目1-31
西営業所(西部保全事務所)	40mm	福岡市西区内浜1丁目4-18

3 18大都市水道局災害相互応援に関する覚書

大都市水道に関する災害対策の重大性にかんがみ、札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市（以下「大都市」という。）は、水道事業に関し、大都市において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて相互に応援するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互応援の基礎とするため、大都市間で締結した19大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に基づく飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資器材の提供その他の事項について、この覚書を作成する。

（用語）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び漏水等により生ずる被害をいう。

（連絡担当部課）

第2条 大都市は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第3条 災害を受け他の大都市の応援を要請しようとする大都市（以下「応援要請都市」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、別に定める応援要請手続きにより、前条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた大都市（以下「応援都市」という。）は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 応援の要請は、応援要請都市が口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに応援都市に文書を送付するものとする。

（応援本部の設置）

第4条 応援都市は、応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、都道府県、社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）その他の関係機関と協議のうえ、応援に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができるものとする。

2 前項の規定により応援本部を設置した場合、応援都市は、応援本部員を派遣し、応援要請都市の依頼に基づき円滑な応援の実施に努めるものとする。

3 応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、応援要請都市の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援要請都市が負担するものとする。

2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補てんがあった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。

3 応援都市の職員の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。

4 応援都市の職員とともに応援に従事する管工事業者等（以下「業者等」という。）の派遣に要する経費

は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。

- 5 応援都市は、応援要請都市が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、一時繰替支弁するものとする。
- 6 前5項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(防災関係物資等の調査結果の交換)

第6条 大都市は災害時に必要な物資及び資材（以下「災害時必要物資等」という。）の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材（以下「防災関係物資等」という。）の備蓄及び整備の状況並びに災害発生直後に応援できる職員について、それぞれ調査し、その結果を相互に交換するものとする。

- 2 大都市は、防災関係物資等の備蓄及び整備の体制を拡充するため、災害時必要物資等の量を相互に補完できる体制の確立に努めるものとする。
- 3 大都市は、災害時に調達できる物資及び資材について、常に調査に努めるものとする。

(施設管理等に関する情報の交換)

第7条 大都市は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。

- 2 大都市は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの作成及び充実に努め、これを相互に交換するものとする。

(災害防止方策の調査研究)

第8条 大都市は、災害防止方策について調査研究し、その結果及び参考となる資料を相互に交換するものとする。

(実施細目)

第9条 この覚書の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

(適用)

- 1 この覚書は、平成22年3月31日から適用する。
(17大都市水道局災害相互援助に関する覚書の廃止)
- 2 17大都市水道局災害相互援助に関する覚書（平成20年3月31日締結）は、廃止する。
この覚書の成立を証するため本書18通を作成し、各都市記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年3月31日

4 九州九都市水道局災害時相互応援に関する覚書

都市水道に関する災害対策の重大性にかんがみ、北九州市、福岡市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市（以下「九都市」という。）は、水道事業に関し、九都市において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて相互に応援するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互応援の基礎とするため、平成7年12月28日九都市間で締結した九州九都市災害時相互応援に関する協定に基づく飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供その他の事項及び漏水等による相互応援について、この覚書を作成する。

（目的）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び漏水等により生ずる被害をいう。

（連絡担当部課）

第2条 九都市は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第3条 災害を受け他の都市の応援を要請しようとする都市（以下「応援要請都市」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、別に定める応援要請手続により、前条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた都市（以下「応援都市」という。）は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 応援の要請は、応援要請都市が口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに応援都市に文書を送付するものとする。

（応援本部の設置）

第4条 応援都市は、応援要請都市に災害対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条に規定する災害対策本部をいう。以下同じ。）が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、県、社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）その他の関係機関と協議のうえ、応援に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができるものとする。

2 前項の規定により応援本部を設置した場合、応援都市は、応援本部員を派遣し、応援要請都市の依頼に基づき円滑な応援の実施に努めるものとする。

3 応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、応援要請都市の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援要請都市が負担するものとする。

2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補填があった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする

3 応援都市の職員の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。

- 4 応援都市の職員とともに応援に従事する管工事業者等(以下「業者等」という。)の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。
- 5 応援都市は、応援要請都市が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、一時繰替支弁するものとする。
- 6 前5項の定めによりがたいときは、関係都市が協議して定めるものとする。

(防災関係物資等の調査結果の交換)

- 第6条 九都市は、災害時に必要な物資及び資材(以下「災害時必要物資等」という。)の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材(以下「防災関係物資等」という。)の備蓄及び整備の状況並びに災害発生直後に応援に従事できる職員について、それぞれ調査し、その結果を相互に交換するものとする。
- 2 九都市は、防災関係物資等の備蓄及び整備の体制を拡充するため、災害時必要物資等の量を相互に補充できる体制の確立に努めるものとする。
 - 3 九都市は、災害時に調達できる物資及び資材について、常に調査に努めるものとする。

(施設管理等に関する情報の交換)

- 第7条 九都市は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。
- 2 九都市は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。以下同じ。)に基づく災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの作成及び充実に努め、これを相互に交換するものとする。

(災害防止方策の調査研究)

- 第8条 九都市は、災害防止方策について調査研究し、その結果及び参考となる資料を相互に交換するものとする。

(実施細目)

- 第9条 この覚書の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。

(協 議)

- 第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この覚書は、平成9年4月1日から適用する。

この覚書の成立を証するため本書9通を作成し、各都市記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年3月31日

5 福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、地震等の自然災害、水道施設事故、水質事故等（以下「災害等」という。）の発生により、福岡都市圏住民への水道水の供給が困難になった場合又は困難になると予測される場合において、福岡都市圏の水道事業者、水道用水供給事業者が相互応援を円滑に実施することを目的とする。

(事業者)

第2条 この協定における相互応援を実施する事業者は、福岡市、筑紫野市、大野城市、太宰府市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、前原市、二丈町、志摩町及び春日那珂川水道企業団の各水道事業者並びに福岡地区水道企業団、山神水道企業団及び宗像地区事務組合の各水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）とする。

(連絡会)

第3条 この協定に係る災害等対策に関する情報交換、必要な事項の連絡調整等を行うため、水道事業者等で構成する福岡都市圏水道災害対策連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

- 2 連絡会の運営については、別に定める。
- 3 連絡会の事務局は、福岡市に置く。

(応援内容)

第4条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急給水資機材及び応急復旧資機材の提供
- (4) 応援送水
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請等)

第5条 応援を受けようとする水道事業者等は、応援要請書（様式第1号）により、連絡会に要請する。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、口頭により要請することができる。この場合において、口頭による要請後速やかに応援要請書を連絡会に提出しなければならない。
- 3 前2項の応援要請を受けた場合、連絡会は、その他の水道事業者等へ連絡し、応援ができる水道事業者等（以下「応援事業者」という。）の調整を行い、応援事業者及び応援の内容を応援を受ける水道事業者等（以下「受援事業者」という。）に応援要請回答書（様式第2号）により連絡する。
- 4 受援事業者は、連絡会からの連絡に基づき応援事業者と協議した上で内容を決定する。
- 5 受援事業者は、応援を受けた場合、その結果を連絡会に報告する。また、災害等と応援の規模等から判断して、必要な場合には、国、県等関係機関に報告する。
- 6 受援事業者が緊急を要し、やむを得ず連絡会を通じることなく個別に応援事業者と応援の内容を協議する場合には、速やかにその結果を連絡会に報告する。

(応援事業者の責務)

第6条 応援事業者の職員等は、食料、被服、資金、装備その他の災害時必要物資等を携行する。

- 2 応援事業者の職員等は、受援事業者の指示に従い作業に従事する。
- 3 応援事業者の職員等は、応援事業者名を表示する腕章その他の標識を付け、その身分を明らかにする。

(受援事業者の責務)

第7条 受援事業者は、応援事業者の職員等の宿舍のあつせんその他の必要な便宜を供与する。ただし、災害等の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 受援事業者は、資機材等の応援を受ける場合、保管場所等を確保し、これらを管理する。ただし、災害等の状況によりやむを得ない場合は、応援事業者が行う。

(費用等の負担)

第8条 受援事業者は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる費用について負担するものとする。

(1) 応援の実施に要する費用（第4条第4号の応援送水における費用は相当する実費を基本とし、応援事業者と受援事業者が協議し個別に定める。）

(2) 応援事業者の職員の派遣に要する費用のうち、給料及び時間外勤務手当以外の手当を除いたもの

(3) 応援事業者の職員が応援の実施により、負傷し、又は疾病にかかった場合に、受援事業者において応急治療するときの治療費

2 応援事業者の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援の実施中に生じたものについては、受援事業者が賠償の責を負うものとする。ただし、応援地域への移動中に生じたものについては、この限りでない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

(協定の効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結の日から生じる。

この協定の締結を証するため、本書22通を作成し、協定者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

応 援 要 請 書

年 月 日

福岡都市圏水道災害対策連絡会 様

団体名

「福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

1 応援要請内容

災害状況	概況		
	断水戸数 戸	給水人口 人	その他
応援内容	応急給水 給水車 (t車 台、 t車 台) ポリ容器等 () 応援職員 ()		
	応急復旧 資機材 () 応援職員 (人) 業者 (人)		
	応援送水 送水量 (m3/日) 受水地点 ()		
応援期間	日間 (月 日 ~ 月 日)		
応援場所 (集合場所)			
その他の要望及び注意事項 応急給水用水の確保 (可能、不可) 食料、宿舎の確保等 ()			

- 2 連絡先
- 3 連絡方法
- 4 応援のルート指定 (案内図を添付すること)

応援要請回答書

年 月 日

様

福岡都市圏水道災害対策連絡会

「福岡都市圏水道災害時相互応援に関する協定」に基づく応援の要請に対して、
回答します。

1 応援の内容

応援事業者名	
応援内容	応急給水 給水車（ t車 台、 t車 台） ポリ容器等（ ） 応援職員（ ）
	応急復旧 資機材（ ） 応援職員（ 人） 業者（ 人）
	応援送水 送水量（ m3/日） 受水地点（ ）
応援期間	日間（ 月 日 ～ 月 日）
応援場所	
その他応援に関する条件及び注意事項など 食料、宿舎の確保の必要性（ ） その他（ ）	

- 2 連絡先
- 3 連絡方法
- 4 その他

※ この応援要請回答書は、応援要請に対する応援事業者からの回答を報告するものであり、応援の実施に関する詳細な内容については、応援事業者と協議の上、決定すること。

6 災害時等における水道の応急対策に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と福岡市管工事協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の災害時及び寒波等の以上気象時（以下「災害時等」という。）における応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民のライフラインである水道事業の役割と責任の重大性の共通認識に立ち、災害時等における水道の断水等の被害を早期に回復することをめざし、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する応急活動について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時の発生状況により、応急対策に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し、応急対策への協力を要請することができる。

（要請の手続き）

第3条 前条に定める要請は、災害の状況、応援場所、活動内容、必要とする人員及び資機材等その他必要な事項を明示した文書により行うものとする。ただし、文書によることが困難なときには、口頭又は電話により協力を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに対処するため、事前に応急対策時の組織・総員体制を確立し、甲に通知するものとする。

（指揮）

第5条 応急対策に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が応急対策を実施した場合に要する経費は、寒波等の以上気象時における宅地内給水装置の復旧等所有者の負担に帰すべき経費を除いて、甲の定める基準により甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、乙が応急対策に参加した乙の組合員を集約のうえ、一括して請求事務を執り行うものとする。

（労災補償）

第7条 応急対策において、乙の組合員及びその従業員（以下「応援事業者」という。）が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（損害賠償）

第8条 応急対策により、応援事業者が第三者に損害を与えた場合は、甲の責に帰すべき事由により生じたものを除いて、乙が負担するものとする。

（訓練）

第9条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ協同訓練を実施するものとし、乙はこれに積極的に参加するものとする。

(他都市の応援)

第10条 他都市に災害が発生した場合において、他都市へ応援するときは、甲乙協議のうえこの協定とは別に定めるところにより実施するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から該当年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1か月以前に甲又は乙から変更の申し入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

上記協定の締結証として本協定所を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年3月25日

甲 福岡市博多区博多駅前1丁目28番15号
福岡市
福岡市水道事業管理者 藤井 利治

乙 福岡市中央区平和3丁目20番10号
福岡市管工事協同組合
理事長 大橋 一弘

(衣料・生活必需品等供給計画)

1 日赤福岡県支部に備蓄する物資

(H18.5.31現在)

所 管 名	物 資 名	数 量	在 庫 場 所	電 話 番 号
日赤福岡県支部	毛 布	1,930枚	福岡市南区大楠3丁目1-1	523-1171
	緊 急 セ ッ ト	558組		
	タ オ ル セ ッ ト	281組		
	救 急 医 薬 品 セ ッ ト	612組		

2 寝具、衣料類販売業者一覧

品 名		調 達 (所管) 先	所 在 地	電 話 番 号	備 考
被服寝具	寝 具	(株) 博多大丸	中央区天神1丁目4-1	712-8181	
		(株) 岩田屋	中央区天神2丁目11-1	721-1111	
		(株) 三越福岡店	中央区天神2丁目1-1	726-7801	
	毛 布	同 上	同 上	同 上	
その他・生活必需品	外 衣	(株) 森 荘	博多区美野島1丁目26-1	471-6501	
		フジメン(株)	東区多の津1丁目7-3	622-3701	
		婦 人 服	同 上	同 上	
	子 供 服	同 上	同 上	同 上	
	肌 着 類	(株) 博多大丸	中央区天神1丁目4-1	712-8181	
		(株) 岩田屋	中央区天神2丁目11-1	721-1111	
(株) 三越福岡店		中央区天神2丁目1-1	726-7801		

(生活必要物資等供給協定)

1 災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定書

福岡市（以下「甲」という。）とイオン九州株式会社、マックスバリュ九州株式会社（以下「乙」という。）は、福岡市内（以下「市内」という。）において災害が発生し、生活必需物資の供給協力等、防災活動協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(用語の意義)

第1条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 調達 特別調達及び一般調達をいう。
- (2) 特別調達 市内のいずれかの場所において、電気、水道、ガス等のライフラインの一部または全部が途絶するなど都市機能が一時麻痺するような大規模災害が発生し、住民の避難が3日以上継続する場合における物資の供給をいう。
- (3) 一般調達 前号に規定する場合以外の災害等非常時で甲が必要と認めた場合における物資の供給をいう。

(物資の範囲)

第2条 調達により、甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) 医薬品
- (5) その他甲が指定する物資

(要請)

第3条 甲は、災害時に必要があると認めるときは、乙に対し特別調達又は一般調達を要請することができる。

- 2 前項の規定に関わらず、乙が避難所の運営管理者と協議し、必要があると判断した場合は、調達を行うことができる。

(要請の方法)

第4条 前条の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を発行するものとする。

- 2 甲は、調達が可能な企業が複数ある場合は、避難所等に最も近い店舗のある企業から特別調達又は一般調度を順次要請することとする。

(実施)

第5条 乙は、第4条の要請を受けたときは、乙の被災状況、在庫状況、その他乙の事情により供給が困難である場合を除き、保有物資を優先的に調達に充てるものとする。

- 2 特別調達の期間は、甲において、他の手段による物資調達が見込まれるまでの間とし、最長3日間を限度とする。
- 3 乙は、調達により物資を供給したときは、速やかに甲が指定する様式に物資名、数量等の必要事項を記載し、甲に提出するものとする。

(物資の搬入)

第6条 調達において、甲が指定した市内の避難所等への物資の搬入は、原則として乙が行い、当該場所において甲の職員が確認の上、これを受領するものとする。

- 2 前項の規定による搬入が困難な場合における物資の搬入場所等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(調達物資の価格)

第7条 特別調達における乙から甲への物資の供給価格は、災害発生時直前における乙の販売価格（「被災者支援価格」という。）を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 2 一般調達における乙から甲への物資の供給価格は、災害発生時直前における乙の販売価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 調達に係る物資の運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

(物資の保有数量等の報告)

第8条 甲は、この協定締結以降、必要に応じて乙に対し物資の保有数量等の報告を求めることができる。

(災害時における情報提供)

第9条 甲及び乙は、災害発生後、速やかに連絡を取るよう努めるものとし、また、被災状況等について、相互に情報提供を行うよう努めるものとする。

(その他の協力)

第10条 第2条に掲げる物資の供給のほか、甲は店舗の駐車場、水道及びトイレ等、一時的な避難場所として必要な施設の利用について、乙に協力を要請することができる。これに係る要請の方法については第4条第1項の例によるものとする。

(補償)

第11条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(その他)

第13条 この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲1通、乙2通を保有する。

付則

この協定は、締結の日から効力を生ずる。

平成20年3月18日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
イオン九州株式会社
代表取締役社長 松井 博史

福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
マックスバリュ九州株式会社
代表取締役社長 坂野 邦雄

災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(災害時救援物資)

第2条 協定第2条に規定する甲が乙に要請する災害時の救援物資は別表第1のとおりとする。

(要請経路)

第3条 協定第3条に規定する甲から乙への要請経路は、別表第2のとおりとする。

(供給依頼書)

第4条 協定第4条第1項に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(出荷確認書)

第5条 協定第4条第3項に規定する乙が甲に提出する文書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(経費の支払)

第6条 協定第7条に規定する救援物資の対価及び運搬等に係る費用の支払は、こども未来部が行うこととする。

(保有数量等確認及び情報連絡)

第7条 協定第8条に規定する乙に対する保有数量等の確認はこども未来部が担当し、情報連絡を行うこととする。

(施設の利用に関する協力依頼書)

第8条 協定第10条に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第3号のとおりとする。

付則

この実施細目は、協定締結の日から効力を生ずる。

平成20年3月18日

甲 福岡市中央区天神一丁目1番1号
福岡市
福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
イオン九州株式会社
代表取締役社長 松井 博史

福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
マックスバリュ九州株式会社
代表取締役社長 坂野 邦雄

【災害時救援物資】

種別	物資名
食料品	弁当, パン インスタント食品 (ご飯, カップ麺, スープ, カレー, おかゆ等) 粉ミルク, 離乳食 缶詰 (プルトップ型) 飲料水 (ペットボトル 500ml) 菓子 (袋入り煎餅, 飴等)
日用品	毛布, 寝具, 寝袋 肌着, 靴下 おむつ (幼児用・成人用) 生理用品 タオル トイレトペーパー, ティッシュペーパー 食器セット (使い捨て) 洗面用具, 歯ブラシ, 歯磨き粉 シャンプー, 石鹸 使い捨てカイロ らくのみ, ストロー
医薬品	風邪薬, 解熱剤, 胃腸薬, 目薬 消毒液 絆創膏 体温計 マスク 入れ歯安定剤 家庭用殺虫剤

- (1) 災害時救援物資は概ね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。
 (2) 品目は上記の他、甲乙協議の上、必要なものをその都度調達する。

2 災害時における物資の供給に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社ダイエー（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量を明示した文書で、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、甲に物資を供給したときは、速やかに甲が指定する様式に物資名、数量等の必要事項を記入し、甲に提出するものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 寝具類
- (4) 食器類
- (5) 日用品
- (6) その他応急措置に必要なもの

（物資の搬入）

第5条 調達において、甲が指定した市内の避難所等への物資の搬入は、原則として乙が行い、当該場所において甲の職員が確認の上、これを受領するものとする。

2 前項の規定による搬入が困難な場合における物資の搬入場所等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（物資の価格）

第6条 物資の対価及び第5条に規定する物資の運搬等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は当該受け渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その費用を遅滞なく乙に対して支払うものとする。なお、乙が甲に供給した物資の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

（車両優先通行の確保）

第7条 甲は、災害時において、乙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として、通行できるよう配慮するものとする。

（従事者の損害補償）

第8条 甲は、第5条に規定する搬入に関する業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡その他の事故にあい、損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、当該損害を補償する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期限（以下、「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成20年6月30日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 吉田 宏

乙 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
株式会社ダイエー
代表取締役 西見 徹

災害時における物資の供給に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における物資の供給に関する協定書（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(災害時救援物資)

第2条 協定第4条に規定する甲が乙に要請する災害時の救援物資は別表第1のとおりとする。

(要請経路)

第3条 協定第2条に規定する甲から乙への要請経路は、別表第2のとおりとする。

(供給依頼書)

第4条 協定第2条に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(出荷確認書)

第5条 協定第3条第2項に規定する乙が甲に提出する文書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(経費の支払)

第6条 協定第6条に規定する供給する物資の対価及び物資の運搬等に係る費用の支払いは、こども未来部が行うものとする。

付則

この実施細目は、協定締結の日から効力を生ずる。

平成20年6月30日

甲 福岡市中央区天神一丁目1番1号
福岡市
福岡市長 吉田 宏

乙 神戸市中央区港島4丁目1番1
株式会社ダイエー
代表取締役 西見 徹

(別表第1)

【災害時救援物資】

種別	物資名
食料品	弁当, パン, インスタント食品 (ご飯, カップ麺, スープ, カレー, おかゆ等), 粉ミルク, 離乳食, 缶詰 (プルトップ型), 飲料水 (ペットボトル 500ml) 菓子 (袋入り煎餅, 飴等)
日用品	毛布, 寝具, 寝袋, 肌着, 靴下, おむつ (幼児用・成人用), 生理用品, タオル, トイレトペーパー, ティッシュペーパー, 食器セット (使い捨て), 洗面用具, 歯ブラシ, 歯磨き粉, シャンプー, 石鹸, 使い捨てカイロ, らくのみ, ストロー
医薬品	風邪薬, 解熱剤, 胃腸薬, 目薬, 消毒液, 絆創膏, 体温計, マスク, 入れ歯安定剤, 家庭用殺虫剤

(1) 災害時救援物資は概ね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。

(2) 品目は上記の他、甲乙協議の上、必要なものをその都度調達する。

3 災害時における物資の供給に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と嘉穂無線株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における生活必需物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量を明示した文書で、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的にかつ速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、物資を供給したときは、速やかに甲が指定する様式に物資名、数量等の必要事項を記載し、甲に提出するものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、別表のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

（物資の搬入）

第5条 調達において、甲が指定した市内の避難所等への物資の搬入は、原則として乙が行い、当該場所において、甲の職員が確認の上、これを受領するものとする。

2 前項の規定による搬入が困難な場合における物資の搬入場所等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（物資の価格）

第6条 物資の対価及び第5条に規定する物資の運搬等にかかる費用は、甲が負担するものとし、乙からの請求書に基づき、その費用を遅滞なく支払うものとする。なお、乙が甲に供給した物資の価格は、災害発生直前における価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（車両優先通行の確保）

第7条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、第5条に規定する搬入に関する業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡その他の事故にあい、損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、当該損害を補償する。

（体制の整備）

第9条 甲及び乙は、物資供給に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善を努めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期限（以下、「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協 議)

第 11 条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 20 年 8 月 28 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市
福岡市長 吉 田 宏

乙 福岡市南区塩原一丁目 28 番 24 号
嘉徳無線株式会社
代表取締役 柳 瀬 真 澄

災害時における物資の供給に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における物資の供給に関する協定書（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(災害時救援物資)

第2条 協定第4条に規定する甲が乙に要請する災害時の救援物資は別表第1のとおりとする。

(要請経路)

第3条 協定第2条に規定する甲から乙への要請経路は、別表第2のとおりとする。

(供給依頼書)

第4条 協定第2条に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(出荷確認書)

第5条 協定第3条第2項に規定する乙が甲に提出する文書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(経費の支払)

第6条 協定第6条に規定する供給する物資の対価及び物資の運搬等に係る費用の支払いは、こども未来部が行うものとする。

付則

この実施細目は、協定締結の日から効力を生ずる。

平成20年8月28日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市南区塩原一丁目28番24号
嘉徳無線株式会社
代表取締役 柳瀬 真澄

別表第1（第4条に規定する物資）

物資区分	区分	品名
日用品（資材）等	日用品（資材）	ブルーシート、レジャーマット、ロープ、テント 懐中電灯、乾電池、ビニールカップ（雨具）、ヘルメット、モップ、バケツ、ポリタンク、給油ポンプ 石油ストーブ、土嚢袋
	衣料等	軍手、長靴、タオル
その他	上記に定めのないもののうち、災害状況に応じて、甲が緊急に指定する物資で乙が供給可能な物資	

4 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

この協定は、地震、風水害その他による災害が福岡市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、福岡市（以下「甲」という。）と福岡県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）とが、相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について、次のとおり定めるものとする。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が福岡市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、乙に対しその物資の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、必要に応じて乙に対して、輸送業務について、協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙に加盟する生活協同組合及び生活組合連合会（以下「会員生協等」という。）が保有する応急生活物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資の品目は、被害の状況に応じて決定するものとし、原則として別表第1のとおりとする。

2 乙は、会員生協等が保有する災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

（応急生活物資供給の要請手続等）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、電話、ファックス等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（輸送）

第6条 業務は、緊急通行車両事前届出済証を有している乙及び会員生協等が使用する車両を用いて、会員生協等が行うものとする。ただし、車両が使用不可能な場合は、他の手段を用いて行うものとする。

2 甲は、乙が実施する業務が円滑なものとなるよう、必要な措置を講じるものとする。

（応急生活物資の受領）

第7条 甲は、甲が指定した場所において、乙及び会員生協等が輸送した応急生活物資を、品目及び個数を確認の上、受け取るものとする。

（費用）

第8条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、物資の対価については、災害が発生する直前に会員生協の組合員に供給していた物資の価格を参考に、甲と乙が協議して定め、輸送等に要した費用については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払い）

第9条 乙は、業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(損害の負担)

第 10 条 第 3 条及び第 6 条の規定に基づく業務により、生じた損害は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(従事者の損害補償)

第 11 条 甲は、乙及び会員生協等の業務に従事した者が、その業務に従事したことにより、死亡その他の事故が生じたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和 38 年福岡市条例第 23 号）に定めるところによりその損害を補償する。ただし、損害補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）による療養その他の給付若しくは保障を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行わない。

(広域的な支援体制の整備)

第 12 条 乙は、他県的生活協同組合連合会等との間での連携を強化し、災害時における生協間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(情報の収集・提供)

第 13 条 甲は、災害時において、市民に対して応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はこれに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第 14 条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲は、消防隊等が支援を必要とするときは、乙に対し支援を要請し、乙はその要請に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

(法令の遵守)

第 15 条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(雑則)

第 17 条 この協定の実施に関して、必要な事項は甲乙協議の上決定するものとする。

(施行)

第 18 条 この協定は、平成 20 年 8 月 28 日から適用する。

この協定の成立を証するため、本証 2 通を作成し、当事者記名押印の上各 1 通を保有する。

平成 20 年 8 月 28 日

甲 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号
福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市博多区博多駅南 1 丁目 3 番 11 号博多南ビル

福岡県生活協同組合連合会
会長理事 行岡 みち子

災害時応急生活物資一覧表

段階 想定	第1段階 ライフラインストップ	第2段階 電気復旧	第3段階 水道復旧
期間	災害当日～3日	4日～6日	7日～
品 目	水・飲料 ◎ 菓子パン ◎ 牛乳（L L） ◎ 果物（バナナ） ◎ レトルト食品（ごはん） ◎ 缶詰（イージーオープン） 電池 懐中電灯 バケツ 軍手 ガムテープ 濡れティッシュ トイレットペーパー 粉ミルク ◎ ほ乳びん ◎ 紙おむつ ◎ 卓上ガスコンロ なべ	水・飲料 調理パン・弁当 牛乳（L L） 切り餅 レトルト食品（ごはん） 缶詰（イージーオープン） インスタントラーメン 粉ミルク ほ乳びん 紙おむつ なべ 濡れティッシュ 生理用品 下着・靴下 タオル 刃物 紙コップ・紙皿 トイレットペーパー	米 食パン めん類 バター・ジャム 肉・魚 野菜 果物 レトルト食品（おかず類） インスタントラーメン 緑茶・コーヒー・紅茶 トイレットペーパー 洗濯・洗面用具 なべ 裁縫キット 下着・靴下 文房具 シューズ 布団 マスク
夏	蚊取り線香		
冬	使い捨てカイロ 毛布		

- (1) 応急生活物資は、概ね上記の段階、期間毎の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。
- (2) 品目は、上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

◎は、災害直後、最優先に調達すべき品目

5 災害時における物資の供給に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における生活必需物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、被災者に対して、より速やかかつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量を明示した文書で、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的にかつ速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、物資を供給したときは、速やかに甲が指定する様式に物資名、数量等の必要事項を記載し、甲に提出するものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、別表のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

（物資の搬入）

第5条 調達において、甲が指定した市内の避難所等への物資の搬入は、原則として乙が行い、当該場所において、甲の職員が確認の上、これを受領するものとする。

2 前項の規定による搬入が困難な場合における物資の搬入場所等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（物資の価格）

第6条 物資の対価及び第5条に規定する物資の運搬等にかかる費用は、甲が負担するものとし、乙からの請求書に基づき、その費用を遅滞なく支払うものとする。なお、乙が甲に供給した物資の価格は、災害発生直前における価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（車両優先通行の確保）

第7条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、第5条に規定する搬入に関する業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡その他の事故にあい、損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、当該損害を補償する。

（体制の整備）

第9条 甲及び乙は、物資供給に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善を努めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期限（以下、「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協 議)

第 11 条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 1 年 4 月 2 0 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市
福岡市長 吉 田 宏

乙 新潟県新潟市南区清水 4 5 0 1 番地 1
NPO 法人 コメリ災害対策センター
理 事 長 捧 賢 一

災害時における物資の供給に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における物資の供給に関する協定書（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(災害時救援物資)

第2条 協定第4条に規定する甲が乙に要請する災害時の救援物資は別表第1のとおりとする。

(要請経路)

第3条 協定第2条に規定する甲から乙への要請経路は、別表第2のとおりとする。

(供給依頼書)

第4条 協定第2条に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(出荷確認書)

第5条 協定第3条第2項に規定する乙が甲に提出する文書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(経費の支払)

第6条 協定第6条に規定する供給する物資の対価及び物資の運搬等に係る費用の支払いは、こども未来部が行うものとする。

付則

この実施細目は、協定締結の日から効力を生ずる。

平成21年 4月 20日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 吉田 宏

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢一

別表第1（第4条に規定する物資）

分類	主な品種
作業関係	作業シート, 標識ロープ, ヘルメット, 防塵マスク, 簡易マスク, 長靴, 軍手, ゴム手袋, 皮手袋, 雨具, 土嚢袋, ガラ袋, スコップ, ホースリール
日用品等	毛布, タオル, 割箸, 使い捨て食器, ポリ袋, ホイル, ラップ, ウェットティッシュ, マスク, バケツ, 水モップ, デッキブラシ, 雑巾, 簡易ライター, 使い捨てカイロ
水関係	飲料水, 水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ, 木炭, 木炭コンロ
電気用品等	投光器, 懐中電灯, 乾電池, カセットコンロ, カセットボンベ
トイレ関係等	携帯トイレ

6 災害時における物資の供給に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と森永製菓株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における食糧（以下「食糧」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、被災者に対して、より速やかかつ円滑に食糧を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に食糧の調達が必要となった場合は、品目、数量を明示した文書で、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急の場合で、文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的にかつ速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、食糧を供給したときは、速やかに甲が指定する様式に物資名、数量等の必要事項を記載し、甲に提出するものとする。

（食糧の種類）

第4条 食糧の種類は、別表のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

（食糧の搬入）

第5条 調達において、甲が指定した市内の避難所等への物資の搬入は、原則として乙が行い、当該場所において、甲の職員が確認の上、これを受領するものとする。

2 前項の規定による搬入が困難な場合における食糧の搬入場所等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（食糧の価格）

第6条 食糧の対価及び第5条に規定する食糧の運搬等にかかる費用は、甲が負担するものとし、乙からの請求書に基づき、その費用を遅滞なく支払うものとする。なお、乙が甲に供給した食糧の価格は、災害発生直前における価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（車両優先通行の確保）

第7条 甲は、乙が食糧を運搬及び供給する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、第5条に規定する搬入に関する業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡その他の事故にあい、損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、当該損害を補償する。

（体制の整備）

第9条 甲及び乙は、食糧供給に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善を努めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期限（以下、「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義等の決定)

第 11 条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 1 年 1 2 月 1 7 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市
福岡市長 吉 田 宏

乙 東京都港区芝 5 - 3 3 - 1
森永製菓株式会社
代表取締役社長 矢 田 雅 之

災害時における物資の供給に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における物資の供給に関する協定書（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(災害時救援物資)

第2条 協定第4条に規定する甲が乙に要請する災害時の救援物資は別表第1のとおりとする。

(要請経路)

第3条 協定第2条に規定する甲から乙への要請経路は、別表第2のとおりとする。

(供給依頼書)

第4条 協定第2条に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(出荷確認書)

第5条 協定第3条第2項に規定する乙が甲に提出する文書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(経費の支払)

第6条 協定第6条に規定する供給する物資の対価及び物資の運搬等に係る費用の支払いは、こども未来部が行うものとする。

付則

この実施細目は、協定締結の日から効力を生ずる。

平成21年12月17日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 吉田 宏

乙 東京都港区芝5-33-1
森永製菓株式会社
代表取締役 矢田 雅之

別表第1（第4条に規定する物資）

分類	主な品種
菓子	ビスケット・クラッカー・チョコレート・キャラメル・ キャンデー 等

※品種については、甲の依頼時、乙が在庫のある菓子の中から、供給することとする。

7 災害時における施設等の提供協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社 建設技術研究所九州支社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における施設等の提供協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震の発生により、福岡市域で鉄道又は道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、次のとおり協定を締結する。

（協力内容）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する内容は、次のとおりとする。

（1）帰宅困難者の受入れ

（2）帰宅困難者への乙が協力可能な範囲での食糧，生活用品等の供給
ただし，甲が供給できない場合に限る。

2 乙が開放する施設は，福岡市中央区大名二丁目4-12シーティア福岡ビル1階会議室，1階トイレ，その他乙が指定する場所とする。

3 甲は，帰宅困難者に対して，乙が施設を管理するうえで必要な乙の指示を遵守させるものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は，帰宅困難者への対応が必要な場合は，乙の施設の受入可能人数を確認の上，乙に対し，協力を要請する。

2 前項の規定による要請は，施設提供要請書（様式第1号）によるものとする。ただし，施設提供要請書で要請するいとまがない時は，口頭で要請し，その後速やかに施設提供要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は，前条の要請を受けたときは，乙の業務に支障のない範囲において，甲に対し，協力を行うものとする。

2 乙は，前項による協力を実施する場合は，速やかに，施設提供報告書（様式第2号）により，その内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が開放する施設は，無償で提供するものとする。ただし，次の事項については，甲が負担するものとする。

（1）第2条第1項第2号の経費

（2）その他，甲乙協議により甲が負担すべき経費

2 前項各号に掲げる経費は，災害直前における適正な価格とする。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

(協力期間)

第7条 この協定に基づく協力期間は、地震発生から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(体制の整備)

第8条 乙が提供する施設への帰宅困難者の誘導及び施設での帰宅困難者の対応は、甲の職員が行う。

2 甲及び乙は、この協定の協力体制について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1部を保有する。

平成23年 2月 9日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市中央区大名二丁目4-12シーティーアイ福岡ビル
株式会社建設技術研究所 九州支社
取締役常務執行役員支社長 村田 和夫

8 災害時における施設等の提供協力に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）とサンエフビル株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における施設等の提供協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震の発生により、福岡市域で鉄道又は道路の遮断等のため帰宅することが困難となった被災者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うことを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する内容は、次のとおりとする。

（1）帰宅困難者の受入れ

（2）帰宅困難者への食糧、生活用品等の供給

ただし、甲が供給できない場合に限る。

2 乙が開放する施設は、福岡市博多区博多駅前2丁目3番7号サンエフビル株式会社1階エントランスホール、その他施設管理者が指定する場所とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、帰宅困難者への対応が必要な場合は、乙の施設の受入可能人数を確認の上、乙に対し、施設提供要請書（様式第1号以下「要請書」という。）により協力を要請する。

ただし、要請書で要請するいとまがない時は、口頭で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、協力を行うものとする。

2 乙は、前項の業務を完了した場合は、速やかに、施設提供報告書（様式第2号）により、その業務内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が開放する施設は、無償で提供するものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

（1）第2条第1項第2号の経費

（2）その他、甲乙協議により甲が負担すべき経費

2 前項各号に掲げる経費は、災害直前における適正な価格とする。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

(協力期間)

第7条 この協定に基づく協力期間は、地震発生から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(体制の整備)

第8条 乙が提供する施設への帰宅困難者の誘導及び施設での帰宅困難者の対応は、甲の職員が行う。

2 甲及び乙は、この協定の協力体制について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1部を保有する。

平成22年 7月 1日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市博多区博多駅前2丁目3番7号
サンエフビル株式会社
代表取締役 福山 義朗

9 災害時における物資の供給に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他（以下「災害」という。）が発生または発生のおそれがある場合、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、福岡市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その調達、製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達、製造が可能な物資とする。ただし、甲より乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙にて物資の調達の可否、日時、種類、個数を決定することを甲は了承する。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資可能数量・措置の状況報告書」（別紙第2号様式）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行なうものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行なうものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、当該場所への物資運搬は、乙の指定業者が行なうことを予め承諾する。

4 乙は、物資の引渡しを終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。

- (1) 引渡しの日時及び場所
- (2) 引渡しに係わる物資の品目及び数量

(費用)

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

(費用の支払い)

第7条 甲が引き取った物資及び乙が行なった運搬等の費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲が乙の指定する口座に振り込みにより支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(損害補償)

第10条 甲は、第5条に規定する物資の運搬、引き渡しに関する業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡その他の事故にあい、損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、当該損害を補償する。

(その他)

第11条 乙は、自己の加盟店もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第 13 条 本協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第 14 条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日 1 ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 23 年 4 月 22 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号
株式会社ローソン
代表取締役社長

10 災害時における物資の供給に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他（以下「災害」という。）が発生または発生のおそれがある場合、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その調達、製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1） 福岡市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合。
- （2） 福岡市外の災害について、国及び被災自治体等からの要請により、救援の必要がある場合。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達、製造が可能な物資とする。ただし、甲より乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙にて物資の調達の可否、日時、種類、個数を決定することを甲は了承する。

- （1） 食料品
- （2） 飲料水
- （3） 日用品
- （4） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙第1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資可能数量・措置の状況報告書」（別紙第2号様式）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行なうものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行なうものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、当該場所への物資運搬は、乙の指定業者が行なうことを予め承諾する。
- 4 乙は、物資の引渡しを終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。

- (1) 引渡しの日時及び場所
- (2) 引渡しに係わる物資の品目及び数量

(費用)

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとする。

- 2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前
の取引については取引時の販売価格）とする。

(費用の支払い)

第7条 甲が引き取った物資及び乙が行なった運搬等の費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲が乙の指定する口座に振り込みにより支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(損害補償)

第10条 甲は、第5条に規定する物資の運搬、引き渡しに関する業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡その他の事故にあい、損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、当該損害を補償する。

(その他)

第11条 乙は、自己の加盟店もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

(協議)

第 12 条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第 13 条 本協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第 14 条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日 1 ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

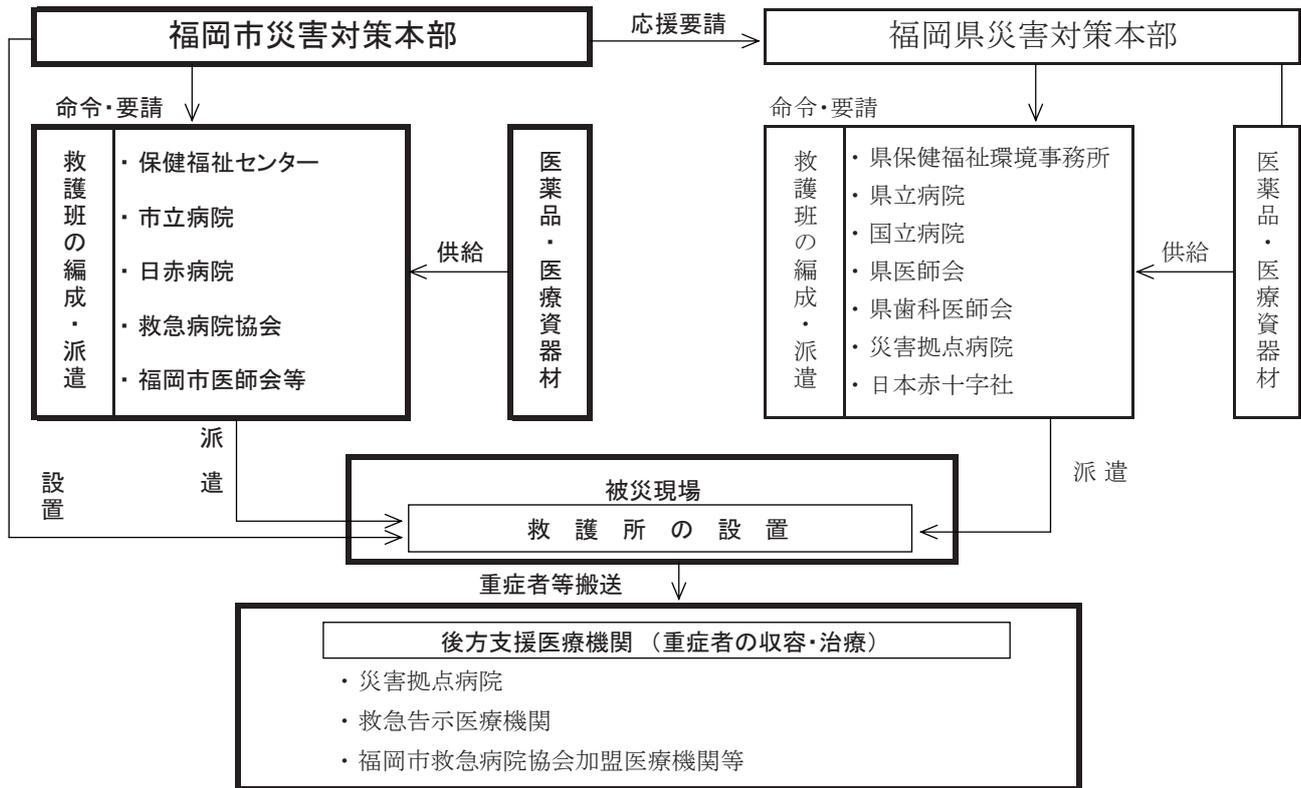
平成 24 年 3 月 29 日

甲 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市
福岡市長 高 島 宗 一 郎

乙 東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役社長 COO 井 阪 隆 一

(医療及び助産計画)

1 医療救護活動体制



2 救護班編制表

団体別	名称	所在地	電話	編成班数
保健福祉センター	東保健福祉センター	東区箱崎2丁目54-27	651-3831	1
	博多保健福祉センター	博多区博多駅前2丁目19-24	441-0022	1
	中央保健福祉センター	中央区舞鶴2丁目5-1	761-7361	1
	南保健福祉センター	南区塩原3丁目25-3	541-2231	1
	城南保健福祉センター	城南区鳥飼5丁目2-25	831-4261	1
	早良保健福祉センター	早良区百道1丁目18-18	851-6400	1
	西保健福祉センター	西区内浜1丁目4-7	882-3231	1
市立病院	福岡市民病院	博多区吉塚本町13-1	632-1111	1
	こども病院・感染症センター	中央区唐人町2丁目5-1	713-3111	1
日赤病院	福岡赤十字病院	南区大楠3丁目1-1	521-1211	12
	今津赤十字病院	西区今津377	806-2111	2
合計				23

3 救急告示病院等一覧表

(平成24年4月1日現在)

区分	名 称	所 在 地	病 床 数	電 話
東 区	貝塚病院	箱崎7丁目7-27	200	632-3333
	福岡輝栄会病院	千早5丁目11-5	283	681-3115
	八木病院	馬出2丁目21-25	127	651-0022
	福岡和白病院	和白丘2丁目2-75	317	608-0001
	福岡山田病院	箱崎3丁目9-26	41	641-1100
	九州大病院	馬出3丁目1-1	1,275	641-1151
博 多 区	福岡市民病院	吉塚本町13-1	200	632-1111
	木村病院	千代2丁目13-19	129	641-1966
	成田整形外科病院	住吉4丁目30-42	38	431-0306
	友田病院	諸岡4丁目28-24	72	591-8088
	千鳥橋病院	千代5丁目18-1	336	641-2761
	原三信病院	大博町1-8	372	291-3434
中 央 区	秋本病院	警固1丁目8-3	51	771-6361
	佐田病院	渡辺通2丁目4-28	180	781-6381
	済生会福岡総合病院	天神1丁目3-46	384	771-8151
	九州医療センター	地行浜1丁目8-1	700	852-0700
	広瀬病院	渡辺通1丁目12-12	82	731-2345
	溝口外科整形外科病院	天神4丁目6-25	89	721-5252
	福岡城南病院	薬院4丁目6-9	62	531-7031
	浜の町病院	舞鶴3丁目5-27	520	721-0831
	福岡市立こども病院・感染症センター	唐人町2丁目5-1	214	713-3111
南 区	那珂川病院	向新町2丁目17-17	162	565-3531
	福岡赤十字病院	大楠3丁目1-1	509	521-1211
	公立学校共済組合九州中央病院	塩原3丁目23-1	330	541-4936
	恵光会原病院	若久2丁目6-1	220	551-2431
城 南 区	福岡鳥飼病院	鳥飼6丁目8-5	178	831-6031
	安藤病院	別府1丁目2-1	60	831-6911
	さくら病院	片江4丁目16-15	152	864-1212
早 良 区	福岡記念病院	西新1丁目1-35	220	821-4731
	吉村病院	西新3丁目11-27	57	841-0835
	福岡市医師会成人病センター	祖原15-7	120	831-1211
	福岡西会病院	野芥1丁目2-36	198	861-2780
	福岡山王病院	百道浜3丁目6-45	199	832-1100
西 区	南川整形外科病院	姪の浜4丁目14-17	117	891-1234
	白十字病院	石丸3丁目2-1	466	891-2511
	西福岡病院	生の松原3丁目18-8	250	881-1331
	昭和病院	大字徳永宇大町911-1	65	807-8811
	村上華林堂病院	戸切2丁目14-45	160	811-3331
	聖峰会マリン病院	小戸3丁目55-12	85	883-2525

4 官公立等主要病院一覧表

(平成24年4月1日現在)

区分	名称	所在地	病床数	電話
東 区	千早病院	千早2丁目30-1	200	661-2211
	九州大学病院	馬出3丁目1-1	1,275	641-1151
博多区	福岡市民病院	吉塚本町13-1	200	632-1111
中央区	福岡通信病院	警固1丁目8-3	192	771-6361
	九州国立病院機構九州医療センター	地行浜1丁目8-1	700	852-0700
	済生会福岡総合病院	天神1丁目3-46	384	771-8151
	浜の町病院	舞鶴3丁目5-27	520	721-0831
	福岡市立こども病院・感染症センター	唐人町2丁目5-1	214	713-3111
南 区	国立病院機構福岡病院	屋形原4丁目39-1	368	565-5534
	九州中央病院	塩原3丁目23-1	330	541-4936
	福岡赤十字病院	大楠3丁目1-1	509	521-1211
	国立病院機構九州がんセンター	野多目3丁目1-1	411	541-3231
城南区	福岡大学病院	七隈7丁目45-1	915	801-1011
西 区	今津赤十字病院	今津377	180	806-2111

5 福岡県内の災害拠点病院及び施設・設備の状況

病院名	耐震構造	自家発電時間	ヘリポート	簡易ベット	担架	テント	緊急車両	救急医療セット	全病床		
									ICU	CCU	
○九州医療センター	○	72時間	敷地内	50	4	2	1	5	700	4	4
九州大学病院	○	72	敷地内	11	2	5	1	3	1,275	20	10
済生会福岡総合病院	○	24	敷地内		13	2	2		390	17	15
福岡大学病院	○	84	敷地内	53	5	1	2	1	915	4	
福岡赤十字病院	○	8	敷地外	210	67	8	4	7	509	4	10
福岡和白病院	○	24	敷地内	40	6	2	1	5	317	16	-
久留米大学病院	○	8	敷地内	31	1		2	2	1,263	23	5
聖マリア病院	○	5	敷地外	23	80		4	6	1,388	37	13
大牟田市立総合病院	○	24	敷地外		10		1	2	350	2	2
飯塚病院	○	168	敷地外	130	3	1	5	1	1,116	5	8
田川市立病院	○	112	敷地外		11				342	6	
北九州市立八幡病院	○	8	敷地外	8	10						
北九州総合病院	○	5	敷地外	2	8						
産業医科大学病院	○	24	敷地内		25	29	1	2	618	6	
北九州市立医療センター	○	17	敷地外		4		1	1	636	6	
健和会大手町病院	○	96	敷地外	10	12	2	2	3	642	4	
福岡記念病院	○	72	敷地外	22			1		220	6	

※ 災害拠点病院は救護所では対応できない重病患者や高度救命医療を要する者を収容、治療を行うなど、地域への医療支援を目的として県が指定した施設である。

○印は基幹災害拠点病院

6 福岡市救急病院協会器具表

器具類	数量	備考
緊急医療セット(集団事故用)	2	集団救急事故用TOSコンテナ
熱傷セット(集団事故用)	2	同上
骨折セット(集団事故用)	2	同上

7 医療用装備基準

(数量は1班当り)

品名	数量	品名	数量
(ケース 救急箱S-1号)		打診器	1
煮沸消毒器 足付、固形燃料付	1	軽便剃刃	3
ステンレスシャーレ 9cm	1	ネフロンカテーテル	2
雑用剪刀	1	安全ピン	12
カスト ステンレス 12cm	1	簡易人工呼吸器	1
膿盆 ステンレス 22cm	2	(眼科、耳鼻咽喉科器セット、金属ケース入)	
蓋付消毒盤 ステンレス 18×24cm	1	受水器	1
止血帯	1	洗眼瓶	1
長ピンセット	1	開眼器	1
器械鉗子	1	点眼瓶	3
軟膏ペラ	1	点眼棒	3
(外科器械セット 金属ケース入)		額帯反射鏡	1
外科メス (尖、円刃)	2	咽喉捲綿子	1
外科剪刀 (直、反)	2	咽喉鏡	3
持針器	1	耳鏡 (大、中、小)	1
止血鉗子	2	耳鼻ピンセット	1
単鋭鈎	1	舌圧子	2
両頭鋭匙	1	鼻鏡	1
消息子 (無、有)	2	鼻用消息子	1
外科ピンセット (無、有)	2	鼻用捲綿子	3
気管内チューブ (内径2.5~8.5mm)	1	綿棒 綿付	20
針付縫合糸 (滅菌済)	6	眼帯 ガーゼ綿付	20
エア-ウエイ (大、小)	2	ゴム手袋	2
気管カニューレ (大、小)	2	懐中電灯	1
ハイステル開口器	1	(ケース 救急箱S-2号)	
注射器 針付 5c.c. (デスポ)	10	アスピリン錠 20錠	2
〃 〃 20c.c. (デスポ)	5	健胃錠 100錠	1
腸	4	鎮痛剤 インダシン坐薬50箇 50箇	1
聴診器フオード	1	止血剤 アドナ注 10A	2
体温計	2	鎮痛剤 ペンタゾシン注 10A	2
血圧計	1	強心剤 ジギラノゲンC注 10A	2
静麻酔チオペンタールナトリウム 10A	1	ビニールシート	2
ビタミンB注 10A	1	タオル	2
ブドー糖注 10A	2	化粧石鹸	1
ビタカンファー注 10A	2	ベンチ	1

品名	数量	品名	数量
アトロピン注 10A	1	ナイフ	1
レスタミン注 10A	1	ビニールバケツ	1
チンク油 500g	1	サインペン	2
オキシドール 500ml	1	確認章 (赤、黄、緑)	30
逆性石ケン 500ml	1	(救急カバン)	
消毒用アルコール 500ml	1	マーキュロ液 20ml	1
マーキクローム 500ml	1	オキシドール液 100ml	1
キシロカインジェリー 30g	1	ヨードチンキ 20ml	1
絆創膏 9×10個	1	アンモニア水 20ml	1
SF三角布	10	目薬 15ml	1
SFガーゼ 1m	5	バファリン (成人) 24錠	1
滅菌ガーゼ	5	〃 (小児) 32錠	1
圧縮脱脂綿 100g	5	正露丸 100錠	1
SF耳付包帯 4列×4個入	2	トラベルミン (成人用) 10錠	1
〃 5列×5個入	6	〃 (小児用) 10錠	1
〃 6列×6個入	3	ベンザエースD 60錠	1
SF油紙 2枚入	10	キャベジンコーワ 120錠	1
薬瓶立	1	ブスコパン 20錠	1
水筒GI 11	1	レスタミンコーワ軟膏 30g	2
懐中電灯 防水型	1	クロマイP軟膏 10g	2
ローソク (大)	2	新セデス 20錠	1
(空気副木止血セット)		アスピリン 30錠	1
下肢用	2	救急絆創膏 アクリノールガーゼ付	3
上肢用	1	ガーゼ 30cm×10m	5
止血帯	2	伸縮包帯 5cm×5m	5
送気ポンプ	1		

8 助産用装備基準

品 名	1箇班数量	7箇班数量	備 考
携 帯 用 助 産 用 具 一 式	1セット	7セット	分べん用
血 圧 計	1 ケ	7 ケ	
自 動 秤	1 ケ	7 ケ	4kg
臍 帯 結 束	1 ケ	7 ケ	1束
臍 包 帯	1 ケ	7 ケ	5m×5cm
T 字 帯	1 ケ	7 ケ	
ゴ ム 有	1 ケ	7 ケ	
氷 の う	1 ケ	7 ケ	
オ リ ー ブ 油	1 本	7 本	500ml
デ ル マ ト ー ル	1 ケ	7 ケ	500g
シ ッ カ ロ ー ル	1 ケ	7 ケ	
油 紙	1 ケ	7 ケ	100枚入
クロラムフェニコール点眼液	1 ケ	7 ケ	
靴	1 ケ	7 ケ	

9 救護班装備基準

品 名	1箇班数量	7箇班数量	備 考	品 名	1箇班数量	7箇班数量	備 考
折たたみ寝台	2箇	14個	ベッド マット(スプリング)	枕	2箇	14個	
担 架	2台	14台		枕 覆	4箇	28箇	
折 た た み テ ー プ	1具	7具		救 護 班 旗	1枚	7枚	
折たたみイス	4脚	28脚		水 筒	2箇	14個	
洗 面 器 台	2台	14台	2面付	雑用はさみ	1箇	7箇	
天 幕	1張	7張		梯 状 副 木	4組	28箇	
救 急 靴	1箇	7箇	中	ナ イ フ	1箇	7箇	
携 行 用 医 板	1枚	7枚		ペ ン チ	1箇	7箇	
携 行 用 ラジ オ	1箇	7箇		ロ ー プ	1本	7本	
〃 マイク	1箇	7箇		毛 布	6枚	42枚	ベッド1台につき3枚
トランシーバー	1組	7組					

10 医薬品及び医療機器取扱店一覧表

(1) 医薬品

区分	名 称	所 在 地	電 話	備考 (休日・夜間連絡先)
東 区	鶴原吉井(株)	多の津1福岡流通センター内	622-2250	090-2803-2650 (三好)
	(株)ヤクシン	箱崎埠頭3丁目4-46	641-3140	090-3014-8337 (佐藤)
博 多 区	(株)アトル	半道橋2丁目2-51	451-8770	090-9797-1398 (国守)
	(株)翔薬	山王2丁目3-5	471-2200	090-1872-8848 (西村)
	(株)スズケン	西月隈1丁目10-9	461-2811	090-1085-5702 (高松)
	富田薬品(株)	竹下2丁目3-35	431-8811	090-935-3106 (吉村)
	(株)宮崎温仙堂商店	井相田2丁目2-43	583-6868	090-2852-1752 (草野)
西区	(株)アステム	内浜2丁目9-23	883-6145	090-8662-2639 (中村)
市外	常磐薬品(株)	糟屋郡志免町別府425-4	621-1300	090-6690-3146 (山崎)

(2) 医療機器

区分	名 称	所 在 地	電 話	備考 (メールアドレスまたは FAX)
東 区	(有)オクト	馬出4丁目10-17	631-5580	(FAX) 631-5585
	(株)キシヤ	松島1丁目41-21	622-8000	info@kishiya.co.jp
	(株)ジイ・エム	土井2丁目36-33	691-2141	gm@ziiemu.co.jp
	正晃(株)	松島3丁目34-33	611-5761	iryuu@seikonet.co.jp
	林衛材(株)	箱崎1丁目20-19	651-2647	(FAX) 651-2645
	(株)福岡研明社	松田3丁目20-22	621-1519	kenmeisha@gol.com
	(株)メディソアコマ西日本販売	二又瀬新町13-17	621-0221	yanagida@fine.icn.ne.jp
	(株)メディック呼吸器センター	原田4丁目5-2	611-1119	(FAX) 611-1535
	(株)ヤクシン	箱崎埠頭3丁目4-46	641-3141	soumu@k-yakushin.co.jp
	(株)ユニサイエンス	箱崎7丁目1-6	643-2251	(FAX) 643-2252
	(株)ユニファ	多の津2丁目3-4	622-0233	webmaster@unifa.astemforest.co.jp
博 多 区	アイティーアイ(株)	博多駅南3丁目7-37	472-1881	(FAX) 472-1882
	井本医科器械(株)	千代4丁目29-27	641-8161	(FAX) 633-6159
	九州風雲堂販売(株)	東比恵3丁目25-10	483-1881	info@fuundo.com
	(株)翔薬	板付4丁目7-43	584-8311	info@shoyaku.com
	ジーエムメディカル(株)	沖浜町11-10 サンイースト福岡5F	291-1208	info@gmm.co.jp
	セベ産科用品(株)	諸岡3丁目25-23	591-0316	webmaster@sebe.jp
	(株)ミップス	吉塚5丁目9-6	611-3877	tm-imoto@mips-tmd.co.jp
	村中医療器(株)	東比恵3丁目27-3	473-0123	(FAX) 474-1363
山下医科器械(株)	半道橋2丁目4-24	474-2071	f-motokariya@yamashitaika.co.jp	
中央区	(株)ジェイベック	平尾浄水町24-2	526-0012	info@jbec.co.jp
南 区	アイ・ビジョン(株)	清水3丁目20-24	512-8887	eye-vision@msh.biglobe.ne.jp
	(株)西日本メディカル・サプライ	高宮4丁目4-6	522-2521	(FAX) 524-8513
早良区	(有)松山医療器械	次郎丸1丁目26-10	801-0366	(FAX) 801-0325

11 血液センター一覧表

社 名	所 在 地	電 話	備 考
福岡県赤十字血液センター	筑紫野市上古賀1丁目2-1	921-0099	

12 入院（通院）指示書の様式

入 院 （ 退 院 ） 指 示 書	
年 月 日	
殿	
福岡市災害対策本部長	㊟
市 長 名	
<p>災害による次の者の疾病につき、昭和33年厚生省告示第177号（健康保険法の規定による療養に要する費用の算定方法）の範囲内において治療を行うよう指示します。</p> <p>なお、これに要した費用は、災害対策本部（保健福祉局総務部総務課）へご請求ください。</p>	
記	
1. 患 者 氏 名	
2. 疾 病 名	
3. 患 者 住 所	
4. 指示書有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

(防疫計画)

1 し尿収集車両及び委託業者等

(平成22年4月1日)

区 分	車 輛 及 び 能 力			
	車 輛 名 称	積 載 量 (t)	車 輛 数 (台)	1回の搬出能力(t)
(財)ふくおか環境財団 (委 託 業 者)	バ キ ュ ー ム 車	2.0以上	9	28.6
	〃	1.8	1	1.8
	小 計		10	30.4
九州事業センター・昭和工業 (許 可 業 者)	バ キ ュ ー ム 車	大型車	2	19.50
	〃	2.0を超える	4	13.70
	〃	2.0以下	2	03.60
	小 計		8	36.80
合 計			18	67.2

2 仮設トイレの主な調達先一覧

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号	大 小 兼 用 便 器	備 考
(株)レンタルのニッケン 九州支店	福岡市中央区天神1丁目11-17	(092)735-4300	150基	
稲尾産業(株)	福岡市博多区大字西月隈5丁目4-46	(092)581-1327	150基	
亜細亜通商(株)	福岡県古賀市青柳546-1	(092)942-0809	5,000基	

3 し尿収集運搬業者

業 者 名	代 表 者	所 在 地	電 話 番 号	備 考
(財)ふくおか環境財団	福 本 隆 之	博多区奈良屋町2番1号	271-2171	

4 浄化槽汚泥収集運搬業者(許可)一覧

業 者 名	代 表 者	所 在 地	電 話 番 号	備 考
(株)九州事業センター	久 保 修 一	南区平和1丁目31-35	521-2664	
(株)昭和工業	小 田 光 晴	南区横手4丁目18-39	574-1336	

5 陸上処理

処 理 場 名	一 日 圧 送 能 力	備 考
中部水処理センター	250kl	中部中継所から圧送する。
東部水処理センター	200kl	

6 ごみ収集車両及び委託業者等

(平成22年4月1日)

区 分	車 輛 及 び 能 力			
	車 輛 名 称	積 載 量 (t)	車 両 数 (台)	1回の搬出能力(t)
直 営	キャブオーバー(平ボディ)	2.0	1	2.0
	クレーン付ダンプ	2.95	1	2.95
	〃	2.75	1	2.75
	〃	2.70	1	2.7
	パ ッ カ ー	3.25	1	3.25
	〃	2.95	1	2.95
	〃	2.9	1	2.9
	〃	3.3	1	3.3
	〃	2.35	1	2.35
	〃	3.0	2	6.0
	〃	2.85	1	2.85
	〃	2.65	1	2.65
	〃	2.55	1	2.55
	〃	2.1	1	2.1
	〃	2.0	1	2.0
バン(資源回収車)	2.0	3	6.0	
	小 計		19	49.3
(財)ふくおか環境財団 (委託・許可業者)	ダ ンプ	3.75	1	3.75
	〃	2.0	4	8.0
	パ ッ カ ー	2.0を超える	10 13	33.4
	パ ワ ー ゲ ート	1.5	1	1.5
	平 ボ デ イ	2.0	1	2.0
	ロ ード ス イ ー パ ー	1.75	1	1.75
	ア ー ム ロ ー ル	4.0	1	4.0
	〃	3.7	1	3.7
	散 水 車	3.0	1	3.0
	小 計		24	61.1
福岡市環境事業協会 (委託業者)	パ ッ カ ー	2.0を超える	98	272.70
	〃	2.0	42	84.0
	小 型 貨 物	0.85	3	1.70
	軽 ト ラ ッ ク	0.35	10	3.50
		小 計		153
福岡環境整備(株) (委託業者)	パ ッ カ ー	2.0を超える	24	67.90
	〃	2.0以下	21	42.0
	平 ボ デ イ	2.0以下	10	18.0
	軽 ト ラ ッ ク	0.35	3	1.05
		小 計		58

(平成22年4月1日)

区 分	車 輛 及 び 能 力			
	車 輛 名 称	積 載 量 (t)	車 両 数 (台)	1回の搬出能力(t)
(株)エフ・ケイ・ケイ (委託業者)	パ ッ カ ー	2.0を超える	3	7.7
	〃	2.0以下	5	9.0
	平 ボ デ イ	2.0	5	10.0
	小 型 貨 物	2.0 0.35	1	0.4
	軽 ト ラ ッ ク	0.35	1	0.4
	小 計		15	27.4
大成管理開発(株) (許可・委託業者)	ダ ン プ	9.0	2	18.0
	ダ ン プ	9.1	1	9.1
	小 計		3	27.1
環境開発(株) (委託・許可業者)	パ ッ カ ー	2.0を超える	8	19.65
	〃	2.0	6	12.0
	〃	1.7	1	1.7
	散 水 車	3.0以上	12	38.2
	ロードスイーパー	2.0を超える	2	7.8
	〃	2.0以下	9	15.3
	ダ ン プ	2.0を超える	19	69.5
	〃	1.75	4	7.0
	シャベルローダー		1	
	キャブオーバー	3.0	1	3.0
小 計		63	174.1	
(有)福岡市環境保全 (許可業者)	パ ッ カ ー	2.0	1	2.0
	バ ン	1.0	1	1.0
	小 計		2	3.0
福岡市事業用環境協会 (許可業者)	パ ッ カ ー	2.0を超える	79	247.45
	〃	2.0以下	7	14.0
	軽 ト ラ ッ ク	0.35	9	3.15
	ダ ン プ	0.6	1	0.6
	〃	0.95	1	0.95
	〃	1.15	1	1.15
	〃	2.0	3	6.0
	〃	2.0を超える	3	10.65
	ア ー ム ロ ー ル	2.0を超える	4	14.45
	〃	2.0	2	4.0
	キャブオーバー	1.5	2	3.0
	ト ラ ッ ク	1.05	1	1.05
	〃	1.0	1	1.0
小 計		114	307.40	
合計		451	1,140.20	

7 一般廃棄物の処理に関する相互協定書

一般廃棄物の処理に関する相互協定書

(目的)

第1条 この協定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく一般廃棄物の処理等について、福岡市、古賀市及び粕屋郡各町間の相互協力についての必要な事項を定め、災害等における一般廃棄物（し尿（浄化槽汚泥を含む。）及びごみ）の円滑な処理を行なうことを目的とする。

(関係市町)

第2条 相互協力を行なう市町（各市町が設立した一般廃棄物の処理等に関する一部事務組合を含む。以下「市町等」という。）は、次のとおりとする。

福岡市、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町及び粕屋町

(対象とする災害等)

第3条 この協定書において相互協力の対象とする災害等とは、概ね次のものをいう。

- (1) 地震、風水害等により市町等の処理施設での一般廃棄物の適正な処理が困難となったとき
- (2) 処理施設の事故等緊急かつやむを得ない事由により一般廃棄物の適正な処理が困難となったとき

(協力要請の方法)

第4条 災害等により一般廃棄物の適正な処理が困難となった市町等は、協力を依頼する市町等へ、協力を必要な事項を明示して、協力要請するものとする。

- 2 協力要請を受けた市町等は、協力要請をした市町等に対し、誠意をもって検討し、早急に回答を行なうものとする。
- 3 協力期間及び協力実施に必要な事項については、当該市町等において協議のうえ決定するものとする。

(経費の負担)

第5条 協力要請を受けた市町等において処理に要した経費は、原則として協力要請をした市町等が負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、経費の負担については、当該市町等において協議のうえ決定することを妨げない。
- 3 経費の負担について疑義を生じた場合は、当該市町等において協議のうえ決定するものとする。

(改 廃)

第6条 この協定の改廃は、協定を締結した市町等の長の協議により行なうものとする。

(定めのない事項)

第7条 この協定に定めがない事項については、市町等において別途協議し、決定するものとする。

付 則

この協定は、平成12年12月25日から効力を生じる。

一般廃棄物の処理に関する相互協定書

(目的)

第1条 この協定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく一般廃棄物の処理等について、福岡市、前原市他2町間の相互協力についての必要な事項を定め、災害等における一般廃棄物（し尿（浄化槽汚泥を含む。）及びごみ）の円滑な処理を行なうことを目的とする。

(関係市町)

第2条 相互協力を行なう市町（各市町が設立した一般廃棄物の処理等に関する一部事務組合を含む。以下「市町等」という。）は、次のとおりとする。

福岡市、前原市、二丈市、志摩町、糸島地区消防厚生施設組合

(対象とする災害等)

第3条 この協定書において相互協力の対象とする災害等とは、概ね次のものをいう。

- (1) 地震、風水害等により市町等の処理施設での一般廃棄物の適正な処理が困難となったとき
- (2) 処理施設の事故等緊急かつやむを得ない事由により一般廃棄物の適正な処理が困難となったとき

(協力要請の方法)

第4条 災害等により一般廃棄物の適正な処理が困難となった市町等は、協力を依頼する市町等へ、協力を必要な事項を明示して、協力要請するものとする。

- 2 協力要請を受けた市町等は、協力要請をした市町等に対し、誠意をもって検討し、早急に回答を行なうものとする。
- 3 協力期間及び協力実施に必要な事項については、当該市町等において協議のうえ決定するものとする。

(経費の負担)

第5条 協力要請を受けた市町等において処理に要した経費は、原則として協力要請をした市町等が負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、経費の負担については、当該市町等において協議のうえ決定することを妨げない。
- 3 経費の負担について疑義を生じた場合は、当該市町等において協議のうえ決定するものとする。

(改廃)

第6条 この協定の改廃は、協定を締結した市町等の長の協議により行なうものとする。

(定めのない事項)

第7条 この協定に定めがない事項については、市町等において別途協議し、決定するものとする。

付 則

この協定は、平成13年7月1日から効力を生じる。

一般廃棄物の処理に関する相互協定書

(目的)

第1条 この協定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく一般廃棄物の処理等について、福岡市、春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市及び那珂川町間の相互協力についての必要な事項を定め、災害等における一般廃棄物（し尿（浄化槽汚泥を含む。）及びごみ）の円滑な処理を行うことを目的とする。

(関係市町)

第2条 相互協力を行う市町（各市町が設立した一般廃棄物の処理等に関する一部事務組合を含む。以下「市町等」という。）は次のとおりとする。

福岡市、春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、那珂川町、
春日大野城衛生施設組合、大野城太宰府環境施設組合、
両筑衛生施設組合、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合

(対象とする災害等)

第3条 この協定書において相互協力の対象とする災害等とは、概ね次のものをいう。

- (1) 地震、風水害等により市町等の処理施設での一般廃棄物の適正な処理が困難となったとき
- (2) 処理施設の事故等緊急かつやむを得ない事由により一般廃棄物の適正な処理が困難となったとき

(協力要請の方法)

第4条 災害等により一般廃棄物の適正な処理が困難となった市町等は、協力を依頼する市町等へ、協力を必要な事項を明示して、協力要請するものとする。

- 2 協力要請を受けた市町等は、協力要請をした市町等に対し、誠意をもって検討し、早急に回答を行なうものとする。
- 3 協力期間及び協力実施に必要な事項については、当該市町等において協議のうえ決定するものとする。

(経費の負担)

第5条 協力要請を受けた市町等において処理に要した経費は、原則として協力要請をした市町等が負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、経費の負担については、当該市町等において協議のうえ決定することを妨げない。
- 3 経費の負担について疑義を生じた場合は、当該市町等において協議のうえ決定するものとする。

(改 廃)

第6条 この協定の改廃は、協定を締結した市町等の長の協議により行なうものとする。

(定めのない事項)

第7条 この協定に定めがない事項については、市町等において別途協議し、決定するものとする。

付 則

この協定は、平成14年7月1日から効力を生じる。

一般廃棄物の処理に関する相互協定書

(目的)

第1条 この協定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく一般廃棄物の処理等について、福岡市、宗像市、福岡町、津屋崎町及び大島村間の相互協力についての必要な事項を定め、災害等における一般廃棄物（し尿（浄化槽汚泥を含む。）及びごみ）の円滑な処理を行うことを目的とする。

(関係市町)

第2条 相互協力を行う市町（各市町が設立した一般廃棄物の処理等に関する一部事務組合を含む。以下「市町等」という。）は次のとおりとする。

福岡市、宗像市、福岡町、津屋崎町、大島村

(対象とする災害等)

第3条 この協定書において相互協力の対象とする災害等とは、概ね次のものをいう。

- (1) 地震、風水害等により市町等の処理施設での一般廃棄物の適正な処理が困難となったとき
- (2) 処理施設の事故等緊急かつやむを得ない事由により一般廃棄物の適正な処理が困難となったとき

(協力要請の方法)

第4条 災害等により一般廃棄物の適正な処理が困難となった市町等は、協力を依頼する市町等へ、協力を必要な事項を明示して、協力要請するものとする。

- 2 協力要請を受けた市町等は、協力要請をした市町等に対し、誠意をもって検討し、早急に回答を行なうものとする。
- 3 協力期間及び協力実施に必要な事項については、当該市町等において協議のうえ決定するものとする。

(経費の負担)

第5条 協力要請を受けた市町等において処理に要した経費は、原則として協力要請をした市町等が負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、経費の負担については、当該市町等において協議のうえ決定することを妨げない。
- 3 経費の負担について疑義を生じた場合は、当該市町等において協議のうえ決定するものとする。

(改廃)

第6条 この協定の改廃は、協定を締結した市町等の長の協議により行なうものとする。

(定めのない事項)

第7条 この協定に定めがない事項については、市町等において別途協議し、決定するものとする。

付 則

この協定は、平成15年10月30日から効力を生じる。

8 災害時における仮設トイレの設置に関する協定書

災害時における仮設トイレの設置に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社レンタルのニッケン（以下「乙」という。）は、災害発生時における仮設トイレの設置について、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福岡市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て仮設トイレを設置する際の手続を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は災害発生時に仮設トイレが必要となった場合は、必要数、設置場所その他必要事項を記載した文書により、乙に仮設トイレの設置を要請するものとする。ただし、緊急の場合で文書による要請ができないときは、口頭で要請を行い、事後速やかに文書により通知するものとする。

2 前項に定める甲の協力要請の担当部局は、福岡市環境局とする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し優先的かつ速やかに協力をを行うものとする。

2 乙は、甲の要請に基づき仮設トイレを設置した場合は、設置場所、設置数量その他必要事項を記載した文書を甲に提出するものとする。

（費用負担等）

第4条 甲は、乙が設置した仮設トイレについて、借上料及び運搬費等の必要経費を負担する。

2 前項の規定により甲が乙に支払う費用は、災害発生時の直前の適正な価格により、甲乙協議のうえ決定する。

（協定の期間）

第5条 この協定は、契約締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年 2月17日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市中央区天神一丁目11番17号
株式会社レンタルのニッケン
九州支店長 堀之内 宏

災害時における仮設トイレの設置に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と稲尾産業株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における仮設トイレの設置について、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福岡市域内において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て仮設トイレを設置する際の手続を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は災害発生時に仮設トイレが必要となった場合は、必要数、設置場所その他必要事項を記載した文書により、乙に仮設トイレの設置を要請するものとする。ただし、緊急の場合で文書による要請ができないときは、口頭で要請を行い、事後速やかに文書により通知するものとする。

2 前項に定める甲の協力要請の担当部局は、福岡市環境局とする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し優先的かつ速やかに協力をを行うものとする。

2 乙は、甲の要請に基づき仮設トイレを設置した場合は、設置場所、設置数量その他必要事項を記載した文書を甲に提出するものとする。

（費用負担等）

第4条 甲は、乙が設置した仮設トイレについて、借上料及び運搬費等の必要経費を負担する。

2 前項の規定により甲が乙に支払う費用は、災害発生時の直前の適正な価格により、甲乙協議のうえ決定する。

（協定の期間）

第5条 この協定は、契約締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年 2月17日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市博多区西月隈五丁目4番46号
稲尾産業株式会社
代表取締役 稲尾 達哉

災害時における仮設トイレの設置に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と亜細亜通商株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における仮設トイレの設置について、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福岡市域内において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て仮設トイレを設置する際の手続を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は災害発生時に仮設トイレが必要となった場合は、必要数、設置場所その他必要事項を記載した文書により、乙に仮設トイレの設置を要請するものとする。ただし、緊急の場合で文書による要請ができないときは、口頭で要請を行い、事後速やかに文書により通知するものとする。

2 前項に定める甲の協力要請の担当部局は、福岡市環境局とする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し優先的かつ速やかに協力をを行うものとする。

2 乙は、甲の要請に基づき仮設トイレを設置した場合は、設置場所、設置数量その他必要事項を記載した文書を甲に提出するものとする。

（費用負担等）

第4条 甲は、乙が設置した仮設トイレについて、借上料及び運搬費等の必要経費を負担する。

2 前項の規定により甲が乙に支払う費用は、災害発生時の直前の適正な価格により、甲乙協議のうえ決定する。

（協定の期間）

第5条 この協定は、契約締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年 2月17日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 吉田 宏

乙 古賀市青柳546番地1
亜細亜通商株式会社
代表取締役 下村 雄二

(死体の捜索及び収容埋葬計画)

1 火葬場

火葬場名	所在地	電話番号	管理者	炉数
福岡市葬祭場	南区 桧原	566-2551	(財)ふくおか環境財団	26基
福岡市立玄界島火葬場	西区 玄界島	711-4273	福岡市長	1基
合 計				27基

2 福岡県内火葬場

平成22年9月30日現在

名称	所在地	電話番号	設置主体	担当部署電話番号
福岡市葬祭場(刻の森)	福岡市南区桧原6-1-1	092-566-2551	福岡市	092-711-4273
福岡市玄界島火葬場	福岡市西区大字玄界島字中西744-2	092-711-4273	福岡市	092-711-4273
北九州市立東部斎場	北九州市門司区大字猿喰1342-8	093-391-0715	北九州市	093-582-2435
北九州市立西部斎場	北九州市八幡西区本城5-6-1	093-691-2017	北九州市	093-582-2435
大牟田市葬斎場	大牟田市黄金町2-210-2	0944-52-4106	大牟田市	0944-41-2668
筑 慈 苑	筑紫野市大字山家3745-1	092-926-1892	筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合	092-926-3433
華 石 苑	那珂川町大字上梶原529-43	092-952-1262	那珂川町	092-953-2211
北 筑 昇 華 苑	古賀市青柳145-1	092-943-7921	北筑昇華苑組合	092-942-1136
相 島 火 葬 場	新宮町大字相島1245-1	092-963-1732	新宮町	092-963-1732
浄 楽 苑 宗 像 斎 場	宗像市大井1548	0940-36-3501	宗像市	0940-36-1130
宗 像 市 大 島 火 葬 場	宗像市大島2984-3	0940-72-2646	宗像市	0940-72-2211
香 華 園	朝倉市杷木志波746-5	0946-63-3260	甘木・朝倉広域市町村圏事務組合	0946-22-2038
梅 香 苑	朝倉市堤4-6	0946-22-9748	朝倉市	0946-23-1153
糸 島 斎 場	糸島市二丈石崎400	092-325-0171	糸島地区消防厚生施設組合	092-322-4525
天 生 園	遠賀町大字上別府1996	093-293-1840	遠賀・中間地域広域行政事務組合	093-293-3581
天 翔 館	直方市大字上新入2430-14	0949-24-6823	直方市	0949-25-2110
鞍 手 町 営 葬 斎 場	鞍手町大字中山3397	0949-42-0665	鞍手町	0949-42-2111
宮 田 火 葬 場	宮若市宮田2770-1	0949-32-4214	宮若市	0949-32-0516
若 宮 火 葬 場	宮若市高野611	0949-52-3228	宮若市	0949-32-0516
飯 塚 市 斎 場	飯塚市大日寺736	0948-22-0288	飯塚市	0948-22-5500
嘉 麻 斎 場	嘉麻市牛隈1702-2	0948-57-0366	嘉麻市	0948-62-5663
筑 穂 園	飯塚市長尾654	0948-72-3312	飯塚市・桂川町衛生施設組合	0948-22-5911
田 川 地 区 斎 場	田川市大字伊加利2191-14	0947-42-8002	田川地区斎場組合	0947-42-8002
久 留 米 市 斎 場	久留米市高良内町4030-1	0942-21-4433	久留米市	0942-21-4433
河 北 苑	小郡市大保514-1	0942-75-5701	小郡市	0942-72-2111
大 川 市 斎 場	大川市大字中古賀1095-1	0944-86-3232	大川市	0944-87-6789
や す ら ぎ 苑	大木町大字上八院65-2	0944-32-2877	大木町	0944-33-2013
浄 光 苑	うきは市小塩4958-1	0943-77-8391	うきは市	0943-75-3111
霊 峰 苑	久留米市田主丸町森部1307-1	0943-73-0611	うきは久留米環境施設組合	0943-75-2066
八 女 市 上 陽 斎 場	八女市上陽町北川内3628	0943-54-3100	八女市(上陽支所)	0943-54-2218
八 女 市 黒 木 斎 場	八女市黒木町今1621-1	0943-42-0900	八女市(黒木総合支所)	0943-42-1113
八 女 市 星 野 斎 場	八女市星野村5447-1	0943-52-3781	八女市(星野支所)	0943-52-3113
八 女 市 矢 部 斎 場	八女市矢部村北矢部5267-5	0943-47-2932	八女市(矢部支所)	0943-47-3111
八 女 西 部 斎 場 東 原 園	八女市今福1350-1	0943-24-4404	八女西部広域事務組合	0942-52-7536
瀬 高 葬 斎 場	みやま市瀬高町下庄579	0944-63-7584	みやま市	0944-64-1521
有明広域葬斎場有峰苑	みやま市山川町立山1463-3	0944-67-1515	有明広域葬斎施設組合	0944-67-1711
行橋市営火葬場やすらぎ苑	行橋市大字上稗田1200-1	0930-22-2450	行橋市	0930-25-1111
豊 前 市 斎 場	豊前市大字大西1135-5	0979-82-8444	豊前市	0979-82-1111
か ん だ 苑	荻田町大字南原1127	093-434-0226	荻田町	093-434-1834
清 浄 園	築上町大字築城1798	0930-56-1895	築上町	0930-56-1310
築 上 東 部 火 葬 場	上毛町大字宇野1236-1	0979-72-2095	吉富町外1町環境衛生事務組合	0979-22-7081
や す ら ぎ 苑	みやこ町犀川木井馬場1515-3	0930-42-2302	みやこ町	0930-32-2511

3 「災害時における協力に関する協定書」及び「災害時における遺体の搬送に関する協定書」

福岡市内において風水害、地震又は大規模事故等により、多数の死者が一時的あるいは集中的に発生した災害時に、遺体の収容・安置に必要な資機材の調達等や遺体搬送について、市内の業者だけでは確保できない場合、迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、次の3関係団体と協定を締結したところである。

協定締結団体

団 体 名	団 体 連 絡 口
(社)全日本冠婚葬祭互助協会 (全互協) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門三丁目6番2号 第2秋山ビル7階 TEL 03-3433-4415・FAX 03-3435-0880	(社)全日本冠婚葬祭互助協会 総合対策本部 九州ブロック 福岡県中部地区本部長代行 株式会社 ラック 〒812-0007 福岡市博多区東比恵三丁目14番25号 TEL 473-0101・FAX 473-0090
全日本葬祭業協同組合連合会 (全葬連) 福岡県葬祭業協同組合 〒818-0101 太宰府市観世音寺1-11-1 ヴォルフスガルテン大宰府608号 TEL 918-1555・FAX 918-1556	全日本葬祭業協同組合連合会 福岡県葬祭業協同組合事務局 〒818-0101 太宰府市観世音寺1-11-1 ヴォルフスガルテン大宰府608号 TEL918-1555・FAX 918-1556
(社)全国霊柩自動車協会 (全霊協) 〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地 トラック会館内 TEL 03-3357-7281・FAX 03-3357-7374	(社)全国霊柩自動車協会 九州支部連合会 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東一丁目11番15号 博多駅東ロビル805 TEL 471-1838・FAX 475-0472

災害時における協力に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福岡市内において、風水害、地震又は大規模な事故等により多数の死者が一時的又は集中的に発生した場合（以下「災害時」という。）において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、次に掲げる事項について、市内の業者だけでは対処できないときは、乙に対し、協力を要請するものとする。この場合において、乙は、やむを得ない事由のない限り、可能な範囲において、甲の指示に従いこれに協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材（内張棺、骨壺等）及び消耗品（ドライアイス等）並びにこれらに係る作業等の役務
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) その他甲の要請により乙が応じることができる事項

（要請の方法）

第3条 前条の協力の要請は、次に掲げる事項を記載した文書を送付することにより行う。ただし、やむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 協力を要請する理由
- (2) 協力を要請する内容
- (3) 協力を要請する期間
- (4) その他協力を要請するために必要な事項

（報告）

第4条 乙は、第2条の協力をしたときは、次に掲げる事項を記載した文書により、甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に要した資機材及び消耗品の数量並びにこれらに係る作業等に従事した者の所属及び氏名
- (2) 遺体を安置した施設において使用した部屋の数及び使用日数
- (3) その他甲の要請に応じて実施した事項

（経費の請求）

第5条 乙は、前条の報告に係る協力を要した経費について、甲に対し、甲が指定する方法により請求することができる。

2 乙は、第2条の協力の範囲を超えて実施した行為に要した経費については、甲に対して請求できない。

（経費の支払）

第6条 甲は、前条第1項の請求があったときは、第4条の報告に係る協力が、甲が要請した内容と相違ないことを確認のうえ、乙に対し、当該経費を速やかに支払うものとする。

（経費の決定）

第7条 遺体の収容及び安置に要した資機材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の経費は、災害時直前の市場の適正価格及び福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）別表第2に定める費用の限度額を参考にして、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時に迅速かつ円滑な協力ができるよう、広域的な応援体制及び情報の収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置く。

- (1) 甲 総合調整関係 市民局危機対策室防災課長
葬祭用品関係 保健福祉局生活衛生部生活衛生課長
- (2) 乙 全日本冠婚葬祭互助協会総合対策本部九州ブロック福岡県中部地区本部長代行
株式会社 ラック 代表取締役 柴山 文夫

(会員名簿の提出)

第10条 乙は、第2条の協力の要請に応じることができる乙の会員名簿を、毎年3月末日までに甲に提出するものとする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、第2条の協力の活動中に現認した災害情報を、積極的に甲に提供するよう努めるものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(効 力)

第13条 この協定は、協定締結の日から施行し、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成14年2月13日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 山 崎 広太郎

乙 東京都港区虎ノ門五丁目13番1号
社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 山 下 宗 吉

災害時における協力に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と全日本葬祭業協同組合連合会福岡県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、福岡市内において、風水害、地震又は大規模な事故等により多数の死者が一時的又は集中的に発生した場合（以下「災害時」という。）において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、次に掲げる事項について、市内の業者だけでは対処できないときは、乙に対し、協力を要請するものとする。この場合において、乙は、やむを得ない事由のない限り、可能な範囲において、甲の指示に従いこれに協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材（内張棺、骨壺等）及び消耗品（ドライアイス等）並びにこれらに係る作業等の役務
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) その他甲の要請により乙が応じることができる事項

（要請の方法）

第3条 前条の協力の要請は、次に掲げる事項を記載した文書を送付することにより行う。ただし、やむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 協力を要請する理由
- (2) 協力を要請する内容
- (3) 協力を要請する期間
- (4) その他協力を要請するために必要な事項

（報 告）

第4条 乙は、第2条の協力をしたときは、次に掲げる事項を記載した文書により、甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に要した資機材及び消耗品の数量並びにこれらに係る作業等に従事した者の所属及び氏名
- (2) 遺体を安置した施設において使用した部屋の数及び使用日数
- (3) その他甲の要請に応じて実施した事項

（経費の請求）

第5条 乙は、前条の報告に係る協力を要した経費について、甲に対し、甲が指定する方法により請求することができる。

2 乙は、第2条の協力の範囲を超えて実施した行為に要した経費については、甲に対して請求できない。

（経費の支払）

第6条 甲は、前条第1項の請求があったときは、第4条の報告に係る協力が、甲が要請した内容と相違ないことを確認のうえ、乙に対し、当該経費を速やかに支払うものとする。

（経費の決定）

第7条 遺体の収容及び安置に要した資機材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の経費は、災害時直前の市場の適正価格及び福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）別表第2に定める費用の限度額を参考にして、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時に迅速かつ円滑な協力ができるよう、広域的な応援体制及び情報の収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置く。

(1) 甲 総合調整関係 市民局危機対策室防災課長
葬祭用品関係 保健福祉局生活衛生部生活衛生課長

(2) 乙 全日本葬祭業協同組合連合会福岡県葬祭業協同組合理事長

(組合員名簿の提出)

第10条 乙は、第2条の協力の要請に応じることができる乙の組合員名簿を、毎年3月末日までに甲に提出するものとする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、第2条の協力の活動中に現認した災害情報を、積極的に甲に提供するよう努めるものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(効 力)

第13条 この協定は、協定締結の日から施行し、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成14年2月13日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 山 崎 広太郎

乙 太宰府市朱雀五丁目4番25号
全日本葬祭業協同組合連合会
福岡県葬祭業協同組合
理事長 金 澤 義 矩

災害時における遺体の搬送に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時における遺体の搬送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、福岡市内において、風水害、地震又は大規模な事故等により多数の死者が一時的又は集中的に発生した場合（以下「災害時」という。）において、迅速かつ円滑な遺体の搬送を実施するため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における遺体の搬送について、市内の業者だけでは対処できないときは、乙に対し、協力を要請するものとする。この場合において、乙は、やむを得ない事由のない限り、可能な範囲において、甲の指示に従いこれに協力するものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の協力の要請は、次に掲げる事項を記載した文書を送付することにより行う。ただし、やむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 協力を要請する理由
- (2) 協力を要請する内容（車両数等）
- (3) 協力を要請する期日及び場所
- (4) その他協力を要請するために必要な事項

（報 告）

第4条 乙は、第2条の協力をしたときは、次に掲げる事項を記載した文書により、甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の搬送に使用した車両の数及びこれに従事した者の所属及び氏名
- (2) その他甲が乙に要請し実施した事項

（経費の請求）

第5条 乙は、前条の報告に係る協力を要した経費について、積算の根拠を示す業務実績表を添付して、甲に対し、甲が指定する方法により請求することができる。

2 乙は、第2条の協力の範囲を超えて実施した行為に要した経費については、甲に対して請求できない。

（経費の支払）

第6条 甲は、前条第1項の請求があったときは、第4条の報告に係る協力が、甲が要請した内容と相違ないことを確認のうえ、乙に対し、当該経費を速やかに支払うものとする。

（経費の決定）

第7条 遺体の搬送に要した経費は、災害時直前の市場の適正価格及び福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）別表第2に定める費用の限度額を参考にして、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時に迅速かつ円滑な協力ができるよう、広域的な応援体制及び情報の収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置く。

- (1) 甲 総合調整関係 市民局危機対策室防災課長
遺体搬送関係 保健福祉局生活衛生部生活衛生課長
- (2) 乙 社団法人 全国霊柩自動車協会 福岡県支部長

(協会員名簿の提出)

第10条 乙は、第2条の協力の要請に応じることができる乙の協会員名簿を、毎年3月末日までに甲に提出するものとする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、第2条の協力の活動中に現認した災害情報を、積極的に甲に提供するよう努めるものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(効 力)

第13条 この協定は、協定締結の日から施行し、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成14年2月13日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 山 崎 広太郎

乙 東京都新宿区四谷三丁目2番地
社団法人 全国霊柩自動車協会
会 長 一 柳 鏊

(在港船舶対策計画)

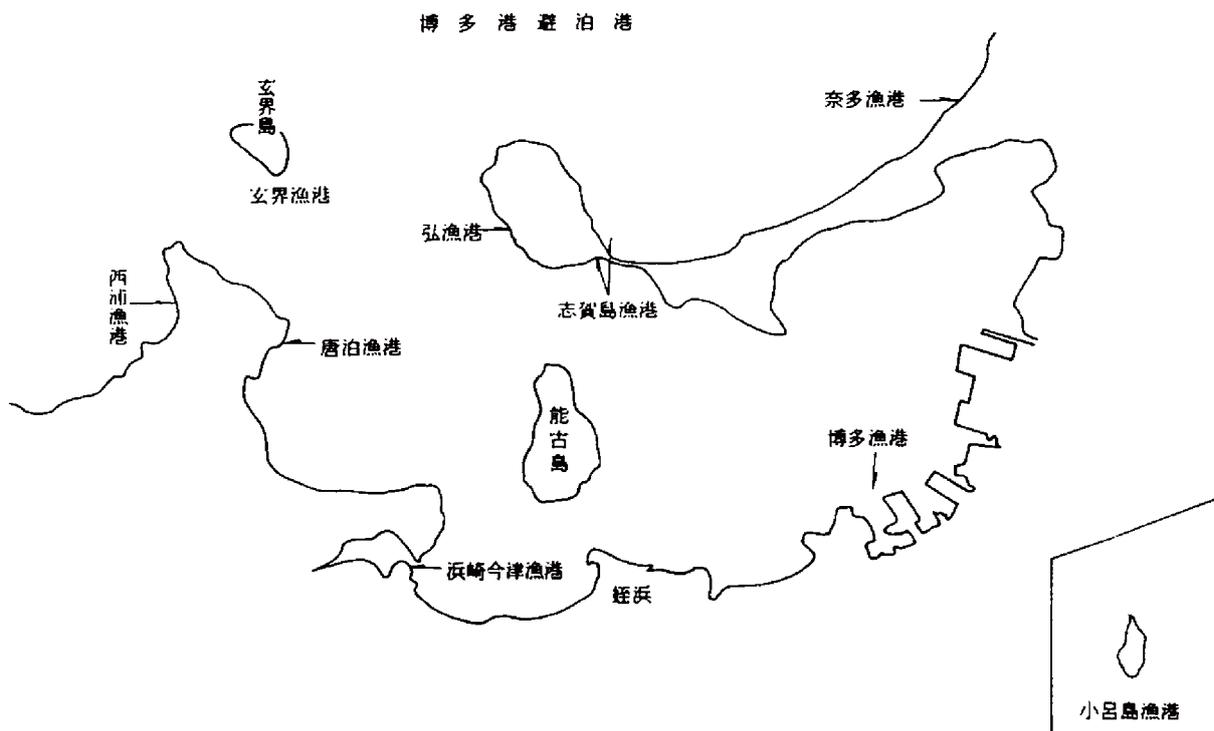
1 博多港台風・津波対策委員会名簿

区分 役職	名 称	職 名	電 話 番 号
委員長	福岡海上保安部	部長	昼夜 281-5867
委員	九州漁業調整事務所	所長	昼 273-2005
委員	九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所	所長	昼 725-4365
委員	福岡管区気象台	技術部長	昼 725-3604
委員	博多臨港警察署	署長	昼 282-0110
委員	福岡市市民局	局長	昼夜 711-4056
委員	福岡市農林水産局	局長	昼 711-4372
委員	福岡市港湾局	局長	昼 282-7100
委員	福岡市消防局	局長	昼 725-6511
委員	博多港外国船舶安全対策連絡協議会	会長	昼 663-3511
委員	博多港エーゼント会	幹事(幹事社)	
委員	荒津共同防災組織運営委員会	委員長(幹事社)	
委員	博多港輸入木材対策協議会	会長	昼 291-5421
委員	博多水先区水先人会	会長	昼 291-4494
委員	福岡地区旅客船協会	会長	昼 271-1865
委員	博多海砂採取協業組合	代表理事	昼 271-0911
委員	福岡県漁業協同組合連合会	代表理事会長	昼 713-1161
委員	博多港建設工事安全協議会	会長	昼 263-6870
委員	博多地区海運組合	理事長	昼 271-0678
委員	福岡地区小型船安全協会	会長	昼 761-5916
委員	福岡造船株式会社	代表取締役社長	昼夜 751-9271
委員	西部ガス株式会社福北工場	工場長	昼夜 641-0931
委員	ティーエスオイルターミナル株式会社福岡油槽所	所長	昼夜 642-1838
委員	ジャパンオイルネットワーク株式会社福岡油槽所	所長	昼夜 603-0315

2 避泊地、有効泊地、收容能力等

避泊地名	有効泊地面積	避泊可能船舶			備考 (登録漁船)
		汽船	機帆船	漁船	
博多漁港	260,900 m ²	20隻	一隻	460隻	現在漁船数 68隻
玄界〃	62,100	—	—	290	141
西浦〃	57,280	—	—	185	77
唐泊〃	73,000	—	—	295	57
浜崎今津〃	36,500	—	—	190	28
奈多〃	48,000	—	—	330	49
志賀島〃	109,459	—	—	420	112
弘〃	24,000	—	—	190	74
小呂島〃	18,400	—	—	140	36
合計	689,639	20隻	—	2,500	642

3 博多港避泊港



4 引船の隻数及び能力

区 分	協豊丸 (K Y O H O)	新博運丸 (SHIN HAKUUN)
総 ト ン 数 (G / T)	1 9 8 . 0 0	1 9 6 . 0 0
全 長 (m)	3 4 . 0 0	3 2 . 6 8
幅 (m)	9 . 2 0	9 . 2 0
深 さ (m)	4 . 1 6	3 . 9 8
航 行 区 域	沿海区域	沿海区域
主 機 関	新潟鉄工所製 (6L28HX)ディーゼル機関	新潟鉄工所製 (6L28HX)ディーゼル機関
出 力	3,600PS (1,800×2基)	4,000PS (2,000×2基)
速 力 (ノット)	1 4 . 3 0	1 4 . 6 6
曳 航 力 前 進 最 大 (トン)	5 5 . 0	5 4 . 0
後 進 最 大	5 2 . 0	5 0 . 0
レ ー ダ ー	日本無線(株) JMA-3211	古野電気(株) FR-1510M3
最 大 塔 載 人 員 (乗組員数+旅客数)	18名 (6名+12名)	18名 (6名+12名)
竣 工 年 月 日	平成8年11月7日	平成20年5月30日
稼 動 年 月 日 (博 多 港)	平成8年11月	平成20年6月
船 舶 所 有 者	西日本海運(株)・協和汽船(株)	博多港運(株)・グリーン SHIPPING(株)
運 行 者	協和汽船(株)	博多港運(株)
TEL	2 9 1 - 4 7 3 1	2 8 1 - 7 6 5 3
FAX	2 7 1 - 0 5 2 5	2 8 1 - 0 9 5 8
船 舶 TEL	0 9 0 - 3 0 2 2 - 1 8 0 6	0 9 0 - 3 0 2 3 - 4 4 0 7
消 防 設 備	第3種・第4種	第3種・第4種
その他	海面流出油処理装置 国際VHF 吸着マット	海面流出油処理装置 国際VHF 吸着マット

(平成20年6月2日現在)

竜昇二号 (RYUSHYO NO.2)	箱崎丸 (HAKOZAKI)	海門丸 (KAIMON)
198.00	147.00	199.00
34.31	29.50	37.10
9.20	8.00	9.00
3.97	3.60	4.10
沿海区域	沿海区域	平水区域
ヤンマーディーゼル型 (6N280-UN)ディーゼル機関	新潟鉄工所製 (6L22LX)ディーゼル機関	ヤンマーディーゼル型 (6EY26)ディーゼル機関
4,000PS (2,000×2基)	2,600PS (1,300×2基)	4,000PS (2,000×2基)
14.00	12.80	14.70
57.0	33.0	54.0
53.0	30.5	50.0
古野電気(株) FR-1425-3A	古野電気(株) FR-1510DA	古野電気(株) FR-1510MARK-3
13名 (4名+9名)	16名 (6名+10名)	17名 (5名+12名)
平成10年3月1日	平成3年9月20日	平成16年5月20日
平成10年5月	平成9年12月	平成16年5月
矢野海運(株)	福島海運(株)	(株)シーゲートコーポレーション
相互運輸(株) 271-0232 271-0371	相互運輸(株) 271-0232 271-0371	福岡海運(株) 281-1966 291-7403
090-7468-8643	090-3023-1075	090-3023-1137
第3種・第4種	第4種	第3種・第4種
海面流出油処理装置 国際VHF 吸着マット	海面流出油処理装置 国際VHF 吸着マット	海面流出油処理装置 国際VHF 吸着マット

(輸送計画)

1 船・舟艇保有状況

船名	積別	型式	積載能力	所有者	管理責任者(電話)	備考
きんいん1	客船	ディーゼル 1,000PS×2	旅客 162名	福岡市	港湾局客船事務所 (291) 1085	乗組員 5名 総トン数 120.00トン 航海速度 21.8ノット
きんいん2	"	" 1,000PS×2	" 162	"	"	" 5名 " 120.00トン " 21.8ノット
きんいん3	"	" 1,000PS×2	" 180	"	"	" 6名 " 145.00トン " 21.8ノット
フラワー のこ	" (フェリー)	" 900PS×1	" 300	"	"	" 6名 " 199.00トン " 9ノット
レインボー のこ	" (フェリー)	" 1,000PS×1	" 200	"	"	" 5名 " 177.00トン " 9.5ノット
ニュー げんかい	客船	" 1,000PS×2	" 125	"	"	" 6名 " 105トン " 21.8ノット
ニュー おろしま	"	" 1,015PS×2	" 60	"	"	" 5名 " 73トン " 21ノット
オーシャン ライナー5	"	" 940PS	" 97	安田産業 汽船(株)	安田産業汽船(株) 福岡支店 (281) 5446	" 3名 " 19トン " 18ノット
オーシャン ライナー3	"	" 940PS	" 88	"	"	" 2名 " 19トン " 18ノット
かめりあ	" RORO	" 20,000PS	" 628	近海 郵船(株)	カメラライン(株) (271) 7677	" 42名 " 9,700トン " 20.7ノット
なのつ	港務艇	ディーゼル 1,015PS×2	" 38	福岡市	港湾局建設部維持課 (282) 7143	" 3名 " 34トン " 27ノット
飛龍	消防艇	" 1,050PS×1 825PS×2		"	消防局 (632) 2332	乗組員 30名 総トン数 54トン 航海速度 21ノット
ちくぜん	巡視船	" 7,800PS×2		福岡海上 保安部	福岡海上保安部長 (281) 5865	総トン数 3,026トン 速度 21ノット
むろみ	"	" 1,500PS×2		"	"	" 331トン " 16.8ノット
あそ	"					
らいざん	"					
ふよう	"	ディーゼル 1018PS×2		福岡海上 保安部	福岡海上保安部長 (281) 5865	総トン数 26トン 速度 28.1ノット
とびうめ	"	" 910PS×2		"	"	" 28.0トン " 25.0ノット
こちかぜ	"	" 910PS×2		"	"	" 26トン " 28.4ノット
なじま	監督 測量船	" 360PS×2	旅客 12名	九州地方 整備局	九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所長 (752) 8600	" 35トン " 20ノット
ちどり	潜水 測量船	" 165PS	" 12	"	港湾局維持課 (282) 7143	乗組員 4名 総トン数 11トン 巡航速度 9ノット
海門丸	引船	ディーゼル 4,000	旅客 12名	シンジゲート コーポレーション	福岡海運(株) (281) 1966	乗組員 5名 総トン数 199トン 巡航速度 14.7ノット
新博運丸	"	" 4,000	" 12	博多港運 グリーン SHIPPING	博多港運(株) (281) 7653	" 6名 " 196トン " 14.66ノット
竜昇二号	"	" 4,000	" 9	矢野海運	相互運輸(株) (271) 0232	" 4名 " 198トン " 14.0ノット
箱崎丸	"	" 2,600	" 10	福島海運	相互運輸(株) (271) 0232	" 6名 " 147トン " 12.8ノット
協豊丸	"	" 3,600	" 12	協和汽船 西日本海運	協和汽船(株) (291) 4731	" 6名 " 198トン " 14.3ノット

2 福岡市漁業協同組合登録漁船

平成18年12月31日現在

	電話番号	動力船	無動力船	計
福岡市漁業協同組合	(734) 0527	809隻	5隻	814隻
弘 支 所	(603) 6611	74	0	74
志賀島支所	(603) 6509	111	1	112
奈多支所	(607) 3001	49	0	49
箱崎支所	(651) 1215	38	0	38
福岡支所	(741) 2486	20	0	20
伊崎支所	(741) 2970	43	0	43
姪浜支所	(881) 0025	82	1	83
能古支所	(881) 0450	53	3	56
浜崎今津支所	(806) 2121	28	0	28
唐泊支所	(809) 2311	57	0	57
西浦支所	(809) 2231	77	0	77
玄界島支所	(809) 2631	141	0	141
小呂島支所	(809) 1560	36	0	36

3 救難艇

所属	船名	隻数	所属	船名	隻数	計	備考
西浦	満応丸	1	小呂島	第2なみゆき	1	2	

4 ヘリコプター保有機関

区分	緊急連絡窓口		備考
福岡市消防局	警防部災害救急指令センター	092-725-6595	福岡空港
北九州市消防局	警防部指令課	093-582-3811	北九州空港
山口県	消防防災課	083-933-2360	山口宇部空港
長崎県	消防防災課	0958-24-3597	長崎空港
大分県	消防防災課	0975-36-1111	大分県央飛行場
熊本県	防災消防課	096-289-2255	熊本空港
宮崎県	危機管理室消防保安班	0985-26-7627	宮崎空港
鹿児島県	消防保安課	099-286-2111 内2254	枕崎飛行場
福岡県警察本部	通信指令課	092-641-4141	福岡空港
海上保安庁	第七管区海上保安本部救難課	093-321-2931	福岡空港 巡視船ちくぜん
国土交通省	九州地方整備局企画課	092-471-6331	福岡空港
陸上自衛隊	第4師団司令部 第3部防衛班	092-591-1020	目達原飛行場 熊本空港
海上自衛隊	佐世保地方総監部オペレーション	0956-23-7111 (夜間・休日7110)	長崎空港
航空自衛隊	西部航空方面隊司令部防衛部	092-581-4031 運用2班(2334)	福岡空港 芦屋飛行場
西日本空輸株式会社	同 左	092-761-6257	福岡空港
久留米大学 (ドクターヘリ)	ドクターヘリ運航センター	0942-37-2707	久留米大学

5 ヘリコプター離着陸場

番号	名 称	所 在 地	管理者	地表面 状 況	面 積	備 考
1	勝馬国民休暇村 グラウンド	福岡市東区大字勝馬1803-1	財 団 法 人 国民休暇村協会	芝 生	100×60	
2	東福岡高校グラウン ド	福岡市東区香椎駅東4丁目65-7	東 福 岡 高 校	真砂土	200×100	
3	貝 塚 公 園	福岡市東区箱崎7丁目	福 岡 市 局 住 宅 都 市 局	芝 生	150×300	地区避難場所
4	汐 井 公 園	福岡市東区箱崎ふ頭1丁目	福 岡 市 局 住 宅 都 市 局	真砂土 芝 生	150×300	広域避難場所
5	社 領 南 公 園	福岡市東区社領3丁目	福 岡 市 局 住 宅 都 市 局	真砂土 芝 生	100×120	地区避難場所
6	城 浜 公 園	福岡市東区城浜団地1丁目	福 岡 市 局 住 宅 都 市 局	真砂土	120×120	地区避難場所
7	香 椎 浜 公 園	東区香椎浜ふ頭1丁目	福 岡 市 局 住 宅 都 市 局	真砂土 芝 生	70×90	地区避難場所
8	箱 崎 公 園	福岡市東区原田4丁目	福 岡 市 局 住 宅 都 市 局	真砂土	150×250	広域避難場所
9	みどりヶ丘公園	福岡市東区みどりヶ丘3丁目	福 岡 市 局 住 宅 都 市 局	真砂土	80×100	地区避難場所
10	松 崎 公 園	福岡市東区松崎2丁目	福 岡 市 局 住 宅 都 市 局	真砂土	40×200	地区避難場所
11	クーンパーク東部運動広場	福岡市東区蒲田1丁目23番地	福 岡 市 局 環 境 局	真砂土	70×50	
12	榎田中央公園	福岡市博多区大字堅粕	福 岡 市 局 住 宅 都 市 局	真砂土 芝 生	120×200	地区避難場所
13	大井中央公園	福岡市博多区大井1, 2丁目	福 岡 市 局 住 宅 都 市 局	真砂土	110×350	広域避難場所
14	山 王 公 園	福岡市博多区山王1丁目	福 岡 市 局 住 宅 都 市 局	真砂土 芝 生	100×100	広域避難場所
15	東平尾公園	福岡市博多区東平尾公園2丁目	福 岡 市 局 住 宅 都 市 局	芝 生	100×70	広域避難場所
16	平和台陸上競技場	福岡市中央区城内1-4	舞 鶴 公 園 管 理 事 務 所	芝 生	192×118	
17	地行中央公園	福岡市中央区地行浜1丁目	福 岡 市 局 住 宅 都 市 局	芝 生		地区避難場所
18	舞 鶴 公 園	福岡市中央区城内	福 岡 市 局 住 宅 都 市 局	真砂土		広域避難場所
19	柏陵高校グラウンド	福岡市南区柏原4丁目47-1	県立柏陵高校	真砂土	150×110	
20	柏原中央公園	福岡市南区柏原4丁目	福 岡 市 局 住 宅 都 市 局	真砂土 芝 生	100×150	地区避難場所
21	長住中央公園	福岡市南区長住5丁目	福 岡 市 局 住 宅 都 市 局	真砂土	80×80	地区避難場所
22	桧原運動公園	福岡市南区桧原5丁目	福 岡 市 局 住 宅 都 市 局	芝 生		広域避難場所
23	片江中央公園	福岡市城南区東油山3丁目	福 岡 市 局 住 宅 都 市 局	真砂土	50×60	地区避難場所
24	東油山公園	福岡市城南区東油山6丁目	福 岡 市 局 住 宅 都 市 局	真砂土	80×80	地区避難場所
25	背 振 ダ ム	福岡市早良区大字板屋357-13	福岡市水道局	草 地	110×70	北側100mに ダムえん堤
26	早良高校グラウンド	福岡市早良区大字小笠木403	県立早良高校	真砂土	165×165	
27	福岡市消防学校	福岡市早良区西入部171-8	福岡市消防局	真砂土	178×98	北側に庁舎
28	小田部中央公園	福岡市早良区小田部6丁目	福 岡 市 局 住 宅 都 市 局	芝 生	100×150	地区避難場所

番号	名 称	所 在 地	管理者	地表面 状 況	面 積	備 考
29	重留中央公園	福岡市早良区重留5丁目	福岡市 住宅都市局	真砂土	80×80	地区避難場所
30	西油山中央公園	福岡市早良区大字西油山	福岡市 住宅都市局	真砂土	100×100	地区避難場所
31	百道中央公園	福岡市早良区百道浜3丁目	福岡市 住宅都市局	真砂土	100×130	広域避難場所
32	筑前高校グラウンド	福岡市西区大字千里111-1	県立筑前高校	真砂土	175×100	
33	今津埋立場跡地	福岡市西区今津字津本	福岡市 環境局	草 地	40×40	
34	西部運動公園	福岡市西区飯盛荒木385	福岡市 住宅都市局	芝 生	150×70	広域避難場所
35	小戸公園	福岡市西区小戸2丁目2700	福岡市 住宅都市局	芝 生	270×210	広域避難場所
36	西浦漁港埋立地	福岡市西区大字西浦	福岡市 農林水産局	真砂土	60×60	
37	能古運動広場	福岡市西区大字能古725	福岡市 市民局	真砂土	115×55	
38	玄界島漁港埋立地	福岡市西区玄界島	福岡市 農林水産局	アスファルト	33×40	
39	小呂島ヘリポート	福岡市西区大字小呂島	福岡県 水産林務部	コンクリート	30×30	
40	愛宕浜中央公園	福岡市西区愛宕浜3丁目	福岡市 住宅都市局	真砂土 芝 生	100×170	地区避難場所
41	野方中央公園	福岡市西区野方5丁目	福岡市 住宅都市局	真砂土 芝 生	100×150	地区避難場所
42	姪浜中央公園	福岡市西区姪浜	福岡市 住宅都市局	真砂土	70×100	地区避難場所
43	元岡運動広場	福岡市西区大字元岡	福岡市 住宅都市局	真砂土	59×50	
44	九大伊都キャンパス	福岡市西区元岡744番地	国立行政法人 九州大学	アスファルト	直径18m	

※小・中学校グラウンドは、緊急的な人員・物資搬送場所として使用

6 応援航空機の受援対策

(1) 消防防災機関の応援ヘリコプターの集結及び燃料補給場所

ア 主基地:福岡空港

イ 副基地:北九州空港

ウ 空港以外の宿泊駐機が可能な場所

福岡市消防学校(中型機3~4機)

(2) 防衛省の応援ヘリコプターの集結及び燃料補給場所

ア 主基地:福岡空港(自衛隊管理区域)

イ 副基地:目達原飛行場

(交通応急対策計画)

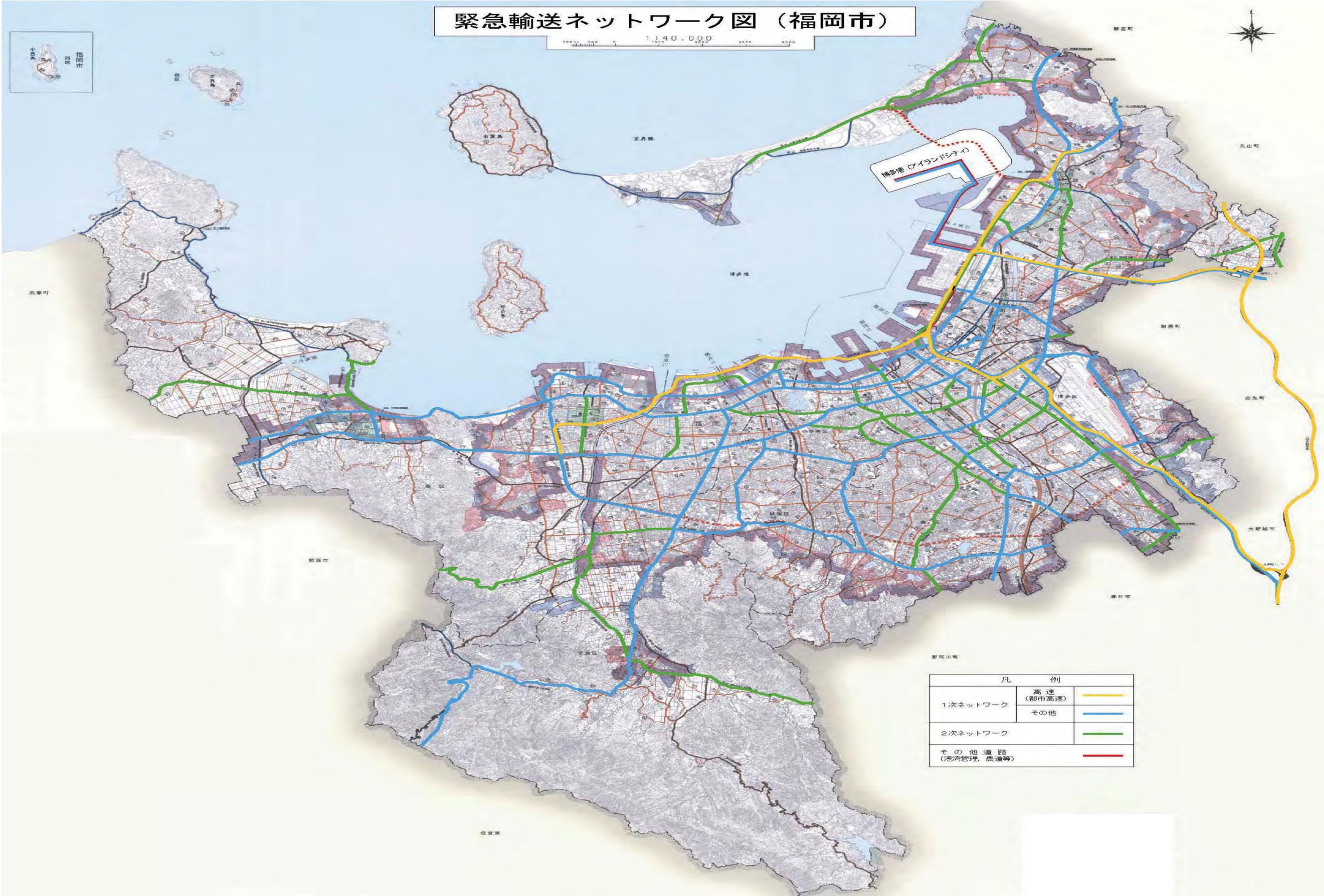
1 緊急輸送道路ネットワーク路線内訳表

区分	道路種別	路 線 名	路線延長 (km)	路線数
第1次	高速自動車国道	九州縦貫自動車道鹿児島線	2.4	
	小計		2.4	1
	都市高速道路	福岡高速 1 号線	18.0	
		福岡高速 2 号線	13.2	
		福岡高速 3 号線	0.6	
		福岡高速 4 号線	6.9	
		福岡高速 5 号線	17.2	
	小計		55.9	5
	有料道路	三瀬トンネル	1.3	
	小計		1.3	1
	一般国道 (指定区間)	一般国道 3 号	23.9	
		一般国道 201 号	1.8	
		一般国道 202 号	22.5	
		福岡外環状道路線 (R202号)	4.1	
	小計		52.3	4
	一般国道 (指定区間外)	一般国道 263 号	16.2	
		一般国道 385 号	5.6	
		一般国道 495 号	4.4	
	小計		26.2	3
	主要地方道	福岡東環状線	1.0	
		福岡筑紫野線	1.9	
		博多駅停車場線	1.1	
		博多港線	0.8	
		福岡空港線	2.9	
		福岡直方線	0.3	
		大野城二丈線	11.3	
		福岡太宰府線	2.7	
	小計		22.0	8
	一般県道	浜新建堅粕線	2.1	
		別府比恵線	0.9	
		桧原比恵線	7.7	
		都地姪浜線	2.0	
		後野福岡線	3.9	
	水城下臼井線	0.3		
	福岡篠栗線	0.2		
	吉塚駅停車場線	0.2		
小計		17.3	8	
市道	西新荒江線	1.4		
	香椎箱崎浜線	0.2		
	松島貝塚線	1.8		
	下臼井博多駅線	1.5		
	博多姪浜線	3.3		
	千鳥唐人線	3.0		
	御供所井尻 1 号線	0.4		
	地行鳥飼七隈線	3.3		
	平尾別府線	1.8		
	千代今宿線	10.9		
	唐人町豊浜線	2.6		
	港福浜線	0.6		
	下月隈高木線	1.7		
	大橋駅前 1 号線	0.5		
	博多駅前線	0.5		
	博多駅草ヶ江線	0.4		
	東公園線	0.6		
	黒門福浜線	0.7		
	豊浜小戸線	3.0		
	愛宕姪浜線	0.9		
	吉塚駅東線	0.4		
	石城町 497 号線	0.2		
小計		39.7	21	
臨港道路	臨港道路 (箱崎ふ頭～アイランドシティ) (中央ふ頭～石城町 497 号線)	7.7		
小計		7.7	1	
1次計		210.3	52	

区分	道路種別	路 線 名	路線延長 (km)	路線数
第2次	一般国道 (指定区間)	一般国道3号	1.5	
		小計	1.5	1
	一般国道 (指定区間外)	一般国道385号	2.4	
		小計	2.4	1
	主要地方道	福岡直方線	3.9	
		福岡東環状線	2.0	
		福岡筑紫野線	4.7	
		大野城二丈線	7.0	
		福岡市志摩前原線	2.0	
		福岡早良大野城線	5.9	
		志賀島和白線	7.5	
		福岡志摩線	5.0	
		小計	38.0	8
	一般県道	福岡日田線	5.8	
		町川原福岡線	2.5	
		湊塩浜線	1.4	
		内野次郎丸弥生線	5.9	
		都地姪浜線	2.2	
		後野福岡線	5.2	
		福岡篠栗線	0.3	
		小計	23.3	7
	市 道	香椎箱崎浜線	4.6	
		上牟田清水1号線	0.2	
		上牟田清水2号線	1.6	
		上牟田清水3号線	0.2	
		御供所井尻3号線	0.9	
		博多駅草香江線	3.9	
		御供所井尻1号線	0.2	
		御供所井尻4号線	1.0	
		堅粕西新2号線	2.3	
		三苦雁ノ巣線	3.0	
		香椎浜団地2号線	0.7	
		城浜名島線	0.7	
		天神那の津線	0.3	
		港福浜線	0.7	
		西新通線	0.1	
		地行百道線	2.0	
		百道通線	0.7	
		今津浜崎線	1.0	
		薬院平尾線	1.1	
		長浜博多駅1号線	0.4	
		長浜博多駅2号線	0.4	
		博多駅東2496号線	0.3	
博多駅東線		0.3		
小計		26.6	24	
臨港道路		臨港道路(箱崎ふ頭～中央ふ頭)	1.7	
		小計	1.7	2
2次計		93.5	43	

緊急輸送ネットワーク図（福岡市）

1:40,000



凡 例		
1次ネットワーク	高速 (都市高速)	
	その他	
2次ネットワーク		
その他道路 (港湾管理、農道等)		

2 福岡市交通局（地下鉄）

○ 交通施設の種別, 名称, 所在地

ア 種 別 鉄道による運送事業

イ 名 称 福岡市交通局

ウ 所在地 福岡市中央区大名2丁目5番31号

○ 施設の状況

ア 鉄 道

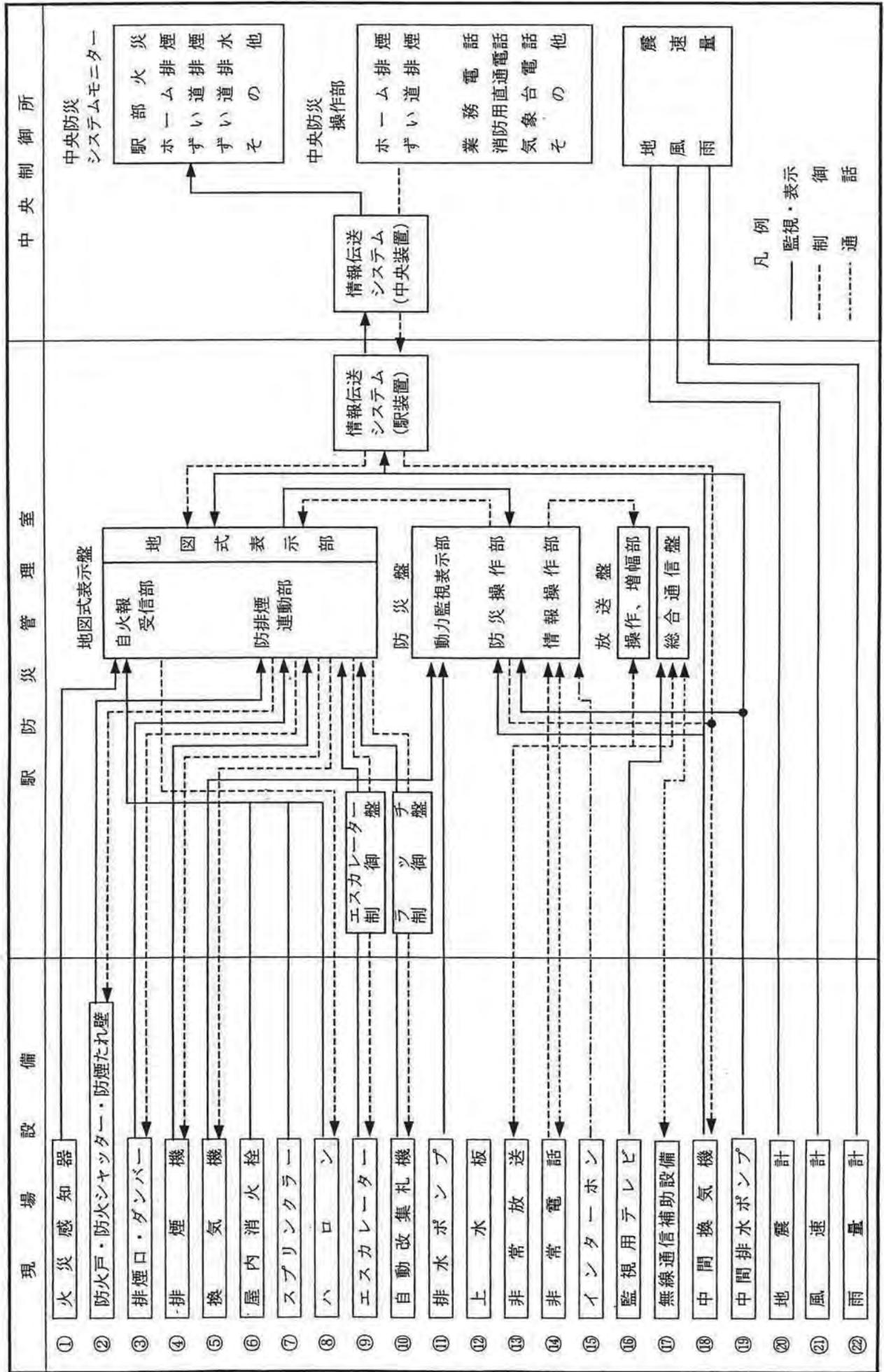
線 名	区 間	延長距離	線 種		沿 線
			単 線	複 線	
空港線 (1号線)	姪 浜 ～ 福 岡 空 港	14.9km	—	14.9km	福 岡 市
箱崎線 (2号線)	中 洲 川 端 ～ 貝 塚	5.2km	—	5.2km	〃
七隈線 (3号線)	橋 本 ～ 天 神 南	12.7km	—	12.7km	〃

イ 関係機関

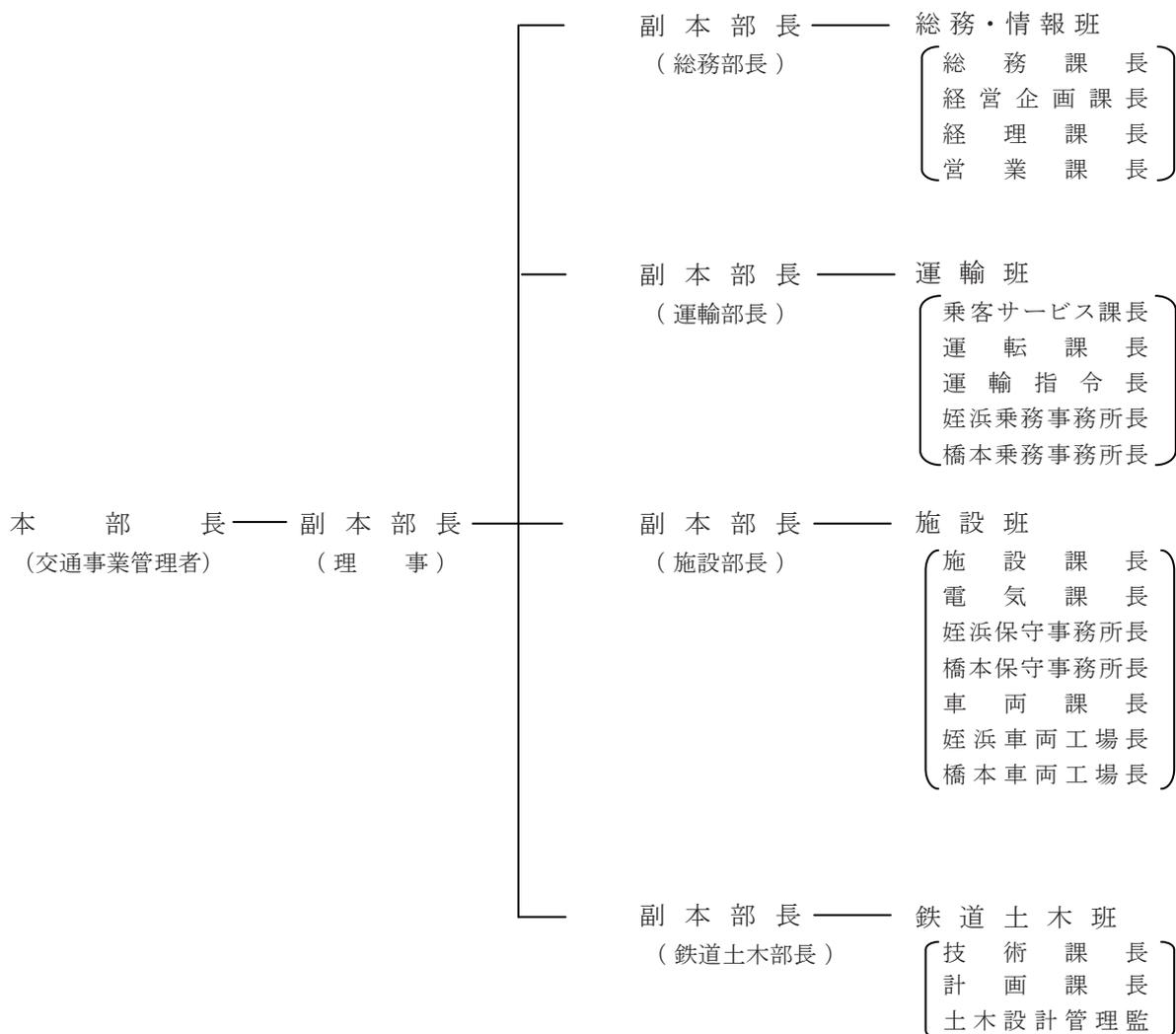
名 称		所 在 地	電 話
交 通 局		中央区大名2丁目5番31号	732-4104
姪 浜 管 区 駅	姪 浜 駅	西区姪の浜4丁目8番1号	881-7800 (姪浜駅)
	室 見 駅	早良区室見1丁目	
	藤 崎 駅	早良区百道2丁目	
	西 新 駅	早良区西新3丁目	
	唐 人 町 駅	中央区唐人町1丁目	
天 神 管 区 駅	大 濠 公 園 駅	中央区大手門1丁目	741-7800 (天神駅)
	赤 坂 駅	中央区赤坂1丁目	
	天 神 駅	中央区天神2丁目	
博 多 管 区 駅	祇 園 駅	博多区御供所町	451-7800 (博多駅)
	博 多 駅	博多区博多駅中央街	
	東 比 恵 駅	博多区東比恵2丁目	
	福 岡 空 港 駅	博多区大字下臼井	
貝 塚 管 区 駅	中 洲 川 端 駅	博多区上川端町	651-7800 (貝塚駅)
	呉 服 町 駅	博多区綱場町	
	千 代 県 庁 口 駅	博多区千代4丁目	
	馬 出 九 大 病 院 前 駅	東区馬出2丁目	
	箱 崎 宮 前 駅	東区馬出4丁目	
	箱 崎 九 大 前 駅	東区箱崎3丁目	
	貝 塚 駅	東区箱崎7丁目1番1号	

	名 称	所 在 地	電 話
橋 本 管 区 駅	橋 本 駅	西区橋本2丁目	894-7800 (橋本駅)
	次 郎 丸 駅	早良区次郎丸1丁目	
	賀 茂 駅	早良区賀茂2丁目	
	野 芥 駅	早良区野芥2丁目	
	梅 林 駅	早良区梅林4丁目	
	福 大 前 駅	城南区七隈8丁目	
	七 隈 駅	城南区七隈4丁目	
	金 山 駅	城南区七隈3丁目	
天 神 南 管 区 駅	茶 山 駅	城南区茶山3丁目	715-7800 (天神南駅)
	別 府 駅	城南区別府2丁目	
	六 本 松 駅	中央区六本松4丁目	
	桜 坂 駅	中央区桜坂3丁目	
	薬 院 大 通 駅	中央区薬院4丁目	
	薬 院 駅	中央区白金1丁目	
	渡 辺 通 駅	中央区渡辺通2丁目	
	天 神 南 駅	中央区渡辺通5丁目	
姪 浜 乗 務 事 務 所	西区姪の浜5丁目9番1号 姪浜合同事務所	882-3131	
橋 本 乗 務 事 務 所	西区橋本2丁目34番1号	811-7263	
姪 浜 保 守 事 務 所	西区姪の浜5丁目9番1号	891-5355	
橋 本 保 守 事 務 所	西区橋本2丁目34番1号	811-7912	
姪 浜 車 両 工 場	西区下山門4丁目1番1号	881-3370	
橋 本 車 両 工 場	西区橋本2丁目34番1号	811-7234	

○ 防災システム構成図

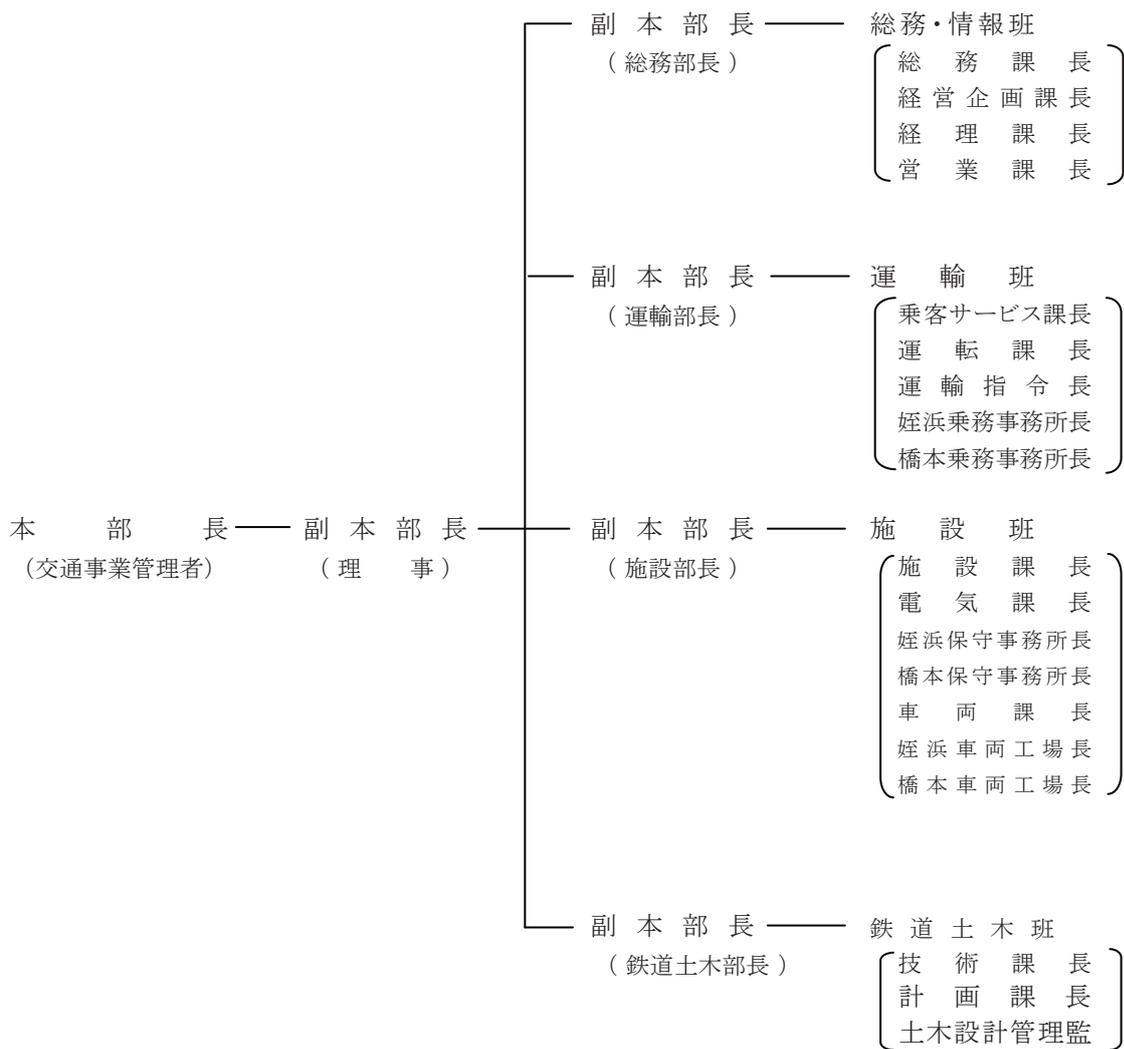


○ 交通局独自の災害対策本部組織及び動員配備計画

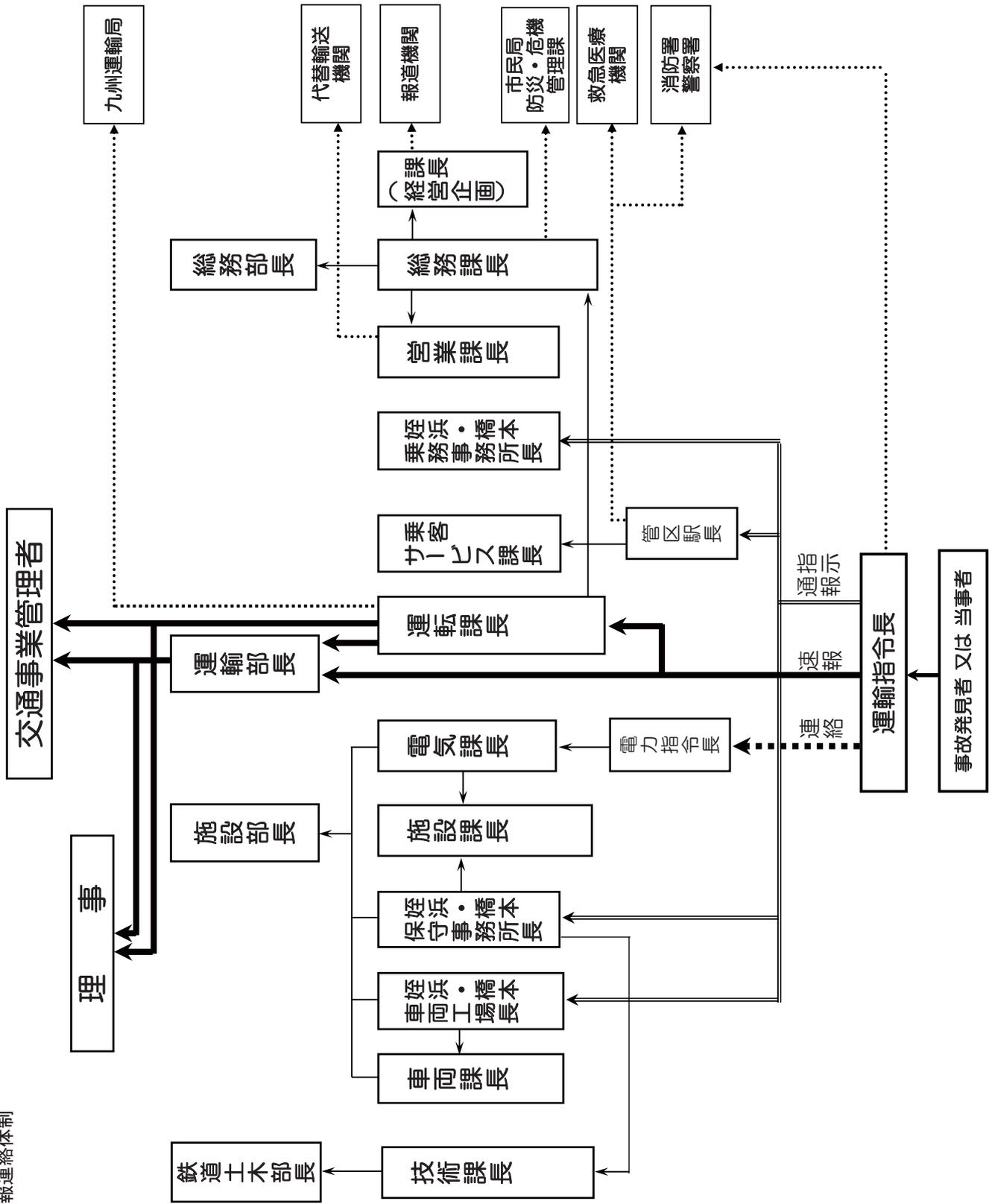


班 名		鉄 道 防 災 指 令				
		第1配備	第2配備	第3配備	第4配備	第5配備
配 備 人 員	総務・情報班	1	4	11	39	50
	運 輸 班	1	13	70	125	355
	施 設 班	1	10	34	128	128
	鉄道土木班	0	2	7	17	17
合計		3	29	122	309	550

○ 運転事故復旧対策本部組織



○ 運転事故通報連絡体制



3 九州旅客鉄道株式会社

- 交通施設の種別、名称、所在地
 - ① 種 別 鉄道及び自動車による運送事業
 - ② 名 称 九州旅客鉄道株式会社
 - ③ 所在地 福岡市博多区博多駅前3-25-21

○ 施設の状況

鉄 道 線 (JR九州)

線 名	区 間	延長距離	線 種		沿 線
			単 線	複線	
鹿 児 島 本 線	福工大前～南福岡	19.8km	-km	19.8km	福 岡 市
筑 肥 線	姪浜～周船寺	8.1		8.1	福 岡 市
香 椎 線	西戸崎～土井	16.4	16.4		福 岡 市
篠 栗 線	吉塚～柚須	2.5	2.5		福 岡 市
合 計		46.8	18.9	27.9	福 岡 市

主 な 機 関 (JR九州)

機 関 名	所 在 地	電 話
福 工 大 前 駅	東区和白ヶ丘1丁目22-27	606-2517
香 椎 駅	東区香椎駅前1丁目11-1	681-7186
吉 塚 駅	博多区吉塚本町13-28	651-0018
博 多 駅	博多区博多駅中央街1-1	431-0202
南 福 岡 駅	博多区寿町2丁目9-30	582-6680
今 宿 駅	西区今宿駅前1丁目1-1	806-0024
博 多 運 転 区	博多区博多駅中央街1-1	435-0052
南 福 岡 運 転 区	博多区寿町1丁目1-1	501-9820
南 福 岡 車 両 区	博多区寿町1丁目1-1	571-4369
博 多 車 掌 区	博多区博多駅前4丁目38-10	441-6278
博 多 保 線 区	東区筥松2丁目34-1-1	642-1720
博 多 電 力 区	博多区博多駅前4丁目38-10	441-6283
博 多 信 号 通 信 区	東区筥松2丁目34-1-2	642-1617
博 多 新 幹 線 乗 務 所	博多区博多駅中央街1-1	435-0051

○ 観測機器

観測機器	観 測 箇 所	運 転 規 制 区 間
雨 量 警 報 機	鹿 児 島 本 線	福 工 大 前 駅 鹿 児 島 本 線 古 賀 ～ 箱 崎
		香 椎 駅 香 椎 駅 西 戸 崎 ～ 土 井
		貨 物 支 線 千 早 ～ 福 岡 貨 物 ターミナル
	博 多 駅 鹿 児 島 本 線 箱 崎 ～ 博 多	
筑 肥 線	南 福 岡 駅 鹿 児 島 本 線 博 多 ～ 水 城	
	今 宿 駅 筑 肥 線 姪 浜 ～ 筑 前 前 原	
風 速 記 録 計	鹿 児 島 本 線 (多々良川橋梁付近)	香 椎 駅 鹿 児 島 本 線 香 椎 ～ 箱 崎
		貨 物 支 線 千 早 ～ 福 岡 貨 物 ターミナル

4 西日本旅客鉄道株式会社

○ 交通施設の種別、名称、所在地

- ① 種 別 鉄道による運送事業
- ② 名 称 西日本旅客鉄道株式会社
- ③ 所 在 地 本 社 大阪市北区芝田二丁目4番24号
新幹線管理本部福岡支社 福岡市博多区博多駅中央街1番1号新幹線博多ビル6F

○ 施設の状況

鉄 道 線 (JR西日本)

線 名	区 間	延長距離	線 種	沿 線
			複 線	
山陽新幹線	小倉～博多 (福岡市管内)	8.95km	8.95km	福岡市 (九州縦貫自動車道立体交差付近より)
博多南線	博多～博多南 (福岡市管内)	7.88km	7.88km	福岡市 (白水・片縄線立体交差付近まで)
合 計		16.83km	16.83km	

主 な 機 関 (JR西日本)

機 関 名	所 在 地	電 話
博 多 駅	福岡市博多区博多駅中央街1-1	472-8424
博 多 列 車 区	福岡市博多区博多駅前1丁目32-1	441-6756
小倉新幹線保線区博多基地保線管理室	筑紫郡那珂川町大字中原東2丁目1-2	952-3854
小倉電力センター博多基地電力管理室	筑紫郡那珂川町大字中原2丁目1-2	952-8771
博 多 新 幹 線 電 気 区	福岡市博多区博多駅東2丁目9番1号 東福第2ビル4F	474-9896

○ 観測計機器

観測計器	観 測 箇 所	運 転 規 制 区 間	記 事
雨 量 計	山陽新幹線 1058K100M (原山)	1056K800M～1062K000M (久山町) (東区)	キロ程は東京起点で算出しています (例) 若宮町 (1042K760M～1052K646M) 久山町 (1052K646M～1060K149M) 福岡市 (1060K149M～1076K984M) 春日市 (1076K984M～1077K755M) 那珂川町 (1077K755M～1079K000M) 博多駅中心 (1069K100M)
	山陽新幹線 1067K647M (妙見)	1062K000M～1079K000M (東区) (那珂川町)	
風 速 計	山陽新幹線 1063K100M (多々良川)	1056K800M～1068K300M (久山町) (博多区)	
	博多南線 1073K467M (五十川)	1068K300M～1077K100M (博多区) (春日市)	
感 震 器	山陽新幹線 1059K600M (新福岡SS)	1047K100M～1069K100M (若宮町) (博多駅)	
	博多南線 1077K000M (博多基地SSP)	1069K100M～1077K700M (博多駅) (春日市)	

○ 運転規制値

種 別	運 転 規 制 値	記 事	
降 雨	時雨量	55mm以上	※時雨量とは、過去1時間雨量 ※「連続雨量(190)+時雨量(40)」とは、連続雨量が190mm 以上で、かつ、その時点での時雨量が40mmに達した場合 ※連続雨量とは、過去24時間雨量
	連続雨量+時雨量	190mm+40mm	
	連続雨量+時雨量	250mm+20mm	
	連続雨量	350mm以上	
強 風	風速30m/s以上		
	風速30m/s以上の強風が予想される場合		
地 震	120ガル以上		
	80ガル以上120ガル未満で取扱震度5以上		

5 西日本鉄道株式会社

○ 交通施設の種別、名称、所在地

- ① 種 別 鉄道及び自動車による運送事業その他
- ② 名 称 西日本鉄道株式会社
- ③ 所 在 地 福岡市中央区天神1丁目11番17号（福岡ビル） 電話（734）1552

○ 施設の状況

鉄 道（西鉄）

線 名	区 間	延長距離	線 種		沿 線
			単 線	複 線	
大 牟 田 線	西鉄 西鉄 福岡 ～ 雑 餉 隈	m 8,267	m —	m 8,267	福 岡 市
貝 塚 線	貝 塚 ～ 三 苫	8,947	8,947	—	福 岡 市
合 計		17,214	8,947	8,267	

電 車 営 業 所（西鉄）

名 称	所 在 地	電 話
福 岡 管 理 駅	中央区天神二丁目11番2号	(7 6 1) 6 8 7 1
貝 塚 電 車 営 業 所	東区箱崎七丁目1番3号	(6 5 1) 2 5 2 4

自 動 車 営 業 所（西鉄）

名 称	所 在 地	電 話
自 動 車 事 業 本 部	中央区天神1丁目11-17	(734)2626
吉 塚 自 動 車 営 業 所	東区馬出1丁目30-1	(651)1617
香 椎 浜 自 動 車 営 業 所	東区香椎浜4丁目11-3	(671)2165
土 井 自 動 車 営 業 所	東区多々良1丁目53-1	(691)2903
博 多 自 動 車 営 業 所	博多区博多駅前1丁目20-26	(431)6350
千 代 自 動 車 営 業 所	博多区千代5丁目2-5	(631)0929
雑 餉 隈 自 動 車 営 業 所	博多区竹丘3丁目2-1	(581)2336
桧 原 自 動 車 営 業 所	南区桧原4丁目8-1	(565)0461
柏 原 自 動 車 営 業 所	南区柏原6丁目478	(565)1668
片 江 自 動 車 営 業 所	城南区片江2丁目9-48	(861)0126
百 道 浜 自 動 車 営 業 所	早良区百道浜2丁目3-33	(845)8506
早 良 自 動 車 営 業 所	早良区東入部2丁目1-5	(804)0425
脇 山 自 動 車 営 業 所	早良区大字小笠木字中坪983-1	(804)6130
愛 宕 浜 自 動 車 営 業 所	西区愛宕浜3丁目5027	(882)8865
壱 岐 自 動 車 営 業 所	西区野方1丁目22-14	(811)4777
金 武 自 動 車 営 業 所	西区室見が丘39-1	(894)7040
西 鉄 高 速 バ ス (株)	中央区那の津4丁目3-22	(714)2428
西 鉄 高 速 バ ス (株) 福 岡 支 社	中央区那の津4丁目3-22	(771)7390
西 鉄 高 速 バ ス (株) 天 神 バ ス セ ン タ ー	中央区天神2丁目1-1	(771)2961
西 鉄 観 光 バ ス (株)	中央区地行2丁目3-10	(722)2316
西 鉄 観 光 バ ス (株) 福 岡 支 社	中央区地行2丁目3-10	(722)2334
西 鉄 観 光 バ ス (株) 福 岡 南 支 社	博多区竹丘3丁目2-1	(587)7667

○ 災害要注意箇所

浸水地域等（西鉄）

区 名	地すべり等
東 区	宮 地 岳 線 名島川橋梁
東 区	宮 地 岳 線 香椎川橋梁
東 区	宮 地 岳 線 浜男川橋梁
東 区	宮 地 岳 線 皆打橋付近
東 区	宮 地 岳 線 和白～三苫間
博 多 区	大 牟 田 線 諸岡川付近

6 大阪航空局福岡空港事務所

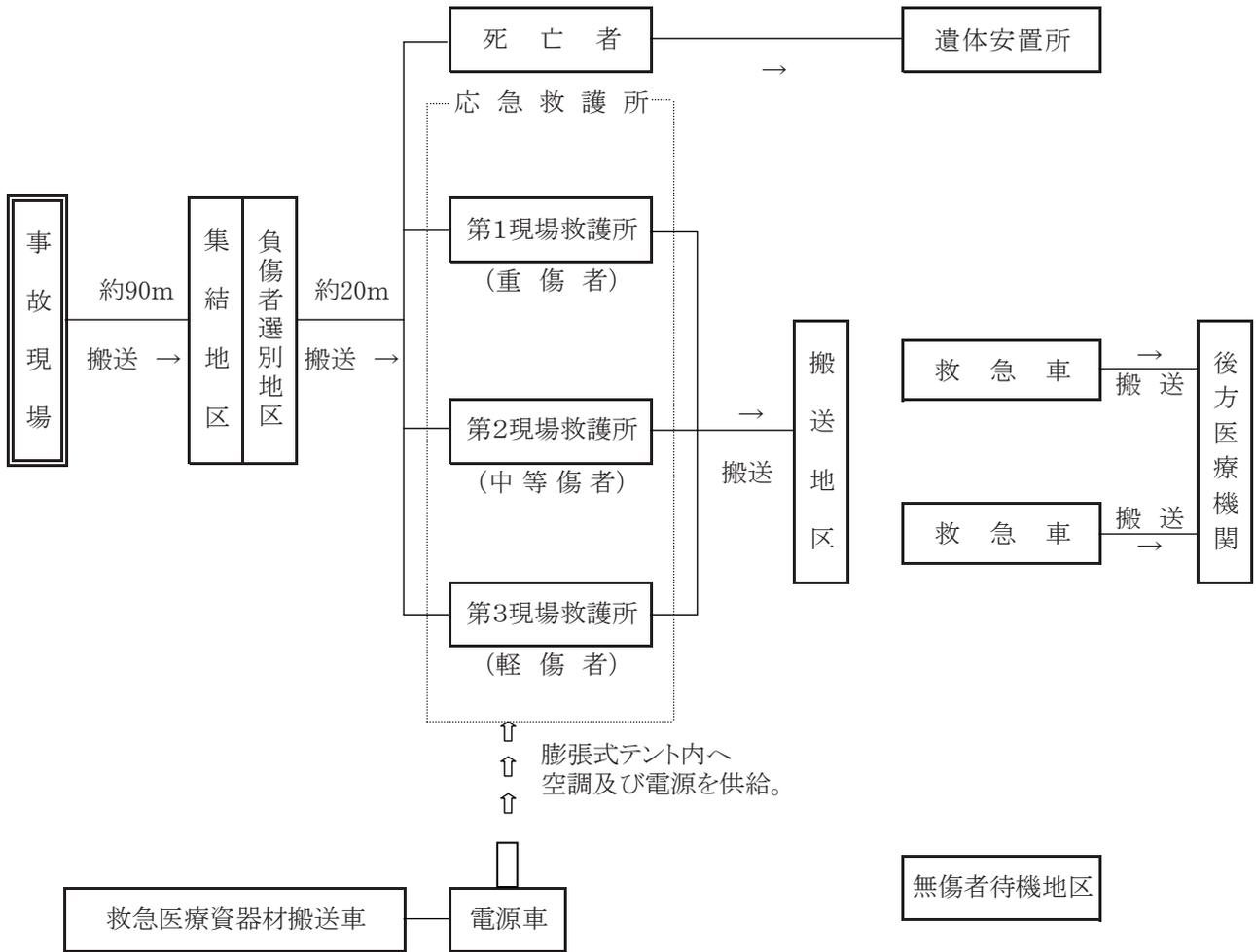
○ 空港の施設概要

施設名	基本施設	附帯施設	備考
福岡空港	1. 滑走路 2,800m×60m	(1) 航空局4台 1. 消防車 12台 (2) 消防局3台 (3) 自衛隊5台	(1) 大型化学車 7台 (2) 大型給水車 3台 (3) タンク車 2台
		2. 格納庫 9棟	(1) 西日本空輸 1 (2) エアーニッポン 1 (3) 空港施設 1 (4) 海上保安庁 1 (5) 県警航空隊 1 (6) 市消防航空隊 1 (7) 自衛隊 2 (8) 米軍 1
		3. 定期便使用機種	
		(1) B737-400 145.150.167席 (2) B737-500 126席 (3) B737-700 136席 (4) B737-800 165席 (5) B747-400 569席 (6) B777-300 524席 (7) B777-200 415席 (8) B767-300 279席 (9) A320 166席 (10) A321 195席 (11) MD-81 163席 (12) MD-87 134席 (13) MD-90 150席 (14) SF34 36席 (15) DHC8-100 39席 (16) DHC8-400 74席	

○ 援助要請機関への連絡先

機 関 名	電 話 番 号	連 絡 担 当
海上保安庁 第七管区海上保安本部 福岡航空基地	093-321-2931 092-441-8315	航空管制運航情報官
防 衛 庁 ※ 陸上自衛隊第4師団司令部 航空自衛隊西空司令部 西空司令部支援飛行隊	092-591-1020 092-581-4031 092-581-4031	航空管制運航情報官
警 察 福岡県警察本部 福岡空港警察署	092-641-4141 092-621-0110	航空保安防災課
消 防 署 博多消防署空港出張所	092-621-4676	航空保安防災課
医 療 機 関 福岡市消防局 (代表) 福岡県医師会 (緊急医療情報センター)	092-725-6600 092-471-9999	航空保安防災課
航空会社 日本航空 航務課 全日本空輸 ステーションコントロール課 スカイマーク キャセイパシフィック 大韓航空	092-621-4747 092-611-8516 092-621-7680 092-477-0300 092-477-7561	航空管制運航情報官

○ 事故現場における救難活動体制（福岡空港）

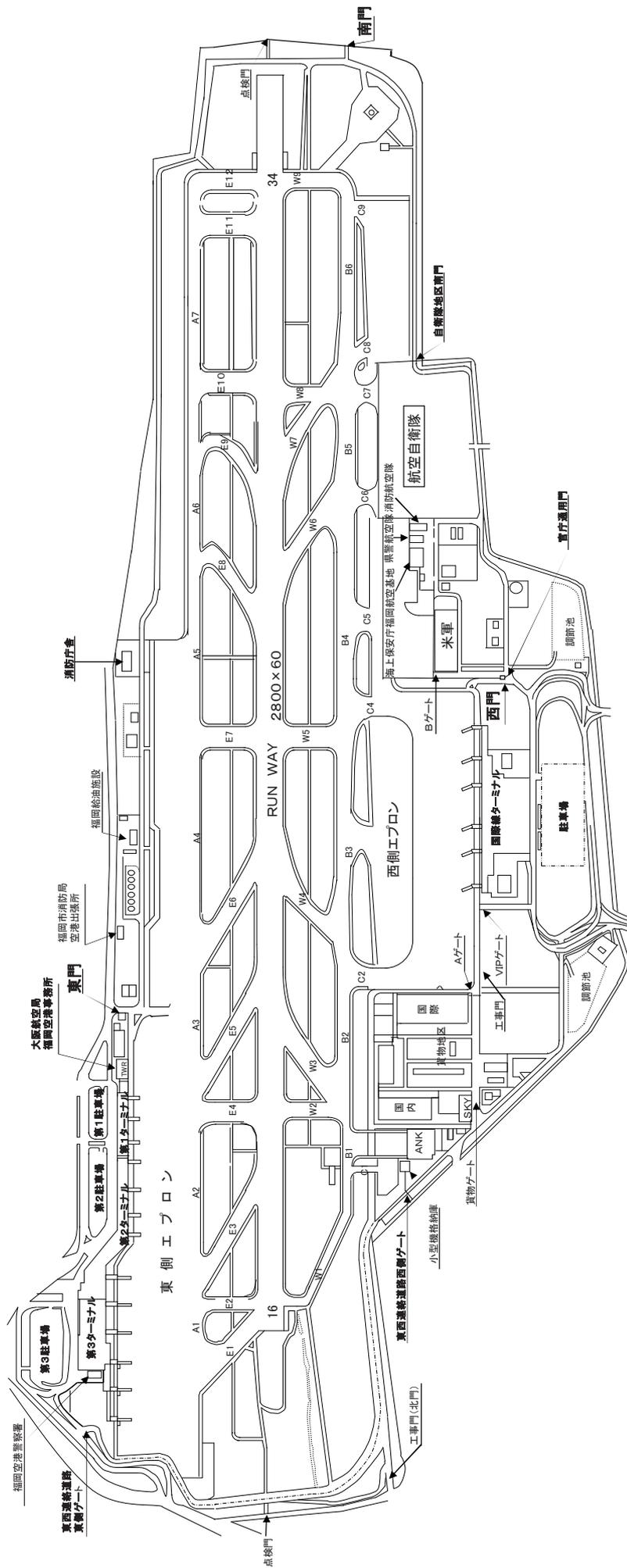


○ 福岡空港救急医療資器材一覧表

福岡空港事務所 航空保安防災課

No.	品名	規格	単位	数量
1	手術用ゴム手袋	7.5サイズ	双	60
2	心電計	一要素心電計	台	2
3	ポケット心電計	ECGモニタ IEC-1102	台	1
4	電動式吸引器	EMR-30-0001	台	5
5	プラスチック手袋	(50双入/箱) L×300双 M×300双	箱	12
6	三角巾(滅菌)		枚	50
7	救急タオル包帯	大	枚	50
8	救急タオル包帯	小	枚	50
9	救急包帯	(大・小)各50枚	枚	100
10	救急絆創膏	(大・中・小)各50箱	箱	150
11	滅菌ガーゼ	5cm×5cm 12PLY	枚	400
12	滅菌アルミックシート	125cm×225cm	枚	25
13	エースプリント		個	10
14	サムスプリント		本	10
15	冷却パット	4ヶ入	箱	1
16	ペンライト		本	7
17	プラスチックハンマー		本	3
18	皮製手袋		双	300
19	携帯用メガホンサイレン		個	5
20	トリアージタグ		枚	500
21	懐中電灯	防水型	個	20
22	集団災害用酸素吸入器	マルチフローレーター(10L酸素ボンベ含)	台	3
23	手動引金式人工蘇生器	EMR-20-01B(2L酸素ボンベ含)	台	11
24	手動式蘇生器	バックマスクセット	台	11
25	掬狭型担架	モデル65EXL	台	5
26	二つ折分離式担架	モデル108-B	台	105
27	CPRボード(背板)	HD1178	個	5
28	車付き折畳担架	モデル11	台	11
29	ヘッドイモビライザーシステム	(EMR30-0103+EMF02-0303)	台	11
30	キャンバスベッド	アルミ製	台	60
31	防爆型蛍光灯	空気膨張式テント用	台	30
32	アイスバック	ミューラ	個	16
33	クラーメル副子	(大・中・小)各55	組	3
34	毛布		枚	400
35	救急医療セット	JM-1(※1)	セット	10
36	減圧式固定担架	VS1-R	台	10
37	飲料水	340ml×24本入	箱	5
38	保存水	1.5L×8本入	箱	17
39	点滴用ポール(キャンバス用)	JMガードル	台	20
40	手洗鉢台	ステンレス鉢付	個	3
41	点滴セット		セット	11
42	シート		枚	250
43	遺体収容袋		枚	347
44	空気膨張式テント	20名収容	張	3
45	冷却剤	(大・小)各3	箱	6

○福岡空港平面図



○ 福岡空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

福岡空港長と福岡市長は、福岡空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、福岡空港事務所（以下「甲」という。）と福岡市（以下「乙」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（緊急事態の通報）

第2条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対して速やかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対して速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の種類及び搭乗人数
- (3) 緊急事態発生の場所及び時刻
- (4) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは、速やかに通報した機関に連絡するものとする。

（活動区分）

第3条 空港において緊急事態が発生した場合は、甲が第1次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺において緊急事態が発生した場合は、乙が第1次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（指 揮）

第4条 空港における消火救難活動の指揮は、甲が執るものとする。ただし、乙が現場に到着した以降の指揮は、乙が執るものとする。

（費用の負担）

第5条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

（調査に対する協力）

第6条 甲及び乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災、事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとし、事後における調査は、相互協力するものとする。

（通 報）

第7条 甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に通報するものとする。

(訓 練)

第8条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を樹立し、総合訓練を定期的にも実施するものとする。

(資料の交換)

第9条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成12年11月1日から施行する。
- 2 昭和47年1月20日付け福岡市長と締結の福岡空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定は平成12年11月1日付けをもって改正する。
この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成12年10月27日

甲 運輸省大阪航空局福岡空港事務所
福岡空港長 鈴木章夫

乙 福岡市
市長 山崎広太郎

○ 福岡空港及びその周辺における消火救難活動に関する覚書

大阪航空局福岡空港事務所（以下「甲」という。）と福岡市消防局（以下「乙」という。）は、『福岡空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定』（以下「協定」という。）の規定に基づき、同協定の円滑な実施を図るうえにおいて必要な事項を定める。

（対象区域）

第1条 協定の対象となる区域は、福岡空港（以下「空港」という。）及びその周辺である空港標点から概ね半径9キロメートルまでの区域とする。

（通報要領）

第2条 協定第2条第1項に規定する緊急事態の通報について、甲は、消防機関に対し、電話連絡等によりこれを行うものとする。

2 協定第2条第1項に定める通報事項は次のとおりとする。

- (1) 緊急事態の種類及び態様（航空機事故の発生及び被災の程度、航空機の重大な故障発生及び予測される緊急事態、空港内火災発生及び被災の程度）
- (2) 航空機の種類及び搭乗人数等（国籍、登録記号、型式、所属、搭乗人数）
- (3) 緊急事態の発生場所及び時刻（発生地点の名称及びグリッドマップ上の座標位置）
- (4) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所（進入門、緊急事態発生現場、待機場所等）
- (5) その他必要な事項（放射性物質、毒物劇物質等搭載の有無）

3 協定の対象となる区域以外において緊急事態が発生した場合であって必要と認められる場合は、協定第2条に準じて、甲は乙に対し速やかに通報するものとする。

（出動等）

第3条 協定第3条に定める出動は、甲及び乙がそれぞれ定める計画に基づき、所要の消防隊及び救急隊を出動させ、消火救難活動を行うものとする。

（空港内への進入）

第4条 甲は、乙の空港への進入に際しては、密接な連絡を保持するものとし、誘導に関しては、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 空港内への進入門は、原則として東門、西門、南門のいずれかとし、甲は、緊急事態の通報時において、進入門の指定を行う。
- (2) 待機を必要とする場合における消防隊及び救急隊の待機位置は、甲が指定する。
- (3) 消防隊及び救急隊が、滑走路、誘導路等へ進入し又はこれを横断するときは、甲が誘導するものとする。

（経費の負担）

第5条 協定第5条に規定する費用は、次により負担するものとする。

- (1) 人件費、燃料費等の経常的な経費または機械器具の修理費等は、甲及び乙がそれぞれ要する費用について負担するものとする。
- (2) 乙が空港において、泡剤等の消火薬剤を使用した場合及びその他前号により難しい場合は、甲及び乙がその都度協議し、定めるものとする。

（資機材の運用）

第6条 消火救難活動において必要が生じた場合は、それぞれの資機材の運用について、甲及び乙は互いに協力するものとする。

（情報の交換）

第7条 緊急事態に際し、一貫した消火救難活動を実施するため、甲及び乙は、相互に緊密な連絡体制を確保するとともに、知り得た情報は互いにこれを交換するものとする。

(通 知)

第8条 甲は、空港管理規則等この協定の運用に係る規定等が改正されたとき又は空港内において次の工事等を行う場合は、その都度乙に通知するものとする。

- (1) 消防車両等の通行その他消火救難活動に支障を及ぼすおそれのある誘導路又は場周道路等の工事
- (2) 消防水利施設の使用上の障害
- (3) 制限区域の変更及び制限区域出入口の新設並びに閉鎖
- (4) 滑走路、誘導路、場周道路、駐機場、建物等空港施設の新設及び変更
- (5) その他必要と認められる事項

(訓 練)

第9条 甲及び乙は、協定第8条に定める総合訓練について、互いに協議のうえ、年1回以上実施するものとする。

(資料の交換)

第10条 協定第9条に定める資料は次のとおりとする。

- (1) 甲が乙に提供するもの
 - ア 空港平面図（空港グリッドマップ及び空港周辺グリッドマップ）
 - イ 消防水利及び消防設備に関する資料
 - ウ 空港内諸施設の概要を現した資料
 - エ 空港の消防計画と消防力に関する資料
 - オ 年間の航空機着陸回数及び乗降客数
 - カ 乗り入れている航空機の諸元性能及び消火救出関係図
- (2) 乙が甲に提供するもの
 - ア 空港周辺図
 - イ 空港に対する消防隊出動計画と消防力に関する資料

(合同調査)

第11条 甲及び乙は、円滑な消火救難活動を実施するため、空港内への進入門、水利、誘導路、エプロン及びその他消火救難活動を実施するうえにおいて必要な施設等の状況について、定期的に合同で調査し、熟知しておくものとする。

(その他)

第12条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成12年11月1日から適用する。
- 2 昭和47年1月20日付け福岡市消防局長と締結の福岡空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定に関する覚書は平成12年11月1日付けをもって福岡空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定に基づく覚書に改正する。

この覚書の成立を証するため、本覚書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成12年10月27日

甲 運輸省大阪航空局福岡空港事務所
次 長 道 井 康 弘

乙 福岡市消防局
局 長 芥 藤 重 義

○ 福岡空港医療救護活動に関する協定書

運輸省大阪航空局福岡空港事務所（以下「甲」という。）と社団法人福岡県医師会（以下「乙」という。）は、福岡空港及びその周辺において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、福岡空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合に、甲、乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

（要 請）

第2条 甲は、福岡空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又は、その恐れがある場合で医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護要員派遣要請区分（以下「要請区分」という。）に応じ、医師及び看護婦等の派遣又は待機の要請を行うものとする。

（医療救護要員の派遣及び待機）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

（医療救護要員の任務）

第4条 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の選別
- (2) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療処置
- (3) 医療機関への搬送の要否及び順位の設定
- (4) 死亡の確認

（医療資器材等の提供）

第5条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

（消火救難訓練）

第6条 甲は、消火救難訓練を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じ医師及び看護婦等の参加を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練の参加要請があった場合には、これに協力するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、消火救難訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。
- 4 甲は、乙が第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、所定の訓練謝金を支給するものとする。

（費用負担）

第7条 医療救護活動に係る費用負担については、別途協議するものとする。

（災害補償）

第8条 医師又は看護婦等が医療救護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港救急医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細 目)

第9条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定めるものとする。

(協 議)

第10条 この協定の遂行に当たって疑義を生じた場合には、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成3年2月26日から平成3年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了日の翌日から更に1年間延長され、以後も同様とする。

3 この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成3年2月26日

甲 大阪航空局福岡空港事務所
空港長 浅見 勝 實

乙 福岡県医師会
会 長 桜 井 日出生

福岡市医師会
会 長 松 田 一 夫

筑紫医師会
会 長 山 下 保 彦

粕屋郡医師会
会 長 上 野 晴 敏

7 西日本高速道路株式会社九州支社

○ 交通施設の種別、名称、所在地

- ① 種 別 高速自動車国道の管理
- ② 名 称 西日本高速道路株式会社九州支社
- ③ 所 在 地 福岡市中央区天神1丁目4-2 エルガーラ9F
電話 092-762-1111

○ 施設の状況

高 速 自 動 車 道

路線名	区 間	延長距離	車線数		沿 線
			2車線	4車線	
九州縦貫自動車道	古賀IC～福岡IC	2,395m	—	2,395m	福岡市

料 金 所

名 称	所 在 地	電 話
福岡料金所	東区蒲田祝田618	092-691-2055

8 福岡北九州高速道路公社

○ 交通施設の種別、名称、所在地

- ① 種 別 指定都市高速道路の建設及び管理
- ② 名 称 福岡北九州高速道路公社
- ③ 所 在 地 福岡市東区東浜2丁目7-53 (TEL 631-3282)

○ 施設の状況

福 岡 都 市 高 速

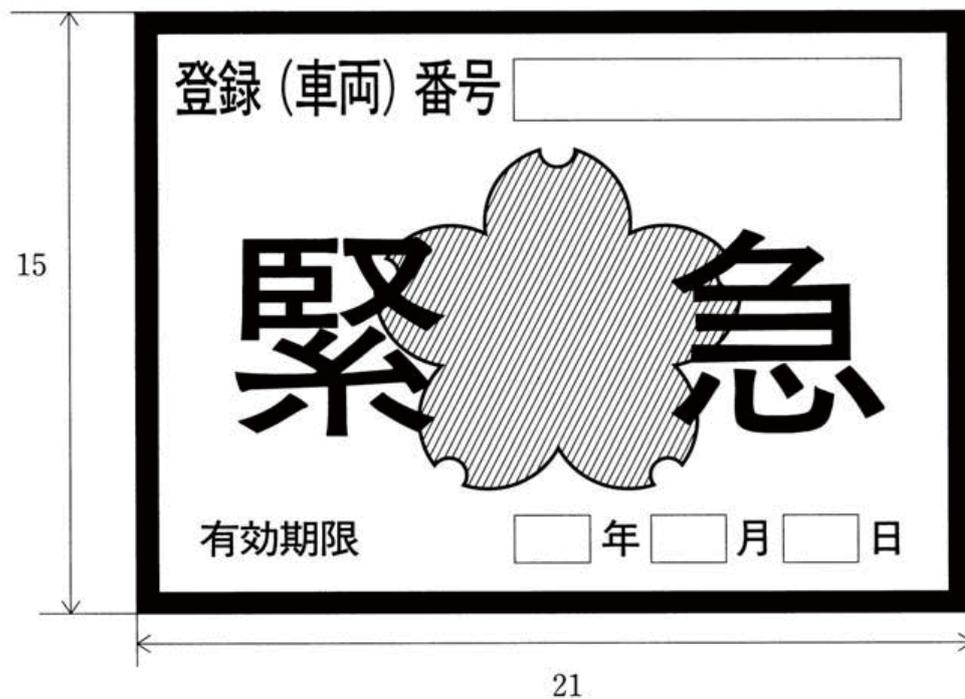
号 線	区 間	延 長 (Km)
1 号 線	東区香住ヶ丘二丁目～西区福重三丁目	18.0
2 号 線	博多区千代六丁目～大宰府市水城二丁目	13.2
3 号 線	博多区東光二丁目～博多区豊二丁目	0.6
4 号 線	東区箱崎ふ頭三丁目～東区蒲田三丁目	6.9
5 号 線	博多区西月隈四丁目～西区福重二丁目	17.2
合 計		55.9

車 両 制 限

重 量	総重量25t	軸重10t	輪荷重5t
寸 法	幅2.5m	高さ4.1m	長さ12m

- 緊急通行車両確認証明書及び標章
災害対策基本法施行規則(別記様式第3)

別記様式第3(第6条関係)



- 備考1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色〔登録(車両)番号〕「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 備考2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 備考3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

○ 緊急通行車両確認証明書

災害対策基本法施行規則（別記様式第4）

別記様式第4（第6条関係）（平成7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第3繰下）

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 ㊟ 公安委員会 ㊟
番号票に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
使用者	住 所	TEL() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

(備考)用紙は、日本工業規格A5とする。

9 交通注意箇所

○道路交通要注意箇所

H24.4 作成

区分	路線名	位置	番号	要注意箇所			注意内容	備考
				延長(m)	幅員(m)	法高等(m)		
東	県道 志賀島循環線	大字弘	1	40	6.0	15.0	法面崩壊	継続(民有地)
	県道 志賀島循環線	大字志賀島	2	100	5.0	3.0	路肩崩壊	継続
	県道 志賀島循環線	大字志賀島	3	100	7.0	30.0	法面崩壊	継続(民有地)
	県道 志賀島循環線	大字志賀島	4	50	4.0	10.0	法面崩壊・落石等	継続(民有地)
	市道 千早土井線	若宮1丁目	5	87	12.0	10.0	法面崩壊・落石等	継続
	市道 多々良1909・1916号線	多々良2丁目	6	50	7.0,4.0	15.0	法面崩壊・落石等	継続(民有地)
	県道 志賀島循環線	大字志賀島	7	36	7.5	1.5	路肩崩壊	継続
	県道 志賀島循環線	大字志賀島	8	120	11.0	6.0	路肩崩壊	継続
中央	市道 桜坂861号線	桜坂2丁目	9	20	5.2	6.2	法面(石積)崩壊	継続(民有地)
	市道 桜坂862号線	桜坂2丁目	10	40	4.0	8.5	〃	継続(民有地)
	市道 小笹499号線	小笹1丁目	11	50	6.0	4.0	法面(ブロック積)崩壊	継続(民有地)
南	市道 柏原1931号線	柏原3丁目21~24	12	180	6.5	40.0	法面崩壊(法面老朽化) 落石等	継続(民有地)
城南	市道 西片江493号線	西片江2丁目11番	13	65	4.1	6.5	法面崩壊(道路)	継続
	市道 友丘1099号線	友丘5丁目6番	14	20	4.0	0.9	法面崩壊(道路)	継続
早良	国道 263号	大字曲淵(8カーブ)	15	38	9.0	7.0	石積崩壊	継続(民有地)
	国道 263号	大字曲淵(8カーブ下)	16	76	7.0	25.0	法面崩壊(法面老朽化) 落石等	継続
	国道 263号	大字曲淵(11カーブ上)	17	47	7.0	29.0	法面崩壊・落石等	継続
	市道 曲淵2646号線	大字曲淵	18	169	6.0	42.0	法面崩壊・落石等	継続
	県道 入部中原停車場線	大字椎原(27カーブ)	19	22	5.0	23.0	法面崩壊・落石等	継続(民有地)
	県道 入部中原停車場線	大字椎原(28カーブ)	20	10	5.0	15.0	法面崩壊・落石等	継続(民有地)
	市道 陽光台線	早良7丁目28	21	80	6.2	10.0	地滑り対策	継続(民有地)
	市道 早良2360号線	大字内野	22	120	6.2	15.0	地滑り対策	継続(民有地)
一般県道 入部中原停車場線	大字小笠木	23	60	13.0	30.0	地滑り・土砂流出対策	新規(民有地)	
西	県道 飯場金武線	大字金武	24	15	4.0	10.0	法面崩壊・落石等	継続(民有地)
	市道 能古島環状線(西1幹)	大字能古	25	80	7.0	20.0	法面崩壊・落石等	継続(民有地)
	市道 能古島環状線(散策路)	大字能古	26	100	2.5	10.0	法面崩壊・落石等	継続(民有地)
西(今宿)	市道 草場桑原線	大字桑原	27	40	4.0	30.0	法面崩壊・落石等	継続(民有地)
	主要地方道 福岡志摩前原線	大字宮の浦	28	248	7.0	15.0	法面崩壊・落石等	継続(民有地)
	市道 千代今宿線	今宿青木	29	40	9.0	15.0	法面崩壊・落石等	継続(民有地)
	市道 今津2465号線	今津	30	7	4.6	6.0	法面崩壊・落石等	継続(民有地)
	市道 小田2808号線	大字小田	31	15	3.5	20.0	法面崩壊・落石等	継続(民有地)
	市道 桑原草場線	大字草場	32	30	7.8	40.0	法面崩壊・落石等	継続(民有地)
	市道 今津3312号線	今津	33	40	6.6	10.0	法面崩壊・落石等	継続(民有地)
合計	23路線	33箇所	総延長L= 2,195.0 m					

○橋梁要注意箇所

H24.4作成

区分	橋名	位置	(河川名)	番号	要注意箇所		注意内容	備考
					橋長(m)	幅員(m)		
博多	石堂大橋	千代3丁目	(御笠川)	1	64.2	37.0	S.34 構造上	H24完了予定
	美野島陸橋	美野島3丁目		2	185.7	14.0	S.50 老朽化	
中央	前田橋	平尾3丁目	(薬院新川)	3	6.2	5.3	老朽化	継続
西	興徳寺橋	小戸1丁目	(名柄川)	4	26.7	9.3	S.39 老朽化	継続
西 (今宿)	今津橋	今津		5	160.0	6.0	S.37 老朽化	H24新規
計	5橋			総橋長L= 442.8 m				

(公安警備計画)

1 警備体制

警察における警備体制及び所掌事務については各警察署長が別に定める。

2 警察連絡体制

(表1)

		交 番	電 話	所 在 地
中央警察署 中央区天神1丁目 3-33 734-0110		舞 鶴	加 752-7181	中央区舞鶴1丁目
		荒 戸	加 761-4901	〃 大濠公園3番
		天 神 警 部	加 771-4580	〃 天神2丁目
		地 行	加 771-5480	〃 地行3丁目
		春 吉	加 771-2460	〃 春吉3丁目
		警 固	加 771-5309	〃 警固1丁目
		薬 院	加 522-2867	〃 薬院4丁目
		清 川	加 531-0550	〃 清川3丁目
		六 本 松	加 751-2264	〃 六本松2丁目
		小 笹	加 521-8241	〃 小笹1丁目

(表2)

		交 番	電 話	所 在 地
博多警察署 博多区博多駅前2丁目 8-24 412-0110		千 代	加 651-2575	博多区千代2丁目
		堅 粕	加 473-0473	〃 東光2丁目
		中 洲 警 部	加 291-4942	〃 中洲3丁目
		博 多 駅 前	加 431-6557	〃 博多駅中央街1番
		住 吉	加 411-4027	〃 住吉4丁目
		空 港 前	加 629-0328	〃 空港前4丁目
		比 恵	加 472-0035	〃 比恵町5番
		那 珂	加 431-5103	〃 東那珂1丁目
		月 隈	加 503-4956	〃 月隈3丁目
		板 付	加 572-3986	〃 板付2丁目
		麦 野 警 部	加 581-0100	〃 麦野6丁目

(表3)

		交番・駐在所	電 話	所 在 地
東警察署 東区箱崎7丁目 8-2 643-0110		和 白	加 606-4505	東区和白5丁目
		香 住 ヶ 丘	加 681-6282	〃 香住ヶ丘6丁目
		香 椎 警 部	加 681-1110	〃 香椎駅前2丁目
		西 戸 崎	加 603-0110	〃 西戸崎1丁目
		名 島	加 681-6283	〃 名島2丁目
		八 田 警 部	加 681-6281	〃 舞松原1丁目
		小 松 町	加 641-8100	〃 箱崎6丁目
		箱 崎 駅 東	加 629-3131	〃 筥松2丁目
		志 賀 島 (駐)	加 603-6517	〃 大字志賀島

(表4)

		交番・駐在所	電 話	所 在 地
西 警 察 署 西 区 今 宿 町 106-1 805-6110		姪の浜警部	加 881-0054	西区姪の浜3丁目
		松 原	加 882-1144	〃 生の松原1丁目
		今 宿	加 806-0065	〃 今宿1丁目
		周 船 寺	加 806-1110	〃 周船寺2丁目
		老 岐	加 812-0584	〃 老岐団地105番地
		宮ノ浦 (駐)	加 809-2110	〃 大字宮浦
		能 古 (駐)	加 881-0195	〃 能古
		今 津 (駐)	加 806-2048	〃 今津

(表5)

		交番・駐在所	電 話	所 在 地
早 良 警 察 署 早 良 区 百 道 1 丁 目 5-15 847-0110		別 府	加 843-5666	城南区別府2丁目
		七 隈 警 部	加 863-7910	〃 松山2丁目
		堤	加 862-5488	〃 堤1丁目
		百 道 浜	加 851-7026	早良区百道浜3丁目
		西 新	加 821-6860	〃 西新2丁目
		室 見	加 841-7484	〃 室見4丁目
		原	加 831-5177	〃 荒江3丁目
		有 田	加 863-4001	〃 有田4丁目
		野 芥	加 863-4020	〃 賀茂2丁目
		四 箇 田	加 812-4311	〃 四箇田団地7番
		内 野 (駐)	加 804-0553	〃 内野8丁目
	脇 山 (駐)	加 804-3415	〃 大字脇山	

(表6)

		交 番	電 話	所 在 地
南 警 察 署 南 区 塩 原 2 丁 目 3-1 542-0110		高 宮	加 523-0560	南区高宮2丁目
		野 間	加 511-1347	〃 野間2丁目
		長 住	加 551-4800	〃 長住4丁目
		大 橋 警 部	加 541-1094	〃 大橋1丁目
		三 宅	加 541-0339	〃 三宅2丁目
		花 畑	加 566-8091	〃 柏原1丁目
		井 尻	加 585-4065	〃 井尻5丁目
		屋 形 原	加 565-0110	〃 鶴田4丁目
		警 弥 郷	加 591-3026	〃 警弥郷2丁目

(表7)

		交 番	電 話	所 在 地
博 多 臨 港 警 察 署 博 多 区 石 城 町 9-18 282-0110		博 多 埠 頭	加 281-0101	博多区築港本町13番

(表8)

		係 名	電 話	所 在 地
福 岡 空 港 警 察 署 博 多 区 大 字 下 白 井 782-1 621-0110		地 域	加 621-4801	福岡空港警察署内

(水防計画)

1 主要河川の現況

区分	所管 県土整備 事務所	河川名	指 定 区 間		河川延長 (m)	流 域 (km ²)	指定年月日
			上 流 端	下 流 端			
東 区 関 係	福 岡	湊 川	新宮町大字原上字千田1746番地 先の千田橋		5,200	11.50	S40.04.01
	"	唐の原川	福岡市東区下原二丁目1346番の 2地先の市道橋		2,600	3.80	S47.12.28
	"	多々良川	(左岸)粕屋郡篠栗町大字篠栗字 黒木原456番1地先 (右岸)粕屋郡篠栗町大字篠栗字 蓮原359番1地先		17,352	167.90	S40.04.01
	"	宇美川	粕屋郡宇美町大字宇美字内野 1299番地先の内野橋下流端	多々良川への 合流点	16,777	71.60	S40.04.01
	"	猪野川	(左岸)粕屋郡久山町大字猪野字 芦荻戸176番地先 (右岸)粕屋郡久山町大字猪野字 白木194番地先	"	9,924	45.60	H04.05.29 (延)
	"	須恵川	粕屋郡宇美町大字宇美ツムリ谷18 番地先の砂防堰堤	宇美川への合 流点	14,932	23.50	S45.04.01 (延)
	"	久原川	粕屋郡久山町大字久原字扇谷 134番の1地先の砂防床止	猪野川への合 流点	5,685	18.60	S40.04.01
	"	綿打川	福岡市東区二又瀬新町974番5地 先の市道橋	宇美川への合 流点	1,720	4.80	S50.03.25
博 多 区 関 係	福 岡 那 珂	御笠川	(左岸)太宰府市大字北谷字ソイラ 707番地先 (右岸)太宰府市大字北谷字ソイラ 702番2地先		24,150	94.00	S40.03.01 H04.03.30 (延)
	那 珂	諸岡川	(左岸)春日市大字須玖246番の3 地先 (右岸)福岡市大字板付字大西田 42番の2地先	御笠川への合 流点	4,670	13.60	S40.04.01
	福 岡	吉塚新川	(左岸)福岡市博多区大字下臼井 字百田765番1地先 (右岸)福岡市博多区大字下臼井 字百田764番1地先	宇美川への合 流点	2,400	4.30	S55.11.04
	"	上牟田川	福岡市博多区半道橋二丁目342 番地	御笠川への合 流点	670	5.40	S60.02.26
	"	御笠川 放水路	御笠川左岸 福岡市博多区東光寺町二丁目36 番	那珂川右岸 福岡市博多区 美野島四丁目 460番1地先	1,830	—	S62.04.04
関中 央 係 区	福 岡	薬院新川	福岡市中央区渡辺通四丁目30番 の5地先の県道新川橋	那珂川への合 流点	720	5.50	S46.12.28
南 区 関 係	那 珂	那珂川	福岡市早良区大字板屋字伊津浦 207番地先の砂防堰堤		35,130	124.00	S40.04.01 S45.04.01 (延)
	福 岡	若久川	福岡市南区若久字林の下475番の 2地先の若久橋	那珂川への合 流点	2,430	6.70	S46.12.28
	"	糠塚川	(左岸)福岡市南区大字柏原字寺 ゴモリ487番1地先 (右岸)福岡市南区大字柏原字山 ノ口1010番地先	樋井川への合 流点	660	2.00	S53.10.14
	"	樋井川	福岡市南区大字柏原字山田715 番の1地先の砂防堰堤		12,875	29.20	S40.04.01
関城 南 係 区	福 岡	七隈川	福岡市城南区七隈一丁目1142番 の3地先の城南橋	樋井川への合 流点	2,155	4.60	S46.12.28

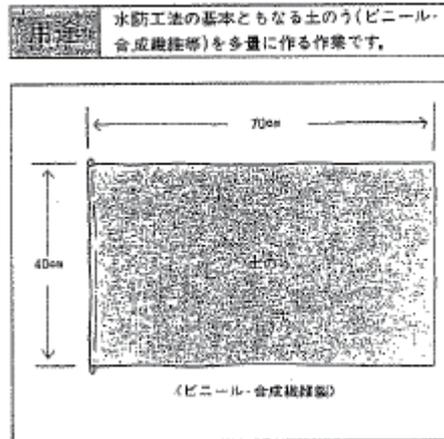
区分	所管 県土整備 事務所	河川名	指 定 区 間		河川延長 (m)	流 域 (km ²)	指定年月日
			上 流 端	下 流 端			
早 良 区	福 岡	室見川	福岡市早良区大字曲淵字山除77番地先の曲淵水源地堰		16,330	99.10	S40.04.01
	"	金屑川	福岡市早良区重留五丁目803番地先の重留橋	室見川への合流点	9,555	12.80	S40.04.01
	"	油山川	福岡市早良区大字野芥91番地先の西油山橋	金宵川への合流点	3,800	5.20	S40.04.01
	"	椎原川	福岡市早良区大字椎原字小野641番地先の梅津原堰	室見川への合流点	5,298	21.70	S40.04.01
	"	小笠木川	福岡市早良区大字小笠木字山添124番地先の砂防堰堤	椎原川への合流点	4,000	14.20	S40.04.01
	"	坊主川	(左岸)福岡市早良区大字石釜字ドウ原3番地先 (右岸)福岡市早良区大字西字上広瀬2333番地先	室見川への合流点	1,280	1.50	S40.04.01
	"	唐原川	坊主川からの分派点	"	300	1.70	S40.04.01
	"	蟹又川	(左岸)福岡市早良区大字石釜字ドウ原317番地先 (右岸)福岡市早良区大字石釜字ドウ原319番地先	"	685	1.30	S40.04.01
	"	小原川	(左岸)福岡市早良区大字石釜字アラタ275番地先 (右岸)福岡市早良区大字石釜字ドウ原331番地先	"	621	2.00	S40.04.01
	"	新飼川	(左岸)福岡市早良区大字石釜字ヲクノ1126番地先 (右岸)福岡市早良区大字石釜字新飼921番地先	"	399	2.00	S40.04.01
西 区	福 岡	日向川	福岡市西区大字吉武字長吉760番1地先の長石橋上流端	室見川への合流点	3,960	5.60	S40.04.01
	"	竜谷川	福岡市西区大字金武字荒谷338番1地先の県道橋	"	4,058	4.50	S40.04.01
	"	名柄川	福岡市西区苓岐団地1410番の1地先の吉川橋		4,500	8.60	S47.12.28
	"	十郎川	福岡市西区野方五丁目558番2地先の平底橋		3,971	6.60	S40.04.01
	"	江ノ口川	(左岸)福岡市西区今宿町字柳原644番地先 (右岸)福岡市西区今宿町字古賀832番1地先		1,700	4.30	S50.03.25
	"	七寺川	福岡市西区今宿上ノ原字上ノ原314番3地先の市道橋		2,630	8.30	S50.03.25
	福 岡 (前原支所)	瑞梅寺川	前原市大字瑞梅寺字ブジ366番地先の喜徳橋		12,841	52.60	S40.04.01
	"	川原川	前原市大字川原寺柿田674番地先の市道橋	瑞梅寺川への合流点	8,139	11.00	S40.04.01
	"	桜井川	福岡市西区大字草場字堤644番地先の堤橋		5,800	12.60	S40.04.01
	"	水崎川	福岡市西区元浜三丁目6番3地先の市道橋上流端	瑞梅寺川への合流点	3,190	5.26	H10.04.24
係	"	下の谷川	福岡市西区元浜一丁目16番11地先の市道橋上流端	水崎川への合流点	620	0.48	H10.04.24
	"	周船寺川	福岡市西区大字宇田川原字七田139番1地先の市道橋上流端	瑞梅寺川への合流点	4,580	9.12	H13.03.30

3 水位観測所一覧表(県所管)

土木 事務所名	河川名	観測所名	位 置	水 位										水位計 種 別
				零点高	堤 防 高		水防団 待機	はん濫 注意	避 難 判 断	はん濫 危 険	既往最高水位			
					左 岸	右 岸					年 月 日	水 位		
福 岡	大根川	庄 橋	古賀市大字庄	3.513	3.7	3.7	0.74	1.07	1.39	2.04	S31.8.27	3.20	普 通 臨 時	
福 岡	谷山川	石ヶ崎橋	古賀市大字庄	1.685	5.3	5.3	2	2.5		4.3	S31.8.27	3.80	普 通 臨 時	
福 岡	多々良川	金 川 橋	粕屋郡篠栗町大字篠栗	43.165	4.7	4.33	1.4	1.5		2.4	S28.6.28	3.80	普 通 臨 時	
福 岡 (鳴淵ダム)	多々良川	雨 水 橋	粕屋郡粕屋町大字江辻	3.63	4.21	3.34	1.2	2	2.1	2.4			テレメーター	
福 岡 (鳴淵ダム)	多々良川	上町下流	粕屋郡篠栗町 大字篠栗字河原田	39.74	5.55	5							テレメーター	
福 岡 (猪野ダム)	猪野川	猪 野	粕屋郡久山町大字猪野	52.4	2.97	3.03					H13.6.20	0.90	テレメーター	
福 岡	須恵川	扇 橋	粕屋郡粕屋町大字仲原	3.863	2.88	2.75		1.5		2.2	H11.6.29	3.50	普 通 臨 時	
福 岡	宇美川	片峰新橋	粕屋郡志免町大字志免	8.41	5.39	5.37	2	2.8	3.2	4.2	H15.7.19	5.36	テレメーター	
福 岡	宇美川	二又瀬橋	福岡市東区社領3丁目	1.77	3.57	3.43		1.6		2.5	H11.6.29	4.00	普 通 臨 時	
福 岡	御笠川	山 王 橋	福岡市博多区東比恵4丁目	-0.29	7.17	7.22	2.6	3.5	4.1	4.7	H15.7.19	5.93	テレメーター	
那 珂	御笠川	隅 田 橋	福岡市博多区西月隈5丁目	8.29	5.97	5.65	1.7	2.6	2.78	3.2	H15.7.19	3.87	テレメーター	
福 岡	那珂川	稲 荷 橋	福岡市博多区住吉4丁目	0.299	4.3	4.5		1.9		2.9	H11.6.29	3.70	普 通 常 時	
那 珂 (南畑ダム)	那珂川	下 日 佐	福岡市南区 大字下日佐字日佐	7	5.2	4.7	3	3.6	3.68	4.1	H15.7.19	5.51	自 記 テレメーター	
那 珂 (南畑ダム)	那珂川	網 取	筑紫郡那珂川町 大字五ヶ山字網取	277.2	4.2	10.36	2.73	3.07		3.57	S38.6.30	3.20	自 記 テレメーター	
那 珂 (南畑ダム)	那珂川	東小河内	筑紫郡那珂川町 大字五ヶ山字小河156-3	355	4.9	5	1.7	2		2.4	S38.6.30	2.50	自 記 テレメーター	
那 珂 (南畑ダム)	那珂川	板 屋	福岡市早良区大字板屋 字篠五郎屋敷346-2	522.5	2.5	2.4	1.4	1.7		2	S38.6.30	1.80	テレメーター	
福 岡	樋井川	田 島 橋	福岡市城南区田島	2	4.47	5.24	1.8	2.6	2.7	3.3	H15.7.19	2.85	テレメーター	
福 岡	室見川	橋 本 橋	福岡市西区橋本	3.32	6	5.94	3	3.5	3.7	3.9	H15.7.19	3.94	テレメーター	
前 原	瑞梅寺川	池 田 川 橋	前原市大字池田	8.33	3.5	3.5	1.4	1.7		2.8	H3.9.14	3.20	普 通 常 時	
前 原	瑞梅寺川	池 田	前原市大字池田字大日川原	10.13	3.47	3.47	1.3	1.75	2.1	2.8	S55.8.30	3.08	テレメーター	
前 原	瑞梅寺川	キ ト ク	前原市大字瑞梅寺字キトク	213.5	2.5	2.5	1.7	1.7		1.9	H3.9.14	1.45	テレメーター	
前 原	川原川	天 神 橋	前原市大字井田	22.31	2.3	2.3	0.9	1.2		1.9	H3.9.14	2.30	普 通 臨 時	

4 水防工法

水防準備工 土のう作り

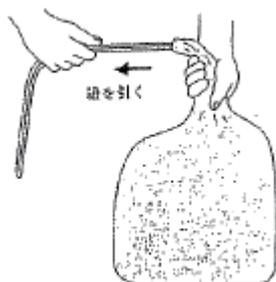


スコップで6~7杯の土を入れますと、袋の約7~8割になります。その重さは、およそ30~50kgです。



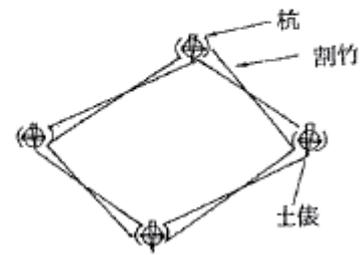
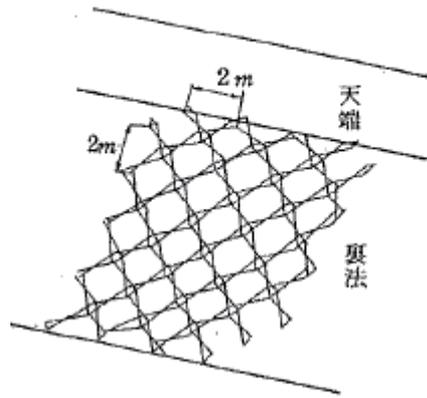
袋のはしに出ている紐をひいて、袋の口をしぼります。

しぼり終わりましたら、紐を2~3回まわして、紐の出口を上から下へ通し、引いて締めます。



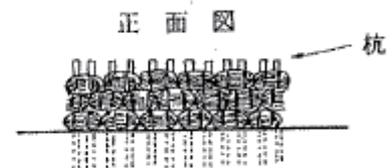
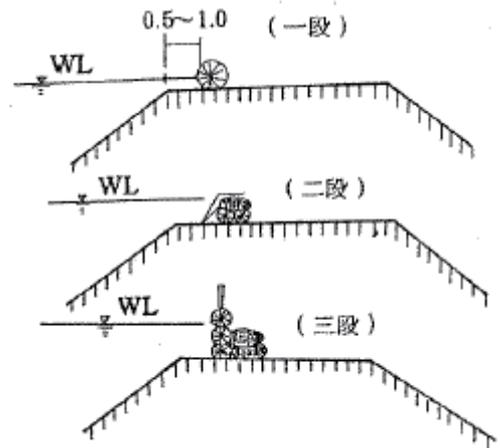
かご止め工

- 1 目的 裏法堤腹の亀裂又は崩壊防止
- 2 材料 杭木（長 1.8m位）割竹，縄，土俵，粗梁（敷組朶用）
- 3 工 作
 - 1. 法面に杭を千鳥に打込み斜に各杭を割竹にて繋ぎ合わせる。
 - 2. 杭毎に重り土俵を載せる。
 - 3. 若し堤体が軟弱な場合は敷組朶をなし重り土俵をのせる。



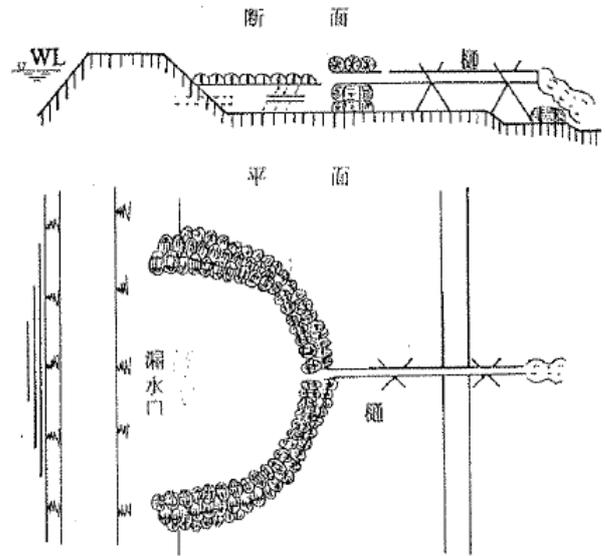
積土のう工

- 1 目的 溢水防止
- 2 材料 土のう又は土俵，木杭（又は竹杭）塊土
 - 1. 表法肩が欠けこんでも差支えないように肩から 50 cm～1 m引き退けて所要の高さに土俵を積み上げる。
 - 2. 1段積みときは手長又は小口積とし，俵の継目に粘土を填めて充分に踏み固め葎やわらなどで押しあてて浸水を防ぐ。
 - 3. 3俵重ねのときは木杭又は竹杭を串差しとする。



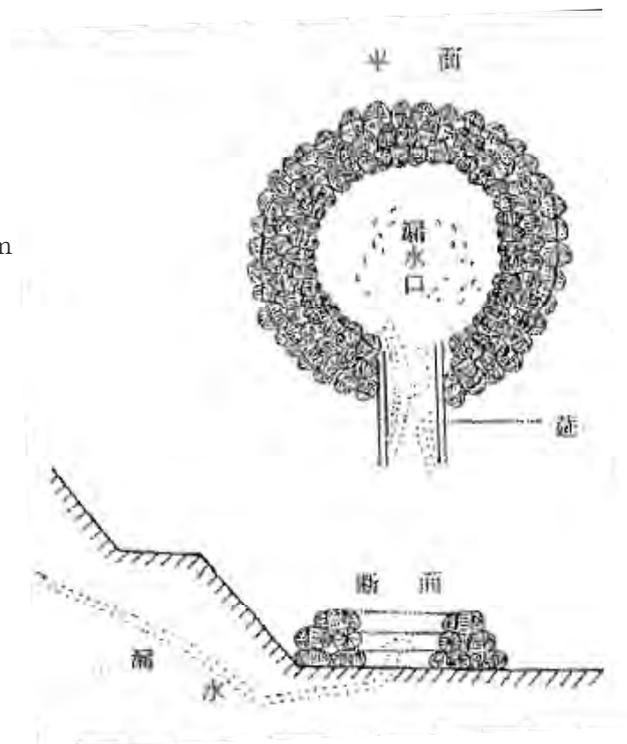
月の輪工

- 1 目的 堤防裏法の漏水を堰き上げて圧力を弱める。
- 2 材料 土のう又は土俵、葎、塊土、樋、杭木
- 3 工法
1. 漏水法の周囲法先に水圧を弱め得る程度の高さに土俵を半月状に積み上げる。(半径1.5m~2m位)
 2. この中に漏水をためて上透水を堤内の水路等に放流させる。
 3. 上透水の流口には葎をあてその先に樋をかけて導く。
 4. 土俵と土俵の間には塊土を詰め充分踏固めて空隙より漏水を防ぐ。



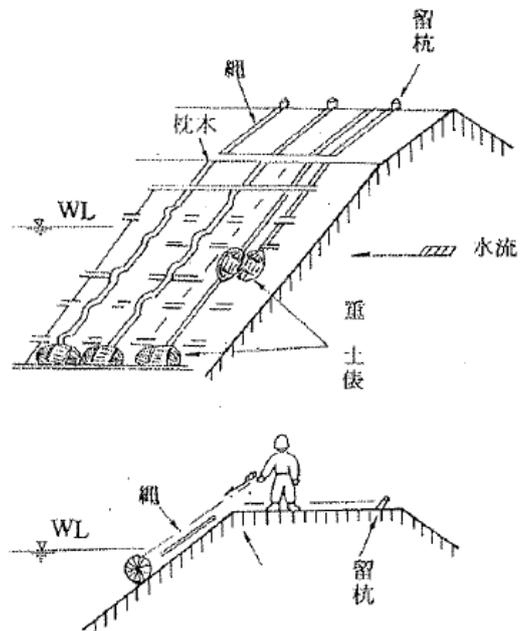
釜段工

- 1 目的 裏法尻平場の漏水或は噴水を堰き上げて圧力を弱める。
- 2 材料 土のう又は土俵、塊土、葎、縄
- 3 工法
1. 漏水口又は噴出口の周囲に直径2.3mの環状に土俵を積み上げこの内に水を堰き上げて圧力を弱める。
 2. 水流しに葎をあて上透水を緩やかに放流させる。
 3. 土俵と土俵の間に塊土を詰め込んで充分踏み固め漏水を防ぐ。
 4. 土俵が3段以上のときは杭を差し又は杭柵にして崩れを防ぐ。



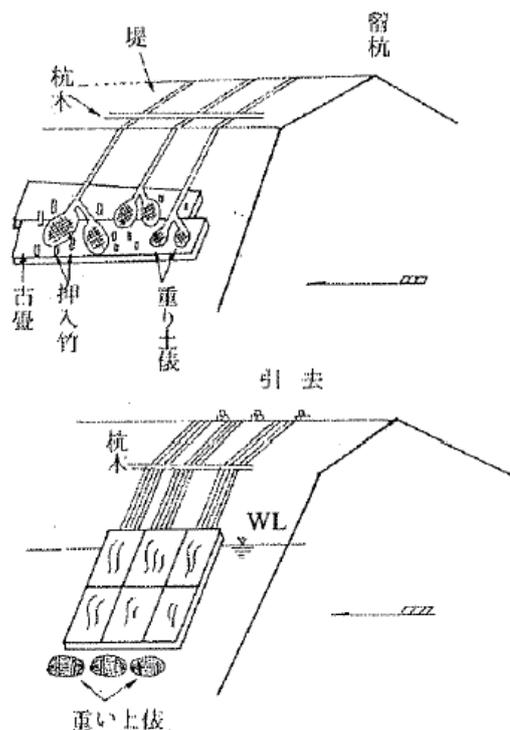
蓆張り工

- 1 目的 堤防表法の崩潰及び透水の防止
- 2 材料 蓆, 二子縄, 土俵, 竹, 留杭, 枕木用丸太
- 3 工法
 1. 崩潰面の大きさに応じて蓆を4~9枚深く重ね合わせて縄で縫い合わせる。
 2. 蓆の上, 下端及び途中継ぎ目の処に竹を縫いつけ, なおその中を竹を以ってあらく針子縫をする。
 3. 蓆の下端に重り土俵をとりつけ, 2本撚りの縄でこの土俵と各々の骨竹を繋いで直接蓆に荷がかからないようにして天端の留杭に結束する。
 4. 重り土俵を芯にして蓆を巻き, 天端から廻し縄を徐々にゆるめて垂れおろす。
 5. 蓆を垂れ降すときに命綱を腰につけた介錯人が水中に入って蓆の上流側に別途重り土俵を載せて漏り止める。
 6. 法肩に枕木を置く。



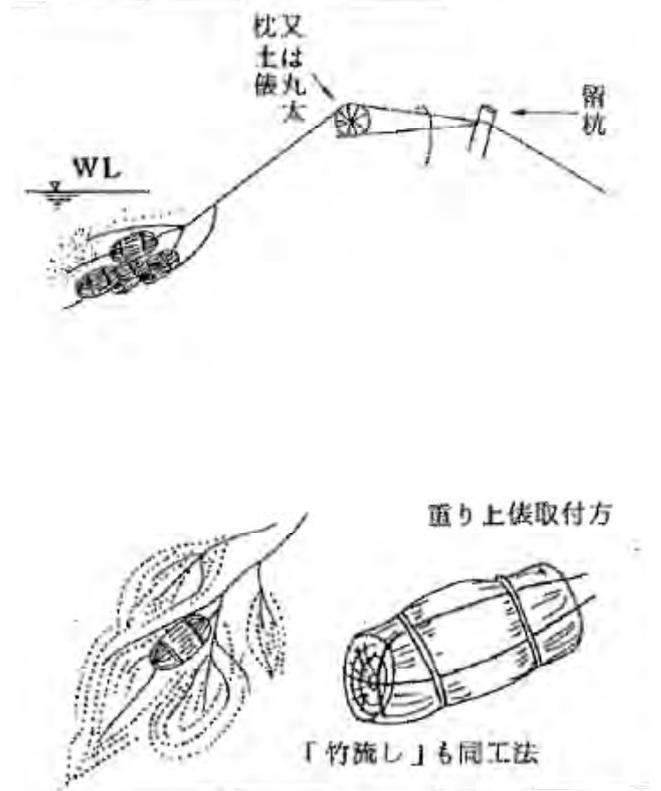
畳張り工

- 1 目的 堤防表法の崩潰及び透水防止
- 2 材料 古畳, 土俵(重り用)縄(重り土俵繋ぎ用)留杭, 枕木用丸太, 押え竹(長さ90cm位の尖げ竹手で押え込める程度の大きさ)
- 3 工法
 1. 崩潰面へ所要数の古畳を押し当て数カ所に尖げ竹をつき差して固定させる。
 2. その上に重り土俵をのせ重り土俵の繋縄は天端の留杭に繋ぐ。
- 4 別法
 1. 畳を崩潰箇所の大きさに応じて2~6枚縄を以て繋ぎ合わせ, 重り土俵をつけて堤防天端から鉄線又は綱で吊り下げる。
 2. 必要に応じて上流側に蓆張りの場合と同様重り土俵で畳を押えて漏り止めとする。



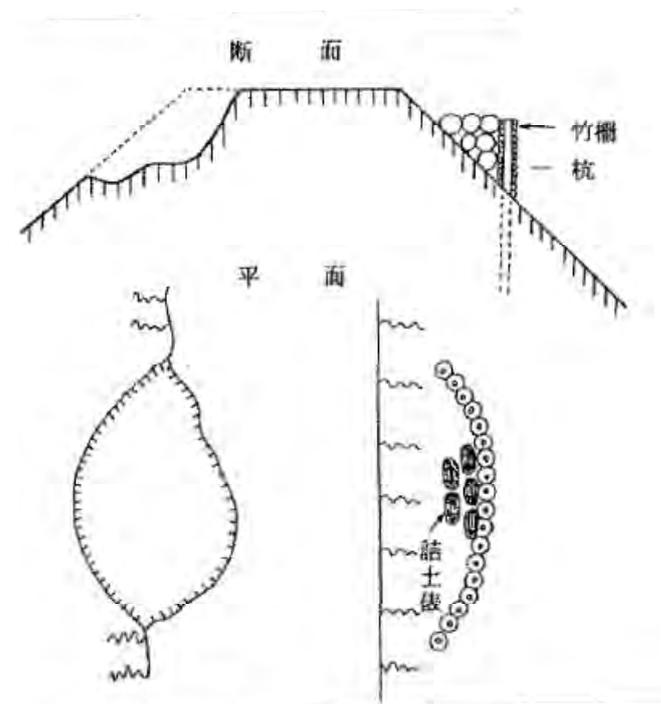
木 流 し 工

- 1 目 的 流木を緩和して堤防表法面先堀の拡大防止（急流河川に適する。）
- 2 材 料 樹幹（松、杉、ナラ、柳等枝葉の茂ったもの）土のう又は土俵、留杭、鉄線（又は縄、割竹）
- 3 工 法
 1. 樹木の枝に重り土俵を結びつけて木の根元を鉄線又は割竹或は丈夫な縄で縛る。
 2. この樹木を上流より流しかけて洗掘法面に落着くようにし梁縄を天端の留杭に結びつける。
 3. 樹木を流すときに命綱を腰につけたものが水中に入り介錯する。
 4. 表法肩に枕土俵（又は丸太）を入れる。
 5. 枝を用いる場合は数本結束して用い立木のない処では葉付竹で「竹流し」をする。



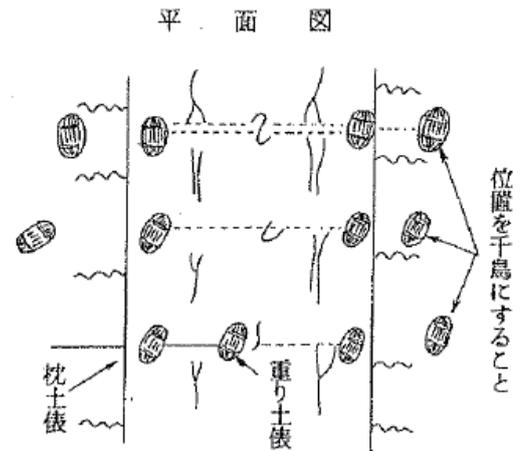
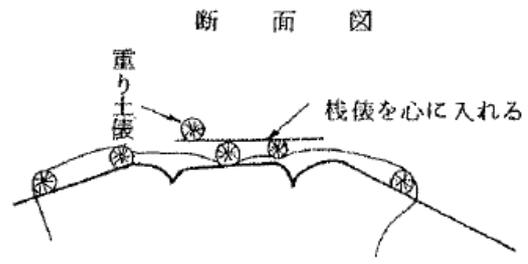
築 廻 し 工

- 1 目 的 崩潰堤防断面の補強
- 2 材 料 杭木、竹、土のう又は土俵
- 3 工 法
 1. 杭を 90 cm 間隔に打ち込み、これに竹柵を編み付ける。
 2. 内部に土俵を詰める。
 3. 表法崩潰箇所にて葎張等を行って拡大防止をする。



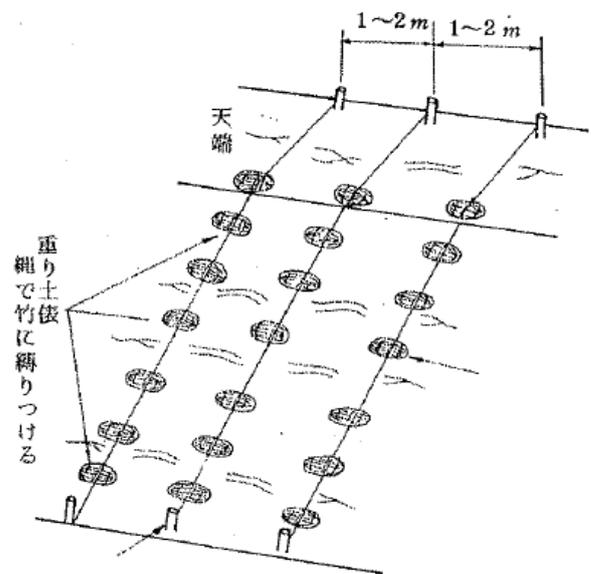
折返し工

- 1 目的 堤防天端の亀裂拡大防止
- 2 材料 土のう又は土俵、棧俵、縄、竹（目通り径 4.5 cm位）
- 3 工法
 1. 天端の表法と裏法に竹を突きさしその根元に土俵を置き、之を枕にして竹を折りまげる。
 2. 天端で双方の竹を折り返して引きかけ縄で結束する。
 3. 竹の折り返し部分は折損じ安いため棧俵などを丸めて芯にする。
 4. 竹の縛り具合をよくするため天端に枕土俵をさし込み重り土俵をのせる。折返しを数組施行する場合は竹の建て込み位置を千鳥形にして亀裂の生じないようにする。



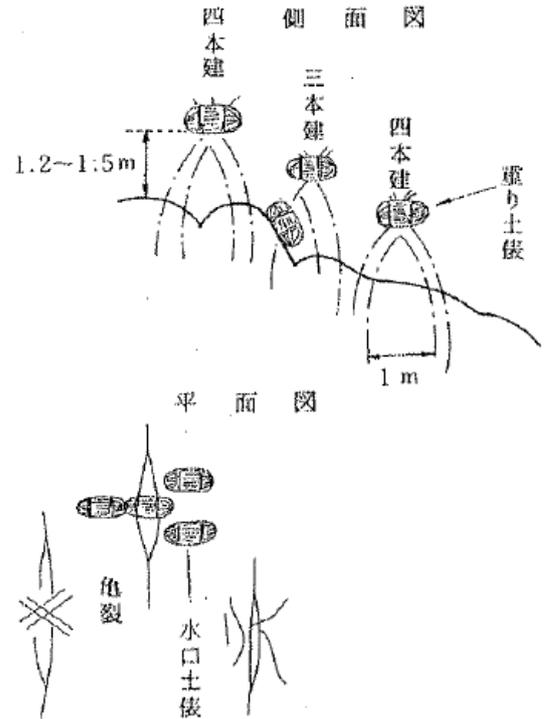
繫ぎ縫工（繫竹工）

- 1 目的 亀裂を縛って崩壊を防止する。
- 2 材料 土俵又は土のう、竹（目通り径 3 cm位）縄、杭（長 2.7m～3.6m末口 3 cm～9 cm）
- 3 工法
 1. 法尻に杭を 1m～2m 間隔に打ち込み、この杭に竹を縛りつける。
 2. 天端にも同様杭を打って竹を縛りつけこの双方の竹を約 2m の継手を残して折り曲げ縄で縛る。
 3. 法肩に枕土俵をさし込み次に重り土俵をのせて縄で竹に縛りつける。



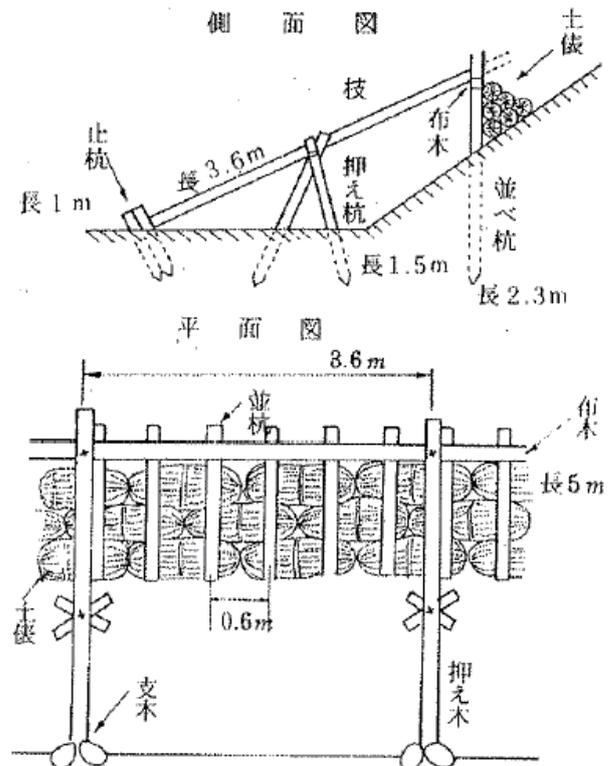
五 徳 縫 い 工

- 1 目 的 裏法或は天端の亀裂，崩潰の拡大防止
- 2 材 料 竹（径3 cm位）土俵又は土のう，縄
- 3 工 法
1. 竹を3本又は4本一辺1 m位の三脚又は四脚に堤体深く突き差し地上1.2m~1.5m位の所を縄で結束する。
 2. これに重り土俵をのせる。
 3. 施行箇所の地盤が特に軟弱なとき又は張芝のないときは夫々の竹に沓土俵を用いる。
 4. この工作を行った後法先に力杭を打つ。



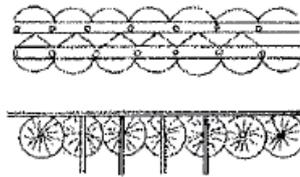
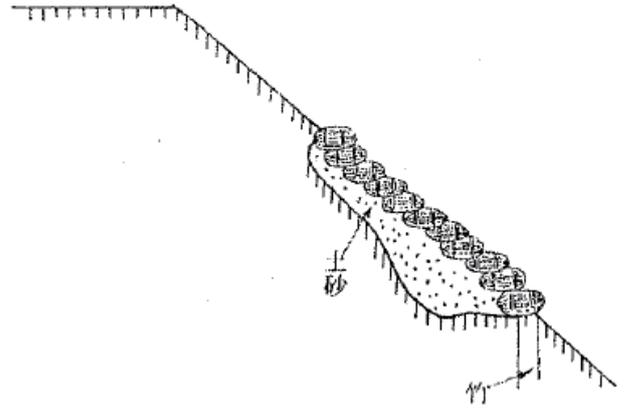
杭 打 積 土 俵 工

- 1 目 的 堤防裏法崩潰防止
- 2 材 料 並杭（長2.3m），布杭（長4.6m）
支木（長1 m），押杭（長1.5m）
止杭（長1 m），土俵又は土のう，縄
- 3 工 法
1. 裏法面に並べ杭を打込み上部に布木にとりつける。
 2. 支木を並べ杭6本につき1本位の割合でとりつけ，支木の根元には止を杭2本並べて打込んで止める。
 3. 支木を押さえるために支木の間中に押杭を2本合掌に打込み縄で縛る。
 4. 並杭と法面との間に土俵を長手に積み上げる。
 5. 尚，支木が外れない様に，必要に応じて押杭の頭と止杭の所に重り土俵をのせる。



土俵羽口工

- 1 目的 裏法崩潰箇所の補強
- 2 材料 土俵又は土のう、竹（目通り周 3 cm～9 cm）縄、土砂
- 3 工法
 1. 土俵を小口並べに一層積んで蛇腹編としてその上に土を布いて踏み均す。
 2. 順次半俵引きの勾配で土俵を積み上げ内側に土砂を詰めて踏み固める。



5 水防信号

水防法第 20 条第 1 項の規定により、水防に用いる信号は、次のとおりとする。

種類	説明	警 鐘 信 号	サイレン信号
第一信号	はん濫注意水位に達したことを知らせるもの	○休 止 ○休 止 ○休 止	(約 5 秒) (約 15 秒) (約 5 秒) (約 15 秒) (約 5 秒) ○— 休 止 ○— 休 止 ○—
第二信号	水防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	(約 5 秒) (約 6 秒) (約 5 秒) (約 6 秒) (約 5 秒) ○— 休 止 ○— 休 止 ○—
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が水防の応援のために出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	(約 10 秒) (約 5 秒) (約 10 秒) (約 5 秒) (約 10 秒) ○— 休 止 ○— 休 止 ○—
第四信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの	乱打	(約 1 分) (約 5 秒) (約 1 分) ○— 休 止 ○—

- (1) 信号は適宜の時間継続すること。
- (2) 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。
- (3) 危険が去ったときは口頭伝達により周知させること。

6 重要水防箇所及び危険区域

○ がけ崩れ

区名	整理 番号	所 在 地	規 模		避 難 場 所	備 考
			高 さ m	長 さ m		
東 区	1	志賀島 弘 (1)	12	100	弘自然休養村管理センター	自然がけ(一部急傾斜地指定)
	2	和白5丁目	10	230	和 白 公 民 館	〃
早 良 区	1	脇山谷 (納骨堂東側)	15	140	早 良 中 学 校	〃
	2	脇山1丁目 (日吉神社東側)	10	150	〃	〃
	3	椎原北田 (光善寺付近)	50	200	椎 原 公 民 館	〃
	4	飯場笹ノ尾 (真教寺付近)	30	170	曲 淵 小 学 校	〃
西 区	1	愛宕2丁目 (愛宕神社南西側)	30	560	姪 浜 小 学 校	〃
	2	愛宕3丁目 (愛宕神社南東側)	12	400	愛 宕 小 学 校	〃
	3	横浜2丁目 (今山東側)	50	120	玄 洋 中 学 校	〃
	4	横浜2丁目 (今山西側)	50	300	玄 洋 中 学 校	〃
	5	元岡馬場 (元岡町公民館東側)	5	110	元 岡 公 民 館	〃
	6	元岡童ノ前 (大坂の池南側)	10	120	〃	〃
	7	桑原飛櫛 (四所神社裏)	15	210	桑 原 公 民 館	〃
	8	桑原中ノ谷 (観音堂北側)	15	110	〃	〃
	9	桑原錦田 (平川池東側)	40	130	〃	〃
	10	草場村上 (大谷池北側)	20	140	草 場 野 菜 集 荷 場	〃
	11	小田小賦倉 (小田公民館南側)	25	50	北 崎 小 学 校	〃
	12	小田森 (熊野神社付近)	9	150	〃	〃
	13	下山門大谷 (生の松原)	40	185	西 陵 中 学 校	〃

○ 河 川

重 要 度		選 定 基 準
A	背後地に家屋密集地、あるいは主要公共施設（鉄道、主要道路等）があり、甚大な被害が予想されるもの	(1) 無堤防箇所、あるいは堤防があっても高さ腹付共不足して、その箇所から浸水・決壊することにより重大な災害を起こす恐れのある箇所
B	背後地の家屋あるいは公共施設に被害が予想されるもの	(2) 過去に災害が多発し、一応復旧は行われているが、根本的な改良工事が行われていないため、大災害が予想される箇所
C	背後地の農地（田畑等）に被害が予想されるもの	(3) 過去に災害はないが、水衝部で、大洪水時に越流決壊等大災害が予想される箇所

区名	整理番号	水系名	河川名	左・右岸別	重要度		水防区域		避難場所	備考
					種別	級別	延長m	箇所		
東 区	1	香 椎 川	浜 男 川	左・右	洗掘溢水	A	130	香椎駅前1丁目	香椎小学校	住宅市街地総合整備事業で施工中
	2	"	宮 北 川	右	溢 水	B	600	香椎3丁目	香椎高校	
	3	"	香 椎 川	左・右	溢 水	A	300 300 150	香椎1丁目 香椎2丁目 香椎4丁目	香椎高校	
	4	多々良川	多々良川	右	溢 水	B	500	多々良1丁目	多々良中央中学校	広域河川改修事業で施工中
	5	"	須 恵 川	左・右	溢 水	A	200 100	原田	筈松会館、松島会館 箱崎清松中学校	
	6	"	"	左・右	溢 水	A	1,180	原田4丁目 松田3丁目	松島小学校 箱崎清松中学校	
	7	"	久 原 川	左	溢 水	C	580	蒲田	蒲田会館	局部改修事業済
博多区	1	御 笠 川	諸 岡 川	左 右	溢 水	B	200 200	南八幡町	三筑小学校	
中 央 区	1	樋 井 川	樋 井 川	右	溢 水	A	500	地行2、3丁目	当仁公民館	床上浸水対策特別緊急事業で施工中
	2	"	"	右	崩 壊	A	1,000	六本松4丁目 梅光園 外	草香江公民館	床上浸水対策特別緊急事業で施工中
	3	"	"	右	溢 水	A	290	鳥飼1丁目	草ヶ江公民館 南当仁小学校	床上浸水対策特別緊急事業で施工中
	4	那 珂 川	薬院新川	左・右	溢 水	A	250 250	渡辺通5丁目	春吉小学校 春吉公民館	まちづくり交付金事業で施工中
	5	"	那 珂 川	左	溢 水	A	200	春吉1丁目	草ヶ江公民館 南当仁小学校	床上浸水対策特別緊急事業で施工中
南 区	1	那 珂 川	那 珂 川	左	溢 水	B	120	向新町1丁目	野多目公民館 野多目小学校	床上浸水対策特別緊急事業で施工中
	2	"	"	右	洗掘溢水	A	100	横手1丁目	横手中学校	床上浸水対策特別緊急事業で施工中
	3	"	若 久 川	右・左	溢 水	A	200	若久3丁目	東若久小学校	
城 南 区	1	樋 井 川	樋 井 川	左	溢 水	A	250	田島4丁目	田島公民館	床上浸水対策特別緊急事業で施工中
	2	"	"	右	溢 水	A	120	友泉停	友泉中学校	床上浸水対策特別緊急事業で施工中
	3	"	"	左	溢 水	A	200	鳥飼4丁目	鳥飼小学校 鳥飼公民館	床上浸水対策特別緊急事業で施工中
	4	"	"	右・左	溢 水	A	1200	長尾1、2、3丁目	長尾小学校 長尾公民館	床上浸水対策特別緊急事業で施工中
早 良 区	1	樋 井 川	樋 井 川	左	溢 水	A	500	西新	西新公民館	床上浸水対策特別緊急事業で施工中
	2	室 見 川	油 山 川	左・右	洗掘溢水	B	300 300	野芥・梅林	野芥小学校・田隈公民館 梅林中学校	
	3	"	金 屑 川	左・右	洗掘溢水	A	2,500 2,500	田隈	田隈小学校・田隈中学校 賀茂小学校・次郎丸中学校	都市基盤河川改修事業で施工中
	4	"	椎 原 川	左・右	護岸崩壊 益水崩壊	A	4,830 4,830	椎原	脇山小学校	一部護岸改修済（県）
	5	"	荒 谷 川	左・右	洗 堀 護岸崩壊	C	100 50	大字椎原	脇山小学校	護岸改修済
	6	"	椎 原 川	右	洗掘溢水	B	1,500	大字脇山	脇山小学校	
	7	"	小 笠 木 川	左右	洗掘溢水	B	1,170 1,170	小笠木	脇山小学校	

区名	整理 番号	水系名	河川名	左・右 岸 別	重 要 度		水 防 区 域		避 難 場 所	備 考
					種 別	級 別	延 長m	箇 所		
西 区	1	瑞梅寺川	瑞梅寺川	右	溢 水	A	2,650	田尻	上川原公民館	広域河川改修事業で施工中
	2	瑞梅寺川	周船寺川	左	溢 水	B	70	田尻1丁目	田尻本村公民館	都市基盤河川改修事業で施工中
	3	〃	〃	左	溢 水	B	150	周船寺2丁目	周船寺小学校	
	4	〃	〃	右	護岸洗掘	B	50	田尻	田尻町公民館	
	5	室見川	日向川	左	崩 壊	B	100	飯盛	壱岐丘中学校	

○ 溜 池

区名	整理 番号	溜 池 名	所 在 地	構 造	貯水量 m ³	堤高 m	危険施設名	避難場所	摘 要
東 区	1	大蔵池	大字上和白字大蔵131	土堰堤	133,600	6.9	地山法面浸食	和白東小学校	
	2	樽見池	大字勝馬字江尻314	〃	1,600	3.5	堤防法面浸食	勝馬小学校	
	3	永浦池	大字美和台字新町498	〃	24,700	6.8	地山法面浸食	美和台小学校	
	4	高美池	高美台2丁目411	〃	41,500	5.4	堤防法面浸食	和白東小学校	
	5	塚本池	下原1丁目1265	〃	67,000	8.0	堤体漏水	香椎・下原小学校	
	6	津志ヶ谷上池	大字香椎字井ノ本922	〃	2,710	4.4	地山部浸食	香椎東小学校	
	7	獅子堀池	唐原6丁目125	〃	12,000	4.5	地山法面浸食	香住丘小学校	
	8	イボリ池	青葉1丁目624	〃	7,700	3.9	堤防法面浸食	青葉小学校	
	9	小叶池	大字志賀島字松尾1638	〃	1,500	3.7	地山法面浸食	志賀島小学校	
	10	山ヶ下旧池	大字下原字山ヶ下524	〃	1,100	3.2	堤体漏水	香椎下原公民館	
	11	山ヶ下新池	大字下原字山ヶ下533	〃	1,600	4.1	堤体漏水	香椎下原公民館	
	12	山の神池	大字下原字北ヶ浦322	〃	16,000	8.1	堤体漏水	香椎下原公民館	
	13	湯の浦下池	名子3丁目893外1	〃	85,200	7.0	地山法面浸食	青葉小学校	
	14	菰池	大字香椎字小作1551	〃	22,400	7.2	地山法面浸食	香椎東小学校	
	15	松葉谷池	松香台1丁目223	〃	9,000	4.8	地山法面浸食	香椎小学校	
	16	六田々池	青葉2丁目173-1外1	〃	53,200	5.1	地山法面浸食	青葉小学校	
博 多 区	1	夫婦池	ほ竹丘町1丁目23外1	土堰堤	33,800	4.0	堤体漏水	那珂南小学校	
	2	中尾池	南本町1丁目42	〃	27,400	4.5	堤体漏水	三筑小学校	
	3	斉藤池	青木2丁目102-1	〃	25,800	5.2	地山法面浸食	蓆田小学校	
	4	北ノ浦池	東平尾1丁目82	〃	43,900	7.1	堤体漏水	蓆田小学校	
南 区	1	老司大池	老司5丁目634	土堰堤	106,700	5.5	地山法面浸食	老司小学校	
	2	若久池	屋形原1丁目517	〃	35,300	6.5	地山法面浸食	花畑小学校	
	3	野多目大池	野多目4丁目684	〃	186,800	4.4	地山法面浸食	福翔高等学校	
	4	源蔵池	桧原4丁目98-1	〃	134,000	6.8	地山法面浸食	桧原運動公園	
	5	蓮葉日佐池	日佐3丁目39	〃	37,000	3.4	地山法面浸食	弥永東公園	
城 南 区	1	寒地古池	大字片江字鳥越51	土堰堤	1,500	3.7	堤防法面浸食 地山法面浸食	片江中学校	
	2	若宮池	七隈6丁目346	〃	27,100	5.6	堤防法面浸食 地山法面浸食	七隈小学校	
	3	熊本池	梅林3丁目109	〃	39,200	5.6	堤防法面浸食 地山法面浸食	梅林中学校	
	4	小袖池	片江5丁目1504	〃	15,100	4.1	堤防法面浸食 地山法面浸食	片江小学校	
	5	ドンボ谷池	大字片江字倉瀬戸109-2	〃	17,400	5.5	地山法面浸食	片江中学校	
	6	井出池	大字東油山字駄ヶ原176	〃	8,900	3.7	地山法面浸食	油山公園	
	7	西の堤池	片江5丁目1572-1	〃	85,400	5.0	地山法面浸食	片江小学校	

区名	整理番号	溜池名	所在地	構造	貯水量 m ³	堤高 m	危険施設名	避難場所	摘要
早良区	1	城の原池	大字脇山字内ノ畑431	土堰堤	3,200	7.0	堤防法面浸食 地山法面浸食	脇山小学校	
	2	内の畑(2)池	大字脇山字内ノ畑441	〃	1,400	4.5	堤防法面浸食 地山法面浸食	脇山小学校	
	3	山田池	重留5丁目212	〃	9,900	8.5	堤体盛り土	入部小学校	
	4	内の畑(1)池	大字脇山字内の畑407	〃	1,500	3.6	堤防法面浸食 地山法面浸食	脇山小学校	
	5	嘉平池	大字梅林637	〃	83,600	8.6	堤体漏水	野芥公民館	
	6	堀切(1)池	大字東入部字堀切820	〃	3,500	3.4	堤体漏水	早良公民館	
	7	樋の谷池	大字脇山字樋ノ谷386	〃	3,100	3.8	堤防法面浸食 地山法面浸食	野田公民館	
	8	新池	大字西字長尾2485-2	〃	11,400	3.8	堤防法面浸食 地山法面浸食	内野小学校	
西区	1	多々羅池	大字能古字多々羅1094	土堰堤	520	3.0	堤体漏水	能古公民館	
	2	中原池	大字金武字中原1910	〃	11,000	5.0	堤防法面浸食 地山法面浸食	金武小学校	
	3	伊田尻池	大字西入部717	〃	9,300	5.1	堤体漏水	早良公民館	
	4	嘉平池	大字梅林637	〃	83,600	8.6	堤体漏水	野芥公民館	
	5	浦田上池	大字金武字平原1442-2	〃	20,000	7.3	堤防法面浸食 地山法面浸食	金武小学校	
	6	山屋敷池	大字羽根戸字山屋敷829	〃	4,500	5.5	堤体漏水	彦岐丘中学校	
	7	堂面池	大字吉武字堂面596	〃	15,000	7.1	堤防施設老朽化	金武公民館	
	8	妙見崎下池	大字金武字妙見崎1150	〃	20,000	6.5	堤体漏水	金武小学校	
	9	杉谷池	大字能古字東谷557	〃	4,300	7.2	堤体漏水	能古小学校	
	10	西山下池	大字金武字西山270	〃	14,200	6.8	堤防法面浸食 地山法面浸食	金武小学校	
	11	菅ノ浦池	大字金武字平原1398	〃	14,000	6.5	堤防法面浸食	金武小学校	
	12	鳥越池	大字吉武字鳥越670	〃	46,000	7.0	堤防法面浸食	金武小学校	
	13	袖ノ木池	大字元岡字袖ノ木2,700	〃	10,000	6.00	堤防施設老朽	元岡小学校	
	14	東谷池	大字飯氏字四ツ谷53	〃	15,000	8.50	堤体漏水	周船寺小学校	
	15	城山旧池	今津字城山4,084	〃	8,400	5.00	地山法面浸食	今津小学校	
	16	瓜尾池	大字元岡字瓜尾873	〃	35,000	4.60	地山法面浸食	元岡小学校	
	17	中谷池	大字女原字上の谷405	〃	12,100	5.80	堤体漏水	周船寺小学校	
	18	黒貝下池	今宿上ノ原字上ノ原250	〃	6,300	5.20	堤防施設老朽	今宿小学校	
	19	ウソノロ池	今宿上ノ原字ウソノロ565	〃	20,300	4.70	堤体漏水	今宿小学校	
	20	西の原池	今宿上ノ原字十瀬636	〃	32,400	4.7	地山法面浸食	今津小学校	
	21	武瀬下池	大字小田字武瀬1,114	〃	1,400	4.0	地山法面浸食	北崎小学校	
	22	湯溜池	大字周船寺ユタメ175-2	〃	187,700	6.3	地山法面浸食	周船寺小学校	
	23	黒貝上池	今宿上ノ原字上ノ原251	〃	2,400	4.0	堤防法面浸食	今津小学校	
	24	後田池	今津字三廻田968	〃	20,100	6.0	堤防施設老朽	今津小学校	
	25	柳生町池	大字太郎丸イカ町458	〃	50,500	4.8	堤体漏水	元岡小学校	
	26	焼山池	今宿上ノ原字焼山188	〃	7,800	4.6	堤防法面浸食	今宿小学校	
	27	千谷池	吉武字下センダン770	〃	10,100	4.8	堤防法面浸食	金武小学校	
	28	神子の浦	大字元岡字神子の浦1291	〃	11,800	5.0	堤防法面浸食	元岡小学校	
	29	荒田池	大字徳永408	〃	4,900	5.5	堤防法面浸食	周船寺小学校	

区名	整理番号	溜池名	所在地	構造	貯水量 m ³	堤高 m	危険施設名	避難場所	摘要
西 区	30	牟田坂池	大字飯氏621	土堰堤	69,300	6.8	堤体漏水	今宿公民館	
	31	上の原新池	今宿上ノ原254	〃	11,000	4.0	堤体漏水	今宿公民館	
	32	千里深谷池	大字千里字深谷110	〃	56,400	7.1	堤体漏水	周船寺小学校	
	33	地獄谷池	大字飯盛769	〃	600	4.0	堤体漏水	飯盛公民館	
	34	丈右衛門池	大字飯盛701	〃	60	2.7	堤体漏水	飯盛公民館	
	35	米栗池	大字元岡字米栗2802	〃	46,700	5.1	堤防法面浸食	元岡小学校	
	36	谷上補助池	今宿町字谷上497-2	〃	47,000	4.7	堤防法面浸食	今宿小学校	
	37	西山上池	大字金武字西山280-2	〃	6,300	5.1	堤防法面浸食	金武小学校	
	38	西ノ谷上池	大字飯氏字大谷4	〃	11,000	5.8	堤防法面浸食	周船寺小学校	
	39	谷口上池	大字宮浦字谷口	〃	800	2.2	堤防法面浸食	北崎小学校	
	40	斜ヶ浦池	生の松原4丁目1706	〃	62,600	5.3	施設老朽	生の松原小学校	
	41	政所池	大字飯盛字461	〃	2,800	3.8	排水口不良	金武小学校	
	42	深谷池	今宿上ノ原字相原875	〃	8,700	5.2	排水口不良	今宿小学校	
	43	イヤソノ池	今宿上ノ原字相原869	〃	1,200	2.9	排水口不良	今宿小学校	
	44	古新池	今宿上ノ原字相原884	〃	1,500	3.2	排水口不良	今宿小学校	
	45	大正池	大字徳永字アラタ389	〃	49,600	8.9	堤体法面浸食	徳永北公園	
46	田高田池	大字西浦	〃	24,400	7.1	堤体法面浸食	西浦公園		

○ 井 堰

区名	整理番号	井 堰 名	所 在 地	構 造	水路断面 m ²	堰高m	被災内容	避難場所	摘 要
東 区	1	前田(1)井堰	和白2丁目	板 堰	1.5×0.9	0.90	溢水・浸水	和白小学校	
	2	六反田井堰	香椎駅東3丁目	手動巻上堰	2.2×1.2	1.20	溢水・浸水	香椎第3中	
	3	乙井手井堰	原田4丁目	自動転倒堰	30.0×2.5	0.85	溢水・浸水	箱松小学校	
	4	原田4丁目井堰	原田4丁目	板 堰	2.0×1.0	1.00	溢水・浸水	箱松小学校	
	5	油田井堰	蒲田3丁目	手動巻上堰	2.2×1.0	1.00	溢水・浸水	多々良小学校	
	6	津屋井堰	多の津2丁目	スライドゲート	85×6.0	3.30	溢水・浸水	多々良中央中	
	7	砂子田井堰	松田3丁目	自動転倒堰	32.0×2.5	1.30	溢水・浸水	福岡中学校	
	8	橋本井堰	蒲田4丁目	自動転倒堰	4.0×1.2	1.20	溢水・浸水	青葉中学校	
	9	新留井堰	下原3丁目	手動巻上堰	3.7×2.3	1.60	溢水・浸水	下原小学校	
	10	片山井堰	久山町猪野川	固定井堰	26.5×3.2	1.40	溢水・浸水	青葉中学校	
	11	土井井堰	粕屋町多々良川辻	自動転倒堰	48.0×1.9	1.80	溢水・浸水	青葉中学校	
	12	一作井堰	名子2丁目	自動転倒堰	25.8×2.60	1.20	溢水・浸水	青葉中学校	
	13	油田(1)井堰	蒲田3丁目20	手動巻上堰	2.20×1.70	1.05	溢水・浸水	青葉中学校	
	14	油田(2)井堰	蒲田3丁目20	手動巻上堰	2.20×1.70	1.05	溢水・浸水	青葉中学校	
	15	高田井堰	多の津4丁目	自動巻上堰	6.50×1.65	1.65	溢水・浸水	多々良中央中	
	16	壁新開井堰	筥松新町	電動巻上堰	15.80×3.0	2.30	溢水・浸水	筥松小学校	
	17	部木原井堰	蒲田4丁目	自動転倒堰	2.05×1.55	0.95	溢水・浸水	青葉中学校	
	18	大井手井堰	原田4丁目	自動転倒堰	32.0×1.20	1.20	溢水・浸水	松島小学校	
	19	六ツ田井堰	蒲田3丁目	手動巻上堰	4.00×2.00	1.20	溢水・浸水	青葉中学校	
	20	ヒンドウ井堰	二又瀬新町	電動巻上堰	13.50×2.32	1.20	溢水・浸水	東吉塚小学校	
	21	上井手井堰	粕屋郡久山町	自動転倒堰	26.00×3.7	1.25	溢水・浸水	山田小学校(市外)	
	22	小東井堰	蒲田1丁目	自動転倒堰	22.75×4.0	1.75	溢水・浸水	青葉中学校	
博 多 区	1	宝満井堰	井相田3丁目	自動転倒堰	7.5×2.6	1.40	溢水・浸水	板付小学校	
	2	大坪小井堰	諸岡6丁目	手動巻上堰	1.8×0.8	0.65	溢水・浸水	三筑小学校	
	3	橋の下井堰	諸岡1丁目	固定井堰	2.0×1.0	1.00	溢水・浸水	板付北小学校	
	4	古川井堰	板付2丁目	電動巻上堰	4.00×2.00	1.20	溢水・浸水	板付北小学校	
	5	梅林堰	金隈1丁目	自動転倒堰	20.20×2.00	2.00	溢水・浸水	金隈公民館	
	6	打上り井堰	諸岡1丁目21	手動巻上堰	1.0×1.00	0.85	溢水・浸水	三筑小学校	
	7	深田下井堰	榎田2丁目	手動巻上堰	2.4×1.6	1.55	溢水・浸水	東光小学校	
	8	立野井堰	諸岡2丁目	自動転倒堰	15.60×5.0	0.90	溢水・浸水	板付小学校	
	9	下大坪井堰	諸岡6丁目	自動転倒堰	13.90×5.0	1.00	溢水・浸水	三筑小学校	
	10	大井手井堰	諸岡6丁目	自動転倒堰	7.60×1.20	1.20	溢水・浸水	板付中学校	

区名	整理番号	井堰名	所在地	構造	水路断面 m ²	堰高m	被災内容	避難場所	摘要
南区	1	老司井堰	老司2丁目	自動転倒堰	32×4.6	3.40	溢水・浸水	老司小学校	
	2	南片江6丁目井堰	南片江6丁目	手動巻上堰	1.55×2.3	0.85	溢水・浸水	南片江小学校	
	3	南片江5丁目井堰	南片江5丁目	手動巻上堰	1.1×1.0	0.50	溢水・浸水	片江中学校	
	4	八反田井堰	南片江2丁目	手動巻上堰	3.6×1.3	1.00	溢水・浸水	南片江小学校	
	5	卯内尺井堰	老司3丁目17	手動巻上堰	1.7×0.7	0.70	溢水・浸水	老司小学校	
早良区	1	水町井堰	賀茂1丁目41番	手動巻上堰	1.3×1.0	0.80	溢水・浸水	賀茂小学校	
	2	椿井堰	東入部8丁目	自動転倒堰	36.8×3.0	1.60	溢水・浸水	入部小学校	
	3	飯田井堰	重富8丁目	自動転倒堰	8.3×2.0	0.80	溢水・浸水	入部小学校	
	4	谷口車井堰	大字西字野中	固定井堰	22.2×2.5	0.50	溢水・浸水	早良中学校	
	5	竹の尾井堰	大字椎原字釜の谷	粗朶堰	6.4×0.9	0.30	溢水・浸水	脇山小学校	
	6	井竜(2)井堰	田村6丁目	手動巻上堰	1.6×1.0	0.50	溢水・浸水	田村小学校	
	7	井竜(3)井堰	田村6丁目	手動巻上堰	1.6×1.0	0.70	溢水・浸水	田村小学校	
	8	貞島(3)井堰	四箇田団地	自動巻上堰	6.4×2.65	2.00	溢水・浸水	四箇田小学校	
	9	井竜井堰	四箇田団地	手動巻上堰	3.6×2.5	1.30	溢水・浸水	四箇田小学校	
	10	樋井手井堰	大字西字内山2032番	固定堰	36.0×4.3	0.80	溢水・浸水	脇山小学校	
	11	都地川原井堰	四箇1丁目	手動巻上堰	1.2×0.9	1.00	溢水・浸水	四箇田小学校	
	12	森の本井堰	四箇4丁目	手動巻上堰	1.2×0.8	0.80	溢水・浸水	四箇田小学校	
	13	大北井堰	内野2丁目	固定堰	25.5×1.8	1.80	溢水・浸水	内野小	
	14	新井手井堰	大字東入部前田1132番	自動転倒堰	59.0×1.6	1.50	溢水・浸水	金武中学校	
	15	畑田(2)井堰	大字小笠木二反田621番	固定堰	8.0×0.4	0.30	溢水・浸水	脇山小学校	
	16	二反田井堰	大字小笠木二反田611番	固定堰	9.0×0.3	0.30	溢水・浸水	脇山小学校	
	17	荒田井関	大字小笠木荒田277番	固定堰	10.0×0.6	0.50	溢水・浸水	脇山小学校	
	18	大井堰	大字飯場野河内867番	固定堰	10.0×0.6	0.50	溢水・浸水	曲淵小学校	
	19	中ノ坪四井堰	大字小笠木字中坪739-1	固定堰	6.1×0.9	1.65	溢水・浸水	脇山小学校	
	20	野中原一井堰	内野字野中原754-5	固定堰	3.90×0.3	0.30	溢水・浸水	内野小学校	
	21	新飼一井堰	石釜字新飼919-1	固定堰	3.25×0.4	0.40	溢水・浸水	早良中学校	
西区	1	汐留井堰	内浜2丁目37番	自動巻上堰	15.4×3.5	2.23	溢水・浸水	下山門中学校	
	2	石丸2号井堰	石丸2丁目41番	自動転倒堰	0.9×2.0	1.00	溢水・浸水	下山門中学校	
	3	花立井堰	大字飯盛字本名	自動転倒堰	106.0×6.0	1.30	溢水・浸水	金武小学校	
	4	丸井堰	大字西入部字新里	自動転倒堰	80.6×6.0	1.00	溢水・浸水	金武中学校	
	5	栄橋上井堰	大字今宿青木字井手屋敷	自動転倒堰	11.1×2.9	1.20	溢水・浸水	今宿小学校	
	6	中野半田井堰	周船寺2丁目	自動転倒堰	9.4×1.4	1.40	溢水・浸水	周船寺小学校	

区名	整理番号	井堰名	所在地	構造	水路断面 m ²	堰高m	被災内容	避難場所	摘要
西 区	7	楠井堰	大字字田川原字向川原	固定堰	7.2×1.0	1.00	溢水、浸水	筑前高校	
	8	松本井堰	富士宮2丁目	自動巻上堰	8.8×2.1	1.55	溢水、浸水	元岡小学校	
	9	堂園上井堰	大字飯氏	手動巻上堰	1.9×1.0	1.00	溢水、浸水	筑前高校	
	10	志登宮井堰	大字太郎丸	スライドゲート	11.4×2.8	1.70	溢水、浸水	元岡小学校	
	11	浜井手井堰	福重1丁目	自動転倒堰	56.0×6.0	1.30	溢水、浸水	福重小学校	
	12	堀の内橋上井堰	今宿上ノ原	自動転倒堰	12.0×2.8	1.15	溢水、浸水	今宿小学校	
	13	柳生町井堰	糸島市板持	固定堰	0.8×1.1	1.10	溢水、浸水	元岡小学校	
	14	広石井堰	野方7丁目	自動巻上堰	5.6×1.0	1.00	溢水、浸水	老岐小学校	
	15	金武1井堰	大字金武	固定堰	0.5×0.5	0.50	溢水、浸水	金武小学校	
	16	天神橋下井堰	今宿上ノ原	自動転倒堰	12.0×1.8	1.20	溢水、浸水	今宿小学校	
	17	平瀬井堰	元岡2丁目	手動巻上堰	6.5×1.6	1.52	溢水、浸水	元岡小学校	
	18	川崎井堰	大字飯盛	固定堰	5.0×1.0	0.60	溢水、浸水	金武小学校	
	19	椎の木橋井堰	今宿上ノ原	自動転倒堰	6.3×1.8	1.10	溢水、浸水	今宿小学校	
	20	上岩本井堰	今宿上ノ原	自動転倒堰	12.0×1.8	1.20	溢水、浸水	今宿小学校	
	21	黒塚井堰	大字金武	固定堰	7.3×1.8	1.40	溢水、浸水	金武小学校	
	22	代地井堰	大字田尻	自動巻上堰	9.2×2.5	1.50	溢水、浸水	元岡小学校	
	23	浦田井堰	大字飯氏	手動巻上堰	1.2×0.8	0.60	溢水、浸水	飯氏公民館	
	24	法導寺下井堰	今宿青木	手動巻上堰	2.5×1.6	0.85	溢水、浸水	今宿小学校	

○ 海 岸

区名	整理番号	海岸名	延長 m	護岸又は堤防区域内の現況				避難場所	備考
				有 無	天端高D.L m	危険潮位T.P m	被害予想区域 ha		
東 区	1	大岳・西戸崎海岸	2,670	有・一部無 (自然海浜)	+4.25	+1.77	53.8	志賀中、 西戸崎中学校	
	2	西戸崎駅裏海岸	2,360	有・一部無 (自然海浜)	+4.00	+1.77	33.4	西戸崎小学校	
	3	和白奈多海岸	1,500	有(石積) 一部無(自然海浜)	+5.00	+1.77	4.3	奈多小、 和白公民館	
西 区	1	能古大泊海岸	340	無	—	+1.77	1.2	能古小学校	
	2	能古西浜海岸	1,680	有・一部無 (自然海浜)	+3.85	+1.77	1.1	能古小学校	

7 水防倉庫の所在地

倉庫名	所在地
勝馬	東区大字勝馬1578番1
志賀島	東区大字志賀島861番
弘	東区大字弘1257番1
和白	東区和白3丁目28番33号
高須磨	東区箱崎7丁目16番
土井	東区土井1丁目13番(高架下)
管松	東区管松1丁目8番(高架下)
松田	東区松田2丁目5番(高架下)
博多消防署	博多区博多駅前4丁目19番7号
東住吉	博多区博多駅南5丁目30番(高架下)
竹下	博多区竹下1丁目23番地先
板付	博多区板付4丁目4番15号
浦田地区	博多区浦田1丁目2番
西月隈	博多区西月隈4丁目1番地先
平尾	中央区平尾5丁目21番
春吉	中央区春吉2丁目1番地先
上日佐	南区日佐5丁目11番(高架下)
三宅	南区老司2丁目12番
桧原	南区桧原7丁目43番
東若久	南区若久3丁目44番
城南	城南区鳥飼5丁目21番1号
田隈	城南区干隈2丁目34番
飯倉	早良区飯倉2丁目23番12号
次郎丸・賀茂	早良区賀茂1丁目28番地先
貞島	早良区田村3丁目3番
早良	早良区東入部2丁目14番8号
脇山	早良区大字脇山1742番3
内野	早良区内野2丁目3番14号
早良消防署	早良区百道浜1丁目3番1号
板屋	早良区大字板屋295番2
金武	西区大字吉武21番2
拾六町	西区拾六町3丁目17番
姪浜	西区小戸1丁目1番13号
能古	西区能古726番9号
今宿	西区今宿2丁目7番56号
周船寺	西区大字宇田川原91番
元岡	西区太郎丸1丁目1番1地先
小田	西区大字小田1194番1
宮浦	西区大字宮浦1947番3
玄界島	西区大字玄界島21番14
西浦	西区大字西浦649番1

8 水防倉庫及び水防資材配備計画表

区分	倉庫名	防 災 ・ 配 備 計 画 数											
		土のう袋 (袋)	ロープ (巻)	杭 (本)	シート (枚)	パネル (枚)	砂 (m ³)	掛矢 (本)	スコップ (本)	鎌 (本)	ハンマー (本)	矢板 (枚)	吸水性土のう (袋)
東	勝馬	2,500	20	250	50			5	5	5			
	志賀島	3,500	30	400	50	50		5	5	5			
	弘	1,000	20	200	50			5	5	5			
	和白	3,500	30	300	20			5	5	5			
	高須磨	10,000	50	800	100	100	40	10	10	5	10	50	
	土井	3,000	30	300	10		40	5	10	5			
	管松	3,000	20	300	20		40	5	10	5			
松田	3,000	40	100	50	30	9	10	5	5	2			
博多	博多消防署	2,000	20	200	10			5	5	5			
	東住吉	3,000	30	300	10		40	5	10	5			
	竹下	2,000	20	200	10			5	5	5			
	板付	5,000	50	500	50	50		10	5	5	5		
	浦田地区	3,000	40		50		9		5	5	2		
西月隈	2,800	20	350	20	50	10	5	5	5				
中央	平尾	3,000	30	300	30			5	10	5		200	
	春吉	200	20		57				3	5			200
南	上日佐	3,000	30	300	10		40	5	10	5			
	三宅	3,500	30	300	30	30		5	5	5			
	桧原	3,000	30	350	10	20	30	5	5	5			
	東若久	3,000	40		50				5	5	2		
城南	城南	3,500	30	300	30	30		5	5	5			
	田隈	3,500	30	350	30			5	10	5			
早良	飯倉	2,000	20	200	10			5	5	5			
	次郎丸	2,000	20	200	10			5	5	5			
	貞島	2,000	20	200	10			5	5	5			
	早良	5,000	30	300	50			5	5	5			
	脇山	2,000	20	200	10			5	5	5			
	内野	3,000	30	300	10	50		5	5	5			
	早良消防署	2,000	20	200	10			5	5	5			
板屋	3,000	30	300	10			5	5	5				
西	金武	5,000	30	500	30	50		10	5	5			
	拾六町	3,000	20	200	20	20		5	5	5			
	姪浜	10,000	50	600	100	100	30	10	10	5	10		
	能古	2,000	20	200	30			5	5	5			
	今宿	5,000	30	300	50	50		5	5	5	10		
	周船寺	2,000	20	200	10			5	5	5			
	元岡	3,000	30	300	10	50		5	5	5			
	小田	3,000	20	300	10			5	5	5			
	宮浦	2,000	20	200	10			5	5	5			
玄界島	2,000	20	200	10			5	5	5				
西浦	3,000	105	500	115			10	20	15				
計		131,000	1,215	11,500	1,262	680	288	220	258	215	41	250	200

9 水防機械器具一覧表

種別	品名	単位	区 役 所							消防局	下水道局路	計
			東	博多	中央	南	城南	早良	西			
機械	排水ポンプ車	台									1	1
〃	ミキサー	〃	1		1	1				2		5
〃	パイプレーションローラ	〃	1	1	1	1				1		5
〃	ベルトコンベアー	〃	2		2					2	1	7
〃	ローラ	〃								2		2
〃	資材運搬車	〃								1		1
器具	カケヤ丁		3	10	2	3	4	5	9	104		140
〃	ナタ	〃		1						96		97
〃	トウダワ	〃	10			3		13	4			30
〃	剣先シャベル	〃	30	10	20	15	8	16	20	199		318
〃	両ツルハシ	〃	30	10	10	15	14	20	22	14		135
〃	ノコ本		3	2	3	2		1	4			15
〃	オノ丁		2		1	2	1	1	2			9
〃	トビクチ	〃	8		1				5			14
〃	ナタガマ	〃	2						10			12
〃	ガンヅメ	〃	18	5	10	5			8			46
〃	ダンギリノコ	〃	5	2	2	3	1	1	6			20
〃	ボンゴシ	〃	2	3	2	3	1	2	3			16
〃	角シャベル	〃	30	10	10	10	9	10	20			99
〃	タコツチ	〃								36		36
〃	金槌（ハンマー）	〃	3	5	3	4	4	2	9	11		41
〃	写真機	台	10	1	4	3	2	2	4	7		33
〃	自転車	〃			2				2			4
〃	原動機付自転車	〃	4		4							8
〃	工事用天幕	組										
〃	ヘルメット	個	100	56	100	100	111	100	100			667
〃	手カギ	〃	10									10
〃	ノコ	〃	5									5
〃	鎌	〃	10	10	30	10	40	60	60	94		314
〃	ロープ 100m × 12mm	巻	2	5	2	1	1	1	1			13

10 防災に関する団体との防災協定について

防災活動に関する基本協定書

福岡市（以下「甲」という。）及び社団法人福岡市土木建設協力会（以下「乙」という。）は、甲乙間について、次のとおり協定を締結し、昭和58年12月12日に締結した防災活動に関する基本協定書については、本協定書のとおり全部を改定する。

（目的）

第1条 この協定は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害発生又は災害発生の恐れがあるとき（以下「災害時」という。）における甲乙の協力体制を確立し、もって防災活動を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（協定の周知）

第2条 乙は、災害時における防災活動について、乙を構成する会員（以下「会員」という。）の総意を代表し、甲との間に本協定を締結するものとする。

2 乙は、甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。

3 乙は、本協定の目的趣旨を全会員に周知徹底し、乙の会員は甲の活動要請に対し、災害時における円滑な防災活動の確保に努めなければならない。

（活動要請）

第3条 甲は災害時において防災活動が必要な場合、乙に対し防災活動を要請することが出来る。

（防災活動の実施）

第4条 災害時においては、甲及び乙は一致協力して防災活動に当たらなければならない。また、災害現場においては、会員は、甲又は甲の命を受けた職員の指示に基づき災害状況に最も適した防災活動を行わなければならない。

（費用の負担）

第5条 乙が第3条に規定する防災活動に要した労務、資材、機械運転等の費用については、原則甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の請求等の手続きについては、甲の指示に基づき、防災活動に従事した乙の会員が行うものとする。ただし、前項の規定は、甲が、必要な予算措置を行ったときからその効力を生ずるものとする。

（労災補償）

第6条 防災活動において、乙の会員およびその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

（有効期限）

第7条 この協定の期間は、協定締結した日から1年間とする。

2 前項に規定する期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。

3 甲、乙いずれかが、本協定を解除しようとする場合は、解除する期日の1ヶ月前までに申し出なければならない。

4 甲は、乙が、第2条第2項及び第3項、並びに第4条の規定に反したと認める場合は、前項の規定にかかわらず本協定を解除することがある。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は、この協定に疑義を生じた事項については、甲乙の協議によるものとする。

上記のとおり、協定したことを証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年 1月 7日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市中央区天神一丁目10番5号

社団法人 福岡市土木建設協力会
会長 岩本 滋 昌

当初 昭和58年12月12日

変更 平成22年 1月 7日

運営要領

福岡市（以下「甲」という。）と社団法人福岡市土木建設協力会（以下「乙」という。）は、防災活動に関する協定第2条第2項の規定に基づき、運用について下記の事項を定める。

（要請の手順）

（1）甲は、乙に対し、活動要請する場合の手順等について、予め甲と乙との間で事前に協議し、これを定め、この手順に従い発注等を行う。

（防災活動計画）

（2）乙は、災害時に防災活動を常時速やかに実施できるよう、夜間及び休日・年末年始等の閉庁日を含め、災害対応のための組織体制および緊急連絡網を整備し、甲に提出する。

（3）乙は、円滑な防災活動に向けて、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、福岡市自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

（4）乙は、年度当初に防災活動実施計画書を作成し、甲に提出するとともに、年度末あるいは甲の要請があった場合は防災活動実績報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（防災活動に係る費用）

（5）甲が協定第5条の規定に基づいて負担する費用は、被害の拡大防止、人命救助等、緊急応急措置として行うものに限り、災害を未然に防止する為の予防措置は含まないものとする。

（6）甲は、乙に対し、民有地で防災活動を行う場合は、着手前に、当該所有者もしくは管理者に対し協定第5条で規定する費用のうち前項で規定する費用を除く費用については当該所有者あるいは管理者の負担となる事があり得る事を通告する。

（7）甲が、防災活動の費用を負担した場合でも、本来負担すべき者が明確になった場合は、甲はその者に対し求償権を行使するものとする。

（防災活動を行う各団体の統括）

（8）乙は、甲が別途防災活動に関する協定を締結している各土木関係団体（以下、「各団体」という。）を統括し、甲及び各団体と一致協力して防災活動を行うものとする。

防災活動に関する基本協定書

福岡市（以下「甲」という。）及び福岡市土木建設協同組合（以下「乙」という。）は、甲乙間について、次のとおり協定を締結し、平成12年6月30日に締結した防災活動に関する基本協定書については、本協定書のとおり全部を改定する。

（目的）

第1条 この協定は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害発生又は災害発生の恐れがあるとき（以下「災害時」という。）における甲乙の協力体制を確立し、もって防災活動を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（協定の周知）

第2条 乙は、災害時における防災活動について、乙を構成する組合員（以下「組合員」という。）の総意を代表し、甲との間に本協定を締結するものとする。

2 乙は、甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。

3 乙は、本協定の目的趣旨を全組合員に周知徹底し、乙の組合員は甲の活動要請に対し、災害時における円滑な防災活動の確保に努めなければならない。

（活動要請）

第3条 甲は災害時において防災活動が必要な場合、乙に対し防災活動を要請することが出来る。

（防災活動の実施）

第4条 災害時においては、甲及び乙は一致協力して防災活動に当たらなければならない。また、災害現場においては、組合員は、甲又は甲の命を受けた職員の指示に基づき災害状況に最も適した防災活動を行わなければならない。

（費用の負担）

第5条 乙が第3条に規定する防災活動に要した労務、資材、機械運転等の費用については、原則甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の請求等の手続きについては、甲の指示に基づき、防災活動に従事した乙の組合員が行うものとする。ただし、前項の規定は、甲が、必要な予算措置を行ったときからその効力を生ずるものとする。

（労災補償）

第6条 防災活動において、乙の組合員およびその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（有効期限）

第7条 この協定の期間は、協定締結した日から1年間とする。

2 前項に規定する期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。

3 甲、乙いずれかが、本協定を解除しようとする場合は、解除する期日の1ヶ月前までに申し出なければならない。

4 甲は、乙が、第2条第2項及び第3項、並びに第4条の規定に反したと認める場合は、前項の規定にかかわらず本協定を解除することがある。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は、この協定に疑義を生じた事項については、甲乙の協議によるものとする。

上記のとおり、協定したことを証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年 1月 7日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市早良区西入部一丁目10番30号

福岡市土木建設協同組合
代表理事 田中 義啓

当初 平成12年 6月30日

変更 平成22年 1月 7日

運営要領

福岡市（以下「甲」という。）と福岡市土木建設協同組合（以下「乙」という。）は、防災活動に関する協定第2条第2項の規定に基づき、運用について下記の事項を定める。

（要請の手順）

（1）甲は、乙に対し、活動要請する場合の手順等について、予め甲と乙との間で事前に協議し、これを定め、この手順に従い発注等を行う。

（防災活動計画）

（2）乙は、災害時に防災活動を常時速やかに実施できるよう、夜間及び休日・年末年始等の閉庁日を含め、災害対応のための組織体制および緊急連絡網を整備し、甲に提出する。

（3）乙は、円滑な防災活動に向けて、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、福岡市自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

（4）乙は、年度当初に防災活動実施計画書を作成し、甲に提出するとともに、年度末あるいは甲の要請があった場合は防災活動実績報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（防災活動に係る費用）

（5）甲が協定第5条の規定に基づいて負担する費用は、被害の拡大防止、人命救助等、緊急応急措置として行うものに限り、災害を未然に防止する為の予防措置は含まないものとする。

（6）甲は、乙に対し、民有地で防災活動を行う場合は、着手前に、当該所有者もしくは管理者に対し協定第5条で規定する費用のうち前項で規定する費用を除く費用については当該所有者あるいは管理者の負担となる事があり得る事を通告する。

（7）甲が、防災活動の費用を負担した場合でも、本来負担すべき者が明確になった場合は、甲はその者に対し求償権を行使するものとする。

防災活動に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）及び一般社団法人福岡市西部土木建設協力会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法第42条に定める防災計画の趣旨に則り防災活動に関する基本的な事項について次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害発生又は災害発生の恐れがあるとき（以下「災害時」という。）における甲乙の協力体制を確立し、もって防災活動を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（協定の周知）

第2条 乙は、災害時における防災活動について、乙を構成する会員（以下「会員」という。）の総意を代表し、甲との間に本協定を締結するものとする。

2 乙は、甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。

3 乙は、本協定の目的趣旨を全会員に周知徹底し、乙の会員は甲の活動要請に対し、災害時における円滑な防災活動の確保に努めなければならない。

（活動要請）

第3条 甲は災害時において防災活動が必要な場合、乙に対し防災活動を要請することが出来る。

（防災活動の実施）

第4条 災害時においては、甲及び乙は一致協力して防災活動に当たらなければならない。また、災害現場においては、会員は、甲又は甲の命を受けた職員の指示に基づき災害状況に最も適した防災活動を行わなければならない。

（費用の負担）

第5条 乙が第3条に規定する防災活動に要した労務、資材、機械運転等の費用については、原則甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の請求等の手続きについては、甲の指示に基づき、防災活動に従事した乙の会員が行うものとする。ただし、前項の規定は、甲が、必要な予算措置を行ったときからその効力を生じるものとする。

（労災補償）

第6条 防災活動において、乙の会員およびその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

（有効期限）

第7条 この協定の期間は、協定締結した日から1年間とする。

2 前項に規定する期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。

3 甲、乙いずれかが、本協定を解除しようとする場合は、解除する期日の1ヶ月前までに申し出なければならない。

4 甲は、乙が、第2条第2項及び第3項並びに第4条の規定に反したと認める場合は、前項の規定にかかわらず本協定を解除することがある。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じた事項については、甲乙の協議によるものとする。

上記のとおり、協定したことを証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年 9月30日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市早良区西入部四丁目22番5号

一般社団法人 福岡市西部土木建設協力会
代表者 飯 笹 茂 幸

運営要領

福岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人福岡市西部土木建設協力会（以下「乙」という。）は、防災活動に関する協定第2条第2項の規定に基づき、運用について下記の事項を定める。

（要請の手順）

（1）甲は、乙に対し、活動要請する場合の手順等について、予め甲と乙との間で事前に協議し、これを定め、この手順に従い発注等を行う。

（防災活動計画）

（2）乙は、災害時に防災活動を常時速やかに実施できるよう、夜間及び休日・年末年始等の閉庁日を含め、災害対応のための組織体制および緊急連絡網を整備し、甲に提出する。

（3）乙は、円滑な防災活動に向けて、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、福岡市自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

（4）乙は、年度当初に防災活動実施計画書を作成し、甲に提出するとともに、年度末あるいは甲の要請があった場合は防災活動実績報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（防災活動に係る費用）

（5）甲が協定第5条の規定に基づいて負担する費用は、被害の拡大防止、人命救助等、緊急応急措置として行うものに限り、災害を未然に防止する為の予防措置として行うものは含まないものとする。

（6）甲は、民有地で防災活動を行う場合は、着手前に、当該所有者若しくは管理者に対し協定第5条で規定する費用のうち前項で規定する費用を除く費用については当該所有者あるいは管理者の負担となる事があり得る事を通告する。

（7）甲が、防災活動の費用を負担した場合でも、本来負担すべき者が明確になった場合は、甲はその者に対し求償権を行使するものとする。

防災活動に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）及び社団法人福岡市舗装協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法第42条に定める防災計画の趣旨に則り防災活動に関する基本的な事項について次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害発生又は災害発生の恐れがあるとき（以下「災害時」という。）における甲乙の協力体制を確立し、もって防災活動を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（協定の周知）

第2条 乙は、災害時における防災活動について、乙を構成する会員（以下「会員」という。）の総意を代表し、甲との間に本協定を締結するものとする。

2 乙は、甲が別途定める運営要領を遵守するものとする。

3 乙は、本協定の目的趣旨を全会員に周知徹底し、乙の会員は甲の活動要請に対し、災害時における円滑な防災活動の確保に努めなければならない。

（活動要請）

第3条 甲は災害時において防災活動が必要な場合、乙に対し防災活動を要請することが出来る。

（防災活動の実施）

第4条 災害時においては、甲及び乙は一致協力して防災活動に当たらなければならない。また、災害現場においては、会員は、甲又は甲の命を受けた職員の指示に基づき災害状況に最も適した防災活動を行わなければならない。

（費用の負担）

第5条 乙が第3条に規定する防災活動に要した労務、資材、機械運転等の費用については、原則甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の請求等の手続きについては、甲の指示に基づき、防災活動に従事した乙の会員が行うものとする。ただし、前項の規定は、甲が、必要な予算措置を行ったときからその効力を生じるものとする。

（労災補償）

第6条 防災活動において、乙の会員およびその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

（有効期限）

第7条 この協定の期間は、協定締結した日から1年間とする。

2 前項に規定する期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。

3 甲、乙いずれかが、本協定を解除しようとする場合は、解除する期日の1ヶ月前までに申し出なければならない。

4 甲は、乙が、第2条第2項及び第3項並びに第4条の規定に反したと認める場合は、前項の規定にかかわらず本協定を解除することがある。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じた事項については、甲乙の協議によるものとする。

上記のとおり、協定したことを証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年 9月30日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市中央区春吉三丁目21番21号

社団法人 福岡市舗装協会
代表者 田中 隆臣

運営要領

福岡市（以下「甲」という。）と社団法人福岡市舗装協会（以下「乙」という。）は、防災活動に関する協定第2条第2項の規定に基づき、運用について下記の事項を定める。

（要請の手順）

（1）甲は、乙に対し、活動要請する場合の手順等について、予め甲と乙との間で事前に協議し、これを定め、この手順に従い発注等を行う。

（防災活動計画）

（2）乙は、災害時に防災活動を常時速やかに実施できるよう、夜間及び休日・年末年始等の閉庁日を含め、災害対応のための組織体制および緊急連絡網を整備し、甲に提出する。

（3）乙は、円滑な防災活動に向けて、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、福岡市自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

（4）乙は、年度当初に防災活動実施計画書を作成し、甲に提出するとともに、年度末あるいは甲の要請があった場合は防災活動実績報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

（防災活動に係る費用）

（5）甲が協定第5条の規定に基づいて負担する費用は、被害の拡大防止、人命救助等、緊急応急措置として行うものに限り、災害を未然に防止する為の予防措置として行うものは含まないものとする。

（6）甲は、民有地で防災活動を行う場合は、着手前に、当該所有者若しくは管理者に対し協定第5条で規定する費用のうち前項で規定する費用を除く費用については当該所有者あるいは管理者の負担となる事があり得る事を通告する。

（7）甲が、防災活動の費用を負担した場合でも、本来負担すべき者が明確になった場合は、甲はその者に対し求償権を行使するものとする。

防災活動車両

(1) (社) 福岡市土木建設協力が有する車両

区 分	トラック	ブルドーザー	摘要
運搬用具等	423 台	141 台	トラックに軽四輪を含む

(2) 福岡市土木建設協同組合が有する車両

区 分	トラック	ブルドーザー	摘要
運搬用具等	120 台	12 台	トラックに軽四輪を含む

(3) (社) 福岡市西部土木建設協力が有する車両

区 分	トラック	ブルドーザー	摘要
運搬用具等	40 台	5 台	トラックに軽四輪を含む

(4) (社) 福岡市舗装協会が有する車両

区 分	トラック	ブルドーザー	摘要
運搬用具等	244 台	2 台	トラックに軽四輪・人員輸送車を含む

水防資器材類

(1) (社) 福岡市土木建設協力が有する水防資器材類

品 名	単位	員 数	摘 要	品 名	単位	員 数	摘 要
パワーショベル	台	282		締切用材料	式	25,000 枚 6,800 本	矢板類 角材
ショベルドーザー	〃	120		掛 矢	丁	423	
排水ポンプ	〃	423		発 動 機	台	141	
可動ミキサー	式	60		ツルハシ	丁	705	
ウイッチ	〃	70		スコップ	〃	1,410	

(2) 福岡市土木建設協同組合が有する水防資器材類

品 名	単位	員 数	摘 要	品 名	単位	員 数	摘 要
パワーショベル	台	85		締切用材料	式	6,500 枚 1,500 本	矢板類 角材
ショベルドーザー	〃	10		掛 矢	丁	110	
排水ポンプ	〃	75		発 動 機	台	52	
可動ミキサー	式	12		ツルハシ	丁	150	
ウイッチ	〃	5		スコップ	〃	260	

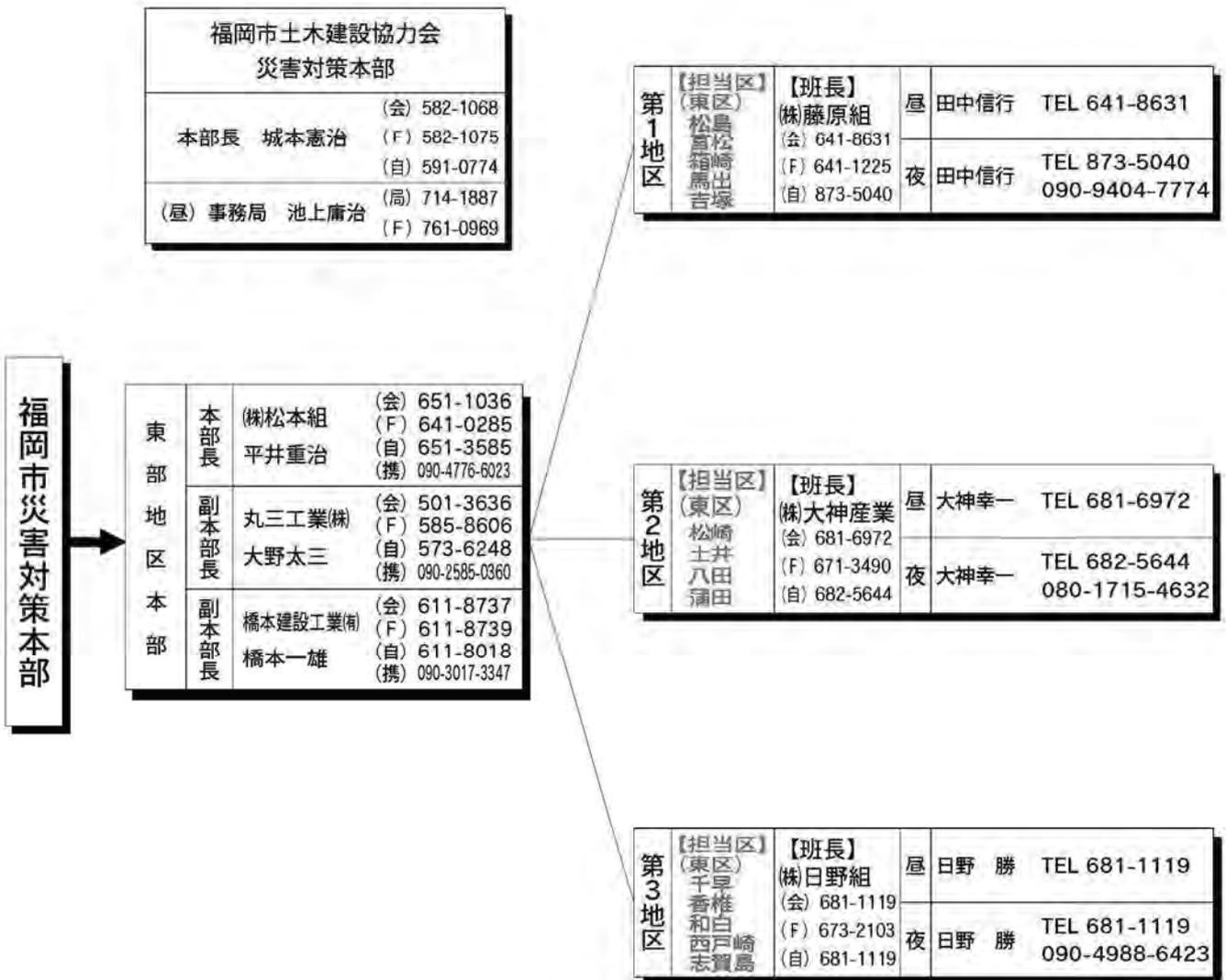
(3) (社) 福岡市西部土木建設協力が有する水防資器材類

品名	単位	員数	摘要	品名	単位	員数	摘要
パワーショベル	台	30		締切用材料	式	80枚 20本	矢板類 角材
ショベルドーザー	〃	10		掛 矢 丁		50	
排水ポンプ	〃	50		発 動 機	台	40	
可動ミキサー	式	5		ツルハシ	丁	40	
ウィンチ	〃	10		スコップ	〃	200	

(4) (社) 福岡市舗装協会が有する水防資器材類

品名	単位	員数	摘要	品名	単位	員数	摘要
散水車	台	2		チェーンソー	〃	4	
ミキサー車	〃	2		ディスクグライダ	〃	32	
重機運搬車	〃	4		鉄筋切断機	〃	11	
パワーショベル	〃	11		電動 ピックハンマー	〃	37	
ミニショベル	〃	48		電気ドリル	〃	27	
タイヤショベル	〃	10		発電機	〃	22	
モータグレーザ	〃	12		投光器	〃	62	
タイヤローラ	〃	16		バリケード	〃	1,130	
マカダムローラ	〃	14		スコッチコーン ウェイトコーン	個	3,600	
コンバインド ローラ	〃	24		セフティチューブ	m	3,110	
手押し式 振動ローラ	〃	38		コーンバー	m	4,320	
プレート	〃	57		掛 矢 丁		82	
ランマー	〃	36		ツルハシ	〃	145	
コンプレッサー	〃	7		スコップ	〃	483	
排水ポンプ	〃	15		土 囊	袋	3,000	
可動ミキサー	〃	6		木 矢 板	m	45	
ウィンチ	台	2		木 杭	m	200	
ハンディカッタ	〃	17		仮設パイプ	m	50	

11 災害対策員緊急指令伝達機構図 【東区】 平成23年度



災害対策員緊急指令伝達機構図 【博多】

平成23年度

福岡市災害対策本部

東 部 地 区 本 部	本部長	(株)松本組 平井重治	(会) 651-1036 (F) 641-0285 (自) 651-3585 (携) 090-4776-6023
	副本部長	丸三工業(株) 大野太三	(会) 501-3636 (F) 585-8606 (自) 573-6248 (携) 090-2585-0360
	副本部長	橋本建設工業(有) 橋本一雄	(会) 611-8737 (F) 611-8739 (自) 611-8018 (携) 090-3017-3347

福岡市土木建設協力会 災害対策本部	
	(会) 582-1068
本部長 城本憲治	(F) 582-1075 (自) 591-0774
(昼) 事務局 池上庸治	(局) 714-1887 (F) 761-0969

第 4 地 区	【担当区】 (博多区) 博多地区	【班長】 飯田建設(株) (会) 441-3805 (F) 475-5883 (自) 928-2691 (森山)	昼	森山日出夫 TEL 090-4475-4405 児島秀志 TEL 090-9659-0249
			夜	森山日出夫 TEL 090-4475-4405 児島秀志 TEL 090-9659-0249

第 5 地 区	【担当区】 (博多区) 東光地区	【班長】 玄創技研(株) (会) 414-7373 (F) 414-7365 (自) 713-9805	昼	安部 等 TEL 090-1924-1710
			夜	小林貞幸 TEL 090-4984-5353

第 6 地 区	【担当区】 (博多区) 雑餉隈地区	【班長】 株才田組 (会) 571-1697 (F) 571-1678 (自) 924-1430(喜本)	昼	森本 徹 TEL 571-1697 小嶋直文 FAX 571-1678
			夜	森本 徹 TEL 090-2718-1691 小嶋直文 TEL 090-4344-3928

第 7 地 区	【担当区】 (博多区) 月隈地区	【班長】 株マツトク建設 (会) 503-1676 (F) 503-5135 (自) 935-0030	昼	松尾 靖 TEL 503-1676
			夜	松尾正利 TEL 935-0030 TEL 090-3198-4615

災害対策員緊急指令伝達機構図 【南区】【中央区】
平成23年度

福岡市災害対策本部

福岡市土木建設協会 災害対策本部	
本部長 城本憲治	(会) 582-1068 (F) 582-1075 (自) 591-0774
(昼) 事務局 池上庸治	(局) 714-1887 (F) 761-0969

中部地区本部	本部長	(株)筑紫野建設 久保田俊博	(会) 501-1941 (F) 501-1940 (自) 581-5175 (携) 090-8227-0170
	副本部長	(株)タカ才力 高丘修一	(会) 761-3634 (F) 761-3741 (自) 771-5904 (携) 090-8397-3755
	副本部長	松山建設(株) 松山孝義	(会) 533-0001 (F) 533-0002 (自) 883-3661 (携) 090-3197-1352

第1地区	【担当区】 (南区) 高宮 大市 崎那の川	【班長】 (株)武末建設工業 (会) 551-6717 (F) 551-0559 (自) 562-6100	昼	武末一人 TEL 551-6717
			夜	武末一人 TEL 090-1878-6115

第2地区	【担当区】 (南区) 尻多 野日 弥永 松原	【班長】 (株)原通信建設 (会) 512-1775 (F) 561-6116 (自) 553-6888	昼	西田久治 TEL 512-1775
			夜	西田久治 522-5334 TEL 090-5386-1262

第3地区	【担当区】 (中央区) 小笹 地行 薬院 天神 西中洲	【班長】 福陵建設(株) (会) 526-0542 (F) 526-0413 (自) 821-9030	昼	中村 太 TEL 821-9030
			夜	中村 太 TEL 090-6891-1631

災害対策員緊急指令伝達機構図 【早良区】【城南区】
平成23年度

福岡市土木建設協会 災害対策本部	
本部長 城本憲治	(会) 582-1068 (F) 582-1075 (自) 591-0774
(昼) 事務局 池上庸治	(局) 714-1887 (F) 761-0969

福岡市災害対策本部

西部 地区 本部	本部長	株西原組	(会) 881-0976 (F) 891-6369 (自) 881-0976 (携) 090-4999-2108	
		副本部長	株山義建設	(会) 807-8800 (F) 807-8822 (自) 524-0284 (携) 090-8833-4689
			株福司工業	(会) 834-6020 (F) 834-6708 (自) 863-1223 (携) 090-3076-2983
	副本部長	西原寛昭	(自) 881-0976 (携) 090-4999-2108	
		山口裕己	(自) 524-0284 (携) 090-8833-4689	
		甲斐絵里	(自) 863-1223 (携) 090-3076-2983	

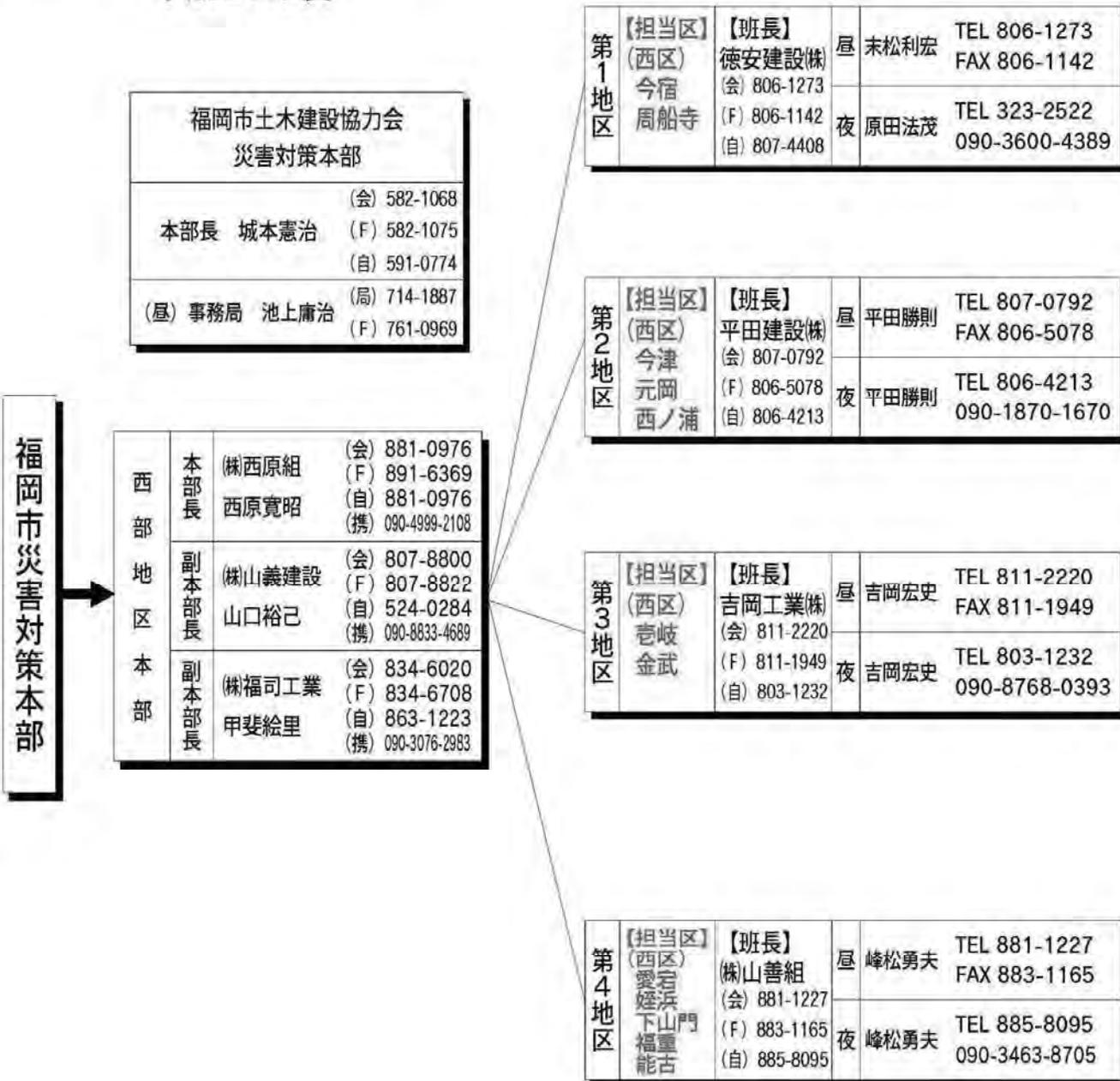
第5地区	【担当区】 (早良区) 西新 藤崎 原 野芥	【班長】 (株)テシマ工業 (会) 821-3781 (F) 822-6276 (自) 864-2661	昼	瀬戸口光	TEL 821-3781 FAX 822-6276
			夜	瀬戸口光	TEL 821-3781 090-1162-8576

第6地区	【担当区】 (早良区) 入部 内野 脇山	【班長】 (株)仙道土木 (会) 804-4250 (F) 803-0090 (自) 202-0757	昼	田上成人 嶋田良信	TEL 804-4250 FAX 803-0090
			夜	田上成人 嶋田良信	090-1514-1932 090-3190-9220

第7地区	【担当区】 (城南区) 全区域 (早良区) 西油山 福林 干隈	【班長】 (株)大黒土木 (会) 871-6835 (F) 871-8888 (自) 691-7772	昼	黒田和久	TEL 871-6835 FAX 871-8888
			夜	黒田和久	691-7772 090-8289-9914

災害対策員緊急指令伝達機構図 【西区】

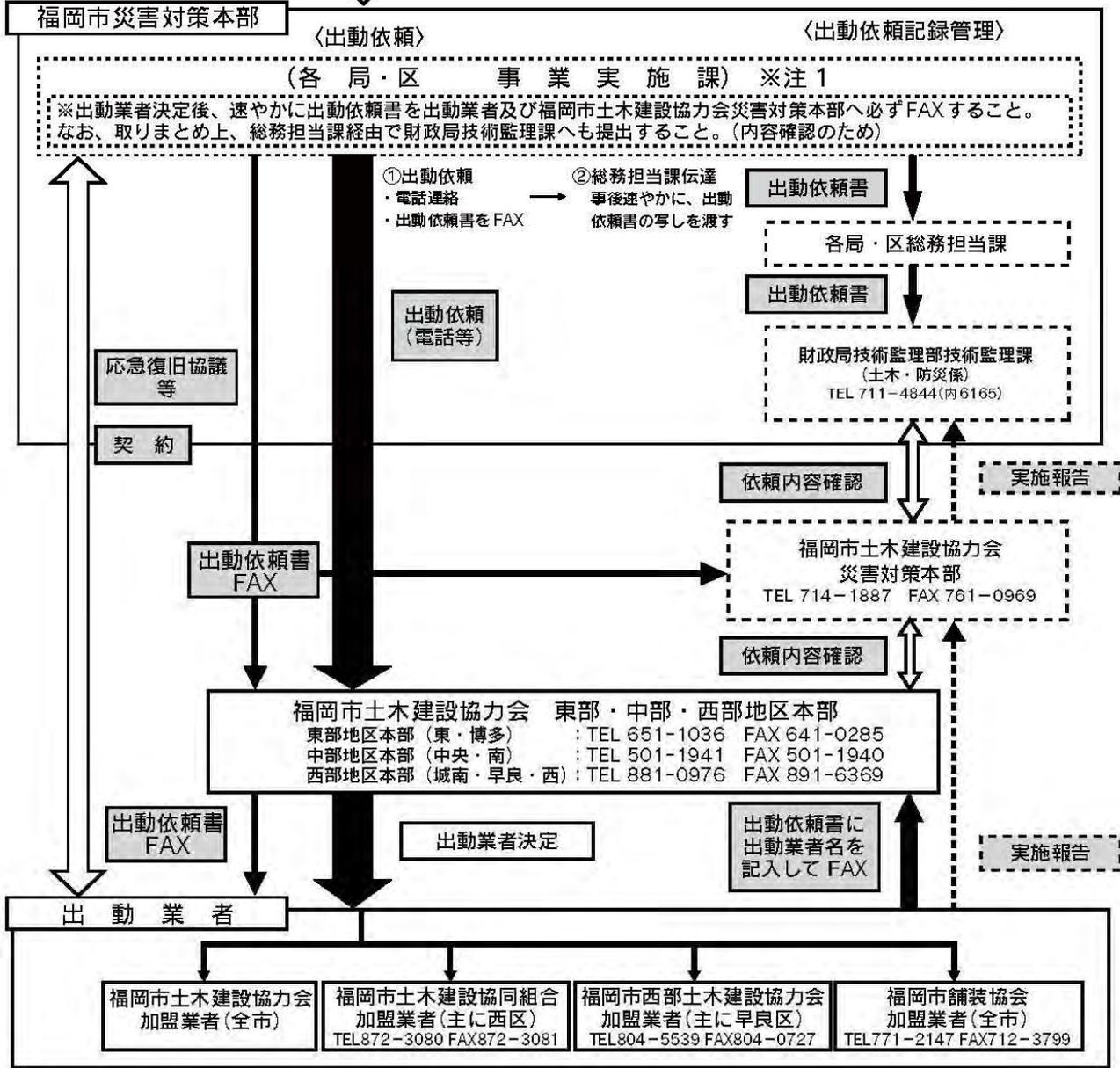
平成23年度



福岡市土木建設協力会等協力団体との災害時の連絡体制



災害時における 出動依頼フロー図



※注 1 主な各局・各区災害担当連絡先

道路下水道局計画調整課	711-4519(FAX733-5533)	東区維持管理課	645-1055(FAX632-8999)
(公園他)住宅都市局総務課	711-4383(FAX733-5590)	博多区維持管理課	419-1060(FAX441-5603)
港湾局総務課	282-7103(FAX282-7771)	中央区維持管理課	718-1080(FAX718-1079)
水道局総務課	483-3103(FAX482-1376)	南区維持管理課	559-5090(FAX559-5096)
交通局総務課	732-4104(FAX721-0754)	城南区維持管理課	833-4075(FAX822-4095)
農林水産局総務課	711-4802(FAX733-5583)	早良区維持管理課	833-4335(FAX841-6687)
農林水産局農業施設課	733-5541(FAX733-5583)	// 入部出張所	804-2455(FAX804-2026)
農林水産局森林・林政課	711-4845(FAX733-5583)	西区土木第1課	895-7041(FAX882-6135)
教育委員会総務企画課	711-4604(FAX711-4600)	西区土木第2課(今宿)	806-0411(FAX807-3080)
市民局防災・危機管理課	711-4058(FAX733-5861)	消防局警防課	725-6550(FAX725-6606)
		総務企画局人事課	711-4121(FAX733-5559)
		(支援職員の動員依頼)	

※注 2 福岡市災害対策本部設置前に出動が必要な場合は、福岡市土木建設協力会 災害対策本部へ出動依頼を行うものとする。

災害時における出動依頼

(様式1)

【事業実施課記入欄】

出 動 依 頼 書

平成 年 月 日
依頼番号 号

(あて先)

福岡市土木建設協力会 災害対策本部長様 (TEL 714-1887) FAX 761-0969

(東部・中部・西部 地区本部)

(※○で囲むこと)

東部地区本部 TEL651-1036 FAX 641-0285
中部地区本部 TEL501-1941 FAX 501-1940
西部地区本部 TEL881-0976 FAX 891-6369

(事業実施課)	No. _____	
局・区	部	課長
TEL	FAX	

防災活動に関する基本協定書に基づき下記のとおり出動を願います。

1. 場所

福岡市 区

2. 被災・作業区分 (○で囲むこと)

河川 (河川名) ・ 道路 (路線名) ・ 下水道
公園 (名称) ・ 港湾 ・ 水道 ・ 農地 ・ 漁港 ・ 森林
水防活動(土のう設置)

その他 : []

3. その他作業に必要な事項

4. 連絡担当者

(事業実施課) ①担当者名 (携帯 - -)

【防災活動協力団体 記入欄】

防災協力団体 受付者 _____ 受付日時 _____月____日 ____時____分

福岡市より、上記の通り防災活動出動依頼を受けたので、出動願います。

出動業者名 _____

(電話番号 _____ - _____ FAX _____ - _____)

業者担当者名 _____ 携帯電話 _____ - _____

備 考

※注1 福岡市災害対策本部設置前に出動が必要な場合は、福岡市土木建設協力会災害対策本部へ依頼を行うこと。なお、市民局防災・危機管理課へも併せてFAXして下さい。

出 動 依 頼 書 添 付 図 面
(あて先)

(様式2)

財政局技術監理課 FAX 733-5767 (TEL 711-4371, 内線 6165)

※注1 (市民局防災・危機管理課 FAX 733-5861, TEL 711-4058 内線 1727)

位置図 (被災箇所 区 地先) ゼンリン地図 P

被災状況 断面図または写真

※写真がこの用紙に収まりきれない場合は別紙に貼り付けし添付すること。

※注1 福岡市災害対策本部設置前に出動が必要な場合は、福岡市土木建設協力会災害対策本部へ依頼を行うこと。なお、市民局防災・危機管理課へも併せて FAX して下さい。

12 水防実施状況報告書

(区)

水防実施月日	平成 年 月 日			〔 豪 台風第 雨号 〕	報告月日	平成 年 月 日					
出水の概況	〇〇川	警戒水位 出水位	〇〇m 〇〇m	連続雨量 最大日雨量 最大時間雨量	mm (月 日 時~ mm (月 日 時~ mm (月 日 時~	月 日 時	月 日 時	月 日 時			
水防実施箇所	郡市 町村 大字			地先 m							
出動人員数	消防団員	警察官	自衛隊員	その他			計				
	人 (内応援 人)	人	人	人	人		人				
水防作業概況 及び工法											
水 防 効 果											
		被害防止	実被害	団体別 区分	人件費	管理 団体分	県支出分	計	食糧等を含 む		
					資材						
一般 災害	田	ha 千円	ha 千円	所 要 経 費	器材				代等		
	畑	ha 千円	ha 千円		その他						
	家屋	戸 千円	戸 千円		小計						
	工場	戸 千円	戸 千円		合計						
	その他一般 土木災害	千円	千円		主要 使用 資材 内訳	儀(吹袋)	円 (単価枚数)	円 (単価 枚)		円 (単価 枚)	円
	小計	ha 戸 千円	ha 戸 千円		籠						
河 川 災 害	堤防	m 千円	m 千円	縄							
	護岸	m 千円	m 千円	丸太							
	その他 河川災害	m 千円	m 千円	その他							
	小計	m 千円	m 千円								
合計	ha 戸 千円	ha 戸 千円	功労者の氏名 年齢、所属及び 功績概要								
(備考)				破堤等があった時その原因(水防作業者の立場より見て記入のこと)							
				水防活動に対する自己批判(管理団体で記入のこと)							

○ 3部提出のこと。(水防写真添付)

(消防計画)

1 都市ガス災害対策に関する申し合わせ

福岡市消防局（以下、「消防局」という。）と西部ガス株式会社福岡導管保安センター（以下、「西部ガス」という。）とは、都市ガスに起因する火災、爆発及び漏えい等の事故（以下、「災害」という。）を未然に防止するとともに、災害が発生した場合これを早期に鎮圧し、被害を最小限に防止することを目的として、次のとおり申し合わせを行う。

1 連絡会議の開催

消防局及び西部ガスは、災害の防止について必要な事項を協議するため、必要に応じて連絡会議を開催するものとする。

2 立入検査等の協力

消防局及び西部ガスは、地下街及び大規模な対象物（以下、「地下街等」という。）の立入検査、点検等を実施するにあたり、特に共同して行う必要があると認める場合は、相互に協力して実施するものとする。

3 教育訓練の実施

消防局及び西部ガスは、それぞれの職員に対して災害の予防及び防災活動に必要な教育訓練を実施するものとし、要請があった場合は相互に積極的に協力するものとする。

4 合同訓練の実施

消防局及び西部ガスは、災害を想定した合同訓練を定期的実施するものとする。

5 通報連絡体制

消防局及び西部ガスのいずれかが、災害が発生せんとし、又は発生のおそれがある事態を覚知したとき及び災害発生を覚知したときは、相互にすみやかに通報連絡を行うものとする。

6 出動体制

消防局及び西部ガスは、前項による事態を覚知したときは、別に定める緊急出動体制により災害現場へ出動するものとする。

なお、西部ガスは、出動した車両台数及び人員について、消防局に連絡するものとする。

7 防災活動

(1) 活動連携

出動した西部ガスは、すみやかにガス漏れ検知、ガスの供給停止等災害防止のために必要な措置を講ずるものとする。

この場合において、消防局が出動したときは、西部ガスは消防局と緊密な連携を保つとともに、消防局から指示があったときは、その指示に従い必要な措置をとる。

(2) ガスの供給停止

ガスの供給停止は、西部ガスが行うものとする。ただし、消防局が西部ガスに先行して災害現場に到着し、災害の発生又は拡大を防止するため緊急止むを得ないと認め、かつ、停止が可能な場合は消防局がガスの供給停止措置を行うことができる。

この場合、消防局は当該措置についてすみやかに西部ガスに連絡し、ガスの供給停止に伴うガス需要家対応については、西部ガスが行うものとする。

(3) ガスの供給再開

ガスの供給再開のための必要な措置は、ガス需要家の安全を確認のうえ、西部ガスが実施する。

8 確認事項

この申し合わせを円滑に実施するために必要な次の事項について、双方協議のうえ、確認する。

(1) 地下街等について

地下街等とは、消防法施行令第21条の2第1項に掲げる防火対象物及びガス事業法施行規則第106条第2号に掲げる対象物とする。

- (2) 立入検査等の協力要請について
第2項に基づく立入検査等の協力要請は、所轄消防署長又は西部ガス株式会社福岡導管保安センター所長が、実施予定日の1ヶ月前までに計画書を提出し、実施要領等について協議する。
- (3) 教育訓練の協力要請について
第3項の協力要請は、実施予定日の1ヶ月前までに計画書を提出し、実施要領等について協議する。
- (4) 合同訓練の実施について
第4項の合同訓練は、年1回以上実施するものとし、要領等については、その都度協議して定める。
- (5) 通報連絡について
第5項の通報連絡は、地下街等における災害のみに限らず、すべての対象物及び工作物について適用するものとするが、相互に通報連絡を行う範囲について、概ね次のとおりとする。
- ア 消防局
消防局において覚知した災害のうち、火災、ガス漏えい、その他必要と認める災害については西部ガスに通報連絡する。
- イ 西部ガス
ガス漏れの一般通報のうち、特に消防局に通報の必要があると認める場合及び現場到着後、災害発生のおそれがある場合又は災害発生を認めた場合に通報連絡する。
- (6) 西部ガス指揮者の位置について
災害現場に出勤した西部ガスの指揮者は、努めて現場消防本部に位置し、消防指揮者との緊密な連携のもとに防災活動にあたるものとする。
- (7) ガス検知の協力について
災害現場におけるガス検知は、双方が担当すべき範囲等を協議のうえ、協力して実施し、ガス漏えい状況の把握に努めるものとする。
- (8) 情報の提供について
消防局及び西部ガスは、災害現場及びその周辺において積極的に情報の収集にあたり、相互にこれを提供する。
- 9 窓口
消防局は警防部警防課とする。
西部ガスは福岡導管保安センター保安グループとする。
- 10 施行期日
この申し合わせは、平成18年12月25日から施行する。
なお、昭和56年5月1日から施行された「都市ガス災害対策に関する申し合わせ」は、平成18年12月25日で廃止する。
- 11 協議
この申し合わせを変更若しくは追加するとき、又はこの申し合わせに定める以外に必要な事項が生じたときは、双方協議のうえ、決定するものとする。

この申し合わせを証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各その1通を保有するものとする。

平成18年12月25日

福岡市消防局長	相良 文寛	印
西部ガス株式会社		
福岡導管保安センター所長	山中 立彦	印

別表 出動体制
(1) 福岡市消防局

(P車：ポンプ車, T車：タンク車)

出動区分	編 成		摘 要
	車 両	人 員	
ガス警戒第1出動	指揮車 1台 P車又はT車2台 救急車 1台	15人	1 ガスの漏えいを覚知したとき。 (地下街又はこれに接続する建築物の地階に係るものを除く。)
ガス警戒第2出動	指揮車 1台 P車又はT車3台 救助工作車 1台 救急車 1台	23人	1 地下街またはこれに接続する建築物の地階でガスの漏えいを覚知したとき。 2 第1出動の事案について、更に消防隊の出動を要するとき。 3 その他、局長が必要と認めるとき。
ガス警戒第3出動	指揮車 2台 P車又はT車5台 救助工作車 3台 救急車 2台	46人	1 第2出動の事案について、更に消防隊の出動を要するとき。 2 その他、局長が必要と認めるとき。
大規模な爆発、火災及びこれらに起因する多数の負傷者が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災計画出動 ● 特別救急計画出動 		

(2) 西部ガス

出動区分	編 成		摘 要
	車 両	人 員	
火災第一出動	1台(一般)	1名	
火災第二出動	1台(緊急)	2名	
火災第三出動	2台(緊急)	4名	
火災第四出動	2台(緊急)以上	4名以上	内容に応じて、車両台数と人員を変更するものとする。
ガス警戒出動	2台(緊急)以上	4名以上	内容に応じて、車両台数と人員を変更するものとする。
応急出動	1台(一般) 1台(緊急)	1名 2名	内容に応じて、一般と緊急を選択するものとする。
特命出動	1台(一般) 1台(緊急)	1名 2名	内容に応じて、一般と緊急を選択するものとする。

2 福岡市LPガス災害対策措置要綱

(社)福岡県LPガス協会福岡支部

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、非常事態の発生時、またはそのおそれがある場合において、LPガス関係事業者相互の通報及び応援体制の整備を図り、LPガスによる二次災害等の防止、並びに拡大防止の為、災害復旧活動を組織的に展開して早期復旧に努めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱に定める非常事態とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地震、風水害等の自然災害が甚大であった場合
- (2) LPガスによるガス爆発等の大規模事故等が発生した場合
- (3) 「市」から協力の要請があった場合
- (4) 以上の外、支部長が必要と認めた場合

第2章 組 織

(組 織)

第3条 (社)福岡県LPガス協会福岡支部(以下「支部」という。)は、様々な災害時等の事態に備え、「LPガス災害防止本部委員会」(以下「本部委員会」という。)及び「LPガス災害防止地区委員会」(以下「地区委員会」という。)を組織する。

2. 緊急事態発生時には、支部長の判断により組織内に「福岡県LPガス福岡支部災害対策本部」(以下「対策本部」という。)を設置することができる。
尚、支部長不在の場合は次の順で判断するものとする。2. 明永副支部長 3. 高橋副支部長 4. 西副支部長委員長 5. 各部長会より選出
3. 局地的に甚大な被害を受けた被災地、又は当該地域には、「現地対策本部」(以下「現地本部」という。)を設置することができる。
4. 現地本部からの要請または、支部長の判断により本部委員会を現地本部へ派遣することができる。
5. 委員会の構成は、次のとおりとする。
6. 委員として「その他委員長(又は本部長)が必要と認めたもの」には、地域の消防、警察の協力を得て選任することができる。

(1) 本部委員会

委員長	(社)福岡県LPガス協会福岡支部 支部長
副委員長	(社)福岡県LPガス協会福岡支部 副支部長
委員	(社)福岡県LPガス協会福岡支部 各部長会・藤青年部長
委員	その他委員長が必要と認めたもの
顧問	中小企業振興事務所所長
顧問	(社)福岡県LPガス協会福岡支部 LPガス議員連盟議員

(2) 地区委員会

委員長	(社)福岡県LPガス協会福岡支部 部長
副委員長	(社)福岡県LPガス協会福岡支部 副部長
委員	(社)福岡県LPガス協会福岡支部 部会役員
委員	その他委員長が必要と認めたもの

7. 各本部の構成は、次のとおりとする。

(1) 対策本部

本部長	(社)福岡県LPガス協会福岡支部	支部長
副本部長	(社)福岡県LPガス協会福岡支部	副支部長
委員	(社)福岡県LPガス協会福岡支部	各部長・藤青年部長
委員	その他本部長が必要と認めたもの	
顧問	中小企業振興事務所所長	
顧問	(社)福岡県LPガス協会福岡支部	LPガス議員連盟議員

(2) 現地本部

現地本部長	(社)福岡県LPガス協会福岡支部	部長
現地副本部長	(社)福岡県LPガス協会福岡支部	副部長
役員	(社)福岡県LPガス協会福岡支部	部会役員
役員	その他現地本部長が必要と認めたもの	

第3章 職 務

(各委員会の職務)

第4条 本部委員会及び地区委員会は、組織が円滑に活動できるよう次のことを行う。

- (1) 通報体制、応援体制の整備
- (2) 防災訓練の指導及び実施

(対策本部の職務)

第5条 対策本部は本部長の指示に従って以下の職務を行う。

- (1) 被害状況の情報収集、分析、伝達
- (2) 支援組織の責任者の決定、及び組織の編成、派遣
- (3) LPガス設備災害復旧支援要員の派遣要請、並びにLPガス及び機器の応急調達措置並びに調整
- (4) 支援活動の把握
- (5) 関係官庁、関係団体並びに現地本部との連絡調整
- (6) マスコミへの対応
- (7) その他第1条に定める目的達成に必要な業務

(現地本部の職務)

第6条 現地本部は現地本部長の指示に従って以下の職務を行う。

- (1) 被災状況の把握、分析及び本部への情報伝達
- (2) 被災状況に応じた応急措置
- (3) 資機材、措置要員の応急調達措置と対策本部への支援要請
- (4) マスコミへの対応
- (5) その他第1条に定める目的達成に必要な業務

第4章 支援活動

(支援組織)

第7条 支援活動を行う組織及びその活動業務は、下記のとおりとする。

(1) 「点検調査班」

- ① 被災地における消費先を巡回し、ガス漏洩の有無の確認と漏洩防止の応急措置を行う。
- ② 危険場所からの容器の撤収を行う。
- ③ 応急措置を行った消費先については、現場地図等を確認し、「現地対策本部」へ報告する。

(2) 「工事班」

- ① 供給不能な消費先について応急的な設備工事を行い供給できる体制をとる。
- ② 応急措置を行った消費先については、現場地図等を確認し、「現地対策本部」へ報告する。

(3) 「機材班」

- ① 点検調査、並びに工事施工時における必要機材、数量等を取りまとめ、関係協力機関等へ支援要請する。
- ② 燃焼器等生活の用途として必要な機器の数量を取りまとめ、関係機関等へ支援要請する。

(4) 「輸送班」

- ① 緊急車両の手配を行う。
- ② 救援された資材、物資、充てん容器等を被災地まで搬送する。

(5) 「広報班」

- ① 被災状況、救援状況等についての概要を、写真及び集計業務等により記録し、関係機関及び行政庁等へ報告する。
- ② 消費者への周知用チラシの企画作成を行う。
- ③ マスコミへの広報

(6) 「総務班」

- ① 必要経費の出納業務
- ② 電話相談窓口の開設、及びその対応を図る。

(7) 「技術班」

- ① 本部委員長が要請した業界内の学識経験者及び技術者で構成し、被害状況を分析して適切な応急業務、工事業務等の指示を行う。

(協 力)

第8条 会員は、対策本部より要請があった場合には、積極的に協力するものとする。

2. 被災地以外の地区委員長は、対策本部からの情報を地区会員へ伝達するとともに、対策本部長からの要請に基づき支援活動に協力する。

(費用の負担)

第9条 支援活動に要した費用については、原則として受益者負担とするが、これにより難しい場合は「本部委員会」で協議するものとする。

但し、基本的にはボランティア精神に則り行うものとする。

2. 支援活動費のうち支援要員に対しての手当て等の金員は支給しないものとし、支援活動に要した資機材等の費用の給付は、別に定める給付規定によることとする。

(出勤要員障害保障)

第10条 本要綱に定める対策本部の要請を受けた要員が、業務に従事して生じた死亡障害等の災害補償については、当該出勤要員が所属する事業所の労働災害補償保険及び(社)福岡県LPガス協会が加入している「LPガス協会防災活動障害保険」(LPガス協会契約)により行うものとする。

(実施細目)

第11条 前各条に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な細目は本部委員会の承認を経て別に定める。

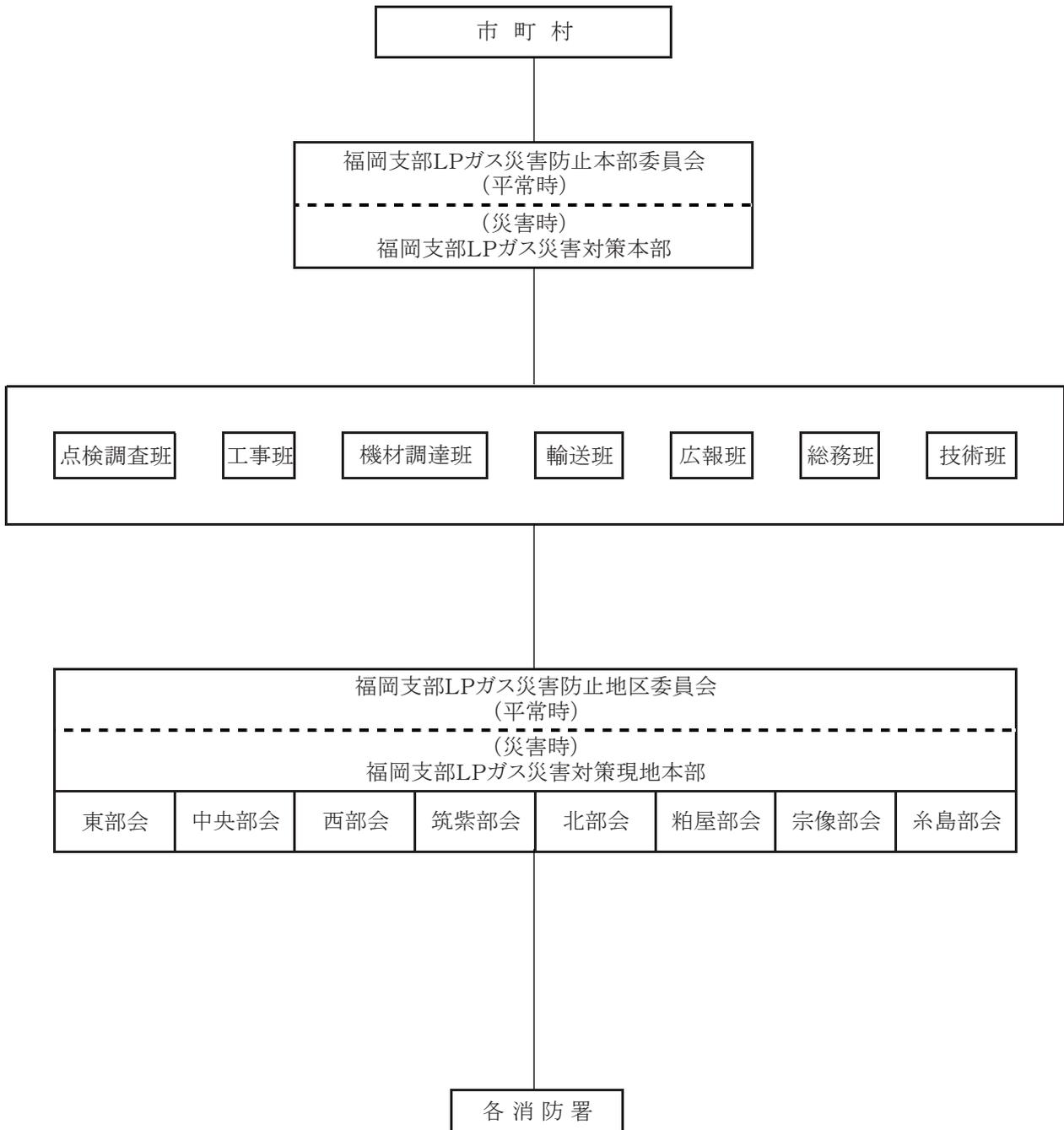
(本部委員長への委任)

第12条 前各条に定めるもののほか、本部委員会の運営に関し必要な事項は本部委員長が定める。

(附 則)

第13条 この要綱は、平成15年8月1日から実施する。

通報及び出動体制組織図



災害時連絡網 2010

(社)福岡県LPガス協会福岡支部

本部長	
藤本支部長	
二日市合同 プロパン㈱	
922-2302	
3192-9957	

(社)福岡支部LPガス災害対策本部	
【平常時】	413-2202
【災害時】	413-2207 【時間外転送】
外山	090-9478-3473
宗倉	090-9651-7438

凡例
役職
氏名
会社名
会社電話
 携帯:090- (頭に090)

副本部長	高橋副支部長
西副支部長	西商店
621-1885	9077-5169

副本部長	明永副支部長
(有)明永ガス商会	
801-0117	3732-8091

筑紫部会	藤井部会長
藤井液化ガス㈱	
581-1278	4772-1244

保安委員	藤委員
(株)丸藤	
504-1591	2716-7795

東部会	江崎部会長
㈱永興エナジー	
441-4841	2589-8363

保安委員	山口委員
(株)フクエキ	
621-8049	9598-5229

中央部会	手嶋部会長
(有)協栄ガス	
565-1171	3602-3761

保安委員	津田委員
博多瓦斯化学㈱	
581-6573	5020-6030

西部会	中野部会長
㈱大栄産業	
841-1133	3735-4748

保安委員	大塚委員
セブンガス㈱	
841-1144	8392-8506

北部会	安部部会長
安部燃料店	
942-2177	3078-9684

保安委員	野中委員
野中瓦斯産業㈱	
681-6272	3668-5535

粕屋部会	安河内部会長
(有)安河内商店	
932-0120	7463-2841

保安委員	荒牧委員
㈱アヤマキ	
947-0382	3605-1967

宗像部会	梅本部会長
宗像プロパン瓦斯㈱	
0940-42-0220	2580-3623

保安委員	尾上委員
日通エナジー九州㈱	
0940-32-0177	9586-5298

糸島部会	甲山部会長
(有)甲山商店	
806-1421	8416-9394

保安委員	松尾委員
松尾商店	
322-2720	2511-9950

総務委員	長谷川委員
北九州プロパン瓦斯㈱	
0940-42-2000	2584-0556

3 塩素及びアンモニア取扱事業所

塩酸取扱事業所	
タイキ薬品工業(株)	東区東浜1丁目9-4
(株)ケイ・エス	東区箱崎ふ頭6丁目11-30
(株)九州電化	東区社領3丁目4-8
参松工業(株)福岡工場	博多区東光寺町2丁目6-1
(有)中島鍍金工業	博多区博多駅南5丁目8-30
福岡メッキ技研工業(株)	博多区上牟田1丁目2-6
福岡硬化クローム工業(有)	博多区博多駅南5丁目10-18
(株)正信	博多区半道橋2丁目16-12
(株)マルタイ	西区周船寺3丁目23-42
(財)福岡市下水道資源センター	西区大字太郎丸805番地の1
三菱電機(株)パワーデバイス製作所	西区今宿東1丁目1-1
大和スレート(株)福岡支店	西区横浜1丁目49-1

アンモニア取扱事業所	
ロイヤル(株)和白工場	東区和白東5丁目11-23
タイキ薬品工業(株)	東区東浜1丁目9-4
日本ミルクコミュニティー(株)福岡工場	南区五十川1丁目2-20
三菱電機(株)パワーデバイス製作所	西区今宿東1丁目1-1

4 福岡都市圏市町消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、福岡市、春日市、大野城市、筑紫野市、宗像市、福津市、古賀市、新宮町、久山町、篠栗町、粕屋町、志免町、須恵町、宇美町、太宰府市、那珂川町、前原市、志摩町、二丈町、粕屋南部消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、筑紫野太宰府消防組合、糸島地区消防厚生施設組合、宗像地区消防組合、粕屋北部消防組合（以下「協定市町」と総称する。）の各市町及び組合の長（以下「市町長」と総称する。）は、消防相互応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、火災、救急救助事案その他の災害（以下「災害等」という。）が発生したときに、協定市町相互間の消防力を活用して、災害等による被害を最小限度に防止し、安寧秩序を保持することを目的とする。

（応援の原則）

第2条 協定市町は、災害等が発生した場合には、災害等が発生した協定市町の市町長の応援要請等に基づき、相互に応援するものとする。

（費用負担の原則）

第3条 応援に際し要した費用は、原則として応援した協定市町の負担とする。ただし、事故等が発生したとき、又は多額の費用を要したときは、関係 協定市町の協議によるものとする。

（委任）

第4条 前2条に定めるもののほか、本協定の実施に関し必要な事項は、協定市町の消防長が協議して定めるものとする。

（協定書の保管）

第5条 この協定の成立を証するため本書25通を作成し、記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

附 則

1 この協定は、平成18年10月10日からその効力を生ずる。

2 この協定の締結に伴い、平成14年6月25日福岡市、春日市、大野城市、筑紫野市、玄海町、津屋崎町、宗像市、福岡町、古賀市、新宮町、久山町、篠栗町、粕屋町、志免町、須恵町、宇美町、太宰府市、那珂川町、前原市、志摩町、二丈町、大島村、粕屋南部消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、筑紫野太宰府消防組合、糸島地区消防厚生施設組合、宗像地区消防組合、粕屋北部消防組合間において締結した福岡都市圏市町村消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の締結の際、旧協定第3条に規定する協議が終了していないものについては、なおその効力を有する。

平成18年10月10日

5 福岡都市圏市町消防相互応援協定に関する覚書

平成18年10月10日付で締結した福岡都市圏市町消防相互応援協定（以下「協定書」という。）第4条の規定に基づき、下記のとおり協議し、覚書として交換する。

（応援出動の区分）

第1条 応援出動は、次に掲げるものによって行うものとする。

(1) 要請により出動するものを計画出動及び特別出動とし、次のア及びイに定めるところによる。

ア 計画出動とは、協定市町（協定書の前文に定める「協定市町」をいう。以下同じ。）が、それぞれの協定市町について別表に定める出動対象市町の区域のうち関係協定市町が協議して定める区域内に発生した火災を覚知したときに、消防隊により自動的に出動するものをいう。

イ 特別出動とは、協定市町のいずれかの区域内に大災害が発生した場合その他計画出動以外の応援を特に必要とする場合で、災害地の協定市町の市町長の要請によって他の協定市町が消防隊、救急隊その他必要な人員、機器、資材等（以下「消防隊等」という。）により出動するものをいう。

(2) 要請を待たずに出動することができるものを応急出動及び調査出動とし、次のア及びイに定めるところによる。

ア 応急出動とは、消防隊又は救急隊が管外調査又は災害出動の帰署途上等により、当該消防隊又は救急隊が属する協定市町以外の区域内において災害等を覚知したときに、特に緊急を要すると認められる場合に出動することができるものをいう。

イ 調査出動とは、災害地の協定市町の市町長と連絡がとれない場合の災害等に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前号イに規定する要請を待ついとまがないと認められるときに、要請を待たないで、災害等の初動段階での先行調査のため、災害地の協定市町に隣接する協定市町及び福岡市が消防隊等を派遣することができるものをいう。

（特別出動の要請）

第2条 特別出動の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項をできうる限り

明らかにし、電話等により行うものとする。

- (1) 災害の種別、場所及び概況
- (2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 誘導員又は担当責任者
- (5) その他必要事項

（応援の義務）

第3条 計画出動の事由が生じた協定市町、特別出動の応援要請を受けた協定市町及び調査出動により消防隊等を派遣し、応援要請を受けた協定市町は、直ちに消防隊等を出動させるものとする。ただし、当該協定市町の区域内における災害の発生その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（応急出動時の連絡）

第4条 第1条第2号アの規定により災害等を覚知した場合は、当該災害等を覚知した協定市町の消防長は、災害地の協定市町の消防長に速やかに連絡しなければならない。

（現場報告）

第5条 応援出動した消防隊等（以下「応援隊」という。）の最高指揮者は、現場到着、消防活動等の状況、引揚げ等を現場最高指揮者に報告するものとする。

（指揮権）

第6条 応援隊は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第47条の規定に基づき、応援を受けた協定市町の市町長の指揮の下に行動するものとする。

2 前項の指揮は、応援隊の最高指揮者を通じて行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

（報告）

第7条 応援出動した協定市町の消防長は、応援を受けた協定市町の消防長に対して、応援出動の内容を応援消防隊等活動状況報告書（様式第1号）により報告するものとする。

2 応援を受けた協定市町の消防長は、消防活動等の終了後速やかに応援した協定市町の消防長に対して、災害の概要を災害概要報告書（様式第2号）により報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 協定書第3条本文の規定による応援に要する費用の負担は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 応援した協定市町の負担する費用

- ア 応援に際し破損した消防機械器具の修理に要する費用
- イ 応援出動に要した燃料費
- ウ 応援隊の旅費その他の手当
- エ 応援隊の被服損料
- オ 応援隊が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償等
- カ 応援隊が応援出動の途中又は帰路の途中において、家屋等を損壊した場合の補修費等

(2) 応援を受けた協定市町の負担する費用

- ア 消防活動上使用した化学消火剤及び資材に係る費用
- イ 応援が長時間にわたったときの応援隊の消防用燃料の補給及び食糧に係る費用
- ウ 応援隊の消防活動等に伴う消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定による損失補償費及び同法第29条第5項の規定により火災の現場附近に在る者を消防作業に従事させた場合又は同法第35条の7第1項の規定により事故の現場附近に在る者を救急業務に協力させた場合の災害補償費

2 事故等の発生その他により多額の費用を要したときの負担については、前項の規定にかかわらず、協定書第3条ただし書の規定により、関係協定市町が協議して定めるものとする。

(費用の請求)

第9条 応援した協定市町が前条の規定に基づいて行う費用の請求は、様式第1号を添えて様式第3号により行うものとする。

2 消防一部事務組合を構成する市町に対する費用の請求は、当該一部事務組合を通じて行うことができる。

(費用負担区分の協議)

第10条 応援を受けた協定市町が消防一部事務組合及び当該消防一部事務組合を構成する市町である場合における第8条第1項第2号に規定する費用の負担区分については当該消防一部事務組合と当該市町の間で別途協議するものとする。

(情報の交換)

第11条 協定市町は、協定書及びこの覚書の適正な運用を期するために必要な各種消防情報等を相互に交換するものとする。

(他の協定との関係)

第12条 協定市町のうち、この協定以外の消防相互応援に関する協定を締結している市町は、当該協定の取扱いにつき別途協議するものとする。

(協議)

第13条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、別途協議のうえ決定するものとする。

(覚書の保管)

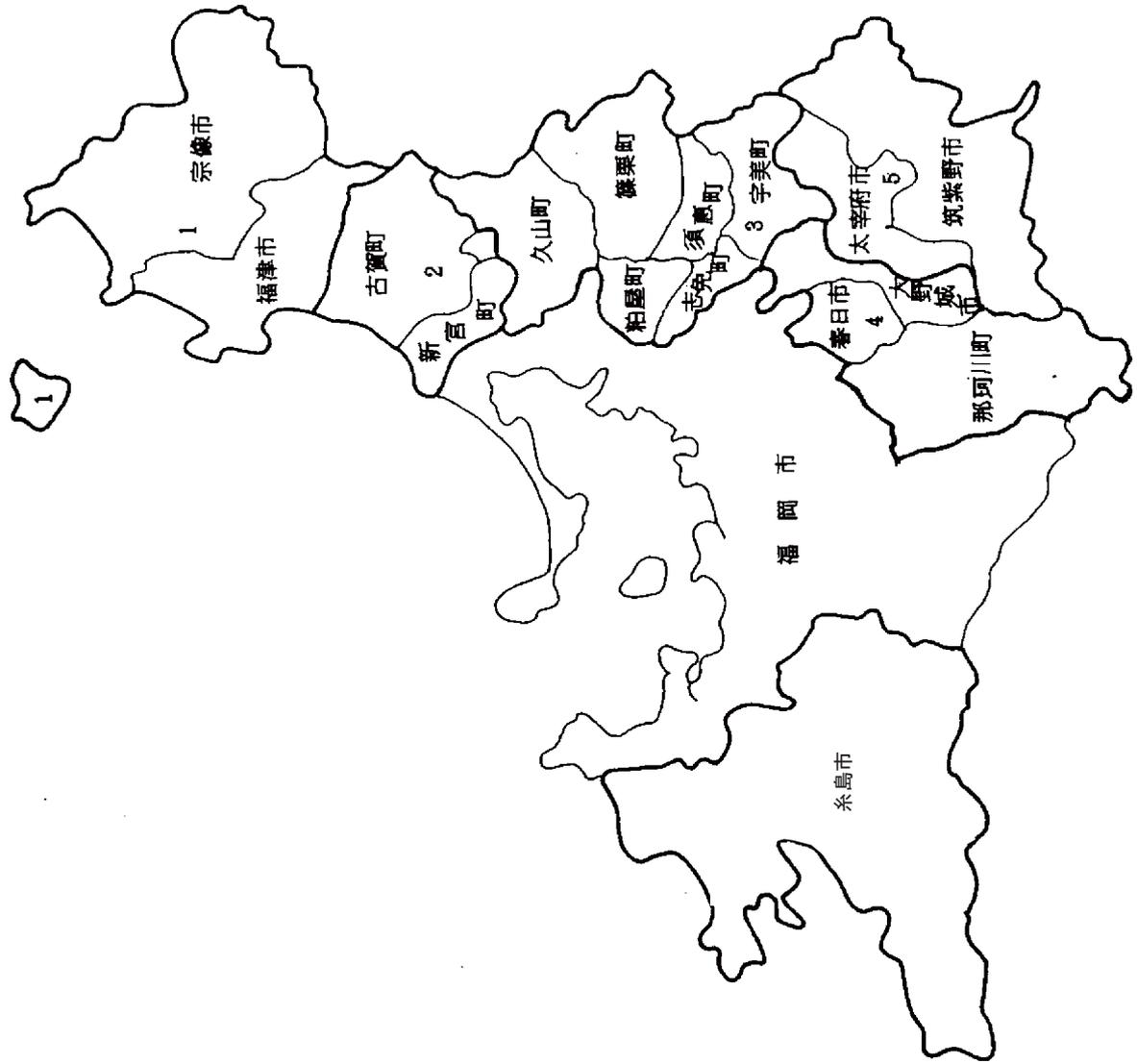
第14条 この覚書の成立を証するため本書7通を作成し、記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成18年10月10日からその効力を生ずる。
- 2 この覚書の締結に伴い、平成14年6月25日福岡都市圏市町村消防相互応援協定第4条の規定に基づき締結された福岡都市圏市町村消防相互応援協定に関する覚書は、その効力を失う。

平成18年10月10日

福岡都市圏市町村消防相互応援協定市町村図



凡 例	
1	宗像地区消防組合
2	粕屋北部消防組合
3	粕屋南部消防組合
4	春日・大野城・那珂川消防組合
5	筑紫野太宰府消防組合
6	糸島地区消防厚生施設組合

6 福岡県消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域並びに代表消防機関及び地域代表消防機関の設置)

第2条 福岡県内を次に掲げる地域に区分するものとする。

(1) 北九州地域

北九州市、行橋市、中間市、京築広域市町村圏事務組合、遠賀・中間地域広域行政事務組合及び苅田町の区域

(2) 筑豊地域

飯塚地区消防組合、福岡県田川地区消防組合、直方市及び直方鞍手広域市町村圏事務組合の区域

(3) 福岡地域

福岡市、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合、筑紫野太宰府消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、糸島市、粕屋南部消防組合、宗像地区事務組合及び粕屋北部消防組合の区域

(4) 筑後地域

久留米広域市町村圏事務組合、大牟田市、大川市、柳川市、筑後市、八女地区消防組合及びみやま市の区域

2 この協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関を、前項に掲げる地域にそれぞれ地域代表消防機関を設置するものとし、代表消防機関及び地域代表消防機関（以下「代表消防機関等」という。）にはそれぞれ代行消防機関を選定しておくものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定において、相互応援の対象とする大規模災害等とは、次に掲げる災害のうち大部隊若しくは特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

(1) 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模災害

(3) 航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故

(応援可能消防隊の登録)

第4条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊をあらかじめ登録しておくものとする。

(応援要請の種別)

第5条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分するものとする。

(1) 第一要請

第2条第1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

(2) 第二要請

第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第6条 応援要請は、原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。

ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

2 応援要請は、災害の発生地を管轄する市町村等（以下「要請側」という。）の長又は消防長から、他の市町村等（以下「応援側」という。）の長又は消防長に対し、応援に必要な事項を明確にして行うものとする。

3 前項の要請については、第2条第2項に規定された代表消防機関等を通じて行うものとする。

4 第一要請又は第二要請を行った要請側の長又は消防長は、福岡県に対して要請した旨を通報するものとする。

(応援隊等の派遣)

第7条 前条の規定により応援の要請を受けた応援側の長又は消防長は、消防隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。

2 応援隊の派遣を決定したとき又はやむを得ない理由により派遣し難いときは、応援側の長又は消防長は、

その旨を速やかに代表消防機関等を通じて要請側の長又は消防長に通知するとともに、福岡県に通報するものとする。

3 要請側に隣接する応援側の長又は消防長、及び要請側の地域代表消防機関が属する市町村等の長又は当該地域代表消防機関の消防長は、第3条に規定する大規模災害等の発生に際し、要請側の長又は消防長と連絡が取れない場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、前条に規定する応援要請を待ついとまがないと認められるときには、同条第2項の要請を待たないで、先行調査のため、必要な消防隊（以下「先遣隊」という。）を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により、先遣隊の派遣を決定した応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて福岡県に通報するものとする。

（応援等の中断）

第8条 応援側の都合で応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

2 先遣隊を派遣した応援側の都合で先遣隊を復帰させるべき事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、先遣隊の派遣を中断することができるものとする。この場合においては、先遣隊の派遣を中断した応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて福岡県に通報するものとする。

（応援側の指揮）

第9条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第10条 応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

（1）応援側の負担する経費

ア 消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く）及び小破損の修理費

イ 消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費

ウ 消防職員及び消防団員が負傷、疾病又は死亡した場合における補償費及び賞じゅつ金等

エ 交通事故における損害賠償費等

オ 応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費

（2）要請側の負担する経費

前号に定める経費以外の経費

2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

（航空消防応援）

第11条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める要綱によるものとする。

（改廃）

第12条 この協定の改廃は、協定市町村等の長の協議により行うものとする。

（委任）

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成23年3月30日から効力を生じる

2 平成18年10月10日付けで関係市町村等において締結した福岡県消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第10条の規定は、なおその効力を有する。

3 この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、記名押印のうえ、福岡県消防防災課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等はその写しを各1通保管するものとする。

平成23年3月30日

7 福岡県消防相互応援協定覚書

平成23年3月30日付で締結した福岡県消防相互応援協定書（以下「協定書」という。）第13条の規定に基づき、この覚書を定める。

（代表消防機関等の選定及び任務）

第1条 協定書第2条第2項に規定する代表消防機関等及びその代行消防機関は、別表第1に定める消防本部とし、その任務は次のとおりとする。

（1）代表消防機関の任務

- ア 県との連絡調整及び情報交換に関すること。
- イ 地域代表消防機関との連絡調整に関すること。
- ウ 第二要請時における応援隊の部隊の調整及び編成に関すること。
- エ その他必要な事項

（2）地域代表消防機関の任務

- ア 地域内消防機関との連絡調整に関すること。
- イ 災害に関する情報収集及び資料提供
- ウ 要請側消防機関との応援要請に関する協議
- エ 応援側消防機関との応援隊派遣に関する協議
- オ 県及び代表消防機関との連絡調整に関すること。
- カ 第一要請時における応援隊の部隊の調整及び編成に関すること。
- キ その他必要な事項

（3）代行消防機関は、代表消防機関等の管内で大規模災害等が発生した場合に、代表消防機関又は地域代表消防機関の任務をそれぞれ代行する。

（応援可能消防隊の登録）

第2条 協定書第4条の規定に基づく応援可能消防隊は、別表第2に掲げる消防隊とする。

（応援要請の方法）

第3条 協定書第6条の規定に基づく応援要請は、別図1に示す要請の順序に従い行うものとする。

2 応援要請の方法は、次の事項をできるだけ明確にし、別表第3に掲げる窓口に、電話・ファクシミリ等により行うものとする。

- （1）災害の種別、発生場所及び災害の状況
- （2）応援隊の人員、車両、資機材
- （3）応援隊の集結場所及び活動内容
- （4）災害現場の最高指揮者の職、氏名
- （5）その他必要な事項

3 要請側の長は、事後速やかに応援側の長に対し応援要請書（様式第1号）を提出するものとする。

（応援隊派遣の決定通知）

第4条 協定書第7条第2項の規定に基づく、応援隊の派遣を決定した場合の通知は、次によるものとする。

- （1）応援隊の最高指揮者の職、氏名
- （2）応援隊の人員、車両、資機材
- （3）応援隊の到着予定時間及び派遣経路
- （4）その他必要な事項

（先遣隊派遣時の連絡等）

第5条 協定書第7条第3項の規定に基づき、先遣隊の派遣を決定した応援側の長又は消防長は、別図2の連絡体系に従い相互に連絡するものとする。

2 先遣隊の最高指揮者は、現場到着時に要請側の長、消防長又は現場最高指揮者（以下「現場最高指揮者等」という。）に応援の要否を確認するものとする。

3 前条の規定は、協定書第7条第4項の規定に基づく、先遣隊の派遣を決定した場合の通知について準用する。この場合において、前条中「応援隊」とあるのは「先遣隊」と読み替えるものとする。

(要請側の措置)

第6条 要請側の長又は消防長は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 応援隊の集結場所に誘導員を配置し、応援隊の誘導に努めること。
- (2) 現場指揮本部の所在を明示すること。

(現場到着時の報告等)

第7条 応援隊の最高指揮者は、現場最高指揮者等に対して第1号に定める事項について報告を行うとともに、第2号における事項を確認し、必要な指示を受けるものとする。

- (1) 到着報告事項
 - ア 応援消防本部及び消防団名
 - イ 応援隊の最高指揮者の職、氏名
 - ウ 応援隊の人員、車両、資機材
 - エ その他必要な事項
- (2) 確認事項
 - ア 災害の現況
 - イ 活動中の消防隊名、隊数及び指揮者名
 - ウ 他の消防隊の活動概要
 - エ 活動方針
 - オ 今後の見込み
 - カ 応援隊の活動範囲及び任務
 - キ 使用無線系統
 - ク 指揮連絡担当者名
 - ケ 安全管理上の注意事項
 - コ その他必要な事項

(応援隊の部隊運用)

第8条 応援隊の部隊運用は、代表消防機関等が行う部隊編成をもって運用するものとし、その部隊編成については、別図3に示す例によるものとする。ただし、要請側の長又は消防長の指示がある場合はこれによるものとする。

(現場引き揚げ時の報告等)

第9条 応援隊の最高指揮者は、現場最高指揮者等の引き揚げ指示により、次の報告を行ったのち引き揚げるものとする。

- (1) 応援隊の活動概要
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) 使用した消火薬剤等の数量
- (6) その他必要な事項

(応援の始期及び終期)

第10条 応援の始期は、応援隊が常備配置場所から出動した時点とする。ただし、応援隊が常備配置場所の外にある場合は、応援出動命令を受けて出動した時点とする。

2 先遣隊の応援の始期は、第5条第2項の規定により、応援要請を受けた時点とする。

3 応援の終期は、応援隊が常備配置場所に帰着した時点とする。ただし、応援に関する目的を終了したのち、他の用務のため行動する場合は、その目的の行動を開始した時点とする。

(事後の報告)

- 第11条 応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長に対して応援終了後速やかに応援隊活動状況報告書(様式第2号)により報告するものとする。
- 2 要請側の長又は消防長は、応援側の長又は消防長に対して、応援終了後速やかに災害概要報告書(様式第3号)により報告するものとする。

(経費の請求)

- 第12条 応援側の長は、協定書第10条の規定に基づき、応援に要した経費を請求するときは、別記様式第4号により要請側の長に請求するものとする。

(合同訓練の実施)

- 第13条 各消防長は、円滑な応援活動を図るため各消防本部間で協議のうえ、合同で消防訓練を実施するよう努めるものとする。

(連絡会議等の設置)

- 第14条 協定の円滑な運用を図るため、次の各号に定めるところに従い連絡会議及び協定書第2条第1項に定める地域ごとに、地域連絡会議を設置する。
- (1) 連絡会議は、県下各消防本部の担当課長で構成する。
- (2) 地域連絡会議は、地域内の市町村及び消防本部の担当課長で構成する。2 連絡会議及び地域連絡会議は、必要の都度開催するものとし、次の事項について研究及び情報交換を行う。
- (1) 消防相互応援の実施に関すること。
- (2) 消防相互応援の基本計画に関すること。
- (3) 市町村等間の合同消防訓練に関すること。
- (4) その他必要な事項
- 3 連絡会議の事務局は代表消防機関内に、地域連絡会議の事務局は地域代表消防機関内にそれぞれ置くものとする。

(補則)

- 第15条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、別途協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成23年3月30日から効力を生じる。
- 2 この覚書の締結に伴い、平成18年10月10日福岡県消防相互応援協定第13条の規定に基づき締結された福岡県消防相互応援協定覚書は、その効力を失う。
- 3 この覚書の成立を証するため、本書5通を作成し、記名押印のうえ、福岡県消防防災課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、各消防本部はその写しを各1通保管するものとする。

平成23年3月30日

8 福岡県広域航空消防応援実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡県消防相互応援協定書（平成14年8月1日締結、以下「協定書」という。）第11条の規定に基づき、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた広域航空消防応援（以下「航空応援」という。）の実施に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(航空応援の対象)

第2条 航空応援は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用するが消防機関の活動にとって極めて有効である場合に行うものとする。

- (1) 地震、風水害その他大規模災害
- (2) 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災、その他特殊災害
- (3) ヘリによる搬送が有効かつ適切な救急事案
- (4) 山岳事故その他車両等の進入が困難な場所における救助事案
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害

(航空応援の種別)

第3条 航空応援の種別は、次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出動 現場把握、情報収集、指揮支援等のための出動
- (2) 火災出動 消火活動のための出動
- (3) 救助出動 人命救助のための特別な活動を要する場合の出動
- (4) 救急出動 救急搬送のための出動
- (5) 救援出動 救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

(航空応援の担当地域)

第4条 応援側市の航空応援担当地域は、原則として協定書第2条に区分された地域を基準として別表第1のとおり定める。

(航空応援の要請手続)

第5条 航空応援が必要と認めたと要請側の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防長は、直ちに当該市町村等の長に報告の上、その指示に従って県知事を通じて次の事項を明らかにして応援側の市長に航空応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側の消防長へも同様の連絡を直接行うものとする。

- (1) 要請側の市町村等の名称及び消防長の氏名並びに要請日時
- (2) 災害の発生日時、場所及び災害の概要
- (3) 応援活動の概要

(航空応援の決定通知等)

第5条 応援側の消防長は、前条の航空応援の要請に基づいて航空応援を行うことが可能と判断した場合には、当該市長に報告の上、その指示に従って県知事を通じて要請側市町村等の長へ通知するものとする。この場合において、同時に要請側の消防長へも航空応援を決定した旨の連絡をするものとする。

2 要請側の消防長は、前号の通知若しくは連絡を受けたときは、速やかに、次の事項を応援側の消防長へ通報しなければならない。

- (1) 必要とする応援活動の具体的内容
- (2) 応援活動に必要な資機材等
- (3) ヘリの離発着可能な場所及び給油体制
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び無線による連絡の方法
- (5) 離発着場における資機材の準備状況
- (6) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- (7) 他の消防本部にヘリの応援を要請している場合の消防本部名
- (8) 気象の状況
- (9) ヘリの誘導方法
- (10) 要請側消防本部の連絡先
- (11) その他必要な事項

(航空応援の中断)

第6条 応援側市の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合においては、応援側消防長は、要請側消防長との協議のうえ航空応援を中断することができる。

2 前項により航空応援を中断したときは、前条第1項に準じてその連絡を行うものとする。

(航空応援の始期及び終期)

第7条 航空応援の始期は、消防航空隊のヘリが応援出動の命令を受け応援側市のヘリポートを出発したときとする。ただし、ヘリが応援側市のヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援出動すべき命令があったときは、その時点とする。

2 航空応援の終期は、ヘリが応援目的を終了し応援側市のヘリポートに帰着したときとする。ただし、前条の規定に基づき航空応援が中断され応援側市に復帰すべき命令があったときは、その時点とする。

(応援出動した消防航空隊の指揮等)

第8条 応援出動した消防航空隊の指揮は、要請側市町村等の現場最高指揮者が行うものとする。この場合において当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたとときは、その旨を現場最高指揮者に通告するものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動にあたって要請側市町村等の消防本部の基地局及び現場最高指揮者と緊密な連携を行うものとする。

(要請側市町村等の事前計画等)

第9条 要請側市町村等は、消防航空隊の応援を受ける場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。

2 前項の計画を作成し、又は変更した場合は、そのうちの必要な事項を県知事及び応援側の市長に通知するものとする。

(航空応援に要する経費の負担区分)

第10条 航空応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによる。

(1) ヘリの燃料費、隊員の出動手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村等が負担する。

(2) 航空応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村等の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

(3) 前号に定める要請側市町村等の負担額は、応援側市の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(4) 前3号に定めるもの以外に要した諸経費の負担については、その都度関係市町村等が協議して定めるものとする。

(合同訓練の実施)

第10条の2 各消防長は、第2条に掲げる災害を想定した消防訓練を実施するにあたり、応援側市にヘリの参加を要請することができる。この場合のヘリを使用することに要する経費に関しては第10条を準用する。

(実施細目)

第11条 この要綱の実施に関する手続等の細目については別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

平成元年3月25日

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

平成6年3月3日

附 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

平成14年8月1日

別表第1

	担 当 区 域	
	第 1 順 位	第 2 順 位
北 九 州 市	北 九 州 地 域 筑 豊 地 域	福 岡 地 域 筑 後 地 域
福 岡 市	福 岡 地 域 筑 後 地 域	北 九 州 地 域 筑 豊 地 域

9 福岡県広域航空消防応援実施細目

1 趣旨

この細目は、福岡県広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき必要な事項について定めるものとする。

2 要請手続

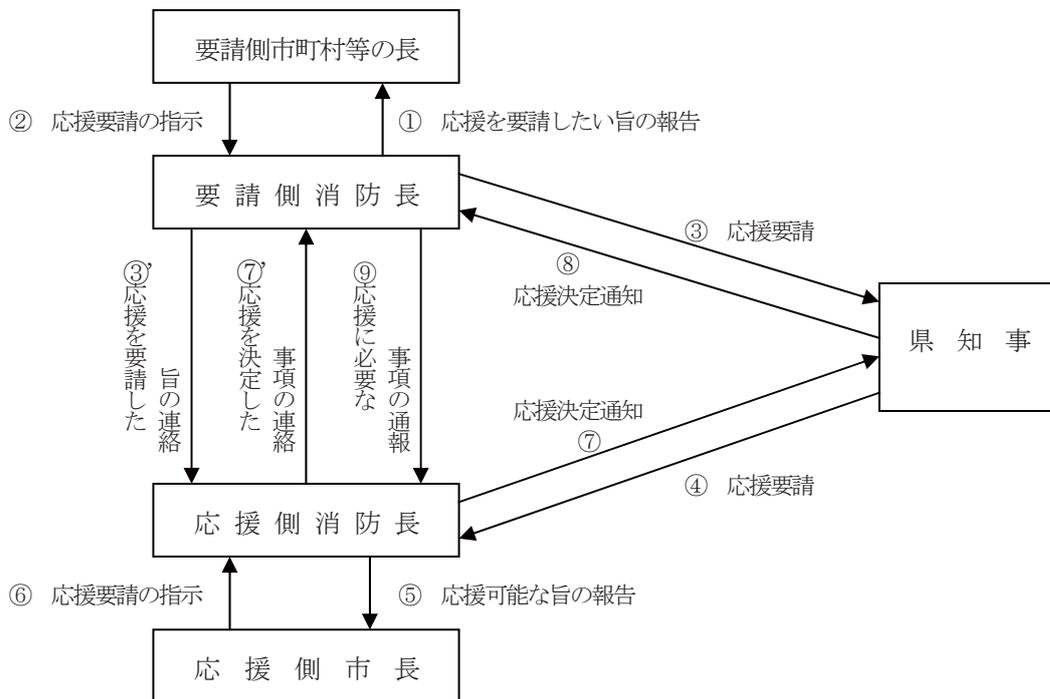
(1) 要綱第4条の規定に基づき、要請を行う場合の県の連絡先は次のとおりとする。

	連絡要請 窓口の名称	電 話	ファクシミリ	防災行政無線	
				電 話	ファクシミリ
平日 昼間	総務部 消防防災課	(092)643-3112	(092)643-3117	78-700-7023	1-78-700-2493
平日 夜間 土日 祝日	〃 当直	(092)641-4734	上に同じ	78-700-7027	1-78-700-7399

(2) 応援側市の消防本部の連絡先は次のとおりとする。

消防本部名	連絡要請窓口の名称	電 話	ファクシミリ
北九州市消防局	防災対策部指令課（消防航空隊）	(093)582-3811 475-6701	(093)592-6805
福岡市消防局	警防部災害救急指令センター （消防航空隊）	(092)725-6595 451-3119	(092)735-1074 473-8425

(3) 要綱第4条に定める航空応援要請及び第5条に定める航空応援決定通知のルートは、次のとおりとする。



(4) 要綱第4条に定める要請、連絡又は通報は、様式第1号により、電話（ファクシミリがある場合は併用）等により行うとともに、後日速やかに正式文書を送付するものとする。

3 通信連絡

通信連絡の使用電波は、県内共通波（152,77MHZ）とし、無線の運用統制については、要請側消防本部の統制に従うものとする。

4 要請側市町村等の事前計画等

(1) 要綱第9条に定める要請側市町村等の事前計画に必要な事項は、次のとおりとする。

- ア ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場(以下「離発着場」という。)の位置図等(様式第2号)
- イ 燃料の補給体制
- ウ 応援消防航空隊と要請側消防本部等との通信連絡方法
- エ 離発着場への誘導員の派遣
- オ 応援に伴い生ずることが予想される一般人及び建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
- カ 空中消火薬剤, 救急救助資機材, 隊員等の補給体制
- キ その他必要な事項

(2) 要綱第9条第2項に定める必要な事項は、前記のア、イ及びウとする。

5 事故時の連絡等

(1) 要請側市町村等の消防長は、応援消防航空隊に関する次の事故を覚知したときは、応援側市の消防長へ速やかに連絡しなければならない。

- ア 人の死傷を伴う事故
- イ 航空機の重大な損傷事故
- ウ 救難対策を必要とする事故

(2) 応援側市の消防長は、ヘリの長期間運航不能等の場合は、県知事に連絡しておくものとする。

6 航空応援に関する報告

(1) 応援側市の消防長は、ヘリが帰着したとき、速やかに応援活動の概要を、様式第3号により、要請側市町村等の消防長に報告するものとする。

(2) 要請側市町村等の消防長は、速やかに当該災害の概要を、様式第4号により、応援側市の消防長に報告するものとする。

7 応援に要する経費の内容

要綱第10条に規定する応援に要する経費の内容については、次による。

(1) 応援に直接要する経費

- ア ヘリの燃料費
- イ 隊員の出動手当, 旅費, 日当, 宿泊費
- ウ 応援により特別に必要となったヘリの修繕料

(2) 応援中に発生した事故の処理に要する経費

- ア 土地, 建物, 工作物等に対する補償費
- イ 一般人の死傷に伴う損害賠償
- ウ 機体の補償費
- エ その他の諸経費

8 経費の請求

応援側市の長は、応援終了後速やかに当該応援に要した要綱第10条第1項第1号に定める経費を要請側市町村等の長に様式第5号により請求するものとする。

附 則

この細則は、平成元年4月1日から施行する。

平成元年3月25日

附 則

この細則は、平成6年4月1日から施行する。

平成6年3月3日

この細則は、平成14年8月1日から施行する。

平成14年8月1日

10 高速自動車道における消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づいて、北九州市、直方市、直方・鞍手広域市町村圏事務組合、苅田町、宗像地区事務組合、粕屋北部消防組合、粕屋南部消防組合、福岡市、春日・大野城・那珂川消防組合、筑紫野太宰府消防組合、久留米広域市町村圏事務組合、筑後市、八女地区消防組合、みやま市、大牟田市、甘木・朝倉広域市町村圏組合（以下「協定市及び組合」という。）は、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、九州縦貫自動車道、九州横断自動車道及び東九州自動車道のうち福岡県内において、火災、事故等で、消防業務を必要とする災害（以下「災害」という。）が発生した場合に協定市及び組合相互間の消防力を活用して、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援）

第2条 協定市及び組合は、災害が発生した協定市及び組合の長の応援要請に基づいて、消防隊等の派遣を行うものとする。

（費用負担）

第3条 応援に要した費用の負担については別に定める。

（補則）

第4条 この協定は、協定市及び組合の協議により改定することができる。

2 この協定の実施に関し、必要な事項は協定市及び組合の協議により定める。

附 則

1 この協定は、平成21年10月1日から効力を生じる。

2 平成18年6月30日付けで協定市及び組合の間において締結した高速自動車道における消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前に行われた消防の相互応援に関する費用の負担については、旧協定第3条の規定は、なおその効力を有する。

3 この協定の締結を証するため、本書16通を作成し、記名押印の上各1通を保管する。

平成21年9月30日

11 高速自動車道における消防相互応援協定に基づく覚書

平成21年9月30日付けで北九州市、直方市、直方・鞍手広域市町村圏事務組合、苅田町、宗像地区事務組合、粕屋北部消防組合、粕屋南部消防組合、福岡市、春日・大野城・那珂川消防組合、筑紫野太宰府消防組合、久留米広域市町村圏事務組合、筑後市、八女地区消防組合、みやま市、大牟田市、甘木・朝倉広域市町村圏組合（以下「協定市及び組合」という。）との間に締結した高速自動車道における消防相互応援協定書（以下「協定書」という。）第4条第2項の規定に基づき次のとおり協議し、この覚書を交換する。

（用語の定義）

第1条 この覚書における用語の定義は、次の例による。

- (1) 「管轄消防長」とは、災害発生現場を管轄する協定市及び組合の消防長をいう。
- (2) 「担当消防長」とは、この覚書により災害発生現場の第一次出動担当となる協定市及び組合の消防長をいう。
- (3) 「第二次担当消防長」とは、この覚書により災害発生現場の第二次出動担当となる協定市及び組合の消防長をいう。
- (4) 「第三次担当消防長」とは、この覚書により災害発生現場の第三次出動担当となる協定市及び組合の消防長をいう。
- (5) 「消防業務」とは、災害にかかわる消防隊等の直接的な活動をいう。
- (6) 「消防隊等」とは、消防隊、救急隊、その他救出救助活動に従事する隊をいう。

（応援要請）

第2条 協定書第2条の規定による応援要請は、次の各号によるものとする。

- (1) 応援要請は、管轄消防長が担当消防長へ行うものとする。
ただし、西日本高速道路株式会社から担当消防長へ出動の要請があった場合においては、管轄消防長からの応援要請とみなす。この場合において担当消防長は、直ちに管轄消防長へ通報するものとする。
- (2) 前号の応援要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。
 - ア 災害の種別
 - イ 災害の発生場所及び被害の状況
 - ウ 死傷者の有無及び程度
 - エ その他消防業務上必要な事項
- (3) 管轄消防長は、当該災害の規模に応じて第二次担当消防長及び第三次担当消防長に応援を要請することができる。
- (4) 担当消防長は、消防業務に出動した所属の消防隊等の上席職員から要請があった場合においては前号の規定に準じて応援を要請することができる。この場合において担当消防長は、直ちに管轄消防長に通報するものとする。

（応援出動）

第3条 災害発生現場への出動要領は、原則として別表に掲げる区分により、

各担当消防長が災害の規模に応じて所要の消防隊等を出動させるものとする。

2 協定市及び組合は、前条による応援要請を受けた場合、止むをえない事情がある場合を除いて、直ちに消防隊等を出動させるものとする。

（指揮）

第4条 消防業務の指揮は、原則として管轄消防長が行うものとする。

2 担当消防長が出動させた消防隊等のみで消防業務を行う場合の指揮は、当該消防隊等の上席職員が行うものとする。

3 二以上の協定市及び組合の消防隊等が出動した場合の指揮は、先着消防隊等の上席職員が行うものとする。ただし、管轄消防長の出動させる消防隊等が到着したときは、当該消防隊等の上席職員が行うものとする。

(調査)

第5条 災害の調査は、管轄消防長が行う。

2 第3条の規定により出動した消防隊等の所属する消防長は、その消防活動を様式第1号により管轄消防長に通知するものとする。

(費用負担)

第6条 協定書第3条の規定による費用の負担は、次のとおりとする。ただし、多額の費用を要した場合の負担については、関係協定市及び組合が協議して、その都度費用の負担の割合を定めるものとする。

(1) 応援した協定市及び組合の負担する費用

ア 応援出動に際し破損した消防機械器具の修理に要する費用

イ 応援出動に際し要した燃料費

ウ 応援出動に際し要した旅費その他手当

エ 応援出動に際し生じた被服損料

オ 応援出動に際し負傷、疾病、又は死亡した場合における補償費等

カ 応援出動の途中又は帰路の途中において、家屋等を損壊した場合の補修費等

(2) 応援を受けた協定市及び組合の負担する費用

ア 消防業務に使用した化学消化剤及び資材に係る費用

イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧に係る費用

ウ 消防業務に伴う消防法(昭和23年法律第186号)第29条第3項の規定による損失補償費及び同法第29条第5項の規定により火災の現場付近に在る者を消防作業に従事させた場合又は同法第35条の7第1項の規定により事故の現場付近に在る者を救急業務に協力させた場合の災害補償費

(費用の請求)

第7条 応援した協定市及び組合が前条の規定に基づいて行う費用の請求は、様式第2号により行うものとする。

(情報交換)

第8条 協定市及び組合は、協定の適正な運用を期するため、必要な情報を相互に交換するものとする。

(補則)

第9条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協定市及び組合が別途協議の上、定めるものとする。

附 則

1 この覚書は、平成21年10月1日から効力を生じる。

2 この覚書の締結に伴い、平成18年6月30日高速自動車道における消防相互応援協定第4条第2項の規定に基づき締結された高速自動車道における消防相互応援協定書に基づく覚書は、その効力を失う。

3 この覚書の成立を証するため、本書16通を作成し、記名押印の上各1通を保管する。

平成21年9月30日

12 福岡市と佐賀県三瀬村及び神埼地区消防事務組合との消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、福岡市長と佐賀県三瀬村長及び神埼地区消防事務組合長との間で、消防の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（協定の目的）

第 1 条 この協定は、国道 263 号三瀬トンネルにおける火災その他の災害及び福岡市と佐賀県三瀬村の境界地域における山林火災（以下「火災等」という。）が発生したときに、福岡市と佐賀県三瀬村及び神埼地区消防事務組合（以下「協定市村」という。）相互間の消防力を活用して火災等による被害を最小限に防止することを目的とする。

（応援の原則）

第 2 条 協定市村は、火災等が発生した協定市村の応援要請に基づき、相互に応援するものとする。

（費用負担の原則）

第 3 条 応援に要する費用は、原則として応援した協定市村の負担とする。ただし、多額の費用を要したときの費用の負担については、協定市村の協議により定めるものとする。

（委 任）

第 4 条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市村の消防長及び消防団長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和 61 年 7 月 24 日からその効力を生ずる。
- 2 この協定の締結に伴い、昭和 42 年 6 月 16 日付で早良町と佐賀県三瀬村との間で締結した消防組織法第 21 条に基づく福岡県早良町と佐賀県三瀬村間の消防相互応援協定は、その効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書 3 通を記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

昭和 61 年 7 月 23 日

福 岡 市 長 進 藤 一 馬

三 瀬 村 長 庄 島 明

神埼地区消防事務組合長 荒 木 正 己

13 福岡市と佐賀県脊振村及び神埼地区消防事務組合との消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条第 2 項の規定に基づき、福岡市と佐賀県脊振村及び神埼地区消防事務組合（以下「協定団体」という。）は、消防の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、福岡市と佐賀県脊振村の境界地域において山林火災又はその他の災害（以下「火災等」という。）が発生したときに、協定団体相互の消防力を活用して火災等による被害を最小限に防止することを目的とする。

（応 援）

第 2 条 協定団体は、火災等が発生した地域を管轄する協定団体の応援要請に基づき、相互に消防の応援を行うものとする。

（費用負担）

第 3 条 前条による応援に要する費用は、原則として応援した協定団体の負担とする。ただし、多額の費用を要したときの費用の負担については、協定団体の協議により定めるものとする。

（委 任）

第 4 条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定団体の消防長及び脊振村消防団長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 2 年 4 月 1 日から効力を生ずる。
- 2 この協定の効力の発生に伴い、昭和 42 年 6 月 16 日付で早良町と佐賀県脊振村との間で締結した消防組織法第 21 条に基づく福岡県早良町と佐賀県脊振村間の消防相互応援協定は、その効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書 3 通を作成し、記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 2 年 3 月 29 日

福 岡 市 長	桑 原 敬 一
脊 振 村 長	内 村 茂
神埼地区消防事務組合長	重 松 二 紀

14 福岡市と佐賀県東脊振村及び神埼地区消防事務組合との消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条第 2 項の規定に基づき、福岡市と佐賀県東脊振村及び神埼地区消防事務組合（以下「協定団体」という。）は、消防の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、福岡市と佐賀県東脊振村の境界地域において山林火災又はその他の災害（以下「火災等」という。）が発生したときに、協定団体相互の消防力を活用して火災等による被害を最小限に防止することを目的とする。

（応 援）

第 2 条 協定団体は、火災等が発生した地域を管轄する協定団体の応援要請に基づき、相互に消防の応援を行うものとする。

（費用負担）

第 3 条 前条による応援に要する費用は、原則として応援した協定団体の負担とする。ただし、多額の費用を要したときの費用の負担については、協定団体の協議により定めるものとする。

（委 任）

第 4 条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定団体の消防長及び東脊振村消防団長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 2 年 4 月 1 日から効力を生ずる。
- 2 この協定の効力の発生に伴い、昭和 42 年 6 月 16 日付で早良町と佐賀県東脊振村との間で締結した消防組織法第 21 条に基づく福岡県早良町と佐賀県東脊振村間の消防相互応援協定は、その効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書 3 通を作成し、記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 2 年 3 月 29 日

福 岡 市 長	桑 原 敬 一
東 脊 振 村 長	福 島 俊 彦
神埼地区消防事務組合長	重 松 二 紀

15 主要な機械器具

(平成23年12月31日現在)

品目	合計	東	博多	中央	南	城南	早良	西	TOS	へリ (本部)	
可燃性ガス検知器	34	7	7	6	4	2	4	4	-	-	
放射能測定器	11	7	-	4	-	-	-	-	-	-	
化学防護服	10	-	4	2	-	-	-	4	-	-	
陽圧式化学防護服	24	5	7	5	-	-	7	-	-	-	
有毒ガス測定器	8	-	-	8	-	-	-	-	-	-	
放射能防護服(含鉛式)	28	8	7	5	-	-	8	-	-	-	
R I用ポケット線量計	28	23	-	5	-	-	-	-	-	-	
耐熱服	33	8	8	5	4	-	8	-	-	-	
防爆型携行ライト	39	8	8	5	5	3	5	5	-	-	
酸素吸入装置	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	
インバース消火装置	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	
小型動力ポンプ	40	8	7	4	6	3	4	6	2	-	
山林動力ポンプ	4	-	1	-	1	1	1	-	-	-	
ホース(40mm)	298	54	59	42	24	32	64	23	-	-	
簡易貯水槽	46	5	5	2	5	5	5	5	14	-	
消火水のう	120	10	10	10	10	10	10	10	50	-	
ホース	65mm	1,788	303	341	217	265	189	228	245	-	-
	50mm	1,329	244	290	160	175	128	142	190	-	-
エアータンク	3	-	-	-	-	-	1	-	2	-	
発電機(可搬式)	69	14	20	9	8	6	4	6	2	-	
投光器	47	8	11	4	6	4	6	5	3	-	
空気呼吸器	241	47	50	38	30	18	29	25	-	4	
空気呼吸器ポンプ	608	96	102	79	68	43	78	67	69	6	
泡放射砲	7	1	1	1	1	1	1	1	-	-	
放水銃	27	5	14	6	2	-	-	-	-	-	
放水量可変ノズル	40	8	10	6	5	3	4	4	-	-	
オイル・フェンス	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
携帯型化学剤検知機	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	
携帯型生物剤検知装置	4	1	-	3	-	-	-	-	-	-	
除染シャワー	4	-	-	1	-	-	-	1	2	-	
救命索発射銃	7	-	1	-	1	1	3	1	-	-	
チェーン・ソー	41	7	8	5	5	3	5	5	2	1	
エンジン・カッター	17	2	4	2	3	1	1	1	2	1	
空気鋸	8	1	1	1	1	1	2	1	-	-	
酸素溶断機	7	1	1	1	1	1	1	1	-	-	
ガス溶断機	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
削岩機	9	1	1	1	1	1	3	1	-	-	
マット型空気ジャッキ	10	1	1	1	1	1	3	1	1	-	
大型油圧スポレッター	10	1	1	1	1	1	3	1	1	-	
大型油圧切断機	10	1	1	1	1	1	3	1	1	-	
ボートパワー式	8	2	1	1	1	1	1	1	-	-	
油圧式ドアオープナー	7	1	1	1	1	1	1	1	-	-	
船外機	10	2	2	1	1	1	2	1	-	-	
救命ボート	25	5	7	2	3	2	3	3	-	-	
ライフラフト	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
水中無線機	4	1	1	1	-	-	1	-	-	-	
潜水器具	24	6	6	6	-	-	6	-	-	-	
水中ソナー	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
画像探索機 I型	2	-	1	-	-	-	1	-	-	-	
画像探索機 II型	2	-	1	-	-	-	1	-	-	-	
熱画像直視装置	3	-	1	-	-	-	2	-	-	-	
地中音響探知機	2	-	1	-	-	-	1	-	-	-	
夜間用暗視装置	2	-	1	-	-	-	1	-	-	-	
地震警報機	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
電磁波探査装置	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
空気式救助マット	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
コンクリート破碎	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
充電式鉄筋カッター	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
ハンマードリル	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
送排風機	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	

16 常備消防車両等一覧表

所属別		車両等	ヘリコプター	小型ポンプ車	ポンプ車	水そう車	大型水槽車	照明車	はしご車	化学車	緊急輸送車	緊急連絡車	高規格救急車	救助工作車	原液車	支援車	査察車	団指導連絡車	広報車	輸送車
合計			2	3	4	30	1	1	7	7	7	12	32	9	2	1	20	7	2	2
本部			2			1						5					2	1	1	2
東署	本署				2				1		1	1	2		1		3	1		
	和白		1		1								1							
	西戸崎									1			1							
	多々良									1			1							
	水上					1							1							
	箱崎					1							1	1						
博多署	本署			1	2			1	1		1	1	2				3	1		
	冷泉				1															
	上牟田									1			1							
	空港				1	1				1			1							
	堅粕				1								1	1						
	板付				1								1							
	那珂南				1								1							
中央署	本署			1	1				1		1		1				3	1		
	大名				1								1							
	荒戸				1							1		1						
	笹丘				1									1						
南署	本署				2				1		1	1	2				3	1		
	花畑				1									1						
	日佐		1		1								1							
	桧原									1			1							
城南署	本署			1	1				1		1	1	2				2			
	飯倉				1								1	1						
早良署	本署			1	2				1		1	1	2	2		1	2	1	1	
	田隈		1							1			1							
	室見									1				1						
	東入部				1								1							
西署	本署				1				1		1	1	2				2	1		
	姪浜				1								1							
	壱岐				1								1	1						
	元岡				1								1							

※水そう車、高規格救急車については予備車を含む。

平成24年4月1日現在

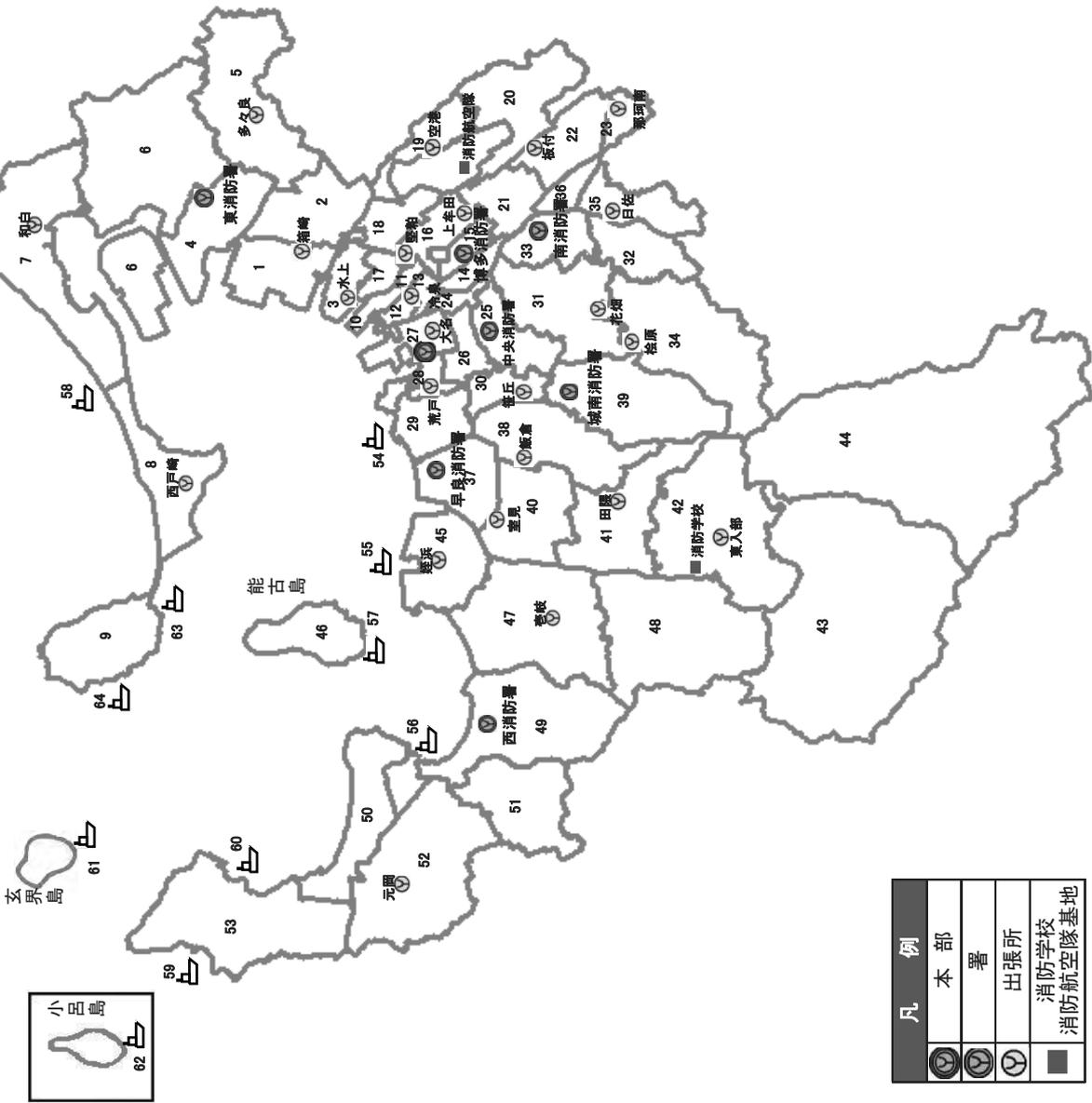
調査車	司令車	人員輸送車	小型動力ポンプ	消防艇	放水化学高所車	指揮車	けん引車	防災指導車	燃料補給車	ホース延長車	資機材搬送車 (コンテナ)	指導連絡車	普及啓発車	応急手当車	大型フローアー車	カッター車	特殊災害対応車	大型システム車	除染車	合計
17	1	2	40	1	1	7	1	1	2	7	2 (3)	19	2	1	1	3	1			258 (3)
9	1	2	2				1	1	1			1	2							34
1			2			1				1					1					18
			2									1								6
			1									1								4
			1									1					1			5
			1	1								1								5
			1									1								5
1			2			1				1	2 (3)					1	1			22 (3)
1																				2
			1									1								4
			1									1								6
			1									1								5
			1									1								4
			1									1								4
1			1			1				1		1								14
												1								3
			1		1												1			6
			1																	3
1			2			1				1										16
			1																	3
			2																	5
			1									1								4
1			1			1				1										13
			2									1								6
1			2			1			1	1										21
			2																	5
			1																	3
												1								3
1			3			1				1										15
			1									1						1		5
			2									1								6
												1								3

17 非常備消防車両等一覧表

平成24年4月1日現在

車種等 区別	ポンプ車 (積載型)	小型動力	合 計
合 計	73	90	163
東 消 防 団	22	6	28
博 多 消 防 団	14	8	22
中 央 消 防 団	7	0	7
南 消 防 団	6	4	10
早 良 消 防 団	11	25	36
西 消 防 団	9	28	37
水 上 消 防 団	1	19	20
予 備 車	3	0	3

18 消防署所及び消防団の配置図



凡 例	
	本 部
	署
	出張所
	消防学校
	消防航空基地

東 消防団		
番号	分 団 名	番 号
1	箱崎	33
2	宮松	34
3	馬出	35
4	名島	36
5	多々良	37
6	香椎	38
7	和戸	39
8	西戸	40
9	志賀	41

早良消防団		
番号	分 団 名	番 号
10	大浜	42
11	御供所	43
12	奈良屋	44
13	冷泉	45
14	住吉	46
15	東住吉	47
16	壱相	48
17	千代	49
18	吉塚	50
19	席田	51
20	月隈	52
21	那珂	53
22	板付	54
23	継餉	55

西 消防団		
番号	分 団 名	番 号
24	春吉	56
25	高宮	57
26	警固	58
27	大 名	59
28	寶子	60
29	当 仁	61
30	草ヶ江	62
31	南高宮	63
32	三 宅	64

中央消防団		
番号	分 団 名	番 号
33	三宅東	19
34	烟花	20
35	日佐	21
36	五十川	22
37	新 南	23
38	西 城	24
39	長 尾	25
40	原	26
41	隈	27
42	入 部	28
43	内 野	29
44	脇 山	30
45	浜 古	31
46	能 古	32
47	菅 岐	33
48	金 武	34
49	今 宿	35
50	今 津	36
51	周 船	37
52	元 岡	38
53	北 崎	39
54	伊崎水上	40
55	姪浜水上	41
56	浜崎水上	42
57	能古水上	43
58	奈多水上	44
59	西浦水上	45
60	唐泊水上	46
61	玄界水上	47
62	小呂水上	48
63	志賀水上	49
64	弘 水	50

南 消防団		
番号	分 団 名	番 号
33	三宅東	19
34	烟花	20
35	日佐	21
36	五十川	22
37	新 南	23
38	西 城	24
39	長 尾	25
40	原	26
41	隈	27
42	入 部	28
43	内 野	29
44	脇 山	30
45	浜 古	31
46	能 古	32
47	菅 岐	33
48	金 武	34
49	今 宿	35
50	今 津	36
51	周 船	37
52	元 岡	38
53	北 崎	39
54	伊崎水上	40
55	姪浜水上	41
56	浜崎水上	42
57	能古水上	43
58	奈多水上	44
59	西浦水上	45
60	唐泊水上	46
61	玄界水上	47
62	小呂水上	48
63	志賀水上	49
64	弘 水	50

2 危険物施設現況表

区分 施設名	第 4 類 危 険 物											
	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所											
	タ ン ク 数									貯 蔵 量		
	1,000kl未満				1,000kl以上				合計	1石	2石	3石
	1石	2石	3石	計	1石	2石	3石	計				
福岡給油施設 621-3431	2	8		10		2		2	12	100	9,381.2	
西部ガス福北工場 641-0931		1		1	2	2	1	5	6	6,860	14,550	4,910
志賀島漁港 603-6509		2		2					2		45	
弘 漁 港 603-6611		1		1					1		20	
奈 多 漁 港 607-3001												
玄 界 漁 港 809-2631		2	1	3					3		149.5	50
浜崎今津漁港 806-2121												
唐 泊 漁 港 809-2311		1		1					1		40	
姪浜船溜港 881-0025												
能古船溜港 881-0450												
西 浦 漁 港 809-2231		4		4					4		160	
小呂島漁港 809-1560		3		3					3		160	
合 計	2	22	1	25	2	4	1	7	32	6,960	24,505.70	4,960

(石 油 等)				液化石油ガス		備 考 (最大タンク等)
(kl)	屋外タンク貯蔵所以外			タンク 数	総容量 (m ³)	
計	製 造 所 等	施設数	貯蔵取扱量 (kl)			
9,481.2	給油取扱所 一般取扱所 屋内貯蔵所	7 3 1	1272.4 2,761 20.0			第2石 (JETA-1) 1,673kl
26,320	一般取扱所 給油取扱所 屋内タンク貯蔵所	1 1 1	1.3 20 2.6	LPG5 LNG2 13A2	17,466 70,000 40万m ³	第2石 9,600kl
45	船舶給油取扱所	2	0			第2石 30kl
20.00	船舶給油取扱所 地下タンク貯蔵所	1 1	10.5 6			第2石 20kl
	屋内タンク貯蔵所 船舶給油取扱所	2 1	40 6			第2石 20kl
199.5	屋内貯蔵所 船舶給油取扱所	2 1	10 6.5			第2石 100kl
	簡易タンク貯蔵所 船舶給油取扱所	1 1	0.6 20			第2石 20kl
40	屋内貯蔵所 屋内タンク貯蔵所 船舶給油取扱所 一般取扱所	1 1 1 1	1.3 10 40 2.0			第2石 40kl
	船舶給油取扱所	1	30.0			第2石 30kl
	自家用給油取扱所 屋内貯蔵所 地下タンク貯蔵所 船舶給油取扱所	1 1 1 1	1.2 7.0 40 9			第2石 40kl
160	船舶給油取扱所 地下タンク貯蔵所 一般取扱所	1 1 1	40 40 10			第2石 50kl
160	船舶給油取扱所	1	3			第2石 75kl
36,425.70		40	4,410.40	9	417,466m ³ (7,000kl)	

3 危険物施設状況

(平成23年2月1日現在)

所轄署 製造所等の別		計	東	博多	中央	南	城南	早良	西
		製造所	6	0	4	2	0	0	0
貯蔵所	屋内貯蔵所	220	81	58	40	13	6	7	15
	屋外タンク貯蔵所	210	39	33	120	2	0	0	16
	屋内タンク貯蔵所	91	14	35	26	7	2	3	4
	地下タンク貯蔵所	402	91	98	75	33	14	36	55
	簡易タンク貯蔵所	3	2	0	0	0	0	0	1
	移動タンク貯蔵所	469	86	73	251	4	13	18	24
	屋外貯蔵所	24	12	3	7	0	0	1	1
取扱所	給油取扱所	367	108	96	38	29	16	33	47
	販売取扱所	12	3	5	2	1	1	0	0
	一般取扱所	175	35	39	53	15	10	7	16
	移送取扱所	6	1	0	5	0	0	0	0
合計		1,985	472	444	619	104	62	105	179

4 備蓄資機材一覽表

保有機関名		電 話	消 火 原 液 (1)				油処理剤
			固 定		移 動		
			3%		3%		自 社
消 防 局	本部 (警防課)	725-6551	27,000		40		
	東 消 防 署	683-0119			9,900		1,000
	博 多 "	475-0119			2,930		
	中 央 "	524-1501			6,210		
	南 "	541-0219			460		
	城 南 "	863-8119			80		
	早 良 "	821-0245			740		
	西 "	806-0642			180		
	計		27,000		20,500		1,000
港 湾 局		282-7145					594
海 上 保 安 部		281-5865	3,190		550		620
危 険 物 施 設	福岡給油施設	621-3431	3,000				36
	西部瓦斯福北工場	641-0931	5,000				250
	志賀島漁港	603-6509					
	弘 "	603-6611					
	玄界 "	809-2631					
	浜崎今津 "	806-2121					
	西浦 "	809-2231					
	能古漁溜	881-0450					
	唐泊漁港	809-2311					
	小呂島 "	809-1560					
	奈多 "	607-3001					
	姪浜漁溜	881-0025					
漁業共同組合	弘 漁 港	603-6611					
	志賀島 "	603-6509					
	奈多 "	607-3001					
	箱崎 "	651-1215					

保有機関名		電 話	消 火 原 液 (1)				消 化 剤 そ の 他		油処理剤	
			固 定		移 動		高発泡	粉 末	自 社	共 同
			3%	6%	3%	6%				
漁業 共同 組合	福岡漁港	741-2486								
	伊崎 "	741-2970								
	姪浜 "	881-0025								
	浜崎今津 "	806-2121								
	唐泊 "	809-2311								
	西浦 "	809-2231								
	能古 "	881-0450								
	玄界島 "	809-2631								
	小呂島 "	809-1560								
	計									
総	計		24,320		30,400			2,726		

5 関係業者一覧表

事業所名	電 話	所 在 地	備	
			消 火 原	
			エアフォーム (3%)	
深田工業 K.K. 福岡出張所	751-5568	福岡市中央区薬院1-12		
日本ドライケミカル K.K. 九州支店	441-0624	福岡市博多区博多駅3-12 (山王ビル)	福岡 8000 (2000×4缶)	北九州 4000 (2000×2缶)
三愛石油 K.K. 福岡支店	712-6951	福岡市中央区天神2		
K.K.初田製作所 九州営業所	281-6287	福岡市博多区須崎5	1000 (200×5缶)	
宮田工業 K.K. 福岡営業所	641-0141	福岡市東区箱崎ふ頭3-2-7		
西原商会	451-5557	福岡市博多区東須恵2-2		
ヤマト消火器 K.K. 福岡営業所	411-4224	福岡市博多区雀居97		
福岡船用品 K.K. 福岡支所	281-5461	福岡市博多区築港本町1		
山水商事 K.K. 九州支店	北九州(093) 531-8885	北九州市小倉区浅野215-2		
(株)ネオス 北九州営業所	北九州(093) 551-1581	北九州市小倉区京町3-15 (辰見ビル)		
計			福岡 9000	北九州 4000
			計 1,3000	

吸着剤 kg	オイル フェンス m	ガス 検知器	その他		(施設、漁協分のみ)			備考
			小型 ポンプ	担架	船	トラン シーバー	その他	
20								
20	560							
90	560							
30								
10								
330	2,240							
1,544	3,840	70	43	107		1		

蓄 量			備考
液 等	油 処 理 剤	吸 着 剤	
高発泡・粉末消火剤	処 理 剤	吸 着 剤	
	福岡シーリング 90ℓ (18ℓ×5缶) 北九州 " 1,800ℓ (18ℓ×100缶)		
ABC福岡 4,500kg (15kg×300缶) BC福岡 200kg (20kg×10缶)	シークル 90ℓ (18ℓ×5缶)	エクステンノイル 福岡 500kg (100ℓ×5缶)	
	20ℓ		
ABC 2,000kg (20kg×100缶) BC 200kg (20kg×10缶)			
ABC 450kg (15kg×30缶)			
ABC 750kg (15kg×50缶) BC 200kg (20kg×50缶)	ガモゾール 200ℓ (20ℓ×10缶)		
ABC 4,500kg (15kg×300缶)			
	ネオスAB 3000番 540ℓ (18ℓ×30缶)	タフネルオイルブロック 171kg×3C/S 151kg (10kg×10C/S) オイルキャッチャー 125kg (25kg×5ケース) オイルロック 75kg (5kg×15C/S)	
	ガモゾール 北九州 5,400ℓ (18ℓ×300缶)	アタックエース 北九州 1,500kg (15kg×100ケース)	
	ネオスAB 3000番 北九州 180ℓ (18ℓ×10缶)		
福岡ABC 12,200kg BC 600kg 計 ABC 12,200kg BC 600kg	福 岡 1,030ℓ 北九州 7,380ℓ 計 8,410ℓ	福 岡 500ℓ 226kg 北九州 1,500kg 500ℓ 計 1,762kg	

6 救難用具等一覧表

器具名	船名等	警備救難課	ちくぜん	あ	そ	むろみ
救難艇			2		1	1
高速機動艇			1		1	1
膨張式救命筏		1	6		4	4
救命浮環			8		10	8
救命胴衣		220	580		43	39
移動用ビルジポンプ			1		1	
移動用ガソリンポンプ			30PS 1	30PS 1		33PS 1
放水能力			4.37kl/min	4.8kl/min		5.0kl/min
排水能力			1.0 "	1.0 "		1.0 "
放水銃			3		1	1
消火ホース			65m/m20×19	65m/mφ20m×10		65m/mφ20m×10
ノズル(噴霧式)			14		4	7
ノズル(普通式)			3		5	
空気呼吸器(空気式)			4		2	4
ガス検知器	光明FM-1C2		光明FM-1C2	光明FM-1C3		理研計器GX-111
防火服(耐熱)			4		4	2
水中作業衣			4		4	4
ゴムボート			1		1	
ライフセービックネット			5m×5m 1	2m×2m 1		5m×5m 1
もやい鉄砲			5		3	3
ボディーターキー	2		15		4	7
携帯マイク(電池式)	1		2		1	
携帯投光器(電池式)	1		1		1	
写真機	1		4		4	5
撮影機	1		2		1	
ドライブイト(鋸打銃)					1	
エンジンカッター(切断器)					1	
携帯発電機(投光器付)	1					
フローティングマット	(8枚) 1組					
潜水服(ゴム製)	0				10	
簡易潜水具					10	
局所排気装置	1					
オイルフェンス	300m					

7 救助船及びポンプ

救難所	船名	ポンプ（所属及び型式）	操船	ポンプ運用
西浦	満応丸	西浦水上分団 小型	西浦水上分団	西浦水上分団
小呂島	第2なみゆき	小呂水上分団 小型	小呂水上分団	小呂水上分団

8 水難救済会所属救難所装備一覧表

救助船一覧表			救命用具装備一覧表					
救難所名	船名	トン数	ゴムボート	救命 索投射器	メガホン	ロープ	救命胴衣	排水ポンプ
博多			1	1	1	2	5	
伊崎浦				1		1		
能古			1		1	1	15	1
奈多浦			1	1	1	1		
玄界島			1	1	1	2	7	
志賀島			1	1	1	4	10	
西浦	満応丸	14	2	2	1	1	6	
小呂島	第2なみゆき	17	1	1	1	3	5	1
弘			2	1	1	2		
姪浜			1	1	1	5	10	
今津浜崎			1		1			
箱崎					1	1	10	
大岳	FM-10 FM27 PWSA2				1		20	

(隣保互助, 民間団体協力要請計画)

福岡市自主防災組織名簿

平成24年3月31日現在

東区 28区

校区名	名称	発足年月日	連絡先	住所	電話番号
西戸崎	西戸崎校区自主防災会	H. 9. 4. 26	西戸崎公民館	西戸崎5丁目1-1	603-0201
城浜	城浜校区自主防災会	H. 10. 6. 1	城浜公民館	城浜団地32-2	671-6181
和白東	和白東校区自主安全協力会	H. 10. 10. 16	和白東公民館	高美台2丁目1-8	607-2442
筥松	筥松校区自主防災協力会	H. 11. 11. 9	筥松公民館	筥松1丁目21-1	621-4999
香住丘	香住丘校区自主防災会	H. 13. 7. 21	香住丘公民館	香住ヶ丘1丁目27-1	681-4704
香椎東	香椎東校区自主防災会	H. 14. 9. 28	香椎東公民館	香椎台1丁目3-7	672-7098
箱崎	箱崎校区自主防災会	H. 15. 7. 31	箱崎公民館	箱崎1丁目27-17	651-7708
多々良	多々良校区自主防災会	H. 16. 6. 10	多々良公民館	多々良1丁目56-2	691-3767
香椎	香椎校区自主防災会	H. 16. 11. 19	香椎公民館	香椎駅前2丁目13-4	661-3258
和白	和白校区自治協議会自主防災防犯会	H. 17. 3. 5	和白公民館	和白3丁目28-31	606-3001
美和台	美和台校区防災防犯組合	H. 17. 3. 31	美和台公民館	美和台1丁目3-12	607-0294
松島	松島校区自主防災会	H. 17. 5. 14	松島公民館	松島3丁目15-11	612-1533
八田	八田校区防災・防犯組合	H. 17. 8. 20	八田公民館	八田2丁目16-20	681-5371
志賀島	志賀島校区防災・防犯会	H. 17. 12. 4	志賀公民館	大字志賀島736-60	603-6706
舞松原	舞松原校区パトロール隊	H. 17. 12. 27	舞松原公民館	水谷1丁目7-13	672-2199
青葉	青葉校区自主防災会	H. 18. 5. 16	青葉公民館	青葉3丁目10-8	691-9799
奈多	奈多校区自主防災会	H. 19. 3. 11	奈多公民館	奈多2丁目14-2	607-4697
三苫	三苫校区自主防災団	H. 19. 3. 20	三苫公民館	三苫3丁目3-41	606-4511
名島	名島校区自主防災会	H. 19. 4. 1	名島公民館	名島2丁目43-73	681-0155
勝馬	志賀島・勝馬防災防犯会(志賀校区と合同)	H. 19. 4. 1	志賀公民館	大字志賀島736-60	603-6706
香椎下原	香椎下原校区自主防災会	H. 20. 3. 1	香椎下原公民館	下原1丁目4-2	682-6334
東箱崎	東箱崎校区防災連絡会	H. 20. 2. 1	東箱崎公民館	箱崎7丁目16-23	632-4127
馬出	馬出校区自主防災会	H. 20. 4. 8	馬出公民館	箱崎2丁目54-1	645-1036
若宮	若宮校区自主防災会	H. 21. 5. 25	若宮公民館	若宮3丁目27-1	662-5458
香椎浜	香椎浜校区自主防災団	H. 21. 12. 3	香椎浜公民館	香椎浜2丁目4-31	662-1697
香陵	香陵校区自主防災会	H. 22. 2. 21	香陵公民館	香椎浜1丁目8-7	663-4485
千早西	千早西校区自主防災会	H. 22. 10. 1	千早西公民館	千早3丁目3-3	683-3933
千早	千早校区自主防災会	H. 23. 8. 11	千早公民館	千早6丁目2-21-101	661-3240

博多区 22校区

校区名	名称	発足年月日	連絡先	住所	電話番号
春住	春住校区防災会	H. 7. 6. 12	春住公民館	博多駅南3丁目11-30	441-6269
弥生	弥生校区自主防災会	H. 9. 2. 22	弥生公民館	那珂4丁目9-2	451-4534
那珂	那珂校区自主防災会	H. 13. 10. 7	那珂公民館	那珂3丁目8-9	471-9329
三筑	三筑校区自主防災会	H. 14. 12. 1	三筑公民館	三筑1丁目7-32	573-4664
月隈	月隈校区防災会	H. 15. 2. 1	月隈公民館	月隈6丁目14-39	503-4106
御供所	御供所防災会	H. 15. 5. 16	御供所公民館	上呉服町2-27	281-5512
大浜	大浜地域防災会	H. 15. 10. 27	大浜公民館	大博町7-16	281-0343
東光	東光校区自主防災会	H. 16. 7. 15	東光公民館	東光2丁目15-2	411-7792
東月隈	東月隈校区自主防災会	H. 16. 11. 26	東月隈公民館	東月隈4丁目3-1	504-1360
東吉塚	東吉塚校区自主防災会	H. 16. 11. 20	東吉塚公民館	吉塚6丁目6-10	611-2001
堅粕	堅粕校区自主防災会	H. 16. 10. 22	堅粕公民館	博多駅東1丁目8-2	473-6010
那珂南	那珂南校区自主防災会	H. 16. 11. 3	那珂南公民館	元町3丁目1-2	571-4319
住吉	住吉校区自主防災組織	H. 17. 4. 1	住吉公民館	住吉5丁目6-1	441-6955
東住吉	東住吉校区自主防災会	H. 17. 11. 1	東住吉公民館	博多駅前4丁目11-12	431-1271
板付北	板付北校区自主防災会	H. 18. 10. 21	板付北公民館	板付2丁目2-20	574-0651
板付	板付校区自主防災会	H. 19. 5. 12	板付公民館	麦野1丁目29-12	581-1117
奈良屋	博多校区奈良屋自主防災会	H. 19. 5. 18	奈良屋公民館	奈良屋町1-6	271-4461
席田	席田校区自主防災会	H. 19. 11. 18	席田公民館	空港前3丁目19-32	611-0315
美野島	美野島校区自主防災組織	H. 20. 7. 25	美野島公民館	美野島2丁目6-11	474-0070
吉塚	吉塚校区自主防災会	H. 20. 1. 15	吉塚会館	吉塚5丁目15-3	611-5755
冷泉	冷泉地区自主防災会	H. 20. 11. 10	冷泉公民館	上川端町6-25	281-2245
千代	千代校区自主防災会	H. 21. 3. 26	千代公民館	千代1丁目20-11	651-0066

中央区 13校区

校区名	名称	発足年月日	連絡先	住所	電話番号
警固	警固自主防災委員会	H. 8. 5. 20	警固公民館	警固1丁目11-2	731-4655
当仁	当仁校区防災会	H. 11. 3. 10	当仁公民館	唐人町3丁目1-11	751-6824
平尾	平尾校区防災会	H. 15. 3. 8	平尾公民館	平尾3丁目29-23	531-6885
大名	大名校区防災会	H. 16. 12. 6	大名公民館	大名2丁目6-53	751-4212
笹丘	笹丘校区自治連合会	H. 17. 4. 27	笹丘公民館	笹丘1丁目13-41	761-7375
箕子	箕子校区自治連合会	H. 17. 10. 29	箕子公民館	大手門3丁目10-7	712-2268
舞鶴	舞鶴校区自主防災会	H. 18. 4. 25	舞鶴公民館	舞鶴2丁目6-6	771-3541
小笹	小笹校区自主防災委員会	H. 18. 4. 1	小笹公民館	平和5丁目13-75	531-9428
福浜	福浜校区地域防災委員会	H. 19. 4. 16	福浜公民館	福浜1丁目2-2	761-8060
草ヶ江	草ヶ江校区防災会	H. 20. 3. 1	草ヶ江公民館	六本松1丁目11-1	741-7998
南当仁	南当仁校区防災会	H. 20. 7. 1	南当仁公民館	今川2丁目11-15	741-9053
赤坂	赤坂校区防災会	H. 22. 3. 20	赤坂公民館	赤坂2丁目5-14	751-4691
春吉	春吉校区自主防災組織	H. 22. 9. 18	春吉公民館	春吉1丁目17-13	715-8321

南区 25校区

校区名	名称	発足年月日	連絡先	住所	電話番号
宮竹	宮竹校区自主防災会	H. 9. 2. 11	宮竹公民館	井尻2丁目4-17	581-5050
塩原	塩原校区防災会	H. 9. 2. 20	塩原公民館	塩原1丁目27-2	541-0547
日佐	日佐校区防災会	H. 9. 7. 26	日佐公民館	横手3丁目41-8	591-5542
玉川	玉川校区自主防災会	H. 10. 3. 3	玉川公民館	向野1丁目3-23	541-3212
長住	長住校区自主防災会	H. 10. 10. 27	長住公民館	西長住2丁目4-3	551-4189
三宅	三宅校区安全・安心まちづくりネットワーク	H. 11. 1. 30	三宅公民館	三宅2丁目25-42	541-1088
長丘	長丘校区自主防災会	H. 12. 3. 1	長丘公民館	長丘2丁目22-23	511-0456
弥永西	弥永西校区自主防災協議会	H. 13. 7. 9	弥永西公民館	弥永2丁目14-1	582-9620
老司	老司校区自主防災会	H. 15. 3. 10	老司公民館	老司3丁目1-8	565-1700
東花畑	東花畑校区自主防災、防犯協議会	H. 16. 5. 16	東花畑公民館	屋形原2丁目8-3	511-6655
西高宮	西高宮校区防火、防災部会	H. 16. 4. 1	西高宮公民館	平和1丁目7-16	531-4767
柏原	柏原校区自主防災会	H. 16. 9. 4	柏原公民館	柏原5丁目20-10	565-8978
大池	大池校区自主防災会	H. 16. 11. 20	大池公民館	寺塚2丁目9-11	511-4231
高木	高木校区自治協議会防災安全部会	H. 16. 4. 1	高木公民館	高木3丁目11-7	585-1332
大楠	大楠防災会	H. 17. 2. 27	大楠公民館	大楠1丁目22-13	521-7044
弥永	弥永校区防災会	H. 16. 4. 29	弥永公民館	弥永団地30-1	582-4645
若久	若久校区自主防災会	H. 16. 7. 1	若久公民館	若久1丁目21-24	541-4200
西長住	西長住校区自主防災会	H. 17. 4. 18	西長住公民館	西長住2丁目29-15	551-3515
横手	横手校区自主防災委員会	H. 17. 6. 8	横手公民館	横手4丁目24-9	572-5661
東若久	東若久校区防災会	H. 17. 7. 1	東若久公民館	若久6丁目30-12	541-9548
筑紫丘	筑紫丘校区自主防災・防犯部会	H. 17. 10. 1	筑紫丘公民館	筑紫丘2丁目22-15	512-6477
野多目	野多目校区災害対策部会	H. 18. 2. 1	野多目公民館	野多目2丁目8-12	565-4223
鶴田	鶴田校区自主防災会	H. 18. 11. 1	鶴田公民館	鶴田4丁目51-30	566-2593
花畑	花畑校区防災会	H. 18. 12. 2	花畑公民館	花畑3丁目35-6	566-9061
西花畑	西花畑校区防災防犯会	H. 18. 12. 5	西花畑公民館	花畑4丁目6-8	567-0072

城南区 11校区

校区名	名称	発足年月日	連絡先	住所	電話番号
片江	片江校区自主防災会	H. 11. 11. 7	片江公民館	片江5丁目35-20	871-1219
金山	金山校区自治連合防災会	H. 13. 11. 1	金山公民館	友丘6丁目9-36	801-2830
七隈	七隈校区自治連合防災会	H. 15. 3. 8	七隈公民館	七隈4丁目26-38	871-6905
堤	堤校区自治連合防災会	H. 15. 3. 8	堤公民館	樋井川7丁目21-1	863-5533
長尾	長尾校区自治連合防災会	H. 15. 12. 13	長尾公民館	長尾1丁目3-14	871-5619
城南	城南校区自治協議会防災会	H. 16. 1. 1	城南公民館	茶山6丁目21-5	843-9418
田島	田島校区自治協議会防災会	H. 16. 4. 17	田島公民館	田島3丁目7-29	822-0307
堤丘	堤丘校区自治協議会防災会	H. 17. 4. 1	堤丘公民館	堤1丁目20-2	861-4821
別府	別府校区防災推進委員会	H. 19. 1. 1	別府公民館	別府1丁目15-19	821-7489
鳥飼	鳥飼校区自治協議会防災防犯部会	H. 19. 4. 1	鳥飼公民館	鳥飼4丁目13-1	821-5227
南片江	南片江校区自治連合会防災組織	H. 19. 12. 8	南片江公民館	南片江1丁目24-21	862-2453

早良区 25校区

校区名	名称	発足年月日	連絡先	住所	電話番号
賀茂	賀茂校区自主防災会	H. 8. 2. 1	賀茂公民館	賀茂1丁目33-7	863-7741
小田部	小田部校区自主防災会	H. 11. 8. 27	小田部公民館	小田部6丁目6-10	851-8846
原西	原西校区自主防災会	H. 13. 5. 19	原西公民館	原5丁目12-16	851-7683
大原	大原校区自主防災会	H. 13. 6. 25	大原公民館	原4丁目8-13	822-0428
原北	原北校区自主防災会	H. 14. 12. 1	原北公民館	南庄4丁目4-11	831-7556
内野	内野校区自主防災会	H. 15. 3. 28	内野公民館	内野8丁目1-5	804-8512
曲淵	曲淵校区自治協議会防災組織	H. 18. 4. 1			
田隈	田隈校区自主防災会	H. 15. 11. 30	田隈公民館	野芥2丁目8-1	863-7151
早良	早良校区自主防災会	H. 16. 3. 25	早良公民館	早良2丁目9-33	804-2420
入部	入部校区自主防災会	H. 16. 4. 1	入部公民館	東入部2丁目14-14	803-2420
飯原	飯原校区自主防災・防犯組織	H. 16. 11. 5	飯原公民館	原7丁目3-21	864-4545
飯倉	飯倉校区自主防災会	H. 17. 2. 19	飯倉公民館	飯倉7丁目29-27	864-0818
野芥	野芥校区自主防災会	H. 17. 4. 1	野芥公民館	野芥7丁目23-20	862-3119
原	原校区自主防災会	H. 17. 8. 1	原公民館	原2丁目5-2	821-6414
四箇田	四箇田校区自治協議会防災組織	H. 17. 9. 10	四箇田公民館	四箇6丁目5-26	811-2180
有田	有田校区自主防災会	H. 17. 11. 12	有田公民館	次郎丸1丁目1-6	861-7679
田村	田村校区自治協議会防災部	H. 18. 2. 8	田村公民館	田村3丁目22-13	862-7349
百道浜	百道浜校区防災対策連絡協議会	H. 18. 6. 3	百道浜	百道浜3丁目6-24	845-5859
百道	百道校区自主防災会	H. 18. 7. 15	百道公民館	百道2丁目7-11	831-2401
西新	西新校区自主防災会	H. 19. 1. 1	西新公民館	西新2丁目10-10	851-9925
高取	高取校区自主防災会	H. 19. 5. 8	高取公民館	高取1丁目10-1	851-9705
飯倉中央	飯倉中央校区自主防災・防犯会	H. 19. 5. 14	飯倉中央公民館	飯倉2丁目21-1	851-3565
室見	室見校区自主防災会	H. 20. 9. 1	室見公民館	室見5丁目9-23	843-9577
脇山	脇山校区自主防災会	H. 21. 3. 23	脇山公民館	大字脇山2474-4	803-2477
有住	有住校区防災防犯組合連合会	H. 21. 4. 1	有住公民館	室住団地4-1	822-0352

西区 23校区

校区名	名称	発足年月日	連絡先	住所	電話番号
元岡	元岡校区防災会	H. 9. 7. 13	元岡公民館	太郎丸1丁目4-15	806-5132
壱岐	壱岐校区自主防災会	H. 9. 10. 1	壱岐公民館	拾六町3丁目21-2	881-1093
玄洋	玄洋校区自主防災会	H. 10. 4. 1	玄洋公民館	今宿1丁目17-24	806-9811
能古	能古校区自主防災会	H. 10. 10. 26	能古公民館	能古657-9	881-0873
北崎	北崎校区防災会	H. 11. 4. 1	北崎公民館	大字宮浦1978-1	809-1733
石丸	石丸校区自主防災会	H. 15. 3. 31	石丸公民館	石丸2丁目5-10	881-4983
壱岐東	壱岐東校区自主防災会	H. 15. 7. 18	壱岐東公民館	橋本1丁目14-2	811-2185
今宿	今宿校区防災会	H. 15. 11. 20	今宿公民館	今宿青木138-1	806-0242
愛宕	愛宕校区自主防災会	H. 16. 7. 10	愛宕公民館	愛宕4丁目11-11	891-7962
壱岐南	壱岐南校区防災会	H. 16. 7. 23	壱岐南公民館	戸切2丁目18-20	812-0686
今津	今津校区防災会	H. 16. 11. 28	今津公民館	今津734-1	806-2021
周船寺	周船寺自主防災協議会	H. 17. 3. 21	周船寺公民館	周船寺3丁目3-1	806-1371
姪浜	姪浜校区自主防災推進会	H. 17. 2. 12	姪浜公民館	姪浜2丁目10-6	881-0384
下山門	下山門校区自主防災推進委員会	H. 17. 5. 20	下山門公民館	下山門4丁目14-38	881-8383
金武	金武校区自主防災会	H. 17. 4. 17	金武公民館	大字金武2136-1	812-1967
城原	城原校区防災推進協議会	H. 16. 4. 1	城原公民館	上山門1丁目27-2	891-7966
玄界	玄界校区自主防災会	H. 18. 3. 20	玄界公民館	大字玄界島21-3	809-1243
小呂	小呂校区自主防災会	H. 18. 12. 1	北崎公民館小呂分館	大字小呂島61-1	809-2965
内浜	内浜校区自主防災推進委員会	H. 19. 1. 23	内浜公民館	小戸4丁目11-32	882-1371
西陵	西陵校区安全防災会	H. 19. 2. 20	西陵公民館	上山門3丁目5-1	891-6342
福重	福重校区防災会	H. 19. 9. 1	福重公民館	福重4丁目24-33	882-1839
愛宕浜	愛宕浜校区自主防災委員会	H. 20. 4. 1	愛宕浜公民館	愛宕浜4丁目41-10	885-4551
姪北	姪北校区自主防災推進会	H. 22. 9. 15	姪北公民館	姪の浜2丁目20-28	895-1075

(相互応援協力計画)

1 2 1 大都市災害時相互応援に関する協定

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、熊本市及び福岡市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(実施)

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

- 2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
- 3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。
- 4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援要請都市の負担とする。

- 2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。
- 3 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書20通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

1 この協定は、昭和61年10月23日から効力を生ずる。

2 次に掲げる覚書は、廃止する。

(1) 大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書（昭和35年5月13日締結）

(2) 東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和50年6月6日締結）

附 則

1 この協定は、平成2年2月22日から効力を生ずる。

2 「11大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成5年1月26日から効力を生ずる。

2 「12大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成9年3月31日から効力を生ずる。

附 則

1 この協定は、平成15年4月1日から効力を生ずる。

2 「13大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成17年4月1日から効力を生ずる。

2 「14大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。

2 「15大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。

2 「16大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成21年4月1日から効力を生ずる。

2 「18大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成22年4月1日から効力を生ずる。

2 「19大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成24年4月1日から効力を生ずる。

2 「20大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

2 2 1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、2 1 大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条により大都市は、相互応援のための連絡担当部局課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第3条 協定第4条第1項に定める経費のうち、協定第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
 - (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
 - (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。
- 2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
 - 3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
 - 4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

(救済物資等の経費の支払方法)

第4条 応援都市は、協定第4条第3項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

- (1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (2) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- 2 前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。
 - 3 前2項の規定により難いときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

(幹事都市)

第5条 協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表1に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

- 2 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。
- 3 前2項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。

(幹事都市の所掌事務)

第6条 幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

- (1) 協定第5条に定める連絡担当部局の大都市への周知
- (2) 協定第6条に定める大都市相互の資料の交換の促進
- (3) 協定第7条の定めによる大都市が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整
- (4) 防災に関する大都市間の会議の開催等
- (5) 応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知
- (6) 被災都市から要請のあった事項

(応援都市)

第7条 応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。

2 応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

(会議及び訓練の実施)

第8条 大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 2 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 3 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 4 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 5 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 6 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 8 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 9 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「2 0 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表1 (第5条関係)

順	都 市 名	順	都 市 名
1	静 岡 市	1 2	浜 松 市
2	福 岡 市	1 3	岡 山 市
3	堺 市	1 4	相 模 原 市
4	東 京 都	1 5	熊 本 市
5	大 阪 市	1 6	仙 台 市
6	川 崎 市	1 7	神 戸 市
7	京 都 市	1 8	さいたま市
8	横 浜 市	1 9	広 島 市
9	名 古 屋 市	2 0	千 葉 市
1 0	新 潟 市	2 1	札 幌 市
1 1	北 九 州 市		

順は、平成24年度を1とする。

3 九州九都市災害時相互応援に関する協定

北九州市、福岡市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市（以下「九都市」という。）は、いずれかの市域において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭又は文書により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項において、口頭により応援を要請した場合は、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（応援の実施）

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、九都市の市域において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、その他の都市が自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援要請都市の負担とする。

2 応援を受けた都市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都市から要請があった場合には、応援した都市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 九都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第6条 九都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、九都市が協議して定めるものとする。

（その他）

第8条 この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、各都市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成7年12月28日から効力を生ずる。

平成7年12月28日

4 九州九都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、九州九都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当局部)

第2条 協定第5条により九都市は、相互応援のための連絡担当局部名、担当責任者及び同補助者の職、氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

2 前項のとりまとめの事務局は、九州地区都市防災連絡協議会の当該年度開催都市をもって当てる。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第3条 協定第4条第1項に定める経費のうち、協定第1条第4号に定める職員（以下「応援職員」という。）の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援要請都市が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

(3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等経費の支払方法)

第4条 応援都市は、協定第4条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両・舟艇及び機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 前項に定める請求は、応援都市の市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して応援要請都市の市長に請求する。

3 前2項の規定により難いときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

附 則

この実施細目は、協定の発効日から適用する。

5 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、福岡県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、福岡県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により福岡県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長から応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成17年4月26日から施行する。

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

1) 21大都市連絡先

都 市 名	連 絡 担 当	電 話	F A X
札 幌 市	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課	011-211-3062	011-218-5115
仙 台 市	消防局防災安全部防災安全課	022-234-1111	022-234-1119
さいたま市	総務局危機管理部防災課	048-829-1126	048-829-1978
千 葉 市	総務局危機管理課	043-245-5151	043-245-5597
東 京 都	総務局総合防災部防災管理課	03-5388-2486	03-5388-1270
川 崎 市	総務局危機管理室	044-200-3553	044-200-3972
横 浜 市	消防局危機管理課	045-671-2171	045-641-1677
新 潟 市	危機管理防災局防災課	025-226-1143	025-224-0768
静 岡 市	経営管理局危機管理部防災対策課	054-221-1241	054-251-5783
相 模 原 市	危機管理室	042-769-8208	042-769-8326
浜 松 市	危機管理監危機管理課	053-457-2537	053-457-2530
名 古 屋 市	消防局防災室	052-972-3522	052-962-4030
京 都 市	消防局防災危機管理室	075-212-6792	075-212-6790
大 阪 市	危機管理室危機管理課	06-6208-7388	06-6202-3776
堺 市	危機管理室	072-228-7605	072-222-7339
神 戸 市	危機管理室	078-322-6287	078-322-6031
岡 山 市	消防局危機管理課	086-803-1082	086-234-7066
広 島 市	消防局危機管理部	082-546-3441	082-247-1645 082-542-1007 (緊急時)
北 九 州 市	危機管理室危機管理課	093-582-2110	093-582-2112
熊 本 市	総務局危機管理防災室	096-328-2490	096-359-8605
福 岡 市	市民局防災・危機管理部防災・危機管理課	092-711-4056	092-733-5861

2) 九州九都市協定に基づく加盟都市

都 市 名	連 絡 担 当	電 話	F A X
北 九 州 市	危機管理室危機管理課	093-582-2110	093-582-2112
佐 賀 市	総務部消防防災課	0952-40-7013	0952-24-3187
長 崎 市	防災危機管理室	095-829-1796	095-820-0108
熊 本 市	総務局危機管理防災室	096-328-2490	096-359-8605
大 分 市	総務部総務部防災危機管理課	097-537-5664	097-533-0252
宮 崎 市	総務部危機管理課	0985-21-1730	0985-25-2145
鹿 児 島 市	市民局危機管理部危機管理課	099-216-1213	099-226-0748
那 覇 市	総務部総務課市民防災室	098-861-1102	098-862-0614

3) 福岡県関係

部 署	電 話	F A X	県無線
総務部防災危機管理局災害対策本部	641-4737, 622-0904 651-5845~9	631-1446	22-522~524 22-525~529
福岡地方本部 (福岡農林事務所)	741-3657		23-501

6 九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ

国土交通省九州地方整備局（以下「九州地整」という。）企画部長と福岡市市民局長は、災害対策基本法第77条に関して、国土交通省所管施設における大規模な災害時の応援について、次のとおり申し合わせを行う。

なお、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ」（平成12年10月31日）については、廃止するものとする。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材の貸与や職員の応援等に関するものとする。

- (1) 施設の被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 災害応急措置
- (4) その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡）

第2条 福岡市の所管施設に大規模な災害が発生し、または災害の発生のおそれがある場合には、相互に連絡するものとする。

（応援の実施）

第3条 九州地整局長は、福岡市市民局長からの応援要請に対して、必要性について判断のうえ、応援を行うものとする。

（応援の手続）

第4条 福岡市の所管施設に大規模な災害が発生し、または災害の発生のおそれがある場合、福岡市市民局長は、九州地整企画部長に電話等により応援要請を伝え、すみやかに、別紙－1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 九州地整企画部長は、前項の要請を受け、応援を行う場合には、福岡市市民局長に電話等により応援する旨を伝え、すみやかに別紙－2の文書にて応援内容を通知する。

（手続ができない場合の応援）

第5条 福岡市の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能のため応援の手続きができない等の場合、九州地整局長は、災害対策基本法第77条に基づき、応援を行うことがある。この場合、すみやかに別紙－2の文書にて応援内容を通知する。

（経費の負担）

第6条 九州地整が、災害初動時に第1条（1）、（2）の応援を行う場合の経費負担は、九州地整負担とする。その他の応援に係る経費については、原則として応援を受けた機関の負担とする。

2 前項の災害初動時とは、原則として九州地整が支援に関する災害対策本部を設置している期間とする。

（平常時の連絡）

第7条 九州地整企画部と福岡市市民局長は、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この申し合わせに定めのない事項は、九州地整企画部長と福岡市市民局長が協議して定めるものとする。

(運用)

第9条 この申し合わせは、平成15年3月24日から適用するものとする。

平成15年3月24日

国土交通省九州地方整備局 企 画 部 長

福 岡 市 市 民 局 長

別紙－1

文 書 番 号
平 成 年 月 日

国土交通省九州地方整備局企画部長 殿

福岡市市民局長

「九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ」により、下記について応援を要請します。

1 期 間

2 場 所

3 応援内容

4 その他

別紙-2

文 書 番 号
平 成 年 月 日

福岡市市民局長 殿

九州地方整備局企画部長

「九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ」により、下記について応援します。

1 期 間

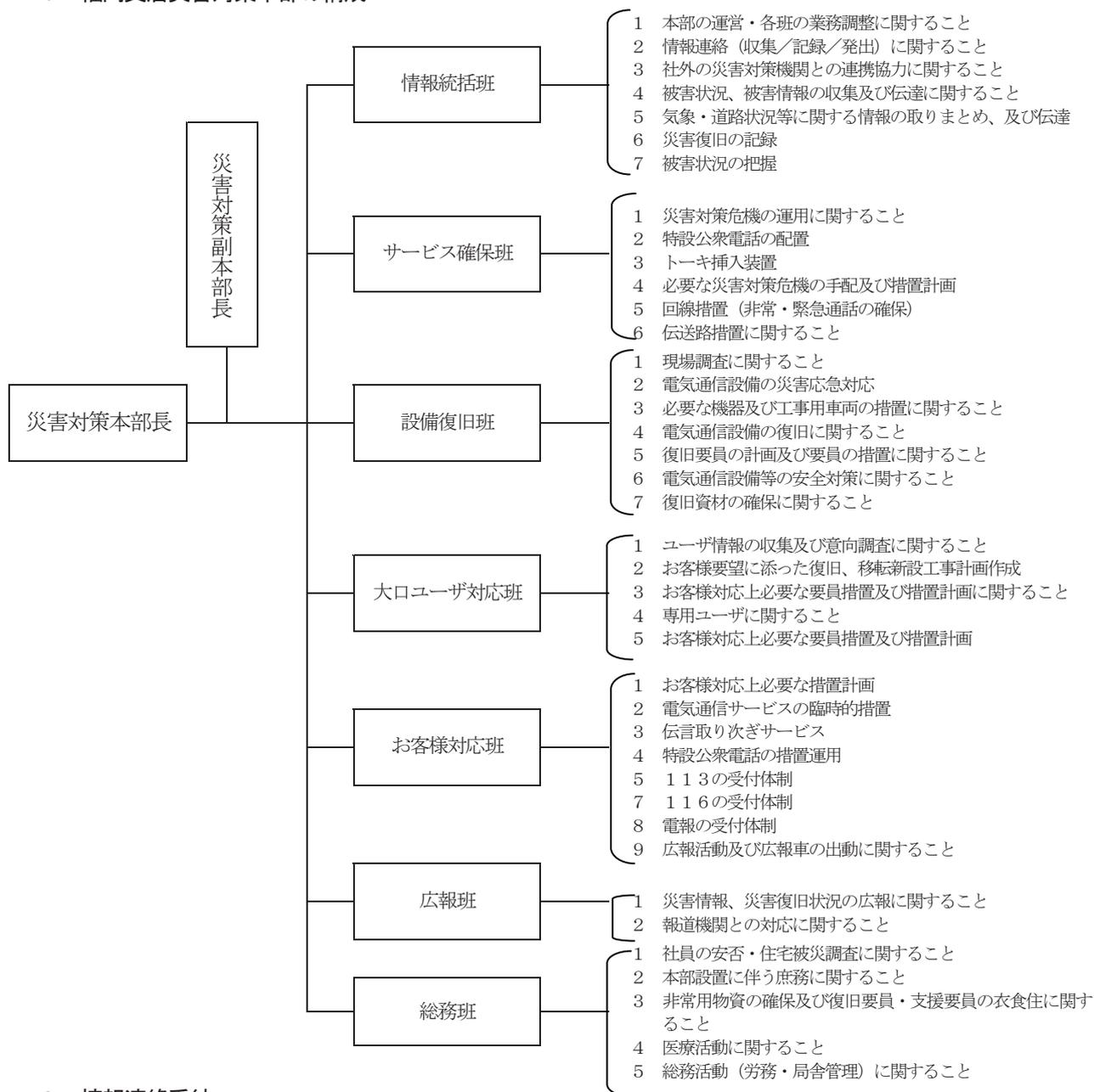
2 場 所

3 応援内容

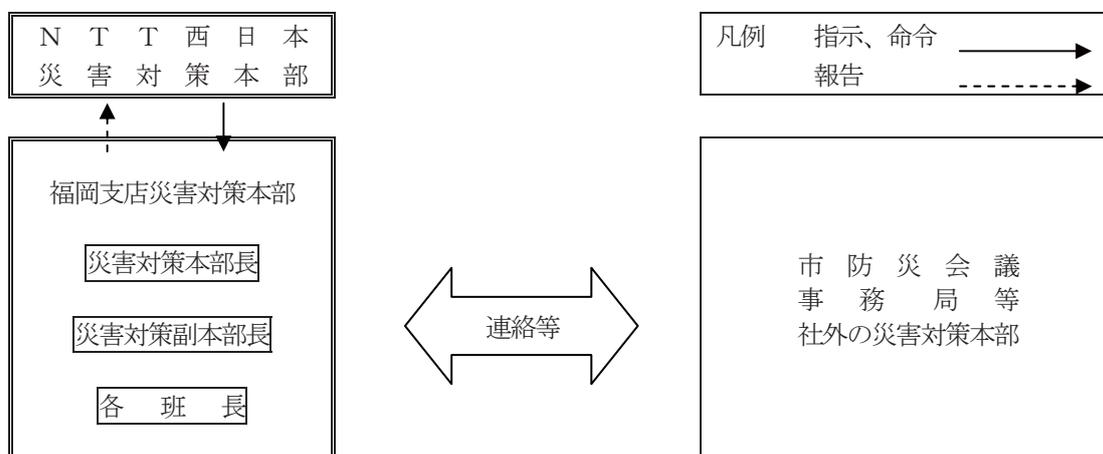
4 その他

(電信電話施設災害応急対策計画)

1 福岡支店災害対策本部の構成



2 情報連絡系統



3 電気通信サービスの復旧順位表

順位	復旧回線		
第1順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 交換局所前（無人局を含む）に公衆電話1個以上 ZC以下の基幹回線の10%以上 	
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上 ZC以下の基幹回線の10%以上 	
	電報サービス	<ul style="list-style-type: none"> 電報中継回数1回線以上 	
	専用サービス等	専用線サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上
		国内通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上
	加入電信サービス回線・パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 	
衛星船舶サービス	<ul style="list-style-type: none"> 衛星船舶通信回線1回線以上 		
第2順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 人口1千人当たり公衆電話1個以上 	
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上 	
	専用線サービス等	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上 	
	加入電信サービス回線・パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 	
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの		

(注) その他新規サービスについては、別途定めるものとする。

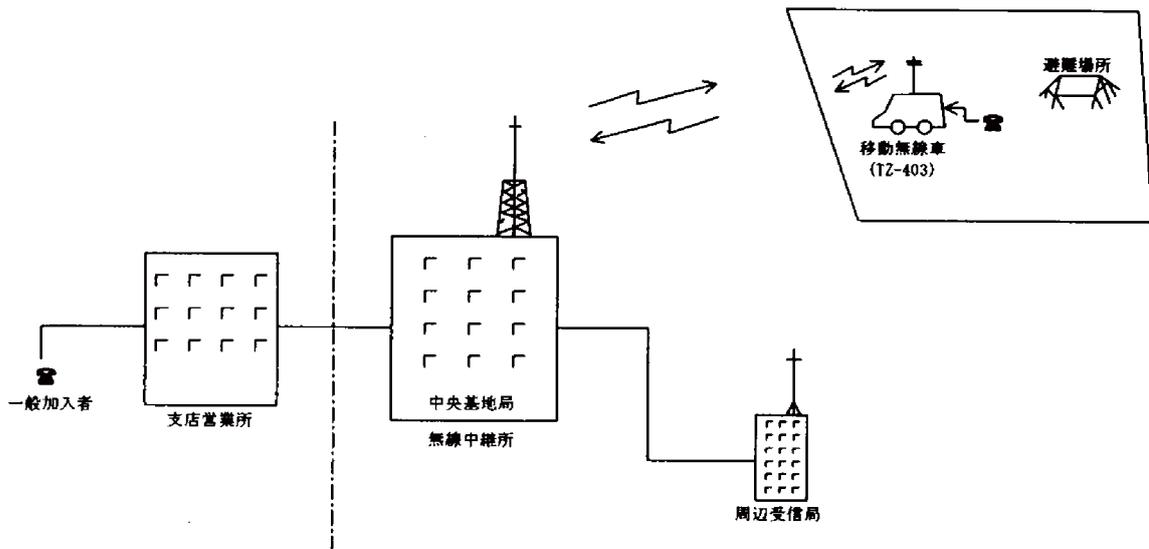
重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別に定めがある場合はその定めによる）	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

4 孤立化防止対策用衛星電話（Ku-1）

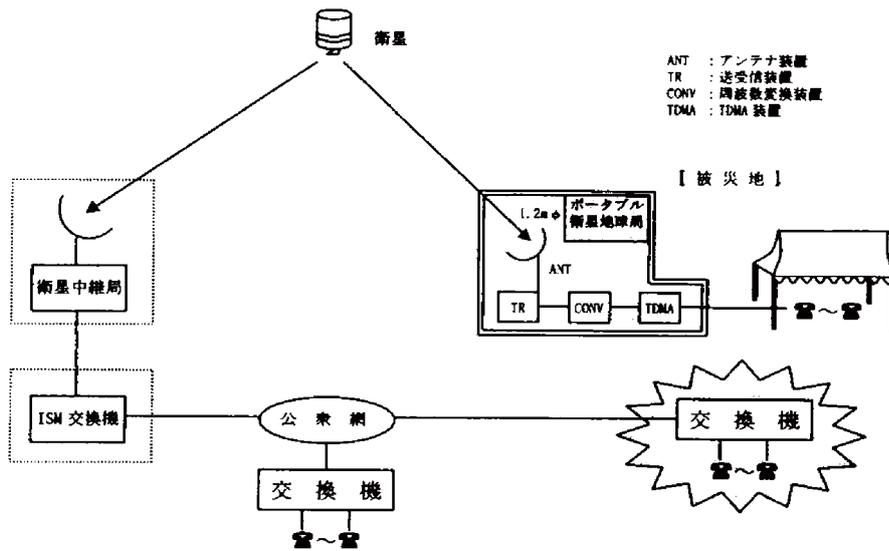
配備場所	配備機関
福岡市 NTT天神ビル	NTTネオメイト九州 MIサービス部（可搬タイプ）

TZ-403可搬型無線機	対向	備考
NTTネオメイト九州 MIサービス部	2.5	都市災害用

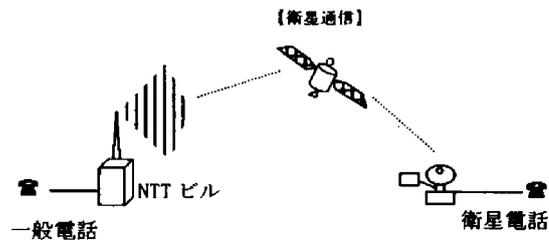
5 災害応急復旧無線電話利用



6 災害対策用ポータブル衛星通信方式システム構成図



7 孤立防止対策用衛星電話の構成図



1 福岡市地域内電力施設

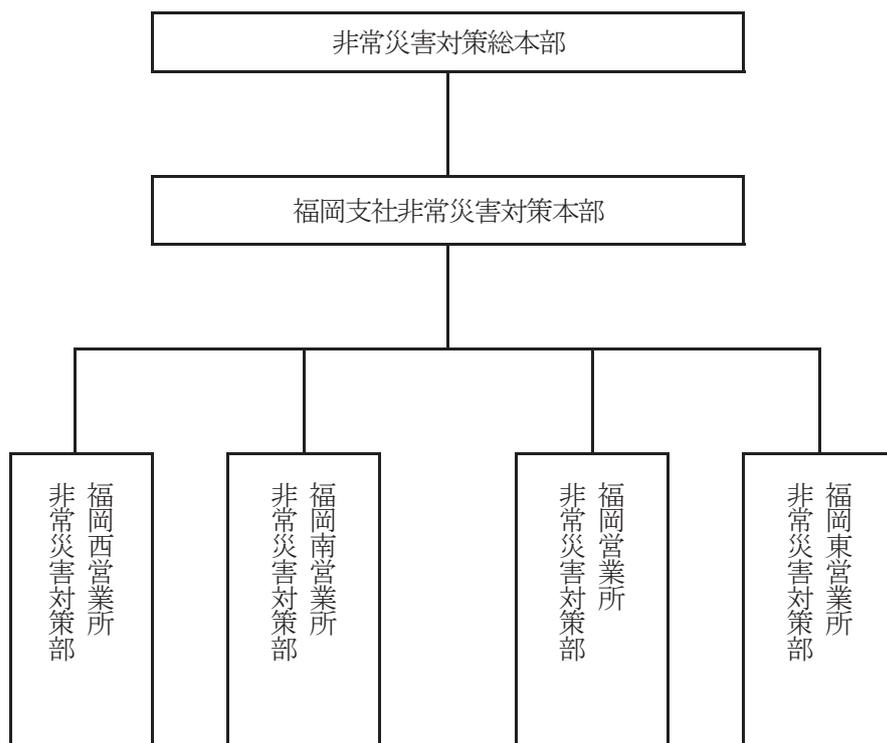
(1) 業務機関

名 称	区 名	所 在 地	電話番号	備 考
本 店	中央区	渡辺通二丁目1-82	761-3031	
福 岡 支 社	〃	〃	761-6381	
福岡東営業所	東 区	名島二丁目19-12	0120-986-204	
福岡営業所	中央区	渡辺通二丁目1-82	0120-986-205	
福岡西営業所	西 区	姪浜駅南一丁目9-20	0120-986-206	
福岡南営業所		筑紫野市二日市西一丁目6番5号	0120-986-207	

(2) 変電所

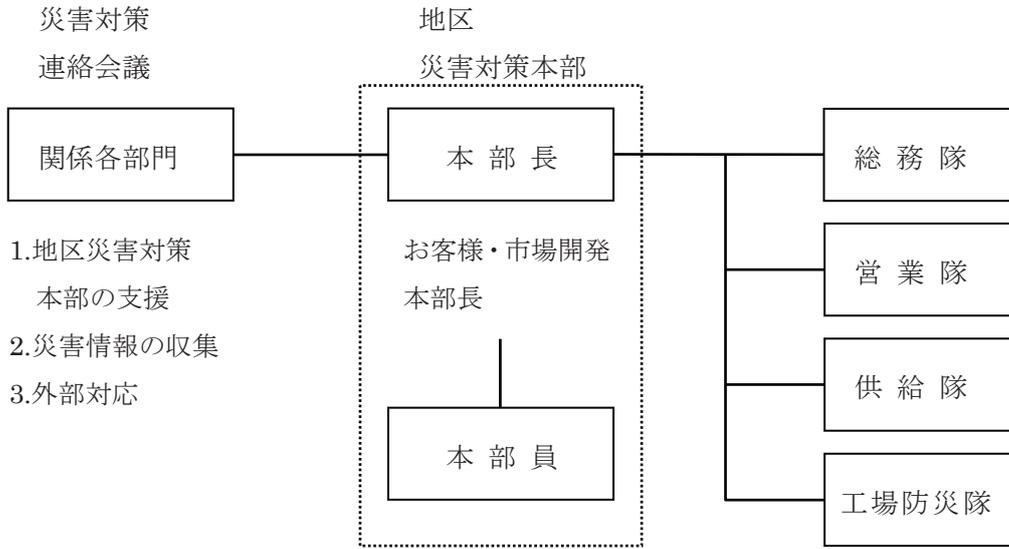
区 名	名 称	区 名	名 称
東 区	香 椎 変電所	南 区	井 尻 変電所
	アイランドシティ 〃		野 間 〃
	前 松 原 〃		西 福 岡 〃
	多 の 津 〃		中 尾 〃
	箱 崎 〃	城 南 区	長 尾 〃
	箱 崎 浜 〃		七 隈 〃
	東 浜 〃	早 良 区	福 陵 〃
	塩 屋 〃		重 留 〃
	和 白 〃		西 新 〃
古 門 戸 〃	百 道 〃		
博 多 区	土 居 町 〃	西 区	脊 振 〃
	住 吉 〃		今 宿 〃
	蓑 島 〃		姪 浜 〃
	竹 下 〃		壱 岐 〃
	堅 粕 〃	周 船 寺 〃	
	中 洲 〃	周 辺 部	白 木 原 〃
	西 春 〃		新 宮 〃
	千 代 〃		長 者 原 〃
板 付 〃	前 原 〃		
中 央 区	須 崎 〃		東 福 岡 〃
	天 神 〃		篠 栗 〃
	今 泉 〃		南 福 岡 〃
	大 濠 〃		宇 美 〃
	荒 戸 〃		上 白 水 〃
	渡 辺 通 〃		亀 山 〃
	那 の 川 〃	平 田 台 〃	
	赤 坂 〃	志 免 〃	

2 福岡市地域の災害対策組織



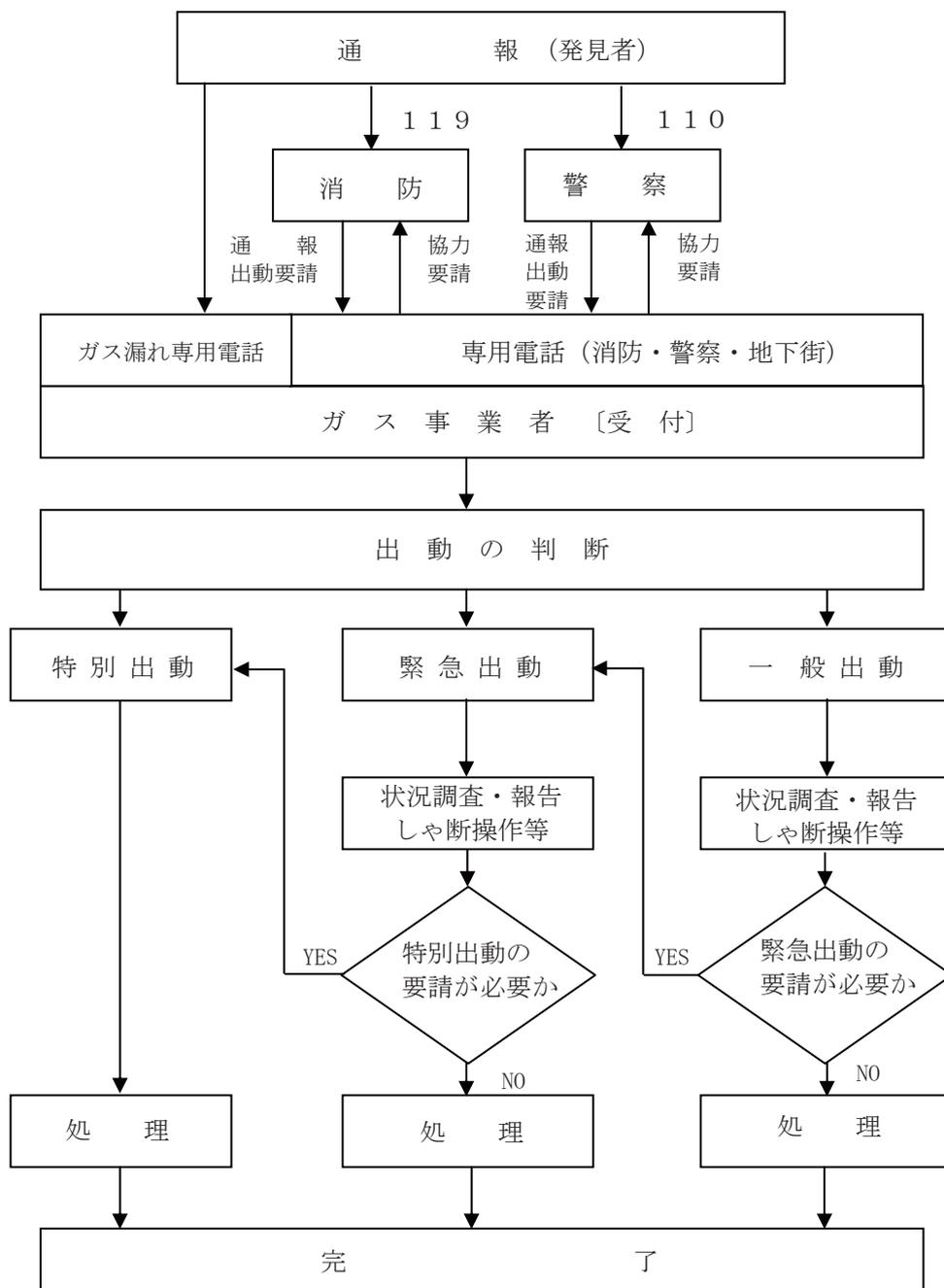
(ガス施設災害応急対策計画)

1 非常体制の組織を掲載



2 通信・連絡及び出動体制

通報・連絡及び出動体制



3 事業所・施設一覧

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
本 社	博多区千代 1 丁目 17-1	633-2239	
供給管理センター	東区東浜 1 丁目 10-75	633-2323	
西 供 給 所	西区今宿青木 421-4		
福 北 工 場	東区東浜 2 丁目 9-118	641-0931	

4 福北工場施設概要

施 設 名	規 模		数 量
ガ ス ホ ル ダ ー	球 形	200,000 m ³	2
油 タ ン ク	ハイオク	1,990kl	1
	軽 油	4,910 kl	1
	ガソリン	4,870 kl	1
	灯 油	9,600 kl	1
	灯 油	40 kl	1
	重 油	4,910 kl	1
L P G タ ン ク	プロパン	1,500 m ³	2 (1基休止中)
	プロパン	2,152 m ³	1
	ブタン	6,157 m ³	2 (1基休止中)
L N G タ ン ク	液化天然ガス	35,000 kl	2
ガ ス 発 生 装 置	LNG気化器	20t/H	3
	LNG気化器	28 t/H	1
	LNG気化器	5 t/H	3
自 家 発 電 設 備		1,600kW	1

第4章 災害復旧計画

(被災市民に対する生活援護・災害復旧援助措置に関する計画)

1 災害弔慰金の支給等に関する法律によるもの

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

対象災害 自然災害で以下の場合

- ①市内において、生じた住居の滅失した世帯の数が5以上の災害。
- ②県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上ある場合の災害。
- ③県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害。
- ④災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む県が2以上ある場合の災害

種別	対象者	支給額	条件	根拠法令及び担当窓口
災害弔慰金の支給	1. 支給対象者 災害により死亡した市民の遺族 2. 支給制限 死亡が故意又は重大な過失による場合は支給されない。	1. 生計維持者 500万円 2. その他の者 250万円	1. 遺族の範囲 (1) 配偶者(内縁関係を含み、事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。) (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母	根拠法令 (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律82号) (2) 同施行令(昭和48年政令374号) (3) 同条例(昭和49年4月条例第24号) (4) 同施行規則(昭和49年8月規則第110号)
災害障害見舞金の支給	1. 支給対象者 災害により労災補償保険法施行規則別表による1級程度の障害となったもの。 2. 支給制限 上記、2に同じ	1. 生計維持者 250万円 2. その他の者 125万円		担当窓口 保健福祉局・各区福祉センター

(2) 災害援護資金の貸付

対象災害 自然災害で県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害。

種別	貸付対象	貸付額	貸付条件	根拠法令及び担当窓口
災害援護資金の貸付	1. 貸付対象世帯 (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷 (2) 住居又は家財の損害が当該住居又は家財の価額の1/3以上のもの 2. 所得制限 世帯の前年の所得の合計が次の額未満であること。 (1) 世帯人員が 1人であるときは 220万円 2人 " 430万円 3人 " 620万円 4人 " 730万円 5人以上 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、その世帯の住居が滅失した場合には 1,270万円未満	1. 世帯主が負傷した場合 (1) 家財の損害1/3以下で住居の損害がない場合 150万円 (2) 家財の損害1/3以上で住居の損害がない場合 250万円 (3) 住居が半壊した場合 270万円(350万円) (4) 住居が全壊した場合 350万円 2. 世帯主が負傷しない場合 (1) 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 150万円 (2) 住居が半壊した場合 170万円(250万円) (3) 住居が全壊した場合 ((4)の場合を除く) 250万円(350万円) (4) 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円 ()は特別の事情のあるとき	1. 償還期間 10年間(措置期間原則として3年) 2. 利率 年3%(措置期間中は無利子) 3. 償還方法 年賦又は半年賦(元利均等償還)	ア. に同じ

2 被災者生活再建支援法によるもの

(1) 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

(2) 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(4) 支援金の支給申請

- (申請窓口) 保健福祉局・各区保健福祉センター
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金： 災証明書、住民票 等
②加算支援金： 契約書（住宅の購入、賃借等） 等
- (申請期間) ①基礎支援金： 災害発生日から13月以内
②加算支援金： 災害発生日から37月以内

(5) 根拠法令

- 被災者生活再建支援法 平成10年5月22日(法律第66号)
平成19年11月16日改正(法律第114号)

3 災害見舞金及び災害援護臨時貸付金

(1) 災害見舞金 制度概要(平成12年4月1日改定)

・災害見舞金

世帯構成	被害区分		
	床上浸水・土砂の堆積	半(壊)	全壊(焼)・流出
1人	20,000円	30,000円	40,000円
2人以上	30,000円	40,000円	60,000円

・負傷見舞金

支給基準	金額
要治療見込日数が1カ月以上3カ月未満の場合	30,000円
要治療見込日数が3カ月以上6カ月未満の場合	40,000円
要治療見込日数が6カ月以上の場合	50,000円

・死亡見舞金 1人 100,000円(2) 災害援護臨時貸付金 制度概要(平成12年4月1日施行)

(2) 災害援護臨時貸付金 制度概要(平成12年4月1日施行)

対象災害 市域内で災害救助法による救助の行われる災害

対象者	次の①と②の両方を満たす世帯 ①家財の1/3以上の被害または、車の補修・買換を必要とする世帯 ②災害援護資金の限度額まで貸付を受けたが、復旧費用が貸付限度額を上回る、または所得制限により、災害援護資金の貸付を受けることができない世帯		
貸付限度額	100万円(災害援護資金との併用可)		
償還期間	10年(うち措置期間3年)		
貸付利率	3%		
所得制限	世帯の前年の総所得金額が以下の基準未満		
	世帯数	総所得金額	(参考) 総収入の場合
	1人世帯	280万円	418万円
	2人世帯	573万円	770万円
	3人世帯	924万円	1,152万円
	4人世帯	1,018万円	1,251万円
5人以上の世帯	1人につき30万円を加算		
連帯保証人	1名		
償還方法	年賦又は半年賦による元利均等分割払い		
受付期間	災害発生日の翌月1日から3カ月以内		

4 生活福祉資金貸付制度要綱によるもの

種別	貸付対象	貸付額	貸付条件	根拠法令及び担当窓口
生活福祉資金 (社会福祉協議会)	低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な場合	家財のみの場合 150万円 住宅の半壊、半焼の場合 170万円 (災害援護資金と住宅資金との重複貸付) 住宅の全壊、全焼の場合 250万円 (災害援護資金と住宅資金との重複貸付) 特別な事情がある場合 350万円	1. 措置期間 災害援護資金 6ヵ月以内 住宅資金 3ヶ月以内 2. 償還期間7年以内 3. 金利 年3.0%	根拠法令 福岡県生活福祉資金貸付規程 担当窓口 各区社会福祉協議会

5 住宅関連融資

種別	貸付対象	貸付限度額	貸付条件	根拠法令・担当窓口
災害復興住宅融資	<p>住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者等で、地方公共団体から次の書類発行を受けた方</p> <p>1 建設及び新築 リ・ユース購入住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を区役所から受けた方</p> <p>※「大規模半壊」又は「半壊」の場合、「住宅の被害状況に関する申出書」と被害状況が確認できる写真が必要</p> <p>2 補修住宅に10万円以上の被害を受けて「り災証明書」の発行を区役所から受けた方</p> <p>※他に住宅の利用、床面積、返済負担率などの要件あり。</p>	<p>1 建設・新築購入資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火、準耐火、木造（耐久性） 1,460万円 ・木造（一般） 1,400万円 ・土地取得資金 970万円 ・整地資金 380万円 <p>2 リ・ユース購入資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火、準耐火、木造（耐久性） 1,160万円（1,460万円） ・木造（一般） 950万円 ・土地取得資金 970万円 <p>※条件により（ ）内の金額に上限額が上がる場合あり</p> <p>3 補修資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火、準耐火 640万円 ・木造 590万円 ・整地資金 380万円 ・引方移築資金 380万円 <p>4 特例加算 450万円</p> <p>※補修資金は除く</p>	<p>1 返済期間（申込時の年齢（1歳未満切り上げ）に返済期間を加えた年齢が80歳を超えないこと）</p> <p>①建設・新築購入資金 耐火、準耐火、木造（耐久性） 35年以内</p> <p>②リ・ユース購入資金 ※条件により 25年以内、35年以内</p> <p>③補修資金 20年以内</p> <p>2 金利 年2.00%（特例加算 年2.90%）（21.5.21現在）</p>	<p>独立行政法人 住宅金融支援機構法</p> <p>1 問い合わせ先 「住宅金融支援機構のお客様コールセンター」 0120-086-353 「住宅金融支援機構のホームページ」 http://www.jhf.go.jp</p> <p>2 現場審査の窓口 住宅都市局建築審査課</p>
宅地防災工事融資	<p>◇貸付要件</p> <p>宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法第10条による防災工事のための勧告又は改善命令を地方公共団体から受けた方</p> <p>※他に返済負担率などの要件あり</p>	<p>◇擁壁又は排水施設の設置、整地等の工事費用の90%または、1,030万円のいずれか低い額</p>	<p>1 返済期間（申込時の年齢（1歳未満切り上げ）に返済期間を加えた年齢が80歳を超えないこと） 15年以内</p> <p>2 金利 個人 年2.39% 法人 年2.11%（H24.1.4現在）</p>	<p>独立行政法人 住宅金融支援機構法</p> <p>1 問い合わせ先 「住宅金融支援機構のお客様コールセンター」 0570-0860-35 「住宅金融支援機構のホームページ」 http://www.jhf.go.jp</p> <p>2 相談・申請窓口 住宅都市局開発・建築調整課</p>
市宅地防災工事融資	<p>◇貸付要件</p> <p>ア 災害対策基本法第59条第1項の市長の指示を受け、1年以内に宅地防災工事又は復旧工事を行う者</p> <p>イ 住宅金融支援機構法第13条第6項による宅地防災工事資金の融資が決定した者で融資限度額以上の工事を行う者</p>	<p>1 工事に必要とする費用の90% 10万～740万円</p> <p>2 住宅金融支援機構と併用の場合、工事に必要とする費用の90%から支援機構融資額を差し引いた金額の範囲内 10万～370万円</p>	<p>1 償還期間 10年以内</p> <p>2 金利 個人 年2.39% 法人 年2.11%（H24.1.4現在）</p> <p>※住宅金融支援機構の宅地防災工事資金の融資利率と同率</p>	<p>福岡市宅地防災工事 資金融資制度要綱</p> <p>1 相談・申請窓口 住宅都市局開発・建築調整課</p>

※ 貸付限度額、貸付金利は、金融情勢によって変更される場合がある。

6 経営資金融資

種別	貸付（支給）対象	貸付限度額	貸付（支給）条件	根拠法令及び担当窓口
倒産防止・災害復旧資金	災害により損害を受けた中小企業者等	3,000万円	1. 償還期間 7年以内(据置1年以内) 2. 金利 年1.7%+保証料(年0.23~1.30%)	福岡市中小企業振興条例, 福岡市商工金融資金制度要綱(福岡市) (平成22年4月1日現在)
特別資金	激甚災害, 局地激甚災害, 災害救助法の適用を受けた災害により損害を受けた中小企業者等	5,000万円 (運転資金は3,000万円)	※ 貸付条件については, 災害の規模に応じ, その都度検討	福岡市中小企業振興条例, 福岡市商工金融資金制度要綱(福岡市) (平成22年4月1日現在)
災害復旧資金	1. 対象災害 激甚災害につき災害救助法の適用された災害 2. 商工中金加入組合(員) 災害により被害を受けた商工中金株主組合(員)	その都度検討	1. 償還期間 設備 20年以内(据置3年以内) 運転 10年以内(据置3年以内) 2. 金利 その都度検討	株式会社日本政策金融公庫法 日本政策金融公庫災害貸付特別規則 日本政策金融公庫福岡支店(国民生活事業) (平成22年4月1日現在)
災害貸付	指定被災地地域内に事業所を有する被災中小企業者	各貸付ごとの限度額に1災害につき3,000万円を加えた額	1. 償還期間 設備10年以内(据置2年以内) 運転5年以内(措置6ヶ月以内) 2. 金利 原則として基準利率 (災害の規模に応じ低利の特例あり)	株式会社日本政策金融公庫法 日本政策金融公庫災害貸付特別規則(国民生活金融公庫) (平成20年10月1日現在)
災害復旧貸付	指定災害により被害を受けた中小企業者	既往貸付残高にかかわらず当該災害復旧貸付として 代理貸付7,500万円(組合22,500万円) 直接貸付15,000万円(組合45,000万円)	1. 償還期間 10年以内(据置2年以内) 2. 金利 原則として基準利率 (災害の規模に応じ低利の特例あり)	日本政策金融公庫福岡支店(中小企業事業) (平成22年4月1日現在)

Ⅱ 震 災 対 策 編

II 震災対策編

1 気象庁震度階級関連解説表

「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度を観測したとき、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用する際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

2 福岡近辺の主な地震

679 .	(天武 7)	筑紫	M 6.5~7.5	家屋倒潰多く、地割れ巾2丈、長さ3千余丈
1596 .	9 . 1 (慶長 1)	豊後	M 7.0	別府湾沿岸「瓜生島」
1700 .	4 . 15 (元禄 13)	壱岐・対馬	M 7.0	石垣・墓所・家屋崩潰
1769 .	8 . 29 (明和 6)	日向・豊後	M 7 3/4	延岡城の石垣・塀の破損
1792 .	5 . 21 (寛政 4)	雲仙岳	M 6.4	山崩れ、津波
1831 .	11 . 14 (天保 2)	肥前	M 6.1	佐賀城の石垣崩れ、家屋破損
1889 .	7 . 28 (明治 22)	熊本	M 6.3	地割れ、城内石垣崩壊
1898 .	8 . 10 (" 31)	糸島	M 6.0	糸島郡で家屋・土蔵・神社破損、液状化
1909 .	11 . 10 (" 42)	宮崎県西部	M 7.6	宮崎市で被害大
1930 .	2 . 5 (昭和 5)	福岡県雷山	M 5.0	小崖崩れ、小地割れ
1941 .	4 . 6 (" 16)	山口県須佐	M 6.2	土塀崩壊、崖崩れ、道路亀裂
1946 .	12 . 21 (" 21)	南海道沖	M 8.0	「南海地震」津波被害大
1968 .	8 . 6 (" 43)	愛媛県西方沖	M 6.6	愛媛県を中心に被害、福岡市で震度IV
1968 .	4 . 1 (" 43)	日向灘	M 7.5	「1968年日向灘地震」高知、愛媛で被害大
1975 .	4 . 21 (" 50)	大分県中部	M 6.4	重軽傷22、住家全壊58、道路鉄道被害
1991 .	10 . 28 (平成 3)	周防灘	M 6.0	福岡市で震度IV
2005 .	3 . 20 (" 17)	福岡県西方沖	M 7.0	死者1、重軽傷1038、住家全壊141、半壊323 福岡市震度6弱
2005 .	4 . 20 (" 17)	福岡県西方沖	M 5.8	福岡市震度5強

(「新編日本被害地震総覧」東京大学出版会より抜粋及び福岡市集計による)

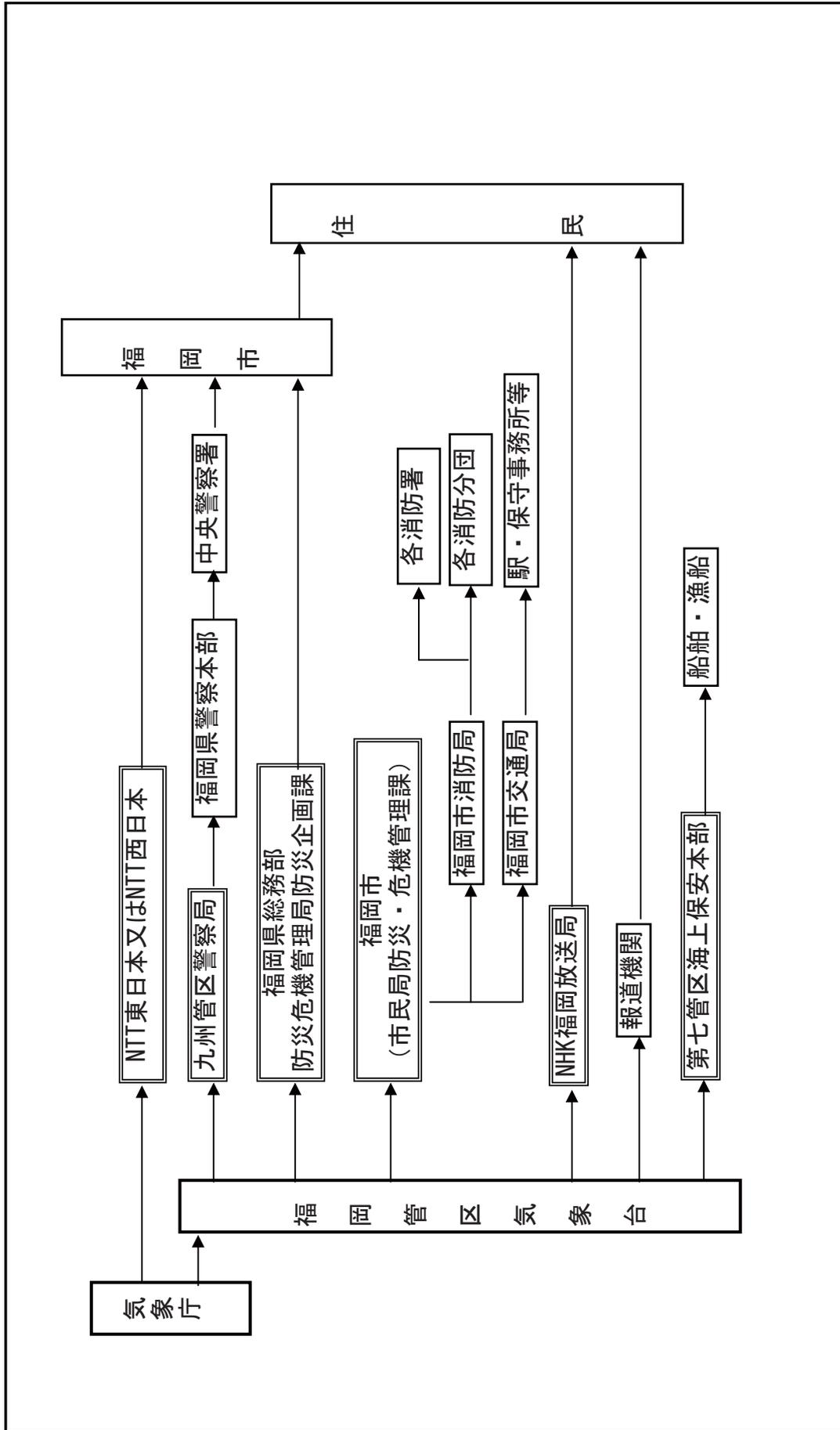
3 福岡県内の主要活断層

項目	西山断層系	水縄断層系	警戒断層帯			小倉東断層系	福智山断層系	宇美断層系
			北西部	南東部	全体			
長さ	29.0km	26.0km	25km程度	約27km	55km程度	17.0km	28.0km	17.0km
方向	NW-SE	E-W	NNE-SSW	NNE-SSW		NNE-SSW	NNW-SSE	NW-SE
型	西側上がりの高角の左横ずれ断層	北側下がりの正断層	左横ずれ断層	左横ずれ断層 (南西側隆起を伴う)		西側上がりの右横ずれ逆断層	西側上がりの左横ずれ逆断層	西側上がりの逆断層
変位量の上下・水平比	1:2.3							
上下方向	1~2cm/1000年以下	20cm/100年程度		2cm/1000年		10~100cm/1000年	1~6cm/1000年	0.04m/1000年
平均変位速度	2~5cm/1000年以下			0.4m~0.6m/1000年				
活動度	C	B		B		B	C	C
1回の変位量	1~2m程度	2.1m程度		約0.25~0.4m		数10cm	約0.6cm	最大0.6m
	2.3m程度		最大1.9m	約2.1m		2m程度		
活動間隔	80,000年以上	12,000年程度		約3,100~5,500年		7,500~9,300年	不明	15,000年以下
最新活動時期	10,000~2,100年前	*679年	2005年福岡県西方沖地震	約4,300~3,400年前		約2,200年前	1万数千年前	4,300年前以降
地震活動の規模 (松田の式)	M7程度 (7.3)	M7程度 (7.2)	M7.0程度	M7.2程度	M7.7程度	M7程度 (6.9)	M7程度 (7.2)	M6.9程度
備考		*筑紫大地震 (日本書紀)					断層系としては頓田断層と連続する	

* (松田の式); LOGL=0.6*M-2.9

(地震調査研究推進本部及び福岡県等の調査より)

4 津波警報・注意報等，地震及び津波に関する情報の伝達系統図



5 津波警報等の種類、解説、発表される津波の高さ及び標識

種類		解説 (発表基準(予想される津波の高さ))	発表される津波の高さ	標 識	
				鐘 音	サイレン音
津波	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。 (予想される津波の高さが高いところで3m以上である場合)	「3m」 「4m」 「6m」 「8m」 「10m以上」	(連点) 	(約3秒) (約2秒)
	津波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。 (予想される津波の高さが高いところで1m以上3m未満である場合)	「1m」 「2m」	(2点) 	(約5秒) (約6秒)
津波注意報		高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。 (予想される津波の高さが高いところで20cm以上1m未満である場合であって津波による災害の恐れがある場合)	「0.5m」	(3点と2点の斑打) 	(約10秒) (約2秒)
津波警報解除及び津波注意報解除				(1点2個と2点の斑打) 	(約10秒)(約1秒) (約3秒)

(注)

- 津波による災害の恐れがなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。
このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

6 津波警報・注意報（発表、切り替え、解除）の例

【津波警報等発表の例】

例：全国中枢が全国を対象とした津波警報・注意報の発表を行った場合の福岡管区気象台管内で発表される津波警報・注意報の内容（関係予報区あり）

津波警報・注意報

平成21年 9月 1日06時03分 気象庁発表

***** 見出し *****

津波の津波警報を発表しました

福岡県日本海沿岸

これらの沿岸では、直ちに安全な場所へ避難してください

なお、これ以外に津波注意報を発表している沿岸があります

***** 本文 *****

津波警報を発表した沿岸は次のとおりです

<津波>

* 福岡県日本海沿岸

これらの沿岸では、直ちに安全な場所へ避難してください

津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです

<津波注意>

山口県日本海沿岸 山口県瀬戸内海沿岸 福岡県瀬戸内海沿岸

佐賀県北部 壱岐・対馬

以下の沿岸（上記の*印で示した沿岸）では直ちに津波が来襲すると予想されます

福岡県日本海沿岸

***** 解説 *****

<津波の津波警報>

高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください

<津波注意報>

高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください

【津波警報等切り替えの例】

例：全国中枢が全国を対象とした津波警報・注意報の切替を行った場合の福岡管区気象台管内で発表される津波警報・注意報の内容（関係予報区あり）

ツヅツミヨル9 フカ

津波警報・注意報

平成21年9月1日06時27分 気象庁発表

***** 見出し *****

津波の津波警報を発表しました

なお、これ以外に津波注意報を発表している沿岸があります

***** 本文 *****

津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです

<津波注意>

長崎県西方

津波注意報から津波警報へ切り替えた沿岸は次のとおりです

<津波注意から津波への切り替え>

山口県日本海沿岸 壱岐・対馬

これらの沿岸では、直ちに安全な場所へ避難してください

***** 発表状況 *****

現在津波警報・注意報を発表している沿岸は次のとおりです

<津波>

山口県日本海沿岸 福岡県日本海沿岸 壱岐・対馬

<津波注意>

山口県瀬戸内海沿岸 福岡県瀬戸内海沿岸 佐賀県北部 長崎県西方

***** 解説 *****

<津波の津波警報>

高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください

<津波注意報>

高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください

【津波警報等解除の例】

例：全国中枢が全国を対象とした津波警報・注意報の解除を行った場合の福岡管区気象台管内で発表される津波警報・注意報の内容（関係予報区あり）

ツチノミヨコ 9 フカ

津波警報・注意報

平成20年 9月 1日10時00分 気象庁発表

津波警報・注意報の解除をお知らせします

***** 本文 *****

津波警報を解除した沿岸は次のとおりです

山口県日本海沿岸 福岡県日本海沿岸 壱岐・対馬

津波注意報を解除した沿岸は次のとおりです

山口県瀬戸内海沿岸 福岡県瀬戸内海沿岸 佐賀県北部 長崎県西方

今後若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません

詳しくは津波予報(若干の海面変動)を参照してください

***** 発表状況 *****

現在津波警報・注意報を発表している沿岸はありません

*****解説*****

<津波予報(若干の海面変動)>

若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません

(補足：平成19年12月1日から、従来の津波注意報(津波注意・津波なし)を、「津波注意報」、「津波予報(若干の海面変動)」、および「津波予報(津波なし)」に区分しています。

予想される若干の海面変動の内容については、「津波予報(若干の海面変動)」を発表してお知らせしています)

III 参 考 资 料

III 参考資料

1 防災関係機関等一覧

- 1 指定行政機関 (最近改正 平成 21 年 8 月 28 日 内閣府告示第 344 号)
- | | | |
|---------|----------|-----------|
| 内閣府 | 外務省 | 原子力安全・保安院 |
| 国家公安委員会 | 財務省 | 中小企業庁 |
| 警察庁 | 文部科学省 | 国土交通省 |
| 金融庁 | 文化庁 | 国土地理院 |
| 消費者庁 | 厚生労働省 | 気象庁 |
| 総務省 | 農林水産省 | 海上保安庁 |
| 消防庁 | 経済産業省 | 環境省 |
| 法務省 | 資源エネルギー庁 | 防衛省 |
- 2 指定地方行政機関 (最近改正 平成 19 年 10 月 1 日 内閣府告示第 634 号)
- | | |
|----------------------|----------------------|
| 管区警察局 (九州管区警察局) | 管区气象台 (福岡管区气象台) |
| 総合通信局 (九州総合通信局) | 管区海上保安本部 (第七管区海上保安部) |
| 財務局 (福岡財務支局) | 沖縄総合事務局 |
| 地方厚生局 (九州厚生局) | 沖縄総合通信事務所 |
| 都道府県労働局 (福岡労働局) | 地方環境事務所 |
| 地方農政局 (九州農政局) | 北海道農政事務所 |
| 森林管理局 (九州森林監理局) | 水戸原子力事務所 |
| 経済産業局 (九州経済産業局) | 那覇産業保安監督事務所 |
| 産業保安監督部 (九州鉱山保安監督部) | 北海道開発局 |
| 地方整備局 (九州地方整備局) | 沖縄气象台 |
| 地方運輸局 (九州運輸局) | 地方防衛局 |
| 地方航空局 (大塚航空局福岡空港事務所) | |
- 3 指定公共機関 (抜粋) (最近改正 平成 20 年 6 月 24 日 内閣府告示第 240 号)
- | | |
|--------------------|-------------------|
| 九州旅客鉄道株式会社 | 郵便事業株式会社 |
| 西日本旅客鉄道株式会社 | 郵便局株式会社 |
| 西日本電信電話株式会社 (福岡支店) | 独立行政法人日本原子力研究開発機構 |
| 日本銀行 (福岡支店) | 日本通運株式会社 (福岡支店) |
| 日本赤十字社 (福岡県支部) | 九州電力株式会社 |
| 日本放送協会 (福岡放送局) | ケイディーディーアイ株式会社 |
| 西日本高速道路株式会社 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ州 |
- 4 指定地方公共機関 (最近改正 平成 21 年 7 月 17 日 福岡県告示第 1190 号)
- | | | |
|--------------|-------------------|--------------|
| 西部ガス株式会社 | RKB毎日放送株式会社 | 株式会社西日本新聞社 |
| 西日本鉄道株式会社 | 株式会社テレビ西日本 | 株式会社朝日新聞西部本社 |
| 財団法人福岡県水難救済会 | 九州朝日放送株式会社 | 時事通信社福岡支社 |
| 西日本ガス株式会社 | 株式会社福岡放送 | 共同通信社福岡支社 |
| 大牟田ガス株式会社 | 株式会社エフエム福岡 | 株式会社毎日新聞西部本社 |
| 筑豊電気鉄道株式会社 | 株式会社CROSS FM | 株式会社読売新聞西部本社 |
| 戸畑共同火力株式会社 | 株式会社ティ・ビー・キュー九州放送 | 熊本日日新聞社福岡支社 |
| 福岡県医師会 | 福岡県トラック協会 | 日刊工業新聞社西部支社 |
| 福岡県歯科医師会 | 福岡県LPガス協会 | |

2 福岡市災害対策本部条例 〔昭和38年4月1日 条例第22号〕

改正 平成9一条例47

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第23条第7項の規定に基づき、福岡市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は本部の事務を総括し、本部の職員を指揮し監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受けて、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもってこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 福岡市災害対策本部等実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市災害対策本部条例（昭和38年福岡市条例第22号・以下条例という。）第4条の規定により福岡市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営並びに平常時の予防対策や災害後の復旧対策等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害予防対策

(防災主任及び防災副主任)

第2条 各局・区・室に防災主任及び防災副主任を置く。

- 2 防災主任は、福岡市地域防災計画に定める福岡市災害対策本部事務分掌表の各部における班長の中から局長等（福岡市事務分掌条例（昭和33年福岡市条例第39号）第1条各号に規定する局及び室の長、会計管理者、消防局長、水道事業管理者、交通事業管理者、教育長、市議会事務局長、人事委員会事務局長及び監査事務局長及び各区長をいう。以下同じ。）が指名するものとする。
- 3 防災副主任は、福岡市地域防災計画に定める福岡市災害対策本部事務分掌表の各部における班長（前項の規定により防災主任に指名された者を除く。）をもって充てる。
- 4 局長等は、防災主任及び防災副主任を毎年4月1日に指名し、4月15日までに市長に報告しなければならない。また、これらの者に異動を生じたときは、速やかに市長へ報告しなければならない。

(配備編成計画)

第3条 局長等は、所管の班の配備編成計画表（様式第2号）を毎年4月1日に作成し、4月15日までに市長に提出しなければならない。

- 2 各局長等は、配備編成計画を変更したときは直ちに市長に報告しなければならない。

(災害予防対策会議)

第4条 危機管理監は、風水害、震災等への事前対策のため、必要に応じ災害予防対策会議を設置する。

- 2 災害予防対策会議は、危機管理監及び局長等をもって組織する。
- 3 災害予防対策会議は、危機管理監が招集し、危機管理監がその議長となる。
- 4 災害予防対策会議の事務は、市民局防災・危機管理部防災・危機管理課（以下「防災・危機管理課」という。）及び財政局技術監理部技術監理課（以下「技術監理課」という。）が行う。
- 5 災害予防対策会議においては、次の事項について協議を行う。
 - (1) 災害の予防対策に関すること。
 - (2) 福岡市地域防災計画の実施推進及び見直しに関すること。
 - (3) その他災害対応等に関すること。

(災害予防対策会議幹事会)

第5条 災害予防対策会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、各防災主任をもって組織する。
- 3 幹事会は、防災・危機管理課長が招集し、防災・危機管理課長がその議長となる。
- 4 幹事会は、災害予防対策会議の所掌事務について委員の補佐をする。

第3章 災害応急対策

第1節 災害対策本部

(本部の設置)

第6条 市長は、次の場合に本部を設置する。

- (1) 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨洪水、高潮警報等が発令され、総合的な対策を必要とするとき。
- (2) 大規模な地震、火災、爆発その他重大な災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。
- (3) その他災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であって、特にその対策又は防災の推進を図る必要があるとき。

(災害対策副本部長)

第7条 本部に災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、は、危機管理監及び副市長（危機管理監を兼務する副市長を除く。）をもってこれに充てる。

(本部会議)

第8条 本部に本部会議を置く。

- 2 本部会議は災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）、副本部長、部長（各区長を除く局長等をいう。以下同じ。）その他副本部長が必要と認める者をもって組織し、災害対策に関する重要な事項について協議する。
- 3 本部会議は、副本部長が招集し、副本部長がその議長となる。

(本部の組織)

第9条 本部に部（福岡市地域防災計画に定める福岡市災害対策本部組織表の各部をいう。以下同じ。）及び区本部（福岡市地域防災計画に定める福岡市災害対策本部組織表に定める区災害対策本部という。以下同じ。）を置く。

(部)

第10条 部は、市域における本部の事務を処理する。

- 2 部に部長を置き、各局長等をもってこれに充てる。
- 3 部長は、部における災害の予防及び応急対策を総合調整し、その迅速かつ的確な実施に努めなければならない。
- 4 部に副部長を置く。
- 5 副部長は部長を補佐し、部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 部に班を置き、その構成及び事務分掌は、福岡市地域防災計画に定める福岡市災害対策本部事務分掌表のとおりとする。
- 5 班に班長を置く。
- 6 班長は、部長の命を受けて班の事務を掌理する。
- 7 班に班員を置き、班長の所属する課等に勤務する職員をもってこれに充てる。ただし、班長の所属する課等に勤務する職員を充てることができない場合は、当該部に属する職員をもってこれに充てる。
- 8 班員は、班の事務を処理する。

(区本部)

第11条 区本部は、当該区域における本部の事務を処理する。

- 2 区本部に区本部長を置き、区長をもってこれに充てる。
- 3 区本部長は、区における災害の予防及び応急対策を総合調整し、その迅速かつ的確な実施に努めなければならない。
- 4 区本部長は、避難所、収容所等として使用することができる区内の施設については、当該施設管理者の同意を得てこれを指定し、かつ、区内の住民に周知を図るものとする。
- 5 区本部に区副本部長を置く。
- 6 区副本部長は区本部長を補佐し、区本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 7 区本部に班を置き、その構成及び事務分掌は、福岡市地域防災計画に定める福岡市災害対策本部事務分掌表のとおりとする。
- 8 班に班長を置く。
- 9 班長は、区本部長の命を受けて班の事務を掌理する。
- 10 班に班員を置き、班長の所属する課等に勤務する職員をもってこれに充てる。ただし、班長の所属する課等に勤務する職員を充てることができない場合は、当該部に属する職員をもってこれに充てる。
- 11 班員は、班の事務を処理する。

(区本部会議)

第12条 区本部に区本部会議を置く。

- 2 区本部会議は、区本部長、区副本部長及び班長をもって組織し、区における災害対策に関する重要な事項について協議する。

- 3 区本部会議は、区本部長が招集し、区本部長がその議長となる。

第2節 関係機関との連絡体制

(連絡会議)

第13条 本部に必要なに応じ連絡会議を置く。

- 2 連絡会議は、条例第3条第5項で定める委員の中から本部長が必要と認める者をもって組織し、市内の災害対策について協議する。
- 3 連絡会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

(地区連絡会議)

第14条 区本部に必要なに応じ地区連絡会議を置く。

- 2 地区連絡会議は、区本部長、区副本部長、消防署長、警察署長、消防団長、自治協議会等会長、自主防災組織会長、医療機関及びその他区本部長が必要と認める者をもって組織し、区域内の災害対策について協議する。
- 3 地区連絡会議は、区本部長が招集し、区本部長がその議長となる。

(災害対策本部長への報告)

第15条 区本部長は、地区連絡会議における議決事項及び区本部長自ら要請又は指定した事項並びに区本部が決定した事項と速やかに本部長に報告するものとする。

第3節 活動

(本部の活動態勢)

第16条 本部長は、災害の状況に応じ次の区分により活動態勢を決定し、部長に指示するものとする。

- (1) 水防第1配備・地震第1配備（注意態勢）
気象業務法に基づく警報が発令される等災害が発生するおそれがある場合
一部の部の班の情報連絡担当職員が配置につき、状況によりいつでも警戒A態勢に移行し得る態勢
 - (2) 水防第2配備（警戒A態勢）
局部的な被害発生が予測され、事前の警戒措置を図る必要がある場合
第2配備から態勢をとる部の班の情報連絡担当職員が配置につき、部が状況によりいつでも警戒B態勢に移行し得る態勢
 - (3) 水防第3配備・地震第2配備（警戒B態勢）
現に災害が発生しつつあり、かつ、相当な災害が予測される場合
部の班の所要の人員が配置につき、かつ、他の必要な人員を待機させ、状況によりいつでも厳戒態勢に移行し得る態勢
 - (4) 水防第4配備（厳戒態勢）
全市的に相当の災害が発生しつつある場合
現場での災害応急対策に十分に対応でき、状況によりいつでも非常態勢に移行し得る態勢
 - (5) 水防第5配備・地震第3配備（非常態勢）
市全域にわたって大災害が発生し、若しくは発生が予想される場合又は市全域ではなくても被害が特に甚大な場合部の全員が配置につき、直ちに活動し得る態勢
- 2 部長は、前項の活動態勢に応じて必要と認める人員を配備し、災害対策活動にあたらなければならない。
 - 3 部長は、前項の規定に基づき人員を配備したときは、その状況を様式第1号によりすみやかに本部長に報告しなければならない。

(防災主任及び防災副主任の役割)

第17条 防災主任は所管の部(区においては班)の被害状況、応急対策の実施状況その他災害対策活動に必要な情報等を取りまとめ、本部長へ報告するとともに各部の防災主任と相互に連絡共同して防災態勢の確立を図ることを任務とする。

また、必要に応じ総括部に職員を常駐（区本部を除く）させ、本部長の指令その他連絡事項を所属の部長へ伝達するとともに各部門との連絡を任務とする。

- 2 防災副主任は、部長及び区本部長の指示のもとに防災主任と協力して防災態勢の確立を図ることを任務とする。

(応援のための動員)

第18条 部長及び区本部長は、災害対策活動を実施するにあたり他に応援を求める必要があるときは、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合、本部長は、必要に応じ所要人員を派遣するものとする。

第4章 災害復旧計画の基本方針

第1節 災害復旧・復興

(災害復旧・復興本部)

第19条 市長は、災害状況、応急対策の実施状況等を総合的に勘案し必要に応じ災害復旧・復興本部を設置する。

2 災害復旧・復興本部は、原則として、市長を災害復旧・復興本部長とし、副市長を災害復旧・復興副本部長とする。

3 組織及び所掌事務は、災害対策本部を基本とし、特に次の事項を迅速かつ確実に実施するため必要に応じて別に定める。

- (1) 被災者生活再建のための支援策に関すること。
- (2) 農林水産業、中小企業者等の事業活動及び早期の経営安定のための支援策に関すること。
- (3) 公共施設等の早期の復旧に関すること。
- (4) その他被害の種類及び性質等に応じて緊急に復旧・復興を図る必要がある事項に関すること。

(災害復旧・復興計画の策定)

第20条 前条の方針に基づき、必要に応じて施策・施設ごとに復旧・復興計画を策定する。

第2節 災害復旧・支援

(災害復旧・支援対策会議)

第21条 危機管理監は、災害復旧・復興本部の設置に至らない場合は、必要に応じ災害復旧・支援対策会議を設置する。

2 災害復旧・支援対策連絡会議は、危機管理監及び局長等をもって組織する。

3 災害復旧・支援対策連絡会議は、危機管理監が招集し、危機管理監がその議長となる。

4 災害復旧・支援対策連絡会議の事務は、防災・危機管理課及び技術監理課が行う。

5 災害復旧・支援対策会議においては、次の事項について協議を行う。

- (1) 被災者生活再建のための支援策の実施に関すること。
- (2) 農林水産業や中小企業者等の事業活動と早期の経営安定のための支援策の実施に関すること。
- (3) 公共施設等の早期の復旧に関すること。
- (4) その他被害の種類及び性質等に応じて緊急に復旧を図る必要がある事項に関すること。

(災害復旧・支援対策会議幹事会)

第22条 災害復旧・支援対策連絡会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、各防災主任で構成する。

3 幹事会は、防災・危機管理課長が招集し、防災・危機管理課長がその議長となる。

4 幹事会は、災害復旧・支援対策会議の所掌事務について委員の補佐をする。

第5章 補足

(雑則)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月7日から施行する。

様式第1号

〇〇態勢配備報告（ 年 月 日）

〇〇部長

職氏名

班 名	配 備 人 員	配 備 完 了 日 時	備 考
〇 〇 班	〇 〇 人	〇日〇時〇分	

防災主任の職氏名 〇 〇 〇 〇

様式第2号

配 備 編 成 計 画 表 （ 年 月 日 ）

〇〇部長

職氏名

班 名	第 1 配 備	第 2 配 備	第 3 配 備	第 4 配 備	第 5 配 備
〇 〇 班	〇 〇 人	〇 〇 人	〇 〇 人	〇 〇 人	〇 〇 人
〇 〇 班	〇 〇 人	〇 〇 人	〇 〇 人	〇 〇 人	〇 〇 人

4 災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例

〔昭和38年4月1日
条例第23号〕

改正 昭和41一条例35

改正 平成6一条例58

改正 平成9一条例47

改正 平成16一条例45

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第84条第1項に基づき、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する事項を定めることを目的とする。

(損害補償)

第2条 法第65条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定又は同条第2項において準用する第63条第2項の規定により、応急措置の業務に従事させられた者が、そのために死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、消防法(昭和23年法律第186号)第25条第1項若しくは第2項(同法第36条において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者、同法第35条の7第1項の規定により救急業務に協力した者又は水防法(昭和24年法律第193号)第17条の規定により水防に従事した者に係る福岡市の公務災害補償の例により、その損害を補償する。

付 則 省略

5 災害時における福岡市内郵便局等と福岡市との相互協力に関する覚書

福岡市内郵便局等（福岡市内郵便局、福岡貯金事務センター、福岡簡易保険事務センター、福岡通信病院及び九州郵政研究所、以下「甲」という。）と福岡市（以下「乙」という。）は、福岡市内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、相互に協力し、災害応急対策を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲又は乙は、福岡市内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての使用
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の郵便物集積場所等としての使用
- (3) 甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況に関する情報の提供
- (4) 甲又は乙が実施する応急対策及び復旧対策に係る市民等に周知すべき事項についての広報
- (5) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に関わる災害特別事務取扱い及び援護対策並びに避難所への臨時郵政差出箱の設置
- (6) 甲が所有する運搬に供する車両等の応急対策への使用
- (7) 甲に所属する医務機関の医療業務の提供
- (8) その他協定の目的を達するため必要な事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力の実施に要した経費については、要請した者が、これを負担する。

2 前項の負担については、法令その他に特段の定めのある場合を除き、協力をした者が適正な方法により算出し請求する額とする。

（日常的連携の強化）

第5条 甲及び乙は、災害時の相互協力を円滑に行うため、防災計画の交換、防災訓練への参加、被災市民の安否情報連絡体制に関する検討協議等の実施に努めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては福岡中央郵便局総務課長、乙においては福岡市市民局地域振興部防災に関する総合調整担当課長とする。

（協議）

第7条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議の上、決定する。この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保存する。

平成11年6月30日

甲 福岡市内郵便局等 代表者
福岡中央郵便局長 原野 稔

乙 福岡市 代表者
福岡市長 山崎 広太郎

6 災害対策基本法における市町村長及び市町村防災会議に関する規定概要

1 市町村又は市町村長に関する規定

- (1) 第5条 市町村は、防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施する責務を有すること。
- (2) 第5条の2 地方公共団体は相互に協力するよう努めること。
- (3) 第8条 地方公共団体は施策において防災上の留意をし、災害発生時は復旧、援護に努めること。
- (4) 第13条第1項 中央防災会議に対し資料の提出等の協力をすること。
- (5) 第16条 地域防災計画の作成及び実施のため市町村防災会議を置くこと。
- (6) 第21条 地方防災会議等は、市町村長等に協力等を求めることができること。
- (7) 第23条第1項及び第5項 市町村長は、災害対策本部及び現地災害対策本部を設置すること。
- (8) 第23条第2項 災害対策本部長は、市町村長をもって充てること。
- (9) 第23条第6項 災害対策本部長は、災害対策について教育委員会に対し指示できること。
- (10) 第28条の6第2項 緊急災害対策本部長は、地方公共団体の長へ必要な指示をすることができること。
- (11) 第29条第2項 市町村長等は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請することができること。
- (12) 第30条 市町村長等は都道府県知事に対し指定地方行政機関等の職員の派遣のあっせんを求めることができること。
- (13) 第46条第2項 災害予防を実施すること。
- (14) 第47条 防災上必要な組織を整備すること。
- (15) 第48条 防災訓練を行うこと。
- (16) 第49条 物資の備蓄等を行うこと。
- (17) 第50条第2項 災害応急対策を実施すること。
- (18) 第51条 災害に関する情報の収集等に努めること。
- (19) 第53条第1項 被害状況等を報告すること。
- (20) 第54条第4項 通報を受けた異常現象を、関係機関に通報すること。
- (21) 第55条 予報、警報に係る災害の事態又はとるべき措置については、市町村長等に必要な通知、要請をすること。
- (22) 第56条 警報を住民等へ伝達し、及び警告をすること。
- (23) 第57条 警報等の伝達のため通信設備の優先利用をすることができること。
- (24) 第58条 消防機関等に対して出動命令等をすること。
- (25) 第59条 災害発生又は拡大防止のために施設の所有者等に対して事前措置等を指示すること。
- (26) 第60条 災害発生時等に住民等の避難の指示等をすること。
- (27) 第62条第1項 災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための応急措置を実施すること。
- (28) 第63条第1項 警戒区域を設定し、立入りの制限等を命ずること。
- (29) 第64条及び第65条 応急措置の実施のため土地、建物等を一時使用し、支障物を除去し、住民を応急措置の業務に従事させることができること。
- (30) 第67条第1項 応急措置の実施のため他の市町村の市町村長に応援を求めること。
- (31) 第68条第1項 応急措置を実施するため都道府県知事等に応援を求め、応急措置の実施を要請すること。

- (32) 第 68 条の 2 都道府県知事に自衛隊派遣要請をするよう求め、及び災害状況を防衛庁長官等へ通知すること。
- (33) 第 69 条 応急措置の実施のため、事務又は権限を他の市町村に委託することができること。
- (34) 第 72 条第 1 項 都道府県知事は市町村長に対し応急措置の実施について指示をし、又は応援を指示すること。
- (35) 第 73 条 知事は、被災地が事務を行うことができないときは、応急措置の実施を代行すること。
- (36) 第 77 条第 2 項 指定行政機関の長等は、応急措置の実施のため市町村長に実施の要請又は指示を要請することができること。
- (37) 第 79 条 応急措置の実施のために通信設備の優先利用をすることができること。
- (38) 第 80 条第 2 項 指定公共機関等は応急措置の実施のため市町村長に対し応援を求めることができること。
- (39) 第 82 条 土地、建物の使用等についての損失を補償すること。
- (40) 第 84 条 応急措置に従事させた者がこうむった損害を補償すること。
- (41) 第 85 条 被災者の地方税等について軽減等の措置をとること。
- (42) 第 86 条 応急措置を実施するために土地等の貸し付ける場合は、無償とし又は低い価格とすることができること。
- (43) 第 87 条 災害復旧を実施すること。
- (44) 第 92 条 他の地方公共団体の応援を受けたときは、その応援に要した費用を負担しなければならないこと。
- (45) 第 101 条 災害対策に要する臨時的経費に充てるため、災害対策基金を積み立てること。

2 市町村防災会議に関する規定

- (1) 第 13 条第 2 項 中央防災会議の行う勧告等の対象となること。
- (2) 第 16 条 市町村防災会議の設置等。
- (3) 第 21 条 関係行政機関の長に対し協力を求めうること。
- (4) 第 22 条第 2 項 都道府県防災会議の行う勧告等の対象となること。
- (5) 第 23 条第 4 項 災害対策本部は地方防災会議と緊密に連絡すべきこと。
- (6) 第 42 条 市町村地域防災計画を作成し、修正すること。
- (7) 第 45 条 市町村の長その他の執行機関等に対し処理すべき事務又は業務について必要な要請等をし、及び報告等を求めうること。

7 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用に関する協定書

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定書

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第57条に規定する通信設備の優先利用等に関して福岡県市長代表と福岡県警察本部長は、同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。

なお、同法第79条の規定に基づく警察通信設備の優先使用に関する事務の取扱いについても本協定を準用する。

昭和39年5月23日

福岡県市長代表

福岡市長 阿部源蔵 ㊟

福岡県警察本部長

三宅芳郎 ㊟

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

第1 福岡県内の市の市長(以下「市長」という。)が災害対策基本法(以下「法」という。)第57条の規定に基づき警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、または警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用(以下「警察通信設備の使用等」という。)する場合は、本協定に定めるところによるものとする。

第2 市長が、法第57条の規定に基づき使用等することのできる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話とする。

第3 市長が、法第57条の規定に基づき警察通信設備を使用する場合は、原則として当該市の地域を管轄する警察署長に対して、次の事項を申し出て承認をうけるものとする。

- 1 使用等しようとする警察通信設備
- 2 使用等しようとする理由
- 3 通信の内容
- 4 発信者および受信者

第4 警察署長は、当該申込みの内容が、法第57条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認めるときは、その使用を承認するものとする。この場合において、受付けた通信の取扱い順位の決定は、通信統制官等が当該通信の緊急性、通話の内容、受付順位を斟酌して決定するものとする。

第5 市長は、法第56条の規定に基づく伝達、通知、または警告を行う場合の対象者、および当該対象者に対する平常時における連絡方法等警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ当該市の地域を管轄する警察署長に連絡しておくものとする。

第6 本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として警察通信設備の新設、もしくは増設または通信機器の貸与は行わないものとする。

附 則

- 1 本協定は、昭和39年6月1日から施行する。

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用の手続に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に規定する通信設備の優先利用に関して、福岡県市長代表と第七管区海上保安本部長は同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果次のとおり協定する。

なお同法第79条の規定に基づく第七管区通信設備の優先使用に関する手続についても本協定を準用する。

昭和39年7月1日

福岡県市長代表福岡市長 阿部源蔵 ㊟
第七管区海上保安本部長 川上親人 ㊟

記

第1 福岡県内の市の市長（以下「市長」という。）が災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき第七管区海上保安本部が専用する公衆電気通信設備、又は有線電気通信設備もしくは無線設備（以下「第七管区通信設備」という。）を使用する場合は本協定の定めるところによるものとする。

第2 市長が法第57条の規定に基づき第七管区通信設備を使用しようとするときは第七管区海上保安本部にあっては警備救難部長に海上保安部にあっては海上保安部長に次の事項を申し出て、その承認をうけるものとする。

- 1 使用しようとする理由
- 2 通信の内容
- 3 発信者及び受信者

第3 前項により申し込みを受付けたときはその内容が法第57条の規定に適合し海上保安通信到達可能と認めるときは使用を承認するものとする。

第4 受付けた通信の取扱い順位の決定は通信所長（通信所長の置かれていない保安部にあっては警備救難課長）が当該通信の緊急性、通話の内容、受付け順位等を斟酌して決定するものとする。

第5 市長は第55条の規定に基づく伝達、通知、警告、または要請等を行う場合の対象者名簿を第七管区海上保安本部長は県内に通信設備を有する下部機関の名簿を資料として相互に交換するものとする。

災害対策基本法に基づく通信設備の使用に関する協定書

災害対策基本法（以下「法」という。）第57条に規定する通信設備の使用に関し、福岡県内の各市（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）とは、同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果、次のとおり協定する。

なお、同法第79条の規定に基づく手続きについても本協定を準用する。

（適用の範囲）

第1 甲が法第57条の規定に基づき、乙の有線電気通信設備もしくは無線電信設備（以下「通信設備」という。）を使用して通信するときの手続きは、本協定の定めるところによるものとする。

（使用の申し出）

第2 甲が乙の通信設備を使用しようとするときは、甲の機関の長が別表に示す乙の機関の長に次の事項を申し出るものとする。

- (1) 法に基づく緊急通信であり、かつ公衆電気通信設備によることが困難であること。
- (2) 通信の内容。
- (3) 受信地名および発信機関名、氏名。

2 甲が法第57条に基づく通信を乙に託送しようとするときは、前項のほか次の事項も併せ申し出るものとする。

- (1) 託送の理由
- (2) 通信文。

第3 乙の機関の長は、前項2による使用の申し出を受けたときは、その内容が法第57条の規定に適合し、かつ乙の通信設備が利用出来る場合は、使用又は託送を承認するものとする。

（通信の順位）

第4 通信の順位は受け付け順とする。

ただし、その内容が人命に懸る事項であるときは最優先するものとする。

以上協定締結の証として本書2通を作成し、各自その1通を保有する。

昭和39年8月18日

福岡県市長代表

福岡市長 阿部源蔵 ㊟

九州電力株式会社

取締役社長 赤羽善治 ㊟

災害対策基本法に基づく通信設備の利用の手続に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条及び第79条に規定する通信設備の利用に関して福岡県市長代表と門司鉄道管理局長は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規程に基づく協議により、次のとおり協定する。

昭和40年3月15日

福岡県市長代表 福岡市長 阿部源蔵 ㊟
門司鉄道管理局長 阪田貞之 ㊟

第1条 福岡県内の市の市長（以下「市長」という。）が法第57条及び第79条の規定に基づき門司鉄道管理局管内の日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）の通信設備を使用する場合は、本協定の定めるところによるものとする。

第2条 市長は、法第57条又は79条の規定に基づき、国鉄の通信設備を使用しようとするときは、駅又は電務区の長（以下「駅長等」という。）に、次の事項を記載した申込書を提出し、その承認を受けるものとする。

- 1 使用しようとする理由
- 2 通信の内容
- 3 発信者及び受信者

第3条 駅長等は、前項の規程による申し込みを受付けたときは、その内容が法第57条又は79条の規定に適合し、国鉄通信で到達可能と認めるときは、当該使用を承認するものとする。

第4条 受付けた通信の取扱い順位の決定は、駅長等が当該通信の緊急性、通話の内容、受け付け順位等を考慮して決定するものとする。

第5条 国鉄の取扱いにより生じた当該通信の通信上の事故については、国鉄は、その責任を負わないものとする。

第6条 市長は、法第55条の規定に基づく通知、要請、指示等を行う場合の対象者名簿を門司鉄道管理局長に提出し、門司鉄道管理局長は、県内に通信設備を有する駅及び電務区の名簿を市長に提出するものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和40年3月15日から発効する。

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条に規定する通信設備の優先利用等に関して福岡県市長代表と九州地方建設局長は災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定に基づき協議し、利用等に関する手続きについて次の通り協定する。

第1条 福岡県内の市の市長（以下「市長」という。）が法第57条の規定に基づき九州地方建設局が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は、九州地方建設局の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用する場合は、この協定の定めるところによって行う。

第2条 市長が法第57条の規定に基づき九州地方建設局が専用する公衆電気通信設備を利用し、又は有線電気通信設備もしくは無線設備を使用する場合は、当該設備（以下「建設通信設備」という。）の運用者（九州地方建設局にあつては電気通信課長、工事事務所にあつては事務所長、出張所にあつては出張所所長とする。以下同じ。）に次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

- 1 当該建設通信設備を利用しようとする理由
- 2 通信の内容
- 3 通信の発信者名及び受信者名

第3条 建設通信設備の運用者は前条による申し出の内容が法第57条の規定に適合し、建設通信設備で到達可能であると認めるときは、その利用を承認するものとする。

この場合において、申し出のあった通信の取扱順位は、当該通信の緊急性、重要性、申し出順位等を斟酌して決定するものとする。

第4条 市長は、法第55条の規定に基づき必要な通知又は要請をする場合の関係指定地方行政機関の長等の関係者及び当該関係者に対する連絡方法等をあらかじめ建設通信設備の運用者に連絡しておくものとする。

第5条 この協定に基づく建設通信設備の利用等に関しては、原則として建設通信設備の新設又は増設若しくは通信機器の貸与は行わないものとする。

第6条 この協定の規定は第79条の規定に基づき九州地方建設局が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し又は有線電気通信設備もしくは無線設備を使用する場合の手続きについて準用する。

第7条 この協定に規定する事項に疑義を生じた場合、この協定に定めのない事項について協定を必要とする場合、又はこの協定の内容を変更しようとする場合には市長と九州地方建設局長とが協議して定めるものとする。

第8条 この協定は締結の日からその効力を生ずるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し当事者が記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

昭和40年8月17日

九州地方建設局長 秋竹敏実 ㊟
福岡県市長代表

福岡市長 阿部源蔵 ㊟

災害対策基本法に基づく通信設備の利用の手続に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第233号。以下「法」という。）第57条及び第79条に規定する通信設備の利用に関して福岡県市長代表と大分鉄道管理局長は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定に基づく協議により、次のとおりとする。

昭和40年9月1日

福岡県市長代表 福岡市長 阿部源蔵 ㊟

大分鉄道管理局長 藤島茂 ㊟

第1条 福岡県内の市の市長（以下「市長」という。）が法第57条及び第79条の規定に基づき、大分鉄道管理局管内の日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）の通信設備を使用しようとする場合は、本協定の定めるところによるものとする。

第2条 市長は、法第57条又は第79条の規定に基づき、国鉄の通信設備を使用しようとするときは、駅又は電務区の長（以下「駅長」という。）に、次の事項を記載した申込書を提出し、その承認をうけるものとする。

- 1 使用しようとする理由
- 2 通信の内容
- 3 発信者及び受信者

第3条 駅長は、前項の規定による申し込みを受け付けたときは、その内容が、法第57条又は第79条の規定に適合し、国鉄通信で到達可能と認めるときは、当該使用を承認するものとする。

第4条 受け付けた通信の取扱い順位の決定は、駅長が当該通信の緊急性、通話の内容、受け付け順位等を考慮して決定するものとする。

第5条 国鉄の取扱いにより生じた当該通信上の事故については、国鉄は、その責任を負わないものとする。

第6条 市長は、法第55条の規定に基づく通知、要請、指示等を行う場合の対象者名簿を大分鉄道管理局長に提出し、大分鉄道管理局長は、県内に通信設備を有する駅及び電務区の名簿を市長に提出するものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和40年9月1日から発効とする。

災害対策基本法に基づく通信設備の利用の手続に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条及び第79条に規定する通信設備の利用に関して福岡県市長代表と熊本鉄道管理局長は、災害対策基本法施行令（昭和37年法律第288号）第22条の規定に基づく協議により、次のとおり協定する。

昭和40年12月6日

福岡県市長代表 福岡市長 阿部源蔵 ㊟

熊本鉄道管理局長 安藤健次 ㊟

第1条 福岡県内の市の市長（以下「市長」という。）が法第57条及び第79条の規定に基づき、熊本鉄道管理局管内の日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）の通信設備を使用しようとする場合は、本協定の定めるところによるものとする。

第2条 市長は、法第57条又は第79条の規定に基づき、国鉄の通信設備を使用しようとするときは、駅長に、次の事項を記載した申込書を提出し、その承認をうけるものとする。

- 1 使用しようとする理由
- 2 通信の内容
- 3 発信者及び受信者

第3条 駅長は、前項の規定による申し込みを受け付けたときは、その内容が、法第57条又は第79条の規定に適合し、国鉄通信で到達可能と認めるときは、当該使用を承認するものとする。

第4条 受け付けた通信の取扱い順位の決定は、駅長が当該通信の緊急性、通話の内容、受け付け順位等を考慮して決定するものとする。

第5条 国鉄の取扱いにより生じた当該通信上の事故については、国鉄は、その責任を負わないものとする。

第6条 市長は、法第55条の規定に基づく通知、要請、指示等を行う場合の対象者名簿を熊本鉄道管理局長に提出し、熊本鉄道管理局長は、県内に通信設備を有する駅の名簿を市長に提出するものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和40年12月10日から発効とする。

8 災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、被災住宅の早期復興に資するため、福岡市（以下「甲」という。）が、災害発生時に福岡市地域防災計画に基づき実施する住宅相談等の施策に関して、住宅金融公庫福岡支店（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたり必要な基本的事項を定めるものとする。

(臨時住宅相談窓口の設置)

第2条 乙は、甲と協議の上必要と判断される場合には、速やかに被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に対応するための「住宅相談窓口」を臨時に開設し、市民の住まいに関する「復興に資する情報」を提供することとする。

2 「住宅相談窓口」の開設にあたって、甲は必要に応じて場所の確保に協力するものとする。

(職員の派遣)

第3条 乙は、甲の要請に応じて職員を派遣し、被災した市民の速やかな復興を支援するものとする。

(復興に向けた諸制度の周知)

第4条 甲は、住宅復興関連融資について、市民への周知に努めるものとする。

2 乙は、甲が実施する住宅復興関連施策について周知を行うものとする。

(被災者となった債務者への支援)

第5条 乙は、諸規定に従い乙の住宅融資に係る債務者のうち被災した市民に対する住宅ローンの支払いの猶予や返済期間の延長などの措置を講ずるものとし、併せて当該措置について、市民に対して積極的に周知を行うものとする。

2 甲は、当該措置について市民への周知に努めるものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定の業務に関する窓口は、甲においては福岡市建築局総務部住宅政策課、乙においては住宅金融公庫福岡支店公共業務課とする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲と乙が十分な協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成17年6月14日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成17年6月14日

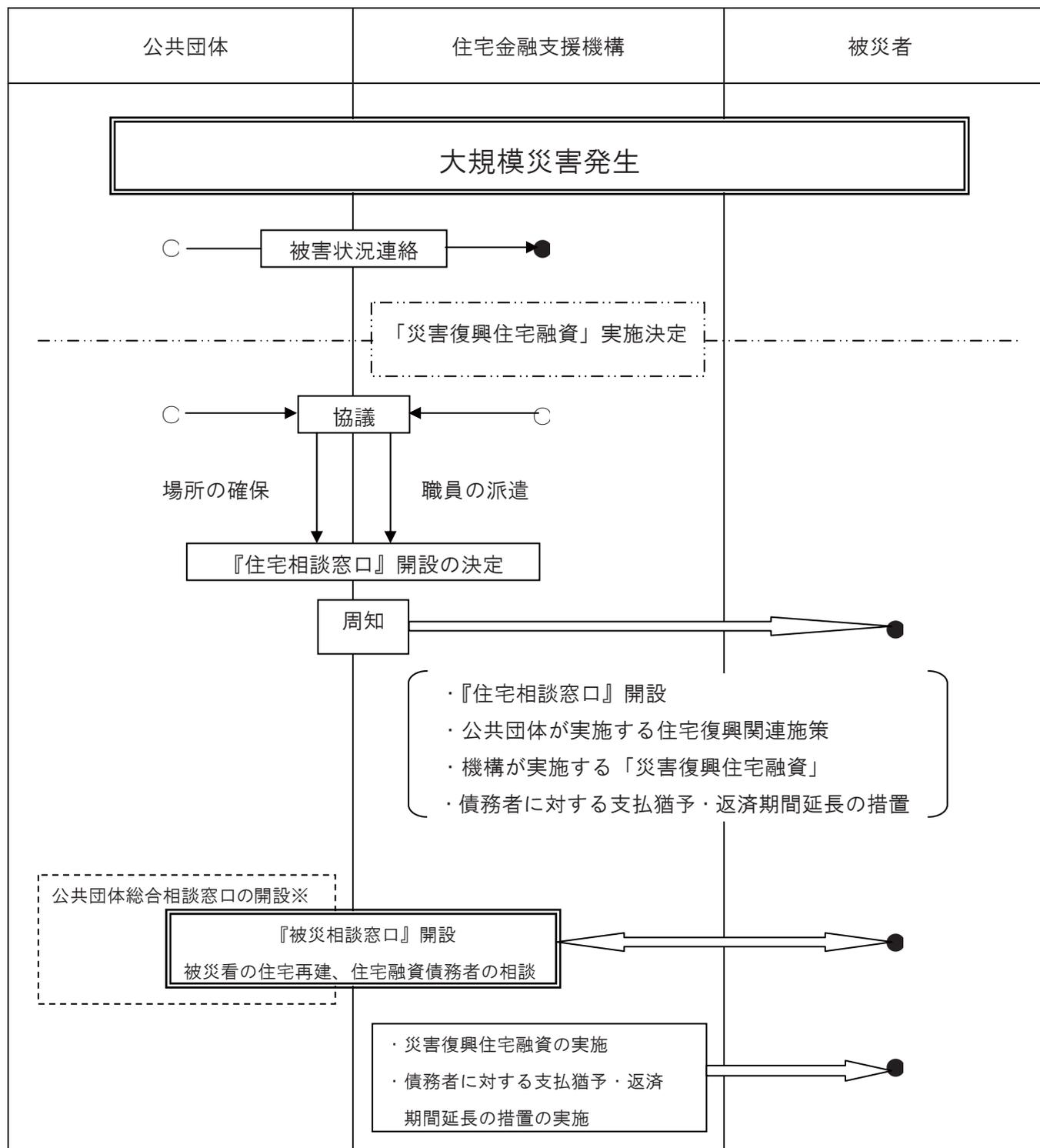
甲 福岡市

福岡市長 山崎 広太郎

乙 住宅金融公庫福岡支店

福岡支店長 重谷 康弘

基本協定に基づく災害発生後の対応例



(参考) ※福岡県西方沖地震における福岡市の例

- 『福岡市特別相談窓口』
- ・ 被災証明申請・発行（区役所総務課等）
 - ・ 建築相談（応急危険度判定士等）
 - ・ 災害援護資金貸付、被災者生活再建支援金支給等相談（保健福祉局等）
 - ・ 公共団体が実施する復興支援策相談（公共団体職員）
 - ・ 被災者の住宅再建、住宅融資債務者の相談（機構職員）= 『住宅相談窓口』
 - ・ その他法律相談等（弁護士等）

9 災害時におけるボランティア活動に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人福岡市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、災害時におけるボランティア活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定書は、福岡市地域防災計画に基づき、災害時における災害応急対策活動として行うボランティア活動に関する協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

（災害ボランティアセンターの設置）

第2条 甲は、災害が発生し、ボランティア活動の調整を行う必要があると認めた場合は、乙と協議の上、災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）を設置する。

（連携及び協力）

第3条 甲と乙は、相互に連携・協力し、センターの設置・運営に関し、必要な業務を実施するものとする。

（センターの業務）

第4条 乙は、センターが設置された場合は、直ちにボランティア活動を支援するため、甲と連携して次に掲げる業務を開始する。

- (1) 市災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整に関すること
- (2) ボランティア需給状況の把握及び調整に関すること
- (3) ボランティア募集等の情報発信
- (4) センター及びボランティアに関する各種相談、問い合わせに関すること
- (5) ボランティア活動に必要な資機材等の調達に関すること
- (6) 関係機関及び団体等との連絡調整及び職員派遣の要請に関すること
- (7) その他、センター運営にあたり必要と認められる業務

（設置場所）

第5条 センターの設置場所は、福岡市市民福祉プラザ内とする。ただし、当該施設が被災する等設置することが困難な場合は、甲乙協議を行い、甲がこれに代わる場所を確保するものとする。

2 甲は、著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地センターの設置の必要性を認めたときは、乙と協議の上、設置場所の確保に努める。

（センターの設置期間）

第6条 センターの設置期間については、甲乙協議を行い、甲が決定する。

（平常時の協力）

第7条 甲と乙は、平常時から相互に協議、連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における協力体制の確立を図るものとする。

2 甲と乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるように、互いに協力して、災害ボランティア及びボランティアコーディネーターの養成を行うものとする。

(要員の確保等)

第8条 センターの運営に必要な人員は、甲乙協力して確保するものとする。

2 乙は、センターの運営に必要な災害ボランティア及びボランティアコーディネーターの連絡・調整を行う。

(資機材等の確保)

第9条 甲と乙は、災害時におけるボランティア活動に必要な資機材を相互に協力して、確保するものとし、必要な経費は甲が負担する。

(費用負担)

第10条 センターの運営に関し、次に掲げる費用は甲が負担するものとする。

- (1) センターの運営に従事した乙の職員の人件費
- (2) 事務用品購入等にかかる事務費
- (3) 通信機器のリース費用、通信費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲乙が必要と認めるもの

2 乙は、業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

(保険の加入)

第11条 災害応急及び復興活動に関し、ボランティアは、ボランティア活動保険に加入するものとする。

2 前項のボランティア活動保険の保険料は、甲が負担する。ただし、福岡県共同募金会の災害支援制度等、他に利用できる制度や施策がある場合は、これらを優先して利用するものとする。

(業務報告)

第12条 乙は、センターの業務について、必要に応じて、速やかに甲に報告するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又は、この協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定める。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から1か月までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年 4 月 28 日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市中央区荒戸三丁目3番39号
社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
会 長 本田 正寛

10 災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と社団法人福岡県バス協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり、災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、被災者等に対して、より速やかかつ円滑な輸送業務等が実施できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し、協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、業務依頼書（様式第1号）により業務の内容及び期間を指定して行う。ただし、業務依頼書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに業務依頼書を送付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに依頼を受けた業務の協力をを行うものとする。

2 乙は、前項の業務を完了した場合は、速やかに、業務報告書（様式第2号）により、その業務内容を甲に報告するものとする。

（業務内容）

第4条 本協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者（滞留者を含む）の輸送業務
- (2) ボランティアの輸送業務
- (3) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- (4) その他バスによる支援業務

（車両運行への配慮）

第5条 甲は、乙が前条の業務を行う際には、車両を優先車両として、通行できるように配慮するものとする。

2 甲は、バスの運行に支障をきたさないよう、関係機関と連携して安全確保に努め、必要に応じて乙へ指示するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第1項の規定により乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の実費とし、甲乙協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

（事故等）

第8条 乙の供給したバスが故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該バスを交換して、その供給を継続するよう努めなければならない。

2 乙は、バスの運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

（乗客及び第三者に対する責任）

第9条 乙に属する各事業所においては、バスの運行に際し、自らの責に帰する理由により、乗客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 乗客及び第三者に損害を与えたときの起因が明らかに災害による場合においては、甲の負担とする。

3 責の所在が不明確な場合においては、甲乙協議の上、決定するものとする。

(従事者の損害補償)

第10条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した者が死亡その他の事故により、損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例(昭和38年福岡市条例第23号)の規定に基づき、当該損害を補償する。

(体制の整備)

第11条 甲及び乙は、災害時の緊急輸送に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善を努めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1部を保有する。

平成22年 3月 25日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 吉田 宏

乙 福岡市博多区博多駅東三丁目10番17号
社団法人福岡県バス協会
会 長 竹島 和幸

11 災害時における車両による緊急輸送等に関する協定書

福岡市（以下「甲」という。）と社団法人福岡県トラック協会（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時における車両による緊急輸送等に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、災害応急対策に必要な資機材・生活物資等の輸送業務が速やかかつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し、協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、業務依頼書（様式第1号）により業務の内容及び期間を指定して行う。ただし、業務依頼書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに業務依頼書を送付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに依頼を受けた業務の協力をを行うものとする。

2 乙は、前項の業務を完了した場合は、速やかに、業務報告書（様式第2号）により、その業務内容を甲に報告するものとする。

（業務内容）

第4条 本協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（1）災害応急対策に必要な資機材・生活物資等の輸送業務

（2）その他の車両による支援業務

（車両運行への配慮）

第5条 甲は、乙が前条の業務を行う際には、車両を優先車両として、通行できるように配慮するものとする。

2 甲は、車両の運行に支障をきたさないよう、関係機関と連携して安全確保に努め、必要に応じて乙へ指示するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第1項の規定により、乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の実費とし、甲乙協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

（事故等）

第8条 乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両を交換して、その供給を継続するよう努めなければならない。

2 乙は、車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

（第三者に対する責任）

第9条 乙においては、車両の運行に際し、自らの責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 第三者に損害を与えたときの起因が明らかに災害による場合においては、甲の負担とする。

3 責の所在が不明確な場合においては、甲乙協議の上、決定するものとする。

（従事者の損害補償）

第10条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した者が死亡その他の事故により、

損害を受けたときは、災害に伴う応急措置の義務に従事した者に対する損害補償条例（昭和38年福岡市条例第23号）の規定に基づき、当該損害を補償する。

（体制の整備）

第11条 甲及び乙は、災害時の緊急輸送に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

（協 議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1部を保有する。

平成22年3月26日

甲 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市
福岡市長 吉 田 宏

乙 福岡市博多区博多駅東1丁目18番8号
社団法人福岡県トラック協会
会 長 原 重 則

12 災害救助法の適用基準等について

1 適用基準

災害救助法による救助は、市町村の区域単位に原則として同一原因による災害による市町村の被害が一定の基準に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに適用される。

なお、指定都市の区の区域については、これを市町村の区域と同様に一つの単位とする。

福岡市の場合（区単位）

- (1) 住家が滅失した世帯の数が次表のA欄に定める世帯数以上であること。
- (2) 次表のA欄に定める基準には達しないが、福岡県下の被害世帯が2,500世帯以上でB欄に定める世帯数以上であること。

市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数	
	A	B
100,000人以上 300,000人未満	100世帯	50世帯
300,000人以上	150	75

※ 住家滅失世帯数の算定方法

(全壊、全焼、流失) + (半壊、半焼) × 1/2 + (床上浸水等) × 1/3

- (3) 被害世帯数が上表A欄、B欄の基準に達しないが、福岡県下の被害世帯が12,000世帯以上に達した場合で多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) その他多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（船舶の沈没、交通事故、ガス爆発等。）

2 救助の種類、対象、費用の限度額等（福岡県災害救助法施行細則第5条、別表第2）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 限	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する	(基本額) 避難所設置費 100人1日当たり 30,000円以内 (加算額) 冬季 別に定める額 を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均29.7㎡（9坪）を基準とする。 2 限度額1戸当たり2,342,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生の日から 20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,387,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる措置も対象とする。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 限	備 考																																									
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 全半壊(焼), 流失, 床上浸水などで炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)																																									
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費, 人件費は別途計上																																									
被服, 寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼), 流失, 床上浸水等により, 生活上必要な被服, 寝具, その他生活必需品を喪失, 又は毀損し, 直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月) 冬季(10月~3月)の 季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること (単位: 円)																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1人 世帯</th> <th>2人 世帯</th> <th>3人 世帯</th> <th>4人 世帯</th> <th>5人 世帯</th> <th>6人以上 1人増す 毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流出</td> <td>夏</td> <td>17,300</td> <td>22,300</td> <td>32,800</td> <td>39,300</td> <td>49,800</td> <td>7,300</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>28,600</td> <td>37,600</td> <td>51,600</td> <td>60,400</td> <td>75,900</td> <td>10,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上 浸水</td> <td>夏</td> <td>5,600</td> <td>7,600</td> <td>11,400</td> <td>13,800</td> <td>17,500</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,100</td> <td>12,000</td> <td>16,900</td> <td>20,000</td> <td>25,400</td> <td>3,300</td> </tr> </tbody> </table>						区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増す 毎に加算	全壊 全焼 流出	夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300	冬	28,600	37,600	51,600	60,400	75,900	10,400	半壊 半焼 床上 浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400	冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300
区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増す 毎に加算																																						
全壊 全焼 流出	夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300																																						
	冬	28,600	37,600	51,600	60,400	75,900	10,400																																						
半壊 半焼 床上 浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400																																						
	冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300																																						
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班… 使用した薬剤, 治療材料, 医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所… 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は, 別途計上																																									
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のための助産の途を失った者(出産のみならず, 死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は, 使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は, 慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は, 別途計上																																									
災害にかかった者の救出	1 現に生命, 身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は, 以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費, 人件費は, 別途計上																																									

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 限	備 考
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当り 520,000円以内	災害発生の日から 1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒及び高等学校生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材又は、正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当り次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校生徒 4,800円	災害発生の日から（教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当り 大人（12歳以上） 201,000円以内 小人（12歳未満） 160,800円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過した者は一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当り3,300円以内 一時保存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,000円以内 検 救護班以外は慣 索 行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一次保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去するとのできない者	1世帯当り 134,200円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 限	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師，歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健婦，助産婦 看護婦 11,400円以内 土木技術，建築技術者 17,200円以内 大工，左官，とび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には，都道府県知事は，厚生労働大臣に協議し，その同意を得た上で，救助の程度，方法及び期間を定めることができる。

13 災害報告（「災害救助の実務（厚生労働省 社会・援護局 保護課監修）」より抜粋）

1 趣 旨

災害救助活動は、まず正確な被害状況を迅速に把握することから始まる。

都道府県知事が災害救助法を適用すべきか否かを判断するのも、災害の事態に対応した救助計画を樹立して、救助体制を整備しようとするのも一に市町村からの正確な被害情報にかかっているのである。

従って、市町村長は災害が発生した場合には何をおいても迅速かつ正確に管内の被害状況を収集把握して、一刻もはやく都道府県知事に報告しなければならない。

都道府県知事は、さらにこの被害報告を確認集計したうえ、ただちに厚生労働大臣に報告しなければならない。これは災害救助費国庫負担金の概算交付や救助用物資及び義援金品の配分等の基礎となるほか、関係各省庁の諸対策の基礎資料ともなる重要なものである。

2 報告の責任者

被害状況の報告の重要性に鑑み、都道府県においては予め報告の責任者を定めておくべきである。この報告責任者は災害報告主任といい、当該都道府県の被害状況の報告及び事後の措置に関する状況の報告に関して一切の責任を負うものであり、災害救助事務執行上極めて重要な職責を有するものであるので、災害報告主任には災害救助事務を主管する課の係長以上の職にあるものをもってこれに充てることとし、その氏名を厚生労働省へ予め通知しておかなければならない。また、交代した場合も同様である。なお、災害報告主任に事故がある場合も予想されるので報告の任にあたる補助者を定めておくことも必要であり、補助者には救助事務担当係員をもって充てることとなっている。

3 準備の連絡

災害の態様、規模は千差万別にわたるため災害発生の子想は極めて困難であるが、なかには台風等のようにその進路をあらかじめ予測でき都道府県が待機の態勢に入った場合は、その旨を厚生労働省に連絡することとなるが、その際次の事項を附して連絡することが望ましい。

- (1) 災害発生が予想される日時及び場所
- (2) 予想される災害の規模、今後の見通し
- (3) 予想される災害に対する対策
- (4) その他参考事項

なお、予想した災害が発生することなく経過した場合であって待機の態勢を解除した時は直ちにその旨を連絡すべきである。

4 報告を必要とする災害

災害が現実に発生した場合には本法が適用されたときは勿論のこと概ね次に掲げる程度のものについては、すべて報告しなければならない。

- (1) 本法の適用基準に該当するもの
- (2) 災害による被害が当初は軽微であってもその被害が拡大するおそれがあり本法の適用基準に該当する見込みのある程度のもの
- (3) 当該都道府県の被害が軽微であっても全体的に大規模な災害であり、当然災害による被害が2県以上にまたがるような広域にわたるもの
- (4) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められる程度のもの
- (5) その他特に報告の指示があったもの

5 報告の時期、内容、要領及び方法

災害報告は、災害発生の時間的経過に伴い、発生報告、中間報告、決定報告の3種類に区分される。

(1) 発生報告

- ア 時期 災害発生直後
- イ 内容 災害発生の日時及び場所、災害の原因、災害発生時における被害状況、法適用の有無、すでにとった措置及び今後の措置等
- ウ 要領 この報告は正確よりむしろ迅速を旨とする。すなわち、災害の態様、規模によっては短時間に正確な被害状況を把握することが困難な場合が予想されるが、全体の被害状況が判明してからの報告では、国における各種対策に支障をきたすので、把握できた範囲内において報告するものである。この際、情報の出所、現在時、正確度等もあわせ報告する。
- エ 方法 この報告は必ず電話、ファックス等により行うこととする。被害が激甚で通信機能が損傷を受けることも考えられるので、地域防災計画において情報収集方法、通信手段を予め定めておく必要がある。
- また、閉庁時の発災等に備えて、その際の連絡方法についても予め定めておく必要がある。

[例]

① 災害発生の日時及び場所

平成〇年〇月〇日A県B郡C町東部地域及びD町西部地域

② 災害の原因

台風第E号は、〇月〇日夜から〇〇日未明にかけて、F半島南端に時速50kmで県東部を北上し、現在G地点にあるが、台風が通過したH町地域にも、相当の被害が発生した。

③ 被害状況調（平成〇年〇月〇〇午前〇時現在）

被害の状況		市町村名					被害の状況		市町村名		
		C町	D町	合計					C町	D町	合計
人的被害	死者	死者	1		1	住家の被害	全壊・全焼又は流出	世帯	271	17	288
		行方不明						人員	902	58	960
	負傷	重傷	10		10		半壊又は半焼	世帯	424	33	457
		軽傷	7		7			人員	1,500	104	1,604
		小計	17		17		一部損壊	世帯			
	計	18		18	人員						
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流出					床上浸水	世帯	45	22	67
		半壊又は半焼						人員	144	90	234
		一部損壊					床下浸水	世帯	85	424	509
		床上浸水						人員	258	1,800	2,058
		床下浸水									

④ 法適用（見込）市町村名及び法適用日時

C町 平成〇年〇月〇〇日午前〇時適用

D町 平成〇年〇月〇〇日午前〇時適用見込み

⑤ すでにとった救助の措置及び今後の救助措置の見込み

C町及びD町に避難所を設置し、被害者を収容中である。

また、被服寝具その他生活必需品約500点を被災地に輸送準備中である。なお、日本赤十字社県支部では、医療救護班1班をC町に派遣中である。

⑥ その他必要事項

県は平成〇年〇月〇〇日災害対策本部を設置し、関係市町村の被害状況を聴取中であるが、D町については、電話不通のため被害状況が必ずしも明らかでないので連絡が付き次第被害状況を再確認のうえ、法適用を決定する予定である。

なお、被害状況報告にあたっては、次の事項に留意すること。

- ① 「人的被害」について「重傷」と「軽傷」の区分が詳細に把握できない場合は負傷者として整理すること。
- ② 「住家の被害」のうち「一部破損」は、指示した場合に限って報告すること。
- ③ 災害対策基本法第53条に規定する被害状況等の報告をも参考とし、相互に差のあるときはその理由を十分検討して報告すること

(2) 中間報告

- ア 時期 当該災害にかかる法適用市町村の指定が完了した後
- イ 内容 災害発生の日時及び場所、災害の原因、被害状況、法適用市町村名及び適用月日時、応急救助の実施状況等
- ウ 要領 中間報告は時間の経過とともに報告内容に変更が生ずるので、その都度報告するものとする。ただし、広域災害の場合には、通信の関係もあるので、被害状況、救助の種類別実施状況及び特に指示した事項については、あらかじめ時間を定めて報告すること。
- エ 方法 電話、ファックス又は文書

[例]

- ① 災害発生の日時及び場所
(発生報告の例参照)
- ② 災害の原因
(原因) 台風第E号による集中豪雨等のためI川が氾濫
(降雨量) 連続雨量 1,095 mm (〇日～〇〇日)
時間最大雨量 92 mm (〇日 〇〇時～〇〇時)
日最大雨量 735 mm (〇日)
- ③ 被害状況調 (平成〇年〇月〇〇午前〇時現在)
記録的な集中豪雨によりI川が氾濫したため、この流域にあるC町及びD町全域は甚大な被害を受け、両町にあわせた公共施設等の被害総額は約7億円と推計される。

被害の状況		市町村名			被害の状況		市町村名						
		C町	D町	合計			C町	D町	合計				
人的被害	死者	1		1	住家の被害	世帯数及び人員	全壊・全焼又は流出	世帯	271	17	288		
	行方不明							人員	902	58	960		
	負傷	重傷	10				10	半壊又は半焼	世帯	424	33	457	
		軽傷	7				7		人員	1,500	104	1,604	
	傷小計			17			17	一部損壊	世帯	188	59	247	
				17			17		人員	625	164	789	
計		18		18			床上浸水	世帯	45	22	67		
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流出	259	17				276	人員	144	90	234	
		半壊又は半焼	444	33				477	床下浸水	世帯	85	424	509
		一部損壊	190	59				249		人員	258	1,800	2,058
		床上浸水	48	22	70	災害発生日							
		床下浸水	74	424	498								

(注) 本表の数字は発生報告以降変更があれば適宜補正すること。

④ 法適用市町村名及び法適用月日時

C町 平成〇年〇月〇〇日午前〇時適用

D町 平成〇年〇月〇〇日午前〇〇時適用

⑤ すでにとった救助措置及び今後の救助措置等の見込み

現在までにC町及びD町において次の救助を実施したが、その費用は両町あわせて概ね4千万円程度と見込まれる。

なお、応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理については、一般基準をこえた戸数が見込まれるが、対象見込世帯の状況を詳細調査のうえ、必要があれば特別基準の適用を協議することとしたい。

区 分	C 町	D 町	合 計
避難所の設置	延 850人		延850人
応急仮設住宅の設置 (見込みも含む)	101戸	9戸	110戸
炊 出	延 850人		延850人
被服寝具その他生活必需品の給与	570世帯	72世帯	642世帯
医療及び助産	延 16人		延 16人
住宅の応急修理	127世帯	14世帯	141世帯
学用品の給与	267人	53人	320人
障害物除去	1世帯		1世帯

⑥ その他必要事項

a. C町の一部地域について水道管の破損があり、地域住民200世帯が断水しているが、自衛隊の給水車の支援により支障は生じていない。給水管等の復旧工事の進捗状況から判断し、明日中に全面給水できそうである。

b. 日本赤十字社の救護班による医療は〇〇日をもって終了し、重傷患者10名のうち2名をC町の町立病院に入院させ、治療中である。

(3) 決定報告

ア 時期 応急救助の完了後

イ 内容 災害発生の日時及び場所、災害の原因、確定した被害状況、法適用市町村名及び適用月日時、応急救助の実施状況及び救助費概算額等

ウ 方法 文書

[例]

① 災害発生の日時及び場所

(発生報告の例参照)

② 災害の原因

平成〇年〇月〇〇日、F半島附近に上陸し、〇〇日にかけて、当県を斜断した台風第E号(中心気圧920hPa、暴風半径200キロメートル、最大風速45メートル)は県東部地域に猛威をふるい、このため強風による家屋等の倒壊をはじめ、局部的豪雨による中小河川の決壊が相当数生じた。特にC町及びD町を流れるI川の河川水位は警戒水位(4.15)を大きく突破し、最高水位は、8.60に達し、流域各所で破堤、溢水が続発した。

(風速) 最大風速 45m/s (〇日〇〇時〇分)

最大瞬間風速 57.5m/s (〇〇日〇時〇分)

(降雨量) 連続雨量 1,095mm (〇日~〇〇日)

時間最大雨量 92mm (〇日〇〇時~〇〇時)

日最大雨量 735mm (〇日)

③ 被害状況

被害の状況		市町村名			被害の状況		市町村名					
		C町	D町	合計			C町	D町	合計			
人的被害	死者	1		1	住家の被害	世帯数及び人員	全壊・全焼又は流出	世帯	271	17	288	
	行方不明							人員	902	58	960	
	負傷	重傷	10				10	半壊又は半焼	世帯	424	33	457
		軽傷	7				7		人員	1,500	104	1,604
		小計	17				17	一部損壊	世帯	188	59	247
		計	18				18		人員	625	164	789
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流出	259	17			276	床上浸水	世帯	45	22	67
		半壊又は半焼	444	33			477		人員	144	90	234
		一部損壊	190	59			249	床下浸水	世帯	85	424	509
		床上浸水	48	22			70		人員	258	1,800	2,058
		床下浸水	74	424			498		災害発生年月日			

④ 法適用市町村名及び法適用月日時

(中間報告の例参照)

⑤ 救助の種類別実施状況及び救助費概算額等 (略)

救助の種目別物資受払状況

市町村名 _____

救助の種目別	年月日	品名	単位呼称	摘要	受	払	残	備考
避難所用								
炊出しその他による 食品給与用								
給水用機械器具								
燃料浄水用薬品資材								
被服寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用 機械器具燃料								
燃料及び消耗品								

- 注 1 「摘要」欄に購入又は受払先及び払出し先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
 3 各救助の種目別最終欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとに使用状況を記入すること。
 なお、「備考」欄に払高数量(使用数量)に対する金額を記入すること。

避難所設置及び収容状況

市町村名 _____

避難所の名称	種 別	開設期間 月 日～ 月 日	実人員 人	延人員 人	物品使用状況		実支出額	備考
					品 名	数 量		
	既存建物							
	野外仮設							
	天 幕							

- 注 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

炊出し給与状況

市町村名 _____

炊出し場の名称	月 日			月 日			合 計	実支出額 円	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計									

飲料水の供給簿

市町村名 _____

共有月日	対象人員	給水用機械器具								実支出額 円	備考
		名称	借上費			修繕費					
			数量	所有者	金額 円	修理月日	修繕費 円	故障の概要	燃料費 円		
計											

- 注 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
 2 「故障の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること

物資の給与状況

市町村名 _____

住家被害程度区分	世帯主氏名	基礎となった世帯構成人員 人	供給月日	物資供給の品名			実支出額 円	備考
				布団	毛布	〇〇		
計	全壊 世帯							
	半壊 世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者 氏 名 印

- 注 1 住家の被害程度に、全壊（焼）流失又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること。
 2 「給与年月日」欄には、その世帯に対して最後に給与された物資の給与年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。

救護班活動状況

○ ○救護班

班長：医師 氏

名 ㊦

月 日	市(区)町村名	患者数	措置の概要	死体 検案数	修繕費	備考
		人		体	円	
計						

注 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

病院診療所医療実施状況

市町村名 _____

医療機関名	患者名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院 点	通院 点		
								円	
計 機関	人								

注 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

助産台帳

市町村名 _____

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間 月 日～ 月 日	金 額 円	備 考
計					

注 「分べん期間」欄は出産のための入院等の期間を記入すること。

被災者救出状況記録簿

市町村名 _____

年月日	救出人員	救出用機械器具							実支出額 円	備考	
		名 称	借 上 費			修 繕 費					燃料費 円
			数量	所有者	金額 円	修理月日	修繕費 円	故障の概要			
	人										
計											

注 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみその借上費を「金額」欄に記入すること。

3 「故障の概要」には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

住宅応急修理記録簿

市町村名 _____

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
計 世帯				

学用品の給与状況

市町村名 _____

学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	世帯主 (親権者) 氏名	給与 月日	給与品の内訳						実支 出額	備考
					教科書			その他学用品				
					国語	算数		鉛筆	ノト			
											円	
計	小学校										円	
	中学校										円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏

名 ㊟

- 注 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。
 3 世帯主と親権者が異なる場合は、これを併記すること。

埋 葬 台 帳

市町村名 _____

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備考
		氏 名	年 齢	死 亡 者 との関係	氏名	棺 (付属品を含む) 円	埋葬又は 火 葬 料 円	骨箱 円	計 円	
計		人								

- 注 1 埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること

死 体 処 理 台 帳

市町村名 _____

処 理 年月日	死体発見の日 時及び場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理			死体の 一 時 保 存 円	検案料 円	実支 出料 円	備考
			氏 名	死亡者 との関係	品名	数量	金額 円				
計		人									

様式第 41 号 (福岡県災害救助法施行細則第 22 条)

障 害 物 除 去 の 状 況

市町村名 _____

住家被害程度区分		氏 名	除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき 状態の概要	備 考
			月 日～ 月 日	円		
計	半 壊	世帯				
	床上浸水	世帯				

様式第 42 号 (福岡県災害救助法施行細則第 22 条)

輸 送 記 録 簿

市町村名 _____

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借 上 費			修 繕 費			燃料費	実支 出額	備 考		
			使用車両等		金額	故障車両等		処理 月日				修繕 料	故障の 概 要
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏 名						
					円				円	円			
計													

- 注 1 「目的」欄は主なる目的（又は救助の種類名）を記入すること
 2 県又は市町村等の車両による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

14 福岡市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年4月1日
条例第24号

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)第3条・第8条及び第10条の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する被害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害をうけた世帯の世帯主に対する災害援助資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害をうけた当時、本市の区域内に住所を有していた者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 本市は、市民が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)第1条に定める災害(以下この章及び次章において「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡した者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に定める場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続き)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関して遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 本市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その疾状が固定したときを含む。)に決別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 本市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、次の各号に掲げる災害による当該世帯の被害の種類及び程度の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア. 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ. 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ. 住居が半壊した場合 270万円
 - エ. 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア. 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
 - イ. 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ. 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円
 - エ. 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円
- (3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「250万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項かつこ書の場合は5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 雑 則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規定で定める。

附 則 省略

15 福岡市防災関係局(区)緊急連絡電話, 無線番号

局 区 名	課 名	電 話 番 号	備 考
市 民 局	防災・危機管理課	711-4056 無線100	FAX 733-5861
	総 務 課	711-4064 無線116	FAX 733-5595
市 長 室	秘 書 課	711-4013 無線033	FAX(秘書課) 733-5862
	広 報 課	711-4016 無線036	
総務企画局	総 務 課	711-4044 無線037	FAX 724-2098
財 政 局	総務資金課	711-4163 無線039	FAX 733-5586
	自動車管理所	641-2261 無線198	FAX 641-2267
こども未来局	総務企画課	711-4170 無線057	FAX 733-5534
保健福祉局	総 務 課	711-4223 無線062	FAX 733-5587
環 境 局	総 務 課	711-4293 無線069	FAX 733-5592
経済観光文化局	政策調整課	711-4323 無線167	FAX 733-5593
農 林 水 産 局	総 務 課	711-4803 無線175	FAX(総務課) 733-5583
	農業施設課	733-5541	
	森林・林政課	711-4846	
住 宅 都 市 局	総 務 課	711-4383 無線900	FAX(総務課) 733-5590
	開発・建築調整課	711-4589	
	公園管理課	711-4407	

局 区 名	課 名	電 話 番 号	備 考
道路下水道局	総 務 課	711-4503 無線921	FAX(総務課) 733-5596
	河川計画課	711-4528	
	道路維持課	711-4488	
港 湾 局	総 務 課	282-7104 無線222	FAX 282-7771
消 防 局	警 防 課	725-6595 無線125#1	FAX 725-1074
水 道 局	総 務 課	483-3104 無線322	FAX 482-1376
交 通 局	総 務 課	732-4105 無線423#1	FAX 721-0754
教育委員会	総務企画課	711-4605 無線190	FAX 711-4600
議会事務局	総 務 課	711-4743 無線187	FAX 731-2131
東 区 役 所	総 務 課	654-1008 無線200#1	FAX 631-2131
博 多 区 役 所	総務企画課	441-2131 無線300#1	FAX 452-6735
中 央 区 役 所	総 務 課	718-1004 無線400#1	FAX 714-2141
南 区 役 所	総 務 課	559-5003 無線500#1	FAX 561-2130
城 南 区 役 所	総 務 課	833-4003 無線600#1	FAX 822-2142
早 良 区 役 所	総務企画課	833-4303 無線700#1	FAX 851-2680
	入部出張所	804-2011 無線721#1	FAX 803-0924
西 区 役 所	総 務 課	895-7003 無線800#1	FAX 895-7003
	西部出張所	806-0004 無線821#1	FAX 806-6811

16 防災関係機関電話番号

機 関 名	電 話 番 号
福岡財務支局	411-7281
九州厚生局	472-2361
九州農政局福岡地域センター	281-8261
九州運輸局福岡運輸支局	(本庁舎) 673-1190
九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所	752-8600
国土交通省大阪航空局福岡空港事務所航空保安防災課	621-2603
福岡海上保安部警備救難課	281-5865
福岡管区気象台予報課	725-3604
九州地方整備局福岡国道事務所	681-4731
陸上自衛隊第19普通科連隊	591-1020 (内)5438
福岡県警察本部警備課	641-4141 (内)5722
福岡県総務部消防防災課	641-4734
消防団(消防局警防部警防課)	725-6564
九州旅客鉄道株式会社施設部工事課	474-2452
西日本旅客鉄道株式会社福岡支社	(工務担当) 471-5822, (新幹線保線区) 952-3854
西日本高速道路(株)九州支社	762-1111, (久留米管理事務所) 0942-43-4612
西日本電信電話株式会社福岡支店サービス運営担当	714-8500
日本赤十字社福岡県支部	523-1171
日本放送協会福岡放送局	724-2800
日本通運株式会社福岡支店総務課	291-7112
九州電力株式会社福岡支店総務グループ	761-6381
西部ガス株式会社供給管理センター	633-2323
(社)福岡県LPガス協会福岡支部	633-3331
西日本鉄道株式会社	734-1552
西日本新聞社総務部	711-5171
社団法人福岡県水難救済会(県庁内)	651-1111 (内)2484
福岡県医師会総務課	852-1500
郵便事業株式会社福岡支店	713-2410
郵便局株式会社福岡中央郵便局	713-2411
独立行政法人都市再生機構九州支社	771-4111
福岡北九州高速道路公社	631-3282
福岡市社会福祉協議会	751-1121

発行 **福岡市防災会議**

担当部局 福岡市市民局防災・危機管理部
防災・危機管理課
TEL711-4056

印刷所 ロータリー印刷株式会社
TEL711-7741